昭和五十六年
第三回定例会
（九月十六日開会
十月　八　日閉会）

日野市議会会議録

（第十七号
第二十五号）

受付
56.12.9

日野市議会

昭和五十六年第三回定例会日程

九月十六日	（水曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告
九月十七日	（木曜日）	審査報告、議案上程、請願上程
九月十八日	（金曜日）	一般質問
九月二十一日	（月曜日）	一般質問
九月二十二日	（火曜日）	一般質問
九月二十四日	（木曜日）	一般質問、請願上程
九月二十九日	（火曜日）	審査報告
十月　七日	（水曜日）	審査報告
十月　八日	（木曜日）	議案上程

昭和五十六年
第三回定例会

日野市議会会議録目次

○九月十六日　水曜日（第一日）

出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……2
議事日程……3
開会……5
会議録署名議員……5
会期の決定……5
行政報告……6
諸般の報告……30
散会……31

○九月十七日　木曜日（第二日）

出席議員……33
欠席議員……33
出席説明員……34
議事日程……35
開議……39

（請願審査報告）　（文教委員会）
請願第五六―一七号　市立婦人センター建設に関する請願 …… 39
（都市整備産業建設委員会）
請願第五五―三八号　浅川沿い四丁目一一の五番地先の南に緑地公園の設置に関する請願 …… 40
請願第五六―一九号　町名設定に関する請願 …… 40
（特別委員会審査報告）
特別委員会審査中間報告の件 …… 49
（議案上程）
議案第　六一号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第二号）の専決処分の報告承認について …… 50
議員提出議案第一九号　日野市議会昭和五十五年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任について …… 51
議員提出議案第二〇号　日野市議会昭和五十五年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任について …… 52
議案第　六四号　昭和五十五年度日野市一般会計決算の認定について …… 52
議案第　六二号　昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 53
議案第　六三号　昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について …… 53
議案第　六五号　昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について …… 53
議案第　六六号　昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について …… 53
議案第　六七号　昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 53
議案第　六八号　昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 53
議案第　六九号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 54
議案第　九〇号　日野市衛生処理場浄化槽汚泥処理施設建設工事請負契約の締結について …… 55
議案第　九一号　日野市立日野第一小学校体育館改築工事請負契約の締結について …… 60
議案第　九二号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について …… 72
議案第　七〇号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 76
議案第　七二号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 77
議案第　七三号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 79
議案第　七四号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 79
議案第　七五号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について …… 80
議案第　七六号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 81
議案第　七七号　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 81
議案第　九三号　日野市老人憲章の制定について …… 83
議案第　七一号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について …… 85
議案第　八五号　市道路線の一部廃止について …… 86
議案第　八六号　日野都市計画土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について …… 87
議案第　八七号　日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について …… 88
議案第　八八号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について …… 90
議案第　八九号　日野市農業共済事業損害評価会委員の選任同意について …… 91
議案第　七八号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について（第三号） …… 93
議案第　七九号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号） …… 98
議案第　八二号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第一号） …… 99
議案第　八三号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第一号） …… 101
議案第　八〇号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号） …… 102
議案第　八一号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号） …… 104
議案第　八四号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第一号） …… 105

（報告事項）
報告第四号　交通事故（日野市高幡五八九番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について……106
報告第五号　交通事故（日野市三沢七〇一番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について……109
報告第六号　昭和五十五年度日野市土地開発公社決算の報告について……110
（請願上程）
請願第五六―二〇号　「程久保六六二番地地域山林緑地保存」に関する請願……115
請願第五六―二一号　日野市中央市民文化会館建設促進に関する請願……115
請願第五六―二二号　図書館分室新設に関する請願……115
請願第五六―二三号　地区センター早期建設を願う請願……116
請願第五六―二四号　中学校区変更に関する請願……116
請願第五六―二五号　心障学級（中学）設置に関する請願……116
散会……116

○九月十八日　金曜日（第三日）
出席議員……117
欠席議員……117
出席説明員……118
議事日程……119
開議……121
（一般質問）
谷長一議員　日野第一小学校体育館を来年三月卒業式までに完成させてください……121
川嶋博議員　市民要望に対する行政の対応策を問う……127
鈴木美奈子議員　福祉の町づくりを進めるために……135
古賀俊昭議員　生命の尊厳と行政について……143
散会……154

○九月二十一日　月曜日（第四日）
出席議員……155
欠席議員……155
出席説明員……156
議事日程……157
開議……159
（一般質問）
板垣正男議員　市民要望にこたえた文化施設の前進を図るために――プラネタリウム館の実現など――……159
本間久議員　駅周辺などの放置自転車対策にレンタサイクル（貸し自転車）方式を採用してはどうか……168
本間久議員　校庭開放に伴うトイレの設置など、町の環境美化について……178
飯山茂議員　地震対策について……189
飯山茂議員　標識と看板の管理について……197
米沢照男議員　教育・福祉行政など施策の充実のため、五十七年度予算はより積極的な編成作業を実施せよ……201
散会……220

○九月二十二日　火曜日（第五日）
出席議員……221
欠席議員……221

出席説明員……222
議事日程……223
開議……225
（一般質問）
高橋通夫議員……225
市の大地震火災対策はこれでよいのか……225
大越久雄議員……235
豊田駅南口区画整理事業についてその後の進捗状況を示せ……235
大越久雄議員……243
小中学校のクラス編成と教員配置について……243
竹ノ上武俊議員……251
百草・落川（大栗幹線）地域の下水道建設の促進について……251
竹ノ上武俊議員……260
最近の米軍機異状騒音の規制対策について……260
大柄保議員……268
区画整理終了と日野駅について……268
大柄保議員……274
今後のごみ収集行政について……274
大柄保議員……279
病院事務取扱いについて……279
散会……283
○九月二十四日　木曜日（第六日）
出席議員……285
欠席議員……285
出席説明員……286
議事日程……287
開議……289
（一般質問）
橋本文子議員……289
心身障害児の統合教育と、障害者の社会参加について……289
橋本文子議員……304
市立の小・中学校の通学区域の適正化について……304
藤林理一郎議員……308
市民に時を知らせるチャイムを復活する考えはないか……308
一ノ瀬隆議員……311
合成洗剤追放への取り組みを怠るな……311
一ノ瀬隆議員……318
障害者雇用の拡大のために……318
一ノ瀬隆議員……328
平和を守るために、核廃絶のために市も努力を……328
秦正一議員……331
再び市民総合運動場と市営球場の設置計画及び市民文化会館の建設の見通しについて問う……331
（請願上程）
請願第五六―二一六号……340
新田堀用水路改修工事に関する請願……340
請願第五六―二一七号……340
通行規制等設定に関する請願……340
請願第五六―二一八号……340
老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願……340
請願第五六―二一九号……340
高幡不動駅裏側の用水路上に自転車置き場設置に関する請願……340
請願第五六―三〇号……341
高幡不動駅周辺の自転車置き場異常事態早期解決を願う請願……341
請願第五六―三一号……341
豊田駅南口下排水路設置に関する請願……341
請願第五六―三二号……341
郵便貯金問題に関する陳情……342
散会……342
○九月二十九日　火曜日（第七日）
出席議員……343
欠席議員……343
出席説明員……344
議事日程……345
開議……347

（議案審査報告）
議案第　九〇号　日野市衛生処理場浄化槽汚泥処理施設建設工事請負契約の締結について……347
議案第　九一号　日野市立日野第一小学校体育館改築工事請負契約の締結について……351
散　　会……352
○十月七日　水曜日（第八日）
出席議員……353
欠席議員……353
出席説明員……354
議事日程……355
開　　議……361
（議案審査報告）
議案第　五五号　日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定について……361
議案第　六九号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……366
議案第　九二号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について……366
（総務・文教・厚生・都市整備産業建設委員会）
議案第　七八号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について（第三号）……369
（厚生委員会）
議案第　七〇号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……379
議案第　七二号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について……379
議案第　七三号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について……379
議案第　七四号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について……379
議案第　七五号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について……379
議案第　七六号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について……379
議案第　七七号　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について……379
議案第　九三号　日野市老人憲章の制定について……382
議案第　七九号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号）……385
議案第　八二号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第一号）……385
議案第　八三号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第一号）……385
（都市整備産業建設委員会）
議案第　七一号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について……386
議案第　八五号　市道路線の一部廃止について……387
議案第　八六号　日野都市計画土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について……387
議案第　八七号　日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について……387
議案第　八八号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について……387
議案第　八〇号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号）……388
議案第　八一号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）……388
議案第　八四号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第一号）……388
（一般会計決算特別委員会）
議案第　六四号　昭和五十五年度日野市一般会計決算の認定について……389
（特別会計決算特別委員会）
議案第　六二号　昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について……402
議案第　六三号　昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について……402
議案第　六五号　昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について……402

議案第　六六号　昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について……402
議案第　六七号　昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について……402
議案第　六八号　昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について……402
（請願審査報告）
請願第五六―一〇号　市民ギャラリー早期開設を要求する請願……406
請願第五六―一二号　市民ギャラリー早期開設のための請願……406
（文　教　委　員　会）
請願第五六―二一号　日野市中央市民文化会館建設促進に関する請願……417
（総　務　委　員　会）
請願第五四―三〇号　韓国の自主的平和統一に関する請願……418
請願第五六―三二号　郵便貯金問題に関する陳情……418
（文　教　委　員　会）
請願第五五―二三号　南平地区に幼児教育施設を早期に建設せられたく請願……418
請願第五五―二八号　（ソフトボール）運動場増設に関する請願（三項）……418
請願第五五―三二号　市立第五幼稚園の二年保育を早期実施するための請願……418
請願第五六―一三号　通学路整備に関する請願……418
請願第五六―一八号　新井橋際河川敷を避難場所及びソフトボール諸運動場設置に関する請願……418
請願第五六―二二号　図書館分室新設に関する請願……418
請願第五六―二四号　中学校区変更に関する請願……418
請願第五六―二五号　心障学級（中学）設置に関する請願……418
（厚　生　委　員　会）
請願第五五―　七号　日野市の保育行政の充実を求める請願（二項）……419
請願第五五―二〇号　違法開発行為についての請願……419
請願第五五―三一号　日野市立じゅんとく学童クラブの移転計画及びグラウンド返還についての請願……419
請願第五五―三三号　公共施設における合成洗剤使用中止に関する請願……419
請願第五五―三五号　グリーンボックスに関する請願……419
請願第五六―一四号　日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願……419
請願第五六―一六号　給水本管の口径変更に関する請願……419
請願第五六―二三号　地区センター早期建設を願う請願……419
請願第五六―二八号　老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願……419
（都市整備産業建設委員会）
請願第五三―五八号　流域下水道事業建設計画に反対する請願……419
請願第五四―　三号　用途地域線引き見直しに関する陳情……419
請願第五四―　五号　家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願……419
請願第五四―三四号　一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願……419
請願第五四―四六号　一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情……419
請願第五五―一二号　住宅環境保全に関する請願……419
請願第五五―二四号　「用途地域等の変更市案」に都道百七十三号線沿いの南平一部区域を近隣商業地域として盛り込むことに関する請願……419
請願第五五―二九号　みなみが丘住宅南側斜面の管理に関する請願……419
請願第五五―三〇号　用水の架橋反対に関する陳情……419
請願第五六―二〇号　「程久保六六二番地地域山林緑地保存」に関する請願……419
請願第五六―二六号　新田堀用水路改修工事に関する請願……419
請願第五六―二七号　通行規制等設定に関する請願……419

請願第五六－二九号　高幡不動駅裏側の用水路上に自転車置場設置に関する請願 …… 419
請願第五六－三〇号　高幡不動駅周辺の自転車置き場異常事態早期解決を願う請願 …… 419
請願第五六－三一号　豊田駅南口下排水路設置に関する請願 …… 420
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 420
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 420
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 420
ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 421
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 421
（請願上程）
請願第五六－三三号　日野台五丁目の幹線道路の公道化に関する請願 …… 421
延会 …… 422

○十月八日　木曜日（第九日）

出席議員 …… 423
欠席議員 …… 423
出席説明員 …… 424
議事日程 …… 425
開議 …… 427
（議案上程）
議案第九四号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 427
議案第九五号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 427
議案第九六号　日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 427
議案第九七号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 438
午前零時五十分休憩後、再開に至らず閉会 …… 440

九月十六日

水曜日

（第一日）

昭和五十六年
第三回定例会

日野市議会会議録

第十七号

九月十六日　水曜日　（第一日）

出席議員（二十七名）

一番	黒川重憲君	十六番	奥住芳雄君
二番	市川芳太郎君	十七番	石坂勝雄君
三番	秦正一君	十八番	滝瀬敏朗君
四番	飯山茂君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
八番	古賀俊昭君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十二番	本間久君	二十七番	高橋通夫君
十三番	橋本文子君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君		

欠席議員（一名）

二十六番	杉山寅三郎君

欠　員

十一番　　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	結城邦夫	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　柿崎洋子　君

議事日程

一　会議録署名議員の指名
二　会期の決定
三　行政報告
四　諸般の報告

本日の会議に付した事件
日程第一から第四まで

昭和五十六年九月十六日（水）
午前十時開会

午前十時三十三分開会

○議長（滝瀬敏朗君）　これより昭和五十六年第三回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十五名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、

十五番　板垣正男君

十六番　奥住芳雄君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（石坂勝雄君）　九月の十二日の午前十時から議会運営委員会を開きまして、第三回の定例会の会期、一般質問の順位、議案、請願の付託先等の諮会運営委員会で決まったことを御報告申し上げます。

今定例会の会期は、本日十六日より十月の七日の火曜日までで、二十二日間といたしました。実質審議は十四日であります。休会の日は八日でございます。お手元に配付されている日程表のとおりでございますが、簡単に日程等の御説明をいたします。

十六日、行政報告、諸般の報告、十七日に閉会中の審査の報告、議案の上程、請願の上程であります。今議会の議案は、三十三件であります。議案が三十一件、即決の議案が二件、報告事項が三件ですか、以上であります。

それで通告質問を十八日、二十一日、二十二日、二十四日の四日間でございます。それから議案の上程、その後に会期に入ってから請願等があった場合には、請願の上程がございます。

二十五日が常任委員会。先般と逆になりまして総務委員会と文教委員会。

二十八日が常任委員会。常任委員会は厚生、都市整備産業建設委員会。

二十九日の審査報告とございますのは、緊急を要する契約案件の議案の九〇号と九一号の二件が、執行者の方から、緊急性を要するので月内に議決してもらいたいということで、この日に、特別委員会に先駆けて午前十時より審査報告をする、こういうことに一応議会運営委員会では決定いたしました。

引き続いて、一般会計の決算特別委員会を三十日、十月の一日、二日、三日間をとりました。

そして五日に特別会計決算特別委員会を予定しております。

六日はまとめで休会いたしまして、七日の日に審査報告、議案の上程、請願の上程であります。

それからつけ加えますが、追加議案があります場合には、先ほど申し上げましたように、二十四日に追加議案が上程される。この追加議案の予定とされるものは報酬の関係の議案だ、ということを理事者側から説明がございました。

以上のとおりが今定例会の会期を議会運営委員会で決定いたしました点でございます。よろしくお願いいたします。

失礼申し上げました。一般質問の順位に、お手元に第一番目に古賀俊昭議員となっておりますのが、答弁者の都合により、古賀議員を四番、よって二番目の谷議員が一番、川嶋　博議員が二番、四番であった鈴木美奈子議員を三番といたします。一番の古賀議員を四番と、ただいまの本会議の開かれる前の議会運営委員会でそのようにいたしましたことをつけ加えて、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日より十月の七日まで、期日二十二日と決定いたしました。

次に日程第三、行政報告を行います。市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本年の九月定例議会をきょうからお願いをすることになりました。よろしくお願いをいたします。それで、六月議会以降の行政報告は、お手元に印刷物で提出をいたしております。私から三件、主要なことにつきまして報告をいたします。

その一つ、昭和五十七年度東京都予算編成に対する要望についてであります。昭和五十七年度の東京都の予算編成に対する多摩地区二十六市の要望事項を、去る九月二日、東京都市長会を通じて、関係各局に提出いたしました。

昭和五十六年度の予算では、都の財政再建に協力し、補助金等の削減を認めざるを得ませんでしたが、来年度以降は、都の財政再建の目安が立ったと考えられるので、削減した補助金のうち必要なものを復活させ、さらに新たな行政需要にも予算措置を講じるよう、強く要望した次第であります。日野市からのものは、お手元の配付資料を参考にしていただきたいと思いますが、十二局、四十一件の要望事項を提出いたしました。今後とも議員各位の御協力と御理解をお願いする次第であります。

その二は、日本住宅公団による西平山開発整備についてであります。かねてから日本住宅公団による西平山地区の開発立案について、市としたびたび協議を行っております。市としては慎重に検討した結果、無秩序に市街化が進んでいる現状から、将来の都市計画を考えて、住みよい町づくりを促進するために、

公団施行の区画整理方式による地域の整備を強く要請しております。公団側も当初の集合住宅の建設を考え直し、その後市の考え方に同調し、いま具体的な検討に入っております。今回上程の補正予算議案の中に、六百万円の委託料を計上しておりますが、これは都市計画推進の準備として、宅地供給促進計画を策定するための調査でありまして、区画整理の基礎とも言うべき「A調査」に該当するものであり、区域の決定や方法についてはこの調査を参考に、関係機関等に十分調整を図り、なるべく早く発足するよう努力したい所存であります。議会にも御理解をいただきますよう、このたび御報告する次第であります。

その第三は、地域保健協議会の諮問についてであります。市民の健康づくりと人間性豊かな生活の実現を目指し、「第三次日野市地域保健協議会」の発足をこのたびお願いいたしました。去る八月二十八日に発足したこの地域保健協議会は、従来の委員に三名を増員し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市議会議員、その他保健所、消防署の行政機関の代表に市民の学識経験者を加えた十八名の委嘱からなり、総合的な医療体制のあり方について、審議をお願いするものであります。なお今回行いました諮問は、主として「南部地域における医療体制のあり方について」という主題であります。協議会委員の名簿は別紙のお手元に配付してあります資料のとおりであります。

以上をもって私からの行政報告を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　次に助役から報告を求めます。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　ごみ処理に対する二十四時間体制について御報告申し上げます。

清掃課所管のごみの焼却処理については、かねてより稼動時間の延長を必至とする事情にありましたが、本年第二回定例市議会にお願いいたしました「日野市職員定数条例の一部改正」の議決によって、必要な職員増を認めていただきました。早速所要の職員十名を採用し、四班編成の上、一定の研修を終え、去る九月一日よりこのごみ焼却処理に対する二十四時間稼動体制を実施するに至りました。

現在、焼却現場の稼動は、順調に進んでおりますが、ごみ一貫処理の課題と市民生活の関係は、ますます複雑化いたしますので、将来を見通した対応に一層の努力が必要と考えております。

以上、議会の御理解に感謝し、あわせて御報告をいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般についての質疑に入ります。谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　教育長に青少年の非行化について質問いたします。長い夏休みも終わったわけでございますけ

れども、昨年に比較しまして、夏休みの青少年の非行化に関する件数、これらは増加したのかどうなのか、またその夏休みの中において、また以後におきまして、特にこれらは改めなければならない、または通達等、非常に強い教育委員会としての姿勢を出さなければならないというような件を質問いたします。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　一学期における青少年の非行については、いろいろ問題がありました。それは、そのたびごとに新聞紙上などでも一部出ていたと思いますが、そういうことを考えまして、この夏休み、あるいはさらに二学期、こういうものに向かってどういう方向になるんだろうかということを見きわめまして、この夏休みに入る前に、各学校が父母、あるいは地区の人たちと、その対策について会を重ねて協議をいたしてきております。その結果であったのかどうかは知りませんけれども、この夏休み中におけるそういう大きな課題、問題はほとんどなかった、こういうふうに考えております。ただ、万引きとかその他の非行は幾つかあった、ということになっておりますが、この細部については、いま生活指導主任会などを開いて、詳細については、いま集計中でございます。それから夏休みが終わりまして、例年になく大変穏やかに二学期に入った、こういうふうに学校全般からいえばそういう傾向が見られます。これは各学校からもそういう報告をもらっております。

ただ、その中で残念なのは、二件ほどございまして、その一つは、もう皆さんも御存じの方もいるかと思いますが、大坂上中学校の女の子供が七人ばかりで――これは五日でございますね、土曜日の放課後、三年の女の生徒七人が、三階のお手洗いで二年生の二人を呼んでそしてリンチを加えた、こういう事実がございます。それに対しましては、リンチは絶対に許さない、という姿勢を強くとっておりますので、親を呼び、そしてまた被害を受けた子供たちには、おびえてるような面もありますので、しばらくの間うちで頭を冷やしながらひとつ指導をしようということで、いまその方向で進んでおります。その子供の首謀者というのは、現在保護観察中の子供でございまして、ほかの市からことしの初めに転校してきた子供でございまして、それが一つの首謀者になって、問題を起こしたということでございますが、これについては、保護観察中のことでございますので、家裁などにも報告をして、今後どんなふうに指導していったらいいか、というようなことについては、慎重に対応していきたい、こんなふうに思っております。

それからもう一つは、これは三沢中学で起こった問題でございますけれども、これは、たしか四日の日のお昼休みだったと思いますが、校内で爆竹を鳴らす、というような事件が起こりました。これについても強く指導を加えております。

なお、大坂上でございますけれども、学校の発足以来、一年間の努力によりまして、大変正常化してきまして、むしろ生徒会などを中心にして、自分たちの生活指針というようなものをしっかり見きわめていこうじゃないか、という方向がだんだん生まれてきまして、男子などは、特にほとんど問題なしに現在に至っているというふうな状況ですが、いま言った女子の方のリンチ事件というようなものが起こっております。私の把握しているところは以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　ただいま教育長の答弁されました件につきまして、この生活指導の件につきましては、その指導要領、指導の内容は、ただいま集計中であるということでありますので、その集計されました結果をひとつ文書で、できましたらお知らせ願いたいと思います。

それから、この青少年の非行化ということは、やはりこれは社会の問題、家庭の問題、また学校の問題、その他諸般のいろいろな問題が私はあると思うんです。このような社会が多様化された中においては、当然といえば当然といえるかもわかりませんけれども、どうしても将来の日本を担う青少年ですから、教育委員会におきましてはもちろんですけれども、市長もこれを未然に防止する、どうしても以前に、行う前に防止してもらいたいということを強くお願いいたします。それらに関して、ひとつ市長に、この青少年の非行化ということに対して今後どのような未然防止策、これらをお考えになっておるか、お聞きいたします。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　青少年の非行という一つの社会風潮に対しまして、地域社会としても大変憂えておるわけであります。青少年問題協議会という組織がございまして、私が会長の役を受けておるわけでありますが、これは関係機関が現状を認識し合う、そうしてある程度の対策の意見を交換するという役割りになっておりますが、これだけではなかなか今日の状況に対して十分な機能をいたしません。そこで私は、市内のいろいろな住民組織があるわけでありますから、学校の内部のことはひとつ学校で責任を持っていただく、それから家庭のこともこれは家庭に責任を持っていただくわけですが、地域社会として、やはりそういう子供に対します健全育成の姿勢をとっていかなきゃいけない。それには住民組織が地域ぐるみという形で手をつないでいくことが重要である、このように考えております。

青少年問題に対します非行防止は、これは地域の環境浄化ということから取り扱うべき問題も多々あると思っておりますので、今後コミュニティ組織をますます機能化することによって、手をつないで、みんなで子供たちをよく守っていく、こう

いう地域の体制固めをしたい、このように考えております。その組織につきましては、いま検討中というよりも練りつつございますので、遠からずスタートしたい、このように思っております。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　行政報告の中で、これは四十四ページになると思いますけれども、福祉部の主に関係ではなかろうかと思いますけれども、特にここで私ちょっと聞いておきたいのは、高齢者の理美容券の利用状況が、この数字を見ますと、理容の方が二七・一％、美容の方が一九・七％、平均トータル率が二二・七％、このような状況で、四分の一弱というような状況になっている。もう一つは、身障老人の機能回復の利用状況ですけれども、これにつきましても、一三・五％という、非常に率的に低いんですけれども、私どもこれは森田革新市政になってから、ともに、やはりお年寄りのために、あるいは身障老人のために、あるいはマッサージ師のために一生懸命努力を、特に市長を中心としまして、されてきた問題でありますけれども、大分低いようでございますけれども、これらにつきましてどのように、まあ六月現在だからこのように低いのか、あるいはこのままいきますとやはり同じようなパーセントを保っていくのかどうなるのか、まず第一点、その問題を聞いておきたい。

　それからもう一つお聞きしたいんですけれども、特に私、たびたび市の行事に参加をいたしますけれども、先般も戦没者の慰霊祭等もございましたけれども、そういうときに、いろいろ、いま並び方の問題だというわけではないんですけれども、私は少なくとも革新市政下にあって、やはり前に並んでいる人たちがほとんど防衛庁関係だとか、あるいは警察庁関係だとか消防庁関係だとか、そういうような形で並ばれているというところに少し問題があるんじゃないかなと。その後に市議会議員というような形で行われる行事がややもすると多い、非常に。そういう点につきまして、やはり革新市政下においては、もう少し配慮が必要ではなかろうか、というような点を考えます。その辺についてはいては、十分胸中を察していただければわかると思いますけれども、私の方は一貫してそういうような、現在の政治状況から見た関係上、あらゆる問題について、それはそれなりに皆さん各団体で御努力をされていることでありましょうけれども、やはり革新市政らしき状況をつくり出していただくことがいいんじゃなかろうか、というふうに思われますので、その点について、今後いろいろと気を配っていただきたいという点を、私はつくづく感じるものがあります。それは、われわれは後だから、前だからということじゃありません。はっきり言いますと、極端に言いますと、革新市政下であれば革新市政下なりの、やはり戦争政策に反対する人たちが前面に出るべきである、そ

のように思うからであります。そのようなこと。

　それからもう一つだけひとつ聞いておきたいのですけれども、これは、日野市地域保健協議会の委員の名簿、この人たちが云々ということじゃ決してございません。そういうことじゃなくて、いつも思うのは、たとえば学識経験者、あるは知識の経験者というときに、決める際、どれをもって基準にしているのか。市内十四万六千名の人口を抱え、九万八千有余の有権者を持っているわけですね。そういう中で、どのような形でもってこれが決められていくのかということをお聞きしたいんですね。私も七年間議員をやってきましたけれども、常々、いつもぼこぼこ名前がいろいろ出てきますけれども、その人たちはそれなりにりっぱだと私は思います。だけども、どういう形で決まっているのか、その辺を私たら全然知りませんので、これにつきまして、そろそろ、基準というものが、どういう形で選ばれていくのかというその基準を、それぞれの部署でもってそれ相当の問題のときには、たとえば地域協議会だったら福祉の関係だから、あるいは病院の関係だからそれでいこうということでいくのか、あるいは市長の方から任命権者になってやるのか、その辺がはっきりしないものですから、そういう基準の、すべての行政委員、この基準について、いわゆる知識人、あるいは学識経験者という人を選ぶ際、あるいは土地区画整理だとか審議委員だとか、そういうものを選ぶ際の基準ですね、この辺のところをちょっと明らかにしていただきたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは最初の高齢者あるいは身障老人機能回復、この利用率の問題でございますけれど、これにつきましては、年度の最終におきましては、たとえば高齢者の理美容関係でございますけれど、五十五年度を例にとりますと、これが約七五％以上になっているわけでございます。したがいまして、月数が三カ月ということで、ここに載せている状況でございます。それから身障の方でございますけれど、これにつきましても同じく、約、これはちょっと低いんですけれど六五％、このような状況になっているわけでございます。

　それから、いま一つの戦没者追悼式の関係でございますけれど、これに対する関係ですけれど、当市といたしましては、従来からの慣行によりまして、このような形で行ってきてるわけでございます。当然これにつきましては、国、都あるいは他市の状況等も参考にいたしまして、こういったものができ上がっているということでございます。そういう中で御指摘もございましたので、今後検討していきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この間の慰霊祭につきまして、私も、献花をしていただく順序というようなことにつき

まして、早速、主管課長に指示をいたしました。つまり、議員さんを最初に全部やっていただくというのが当然の順序だというふうに思っております。（「そうじゃないよ」と呼ぶ者あり）したがいまして、革新市政とか、そういうこととはそう直接の関係はありませんけれど、人に対する敬意の表し方がおのずからある、それから統一の行事の一つの組み方がある、このように考えておりますから、来年は失礼のないようにいたしたい、このように思っております。

それから審議会あるいは行政委員会等の、市長の責任におきましての人事の選任でありますけれど、これは、選出母体として決められたものもありますし、それから、広く一番適切な人ということを探しましてお願いをする、ということもあるわけでありまして、基準はつまり、市民に代表される見識のあると、こういうことに強いて言えばなると思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　大体、市長の言わんとしているところはわかりましたけれども、私は、各種行政委員会、あるいは知識人並びに学識経験者などを選びながら、行政を市民とともに進めていこうということでの姿勢についてのいろいろな配慮はわかるんですけれども、こうずっと見てみますと、大体名前が出てきて、一人何役も持っている人がいっぱいいるんですよね。私市民の中を見ますと、新市民も含めて、かなり有能な方がたくさん埋もれているというふうに思うんですね。何か旧来からちょっと名前が売れてる、あるいはちょっと市役所へ顔を出したからといって、その人が市民を代表していると決して思わないし、そういうような状況の中から、全体を含めてもっともっと、たとえばの話、青少年協議会一つとってみても、若い人が非常にいないんですよね。非行だ非行だなんて騒いでたって、おとっつあん連中ばっかでもって議論したって、これはなかなか、軍国主義教育を受けてきた人、なかなか頭が違いますよ。そして、そういう若い人たちなんかも入れながら、そして老若男女を問わず入れながら、やっぱりそういう一つのグループをつくっていく。あの青少年協議会を見てみたって、女性なんか加わっていないでしょう。若い人もいませんよね、たとえばの話。そういうふうな形で私はやっていかなければ、さつき谷議員が幾ら質問したって、非行なんかなくなりっこないんだし、あるいはほかの行政委員会についても、やはりそうした人たちの、新しい感覚を持った方々が市内にたくさんいる。その選び方については、いろいろ方法があってもいいと思いますけれども、もっともっとやはりそういった点について配慮をしないと、いつも候補を見ると、またこの人か、またこの人かというような形では、私は新しい日野市が開けないんじゃなかろうかと思います。私自身も、もうすでに四十をちょっと過ぎましたけれども、もう若いと思っていません。もっともっと若い人の中でも優秀な人がいる。そういうような状況の中でこれからも鋭意努力をしていただかなければ私はいけないと思います。そういう意味では、お年寄りのすぐれた方、中年のすぐれた方、それからまた青年の、それでまた婦人のと、こういうような形で、各種行政委員会なんか見ましても、すべてがもう何か知らないけれども、そういうような状況が非常に多いというところに私は若干問題を感じていたわけですけれども、これからもぜひひとつそういうような状況については、鋭意努力しながら、新しい人材の発掘をぜひ打ち立てていかないと、一人の者が幾つもの役職を持っているような形では、私はうまくいかないだろう、いわゆる兼職が多過ぎるというふうに思います。そういうような状況の中で、今後十分ひとつ検討をいただきたい。

それから福祉部長が答弁されていましたけれども、このままでいきますと、いずれにしましても、利用率がそう上がるような感じがいたしませんので、これらにつきまして、啓蒙が私は足りないんじゃないか、せっかくいい施策を市長の方でつくっても、担当課の方でさらに努力をされて、利用率を上げるように考えなければいけないんじゃなかろうか、というふうに常々思うんですね。そういうような状況の中で、きのうも出席いたしましたけれども、敬老の日、きのうありました。たくさんのお年寄りが参加をされておりましたけれども、ぜひあらゆる機会を通して、もっと啓蒙に努力をされた方がいいんじゃなかろうかというふうに思いますので、そこら辺は意見として言っておきたいというふうに思います。これは答弁されてもされなくても、議事録に残しておかれて、後でもって、なるほどと感じたらそういうふうにしていただき、本間の言うことは間違っている、こう思えばそれで結構ですけれども、そのようなことで、努力をひとつお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　二つ質問を行いたいと思います。一つは歯科保健の報告が載っておりますけれど、これはたしか歯科衛生士を採用しまして、幼稚園あるいは保育園の子供たちを対象にする歯科衛生活動を行ったことの報告だと思いますけれど、対象とする児童が、あるいは子供たちが、ここに報告された節囲内にとどまるのか、あるいは保育園等も含めましてもっと範囲を広げるのか、ということが一つですね。それに加えまして、今後のことで要望も含めて質問いたしますけれど、この歯科保健の活動を行うことによって、虫歯の広がりを防ぐ、あるいはこういう効果が出てきた、ということの調査を必ず毎年行っていくということをお願いしたいと思うんですよ。これはなかなか、歯みがきのみがき方を教えただけで急に虫歯が少なくなった、客観的にそういう事実が出てきた、ということを記録にあらわすのは、これはある面では大変むずかしい点

があるかと思いますけれど、しかし、一つのこうした衛生活動の効果というのは、どういうところであらわれるかということの調査は、やっぱり必要なんじゃないかと思いますので、その辺の考えは持ってるかどうか、ひとつお伺いしておきたいと思います。

それからもう一つは、建設部になりますかね。たしか用水にこいの稚魚の放流がことしも行われたと思うんです。これはことしで三年ぐらいになりますね。これはこれで市内の用水、あるいは河川の清流を取り戻す運動の一つとしまして行政が行ってることだと思うんです。それなりの効果をあらわしてきてるものと受け取っているわけですけれど、そのことでちょっと関連しまして、担当部長なりあるいは市長にちょっとお伺いしたいんですが、きょうの新聞に、ある新聞など一面で報道もしておりますけれど、札幌市で豊平川にサケを取り戻した、というニュースが伝えられているんですね。もうすでに三年前から、市民あるいは行政が一体となりまして、稚魚の放流から行われて、ついにバック・サーモン、サケが戻ったということで、全国的にマスコミでも取り上げられた、ということなんですね。これは、一つは日野市が行ってることと、考え方は私はかなり同じなんじゃないか。自然を取り戻す、あるいはきれいな川を取り戻すということの発想から、そういうことの考えも出てきて実行に移された。それがみごとによみがえった、ということがあったわけですね。そういうことを考えますと、日野市で行っている用水の稚魚の放流が、ここ何年か実施して、そういうものを通じての清流を取り戻す意識の高揚、あるいは実際の行為がかなり高まってきた、あるいはこうこういうところに一つの効果が出ている、というようなことがありましたら、ひとつ御報告なり意見を聞かせていただきたい、と思うのです。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　歯科保健の活動の関係につきましては、一応、市内の公私立幼稚園、保育園、在園児の五歳児を対象にしてやっております。大体、該当人員が三千人程度いらっしゃるということで、これらを全部一年に二回、巡回指導をする、そういうことで、現在もそういう方向で巡回指導をしているところでございます。それから、その調査のデータにつきましても、歯科保健衛生士が、ちょっと私ここに手元にございませんけれど、いろいろのデータをつくってございますので、それらは必ず後日生かされる、そういうような感じを持っているわけでございます。具体的にはちょっと申し上げられませんけれども、一応、先ほど申し上げたように、歯の汚れテスト、あるいは歯みがき指導、食生活指導、このような三面の指導をしているわけでございますから、これらについてまとまりましたら、また後日、年間のがまとまりましたら御報告を申し上げたい、かように考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいまの御質問の、用水への稚魚の放流でございますが、ことしで三年実施したわけでございますが、用水に放流いたしました稚魚は、一部多摩川あるいは浅川に行きまして、大分大きくなっているというふうに聞いております。（「どうしてわかるんだ」と呼ぶ者あり）大名淵あたりには、きれいな模様のついたこいがたくさん泳いでいるというふうにつり人からも聞いております。これからも用水をきれいにいたしまして、稚魚が、あるいは魚がますますみよく、子供の川に親しむ機会を与えよう、というふうに考えておりますので、御協力のほどをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　それは大変結構なことなんですが、ひとつ今後も努力を行っていきたいと思うのです。市長にこの際ですから、先ほど私質問したようなことに関連させまして、この稚魚の放流から、さらにもっと発展させるというようなことはお考えじゃないかどうか、という点だけをちょっと質問しておきたいと思うのです。また委員会等で、この問題を私もう少し深く論議をしたいと思いますけれど、きょうは、そのことだけを質問しておきたいと思うのです。

それからついでですので、ちょっと私気がついたので、この「東京都に対する予算編成に対する要望書」、これをぼくら配られて市長も先ほど報告されましたけれど、この表題に「五十七度予算東京都云々」というふうに書いてある。これは公文書だとしますと、ちょっとまずいんじゃないか。議会に提出するものとしてもまずいですけれど、その点今後ちょっと気をつけていただけたらよろしいんじゃないかと思いますのでつけ加えておきたいと思うんです。（「初歩的ミスだ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この清流運動は、きわめて広範な関係があるわけでありまして、市民の方々の意識をまとめていく、ということに一番重点があると考えております。そうして水に関心を持ってもらう一つの手段として、特に子供を通じて、一緒に川に稚魚を放つことによって、川に関する、あるいは生き物に関するそういう触れ合いのきっかけをつくりたい、これが放流の趣旨であります。大分川はきれいになったとは言われておりますけれど、浅川の上流にはやっぱり八王子市がありますし、ようやく八王子市もそういう運動が始まるやに聞いておりますから、行政間の連絡も取りまして、もっと具体性のある、そして計数として、数字としてあらわされるような、そういう蓄積をやっていきたい、このように考えております。まあ、似たり寄ったりの伝統漁法のことも、ことしもやってもらったわけですが、要するに、本来は、多摩川にはアユがすんで

るというのが多摩川の姿ですから、ぜひそのところまで川に関する関心を高めていく、それによって水をきれいにし、もとどおりに魚がすめる、特にアユがすめる、そのような環境にすることが一番目標になる、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　先ほど市長からの報告の三項目ですか、保健協議会からの諮問に対する答申に関連して、お聞きしたいと思います。

この答申を見ますと、大変健康づくり、あるいは福祉の増進、こういう面から適切な、しかも積極的な提言じゃないか、というふうな受けとめを私はしておるわけです。しかしこの答申を、あるいは提言を、全面対応、あるいは実践、こういうふうな面からはまだまだ多くの討議なり、あるいは時間もかかる、こんなふうな考え方も持っております。したがいまして、当面はこのりっぱな答申をできるだけ尊重する、あるいは活用する、こうした面から、現在の市立病院あるいは休日準夜の診療施設、こういうものの機能をもっと市民の健康管理あるいは予防、あるいは相談、こういうふうな面にまで機能等を充実したらどうか、というふうな点と、さらには市民の健康増進という面からも、現状の体育施設あるいは運動施設、こういうものもなかなかまだ不十分だ、こういう面から、こうした問題を一つの答申を活用する重点的な課題として、いま少し積極的に取り組む必要があるんじゃないか、こういうふうに思います。この点についての市長の受けとめ、あるいは見解等お聞してまいりたいというふうに思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　昨日の敬老の日にも、お招きをしました老人の方に申し上げたんですが、健康ということが一番福祉の、あるいは幸せのもとになることですから、健康をどのようにつくっていくか、これは地域社会として大変取り組むべき重要な課題だ、と考えております。そして、いまの一般の生活といたしましては、むしろ健康からなるべく距離をもって、遠のいていくような方向に一面ある事情がいろいろあるわけですから、食生活もそうですし、それから、かつては労働によって一つの体が鍛えられていたわけですが、今日は労働いたしませんので、どうしてもスポーツ的な手段によって筋骨をつくっていく、ということになるわけであります。したがって、スポーツなどによって健康づくりをし、それによってむしろ医療に対する投資をそちらの方に向けるぐらいなことの方が、かえって効果的ではないか、というふうに思えるわけであります。そういう意味で、結構な答申をいただいておりますから、できることから順序をつけてひとつ整えていこう、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　二点ばかりお聞きしたいと思うのですが、第一点は、市長のさっきの行政報告の中にありました東京都予算編成に対する要望書なんですが、これは見方によれば、東京都二十六市というんですか、市長会の全体的な問題と、日野独自の問題とがあるんではなかろうかと思うんですが、その点で国も臨調の中で、非常に財政が窮乏しているから緊縮財政をとるというような形の中で、都は財政が再建されているからというような市長のさきの報告でしたが、特に東京都市長会なり日野市で、こういうことを要求したいんだ、ということの重点的な項目がお決まりになっているのか、日野として決まっているのか、市長会等でも、こういうことだけはぜひとも今度は増額を要望しているんだということが、まあ、目玉の中でも目玉というか、要求の中でも特に強い要求を持っているんだ、ということがあったらお知らせ願いたいということが一点。

それからこれに関連して、流域下水道の多摩ニュータウンの、この予算要望の中にも出ているようなんですが、いわゆるニュータウン計画の二百二十ヘクタール分ですか、西武団地入口から以東の問題のいわゆる進捗状況というか、その見通しはどのようになっているか、その辺をお答え願いたい。

その次に、三沢台小学校の校庭の整備の点について伺いたいんですが、先般来から三沢台小学校の校庭というのはアンツーカーで、しかも中に芝生を張った画期的な、いわゆる黄塵を防げたり、非常に環境にマッチした運動場をつくったのが、たまたま排水がうまくいかないというようなことで、一年も使用しないでまた再度の改修をする、というような中で、聞き及ぶところによると、いま改修業者がやってるんだが、期日は、何かこの報告にも九月の十五日が工期だというようになっておるんだが、その見通しがついたのかつかないのか知らないけれども、子供たちが九月の二十七日の日曜日に、運動会を予定しているんだが、校庭整備ができないから、非常にその日に実施するのが危ぶまれているのが、現に二学期になっても十五日を経過しても校庭が整備されていない、という関係で、従前の練習とかそういうことができないために憂慮されているのか、その辺の問題をお答え願いたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。流域下水道関係でございますが、南多摩処理区の大栗川幹線の現在の進捗状況にということだと考えます。現在、南多摩の処理区の関係におきましては、東京都の流域下水道並びに南多摩ニュータウン建設事務所の方で作業を進めておるところでございますが、大栗川幹線につきましては、本年度からシールド工法で管を施工を開始しております。本年度は約一キロ弱でございますけれども、シールドの一次巻きを行う予定であります。

この大栗川幹線が日野市に向かってくるわけでございますけれども、一の宮の交差点に到達するのにはまだ約三年ぐらいかかる予定でございます。したがいまして、日野市が直接この大栗川幹線に汚水を流し込むことが可能になる年度は、五十九年から六十年度にかけて供用が開始される、ということになろうかと思います。それに合わせまして、百草、落川地域の公共下水道の整備を来年度から実施をしていきたい、というふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　都に対する予算要望の件についてお答えいたします。市長会でまとめております項目は、いわゆる目玉中の目玉という御質問でございますが、七項目にまとめてあるというようになっております。七項目のそれぞれにつきましては、後ほど文書で議員さんのお手元にお送りしたいと思います。ただ日野市といたしまして出しましたものの中では、先ほど市長の報告で四十一件でございますが、件数からいきますと、教育庁関係十五件、一番多くなっております。それからこれは個々の補助制度に対する要望でございますが、制度的な問題としては、やはり調整交付金の問題があると思います。その端的なあらわれとして、消防委託料に対する軽減措置、これはどこの市も非常に強く要望しているところでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　三沢台小学校の校庭整備のことについてお答えいたします。七月三十一日から九月十五日までという工期で、校庭の整備をいたしておりますけれども、この夏休み中に仕上げるべく鋭意努力いたしましたが、雨のためにさらに十一日間、九月の二十六日まで工期の延期の届けが出されておりますので、天候のためやむを得ないということで、これを承認しております。なお、天気がこのまま継続いたしますと、今週中には完全に仕上がるというふうに業者から連絡は受けておりますが、もし雨が降った場合を想定して、十一日間、九月二十六日まで、ということで承認しております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　あと確認と、一点だけお聞きしたいと思うのですが、それでは、下水道は、大栗川幹線の多摩ニュータウン下水道計画の方は、日野市の百草、落川というのは、来年度から実施すると確認してよろしいですか、それが一点。

　それからいま三沢台小学校の工事の点が、この前も何か潤徳小学校のときにあると思うのですが、しかも日野市内の業者であったり、学校の校庭がいつ必要になるんだ、これは業者を責める前に自分は、発注の仕方というんですか、これに多少責任があるんじゃないか。この工期を見ると、七月の末から九月の十五日までが工期というふうにうたってあるんですが、夏休みが二十日なり二十一日からあるということなら、むしろ暑い――そのころというのは、普通でいけば、入梅が早く明ければ夏休みに入る前も非常に暑くなるので、校庭の使用というのは、学童は多少鈍るかもしれないと思うんですね。ところがもう九月に入れば当然、いわゆる運動会のシーズンに入って、校庭の利用というのは活発に行われるということは当然ではないかと思うんですね。またいま一つは、九月に入れば台風シーズンで、いわゆる多少、何かなると雨季の責任、雨が降ったからどうだという、確かに天性的なことを言われればどうにもならんが、それではちょっとこういう工事の受け渡しの期日なり、執行者が策がなさ過ぎるんではないか、こういうふうに考えるんですが、いわゆる天候がやむを得なかったから、二十六日までは延期した、天候がよければ今週中に上がる、こういうようなことで、建設部の土木なり検査官ですか、そういう指導に当たってる者がいま少し何というか、いつでも工期の点なり、ほかの事業でもそうですが、天候の問題が出るんですが、その辺、少なくとも早く予算的に組まれた問題であるとするなら、その方はできないものかどうか、あわせてお答え願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。流域下水道の関係でございますけれども、先ほど申し上げました大栗川幹線が一の宮の交差点に到達する年度が、大体五十九年から六十年度ということが現在の計画で予測されるわけです。それに合わせまして、日野市内の百草、落川地域の公共下水道の面的整備を行っていこうということで、今年度中にこれの事業の認可をとる予定になっております。事業の認可をとりますと、直ちに来年度から着工が可能になってまいりますので、百草、落川地域の公共下水道の整備を来年度から着工していきたい。それで六十年度に合わせまして、相当の面的の整備を行っていく。六十年度に初めてこの公共下水道を大栗川幹線に接続した時点で、各家庭の排水が流せるという段階になってまいります。したがいまして、大栗川幹線が一の宮に来る時点が、非常に大きな問題となってくるかと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　校庭の整備につきましては、夏休みの期間中という制限がございます。これにつきまして、二小の校庭もことし整備したわけでございますが、二小の校庭につきましては、もうすでに八月下旬に完成を見ております。三沢台小学校につきましては、暗渠等、特に慎重をきわめまして、土質等も、ああした特殊な土質でございますので、天気の悪いとき、あるいは雨の降った日には、なるべく工事を避

けてということで、やむを得ず延びたということでございます。今後こうした校庭の整備につきましては、必ず夏休み期間中に竣工するように努力をいたします。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　林　重義君。

○十九番（林　重義君）　私はいまの予算要望の点が、都からという、要望ということで出ておりますけれど、それと関連になるかもしれませんけれど、やはり予算の要望を確かにされるということは、結構だと思うんですけれど、やっぱり都の予算――都の予算でございます。市の予算とは関係ないと思いますけれど、現在二・二・六の工事が進行中でございます。そういう個所も日野市内には一ヵ所なり二ヵ所なりあると思うんですけれども、確かに高幡とか、そういうふうな関係について、予算要望という形で市の関連する問題出ていると思いますが、そういう点について、あれは当初は、五十七年の夏には完成しますというようなことの話し合いの中で、市の担当課もそれは十分理解して行っておる仕事じゃないか、と思うわけです。それについて、担当課の方に聞いてもいつだかわかりませんよという形。確かに都の工事ですから日野市の担当課に聞いてもどうかと思うんですけれども、あの道路については市長もバス路線も早く敷きたいという考えも持っているようですけれども、その市の行政の中で、大きな問題が絡んでいるようにも思うわけです。そういう中で、やはり、予算以外のことでございますけれども、その辺の経路というか、延びる経路といいますか、そういう形の中で、都の方にも市の行政の中で、多少なり連絡したり要望ということをいままでした点があるかどうか、ということを一点と、要望になるかもしれませんけれども、進めるべきところは、そういう形の中で、市の行政の中で率先してそういうものを、議会とも一緒になって、ともに要望する点も必要じゃないかということで、私は発言しているわけなんですけれども、市民に聞かれても、いつできるのかという形の中で、迷惑するのは確かに現地の周辺の市民が一番迷惑しているわけなんです。土地は提供しましたし、いつできることやらということの中で、迷惑しておりますので、市もそういう点について、行政の中で少し手落ちがあるんじゃないかというふうにも感じますので、その辺がいままでの経路の中でどうなっているのか、ということを一点お聞きしたいと思います。市長ともいろいろ話しているんですけれども、あえてまた本会議の中で私発言するわけでございます。

二点目として、二の市長報告の中で、日本住宅公団による西平山地区の整備開発について、これについては、先ほど御説明があった中で、六百万の市の予算を盛って調査します、ということでございますが、これは豊田地域、高幡地域ということの中で、環境の調査と同じような経路じゃないかと、私は、予算だと思うわけですけれども、たまたまこの地域には、三年ぐらい前から公団だか何だかわかりませんけれども、業者の方が出入りして、権利者の方から売り渡し承諾書とか、そのような形を取ったりなんかしておりますので、そういう中で、関係の市民の方がいろいろと心配しておるわけなんです。市の方も内容的には、私も担当課なりいろいろ聞いてみますと、いよいよあの住宅公団との話し合いがついて踏み切った、というような経過があるようでございます。そういう中で、果たしてこれは調査が終わらないと、やはり公団と市としての煮詰まった話が、区域なり何なりは決まらないんじゃないか、というように私は感じるわけです。調査はいつごろまでに終わって、公団との詰めができるのかということを一点、それで調査が終わりましたら、果たして、これは区画整理事業ということでございますので、区画整理事業については公団一本で、市は公団にお任せしてやっていただけるのか、それだけ、二点だけ当初お聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま林議員の二点についての御質問なんですが、二・二・六関係、つまり平山橋のかけかえ、並びに北野街道との取りつけなんですが、私どもも、この路線は都道としてすでに着工し、数年に及んでおりますから、五十七年には完成する、ということを信じておりました。ところが、どうも仕事の進捗状況が遅々としていますので、先般、特にだめ押しに都の責任当局に問い合わせましたところ、まだ移転補償の未解決なところもありますし、特に都の予算が、恐らく三分の一という程度の配分しかきてないので、非常に困っているという答えを聞きましたので、早速都の責任　局長ですが、局長に行く前にもう一人、道路官という責任者がおられますから、ここにぶつかろうということを、いま日程的に折衝をしております。そういうことで、当てにしていた一つが少々おかしくなっていますから、もしそういうことになるならば、かねて考えております、特に南北関係の連絡手段であります循環バスの運行にも全く支障になります。それで別途の方法を一つまた、これも考えようということを、いま内部で詰めております。そういうこととあわせまして、都にも大いにお願いしなきゃなりませんし、それからわれわれとしても、またそれの促進手段、あるいは南北の交通連絡関係も、暫定的といいましょうか、そういうことに立って、もう一遍考え直すことにならざるを得ない、このようないま状況にあります。全く困っておりますが、ひとつぜひ何らかの打開をしなきゃならない、ということであります。

それから西平山の開発整備に伴います住宅公団との協議であります。この件につきましては、ずっとさかのぼりますと、東京都住宅局時代のこともありますし、私どもが公団に持ち出してもうすでに二年、三年になっております。公団も内部の組織

改正がありましたり、それから所管部署が変わりましたりして、特に区画整理ということになりますと、本社の開発本部が担当するということでありまして、東京都との縁はいまのところ切れております。したがって、また新発足というようなかっこうになっておりますけれど、すでにある程度そういう都市折衝等もなされておりますから、ことしの調査をきっかけといたしまして、大きく前進をさせたいものだ、このように考えております。地域の方々にもまだ正確な発表まではいたしておりませんけれど、これまである程度のことはお話ししておりますので、もっと御理解をいただく、そういう手順を踏まなきゃならない、このように思っております。なお、もっと具体的なことにつきましては、担当からお答えをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　西平山の開発につきまして、細部について御説明申し上げます。今年度A調査ということで、西平山地域の調査を行うわけでございますが、これは今回御提案申し上げております九月の補正で予算化できましたら、直ちに調査に入っていくわけでございます。この調査は、調査主体というのは、住宅公団が実施をいたします。年度は今年度いっぱいをかけまして調査をいたしていく、という形になってまいります。それと、この調査が終わりまして、今後どこがこの区画整理を施行するのか、といった御質問でございますが、これは住宅公団が責任施行をしていく、という形になります。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　林　重義君。

○十九番（林　重義君）　二・二・六号線につきましては、これからもそういう問題で速急に促進というか、そういう形をとっていただくことが必要だと思いますので、今後ともに市長さん並びに市の行政の中で、都なり国なりに要望しまして、速急に解決するようによろしくお願いしたいと思います。それに西平山の公団、いま部長のお話ですと、ことしいっぱいということでございますので、三月三十一日ですか、来年ですね。それ以後でないと一応公団との話し合いは進んでいかないということの解釈でよろしいですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。調査は調査として進めていくわけでございますが、それ以外の公団との詰めは、並行的に進めてまいります。したがいまして、現在このA調査、これは現況調査とそれから基本構想を作成するということでございます。それ以外に、またいろいろ詰めなければならない問題もありますので、詰めは市側と公団側で引き続き行っていく。それで最終的には年度末に方向づけをしていこう、というふうに考えております。それと、今回のA調査は、国から三分の一の補助をいただく、公団で三分の一、市が

三分の一負担している、したがいまして、この調査には国が大きく絡んできている、ということが特色かと思います。以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　一点は、いま林議員が質問したと同じように、循環バスの問題が、一・三・二の神明上区画整理事業も本年で完了する、ということでございますけれども、一・三・二の架橋の問題が、十二月に着工する予定だというふうなことを伺っておりますけれども、果たして建設省が十二月に着工をして、一・三・二の橋かけが可能なのかどうか、これが一点お聞きしたい。

それから、先ほど二点目の市長の報告で、日本住宅公団による西平山地区の区画整理事業の問題について、これは私も一般質問の中で質問した際に、公団側に十六項目ですかを示して、これらの協議を整えた上において、公団側で実施をする、市長の方も対話集会その他で、平山地区におきまして常にそういうお話もなさっておるようなことを伺っております。いま報告されたところにつきましては、住居ばっかりつくるんでなくて、西平山の地域を、公団側で全体的に区画整理方式で施行するようにという問題は報告されております。それに伴って六百万円の調査費、A調査等が云々ということですが、都市整備部長から、並行して公団側と折衝していくんだということの中では、まだ十六項目という問題等については、完全に煮詰まっていないのかどうか。それから、これがまとまった際には、いつごろから具体的に、それでは区画整理の区域決定その他について具体化する予定があるかないか。いま国からも三分の一の調査費の委託費が組まれていますということですが、国も力を入れているというようなお話ですが、これには埋蔵文化財その他いっぱいある問題ですから、これらを包含して、いつごろからそれでは具体化する予定で市は基本的に持っているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。まず一点目の一・三・二の架橋の問題でございますけれども、国鉄と建設省との間でこの架橋の契約がすでに成立しておりまして、現在国鉄の方に建設省の方から全額、この工事に関連する経費を今年度分として支払ってございます。国鉄側はそれを受けまして、現在この架橋に伴いまして配線系統、これは信号ですとか架線、そういうものが支障が出てくるものの切り回しをすでに着工しております。とりあえずこれを先行いたしまして、これが完了いたします十月から十一月にかけてだと思いますが、橋台の施工を建設省が実施をするという、そこまできております。すでにですから一部の工事に入っているというふうに考えられるわけです。

それから二点目でございますけれども、西平山の公団施行の十六項目についてはどうなっておるのか、ということでございますが、現在この点について、公団と市の方で協議をしておるわけでございます。非常にむずかしい問題もありまして、未然にこういった問題点を方向づけておかないと、なかなかこういった大事業は進行しませんので、鋭意両者の間で詰めを行っている。それと、この事業が着工する時期でございますが、公団といたしましては、この地域の区画整理を実施するに当たっては、約三〇%から四〇%の土地を事前に買収をしなければならないという、そういった問題を別に抱えてございます。現在、公団の方として権利者の調査等を行っておりますので、その関係を見ませんと、いつから着工できるということは、いまの時点ではまだ言えないかと思います。今後そういう問題が明らかになった時点で、また御報告をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　東京都の予算編成に対する要望事項のうち、一、二質問したいと思います。

一点目は、南多摩新都市開発本部に対する要望で、百草、落川地域の大栗幹線の下水道促進の問題でございますけれども、これは、先ほど石坂議員も触れましたし、一般質問で通告しておりますので、そこで詳細にしたいと思いますので、次に譲りたいと思います。

二点目は、この要望事項一覧表の十四ページの、一番下に出ております教育庁に日野市が要望されました幼稚園就園奨励費補助の増額について、というところで、二行目に入っております補助対象範囲の拡大というのが出ておりますけれど、この補助対象範囲の拡大というのは、具体的には何を指すかという点について、御説明をいただきたいと思います。都の予算編成の問題では以上でございます。

先ほどの石坂議員とちょっと関連いたしまして、三沢台小の問題で、一点教育長に質問したいんです。それは住民の皆さんが、グラウンド問題その他でたびたび市にも要望されておりますし、私どもも運動してまいりましたけれども、その中で、いま父母の方で大きな悩みといいますか、関心になっている問題がございます。それは、子供たちが、体育スポーツを中心としまして、伸び伸びと授業が受けられないということで、いろいろ声が教育委員会にも届いていると思います。その中で、グラウンドの問題は近く解決するので、恐らく今後うまくいくというふうに思うわけですけれども、近所の住民の一部の方が、たとえば小学校の四階あたりから、子供がちょっと窓を、外側を見たということを、望遠鏡などで見てて、一々のぞかれたというようなことで、学校に電話がすぐ折り返しくる、というような問題などがあって、先生、父母とも子供たちもいろいろ話題

になりまして、悩んでいるようですけれども、これに対して、もちろん住民の方の事情というのもございます。しかし、やはり子供たちが健やかにたくましく育っていくためには、やっぱり教育というものが伸び伸びとなされなければいけないと思うわけです。そういう点で、教育委員会にもう少し強く、子供たちを守る立場で進めてほしい、という声が強いわけです。それについての過去努力された点と、今後の見通しなどについて、一言お答えいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　竹ノ上議員が一番あの地域のことについて御存じだと思いますが（「そうじゃないよ」と呼ぶ者あり）どうも失礼しました。皆さん御存じかと思いますが、あそこの地域の、特に学校の北側の何人かの方々と学校との間におけるトラブルというようなものが、ずっと長く続いていることは事実でございます。それについてどうするのか、というようなことについては、教育委員会も、あるいは建設部とか、そういうようなところと一緒になって、精力的にずっと、そちらの御父兄の方ともお話をし合ってきて、条件として、確かにあそこに学校ができたことによって、初めの環境が壊されたという、その事実だけは否定できない面もあるものですから、それをいかにして緩和するかということで、市の方からもいろいろ御協力いただいて、木を植えるとか、へいをつくるとか、そういうようなことをやってきているんですけれど、ただ、子供たちの声がやかましいじゃないかとか、そういうような、いわゆる学校公害というような名前で、そういうようなものについてどうするのか、というようなことの強い学校に対する非難というんですか、そういうようなもののあることは事実でございますけれども、これについては、やはりいま竹ノ上議員が申されるように、やはり子供というものは声をひそめて生きていくんじゃなくて、やはり伸び伸びと活動しながら成長していく、このことはひとつ十分認識してくださいというようなことで、いまでもその線については、一部平行線のところがありますけれども、今後ともそのことへの理解を深めていくための話し合いを続けていきたいと思いますが、最近は、少しその辺については緩んできてるんじゃないかと、こういうふうに私たちは理解しておりますけれども、またいつそういうことについての要求が、私たちの教育委員会の方へも出てこないとは限りませんが、そのときには、ひとつ誠意を持ってそれを御理解いただいて、教育のためということだけを言うと、かえって反感を持たれる場合もありますけれども、やはり子供というものの成長を願っていただいて、御協力をいただいたり、ときにはがまんをしていただく、というようなことを今後とも続けていきたいと思っております。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。一点目。

○教育長（倉又秀作君）　幼稚園の奨励費でございますけれども、これにつきましては、範囲を拡大してくれということが一つの基本であります。というのは、ある程度国からの奨励費などもございますけれども、これは一応割り当てというんですか、幾ら幾らでもってやれ、というような形できているものですから、そのようなこと　どについても、ひとつ十分検討させていただきたい、そういうことでございますが、もう少し細かいことについては、もう少し勉強させてもらってお答えいたします。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　三沢台小の点は今後ともひとつ、子供の立場ということも、特に小学生でございますので、よく理解していただいて、守ってがんばっていただきたい、というふうに教育長に要望したいと思います。また市長にもその点でがんばってもらいたいというふうに要望しておきたいと思います。

　幼稚園就園奨励費補助の増額についてということで、東京都に要望されているんですけれども、いまの教育長の答弁の範囲ですと、勉強してということでは、要望もすでにしているわけですから、非常に弱いと思いますので、私一点だけ要望いたしまして、抽象的じゃなく具体的に、東京都とひとつ強く当たってもらいたいというふうに思います。第一点は、就園奨励費というのは、所得に応じて国その他が――国が中心ですけれども、出しているものですので、恐らく所得額の範囲を高所得者にも適用しろとか、そういう問題などが範囲の拡大という点ではあるかと思うんですね。それとともに、いま父母、市民の間で、市にもいろいろ要望が出ております、議会でもたびたび取り上げられている私立幼稚園に対しては、公認されたところには就園奨励費が出ているわけです。しかし、未認可幼稚園や幼児教室というようなものについては、この就園奨励費が対象外になっているわけですね。三多摩でも二、三の市では、国の就園奨励費が未認可幼稚園に支給されないというので、市独自の予算を組みまして、就園奨励費に当たる額を所得に応じて未認可幼稚園にも支給している市があるわけです。しかし、市にも財政の限度があるかと思いますので、この範囲の拡大の中に、恐らく予算当局ではそれは入っているんじゃないかと思うんですけれども、未認可幼稚園の問題についても、就園奨励費が、当然、私立幼稚園同様に支給されるべきである、というふうに考えますので、その辺について、東京都あるいはそれを通じて、国に適用されるようにという、こういう強い要望を、運動をしていただくように、ひとつお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　窓口の業務のことにつきまして、お尋ねをしたいと思いますが、先ほど本間議員の方から、

戦没者慰霊祭のことについて、若干触れられましたので、ちょっとそのことを簡単に、私の意見等申し上げながらお話をさせていただきたいと思います。お昼の支度等もありますので、簡潔に終わります。

　先ほど席順並びに献花の順番等についてのお話で、戦争に反対をした人たちを前に、というようなお話がありましたが、戦争には私どもみな反対しているわけで、賛成した人が後とか、そういうことはまずあり得ないことで、私はそういう一つのイデオロギー、図式的に戦争に反対、賛成という立場で人を分けるということに、まず画一的なそういう考え方に反対をしたいと思います。

　それから先ほどの地域保健協議会の委員の選定につきましても、年配の人たちが多いから、戦前の軍国主義教育を受けたんだ、そういう人たちを選ぶのはどうか、というお話がありました。市長さんも戦前の教育を受けられた方であります。また社会党の大出　俊代議士などは、終戦に反対して徹底抗戦を叫んで山に閉じこもった方でもありますし、また日教組の槇枝委員長は、憲兵中尉として、徹底抗戦を同じように叫ばれた経歴の方であります。そういうこともありますので、人を、戦争に反対したんだ、賛成したんだという立場で分けるという考え方、この人は軍国主義教育を受けた人だ、そういうふうなことは、現実には不可能なわけでありまして、そういう私はとらえ方によって人を選ぶということには、強く反対をしたいと思います。

　それから、私も参列をさせていただきまして、前から三番目ぐらいに座らせていただいたんですが、公園の樹木が大変手入れが行き届いておりませんで、非常に茂っておりました。やはり慰霊祭というのは、祖国の平和とそして栄光を願って国に身をささげられた方の霊に対して感謝をささげる、また霊を慰める場でありますから、せめて慰霊祭当日、少なくとも会場を清めて、草木の、樹木の手入れぐらいはこれからやっていただきたい、と思うのでありますが、そのお考えをひとつお聞かせいただきたいと思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　ちょっと私の個人的な名前が出ましたので、答弁をされる前にひとつ、古賀議員も含めて、ちょっと若干誤解があるようなんで、考え直していただきたいんですけれども、私は、何も軍国主義教育を受けてきてるからその人がいまでも軍国主義者だとか、あるいはそういう考えではない、ということですね。それは、かつてそういう教育を受けて戦争に巻き込まれてしまった、不幸にして。そういう状況でありますけれども、しかし、今日の状況の中では軍備を増強する、それに賛成する人たちが一部あるようでございますけれども、それの関係が、防衛庁だとか警察庁だとか、あるいは消防庁も含めてそうかもしれませんけれども、残念なことに、非

常にそうした、一面国家権力から通じてくるものが、平和勢力との相反する考え方になっている。極端に言えば、国家権力に名をかりた平和運動鎮圧者の暴力装置の一端を担っている、というような状況もあります。これは考え方の相違でありますから、仕方がありませんけれども、私たちは少なくとも、そういうような、残念なことに、いま本心からそうでないかもしれませんけれども、職業につかれている方々も多いでしょう。これからそういう問題については、国会で議論をすれば大いに結構なことでありますけれども、少なくとも、私は、いまの現状の中では、そういう意味で、戦没者のみたまを、ああいうふうに集まってみんなで拝むことは、それは私は決して反対でありませんし、国のために命を落としていった、それが今日の日本を支えてきているというふうに言っても別に過言ではありませんけれども、残念なことに、考え方の、これは古賀議員との見解の相違でありましょうけれども、そういうような状況の中で、確かにうちの社会党の大出　俊氏のほかに、まだまだ軍人であった方々もあると思いますけれども、そういう人も含めて、戦争に反対しているのがわが日本社会党でありますから、そういう意味から、それがすべて市民を代表した意見だとは私は決して言っておりませんけれども、そういうような考え方に革新市政がなっているとするならば、やはり残念なことにいまのような状況の中でのいろいろな配慮は必要であろう、こういうことを申し上げたつもりでありますし、それの議論の展開については、また別の機会に古賀議員とも十分議論を展開しなければなりませんけれども、そういうような誤解をちょっと受けやすいので、市長さんも受けてきた、あるいはそのほかの人も受けてきた、あるいは行政委員の中にもそういう人が多いからそうだ、ということではなくて、いわゆる新しい人たちも入れてほしいんだ、こういうことが願いですから、よろしくひとつ、その辺も含めて御理解願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　大変むずかしい議論になってまいっているのですけれど、私の方で公園の樹木の関係でございますけれど、これにつきまして、確かにそういうお目にとまったということがあったようでございますので、今後これについては、十分気をつけて対処していきたい、このように思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　次に、窓口の業務のことについてお尋ねをいたします。窓口の業務は、直接市民に市役所の方が接します最前線でありますから、特別な配慮と、また親切な行政サービスということで、特段の配慮が払われてしかるべきだと思いますが、そのことで、出生届の受け付けにつきまして、ひとつお尋ねをしてみたいと思います。市長さんはお孫さんいらっしゃいますか（「はい、おります」と呼ぶ者あり）お生まれになったときうれしかったですか。（「おめでたいですね」と呼ぶ者あり）実は出生届を八月に持参された方が、市民の中におられます。この方は、娘さんが他の府県に嫁がれておりまして、実家が日野市にあるわけです。日野市に里帰りをしまして、出産しましたのは日野市外の病院でありますが、おじいさんが、このお孫さんの出生届を持って、窓口に来られましたところ、八月のことでありますが、戸籍法、それから出生届の項目を引いての解釈だったと思いますが、受け付けを市役所で拒否をしておられます。この対応の仕方、正しかったのか、処置として妥当なのか、その点をまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答え申し上げます。ただいまの御質問は、私どもの戸籍の方の受け付け関係の、大変御迷惑かけたという御質問でございますが、実は、いま八月に届け出をしたけれども受理しなかった、というような御質問のようでございます。詳細、いま承知いたしておりません。後刻、報告をさせていただきたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　いまの私がお話ししました状況では、判断できないわけですか。妥当であったか妥当でなかったか、ということは。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　内容を私いま把握いたしておりません。いまの御質問の範囲ですと、ちょっとお答えができませんので、後刻お願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　私は、八王子とそれから立川に、同じケースを例示しまして、窓口の方に聞きましたところ、立川でも八王子でも、一応、戸籍の作成等に時間はかかる旨の念を押して受け付ける、というお話でした。この方はよその市町村に持って行かれまして、出生届をお出しになったんですが、そこの窓口の方が、日野市というのは、厳格にやっておられるのか不親切というか、おもしろい役所ですね、ということをおっしゃったそうなんです。こういうことがありましたので、他市に比べて、そういう受け付けの業務に関しまして差があるわけですので、その点、法律的には正しいのか正しくないのか、またサービスとして、それがサービス精神に欠けたのじゃないかということを思います。

それで窓口の対応が、こういうことを含めて、市長さん、かねがね住民に対する窓口の職員の方の態度をよくする、ということを常々おっしゃっておりますので、こういう事例があった

ということをお話し申し上げておきたいと思います。教育の不足とか、そういう市長の意向の不徹底というものがあったのではないか、と思うのであります。後で詳細にお調べいただいて、私は特別にその方に対する陳謝等の要求はいたしませんが、そういう事実があった、ということをお話し申し上げまして、今後、ぜひ生かしていただきたいと思いますので、お願いをいたします。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　九ページの、報告書に、総務部三のところに、公園管理棟の新設というのがあるのですが、これはどこの場所に建てられたんだか、それから三十四ページの万願寺の区画整理についての審議会が開かれたようですが、六月、七月開かれて、八月には開かれていなかったか。最近のなにはどういうことになっているか、その経過を御説明願いたい。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　行政報告書の九ページに、公園管理棟の新設工事の建設の場所でございますが、これは中央公園の南側でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　万願寺の区画整理の審議会の開催でございますが、八月に入りまして一回、それと九月に入りまして一回開催をいたしております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　その経過をちょっと概略。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　審議会の内容でございますか、経過……。（「そうです」と呼ぶ者あり）第一回目につきましては、審議会の中で最初の実行でございますが、評価委員の選定の件がございます。この評価委員は、一応審議会の議を経るという、同意が必要でございますので、五名の評価委員を選びまして、それでこれの御検討を行っていただいた。その日に直ちに結論が出ないで、次回に繰り延べるということで、その件につきましては、九月、先週の土曜日でございますが、第二回目の審議会を開催いたしまして、五名の方々すべてに同意を得ております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第四、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後十二時二十一分散会

九月十七日　木曜日（第二日）

昭和五十六年
第三回定例会

日野市議会会議録

第十八号

九月十七日　木曜日　（第二日）

出席議員（二十八名）

一番	黒川重憲君	十六番	奥住芳雄君
二番	市川芳太郎君	十七番	石坂勝雄君
三番	秦正一君	十八番	滝瀬敏朗君
四番	飯山茂君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
八番	古賀俊昭君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十二番	本間久君	二十六番	杉山寅三郎君
十三番	橋本文子君	二十七番	高橋通夫君
十四番	鈴木美奈子君	二十八番	佐々木昭雄君
十五番	板垣正男君	二十九番	正国務君

欠席議員（なし）

欠　　員

十一番　　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂　章君	都市整備部長	結城邦夫君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野　清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君	監査委員	高崎克好君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	五十嵐　隆君	書記	串田平和君
書記	栗原莞次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和五十六年九月十七日（木）

午前十時開議

（請願審査報告）

一　請願第五六―一七号　市立婦人センター建設に関する請願

（文教委員会）

（都市整備産業建設委員会）

二　請願第五五―三八号　浅川沿い四丁目一一の五番地先の南に緑地公園の設置に関する請願

三　請願第五六―一九号　町名設定に関する請願

（特別委員会審査報告）

四　特別委員会審査中間報告の件

（議案上程）

五　議案　第六一号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第二号）の専決処分の報告承認について

六　議案　第六二号　日野市議会昭和五十五年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任について

七　議案　第六三号　日野市議会昭和五十五年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任について

八　議案　第六四号　昭和五十五年度日野市一般会計決算の認定について

九　議案　第六五号　昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について

一〇　議案　第六六号　昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について

一一　議案　第六七号　昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について

一二　議案　第六八号　昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について

一三　議案　第六九号　昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について

一四　議案　第七〇号　昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について

一五　議案　第七一号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一六　議案　第九〇号　日野市衛生処理場浄化槽汚泥処理施設建設工事請負契約の締結について
一七　議案　第九一号　日野市立日野第一小学校体育館改築工事請負契約の締結について
一八　議案　第九二号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について
一九　議案　第七〇号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
二〇　議案　第七二号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
二一　議案　第七三号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
二二　議案　第七四号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について
二三　議案　第七五号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について
二四　議案　第七六号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について
二五　議案　第七七号　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について
二六　議案　第九三号　日野市老人憲章の制定について
二七　議案　第七一号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
二八　議案　第八五号　市道路線の一部廃止について
二九　議案　第八六号　日野都市計画土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
三〇　議案　第八七号　日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について
三一　議案　第八八号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について
三二　議案　第八九号　日野市農業共済事業損害評価会委員の選任同意について
三三　議案　第七八号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について（第三号）
三四　議案　第七九号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号）
三五　議案　第八二号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第一号）
三六　議案　第八三号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第一号）

三七　議案　第八〇号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号）
三八　議案　第八一号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）
三九　議案　第八四号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第一号）

（報告事項）

四〇　報告　第四号　交通事故（日野市高幡五八九番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について
四一　報告　第五号　交通事故（日野市三沢七〇一番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について
四二　報告　第六号　昭和五十五年度日野市土地開発公社決算の報告について

（請願上程）

四三　請願第五六ー二〇号　「程久保六六二番地地域山林緑地保存」に関する請願
四四　請願第五六ー二一号　日野市中央市民文化会館建設促進に関する請願
四五　請願第五六ー二二号　図書館分室新設に関する請願
四六　請願第五六ー二三号　地区センター早期建設を願う請願
四七　請願第五六ー二四号　中学校区変更に関する請願
四八　請願第五六ー二五号　心障学級（中学）設置に関する請願

本日の会議に付した事件
日程第一から第四八まで

午前十時二十分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十五名であります。

これより請願第五六ー一七号、市立婦人センター建設に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）　文教委員会の審査報告を申し上げます。この請願の五六ー一七号、市立婦人センター建設に関する請願でございますが、これは日野七七九六ー一九、飯沼元子さん外千七十四名の方の署名をつけて請願が出されました。この請願要旨といたしましては、豊かな地域社会をつくるために、婦人の文化、教育的活動を促進し、文化及び教育の高揚に力を尽くし、すべての活力の振興発展に寄与していきたい、こういう願いの中でぜひ婦人センターをつくっていただきたい。

また、婦人センターは、婦人の文化活動、教育活動と、各婦人団体の相互の交流の場として学び合い、語り合い、助け合いながら婦人の社会的な活動を広げていきたい。そしてこれを大いに発展させて、次の時代を担う子供たちの幸せのために、また、いずれ訪れる老後のためによりよい生き方を学び取ってはしいという、こういう願いのもとで請願が出されました。

当委員会といたしましては、六月十六日に一回目の委員会を開きまして、各市の状況、また調査資料などを必要であるという、そういう委員の方の発言のもとで、調査資料を提出をいたしまして、また、現地調査もした方がいいのではないかという意見の中で、七月十六日に八王子の婦人センターを見学してまいりました。また、審議の過程の中では場所の問題も出されまして、旧市役所の視察も九月八日の委員会の中で行い、そういう中で委員の皆様から、「市民要望から見て緊急度、それはどうなのか」また「市民会館が先行するんではないか」という意見もありましたし、また、多目的の中で単独施設がよいのか、それとも複合施設がよいのかという、そういういろいろ論議の中で、理事者側からも、婦人の活動の場を広げていく意味で婦人の集まる場所はぜひとも必要であり、そのためにもセンターが必要であるということも出されまして、旧庁舎の跡を文化行政上総合的に考え、その検討の中でいま構想も進められているということが報告されまして、全会一致採択といたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長

報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－一七号、市立婦人センター建設に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五五－三八号、浅川沿い四丁目一一の五番地先の南に緑地公園の設置に関する請願の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　都市整備産業建設委員会に付託されました請願の審査状況を報告いたします。

請願の五五－三八号でございます。浅川沿い四丁目一一の五番地先の南に緑地公園の設置に関する請願でございます。本請願は、西平山四－四－一〇、西川北自治会長石坂　渡さん外の方々から出された請願でございます。当委員会は先月の二十一日に開催いたしまして、審査をいたしました。そしてこの請願の場所については、現地調査もいたしました。その中で、請願にございますように、浅川の河川敷だけを利用しての公園の設置は、非常にむずかしい問題がございます。また、この地域については公団による区画整理が行われる場所であります。そういう中で、河川敷を、と限定しないで、こういう公園をつくっていくことは非常に趣旨的にも結構であるということで、全会一致採択といたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五五－三八号、浅川沿い四丁目一一の五番地先の南に緑地公園設置に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五六－一九号、町名設定に関する請願の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　引き続きまして請願の五六－一九号、町名設定に関する請願でございます。

本請願は、実践南自治会長さんの向山繁博さん外の方々から出された請願でございます。この件につきましては、町名地番の審議会もございまして、そういう中で、答申に基づいてこの地域を大坂上ということにしたいということで、いろいろお話がなされたわけでございますが、しかし、多摩平にこの地域は隣接しておりまして、どうしても多摩平の町名を使わせてほしいというような要望でございます。担当の方ともいろいろお話がなされたそうでございます。そういう中で、多摩平またほかの自治会の方々とも話をされて、その結果、実際的には多摩平の七丁目という地名にいたしましても、どこも実際の弊害がないというようなお話もございました。そういう中で、ただ町名地番の審議会の問題もございます。そういう中で、当委員会は慎重審査の結果、審議会とよく話し合いを行って、そして審議会の委員の方々の権威を傷つけないようにしていただいて実行されたい、こういう意見を付して全会一致採択といたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。本間久君。

○十二番（本間　久君）　意見の場ですと一方通行になりますので、直接、委員長にではなくて理事者側に、あるいは都市整備部長の方にお尋ねをしたいと思いますけれども、よろしいですね。

実は、実践南自治会から出されました町名設定に関する請願を契機として、私もこの町名地番設定に関しては、旧市内に住んでおりますから、きわめて関心の高いところでありますけれども、実はこの町名、特に大坂上という名前をとる場合に、日野の駅のあの下までが大坂上だ、実践南の方までが大坂上である、こういう広い地域にわたって大坂上という地名がつけられようとしていた。それはそれでまた理由があるんでしょうけれども、そのアンケートの取り方にしても、過半数に満たないような四分の一足らずの希望者があったからといって、その地域を除外してそういった計画を練ったというところに一つの大きな問題がある。

もう一つは、これから設定されるだろうこの神明上の町名でありますけれども、これが神明という町名はそうでございますね、聞くところによりますと。

それからもう一つ、日野市のいわゆる八坂神社を中心としましたあの辺一帯の町名が日野市日野本町、こういうような名前がつけられるように聞いておりますけれども、少なくても日野市日野本町――日野市本町あるいは日野市中央とか、本町（ほんまち）とか、そういうのならある程度わかりますけれども、日野市日野本町というようになにか町名のつけ方がきわめて、まだこれは議会にはかかっておりませんのであれですけれども、そういうような進行状況にあるやに聞いております。こういった町名地番のつけ方、そういうのについてはだれと一体、どこ

とどういうふうに決めていっているのかということがきわめて疑問なんです。その辺で、どういう考え方に立脚しながら設定をしていっているのか。何をもとに、あるいはそういうごろ合わせということもあるでしょうけれども、日野本町といえばいいものを日野市日野本町、こういうふうなことを想定するらしいんですけれども、そういうようなつけ方ですね、一つの、その基準をひとつお示し願いたい。まだ町名は決まってないような程久保、三沢の方の関係もあるように聞いておりますけれども、どういうような一体考えのもとにやっているのか。だからこういう問題が出てくるんですね。それをひとつお聞かせを願いたいんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

町名地番の、その町名を決定する基準ということでございますけれども、神明上の区画整理事業に伴います今回の神明上の町名地番の変更、これにつきましては、従来町名地番の整理を行ってきたと同じように、まずそこの地域の住民の方々の意向を尊重するということで考えております。それと歴史的な町名、そういったものがある場合には、そういったものも加味しながら検討をする。こういうことで、今回の大坂上並びに日野本町というこの町名の問題でございますけれども、地域の住民の方々の意見を第一義的に尊重していくということで、アンケート調査を行ったわけでございます。

アンケート調査を行いますと、いろいろ、これは市の方であらかじめ町名を決めておいて、その中でどうかということではなくて、住民の方々の考え方を集約しまして、ある程度のものにまとめ上げまして、その中からどれがいいのかといったアンケートの方式をとったわけでございます。それによりまして、個々ばらばらな票数が集まってきたわけでございますが、特定の一つの町名だけに偏るということは、これは事実上不可能でございまして、すべての町名に票が分散されてまいります。その中で特に過半数以上を獲得したものがあれば、一応そういったものをしぼっていくことになるわけでございますけれども、そういった過半数を得るものは実はなかったわけでございます。そういう中から、上位三点を選びまして、その中でどれに集約をしていくのか、こういったことを再度アンケートをとりまして、最終的にはその中の第一のものにしぼっていった、こういう経緯を経て、住民の意向を十分反映しながら町名の設定を行ってきたわけでございます。それで、それに基づきまして審議会に諮り、審議会の決定を経て一応内定をしたという経緯でございます。

したがいまして、市が一方的に押しつけた、または住民の意向を無視し、また歴史的な名前を無視した、そういったことはないかと私どもは考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　実践南の関係については、これは請願の採択どおり実施していくだろうというふうに希望を当然持つわけでありますけれども、私がいま言っているのは、この神明上、それから旧日野ですね、――旧日野という言葉そのものがおかしいんでしょうけれども、いわゆるこの坂を下りました八坂神社を中心としましたあの周辺の、栄町あるいは東町に隣接する範囲、この辺の地名なども日野市日野本町というような、日野が二つつく、そういうような名称、こういったものも住民の意向によって決めた、何かするとすぐ住民、住民と言いますけれども、じゃ、どういった、住民のアンケートによってそういうふうになったんだというふうな、あるいは審議会の中でそういうふうにやったんだというんでありましょうけれども、これは万願寺の土地区画整理もあわせながら、将来やはり歴史的にも、――もちろんその歴史を加味しなきゃならないと思いますけれども、ふさわしい、あるいはだれが見てもちょっと疑問を抱かないような名前を考えていかれた方が、私は、何も地域住民、地域住民ということで、市の方でもある程度こういう方向がいいんじゃなかろうかという原案をやっぱりつくりながら進めていかないと、一番しまいには真ん中辺が東町、いわゆるアズマ町になってみたり、とんでもないところが中央になってみたり、いろんな名前が出ちゃうと思うんです。

ですから、やはり東側から振っていくのか、西側から振っていくのか、中央から分散するのかということも十分検討しながら、やはり住民にかけていかなければ、ただ単にそこでアンケートをとったという、それが過半数に達しないから結局上位二者なり三者で一本にしぼっていく、そういうところにもすでにかなり無理があると思いますし、そういう意味では町名のつけ方、整理の仕方についてはかなり配慮が必要であるし、また同時に名前そのものがやはり、私もこの前も何回も言うように、学校でたとえば日野台でもないのに日野台高校とか、大坂上に、隣が大坂上中学校、それで一方ではとんでもない東光寺でもないのに東光寺小学校だとか、百草地域に三沢台小学校だとか、こういうふうな番号を振ったり、あるいは名前を今度地名でいくんだといっておきながら、その地名じゃないところにそういう名前をつけてみたり、めちゃくちゃなんですよね。ですから、そういう意味を含めまして、少なくても将来だれが見てもやさしく、しかも呼びやすい名前のように、しかも歴史的なものを持ったものであれば、きわめて、一例を取れば日野市本町でもわかるものを日野市日野本町というふうにつける必要はないんじゃなかろうか。これが大勢を何か、そのうちに審議会を通ったのだかどうかわかりませんけれども、少なくてもそういうつけ方については、やはりくどいようですけれども、配慮をされた方がいいんではなかろうか、というふうに思うわけでありま

す。

そういうことで、今後についても十分、それは古い人とも相談をしなければならないと思いますけれども、やはり新しい住民の方がふえてるわけですから、そういう意味でよく考えていかないと、そのために程久保、三沢の地区の方では古い住民を中心にしてるから話がまとまらないという話も、うわさには聞いております。何も古さが悪い、新しさがいいということじゃありませんよ。ですから、十分それは市の方でリーダーシップをとってまとめていかれれば歴史的にもあるいは地形的にもふさわしい、あるいはごろ的にもふさわしい名前が出てくるんではなかろうか、というふうに思うわけです。

そういう意味で一言申し上げたいんですけれども、今後のそういった審議会にかける際においても、あるいは住民の投票に付す際にも、十分その辺の配慮をしながら町名というものを決めていかないと、やはりいろいろと支障が出るだろう、それでみっともない話だというふうにも私は思いますので、その点は今後十分ひとつ配慮願いたいと思うし、いまこの大坂上を、実践南から出ましたその請願の趣旨もそういうことであろうし、当然今後まだ決められていない、あるいは決まっていてもそれがまずい、こういうふうにした方がいいということであれば、正式に設定されるまではそれは仮定ですから、仮定の中では変えることも十分可能だろうと思いますから、十分その辺を含みながら御検討をされた方がよかろうと私は思うんですけれども、その点についてお答えできれば、それで私の方の質問は終わりたいと思いますけれども、そういう趣旨から一言ちょっと文句を言わせてもらいましたけれども……。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　町が発展するに伴いまして、住宅地がふえてまいります。特に区画整理を行いますと、伴って最終的に新しい町名地番を付することになります。その際、いま質問者はあたかも基準がないごとく言っておられますけれど、基準はりっぱにございます。そうして審議会があり、所定の手続を経ながら決まっていくわけですが、たまたま町名に関しましては、（「ずいぶんずさんだな」と呼ぶ者あり）なかなか合理的とか把握的とかいうわけにいかない一面もあります。そして、なるべく住民の意思を尊重するということも住民感情の上から大切であります。そういうことですから、必ずしも一つの決めた原則どおりにいかないという苦しさも伴います。しかし、これは市内の市民と行政の関係で、いろいろ話し合いを詰めました結果の一つのプロセスであります。

したがいまして、無原則であるとか、そういうことではない、りっぱな住民参加の原則を貫いて名前がついていく、こういうふうに御理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　ちょっと、私が質問した以外のことを、市長は部下をかわいがってよけいなことを言い過ぎる。いわゆる都市整備部長は、質問したことはそういうことでなくて、そんな無原則だと私は言った覚えもありませんよ。議事録をひもといてください。無原則だというんじゃなくて、十分そういうことも加味しながら考えてほしいという要望を言っているわけですよ。じゃ、どこに原則があるのか。逆に言えば原則を見せてくださいよ。やっぱりいろんな地域、いろんな地名が重なって一つの町名ができるわけでしょう。日野市の庁舎の一階へ来れば、何々、何々と全部書いてありますわね。そういうことで決まっていくんだから、住民参加ということは当然百も承知ですよ。ただ決める際、こういった方が私はいいんじゃなかろうかということで意見を申し上げたことであって、決して無原則に決めてるとは思ってませんよ。

ただ、やり方がこういうやり方の方がいいんじゃなかろうか。それでちょっと学校の例も出しましたけれども、日野台でもないのに日野台高校だとか、そういうふうなこともあるように、隣が大坂上だとかあるように、めちゃくちゃでは困りますよ、町名も同じようなこともありますよ、ということで言っているんですよ。これは私だけじゃなくて、そういうことを言っている人は、日野市日野本町だってという人だっているわけですね。それはそれで住民参加によって決めたことであれば、それで構わないですよ。ただ、そういう一つの、いろんな方法があるけれども、この実践南自治会から出てきた経緯を見てもわかるとおりに、やはり完全にほんとの意味の住民参加なのかどうなのか、ある自治会長さんに話してバッといって決めちゃったものがそうなのかとか、いろんな問題があるわけですよ。それはそういう中で十分説明が、ほんとに一〇〇％住民の中へ入って決めたものであるというふうに、私はそれぞれの代表者の掌握によってかなり違ってくると思うんです。そういう中で決めたことであって、一つの基準だというんならば、基準というのは一体何を基準にしているのかというと、そういうような住民参加による、あるいは審議会を経てから決めていく、それが基準なんですよね。そんなことはわかっているんですよ。だから、そういう上に立って私は質問したんであって、何かあたかも全くこっちが無原則的な、何も知らないようなことで答弁されているんでは、部下をかわいがるのはわかるけれども、そういうことではないということをひとつよくお聞き願いたいというふうに思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　町名地番の変更については、その地域の歴史的なもの、あるいは住民感情、利害関係、いろいろ複雑なものがありますので、なかなかむずかしい問題だというふうに思います。私は町名地番整備の関係に議会の代

表で送られている者ですので、若干今回のこの問題について質問したいと思います。

この町名審議会に対して、市としては現在実践南自治会と呼ばれている地域についての調査といいますか、事前の調査アンケートなどはどの程度やられたか。それで町名審議会に対しては、この地域についてはどういう報告をされたかということを、いま若干説明をしていただきたいと思うんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

この請願で問題となっております地域に、どのような事前の調査、アンケート等を実施したかという御質問でございますけれども、実は私どもこの調査を行っている段階では、この地域は自治会がまだ設定されておりませんでした。それかといって、私ども全くその地域を無視して行ったということじゃございませんが、そこに隣接いたします実践南の自治会長の方にもお話をし、まぁその自治会に直接入っておらなかった関係で、自治会としても動きがとれなかったのかもわかりませんけれども、私どもといたしまして、そこの地域に個々に歩くという方法はとらなかったといった手落ちがあるかと思いますけれども、完全なアンケート調査がここの地域で行われなかったということは事実でございます。そういった点も私ども今後のこの事業を進めるに当たりまして、いま、こういった点を二度と繰り返さないように十分配慮していきたいというふうに考え、反省しております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　本問議員の方ではこの町名地番の決め方の基準ということで質問がありました。基準については、不十分であっても一定のものとか、あるいは行政上、あるいは郵便局、あるいは警察署など、そういうところのいろいろ便宜の問題など、いろいろのルールがあって町名というのが新しく変更する際には最近は決まっていっているようです。

それで私が質問したいのは、日野市全体の行政にもかかわりますけれど、住民参加のあり方、市民参加のあり方とか、市民感情を市がつかむ努力の問題、あるいはアンケートや実態調査を行う際の問題、あるいは事前のＰＲ活動を行う問題などについて、いま部長が不十分ということを言われましたので、了としたいと思います。了としたいと思いますが、町名地番の審議会では、ここで論ずる問題でもございませんけれど、またその場でやりたいと思いますけれども、この地域の問題などについても、委員の中からいろいろと質疑などがあったわけですね。これに対して市の方では「問題はありません」という答弁があったために、審議会の皆さんは、各自治会長から議員その他あらゆる団体の方が参加されておりますけれども、満場一致で現在の方向が打ち出されたということになっております。

私は、この実践南の自治会の方から、町名地番の委員をしておりますので、こういう請願を出したいということで相談を受けた際にいろいろ話し合ったわけですけれども、委員の調査能力という点を見ますと、これは全市的に調査することができないと思うんです、いろいろの市民の代表ですから。そういう中で、やっぱり市の調査結果というのが基準になって委員の方々が判断していくということになりますので、十分今後市民参加のあり方、実態調査のあり方について、あるいは事前のＰＲについて、部長が言われた点を、そのほかの関係部局でもいろいろの問題が起こっておりますので、十分注意してもらいたいと思うわけです。

この町名地番に限らず保育園の建設、あるいは道路の建設、中には学校の建設などでも市が最終案を決定してから苦情が出てくる、あるいは反対運動が起こるというようなことがしばしばあるわけです。そういう点で私は住民参加ということが市の職員のすみずみまで、そして必要なときには調査費も十分にかけて住民の中に入っていくということをして、物事を決めていくというふうにしていただかないと、これ、市政全般にかかわりますけれど、今後もこういう問題が起こってくるわけです。

先ほど都産の委員長からは、審議会の権威にかかわらないようにということでしたが、確かに審議会の委員が十分に調査し切れなかった、市の答弁だけを信頼してこういう方向に決めたということであるとは思いますけれども、その点は私も住民の方にはおわびしておきましたけれども、住民の方々が、審議会が決まったからといって、請願をする権利は十分にありますので、そういう方向で今後また運動を進めていただくことは結構だ、という立場で話し合いをしてきたわけですけれども、今後こういうふうに一定の権威のある審議会などが決定したことに対して、こういうことが起こらないように、繰り返しますけれども住民参加の点を十分にしていただきたいと思います。

それからもう一つの要望になりますけれども、確かにこの実践南の地域は自治会を当時結成してなかった。それで、これ以外の自治会の会長さんは全員参加して、審議会の方向が審議されてきたわけですので、確かに市にも言い分あると思いますけれども、自治会というのは法律で決まったものでもありませんし、加盟は任意でございますからね。そういう点ではなかなか市民意識が市から見れば低いということになるかもしれませんけれど、自治会を結成できない、あるいは自治会に入っていない市民もたくさんいますので、そういう点では十分な市民の感情をつかむ、実態を調査するという点では、今後ともいろいろの市の計画を決めていくときに私は配慮をしていただきたい、こういうふうに要望しておきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

大柄　保君。

その点をひとつ明確にお答えをしていただきたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

日野本町の町名を決定するに当たりまして、その経緯をということでございますが、当初、アンケート調査を地域で実施をいたしました段階では、本町ということで一応まとめが行われております。しかし、ただいま議員の方からお話がございましたように、日野という地名が本来ここの地域では望ましいんだ、本町ということよりもむしろ日野市日野何丁目ということが正しい歴史的な呼び名であるということで、アンケート調査を実施した後でもこういった問題が内部で問題として残っておりましたことは事実でございまして、その点について、再度私ども住民の方々、特に自治会長の方々にお集まりいただきまして、この点どうするかということについて再三審議を行いまして、最終的には折衷案で日野本町ということでもやむを得なかろうということまでやっとこぎつけまして、住民の方々もこれならまぁ納得するということでございましたので、行政といたしましては、一応この日野本町という町名をとらせていただいたわけでございます。経緯といたしましては以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　経緯についてはわかりましたけれども、要望として一言申しておきたいと思いますが、当然各地域でこれから町名地番の変更等が行われていくというふうなことですから、やはり住民参加というものを前面に押し出していただいて、それでそこに、それは多少気に入らないこともあると思いますが、いろいろな角度から問題を煮詰めていって、それで納得をした線でおさめていただくということが、本当に私はすっきりした行き方ではないか、こういうふうに考えておるわけです。

大変、住民の皆さん方の最大のねらいであった日野市本町というふうなものがこちらに置き去られて、そこへ今度また一つ、何も日野市日野本町というふうなことを入れていくということが、大変御無礼でございますが、一部の方の言葉によってそういうことがなされて、それじゃとにかく日野市日野本町でもいいわというふうなことで地元の皆さん方が納得をされているならば、それ以上私が何かと言う必要もございませんので、あくまで地元の皆さん方が日野市日野本町の一丁目、二丁目、三丁目、四丁目ということで、六丁目まで決まるんならば、私はこれでいいんじゃないかな、こういうふうに思いますが、今後十分にそういう点も配慮をしていっていただいた方がよろしいんではないか、このように考えて、終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－一九号、町名設定に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

日程第四、特別委員会審査報告の件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より、農林水産省跡地利用対策に関して中間報告をいたしたい旨、申し出がありましたので、委員長の発言を許可いたします。

〔農林水産省跡地利用対策特別委員長登壇〕

○農林水産省跡地利用対策特別委員長（川嶋　博君）　それでは農林水産省跡地利用対策特別委員会の中間報告を行います。

五十三年三月に特別委員会が発足し、国有財産中央審議会小委員会で日野桑園の北側を保留地に決定し、南側四・一ヘクタールは三百メートルのトラックを含めた運動公園を計画しております。

五十四年の二月には、早期払い下げ要望書を当委員会は東京

○七番（大柄　保君）　大変、町名地番のことでいま論議がなされているわけですけれども、私は違う角度から一言聞いておきたいことがあるんです。いま、関係の議員さんもお話をしておられましたけれども、大坂上の一から五までに対しては実践南という自治会、これは当時自治会がなかったというふうなこともうすでにおわかりになったと思います。それからその後でこういう問題が起きてきたということで、これについては、市の方としても十分これから配慮をしていただくというふうなことで私は了解をいたしますけれども、先ほどお話が出ております日野駅を中心として甲州街道から立川に向かっての右側、左側の町名ですけれども、ここのところは、聞くところによりますと本来ならば日野市本町ということで、確かに住民の皆さん方の意見がまとまって、日野市本町にしようよというふうなことだったと聞いておりますけれども、そこにある圧力がかかりまして、どうしても日野市日野本町にしなきゃいけないのだというふうないきさつがあったということを小耳にはさんでおりますけれども、この真偽の点について、ひとつお知らせをしていただきたいと思います。今後、やはりこれから先、各地域でそういうふうな問題が起きてまいりますと私は思いますので、どうもある一つの有力というか何というか、その方等の発言が非常に強くなってしまうということだと、私はこれから先、大変困ると思いますので（「そうだ」と呼ぶ者あり）、

都とともに大蔵省へ提出したことは、議員の皆様も御承知のことと思います。

五十五年三月には農林水産省跡地利用計画がまとまり、日野第一桑園は九・五ヘクタールのうち公園用地として四・一ヘクタール、これもやはり運動公園三百メートルのトラックを含めた用地としております。それから小学校用地として〇・七ヘクタール、道路用地として〇・九ヘクタール、これは都市計画道路でございます。保留地として三ヘクタールは体育施設、資料館等の施設として確保する計画がまとまっております。それから第二桑園につきましては、一・五四ヘクタール、これは流域下水道用地の代替地として予定されております。第三桑園の〇・一五ヘクタールにつきましては、幼児施設を予定しております。それから淡水区水産研究所跡地三・一ヘクタールにつきましては、万願寺区画整理を含めた計画の中で、学校用地として予定されております。

五十六年八月、当委員会では国有地払い下げ問題の先進市である春日部市へ研修に行ってまいりました。厚生省国立衛生試験場春日部桑園植物栽培試験所跡地の払い下げの問題でございます。面積は二万一千八百五十平米でございます。国との交渉は四十九年八月から五十五年十月まで。総額は十八億七千四百万円でございます。国との交渉は、市長、助役、議長を初め先頭に立って大蔵省関東財務局等に九十一回も足を運び、非常に苦労されたことを計画として説明し、有意義な研修を行ってまいりました。当日野市においても市民の要望が高まる中で一日も早く払い下げが決まり、運動公園や体育施設が実現し、多くの市民がみずから参加し、ぬくもりのある集いや健康な汗を流し、さらに関心が高まる中で、行政に対する信頼が期待される中で、財政的な問題があっても誠意と責任を持って市民の協力と理解を得ながら、森田市長に十四万市民がバックにいることに自信を持ちながら積極的に払い下げの交渉を押し進め（「カッコいい」と呼ぶ者あり）、市民の要望にこたえていただきたいと思います。

これをもちまして農林水産省跡地利用対策特別委員会の中間報告といたします。ありがとうございました。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより議案第六一号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第二号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第六一号につきまして提案の理由を申し述べます。

本議案は、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算第二号で、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十六年八月十一日付で専決処分したものであります。補正内容は、浄化槽汚泥処理施設新設事業にかかわる債務負担行為の期間及び限度額をそれぞれ変更したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの専決処分につきまして詳細説明を申し上げます。

当案件につきましては、国の補助制度が二年度であったものが三年度に変更したことに伴って変更されるものでございます。最初、五十六、五十七年度について二年間計画で国の補助を四〇%、五十六年は六〇%というような形の中で、五十七年度にわたって終わるものであったものが、五十六、五十七年度から今度は五十六から五十八年度までに、三年にわたるという形に変更されたものであります。一年目が一〇%補助金、二年目が六〇%、三年目が三〇%になっております。それに伴いまして、債務負担行為の限度額もあわせて変更させていただいた、そういうことでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六一号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第二号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議員提出議案第一九号、日野市議会昭和五十五年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

提案理由、質疑を省略し、これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一九号、日野市議会昭和五十五年度一般会

計決算特別委員会設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第二〇号、日野市議会昭和五十五年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

提案理由、質疑を省略し、これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二〇号、日野市議会昭和五十五年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第六四号、昭和五十五年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第六四号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき、昭和五十五年度日野市一般会計決算の認定を求めるものであります。なお、同規定により監査委員の意見書並びに主な施策の成果等の書類を添えて提出いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　監査委員から報告を求めます。

〔監査委員登壇〕

○監査委員（高橋克好君）　昭和五十五年度の一般会計の決算審査につきまして、前もって市長から提出を受けました歳入歳出の決算書類、財務諸票、付属の明細書等につきまして、米沢監査委員とともに慎重なる監査を行いました。また、関係職員よりもその詳細にわたりまして内容の説明を受けました。

監査の結果は、決算書を初めすべての書類に計数等の誤りがなく、予算の執行状況もおおむね議会の議決に沿って執行されたものと認められました。

なお、当初予算に計上されていますところの主要施策であるところの小・中学校の新増設、公園用地の買収とその整備等々、教育文化、衛生面の充実が行われ、所期の目的がおおむね達成せられたものと認められます。

以上でございますが、最後に、毎年十二月の定例市議会に上程されていましたところの決算の認定議案が、ことしはこの九月に上程できましたことにつきまして、関係者の皆様方の御努力に対しまして深甚なる敬意と感謝の意を表する次第であります。以上をもちまして、簡単ですが監査意見といたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第六四号、昭和五十五年度日野市一般会計決算の認定の件は、一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一般会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第六二号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第六三号、昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第六五号、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第六六号、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第六七号、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第六八号、昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程になりましたそれぞれの議案につきまして提案の理由を申し上げます。

まず、議案第六二号でありますが、本議案は、地方公営企業法第三十条第四項の規定に基づき、昭和五十五年度日野市総合病院事業会計決算の認定を求めるものであります。

議案第六三号は、地方公営企業法第三十条第四項の規定に基づき、昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第六五号は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第六六号は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第六七号は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第六八号は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき、昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

以上、それぞれの議案につきましてよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　監査委員から報告を求めます。

〔監査委員登壇〕

○監査委員（高橋克好君）　昭和五十五年度の日野市立総合病院事業会計、並びに農業共済事業特別会計、その他日野市国民健康保険特別会計外三つの特別会計ともどもでございますが、これも一般会計同様前もって市長から配付を受けました決算書、財務諸票等につきまして、米沢監査委員とともに監査を行いました。監査の結果は、決算書を初めすべての書類に計数等の誤りは全くなく、予算の執行もおおむね議会の議決に沿って執行されていると認められました。以上でございます。

なお、内容につきましては、お手元に御配付してございます意見書を御披見くだされますようお願いいたします。

以上をもって監査意見といたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第六二号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第六三号、昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第六五号、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第六六号、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第六七号、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第六八号、昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定の件は、特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、特別会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第六九号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第六九号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、医師手当の改定に伴い日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　議案の第六九号の御説明を申し上げます。

議案の六九号は医師手当の改正でございまして、給与条例の十条の改正でございます。第十九項の、現在十三万でありますところの医師手当を十八万に改正する、これは院長でございます。それから十二万五千円のものを十七万五千円に改正する、これは副院長でございます。それから十二万を十七万に改正する、これは医長でございます。それから十一万とあるものを十六万に改正する、これは一般医員でございます。以上、それぞれ五万円ずつ引き上げるわけでございますけれども、昭和四十八年以来の改正でございます。

それで、市立の病院を持っておりますところの青梅市、町田市、あるいは稲城市との比較でございますけれども、基本の給料におきましては、これらの市と比較しまして隔たりはございません。ですけれども技術手当といいますか、医師手当につきましては、ここに改正申し上げましたように、青梅、町田と比べますと、五万円程度日野の場合は月額において差があるというふうな状況でございます。稲城につきましては五万円以上の差があるわけでございますけれども、大体青梅、町田の線に改正したい。こういうふうなわけで、さっき申し上げましたように、院長、副院長、医長、医員についてそれぞれ月額五万円の医師手当の改正を行うわけでございます。よろしく御審議を賜りたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第六九号、日野市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第九〇号、日野市衛生処理場浄化槽汚泥処理施設建設工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　議案第九〇号につきまして提案の理由を申し述べます。

本議案は、日野市衛生処理場浄化槽汚泥処理施設建設工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づき提案をするものであります。入札の結果、七億五百万円で富士電機製造株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろ

しく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　議案第九〇号の詳細につきまして御説明申し上げたいと思います。

九〇号は、日野市衛生処理場浄化槽汚泥処理施設建設工事請負契約の締結でございます。この施設は、市内から発生しますところの浄化槽汚泥を処理するためのものでございます。工事の概要につきましては、別添の仕様がございますので御参照賜りたいと思います。衛生処理場内の屎尿処理部門の敷地に、三カ年にわたりまして建設いたすものでございます。

施設の内容としましては、希釈曝気方式による日量八十キロリットルの処理能力で、受け入れから第一次処理、二次処理、三次処理の過程を経て汚泥脱水に至る設備でございます。特に三次処理施設を取り入れ、処理水の再利用と水質汚濁の防止を図っております。

業者の指名につきましては、八月の十二日に指名委員会を開きまして、入札調書にございますところの七社を指名しました。それで八月の二十八日に入札を執行しましたところ、別添調書のとおり、富士電機製造株式会社が七億五百万円で落札したものでございます。

議案書をお開き願いたいと思いますけれども、工事名は先ほど申し上げたとおりでございます。契約金額は七億五百万円でございます。契約の方法は指名競争入札によったものでございます。

それから工期でございますけれども、契約の翌日から昭和五十八年の七月三十一日までございます。

契約の相手側でございますけれども、神奈川県川崎市川崎区田辺新田一番一号の富士電機製造株式会社代表取締役社長阿部栄夫でございます。よろしく御審議を賜りたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○二十番（市川資信君）　一点お聞きしておきます。

これは大変議会でも多くの意見等が出された問題でありまして、この一年間、いわゆるまた元の富士電機製造に落札されたわけでございます。

私がお聞きしたい点は、当初、たしか私の記憶ですと六億二千八百万で同じ会社が落札しておった。そして前回、荏原さんがああいう結末になったわけでございますが、今回、一年ぐらいして七億五百万の落札、約八千万円近い高騰をされておる。これは大きな設計変更とか何かに基いてこういう金額差が出たのか、あるいは前回の入札基準がおかしかったのか、その点の答弁をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　第一回目の入札につきましては、確かに御指摘のとおり六億円台で落札したわけでございます。それを脱窒素関係を大幅に設計変更いたしまして再度入札を執行したわけでございますが、その時点では七億一千万と私は記憶してございます。その時点からは主にその設計変更はしてございません。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　ただいまの答弁、ちょっと私の質問と食い違っておるんじゃないかと思うんです。それは荏原製作所の答弁になってるんじゃないでしょうか。私の申し上げてるのは、富士電機製造が前回六億二千八百万でたしか落札してると思うんです。同じ会社が一年後にまた落札してるわけです。私はその点に関してはどうのこうのじゃないんです。同じ会社が同じものを設計変更なしにやるんならば、二千万、三千万高くなることは物価高騰あるいは認めると思うんですが、八千万近く高くなっているということに対しての疑問なんです。その点はどう詰めたのか、その点の答弁をお願いしたい。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　端的に申し上げますと、一応入札の場合には予定価格というのは設定されるわけでございます。これは総務部長の所管に入りますけれども、その関係につきまして、結果論として一応落札差が出た、そういうことで、入札の執行方法等につきましては、いずれも指名競争入札でございますので、ここに額面――入札結果が出てございますけれども、これはあくまでもやはり業者側の積算の基礎に基づいた落札と。設計をし、またはそれについての落札が予定価格以下であった、そういうことでございまして、あくまでもこれは結果論ということで申し上げたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　これ、いまの答弁では私、納得できませんし、また私、総務委員ではございませんので、この議場でこれ以上追及するということも差し控えます。したがいまして、総務委員会でこの問題について、また最終日の議案上程のときにお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　いま市川議員が総務委員会で慎重に審査をしてもらいたい、こういうことが出ているんで、私は一年かかってこの問題がまた出てきたという形の中を見ると、議員に納得するというか、よくよく理解をするという意味では、昨年のたとえば指名業者は、昨年の第一回目のときの指名業者はどことどこだったとか、二回目のときの単価が七億一千万になったときの指名業者はどこだったとか、それからそのときの、最初のいま富士電機の問題が六億二千万ですか、そう

いうときの経緯をいま少し、これだけの一年間といういろんな尾を引いている問題だから、総務委員会でいろんな検討はされるだろうけれど、資料的というか、経過的なものもいま少し、ここここが変わったからこういうふうになったんだということを、ほかの議員はどうかしらんが私なんかはあんまりさえてない方なんで、その辺のところをいま少し執行者はつまびらかにこういう経過措置を付して出してもらえば、非常によろしいんではないか。私は資料ということでなくて、そういうものを、そんなにむずかしいことでないと思いますので、つけ加えていただきたい。それで総務委員会で慎重に審査してもらいたいことをむしろ質疑というより要望しておきます。ぜひ資料だけはお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　私も昨年からのこの問題でございますので、市川議員も富士電が辞退された、そしてことしで一年たつということで、また富士電が受けたということで、その辺をひとつ担当の方から、まず状況をお聞きしたいんです。それからちょっとまた質問したいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　ただいまの御所望につきまして御回答申し上げるわけでございますけれども、昨年の九月に指名したところの業者といいますのが、四社でございます。それから十二月が五社でございます。それで、また富士電機が第三回目に入っているということ等でございますけれども、十一月の時点で富士電機が不祥事を起こしまして、営業担当の者が逮捕されているというふうな不祥事が起きまして、九月の議会以来継続になっておる六九号議案につきまして辞退してきた、こういうことでございます。

その後、富士電機は建設業法に定めているところの建設省からやはりおきゅうをすえられまして、この水部門についての営業停止を受けております。それがやはり解除になっております。

それから、日野市におきましてのやはりこの業者についての取り扱いは、東京都の基準を日野市で準用しておるわけでございます。東京都におきましての富士電機は、水関係につきまして長い間の取り引き中止といいますか、そういう処置を受けておるわけでございます。それで、ことしの五月に東京都の方はその取り扱いの解除をしております。それから建設業法によるところの建設省の処置については、その前におきゅうの解除がされているというふうな状況で、いろいろ御不審もあろうかと思いますけれども、従来の日野市の、要するに指名基準だとか、あるいは不祥事についての取り扱いというものを東京都に準じて取り扱っておりますので、今回の場合はやはりそれらのおきゅう明けというふうなこと等で、今度の七名の中に富士電機も入っている、こういうふうなものでございます。（「おきゅう

明けなんて、そんなのないぞ」と呼ぶ者あり）

それから、全部で七社でございますけれども、前回九月が四社でございます。十二月が五社でございまして、全部で九社でございますけれども、新潟鉄鋼等が参加願いを五十六年度は出してないというふうなことで二社が減っておりまして、七社になった、こういう状況でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　いま、総務部長の御答弁ですが、私はやはりこの議会の中で市長も先頭になって日野市内の業者の育成ということを重点に考えられて、また、こういう配慮をされたんだと私も思います。（「それはないだろう」と呼ぶ者あり）そういうことでされたんだと思っております。そういう中で、先ほども総務委員会の中でいろいろと資料の提出とか、そういうものもございますけれども、いずれにいたしましても、総務委員会の中でこのことは審議されると思います。できるならば総務委員会の中に細かい資料を提出していただいて、その中で審議を十分していただいて、その結果を十分反映させていただきたいということを要望しておきます。終わり。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　いまの飯山議員の質問に関連いたしますが、富士電機製造は一たんこの工事を落札しておいて、不祥事があったということで辞退をされたわけでありますから、一つのペナルティーを課されて退場したのと同じだと思うんです。同一試合にもう一度出てくるというのは、先ほどおきゅうをすえたということを言われましたけれども、同じ工事に一たん辞退した者がもう一度入札で入ってくるというのは、どうしても私は理解できないのです。先ほどおきゅう明けということを言われましたが、おきゅうというのは軽い注意程度のことだと思うんです。明らかに指名を停止され、そして東京都の基準等によりましてそういう処分の期間があったわけでありますから、一つの法に触れた、一つの会社の社会的な道義的な責任もあると思いますので、富士電機が再度この工事に入ってきたということに関して、どうしてその指名に入ったのか、その点をもう一度、重複いたしますが、重ねて会社の社会的責任も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　お答え申し上げます。先ほどお答え申し上げているように、建設業法とかあるいは東京都の取り扱いというもので、日野市の中でも同じ取り扱いをしているというふうなことで、十一月の要するに不祥事というものにつきましては、一切清算されたんだというふうな考え方でございます。これは富士電機が市内であるからそういう取り扱いじゃございません。どこの業者であろうと、それぞれいま申し

上げましたような清算というものがあって、その後につきましては、おっしゃるような道義的な問題までは問わないというふうな取り扱いを一般にしておりますので、特に富士電機だから要するに道義的な問題まで問わないで入れたんだということじゃございません。どの業者であろうと同じ取り扱いでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　国の補助金等の関係もありまして急いでおられるという事情が背景にあるのはよくわかるのでありますが、そういう緊急を要するこういう工事の件に関しまして、そういう一定のうわさないしはトラブルがあった会社が再度指名に入ってくるということは、やはり釈然としないものがあるわけです。私は総務委員ではありませんが、こういう問題、地元業者育成ということはわかりますが、やはりある程度のけじめといいますか、そういう一つの、一たん落札をしておきながら辞退をしたという経緯がある会社が、再びまた落札をするというのは、どうしても納得がいかないわけであります。再度その点、委員会でお取り上げいただきますことを強く望みまして、私の発言を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第九〇号、日野市衛生処理場浄化槽汚泥処理施設建設工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後　一　時十三分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第九一号、日野市立日野第一小学校体育館改築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第九一号につきまして提案理由の説明をいたします。

本議案は、日野市立日野第一小学校体育館改築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第三号の規定、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により提案をするものであります。

入札の結果、一億一千五百万円で大木建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　詳細説明を申し上げたいと思います。

議案の九一号は、日野市立日野第一小学校体育館の改築工事請負契約の締結でございます。この工事につきましては、別添の資料がございますので、参照願いたいと思います。

建物は鉄骨造りの一部二階建てでございまして、軽量鉄骨に渡り廊下部分を含めまして建築面積は八百七十四・一四一平方メートルでございます。

業者の指名につきましては、八月二十六日の指名委員会で八社を選定したわけでございますけれども、工期の問題、あるいは遺跡の問題等を踏まえまして、入札調書にあるところの八社を指名したわけでございます。九月の十日に入札を執行いたしましたところ、大木建設株式会社が一億一千五百万円で落札いたしました。入札の経過は、別添の調書のとおりでございます。よろしく御審議を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。秦正一君。

○三番（秦　正一君）　第一小学校体育館の改築工事のこの指名競争入札ですね、日野市の地元の業者が全然指名サイドに入ってないんですけれど、その点はどういう意図があるのか、その点をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　小中学校の体育館につきましては、従来、問題点がなければ市内業者の指名というふうな慣行で経緯しておるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、これから差しかかりますところの工期は、年末あるいは年始という時期、あるいは凍結する時期、それから遺跡等の問題がございまして、工期が五カ月を切れるんじゃないかというふうに憂慮されるような工期の状態でございます。

それで、市内業者でいままで経過してまいりましたところの工期というのは、大体七カ月程度の平均の工期というふうな状況でございます。そういうふうなことで、どうしても三月の卒業式を新しい体育館で、自分のところの体育館でやりたいとい

うふうな生徒、父兄の願い等もございます。どうしても早く完成させたい。そういうふうなことで、普通、一億一千というふうな体育館につきましては、Bクラスの業者が、要するに東京都の基準でいうところの指名基準からいきますと、Bクラスでございます。いま説明したような工期状況というものを考えまして、Aクラスというふうな指名委員会での選定になったわけでございます。そういうようなことで入札調書にございますところの八社を指名した、こういうふうなことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　秦　正一君。

○三番（秦　正一君）　ただいまの答弁で、工期的な面でどうしてもAランクの業者にやらせなければならないというふうな答弁でしょうけれど、Aランクの場合には工期の面は間違いなく五カ月でできるということを断言できるんですか。Bクラスであろうとも、工期の面においては問題ないと思うんですよ。技術的な面においても、そう変わりはないと思うんですけれどね。そういった面で全部大手の方に指名参加に入れさせて、全然Bの方へは入れていかないという点ですね。工期のことだけではちょっと納得できないんですよね。いままで七カ月、六カ月、そういったものでやってきているんでしょうけれど、急がせればもっと早くできると思うんですよ。技術的な面のそういう信頼性が認められないからそういうふうにするんだということなのかどうか。ほかには全然理由というものはおっしゃらなかったわけですけれど、工期だけではちょっと納得できない、このように思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　昭和五十二年からこの五年間のうちに、約八つの体育館をつくっております。そのうちの六つが市内業者で完工しておるわけでございます。それで、あと二つが程久保小学校と三沢台小学校というふうな状況の中で、出会い丁場というふうな問題、あるいは出入り口が一カ所というふうな問題等で、本体工事と一緒にやらせている。そういうふうな状況の中から、市内業者でやっておりますところの工期につきましては、五カ月で完工しているものもございます。これは春から夏という、きわめて恵まれた状況の中で五カ月ちょっとでできているということで、それ以外の時期につきましては、やはり八カ月、七カ月以上というふうな状況でございます。

　それで、五カ月というふうに申し上げておりますけれども、遺跡の対応によっては五カ月をはるかにまた割るというふうな工期になるという例等もございます。それらの要するに工期の極端な縮小というものについても、やはりこれらのAクラスの業者において対応してもらうという考え方で、指名委員会の中では、さっき申し上げました入札調書にあるところの八社というものを、万全を期して選定した、こういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　秦　正一君。

○三番（秦　正一君）　いま、ここで結果のことをとやかく言ってもしようがないんでしょうけれど、いずれにしても地元業者の育成ということで、常日ごろ市の方としてもそのようなことをアピールしているわけですよね。ところが実際問題は、日野の場合においては、かなりそういった面で日野の地元業者という方が恵まれないで、利用されないできているのが現実のようです、この前も建設会社等の関係の懇談会をしましたけれど。そういう面で今後、やはり少なくてもこういう大手だけでなくて、地元の業者も含めて指名参加の形をとっていくべきじゃないか、このように思うんですけれど、今後の実質的な地元業者育成という点を早くしてもらいたく要望して終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　先ほど担当部長から、埋蔵文化財が出たときにそうした日時がいるので、地元業者にはできないから大手に回したというようなお話なんですが、そうすると、もし埋蔵文化財が出て二月も三月もあるいは四月もかかるかもしれない場合があるんだけれど、それでもこの大手は三月三十一日までに必ずやるということであるかどうか、そういう点。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　遺跡の発掘調査の完了が二カ月、三カ月というふうに延びた場合につきましては、大手といえども完成ということについては不可能かと思います。

　ただ、われわれの方で考えてますのは、遺跡が延びましても、工事の方が完全な完成でなくても、ある程度の、要するに幕を張るとか、あるいは完成間近というふうな状態の中でも、まあ仕事を急がせて完成させることはもちろんでございますけれども、遺跡の方が延びまして完成に至らない場合でも、極力そこで卒業式を執行できるようないろんな手だてを講じさせて、卒業式を自分のところの体育館でやりたいという生徒、父兄の希望には沿いたい、そういうふうな考え方を持っているわけでございますけれども、二カ月、三カ月というふうな長期の遺跡の対応ということになりますと、やはり工事の完成ということは、これは期待できないと思っています。要するに遺跡の方の調査につきましても、教育長の方でやはり早期に遺跡の調査を完了してもらうというふうな手だてなり、努力なりをしてもらうというものとをかみ合わせた努力の中で、このAクラスを選んだ、こういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　そういうことであれば、従来地元の市内業者にやらせているんだから、市内業者でもできると思うんです。大手でも延びることもあるということなら、市内業者だって五カ月ぐらいでできるということも言ってるん

ですからね。そういうことも地元の業者に一応聞いてみて、それでどうしてもできないというならばそういうことがあるんだけれど、そういうことは聞かないで、ただ想像だけでだめだろうということできめつけて、市外の業者をやるということはおかしいんではないか。常に理事者は市内業者の育成、育成と言っていながらそういうことをやるのは、ほかにも何か理由があるんではないかということが盛んに言われているんですけれど。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　先ほどから何ですか、市内の業者の育成というものが何ら考慮されてないように私の方で聞こえるわけでございますけれども、市内の育成ということにつきましては、ここ五年間で八つの体育館を発注しておりますけれども、出会い丁場という特殊な事情を除いては、六つの学校については市内業者の方にお願いしております。それからこの八つの学校についてのプールは、全部市内業者の手によって完工しているわけでございます。

それで市内業者というものにつきましての育成につきましては、やはり日野市でございますので、絶えず念頭に置いておるわけでございますし、また、市民の施設でございますので、やはり期待どおりの完工なり、あるいは期待どおりの工期内での完成ということも考えていかなきゃならない反面もございますので、やはり今回の処置になったわけでございます。要するにAクラスの業者でもって間違いなく、遺跡の方で十五日や二十日ぐらいの食い込みがあったとしても、無理ができる業者という形の中で万全を期していきたいということでやったわけでございます。市内業者の技術がどうだとか、そういうことじゃございません。さっき言いましたように、過去八つの学校でかかった工期の平均が七カ月と二十日ぐらいかかっております。そういうふうな事情等もございまして、万全を期したということであって、地元の業者の意向も聞かずにただ想像でといいますけれども、過去のこういう実績の中で、七カ月以上もかかっているという状況の中では、建設部の意向も聞きました。どうしても無理ではないだろうかという技術屋の意見等も参酌し、指名委員会の中ではやはり今回の場合はやむを得ず、要するにAクラス、Bクラスの仕事でございますけれども、Aクラスの業者に委託するというふうに指名をして、そこで第一小学校の卒業生、それから父兄というものの希望に沿っていきたい、そういう考え方でございます。市内業者の育成については、おっしゃるとおりの考慮を払っておるつもりでございますので、その点だけはごしんしゃくいただきたいと思います。市内業者の育成ということを考えずに今度の指名になったわけじゃございません。そういうことも考えて、一小の卒業する生徒と、それから父兄の願い等もございますので、万やむを得ず万全の処置としてこのようなことをやったわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　いま秦議員さん、それから高橋議員さんが話をしましたけれども、私も部長、納期の問題、それから業者の問題、いろいろありますけれども、遺跡の問題が長引いたらできないという問題、それから納期の問題とおっしゃってますけれども、ここ降ってわいた予定じゃないと思うんです、体育館をつくろうというのは。少なくともいろいろと理事者側としては検討をして、三月なり六月なりにある程度検討されたと思うんです。この九月議会に提出をして、それで六カ月ということで納期が間に合わないんじゃないか、こういうようなことですけれども、その辺の絡み合いはどうなんでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　なるべく早く計画し、単年度計画ということになると、いろいろと無理な点も出てくるわけでございます。そういうところはやはり市の全体の中で改めていかなきゃならんと考えておるわけなんですけれども、この問題につきましては、このように御理解願いたいと思うんですけれども、体育館の建設工事の予算につきましては、六月議会にお願いしまして議決をいただいたものでございます。なぜ六月に提案申し上げたかということについては、なぜ当初予算でなかったかということにつきましては、この一小の体育館というのは、従来体育館として設置されたものじゃなくて、市民の集会所という補助対象で建てられたものでございます。

集会所として建てられたものでございますので、体育館としての国の国庫補助というものをもらえるかどうか、ということについてのめどをつけるというのが、長引いたわけでございます。それで、六月補正というふうなことに予算提案がならざるを得なかった、こういうふうなことでございます。それで国庫の補助というのが約、この体育館にお願いしてます一億一千何円でございますけれども、その三分の一の三千四百十万でございます。そういう国庫の補助というものが大体いただけるというめどをつけてから予算処置をし、ということになりましたので、おくれてしまい、工期の問題に響く、こういうふうなことになったわけでございますので、やむを得ないものと御理解していただきたいと思います。市内業者にやらせないために遅くしたんだ、そんな考え方はございません。できるものは市内業者にお願いしてやっていく、という基本は変わりがございません。同じものができるということなら、市内の業者にやっていただくという基本は変わりはございません。今後ともずっと守っていく、要するにわれわれ契約担当の考え方でございます。今度の場合には、国庫補助との絡みで六月に補正予算をお願いせざるを得なかった。その後の建設の計画についても、それに従っておくれてまいったわけでございます。工期についてはそ

れを引いて、こういうふうな状況、お正月前後をはさむ、要するに人夫を集めにくいときに入り、あるいは冬期に入る、それから遺跡が絡む。われわれの方としては多少の遺跡の問題、十五日や二十日、それから非常に工期が少ないということ、冬に差しかかるということ、それらを踏まえてやったことでございますので、何とぞ御了解いただきたいと思います。それ以外の他意はないわけでございます。一小の父兄と児童の願いをあれしてやろうということでございます。市内育成という基本は、やはり一つの筋として持っているわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　最後に、どうせこれ、総務委員会にかかるでしょうから、総務委員会の中では、先ほどもるるいろいろ説明がありましたけれども、これは決まれば、少なくともいつからいつまでの作業日程を、いつ取り壊して、いつから基礎工事をやって、いつから上物をのせるとかという、そういう作業日程をひとつ十分検討していただきたい。

最後に市長にお願いをしたいんですが、先ほど秦議員も高橋議員もおっしゃっているように、日野市の協和会、いわゆる建築業界の日野市の育成という考え方としては、市長はどういうお考えを持たれておられるのか、一言だけひとつお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもは工事を行います際に、一番安全に格安でいいものができる、こういうことを条件とするわけでありまして、その中で地元の業者も大いに育っていただきたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　いま三議員から私の聞こうとしたことはほとんど聞かれましたので、かいつまんで一、二点だけ、私のわからない点をお聞きしたいと思います。

今回の第一小学校の入札を行うについて、いわゆるBクラスランクの都基準の業者に、この工期でできるかどうかという諮問というか、相談というか、そういったことはなされたんでしょうか。Bクラスでこの入札、Aクラスを持ってきたということですよね、市内業者ということで……。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　どうですか、そういう相談というのがあるべきなのかどうか――私もあるべきなのかどうかというふうな疑念を持っておるんですけれど、それはやっておりません。この工事は……。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　そういう相談はされてないという御答弁で、それはそれで結構です。

いま、飯山議員からも発言されたように、先般、この建設業

界の方々と議員と懇談会があったんです。私もそれに出席したわけですけれども、その中で、工期が確かに従来よりも短い、さらに遺跡調査とかいう面も含まれているということで、やむを得ずこういうことになったんだということは、私は了解できるんですけれども、やはり先般の懇談会の席でも業者の方がこういうことを言っておりました。本当にいま業界は大変苦しい立場に置かれているんだ、こういったときなんだから、もし一社で入札できなければ二社でも、ジョイントベンチャーというか提携してでも、親と子になってでもやってできないことはないんだ、こういうような悲壮な意見も聞かれております。それで私、特に矛盾に感じましたのは、先ほど九〇号議案で、一回はあのような形で辞退された会社が、一年のおきゅうの期間は終わったんで、今度は再入札に資格を与えたんだと言いながら、日野市の現状を見てみますと、中小企業の育成だとか何かということは表向きの看板できれいなことを言っていながら、実態が果たしてそれに伴ってるのかどうか、私は非常に疑問に思うんです。

なぜかと申しますと、従来日野市以外の他市においては、いわゆる日野市においては入札基準を都の基準をそっくり当てはめているということで、東京都、いわゆる地元育成にはなってないのが現状、前にも私は発言したんですけれども、現状ではないか。一億一千万の仕事ができるんならば、やはり東京都に行っても、やはり日野で一億一千万の仕事をやるんだったら、その範囲内をなかなか乗り越えることはできない。いわゆる本当に地域の地元の業者育成ということがあるんならば、東京都基準を少しでも、二割でも三割でも上回るようなことのシステムをとることが、本来の業者の育成につながるんじゃなかろうか。そういうものがほんとに配慮されていない。私はこの九〇号議案と九一号議案で、はっきりそこら辺がこう、何か表向きだけは革新だとかかっこいいことを言いながら、片方の大手の業者にはこういう優遇をしておいて、片方では相談もなしに一気にやってしまった。これは、非常に私は矛盾を感じるんですよ。その点の、ちょっと答弁願いたいと思うんですが。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　市の方が大分誤解されてるようじゃないかと思うんですけれども、都の基準を生のまま当てはめておりません。市内業者につきましては、少なくとも二ランクぐらい下げて当てはめております。ですから、Bランクのものでしたらの業者とかDの業者にやっていただいています。

それから、ベンチャーといろいろ言います。私たちも八月の二十六日、協和会の方々と会いました。いろいろベンチャーの話もしております。ですけれども、町田等でベンチャーをやって、それで仕事がどうにもならんで一つの会社の方がつぶれて

夜逃げした、こういうことを考えますと、もう少しベンチャーというものを業者の方それ自体がそういう悲運に遭わないためにも、要するにもう少し業者間で考えてみてくださいよ、そういうこと等も私たち申し上げてあります。それから、分離発注といいますけれども、かつて分離発注をお願いしたことあります。（「それは質問してないから答弁要らない」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　私は都基準を上回るいわゆる指名を日野市では行ってないんじゃないか、いま、そういう質問をしたわけです。現実に東京都で二億、三億やっている業者が、日野市で一億どまりであるという例はいっぱいあるわけです、現実に。そこが私はおかしいというんですよ。東京都で二億の仕事をしてるんなら、少くとも日野市では三億の仕事をさせてあげて、そして来年度には四億の東京都の仕事ができるようなシステムをとるのが業者の育成だ、かように言っているわけです。そういうことをやってますか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　さっき言いましたように、日野市でもAランクは二億でございます。ですからAランクについて、やはり日野市の場合には、日野市の業者にはAランクそのままというものはございませんので、Bが当てはめるとか、一ランクとか二ランクを当てはめておりますので、おっしゃるような緩和は考えております。そういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　それと一点、ジョイントベンチャーの件について、私の意見ですけれど、言っておきますけれども、現実に日野市の業者で東京都の工事をジョイントベンチャーでりっぱにやっているじゃないですか。それが東京都でやらせておいて、日野市で何でできないんですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　ですから八月二十六日にお会いしたとき申し上げてあるわけでございます。そのときにつきましては、やらないとかというふうなことも言っておりません。日野市の人口がだんだん少なくなりますと、地区センターの注文だとか、保育園の注文だとか、幼稚園の園舎の注文だとか、だんだん少なくなる時代になってきました。非常に、われわれもそうだけれども、業者の方も大変な時代だ。それから、今後も出てくる工事としては、やはりベンチャーなんか必要な下水道の工事が多くなってきます。そういうふうな時代に入ってきますので、それに対処するように市の方も努力しなきゃなりませんけれども、皆さんにもそういう時代に備えてくださいというお願いをしています。ですからおっしゃるように、ベンチャーを市が要するに組ませないとかという考え方はございません。やはり町田であるような失態を演ずると大変なことでございますので、やはりそれは注意深いかもしれませんけれども、市の方もそれについては積極的にやっていきたいという気持ちは、皆さんに申し上げてあるわけでございます。（「そうだ、それでいいんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　直接一小の体育館ということでの質問ではないんですけれども、いままでの質疑に関連しまして、一点ちょっと質問したいと思います。

私は先般、一般質問で、市内の中小零細業者に対して公共自治体が仕事を回すべきだという質問をいたしましたし、また、ジョイントベンチャーのさまざまなやり方について、板垣議員がずいぶん前に一般質問でいろいろ提案しております。そういう中で、本日問題になっているのは市内の業者も指名参加に入れろ、というような観点から仕事を業者にふやしていけ、こういう観点の質問なんですけれど、この指名参加にも入れないような業者、Cクラス、D、Eクラス、あるいは一人親方の都知事の認可も受けていない、いろいろな業者が日野市内にはいるわけです。そういう業者について、仮に指名参加に入らない場合でも、下請け、孫請けとして日野市の工事がある際に日野市の業者を使えというような、市としての行政指導ができないものかというようなことで、いままでも何回か要望してきたわけですけれども、その点については最近市としてどういう努力をされているかという点を質問したいんです。

というのは、地元業者というと上は大企業から下はそういう一人親方までございます。先般、社名を挙げて恐縮ですけれども、富士電機などが日野市内の大きな工事をした際には、地元の下請けというのは結局一人も参加しない。これは大企業のいろいろの仕組みがありますから、全国共通してましてどこに行っても大企業はその系列の下請けしか使わないということで、そういうシステムになっているとは思いますけれどね。ただ、いま非常に、Bクラスも大変ですけれども、C、D、E、一人親方となりますと、ほとんど仕事がもう半月分ぐらいない、こういうような状態の方々が多いので、いろいろ大企業の仕組みはあるかと思うんですけれど、日野市内の公共事業について、孫請け、またその下まで含めまして、この日野市にほんとにそういう経営上、営業上の潤いが下々までくるようにということで、何らかの行政指導ができないものか、こういうふうな気持ちがあるわけですけれど、その点について一点、現状、また今後の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　五十五年度中に土木建築関係で市が出しました件数は、二百八十八件でございます。それで五十五年に土木で指名参加してます業者は、市内が三百三十

八社、建築関係が二百八十社と、六百十八社なんです。それで大きい小さいはありますけれども、全部市内の業者の方に割り振ったとしましても、二分の一ちょっと欠けるというような件数の中なんです。それでわれわれの考え方としましては、やはり市内の大手の方が仕事を受けましたら、いろいろやられていることでございますけれども、現状以上に市内の業者の下請け関係を使っていただきたい、そういうふうな一つの願いがあるわけでございます。そういう形でないと、ある程度の市内業者への割り当てというか、広がりが期待できない、こういうふうなことでございます。

それから指名参加するにしても、いろんな、一日指名参加願いの書類を出すのに棒に振ったとか、あるいは一日日当にならない日になってしまったとか、いろいろあろうかと思います。そういう方たちというふうなことでいろいろ調査して、ほかの市でくじ引きだというふうな、指名参加なしの登録制でくじ引きでというふうな例もあるというようなことで、調査したんですけれども、そういうふうな方式をとっている市はなく、やはり参加願いをほとんどの市がとっているようでございます。それで参加願いを出した中から仕事を、要するに日野と同じような形で指名をし、そして割り当てていくという方式のようでございまして、指名参加願いできないというふうないろいろな事情のある方についての方法等もいろいろ考えてみたんですけれども、世間一般にはやはり行われていないようでございます。現在のところは、その程度の調査をやったという状況でございます。まぁ、報告だけになるわけなんですけれども、よろしく。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　ただいまの答弁の範囲といいますか、下のクラスも日野市の指名参加をしている業者はずっとリストに入れているというのは、努力されているように私も考えますし、それから市内の二千万前後の資本金で、いわゆる建設の協和会なんかつくっていらっしゃる方が日野市の入札をした場合は、市内のまたその下の下請けなどをなるべく一緒に仕事するようにという努力も聞いてるんですけれど、そういうことじゃなくて、市内の、たとえば富士電機とか、仮に名を挙げさせていただきますけれど、そういうところが日野市の仕事をしたとき、あるいは今回の一小でもいいですけれどね、そういう市外の一流企業が日野市の工事をしたときに、その一流企業の系列の下請けだけじゃなく日野市の業者を下請け、孫請け何でもいいですよね、一人親方でもいいですけれども、一定の割合で食い込んで使ってくれというような、そういうやり方の市内業者育成ということでの行政指導を、たとえば大手八社なら八社の指名参加のときに、そういう努力をしてくださいというような要望をするとか、そういう点についての何かしているか、こういう質問なんですよ。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　市内業者にできるだけ工事をしていただくということは、われわれとしても常に考えております。また、市内業者がさらに下請けを出す場合に届けが出てまいりますが、この届けの中に市内業者がほとんど入っておりません。そこで、業者に申し上げました。「あなた方は市内業者に工事をよこせといいながら、あなたたちが下請けを出す場合にはほとんど市外の業者を使っているではないか。これではちっとも税金が市内に落ちないで困る。それでは市内の業者にはそうした業者がいないのか」ということを申し上げました。そうしたら、「市内の業者にはやはりいい仕事、あるいは工期までに間に合わせる業者は残念ながらいないので、やむを得ず他の業者に下請けを出しているんだ」というふうに聞いておりますので、それではあなたたちの言っていることとわれわれが考えてることとは全くかみ合わないじゃないか、というふうに申し上げておりますが、今後もできるだけ市内の業者を使って工事をしてもらうように、要望は続けてまいります。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　指名参加で直接一つのまとまったものをとる、というような形での市内業者の育成とともに、私は特に中小零細のことを言っているわけですけれど、いま、建設部長の方が業者に対して指導といいますか、そういうことをしているとおっしゃいましたので、非常に一流の企業にとってはやりにくいことだと思うんです。幾ら日野市の仕事だからといって、日野市の下請け、孫請けを使うというのはね。ですから、そういう点は困難だと思いますけれども、私はやっぱりそういう形で行政が持っている権限でやっぱり指導していくということをしないと、どうしても下々まで仕事が回ってきませんので、今後さらに業者などともよく話し合って、実態も調べて、業者が、たとえば日野市にはそういうりっぱな業者がいないんだというんであれば、ほんとにそうかどうかとか、いろんな実態調査もしていただいて、具体的に今後指導を強めていただくようにお願いしておきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第九一号、日野市立日野第一小学校体育館改築工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第九二号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第九二号について提案の理由を説明いたします。

本議案は、地方自治法第百五十八条第七項の規定に基づき、新たに清掃部を設けるため日野市組織条例の改正を行うものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議、御決定をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　詳細説明を申し上げます。

清掃課を清掃部に昇格させるための条例改正であるという、ただいまの提案理由でございます。議案書のおしまいの方から九枚ほどめくっていただきますと、新旧対照表がございます。その新旧対照表に従いまして、御説明申し上げたいと思います。

新しく部がふえますのは、清掃課が部になる一部でございます。あわせまして、その部の新設と同時に、いままでありました部の設置に関する条例の文言、あるいは表現形式を、この際、改めさせていただいております。

第一条につきましては、地方自治法の規定に基づきまして部を設置する。そしてその下の方にありますのが旧法でございまして、上に清掃部――横に線が入っています。それが新しくふえている部でございます。

次のページにいきますと第二条、第三条につきましては、企画財政部の部内事務分掌を規定してございます。旧法につきましても同じでございますが、その中で、「市政の総合企画、調整及び渉外に関すること」の「渉外」を新たに加えてございます。いままでもこのようなことはやっておりましたけれども、文言上の表現としてはなかったわけでございます。それを新たにこの場合、整理してあります。

二番目、予算その他財務に関すること。これは同じでございます。

三番目の、広報及び広聴に関すること。これは現在あります広報課が、今度企画財政部の所管に入るということでございます。

四、工事等の検査に関すること。これは工事検査官がただいま企画財政部に所属しております。それを規定したものでございます。

次に総務部でございます。「市の庶務並びに文書及び例規等に関すること」。旧法では、「市の行政一般その他庶務及び文

書、条例に関すること」でございましたけれども、この場合、文言を整合してわかりあい単純でわかりやすい形にしたということでございます。

二番目の、秘書に関すること。これは、「秘書並びに広報及び市民相談に関すること」という規定がございました。広報課が企画財政部に移ります関係で、この条項を新法の方では削除してございます。

三、職員の人事、給与及び厚生に関すること。これは同じでございます。

四、財産及び契約に関すること。旧法では、「契約に関すること」のみになっております。現在の管財課は財産管理もいたしておりますので、あえて現在の現状に合わせた表現をしたということでございます。

五番目につきましては、「公共用地に関すること」が新法の表現です。旧法では、「市有財産の管理及び公共用地に関すること」になっております。「公共用地に関すること」、大きな包括概念の中にまとめたということでございます。

次、市民部。市民部につきましては、異動ございません。

次が生活環境部でございます。次の生活環境部につきましては、清掃課が部に昇格しました関係、その部分がなくなるわけでございます。「保健衛生に関すること」につきましては同じでございます。

二番目の、住民の社会生活に関すること。「清掃に関すること」が旧法にありまして、それが省略されております。これは二番目の新法の、「住民の社会生活に関すること」の部分につきましては、課として「生活課」という課を新設したいという意向でございます。

四番目の、公害及び防災に関すること。新法でございますが、旧法につきましては、公害指導、となっておりました。それを公害及び、現在、防災もあすこに含まれておりますので、「公害及び防災に関すること」、そのように規定させていただいております。

次に、清掃部でございます。清掃部につきましては、新しい部でございます。「廃棄物の処理及び清掃に関すること」、旧法部分にはございません。

次、都市整備部につきましては、三項目に、「下水道に関すること」がふえております。いままでは下水道事業というものが在来の部の規定の中では、まだそれほど事業が大きくございませんでしたので、あえて規定されておりませんでした。これからは下水道普及の事業が優先でございます。それらを考えまして、「下水道に関すること」の項をつけ加えさせていただいております。

次に建設部につきましては、旧法では、「市道の管理に関すること」になっておりましたけれども、建設部内部のいろいろ

な事務分掌を考えまして、現在の現行の状況に合わせて、「道路、橋りょう及び河川等の管理に関すること」、もっと区分をした規定をいたしております。

二番目に、土木及び建築に関すること。

三番目に、公園及び緑化に関すること。公園緑政課等が現在、建設部に含まれておりますので、それらの事務分掌を規定してございます。

福祉部につきましては、在来どおり、「社会福祉に関すること」、旧法も同じ、「社会福祉に関すること」で、一本でございます。

水道部につきましては、「東京都水道事業の受託事務に関すること」、これも同じでございます。

以上が清掃部を新設することにあわせて、いままで行われておりました事務分掌を、この事務分掌の中に明確にこの際に位置づけさせていただいたという内容でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　二点ばかりお聞きしたいと思うんですが、いままでは総務部に所管しておりました、「広報及び広聴に関すること」という、今度新しい広報関係が企画財政部に入った理由というんですかね、どういうところにメリットがあるのかということが一点。

いま一つ、生活環境部を清掃部に分けたというのは、これはもう事業というのか、組織が大きくなってきたということで了解できるんですが、生活環境部の新しくなった三の項に、「産業及び経済に関すること」、前のものは「産業振興及び消費者保護……」、何か前の方が具体的にうたってあって今度のは簡明に、まぁ、字句の簡明をうたったのか――前は具体的であったものが、見方によると狭隘な感じがするから直したのか、その辺のところのお答えを願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　総務部にありました広報課を企画財政部に含めたということの意味は、政策立案に際しまして市民の声を直接反映させたいという、総務部にありましても当然広報からの事務連絡はあるわけでございますが、企画の方に組織的に含んだことの方がより機能的に市民の声が入るであろう。それと他市等の組織の部分も参考にさせていただいた結果でございます。

二点目の、生活環境部の「産業及び経済に関すること」の件でございますが、これは議員さんの感想の中におっしゃられたとおり、簡明化の方をねらいました。具体的に細かく規定することによって、職員がこの仕事は私の方ではないというような形が出ないように、大きな含みがあるように、そういう意味で

変えさせていただいたわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　一点、広報の点だけ伺いたいと思うんですが、広報には、市の広報に発表する範囲というか、こういうことを広報に発表するんだという一つの決まりがあるわけですね。今度企画にいって、一つの企画財政という性格からいって、見方によれば市長部局の根幹をなす政策的なことで、見方によると歪曲するような、その広報から見てそういうことの危険がないのかどうか。恐らくないと言われるだろうけれど、その辺の点はいわゆるほかの規則というんですか、規定ということと抵触しないかどうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。まず最初に、規則、規定に抵触することはありません。それから広報という、いわゆるＰＲ手段を歪曲化に使われる恐れはないかという点につきましては、企画財政部におきましては、御案内のとおり予算の編成作業等もしておりますので、その予算の編成作業等が偏ることは、恐らく皆様の御指摘の中で当然訂正されることでございますし、組織上そういう恐れはないと思います。

それともう一点は、総務部と企画財政部の事務の平均化という問題もございます。総務部の方に課が多くて、企画財政部はわりあいに課が少ないものですから、いわゆる負担の公平といいますか、そういう形の分量というようなものも勘案してございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　一点お聞きしておきます。行政改革、まぁ財政改革も含めて、第一次案が当初示された、私そのコピーをちょっと見させていただいたんですが、これはもうこの二年近く国、地方自治体を問わずやるんだ、やらざるを得ないんだ、やらなければならないんだという立場に置かれる中で、この一次案を見たときに、ああ、これは市長もいよいよ腰を上げてきたんだなと、私はそう理解しました。ところが二次案になってみると、一次案と二次案では大きな食い違いがある。これは一体、果たして市長が行政改革をやる意思があるのかどうか、ポリシーがあるのかどうか、市政に対する信念というものが。大変疑わざるを得ない。こう感ぜざるを得ないんです。一次案と二次案とこういうふうに大幅に後退した原因は何であったのか。そこら辺をまず説明願います。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　御質問のその一次案、二次案の内容が、私どもの考えております一次案、現在ここに御提案申し上げておりますのは一次案に近いものでございます。二次案ではないんでございます。ですから、議員さんの御質問

の趣旨からいきますと、二次案を提案申し上げているんですといまの質問が成り立つんでありますけれども、これは二次案といいますのは部がなくて、いわゆる条例改正までいかない案だったんです。ところが、あえて一次案に戻して、この部をつくって市民サービス向上に図ろうという、そういう形になってきたわけです。

それで、御説明申し上げますと、機構改革というのはほんとにこんな差し出がましい説明なんですが、職員に徹底させて職員の気持ちもある程度参酌する必要もございます。それで一次案を流して二次案が出てきて、さらに一次案に戻ったというようなないきさつでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　企画財政部長がいま答弁されたんで、さらに企画財政部長に聞きたいんですけれども、先般の人事異動に関して、各関係部署、部課長とよく相談の上、されたのかどうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　人事異動につきましては総務部長所管ですので、企画財政部の方から口を差しはさむ余地はございませんが、組織をつくる際に、人事、いわゆる職員数ですね、職員数につきましては、当然総務部長との間に相談はしております。現在のこの部制の中で、六月議会で清掃部の増員をお認めいただいた以外は増員しない形の中で、この機構を新しくつくり直す、そういう枠組みを共通認識として持っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これを議案第九二号、日野市組織条例の一部を改正する条例の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第七〇号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七〇号につきまして提案理由の説明をいたします。

本議案は、地方税法の改正に伴い日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは議案第七〇号の日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例、内容の説明をさせていただきます。

ただいま提案理由にございましたように、地方税法の付則三十三条の改正がございました。この改正に伴いまして、本案の提案をいたすものでございます。保険税条例の付則九といたしまして、ここに掲げさせて加えさせていただきました。それでこの中で、法第三百十四条の二第二項に規定する金額とあるのを二十三万円、そういうふうに改めるわけでございますが、三百十四条の二第二項は二十二万円でございます。言いかえれば二十二万円を二十三万円、五十六年度の国民健康保険税に限り減額をいたすという条例案でございます。詳細につきましては委員会において説明をさせていただきます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七〇号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第七二号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七二号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、「市立日野台一丁目地区センター」及び「市立落川地区センター」の開設に伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは議案の第七二号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

最初の市立日野台一丁目地区センターでございますが、場所

は日野市日野台一丁目一番地の四〇でございます。この地区センターにつきましては、開発行為によりまして、土地を財団法人電気通信共済会から、建物と備品を交通公社総合開発株式会社から、それぞれ寄付を受けたものでございます。敷地は百九十六・〇五平米、建物は木造モルタル平家建てでございまして、床面積が百五・九九平米でございます。施設の内容といたしましては、和室が二部屋、ホール一つでございます。八月一日から適用したいということでございます。

続いて落川の地区センターでございます。所在地は落川の二三七番地の四でございます。日野療護園の一角にございます。敷地面積が二百八十五・五平米、建物は鉄筋コンクリート造り二階建てで、床面積が百九十四・五六二平米でございます。施設の内容といたしましては、一階に談話室が一つ、二階に和室が三室ございます。これにつきましては九月一日から適用をお願いしたいという内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　市立の地区センターのオープニングセレモニーの場合は、従来市主催でおやりになってたということを聞いておりますが、私、先般、日野台一丁目地区センターの開館式に招かれまして参りましたときに、聞きましたところ、自治会主催でその開館式の運営をたしかおやりになってたというふうに聞いたわけでございます。開発行為に伴いますいろんな経緯があったということも聞いておりますが、何か特に理由があってそういう形をお取りになったのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　ただいま議員さんがおっしゃったとおり、経過的なものとしてここの場合は行ったということでございます。（「一年生だからよく教えてやりなよ、もっと」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野台一丁目地区センターにつきましては、御承知のとおり、今回、条例化するわけであります。したがって、公式に開設するに先立ちまして、地元でまず開いて使いたい、こういう御意向を尊重したものであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七二号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第七三号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第七三号につきまして提案理由の説明をいたします。

本議案は、東京都の心身障害者（児）福祉手当に関する条例の改正に伴い心身障害者（児）福祉手当の支給額を改めるため、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　議案第七三号でございます。ただいま提案理由にもございましたとおり、都の制度の改正によりまして手当の引き上げを行うことと、これにあわせまして市の制度の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんになっていただきますが、第三条の第一号はこの都の制度でございますが、月七千五百円を八千円に、それから第二号及び第三号でございます。これは市の制度でございます。第二号につきましては、月五千五百円を六千円に、第三号につきましては、月三千五百円を四千円に、それぞれ十月一日から引き上げるものでございます。よろしくお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七三号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第七四号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第七四号につきまして提案

理由の説明を行います。

本議案は、東京都の老人福祉手当に関する条例の改正に伴い老人福祉手当の支給額を月額一万三千五百円に改めるため、日野市老人福祉手当条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　議案第七四号でございます。都制度の改正によりまして、六十五歳以上の寝たきり老人に対する福祉手当を月一万二千五百円から一万三千五百円に引き上げるものでございます。適用は十月一日からでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七四号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第七五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七五号につきまして提案理由を申し上げます。

本議案は、「上田こども広場」の移転に伴い日野市遊び場条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　議案第七五号でございます。これにつきましては、今回の改正でございますけれど、現在の「上田こども広場」――上田の四三九番地にございましたが、都の水道局第四次利根川系水道拡張事業計画、この工事によりまして、水道本管の埋設敷地としてこの場所が占用されました。その移転の整備といたしまして、市、都水道局、地主と協議を行ってまいりましたが、現地主から上田四八一番地の所有地を貸していただけるということで、この場所に都施行負担工事によりまして六月二十二日から使用が可能になりましたので、こ

こにお願いするものでございます。面積は千九百五十五平米でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第七六号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七六号につきまして提案の理由を説明いたします。

本議案は、東京都の児童育成手当に関する条例の改正に伴い児童育成手当の支給額を改めるため、日野市児童育成手当条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　議案第七六号でございますが、ただいま提案理由のとおり都制度の改正によるものでございます。新旧対照表をごらんになっていただきますが、第五条の表のうち、育成手当月五千五百円を六千円に、障害手当月七千五百円を八千円に、また特別手当のうち市町村民税所得割非課税世帯につきましては月六千五百円を七千円に、それぞれ十月一日から改めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七六号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第七七号、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議

題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　議案第七七号につきまして提案の理由を説明いたします。
本議案は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する法律の改正に伴い弔慰金及び貸付金の限度額を改めるため、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正するものであります。
詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。
○福祉部長（加藤一郎君）　議案の第七七号でございます。災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。これにつきましては、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する法律及び政令の一部が改正が行われたということで、ここで改正を行うものでございます。
内容の主なものといたしましては、三点ございます。災害弔慰金の額が世帯主死亡の場合、最高二百万円が三百万円に、その他の者が死亡した場合、百万円から百五十万円に引き上げられたこと。
二点目といたしましては、災害援護資金の貸し付け限度額が最高百三十万円から百八十万円に引き上げられたこと。その他新旧対照表のとおりそれぞれ所要額が引き上げられております。
三点目といたしまして、特別の事情によりその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合、通常の限度額を超えて貸し付けを行う制度が第十条第一項につけ加えられたということでございます。適用につきましては五十五年十二月十四日に遡及して行うということでございます。
なお、詳細につきましては担当委員会で御説明申し上げたいと思います。以上です。
○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
お諮りいたします。これをもって議案第七七号、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第九三号、日野市老人憲章の制定の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　議案第九三号は、日野市老人憲章の制定についてであります。
その提案理由を申し上げますと、高齢者時代にわたり長年社会に勤めてこられた先輩老人に対し、市民として敬愛の念を深くするとともに、老人の積極的な社会参加を保障できるようその努力を目指し、あわせて明るい日野市を築く指針とするため日野市老人憲章を制定するものであります。よろしく御承認のほどお願いいたします。
○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。
○八番（古賀俊昭君）　こういう憲章をおつくりになるということは大変すばらしいことだと思います。ですから、せっかくこういうものをおつくりになるんであれば、私はこの文章も平易で意を尽くし、かつ格調のある文章であらなければならないと思うのでありますが、三番をひとつ読んでみますと、「老人は、家庭と社会から、健康と明るい暮らしが守られる」となっております。「家庭と社会から」という文言は「守られる」にかかると思いますので、老人が家庭と社会から守らなければならないようなニュアンスにとれるわけであります。言おとするところはよくわかるのでありますが、日本語の文章としては悪文ではないかと思います。通常、書くとすれば「老人は、家庭と社会によって健康と明るい暮らしが守られる」とした方が自然ではないかと思います。
それからもう一点、四番と五番。「老人は、経験や能力を社会に役立てるよう、その機会が設けられる」、これは四番です。五番は、「老人は、健康と生きがいをつくるため、社会参加の道が開かれる」となっておりますが、四番の「社会に役立てるよう…」の読点以下五番と入れかえてみますと　四番と五番の読点以下を入れかえてみますと、むしろその方が自然ではないかと思うんです。一応念のため読んでみますと、「老人は、経験や能力を社会に役立てるよう、社会参加の道が開かれる」と、五番の読点以下の文章を持ってきた方が私は自然なように考えます。また、五番の、「老人は健康と生きがいをつくるため…」、この読点以下を四番の「その機会が設けられる」とした方が、私は自然でないかと思うんです。
せっかくおつくりになるすばらしい企画でもありますので、どなたが起草されたのか、他市においてこういうものがありまして、それをもし参考にされたのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。
○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いまの御意見、つまりなるべく平易でしかも格調高いということは私どもとしても適切だと思いますから、もし議会で御意見がございましたら、また訂正することも考えてもいい、このように思います。

そして起草者というのは、社会課に指示をいたしまして、そして社会課が原案をつくり、福祉部で相当練って私の手元に出てきたものを、ある程度また手直しをした、こういう経過はございました。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　いまの四番と五番の読点以下の入れかえは、一番と二番についても私は言えると思うんですが、四番と五番についての方がそういうことがあると思いますので、日本語として悪文と私は思いますので、もし御検討いただければ、さらに文章として練っていただければ、私は日野市の一つの指針になるわけですので、そのことを申し上げておきたいと思います。

それから老人対策のことについて、この憲章の御提案がありましたからついでに申し上げますが、私はきのう、窓口の受付業務のこと、出生届につきましてお聞きをいたしました。それで私が申し上げたかったことは、法的にたとえ受け付けなかったことが正しいとしても、そのお孫さんがお生まれになって喜んでその赤ちゃんの出生届をお持ちになった御老人のことを考えれば、窓口でそういう応対をお受けになって、私という第三者にそのことを漏らされたわけでありますから、御自身の気持ちとしてはかなり納得しがたいものがあったと思うんです。ですから、せっかくこういう老人憲章もおつくりになるということで市長を初め取り組んでおられるわけですから、肝心の窓口においてそういうことが行われるという、私はそのことに非常に矛盾を感じますので、窓口の業務のことにつきまして市長から一言承りたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　きのうの行政報告に対します御質問の場で、市民課が主管いたしております窓口のことで御意見を伺いました。後で多少聞いてみました結果、法的にはとった処置は正しい、つまり合致している、むしろ法に合わせてある、こういうことでございますが、一言言葉が足りなかったんではなかろうかという点を反省いたしております。また、そのように主管課でも改めてその補足する言葉等について検討をさせております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第九三号、日野市老人

憲章の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後二時三十七分休憩

午後三時二十六分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第七一号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第七一号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、農業災害補償法の改正に伴い日野市農業共済条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の内容につきまして、御説明申し上げます。

今回御提案申し上げる条文については、四カ条でございます。それから附則がございます。それでは二枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず三十九条関係でございますが、これは適用条文の変更でございます。

四十九条につきましては、次のページにまたがりますが、蚕繭共済の場合に、入ってから後の事故が蚕繭共済の対象になるわけでございますが、ある天災事故等によりまして掃き立て不能の場合にも、この蚕繭の共済事故に取り扱われる、こういう内容でございます。

六十九条につきましては、中ほどにございますように、これは字句の訂正でございます。

八十八条の十五につきましては、共済金の支払い関係でございますが、いままでは一万円でございましたけれども、三万円以上の事故に対しまして一応共済金が支払われる、こういうことの額の引き上げでございます。

附則につきましては、四十九条関係あるいは八十八条の十五の規定につきましては、五十六年四月一日に遡及適用という形でございます。現在、蚕繭共済につきましては休止しております。それから園芸施設共済につきましては十月の発足をめどにしてございますので、これらの適用についてはいずれも該当がございません。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七一号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第八五号、市道路線の一部廃止の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第八五号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、都水道多摩中部配水池の築造により、市道権現堂線の一部を道路法第十条第一項の規定に基づき廃止するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　議案第八五号でございますが、ただいま提案説明のとおりでございます。

都水道多摩中部配水池の築造のため、市道路線の一部を廃止するためでありますが、なお、築造の後はつけかえをすることになっております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八五号、市道路線の一部廃止の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第八六号、日野都市計画土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第八六号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、万願寺地区の土地区画整理事業の実施に伴い日野都市計画土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　詳細説明を行います。

議案第八六号につきましては、ただいま提案説明があったとおりでございます。本協定書は日野市と財団法人新都市建設公社との間で、日野都市計画土地区画整理事業にかかわる業務を委託いたして事業を推進しておるわけでございますが、この事業推進に当たりまして、あらかじめ協定を結んで執行をいたしているものでございます。今年度から万願寺地区の業務委託を協定に追加して事業を実施することといたしておりますために、協定の一部を変更するものでございます。協定書の新旧対照表により変更個所の御説明をさせていただきます。

まず、協定書の題名でございますけれども、日野都市計画の次に「事業」を挿入いたしました。これは東京都の指導に基づきまして各自治体ともに統一された取り扱いとなったものでございます。

次は第二条の「事業の地区」に、万願寺地区を挿入いたしました。すでに事業を終了いたしております平山台地区を削除いたすものでございます。

次は第六条の「保留地の譲渡等」でございます。これは保留地の譲渡に当たりまして、事業主の主体性を明確にするということで、乙が保留地を必要とする場合、譲渡することができるという形に改めたものでございます。

次は別表の委託する業務の範囲でございますが、業務の内容につきましては従来と変わりはございませんが、種目名の整理統合を行わせていただいたわけでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもっ

て意見を終結いたします。
お諮りいたします。これをもって議案第八六号、日野都市計画土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。
これより議案第八七号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。助役。
〔助役登壇〕
○助役（野呂　章君）　議案第八七号についての提案理由を申し上げます。
本議案は、万願寺土地区画整理事業にかかわる業務委託契約について、七十八億五千万円で財団法人東京都新都市建設公社と締結するものであります。
詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。
○都市整備部長（結城邦夫君）　議案第八七号につきまして詳細説明をいたします。
この業務委託契約は、万願寺土地区画整理事業の一部業務を財団法人東京都新都市建設公社に委託して、事業の円滑な推進を図るものでございます。委託の件名は、「日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託」であり、委託業務の内容は、別紙に掲載してあります項目別の数量及び金額の範囲内で委託をすることとなっております。契約金額は七十八億五千万円でございますが、この金額に対する債務負担行為は、議案第八〇号の都市計画事業特別会計補正予算第二号で提案をいたしております。委託の期間は、契約の翌日から昭和六十三年三月三十一日までとでございます。契約の相手方は東京都八王子市高倉町四九番地の三、財団法人東京都新都市建設公社理事長野村鋹市でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。
○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　これは一応契約するけれど、先へ行っていろいろ物資とかあるいは労力値上げ等によって契約を変更するような増額する、そういうこともあり得るというわけか、そういう点をちょっと……。
○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。
○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

現在はこれに基づきまして事業を推進してまいります。しかし、状況の変化等があった場合、どうしても契約の内容を変更しなきゃならない事態が生じた場合には、まとめてまた契約をし直すということもあり得ると思います。以上でございます。
○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。
○十番（谷　長一君）　この委託契約に関してですけれども、この七十八億五千万円の契約金額は八年間にわたっておりますけれども、事業の一部ということになっておるのでございます。それで、この事業の一部と申しますのは、一体、全体の委託事業、または市が直接施行する工事関係の業務の何パーセントに当たるのか。また、さらには保留地等を見ますと、処分の金額は十八億幾らになっておると思うんです。それで、過去、神明上等を振り返ってみまするとと、二十七億数千万円のお金が支出されているわけですね。それで、高橋議員と関連はいたしますけれども、委託金額の積算金額が年次によって物価にスライドした積算金額であると私は思うんですけれども、それらの点について概略で結構ですから、ひとつ説明をお願いいたしたいんです。以上です。
○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。
○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。
この委託金額七十八億の金額につきましては、一部と先ほど申し上げたわけでございますけれども、これ以外に当然日野市が施行いたします部分がございます。その日野市が施行いたします分は、国庫補助対象に関連のある事業につきましては日野市が行う。それでこの金額は八十二億四千五百万円でございます。したがいまして、新都市で施行いたします分といたしましては、約四八％ぐらいになるかと思います。
それから、この額でございますけれども、現在の事業の認可の掲載いたしました額に基づきまして割り振りを行っております。したがいまして、将来、当然物価等の上昇がありますと、この額そのものにも変動があろうかと思っております。以上でございます。
○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。
○十番（谷　長一君）　この万願寺区画整理は八年間ということになっておりますけれども、やはり年月が延びますと、非常に市の持ち出し、または国、都からの持ち出しも私は多くなるのではないかと思うんです。そのようなことを考えますと、やはりこの積算基準が八年間ということで積算されている関係上、やはり八年間のうちに仕上げるというような形で、ひとつ前向きな形で前進してもらいたいと思います。これは要望ですけれども、お願いします。
○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。
なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもっ

て意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八七号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第八八号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第八八号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価を改定するため、日野市農業共済条例第五条第二項の規定に基づき提案するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　議案第八八号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価についての御説明を申し上げます。

この条例案につきましては、五十五年の三月の定例会で議決をいただいていたわけでございます。それからいろいろ先進地等を視察いたしまして、いよいよ園芸施設共済事業を来月あたりから執行しよう、こういうことで事務費の賦課の議案をお願いするものでございます。

次のページでございますが、記といたしまして五種類の施設がございます。大体百七十四棟で、面積は約三万四千五百平米ぐらいでございます。加入戸数が三十八戸でございまして、それのトータルが、事務費賦課総額が十四万一千九百七十七円でございます。よろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八八号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整

備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第八九号、日野市農業共済事業損害評価会委員の選任同意の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第八九号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済事業損害評価会委員二名が任期途中で辞任いたしましたので、新たに議案書のとおり選任いたしたく、日野市農業共済条例第百六条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。本間久君。

○十二番（本間　久君）　ちょっと私、不勉強で質問にも自信がないんですけれども、この日野市農業共済事業損害評価会委員については、市内在住とか何とかということではまずい法律があるわけですか、これは。私、ちょっとわからないんですよ。それがどの法律に、あるいはどの規程に載っかっているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

それで、この方二名は比較的若い方でありまして非常に結構だと思うんですけれども、どういう方なのか。ここには書いてありますけれども、経歴などちょっとわかりませんのでお教え願いたいと思いますけれども。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　この二名につきましては、三月の定例会で任期三年ということで同意していただいたわけでございますが、職務の関係で――都の職員でございます。これにつきましては農業共済関係の専門職員でございますので、これらを御委嘱していたわけでございますが、七月一日付で都内の方に転職になりましたので、勤務の関係でその後任を、この摘要に書いてございますような職名で職務をやっておるわけでございます。それらにつきまして専門的な知識をお持ちである、こういうことでお願いするわけでございます。

それからこの組織につきましては、一応日野市農業共済条例がございます。その中で、百六条におきまして評価会の組織というのがございます。市長が議会の同意を得て委嘱した委員ということで、七名を予定してございます。委員の任期につきましては三年、こういうふうな決めがございますので、これらに基づきましてお願いするものでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　そうしますと、条例の百六条の組織ということであれしますと、別に市内でも差し支えないということですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

それから私が聞いたのは、確かにここに何々所長あるいは何々所員と書いてありますがね、主任普及員とか、摘要のところに書いてありますけれども、どういう方なのか、どういう経歴の方なのか、それをちょっと……。まだたしか発表ありませんでしたね、これは。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　先ほどちょっと御説明いたしましたわけでございますけれども、一応この農業普及改良事務所といいますと、いろいろ農業に対しまして専門知識を持っているわけでございます。たとえば私どもでは水田再編対策等の関係の転換作物、あるいはその他につきましていろいろと御指導をしていただいている部署でございますので、それらにつきまして一応御委嘱を申し上げる、こういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　ちょっとわからないんですよね。私の方の質問者がいけないのか、あるいは答弁者がいけないのか、わかりませんけれども、ちょっと違うんで……。

いま一度言いますけれども、その百六条の組織に基づいて選任同意をされたわけですけれども、じゃ、それを了とした場合に、この方の略歴といいますか、どういう方なのか。専門知識、専門知識と言われるけれども、何をもって専門知識と言われているのか。農業に携わってきたとか何とかということじゃ、わかんないんですよ。どういう人なのか、わからないわけですね。普通、こういう場合は大概略歴なんかを書かれたよく紙が回ってきますけれども、それがちょっと見当たらなかったもんですから、どういう人なのか、どういうごりっぱな方なのかわかりませんので、それをお聞かせ願いたいということなんですよ。選任した以上は、どういう方なのか略歴ぐらい知らなければ、これ、選任できないでしょう。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　現在、手元に詳しいあれがございませんので、もしあれでしたら後日お配りしたいと思いますが……。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　それではうちの方にも都産の委員がおりますので、都産の委員会の中でひとつお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　人事委嘱でございますので私からお答えいたします。

農業改良普及所という東京都の地域農業の指導機関がございます。そこの職員であるということで、慣例的にこういう方を委嘱をしておる、こういうことでございますから、もちろん農業の専門家である経歴の持ち主であるということであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君に申し上げます。これは即決でございますので……。本間　久君。

○十二番（本間　久君）　だから即決でよろしいんですけれど、後で都産の委員会でも結構でございますから略歴をやはり書いて出さなければ、たとえば何々大学を出ていて、あるいは何々高校を出て、何々専門学校を出て云々ということが普通でしょう。（「そんなのないよ」と呼ぶ者あり）いままでも全部そうでしょう。もしそうでなかったら、いままでのものもそういうので全部そういうふうに配られてきているわけだから、そういう形でやらなければ、どういう人なのか一体わかりゃしない。（発言する者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八九号、日野市農業共済事業損害評価会委員の選任同意の件は、原案のとおり同意されました。

これより議案第七八号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七八号について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算第三号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ二億三千二百八十四万四千円を追加し、歳入歳出の予算総額を二百七億九千三十九万八千円とするものであります。

内容の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　歳入歳出全般及び第二表地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　議案第七八号について御説明申し上げます。

お手元にあります一般会計補正予算説明書をページを四枚ほど翻していただきたいと思います。そこから歳入が始まっております。ページの数は三ページになっておりますが、市税につきましては課税対象の増というようなことでの増額でございます。あるいは額の決定というような内容になっております。

九ページ、国庫支出金について。これは説明欄に書いてあり

ますように、九千二百五十円という単価が一万円に単価アップになった、そのための補正でございます。歳入増でございます。その下につきましてもそこに示されております算式の内容による補正でございます。

次のページ、国庫補助金の教育費でございますが、これは旭が丘小学校の併行防音の補助でございます。

それからその下段の社会教育施設活動費の補助につきましては、図書館費のうちの障害者対策等の事業に対する補助でございます。

次の十三ページ、都支出金、これも単価アップに伴うものでございます。このページ全部、単価アップのものでございます。

都支出金十五ページ、これにつきましては、老人訪問看護事業につきましても単価アップ。それからその下の欄の老人家庭家事援助事業というのが新しく出てきた制度でございます。それに対する補助でございます。

その下の農業費の病害虫防除対策事業というのは、これはビニールハウスの中での消毒による人体の影響——災害ですか、公害を防ぐための事業に対する補助でございます。

その下は、そこに書いてありますとおり私立幼稚園児保護者負担金の軽減費でございます。

次の十七ページにつきましては、単価アップに伴う補正でございます。

十九ページの財産収入、これは新町三ー二一ー二の和田　務さんに対する都道拡幅に伴う赤道処理の財産売り払い収入でございます。

繰越金につきましては、これは五十五年度繰り越し分でございます。

雑収入につきましては、諸収入のうち雑入につきましては高速道路関連公共施設整備費、これにつきましては、五年間、例の高速道路によっての所在地に交付されるものでございます。五十五年度では五百万円でありましたが、今年度はこの二千万という額に上がっております。五年間にわたって交付されるものでございます。

その下の南多摩東部共立病院、これは稲城市の加入に伴う配分金の収入でございます。

次の二十五ページは市債でございます。市債は、それぞれ説明欄にあります対象事業に補助金が増額されてついてきた関係で、起債を減額しているものでございます。下の平山保育園につきましては、減額ではなくて、新たにその起債がつけられた、それの補正でございます。

二十七ページから歳出に入ります。歳出のうちは主なものだけを申し上げます。二十七、二十八ページ、下から二番目の十三委託料、六百四十八万九千円、市民会館建設基本設計及び日影図作成費用でございます。これは平米三十万、約六千五百平

米程度のものを想定しての委託料でございます。

次に三十八ページをお開き願いたいと思います。社会福祉費でございます。真ん中にあります委託料、老人福祉施設調査、これは過日新聞等でもごらんになったかと思いますが、老人の一円貯金等を基礎にした資金をもとにする老人施設建設のための意識調査に充てるものでございます。

次は四十二ページをお開き願いたいと思います。二番目の委託料でございます。児童館費の委託料。三沢児童館（仮称）設計、いわゆる新設に伴う準備のための経費をそこに計上してございます。

十五番目の工事請負費につきましては、七小の学童クラブ新設の工事費でございます。

次のページの一番最初の欄にございます保健衛生費総務費の中の報償費、これは健康教育講師謝礼となっておりますが、いわゆる保健協議会——答申を受けましての保健事業の一環として、健康づくりの講演等を頼むための経費でございます。

次は五十ページをお開き願いたいと思います。これは農業費でございますが、先ほどビニールハウスの防除対策補助ということを申し上げました。それに対する歳出の方の費用でございます。病害虫防除総合対策事業として八十二万三千円がそこに計上されております。内容は下欄にあるとおりでございます。

次に五十四ページをお開き願いたいと思います。一番最初の欄の道路新設改良費の中の委託料でございます。南平二十号線測量、これは向河原市営住宅進入路の測量でございます。その下の新井二五六番地先測量は、新井一号線関連の測量でございます。

その下の欄の工事請負費二千九百万、これは先ほど歳入で高速道路関係でもらいます二千万、これはその二千万を使いまして高速道路関連になる部分の新町・日野台地区内の舗装新設というための費用でございます。それから補助十七号線改修につきましては、当初に計上されたものの不足額の追加でございます。

次の五十五、五十六ページ、これは河川新設改良費でございますが、委託料二百六十万、これは浅川親水公園測量委託、大名淵付近——大名淵を中心とした七万二千平米見当の範囲内を平面あるいは河川横断測量等を行って、親水公園設置のための測量でございます。

それから六十ページは住宅の管理費で、長山市営住宅の修繕費でございます。

次の六十一、六十二ページにつきましては、報償費と使用料ですね、これは防災意識高揚のための講演会謝礼でございます。

次に六十六ページをお開き願いたいと思います。六十六ページは先ほど第一小学校の屋内運動場の問題がありましたが、それの開設用備品の備品購入費が計上してございます。備品購入

費三百五十万、中ほどに十八ですね、それが第一小学校の分でございます。

七十ページにつきましては、私立幼稚園在園児補助――負担金、補助及び交付金の欄に五百十万五千円計上されていますが、都補助の見合いで増額に伴って市の分の歳出に組んだものでございます。

次の七十二ページにつきましては、十五の最初の欄の工事請負費につきましては、説明欄にありますとおり中央公民館に民芸品の展示室を設置するための工事費でございます。その下欄がその展示用の戸棚の購入費でございます。

最後は予備費でございますが、計数整理のために予備費で調整いたしております。

それから一番最初のページから二枚目の裏側になります。地方債の補正、これは先ほど歳入のところで申し上げましたが、旭が丘保育園に対する国と都の補助金単価アップ等によって補助金がふえたために、その分起債の方の額を減額して限度額を八百四十万とした、これが旭が丘です。それから平山保育園につきましては、新たに事業が補助が認められたために起債をここにセットするものでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　歳入歳出に出ております

が、七十ページのこの私立幼稚園在園児保護者というところについて、一点だけ質問したいと思います。

今回、東京都の方から歳入がありまして、三歳児に五百円ずつ出すということになっております。これに二十三区、二十六市上積みをして各市出しているということですけれど、この上積みの状態ですけれどね、六月各市市議会、また今九月、上積みしてきているように話を聞いているんですけれども、全体の状況はどうなっているかという点だけ、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　東京都が三歳児につきましてことしから月当たり五百円補助するというふうなことに相なったわけでございます。これについては全部の市に来るわけなんですけれども、来たものに対して、各市四歳、五歳と同様に多少の上乗せをするというふうな傾向にございます。それで二十六市の状況でございますけれども、大部分の市が多額の上乗せとか、あるいは二百円程度の上乗せとか、さまざまでございますけれども、上乗せを検討中というふうなことで保留になってます。あるいはしてないところが日野市と町田と、それから北多摩でも一市か二市あるんじゃないかと思うんですけれども、三市か四市かが保留の状態でございます。それ以外は一応九月の段階ではさっき言いましたように、二百円なり三百円なり五百円なり上乗せしている。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　二十八ページの十三の委託料の旧庁舎の管理業務と、四十六ページの下の方にダストボックス二百個というのがあるんですが、この配布はどういうことになっているか。

それから親水公園の、いま平米等が説明あったんですけれど、河川敷と民地とどんなパーセントになっているか、そうした説明をちょっと……。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　二十八ページの第一点につきましてだけお答え申し上げたいと思います。

二十八ページの十三の四十八万二千円の旧庁舎管理業務でございます。これにつきましては、この九月から実施しておるわけでございますけれども、この予算としましては、十月から三月の間の高齢者事業団への委託費をここに計上したわけでございます。いままでは市の職員がこの管理業務に当たっておったわけでございますけれども、もったいないような状態でございますので、高齢者事業団の委託というふうな形の中で、その人間を別な方面に活用したい、こういうふうなことで、旧庁舎の管理業務を高齢者事業団の人間を管理業務に一人充てるということで、一時間四百九十円というかっこうのものでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　浅川親水公園（仮称）測量委託でございますが、測量面積が平山橋を中心に上流、下流を二百メートル、川幅を百八十メートルでございます。それから、河川敷あるいは民地に限らずその範囲をとりあえず測量するということでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　四十六ページの備品購入費でございますが、ダストボックスの二百個分でございます。これは市内に現在四千二百個ばかりのダストボックスが配置されているわけでございますが、これらの傷みがひどいところの補充用に買って配置するものでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　ただいま総務部長の、一時間幾らというのがあったけれど何人使用するかという話がなかったのですが。

それから親水公園の測量も結構なんですが、その構想についてちょっとお聞かせ願いたい。測量しただけでなく、将来どういうふうなことにするか、そういう構想です。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　二十八ページのことでございますけれども、高齢者事業団に委託するということにつきま

しては、正職員の増員というものを切り詰めて有効に使っていこうという考え方の一端でございます。旧庁舎を管理しながら半分留守番というふうな形でございますので、高齢者事業団お一人の方に管理してもらう。それで管理する内容についてはきちんとした指示をしまして、その中できちんとした管理をしてもらう。高齢者事業団の方お一人でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　これはすでにお配りしてあります浅川利用計画の報告書にありますイメージプランでございますが、これはなお測量いたしまして設計するにしましても、建設省の許可がなければ実施できませんので、とりあえず測量いたしまして、幾つかの計画を立て、建設省と協議をしながら実施するものでございますが、とりあえず計画としてはかすみ堤のような堤防の切れているところを橋でつないで、歩道あるいは自転車で通行できるというふうなことも考えておりますが、いずれにいたしましても測量いたしまして、実施については建設省と協議しながら計画を立てるということでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七八号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費、予備費、第二表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、店工費、土木費を都市整備産業建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へ、それぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第七九号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第七九号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第二号であります。補正額は歳入歳出それぞれ二百九十万二千円を追加し、歳入歳出の予算総額を二十三億八百四十九万九千円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　議案第七九号の国保の補正予算につきまして簡単に説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが二百九十万二千円、これは繰越金に財源を求めました。

歳出でございますが、四ページ、五ページでございます。三万九千円の旅費、これは一般管理費でございます。それから運営協議会でも同様旅費で二十三万八千円、これは説明欄にも書いてございますように、先進地の視察をお願いいたしまして、国保の運営についての御理解を賜わりたいという意味で、視察をお願いする費用でございます。

次の七ページの一番最後でございますが、二百六十二万五千円は五十五年度の国庫支出金の清算分でございます。還付金二百六十二万五千円でございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七九号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第八二号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第八二号について提案の理由を説明いたします。

本議案は、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算第一号であります。補正予定額は収益的収入及び支出に一千万円を、また、資本的収入に四千九百八十五万三千円、支出に五千二百五十五万三千円をそれぞれ追加するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　議案第八二号につきましての詳細につきまして、御説明を申し上げます。今回の補正に

つきましては収益勘定並びに資本勘定に関しましての追加補正をお願いするものでございます。

まず、収益的収入及び支出の関係でございますけれども、収入の面におきましての収益でございますが、外来収益の一千万円の補正につきましては、外来患者の増に伴う増額補正でございます。

次に支出でございますけれども、退職給与費の一千万円の増額補正につきましては、五月末日に外科医長が退職いたしまして、それに対しましての退職金を支払いましたところ、なおそのほかに医師が退職いたしました関係上、退職給与費に不足を生じますので、増額補正をお願いするものでございます。

次に資本勘定でございますけれども、まず収入につきましてでございますが、企業債の一千三十万円につきましては、医療器械導入に伴う企業債の補正で、当初予算におきまして医療器械購入費といたしまして六千万円を計上いたしましたところ、医療器械が増改築工事に伴いまして当初予定していた以上に必要になってまいりましたので、起債の申請の段階におきまして一千三十万円を追加しましたところ、今回その内示がございましたので、一千三十万円の起債の増額をお願いするものでございます。

次に一般会計からの出資金の三千九百五十五万三千円でございますけれども、これにつきましては、病院の増改築の追加工事を行うための一般会計からの出資金をお願いするものでございます。

次に支出でございますけれども、まず工事請負費の三千九百五十五万三千円につきましては、ただいま御説明いたしましたとおり、病院増改築工事の追加工事の補正をお願いするものでございます。御承知のとおり日野市立総合病院の増改築工事につきましては、五十五、五十六年度の二カ年間の継続事業で工事を施行中でございまして、一応これらの工事につきましては十月末日と予定しておりますけれども、それにつきましての追加補正でございます。

内容といたしましては、増改築部分の一部追加工事。それからもう一つは、既存建物が昭和三十六年に建てました関係上、塗装が大分色あせておりますので、新設した建物の塗装と既存建物の間に色の格差が生じましたので、外部塗装をお願いしたいということでございます。三つ目は、既存建物の院内の応急修理工事の補正でございます。それが三千九百五十五万三千円の主な内訳でございます。

次に有形固定資産の一千三百万円の補正でございますけれども、このうちの一千三十万円につきましては収入のところで御説明申し上げましたとおり、起債の増額に伴う医療器械の補正でございます。その差額の二百七十万円につきましては、増改築に伴う諸備品を購入するための増額補正でございまして、この財源につきましては内部留保資金を充てる予定でございます。

以上で補正予算の内容につきましての説明は終わらせていただきますけれども、なお、条文関係の中で、第六条の一時借入金の限度額でございますけれども、現在一億円ということでお願いしてございますけれども、病院の資金計画の関係で限度額を一億五千万円に変更させてもらいたいということでございます。以上でございます。よろしく御審議を賜りたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　先ほど、医療器械をふやすというんですけれど、どういう医療器械をふやすんだか、その説明をひとつ。

○議長（滝瀬敏朗君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　お答えいたします。

医療器械につきましては四種類の器械をお願いしている予定でございます。一つは吸引ポンプでございます。これはボイラー室にありますポンプと新しいポンプの取りつけをする関係上、新しい吸引ポンプが必要でございますので、それに対する購入が一つございます。

二つ目は、オートクレーブといいまして消毒用の器具を滅菌する器械でございます。

三つ目は、シャワー式の洗浄器でございます。これは手術室に置きますところの器械器具をシャワーで洗浄するという器械でございます。

四つ目が、今度新しく手術室を四つ設けましたけれども、その中でいわゆるオペ室の顕微鏡でございますが、これは手術をする際に、神経とか細かな治療をする場合に顕微鏡を見ながら手術をするわけでございますけれども、そういった意味の器械の購入でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八二号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第八三号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第八三号の提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第一号であります。補正額は歳入歳出それぞれ六十万円を追加し、歳入歳出の予算総額を十億三百五十四万七千円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（中村亮助君）　議案第八三号、昭和五十六年度の日野市受託水道事業特別会計補正予算の第一号につきまして、説明書の二ページ、歳入から御説明申し上げます。

歳入につきましては、水道事業委託金を六十万円増額するものでございます。事業の執行に見合う額が東京都から交付されますので、今回の歳出予算の増額補正分を水道事業委託金として増額するものでございます。

次に四ページ、五ページの歳出補正につきましては、漏水の修繕工事の待機料といたしまして六十万円を増額お願いするものでございます。水道指定の工事店に給水管あるいは配水管の漏水が発生した場合の修理工事に対する待機委託契約を結んでおりますけれども、これらについての待機料を計上お願いするものでございます。今回、以上の補正でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八三号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第一号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第八〇号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第八〇号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第二号であります。補正額は歳入歳出それぞれ七千九百十万三千円を追加し、歳入歳出の予算総額を十一億二百二十一万

八千円とし、あわせて万願寺区画整理事業に伴う業務委託にかかわる債務負担行為を追加するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　議案第八〇号の日野市都市計画事業特別会計補正予算第二号につきまして、御説明を申し上げます。

この特別会計は区画整理事業にかかわります予算で、今回補正をお願いいたしますものは、歳入歳出予算のほか債務負担行為でございます。まず、歳入歳出の予算の補正の主なものにつきまして御説明をいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の二、三ページをお開き願いたいと思います。歳入予算の国庫補助金でございます。この補助金は、西平山地区の約五十二ヘクタールを住宅公団の施行によりまして区画整理を実施すべく、建設省及び住宅公団と協議を行ってまいりましたが、同地区の区画整理事業を実施するためのA調査、この調査は基本構想の策定のための調査でございますから、国の補助金を受けまして実施することとなったものでございます。

六、七ページの雑入につきましては、西平山地区A調査の経費のうちの住宅公団負担分でございます。

次は八、九ページでございます。歳出予算でございますが、ここの十三委託料六百万円は、歳入で御説明いたしました西平山地区の区画整理事業のA調査を実施するための経費でございます。

十、十一ページは、神明上区画整理事業の整地工事等でございます。

次に十二、十三ページは、万願寺区画整理事業の委託料でございますが、これは換地設計関係業務を新都市建設公社に業務委託する経費と、区画街路の縦横断測量を実施する経費を補正するものでございます。

次は債務負担行為の補正でございますが、最初のページの裏側、二ページの最下段に記載してありますように、万願寺区画整理事業の実施に伴う業務を新都市建設公社と委託契約を締結いたしまして実施するための債務負担行為でございます。期間は昭和五十六年度から六十二年度まで。限度額は七十八億五千万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。谷長一君。

○十番（谷　長一君）　十一ページの神明上の区画整理

事業について、十五の工事請負費の中の整地工事、それからその下の整地補償、埋設物の補償について説明をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

まず、工事請負費の整地工事でございますけれども、百五十七街区、これは一・三・二の北側に当たる部分でございます。そこの擁壁、長さにいたしまして二百メーター、これは高さが三メーターでございますが、これの擁壁の工事でございます。

その下の整地補償でございますけれども、この整地補償は百六十四街区と百六十五街区、これは一・三・二、ただいま申し上げました百五十七街区の前側でございます。したがいまして、一・三・二の南側に当たる部分でございますが、同じく擁壁の工事を行う分でございます。長さが三百五十メーター、高さ約二メーターでございます。面積といたしまして六千五百平米の分を整地補償をいたすものでございます。

それと埋設物の補償でございますが、これは二つございまして、旧甲州街道ガス管の埋設、これは長さが約二十メーターでございます。それともう一つは広場の予定地のとこでございますが、同じくガス管三十メーターの施工でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八〇号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第八一号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第八一号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算第二号であります。補正額は歳入歳出それぞれ一千百六十一万四千円を追加し、歳入歳出の予算総額を十二億九千六百九万四千円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　議案第八一号の日野市下水道事業特別会計補正予算第二号につきまして御説明をいたします。

歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、歳入歳出予算の補正の主なものにつきまして御説明をいたします。

まず歳入でございますが、二、三ページは一般会計からの繰入金でございまして、四、五ページは前年度からの繰越金でございます。

次は歳出でございますが、八、九ページをお開き願いたいと思います。下水道建設費の委託料でございますが、これは新井橋上流の浅川左岸、石明神社前のかすみ堤に雨水排除のための樋管を設置いたしますが、その基本設計を行うものでございます。

次の十、十一ページは、多摩平処理場の維持管理費でございます。このうちの委託料は、発生汚泥が当初見込みましたよりも増加をいたしてきております。汚泥運搬処理費は、このため不足が生じてまいりましたために補正をいたすものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八一号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第八四号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第八四号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第一号であります。補正予定額は収益的収入及び支出それぞれ百二十九万九千円を追加し、収益的収入及び支出の総額を一千九百三十三万四千円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろ

しく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　農業共済事業特別会計補正予算第一号の御説明を申し上げます。

まず二枚めくっていただきまして、農作物共済勘定でございますが、収入、支出とも五万八千円、これは計数整理でございます。

一枚めくっていただきまして二ページでございます。園芸施設共済勘定、これは一応十月から発足するということで見込んでございます。それで主な収入といたしましては、共済加入者から園芸施設の掛金あるいは農業共済連合会から園芸施設保険金の収入といたしまして、今度は支出の方につきましては、一応日野市から連合会に払うもの、あるいは市から共済加入者に支払う、いわゆる収入支出とも百八万円でございます。

三ページの業務勘定でございますが、先ほど御審議していただきました事務費賦課金十四万一千円を主な財源といたしまして、支出――めくっていただきまして四ページでございますが、一般管理費あるいは支払い賦課金に充てるものでございます。収入、支出とも十六万一千円でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八四号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより報告第四号、交通事故（日野市高幡五八九番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　報告第四号について申し上げます。

日野市高幡五八九番地先路上における交通事故について、専決処分により相手側との損害賠償額及び和解の締結をいたしましたので、地方自治法第百八十条第一項及び第二項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　報告の四号でございます。市の事故につきまして、和解の御承認をいただきたいと思います。

事故名でございますけれども、高幡五八九番地先路上の交通事故でございます。地点としては平ガラス前でございまして、高幡不動に向かいまして道路がぐっと曲がるところでございます。

和解の相手は、高幡五八九番地の内藤武雄氏、建物の所有者でございまして、店舗は「中島寝具店」でございます。

損害賠償の額は四万六千円でございます。

それで、この事故は五十六年七月十六日の午後二時二十分ごろ、ただいま申し上げました川崎街道の上におきまして、動く窓口車が、対向車といいますのは京王バスでございます、京王バスとすれ違う際に進路を譲りまして一たん停車しました後、発進したわけでございますけれども、そのときに中島寝具店の店舗の日よけに接触しまして、その一部の支柱を破損させた、こういうものでございます。市の庁用車による公務中の事故でございますので、市が損害賠償の責任を負うことになります。したがいまして、相手側でございますところの内藤武雄氏と示談いたしまして、日よけ修理代四万六千円を市が賠償することで和解が成立したわけでございます。

それで市の運転手でございますけれども、当時、動く窓口車の専属運転手が休暇でございましたので、秘書課の運転手赤木修二がかわって動く窓口車の応援に出かけた上での事故でございます。よろしく御承認を賜りたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○二十番（市川資信君）　これ、事故があったことはまことに残念でございますけれども、大変私の家に近いところで、幸いにこういう軽傷で済んだんでよかったなと思います。

実は、あの中島寝具店の隣が中里さんというお宅なんですが、そこのところがブロックべいになっています。それでバスとダンプぐらいはもうほとんど、あそこは川崎街道でありながらほとんど交換できない状態で、あそこも通学路になっております。それでブロックべいのところにもし人が、そのバスとトラックが交換のときに入ってしまったら完全にもう人間が押しつぶされる状態になっているんです。角からも私、そういう強い要請を受けております。市にもそのことは申し上げてあるんですが、一向にまだ――これは東京都の仕事といえば仕事ですので、この解決策というものをもう根本的に考えてもらわなければ、これは幾ら運転手が注意してももうどうにもならない、交換できない場所なんです、現実に、そこに車が走ってるんですから事

故の起きるのは当然なんですが、幸いに人身事故につながってないんですから、こういった事故を契機にもっと強い対策を立ててていただきたいということを要望しておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君。

○五番（川嶋　博君）　ただいまの説明で内容もわかりましたけれど、この事故につきましては、道路の狭いという現状も加味して、内容もわかりますけれど、安全管理者としてどういう指導をされているか、その辺の心構えをお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　安全管理者が、管財課長がなっております。それから副安全管理者というのが、各階に課長を置いております。そういうふうな人員配置だけではなくて、年に日野警察とタイアップしまして講習会というものも二回開いておりますし、それ以外におきましても交通安全意識というものを高揚する機会を多く設けて、これに努めておるわけでございます。他市から見ますとそう多発しているわけじゃございませんけれども、絶滅を期すべきものでございます。それから人身事故が日野市の場合にはないといいましても、これ、やはりおっしゃるとおり絶滅を期すべきものでございますので、今後とも十分なる注意と、あるいは管理的な面におきましてもより一層事故の絶滅を期していきたい、このように考えておるわけでございます。まことに申しわけございません。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　先ほどの説明では、いままでやっている運転手が都合が悪くてほかの人がかわってやったというお話ですけれど、そうしたなれない人があいう狭いところで、なれていてもむずかしいようなところを、なれない人だからやむを得ないと思うんですけれど、そうした人が出かけるときにおいて、上司というか部課長なりが、特に気をつけるように指示を与えたかどうか、そういう点について。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　さっき説明しましたように、市の中ではこの大型の運転の場合、一名の運転手に余裕をもちまして、運転手といえども夏休を取るとか年休を取るとか、あるいは家庭の都合等がございますので、一名よけいそれらに対応して動員できるようにやっているわけでございますけれども、それでもなおかつこのときはその一名で穴埋めできなかったということで、赤木君が動く窓口車の応援に出かけたわけでございます。出かける際につきましては、もちろん毎日同じコースを通るといいましても赤木にとってはなれない運転でございますので、秘書課長あるいは市民課長の方から十分注意してくれよというふうなことは申しておるわけでございますけれども、さっきおっしゃられたような不なれな点もあったろうかと思います。

ます。まことに申しわけないような状態のところへ、悪い条件のところで急に迂回する、高幡不動に向かってぐっと迂回する道路の上で、また大きな京王バスとすれ違ったということで、赤木君もそれを対向車とすれ違う際、道を譲って停車したというふうなことでございますけれども、バスの方に大きく気がとられたというふうなことで、日よけ部分について引っかけたという問題でございます。注意等はある程度しておるわけでございますけれども、こういう仕儀に相なったということで、事故のことについては今後絶滅を期していきたいということを申し上げるとともに、御承認を賜りたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって報告第四号、交通事故（日野市高幡五八九番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

これより報告第五号、交通事故（日野市三沢七〇一番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　報告第五号について報告申し上げます。

日野市三沢七〇一番地先路上における交通事故について、専決処分により相手側との損害賠償額及び和解の締結をいたしましたので、地方自治法第百八十条第一項及び第二項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　報告の第五号でございますけれども、これも交通事故の和解の報告でございますけれども、重ねて御承認をいただきたいと思います。

事故名は、三沢の七〇一番地先の路上でございます。川崎街道から三沢のポンプ場への入り口の地点でございます。

和解の相手方は新町一丁目一番地の一八の日野交通株式会社の代表取締役一ノ瀬喜代治氏でございます。

損害賠償の額は四万六千五百円、こういうことでございます。

この事故は、五十六年七月十七日の午前一時十分、真夜中でございます。市内三沢七〇一番地先の川崎街道の配水管切りか

え工事現場において、水道部工務課職員の土方新吉の運転する車両が後進する際、日野交通株式会社のハイヤー前頭部に衝突しまして、相手方ハイヤーに損害を与えた、こういうものでございます。

この事故は、市の職員の庁用車運転による公務中の事故でありますので、市が賠償責任を負うことになるわけでございます。したがいまして、市は相手方であるところの一ノ瀬喜代治氏と示談いたしまして、相手方に対して四万六千五百円を支払うことで和解が成立したものでございます。

それで水道部の三沢の水源地の土方新吉でございますけれども、当日は夜中に三沢の山の上にございます配水地へ見回りに出かけまして、それで七生農協前の程久保川の橋の改修がございます。そこに水道本管が抱き合わせてあるわけでございますけれども、その工事現場へ回りまして、バッテリーを水源地から、ポンプ場から持ってくるようにと言われまして、ポンプ場へ帰り、バッテリーを持ってバックしたところで——七生農協へ向かうためにバックして川崎街道へ出たところでハイヤーに追突した、という不注意のものでございます。

これにつきましてもよろしく御承認をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第五号、交通事故（日野市三沢七〇一番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を終わります。

これより報告第六号、昭和五十五年度日野市土地開発公社決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　報告第六号についての報告を申し上げます。

地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づき、昭和五十五年度日野市土地開発公社の決算を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　日野市開発公社の決算書の一ページと二ページをお開き願いたいと思います。その中での事業収入、土地売却収入でございます。当初、二十億を計上しておるわけでございますけれども、四千百万ばかり減額をしておるわけでございます。これにつきましては、当初計画のとおり平山中学校、それから第二小学校の拡張用地、それから市の補助道二号線、これの売却は予定どおりに行われたわけでござ

いますけれども、二十小の代替地の売却は思うように進まなかったということで、減額でございます。

それから補助金、市からの補助金はふえております。これは市からの利子補給のお金でございます。これは二十小の代替地の売却が進まなかったということで、土地そのものを処理せずに持っておりますので、銀行利子がかさむという形でふえたわけでございます。以上でございます、一ページ、二ページにつきましては。したがいまして、補正後と比べますと、五七％の執行率にとどまった、こういうことでございます。

三ページ、四ページにつきましては土地取得費でございます。これにつきましては、一・三・一、二・二・十等の十件の買収は予定どおり進みました。ただ、二十小の土地の取得というものができませんので、ここに一億五千万ばかりの補正で減額しておるわけでございます。そういうふうなことで、この歳出におきましても補正後の執行率は五七％にとどまった、こういうことでございます。

十一ページ、十二ページをお開きいただきたいと思います。これは貸借対照表でございます。まず左の資産の部でございますけれども、流動資産の(4)土地でございます。十六億四千百九十九万五千円、このような土地が現在、開発公社の土地として残っておるわけでございます。

それからその上に、土地は市に渡しておりますけれども、売掛金として残っているのは、一億六千九百万ばかりが市に対して調査分の売り掛けとして残っている、これが大体、公社の大きな資産の内容でございます。

それから右へ参りまして負債、これらの土地を買うにつきまして銀行から長期負債をしておるわけでございます。その負債が十五億八千三百五十万円ほどに上るわけでございます。

その右の下へ参りまして、五十五年度で上げた利益が千六百二十二万二千円、こういう内容でございます。

以上が大体五十五年度の日野市開発公社の決算でございます。概略でございますけれども、報告にかえさせていただく次第でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　一点、質問をいたします。

五ページの支払い利息、ここに記載されている金額と、二十ページの元利償還の利子支払いの総額、ここに記載されている数字との関係を御説明いただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

○総務部長（赤松行雄君）　二十ページの利子の支払い利息というものと、五ページに掲げてございますところの支払い利息というものを比べてみますと、四十一万程度差額が出てまいるわけでございますけれども、この五ページにつきまして

は、一時借り入れの利子がこの中に入っておるということで、差額が出ておるわけでございます。そのように御承知賜りたいと思います。一時借り入れのお金が五ページの方には入っておりますので、少しよけいになっています。そういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　その差の四十万七千三百六十三円、これはどこに記載されていますか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　どこに記されているかというのは、九ページから十ページにわたりまして、十ページの一番上に一時借入金利息、こうなっております。四十万七千…。そういうものが含まれている差額ということで……。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　先ほどの説明の中に、二十小の土地が求められなかったというお話ですが、前に報告があったときは、大体、あらまし買えそうだというようなお話だったんだけれど、どういうことでそうなったか、その経緯をひとつお伺いしたい。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　二十小の買収につきましては、一難去ってまた一難というふうな状況でございまして、地主との話はこの前お話ししたような形で大分進んでおります。うそを申し上げているわけじゃございませんけれども、その後、二十小というのは桑園用地を一部取り入れまして敷地に計画しているもんですから、国の関東財務局の方が――要するに桑園跡地の利用という観点から、地形をちょっと直してもらいたいとか、地形が悪い。要するに学校用地として桑園の中へちょっと出っ張り過ぎる。学校用地として出っ張りますと、西と東の方が少し国有地が残るわけですね。そこの活用の上で地形が悪いんだというふうな話が出てまいったわけでございます、その後。それで企画と、ここで大手町の関東財務局と始終折衝をしまして、話の方は幾分進展しておるという状況でございます。要するに国の方の桑園跡地の一部を取り入れるもんですから、それとの接点の地形の問題でクレームがつきまして、その点についての話し合いを現在進めていると。それで企画財政部長と私と、あるいは用地課長とか企画課長等で訪ねまして、向こうの担当官と話を進めておるわけでございます。幾分の進展が国の方――従来の態度よりははるかに進展した、そういう状況でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　市長は行かれたかどうか、その点について。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は参っておりません。これは事務担当者が連絡をすべきことで、最終の詰めは私がいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。本間　久君。

○十二番（本間　久君）　同じく二十小の用地買収の問題ですけれども、これでは、いま赤松部長からも話がありましたけれども、地形の問題とか、あるいは一部農林水産省の跡地――国有地が入るといいますけれども、実際問題、地主がたしか九軒おりましたよね。その用地買収ができそうなんですか、これ。うわさによると、へたをすると五十八年度にも間に合わなくなってしまうんじゃなかろうかというぐらいの状況で、すでに第四小学校なんかはこの暑い夏の中、プレハブ教室で過ごしている。あるいは第一小学校なんかでも満杯であるというような状況の中で、見通しとして、もしどうしてもだめだったら買収をあきらめて、もちろん農林水産省跡地の用地をすべて使ってやる、というふうな形にはならないんですか。これはそういう方向に進むのか、それともあくまでも地主交渉を続けながら公社の方へ熱心にその努力を進めるのか、その辺のけじめをある程度示していただかないと非常に困る。もう反対している地主はわかっているわけですよ。反対というか何て言いましょうかね、言葉は悪いかもしれませんけれども、なかなか妥協できないでもう数年も過ぎている。普通であれば、教育長なんかは当時ＰＴＡの代表なんかと会ったときには、五十六年度には建てたいという話もしてたんですよね。それがもうすでにかなり延びちゃってるし、これについてどうなってるのか、一体。その可能性があるのかないのか。可能性がないもんだったらないように、そういうような処置をとらなきゃいけないんでなかろうかというふうに思うんですけれどもね。その辺はどんなもんでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　桑園の跡地の中にそっくり入れられるなら、国の方も地形が悪いとか何とかというふうな問題はございません。やはり国の方としても市が利用するわけでございますけれども、要するに市民のために活用するんだということになってるものの地形を考えていこうという、いずれにしても日野市が考えるべきことと同じことを考えていただいてるわけでございます。

それから学校につきましては、われわれの感触としましては、やはり調整可能だと考えております。国の方も学校を建てるという計画をじゅうりんすることはあり得ない、計画がとんざするようなことをするわけがない。

それからいろいろ提案がございました。多少地形を変えると

いうことも可能かと思います。調整は可能かと思います。それでございますので、そう時間を置かずに調整ができるというふうに考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　民間の地主の関係ですね、これがはっきりしないと、幾ら水産省の関係で土地がきちっとなってもだめなんでしょう。だから民間地主、たしか九人おりましたよね。このめどはどうなのか。可能だ可能だと言っても、じゃ、一体めどとしてはどのくらいになるのかというものは、ある程度示されないと、これはやっぱり買収する方も大変でしょうけれどもね、一方では学校建設というやつは待ってるわけですよ。その辺の、大体どのくらいでどうなんだというめどといいますか、可能だというふうなことは聞いていても、話し合いをどれだけ継続していけばいいのかとか、ある程度タイムリミットというものを置くのかどうなのかということをお聞きしているわけです。

　たしか選挙の前だったと思いますけれども、市長などは一応決意としまして、もしそこがどうしても地主の方が落ち着かないならば、そこの土地をよけても学校を建てる、あるいは国有地を払い下げてもらうというふうな決意で臨んでいたはずなんだけれども、その後、このままいくとずるずる心配される、予測される事態が起きてきて非常に困るというような状況にもなります。単なる開発公社だけの問題でなくて、学校建設に絡んでいる問題ですからね。あるいはそのうち行われるだろう、先ほど川嶋議員からも何か説明がありましたけれども、委員会の状況、そういったような運動場とかいろんな関係でも、総合グラウンドの関係にも波及する問題ですからね。その辺についてどうなっているのか。その辺をはっきりしてもらいたいんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　当初の関係地主というのは九名でございましたけれども、現在は四名ということでございます。それほど民間の地主部分については縮小されてきたというふうな状況でございます。民間の方は四千二百平米ばかりに縮小された、こういうふうな状況でございます。

　それで、その四千二百平米の地主でございますけれども、大体地主さんの折衝で大方の御了解を得られるというふうな目安でございますので、最終的に国との調整に入ったわけでございます。そうしましたところ、予測しなかった地形の問題が、要するに七千平米という形はどういう形でもくれるというふうにとっておったんですけれども、同じ七千平米でも地形の問題が企画サイドから出てきたわけでございます。

　そういうことで、地主とは大方のところまできているということで、国サイドとの最後の調整に入ったわけでございます。そういう段取りでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　そういう報告は、前回たしか九名の地主をコピーされたものをいただきまして、それでもってこの地主と交渉中なんですよ、こうですよ、ということがあったんですけれども、いままでそういうことはちょっと聞いておりませんでしたからね、四名にしぼられたというのもわかんないし、その辺の実態もあるからいまちょっと聞いたんですけれども、やはり重要な問題なんで、そういうことについては、これ、文教委員会か何かで報告あったんですか。あるいは都産の委員会とか、あるいは何かの委員会には。そういう報告はしてないでしょう。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　つい最近でございます。これから報告するところでございます。（笑声）

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

　なければこれをもって報告第六号、昭和五十五年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

　これより請願第五六－二〇号、程久保六六二番地地域山林緑地保存に関する請願の件を議題といたします。

　請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

　お諮りいたします。請願第五六－二〇号、程久保六六二番地地域山林緑地保存に関する請願の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

　これより請願第五六－二一号、日野市中央市民文化会館建設促進に関する請願の件を議題といたします。

　請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

　お諮りいたします。請願第五六－二一号、日野市中央市民文化会館建設促進に関する請願の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

　これより請願第五六－二二号、図書館分室新設に関する請願の件を議題といたします。

　請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

　お諮りいたします。請願第五六－二二号、図書館分室新設に関する請願の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、文教委

員会に付託いたします。

これより請願第五六ー二三号、地区センター早期建設を願う請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六ー二三号、地区センター早期建設を願う請願の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより請願第五六ー二四号、中学校区変更に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六ー二四号、中学校区変更に関する請願の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

これより請願第五六ー二五号、心障学級（中学）設置に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六ー二五号、心障学級（中学）設置に関する請願の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時十七分散会

九月十八日　金曜日（第三日）

昭和五十六年
第三回定例会

日野市議会会議録

第十九号

九月十八日　金曜日　（第三日）

出席議員（二十七名）

一番	黒川重憲君	十六番	奥住芳雄君
二番	市川芳太郎君	十七番	石坂勝雄君
三番	秦正一君	十八番	滝瀬敏朗君
四番	飯山茂君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
八番	古賀俊昭君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十二番	本間久君	二十七番	高橋通夫君
十三番	橋本文子君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君		

欠席議員（一名）

二十六番　杉山寅三郎君

欠　員

十一番　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長 森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長 結城邦夫君
収入役	成井正夫君	福祉部長 加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長 中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長 小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育長 倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君	病院長 竹内真純君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記 平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記 谷野省三君
書記	五十嵐隆君	書記 串田平和君
書記	栗原莞次君	

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和五十六年九月十八日（金）

午前十時開議

一　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

午前十時十七分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十九名であります。

それでは一般質問を行います。

一の一、日野第一小学校体育館を来年三月卒業式までに完成させてくださいについての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔十番議員登壇〕

○十番（谷　長一君）　おはようございます。十番谷長一でございます。

日野第一小学校体育館を来年三月卒業式までに完成させてください、との質問をさせていただきます。

一八六九年元号を明治と改めました。この徳川時代三百年の鎖国の時代はこれで終えんを告げ、文明開化の黎明期を迎えたのであります。当時の教育は寺小屋時代より日野郷嚮という塾が普門寺に設けられたのでございます。その本堂を借りまして始められた、このような経過をたどっております。

また、第一小学校を見ますと、一八七三年、すなわち明治六年五月の五日に開校になっております。そのときの校名は、「第一大学区・神奈川県管内第八中学校区多摩郡日野宿第五十四番小学日野学校」という校名であったということが、この「日野一小その百年」に明記されております。当時の生徒の数は男女合わせて百七十四名であり、先生は三名であったということです。学校も上等と下等とに分けられ、授業の内容は毎日の生活に必要な役に立つ学習が行われる。また、義務教育ではございませんので、高い授業料が払われていたわけでございます。またその上に、一年、二年、三年、四年、この進級試験というのは非常にむずかしかったというふうに記されております。

一八七八年、すなわち明治十一年から二十年までの十年間の間に卒業した児童数は、わずか十九名というふうにこの「日野一小その百年」に記されており、私は非常に響いたのでございます。また、新しいこの第一小学校の校舎は、一八七八年明治十八年一月三十一日に今度はその普門寺の隣に開校しておるのでございます。当時の規模は西洋式二階建て日本風平屋根で、教室は八つであり、当時の建築費用で二千円であったということでございます。当時は一円で米が五十五リットルも買えたという時代だそうでありました。明治三十八年義務教育制度が確立され、やっとこの高い授業料から開放されたわけでございます。当時の入学式は四月一日に行われていたそうでありますけれども、私は卒業式はいつ行われていたかよく存じません。

私が小学校に入った時代、この時代は日本の政治経済は非常に退廃いたしておりました。また、国民生活は貧困をきわめ、農村の疲弊は非常にはなはだしく農家は恐慌状態を呈し、一部東北方面においては、飢饉の年であったのでございます。その

ときに当たりまして、時は少し推移いたしましたけれども、二・二・六事件が発生しました。これは当時の青年将校が日本の経済・政治これらの退廃を見るに見かねて決起いたしたのでございます。その結果、多数の高官が殺害されたのでございます。また、それから間もなくして、支那事変に昭和十七年の七月ですか、突入したわけでございます。それで、さらに大東亜戦争となり、敗戦の憂き目を見たわけでございますけれども、その間、いかに政治経済、または軍国主義時代、それから戦後の荒廃、混乱このような時代におきましても、日野第一小学校においては、卒業式を他校で行ったということは、記録には残っておりません。

このようなことをあわせ考えてみますると、日野第一小学校の体育館、これは当時は市民集会場としてつくられ、昭和四十三年に体育館として教育委員会に移管された、と私は記憶いたしております。以来、小学校の体操の場、またはその他の教育の場として使われてまいったのでございます。また、特に特記しなければならないことは、昭和四十八年に第一小学校の卒業式が関係者各位の御努力によりまして、盛大に行われたということでございます。この栄光ある第一小学校の体育館でございますので、非常に多くの卒業生もこれまた送り出しておるのでございます。しかし、集会場として、建設された関係上、施設は非常に不つり合いな建物でございます。また、老朽化もはなはだしいため、六月の補正で新しく体育館をつくるというふうに関係者各位の御努力によりまして相なったわけでございます。私は深く感謝いたす次第でございます。

また、過日も、本会議におきまして、この体育館の問題に関しまして、質疑応答がなされたわけでございます。関係部長のお話によりますと、工期は過去平均七カ月と二十日もかかっておったということでございますけれども、来年三月卒業式までには、どうしても早急ではございますけれども、つくってもらい、六年生の卒業式をぜひ新しい体育館でやっていただきたいのでございます。また、工期等に関しましては、遺跡、埋蔵文化財等もあろうと思われる関係上、非常に困難かと思います。しかし、不可能を可能にする行政、これがこれからは特に必要ではないかと考えております。突貫工事をしても、ぜひ完成させていただいて、卒業式をこの新しい体育館でやってもらい、強い思い出を母校に残して卒業させていただきたいことを心からお願いする次第でございます。それらのことをあわせて考えまして、次の質問をさせていただきます。

まず第一点といたしまして、限在第一小学校体育館予定地におきまして、遺跡調査が行われておるようでございます。昨日現場へ行ってみますと、住居址が七カ所ぐらい出土いたしておるようでございます。遺跡の調査、工期等をこれは体育館の建設にとってどうしも切り離して考えることは、私は不可能であ

ると考えております。それらのことをあわせ考えて、遺跡調査に対して、行政は全力を挙げてこれに対応する考えであるかどうか、それと同時に現在の調査体制、これらがこの工期等をあわせ考えまして、一体どうなっているのか、この点を第一点としてお伺いいたします。

第二点は、これは体育館の規模、それからその契約金額、またはその方法、工期、相手方——これは契約の相手方ですね、これらもお答えを願いたいと思います。

それから、第三点、これはよくわかっておりますけれども、お願いします。第三点は、遺跡調査等の関係、または天候、その他の重大なる支障が発生しまして、万が一工期が遅延する、その場合の対処の仕方、これが第三点でございます。

第四点は、これは以上の三点をお伺いいたしまして、後で質問をさせていただきます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えさせていただきます。

いま、谷議員が御指摘されてましたように、この第一小学校は、周知の埋蔵文化地域に指定されておりまして、当然これは工事を行う場合には、どうしても調査をしなければならない、ということになっております。したがって、私たち教育委員会としましても、この調査が、工期と非常に深い関係があるということを、私たちも十分承知いたしまして、これに対応してきておりまして、郡の応援、あるいは私たちの手持ちの力、こういうようなものを集中的に動員してそれに対応しよう、とこういう形で進んできております。

それで、この十六日ですね、九月の十六日に、郡の職員にひとつ来てもらって、私たちの方の職員と一緒になって、いわゆる確認調査というものをしたわけでございます。その結果、いま議員が言われたように、幾つかの、恐らく縄文式時代のものじゃないかと思いますが、それの敷石をした住居址が幾つか出てきているわけです。まだ確認調査ですから、その全貌はいまのところはわかっておりませんが、それに対しては、さらに全貌をひとつ見きわめて、そして、その上で計画を立てて対応していきたい。これについては、時間が非常に迫っていますので、連続的に、その仕事を精力的にそして進めていきたい。幸いにして、父母の方も三月の卒業式にぜひ間に合わせてもらいたいということ、これはいま、谷議員がおっしゃったとおりの熱意がございますので、その方から応援などもいただいて、現地調査などについてはお手伝いをしていただく、というようなことも含めて全力投球をしていきたいと、こんなふうに考えております。

規模でございますけれども、これにつきましては、もうすでにきのうの九一号議案の中で示されたとおりでございますが、

それをもう少し申し上げますと、改築前の一小の体育館と、今度新しくできる体育館の内容を比べてみますと、構造では現在は鉄筋づくりでございますけれども、鉄筋コンクリートでございますね。それを今度簡易鉄骨による体育館ということになります。これは、ほかの体育館も、これでもって現在ずっとつくっていて、それが一番いい方法だ、とこういうふうに考えられております。

それから、面積でございますけれども、例の床、特に運動するところの床面積というようなものを見ますと、前は大変小さくて三百六十六平方メートルぐらいしかございませんけれども、今度はほかの小学校と同じように基準に合わせますので、大体六百四十平方メートル、したがって、二倍近い面積が確保していただける、ということになります。それから、高さなども前のは大体七メートルぐらいしかございませんでしたけれども、今度は球技などの場合には、非常に不便がありますわけで、今度は九メートル余りの高さにするということで、いわゆる体育館の基準を守って建設したわけです。それから、床でございますけれども、従来はただ床を張っていたんでございますけれども、これは最近は床の下に一つのクッションとしてゴムを入れまして、その上へさらに床を張っていくと、そういう工法を使ってやっていただけることになっております。それから、照明でございますけれども、従来のものは蛍光灯でございますけれども、これはほかの体育館と同じように、今度は白熱灯を使って照明も大変完全なものにしていきたい、こんなふうに考えております。それから、工期などにつきましては、この前もいろいろ御質問などもありましたように、三月末ということですが、できるだけそれ以前に、もう少なくとも卒業式には間に合わせるような、これは二十五月でございますけれども、そこのところに間に合わせるようにお願いしております。そういうことで、いろいろ計画を立てていただいているわけでございます。それから、これをつくる場合に、いつ着工できるか、これは一つは遺跡の問題と大変深い関係がありますが、いまから始めて、これはさっき申しましたように、いつまでにできるかということの計画を、もう少し全貌明らかにした上でないとわかりませんけれども、できるだけの突貫工事というんですか、土曜日とか日曜日やなんかも、ある程度返上するような形でもって、それに対応して、工期を、着工できるまでの期間をできるだけ短縮していきたいと、こんなふうに考えております。大体、以上をお答えいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　そうしますと、この、ただいまの教育長の答弁ですと、着工やなんかに関しましては、いつだかまだ調査の関係もございまして、不明瞭なようでございます。しかし、この遺跡の調査、これをその個々に分析してみますと、

大体、住居址が一個出た場合、七日ぐらいかかるのではないかと私は考えています。それらのことをあわせ考えてみますると現在の答弁、これを見ますと、都と市が相協力して全力投球をする、このようなことでございますけれども、いかに全力投球をしましても、調査員、またこれに携わる方々が、どのような体制をもってしても、体制がある程度整わなければ全力投球にも限りがあるのではないか、と私は思うのです。そこいらをあわせ考えますと、過日見に行きましたときに、住居址が多分七カ所ぐらいは私はあるのではないかと思って、さっき申しましたように考えているんですけれども、まだまだ日野一小の体育館の中に、住居址が私はあるんじゃないかと思うんですよ。どうしてかと申しますと、前に、一小の体育館の中のごみ捨て場か何かを掘ったことがあったと思うんです。そのときにやはり出てるんですね。そうしたり、またその後で、小学生がごみ穴か何かを掘ったときにも、石の砕片これは持ち込まれた石と思われるようなものが出ておるわけです。それらのことを考えてみますると、確かにその体育館の配置等、これは従来のところでなければ、非常に建築確認等の関係もあるので、私はそこいらは専門家じゃないからよくわからないですけれども、大変だろうと思うんですけれども、そこいらをやはり、どのようにお考えになっているのか。どうしてもいまの場所でなければだめだというのか、遺跡がたくさん出た場合ですね。それともまた、この調査体制でも幾ら全力投球をしても、十五も二十も出た場合には、私は来年の卒業式にはとうてい間に合わないだろうと思うんです。そこいらをひとつあわせ考えて、御答弁をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いまある場所をほかに変更して、ということになりますと、いわゆる体育館の学校全般における配置の関係から言いますと、非常に無理があるし、使いにくいということになりますので、いまのところを、やはりそこで体育館をつくっていくということにするのがベストだと思っております。というのは、もちろん遺跡も大事ですし、卒業式も非常に大事だと思いますけれども、しかし、一たんできてしまう体育館については、今度、ずっと長い間生徒たちが使っていかなければならないということでございますので、その辺のことについては、やはりいまの位置を変えて云々するということは考えておりません。それから、体制の問題でございますが、この体制をいろいろ事情がございまして、日野市の遺跡調査の体制というのは、一時こう機能が非常に低下してしまった、ということは事実でございますけれども、しかし、その後いろいろ努力しまして、現在ではこういうようなものについて、ある程度対応できるような体制をいまつくっておりまして、それがいま、もうすでに今度のこの確認調査というようなところで

も、そういう体制の上でやっているわけでございますので、最大限の努力をして、それに取り組んでいきたいと、こういうふうに考えておりまして、これは、遺跡は御存じのように、実際掘ってみなきゃわからんというところに、遺跡調査の非常に困難な点がございますものですから、その辺のことも考えながら全力投球、できるだけひとつ間に合わせるための最大の努力はしていく。しかし、これはさっき言いましたようにさらに七つであるのか、十であるのか、これはもう少し確認してみなきゃわかりませんけれど、その上でないと、いつまでに完了するかということの見通しはいまの段階では立っておりません。もう二、三日でその段階をきちっとしていきたいとこんなふうに思っております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　そうしますと、ただいまの教育長の答弁で大体わかりました。それで、いずれにしましても、この第四点目の質問をするわけになっておりましたけれども、わかりましたので、市長、教育長は、来年の六年卒業生の卒業式を必ず母校でやらせる考えはあるかどうか、ということを質問いたそうと思っておったわけですけれども、これらのことをあわせ考えてみますると、なかなかむずかしいようにも考えられます。それで、この四点は質問しません。

そこで、恐らくＰＴＡから、日野市長並びに教育委員長に対しまして、要望書が出されておるわけでございます。これは、タイトルは現在の六年生の卒業式を新体育館で行えるよう早く工事を進めてください、ということです。内容はかねてより私たちが念願いたしております、一小体育館の改築が決まりましたことは、学校児童及び父母の喜びと感謝いたしております。市の御好意により、六月の補正予算が可決され、体育館の解体及び改築がされることになりました。五十六年十月より、建設工事に入る計画で、完工予定は三月末日と伺いました。つきましては、工事をできるだけ早めて体育館で卒業式が行えるようお力添えをお願いいたします。小学校の思い出は卒業式を母校で行ってこそ強く心に残るものです。たとえ足場が残っていても、新しい体育館が卒業式に使用できるよう早期建設について推進していただくよう重ねてお願い申し上げます。こういうことで、これはよく市長さんも教育委員長さんもおわかりと思います。それでございますので、どうしてもこの体育館早期建設推進委員から出されましたこの要望書を、ぜひおくみ取りの上、何としても来年三月卒業式までには間に合わせていただきたいことを、お願いいたす次第でございます。

特に五十五年から始められました小学校の新しい指導要領等を見ますと、人間性豊かな児童生徒を育てること、二つとしてゆとりのある、しかも充実した学校生活が送れるようにすること、また、国民として共通に必要とされる基礎的、しかも基本

的な内容を重視するとともに児童の個性や能力に応じた教育を行うと、このようなことをあわせ考えてみますると、どうしてもこの体育館を早期に完成させて、たとえ中へ幕を張ってでも卒業式だけは母校でやっていただけるようにぜひ要望いたしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって一の一、日野第一小学校体育館を来年三月卒業式までに完成させてくださいに関する質問を終わります。

二の一、市民要望に対する行政の対応策を問うについての通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

〔五番議員登壇〕

○五番（川嶋　博君）　市民要望に対する行政の対応策を問うと題し、一般質問を行います。

市民クラブの飯山議員は、体育施設建設を促進せよと題し、同じく中山議員は、創意と参加のあすへの住みよい都市づくりに向けてと題し、建設的な一般質問を行い、今日の行政に生かされていることは、皆さんも御承知のとおりでございます。私は、引き続き市民要望に対する行政の対応策について、質問をするのでございます。市長の基本姿勢であります都市基盤の整備、教育、文化、スポーツの発展、命と暮らしを守る行政を進めておりますが、その中には、町づくりの主となる流域下水道事業の推進、都市下水道の工事や生活道路の改修、通学路の確保、教育施設の整備には平山中学校を新築し、障害者少年学級や幼児歯科保健活動の開始など、行政として着実に努力は認められますが、文化やスポーツなどの都市、市民施設などにつきましては、十分と言えないのが現状でございます。国や都の行政改革の関連から、わが日野市として、財政も厳しい中で、行政として、市民生活を守りながら、市民要望に対しどのように対処するか、具体的に質問に入りたいと思います。

まず都立高校を早期に実現を、ということにつきまして、教育のあり方、教育制度の改革には、何よりも重要な課題でございますが、都では、十五年間続きました学校郡制度は、来年度から学校グループ制度に改める、ということになっております。また、日野市でも、第三校目の都立高校を実現するということで、市長も以前お話もありましたけれども、東京都教育庁へ、市長、それから教育委員長、議長を初め、大型プロジェクトで東京都にも赴き、市民のために早期都立高校の実現のために努力していることは、うかがってます。また、増加の一途をたどる公立中学校の進学を保障するためにも、都立高校の新設が必要である。また、増加する生徒に対応して、積極的に建設を進めていただくことが必要と思います。

また、次に市立病院の歯科の設置及び長期計画を問う、ということで質問をいたします。

現在、ことし十月に竣工する市立病院も改造され、市民の要

望にこたえ、福祉の充実に努めておりますが、その中にも歯科がございません。また、交通事故や身障者の歯科の患者の方の強い要望で、市立病院にもぜひ歯科を設置してほしい、という声が出ております。そういう点で、市立病院の歯科の設置をできるかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、埋蔵文化財のことにつきまして、ただいま谷議員からの質問がございましたけれども、私は文化財と開発行為に関連して、行政の指導をお伺いするものでございます。たとえば、開発行為におきましては、建築申請をする場合にでも、建築確認を取り、また一方では、教育委員会を通じまして、埋蔵文化財の調査が終わらないと、その開発ができないのが現状でございます。一般市民から見た場合には、市役所の窓口を通じて、一方では、都市計画の建築確認を通って建築許可をもらう、一方では、教育委員会を通じて文化財の調査が終わらないと、手をつけられないのが現状でございます。一般市民から見ますと、やはり行政としては、ばらばらの許可にそこに問題がございます。その点について、行政の考え方をお伺いいたします。

次に、農業政策でございますが、現在の農業の近代化資金について、いまどのように農業政策の上で生かされているか。また、農地宅地並み課税につきましても、来期に向けてどのように考えておるか、その点、農地の課税を含めた説明をしていただきたいと思います。

次に、市営火葬場の問題でございます。九月の議会の予算にも環境衛生費補正が計上されております。その中にも、現在では地域住民の方々からの意見や要望がありまして、施設も改善されております。また、火葬場の中も整備をされております。その中において、火葬場のことは委託業務にされておりますけれど、その中で働く方の服装を、きちっと整備というか、服装を整えることができないか。たとえば川崎市や八王子の火葬場では、非常にきちっとした服装で肉親の方々に対応しておりますけれど、日野では服装がばらばらでございますので、その点、行政指導として、どのような考えでおるか、お伺いしたいと思います。

次に、市民広場の建設をと題してお伺いいたします。市民広場ということは、ラテン語で言いますと、プラザという意味でございます。スペースではありません。文化や教育、体育、娯楽、社会福祉などの機能を含んだ市民施設のことを指しております。子供からお年寄りまで多くの市民が施設を多様な目的に利用して、お互いに交流を通じ連帯を深める市民の新しい広場を、という意味でございます。大ホールやプール、体育館、トレーニング、レストラン、研修室、会議室などを備えた市民文化会館ともいうべき市民プラザの建設を取り入れるかどうか。現在も特別委員会ができておりまして、いま、市民会館ということを建設を進めておりますけれど、やはりその施設だけではなくて、いろいろと市民が憩い、健康な汗を流せる場所、皆さんと語る場所が必要じゃないかと思います。その点どのような考えでいるか、質問をしていきたいと思います。

最後の質問は、市の総合防災訓練のことに関連いたしまして、質問をしていきたいと思います。いままで九月一日には、日野市でも総合防災訓練を行いまして、大ぜいの市民の方、また行政を初め、消防団、いろいろの方々が一緒になって総合訓練を行いました。そういうことで、非常に防災に対する意識の向上、訓練を行い、体験の中から私たちの生命や財産を守る、という訓練でございますけれど、その中に議員が出席をしておりますけれど、市民感情から見ますと、背広姿で総合訓練に参加するということにつきましては、何か招待者のように思われ、やはり日野市以外に、立川市、八王子市、それから昭島市では、五十一年からヘルメット、作業服そういう服装で総合防災訓練には出動する、ということを言っております。わが市でも、いざ災害が発生したときにも、だれもがすぐ作業服で出動できる体制が必要であると思います。その点につきまして、議員にも防災服が貸与できるかどうか、考えをお伺いします。

それから、非常線突破パスポートといいますか、消防委員には非常線のパスポートがありますけれど、全議員にも、やはり地域の災害や出動に動くためにも、パスポートが必要だと私は思います。その点、パスポートが発行できるかどうか、お伺いいたします。以上質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　まず、高校誘致問題と、それから、市民広場の件についてお答えいたします。

一点目の高校誘致の問題につきましては、かねて都の教育長が京王線沿線に高校を欲しいというような意向があることは、六月の議会でも私から答弁させていただいております。それらに沿いまして、当然、日野市に三番目の高校ということで、都に対する働きかけも行っているわけでございます。先ほど議員さんの質問の中にもありましたとおり、六月二十六日には、市長初め教育長、議長等の大型プロジェクトによる都庁への陳情等も行われております。また、都の施設部長等との話し合いの中で、日野市に、いわゆる都が都立高校をつくるこの優先順位として、四番目ぐらいまでの順位を想定しているようですが、日野市は七グループが日野市なんですが、二番目ということになっておりますので、非常に希望が持てるわけでございます。用地の取得等につきましては、都の教育庁と施設部あたりと話を詰めながら、現在詰めの段階に至っているところでございます。

二点目の市民広場の件について、お答えいたします。

議員さんの質問の趣旨は、広場の意味はプラザである、とい

うような質問の趣旨でございました。いま、九月の補正予算に、先日も補正予算の設明の中で申し上げましたとおり、市民会館の基本設計の委託料を計上してございます。基本設計の段階で、複合施設にするか、いわゆる多目的に使える施設にするかどうか、の点も検討されていくはずでございます。それらの解明を待ちまして、市民広場的市民会館になるのか、いわゆるプラザ的な市民会館になるのか、あるいは単独施設になるのかを決定していきたいと、そのように考えております。以上です。

議長（滝瀬敏朗君）　病院事務長。

病院事務長（小山哲夫君）　二点目の、市立総合病院の中に歯科設置の問題についての御質問に対するお答えをいたします。

この問題につきましては、たしか本年六月の定例市議会におきまして、鈴木議員さんからの御質問がございまして、お答えをしておきましたけれども、現在、日野市立総合病院の中に歯科を設置する方向で検討中でございます。一応、設置場所の問題が残るわけでございますけれども、現在のところ、一応設置する場所につきましての確保は、行ったわけでございます。したがいまして、設置に伴いましての部屋の整備の問題、あるいはまた、歯科等の医療器械の購入の問題が残るわけでございますけれども、これにつきましては、でき得ることならば、昭和五十七年度の当初予算に計上させていただきまして、五十七年度中に一応施設整備の完了をいたしたい、というふうに考えております。ただ、残る問題といたしましては、いわゆる歯科をセットした場合に、その対象者をどこまでするかという問題、それから、二つ目は歯科医師の確保の問題が残るわけでございます。この二つの問題につきましては、かねてから理事者と、あるいはまた市立総合病院の方と歯科医師会、あるいは医師会との間で交渉を重ねておるようでございますけれども、最終的な煮詰めがまだ終わってないようでございます。そういった意味で、理事者の方といたしましても、なるべく早い機会に医師会並びに歯科医師会等の方との交渉、それと並行いたしまして、市立総合病院と医師会、あるいは歯科医師会等の間におきまして、最終的な煮詰めをしていきたい、というふうに考えております。

一応、現在のところ市立総合病院の方の考えといたしましては、対象者につきましては、身体障害者、あるいは生活保護者、市立総合病院に入院しております患者さん、あるいは院内の職員、こういったような者を当面の対象にしていきたいというふうな考え方を持っておるわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　埋蔵文化財保存と開発行為について行政指導を問う、という点について、お答えさせていただきます。

その中で、特に建築がすでに許可されているのに、また教育委員会の方へ来てその埋蔵文化財で云々というようなことがあるのを一本化できないか、とこういう趣旨の御質問かと思いますが、これにつきましては、建築は一般的にこれは許可されていくわけでございますが、ただ、たまたまその建てる場所が、周知の埋蔵文化財包蔵地で行われる場合に、建築課の方からその点についてのことを説明していただき、そして、教育委員会の方へやってきて、そのことを確かめるということになっていると思いますが、この周知の埋蔵文化財包蔵地では、そのまま建築を進めていけば、埋蔵文化財が破壊される恐れがある。これは文化財保護法に抵触するわけでございます。したがって、私たちは、それについてはひとつ確認調査をさせていただいて、その上で調査する必要があれば調査させていただいて、その建築に取りかかっていただく、というふうにお願いしているわけです。というのは、埋蔵文化財のようなものは一たん破壊してしまいますと、これはもう取り返しのつかないことになります。しかし、一方においては、現在の住民の方々の生活というものも守っていかなきゃならない。その二つの間に非常に大きな矛盾のようなものがあるわけでございます。その一つの対応策として、いわゆる調査をして、それで、その埋蔵文化財について記録保存をするという形で、いま進められているわけでございます。したがって、そのことについては以前に比べると、建設をされる、特に住宅その他を建設される方々も、次第に理解を深めてくださっているようです。ただ問題は、そういう対応する調査に対して、すぐに対応できる体制が必ずしも十分ではない、というところに一つの不満があるようでございますので、それについては、前々から申してますように、すぐに対応できるような体制を整えたい。なお、その調査費につきましては、以前はこれは原因者負担ということであったんですが、最近は、そういう個人住宅などについては、国庫でもって負担するということになってきているわけでございます。

そういうような対応をさせていただいているわけですが、しかし、何といっても、住民の方々が、埋蔵文化財についての愛護の気持ちというようなものをだんだん持っていただく、ということが大事でございますが、そのためには、一つはさっき言いましたように、その体制を十分整えて、その要望に対応できるような体制を整える、ということが一つの課題でありますし、それから、もう一つは、出土品などについては、できるだけ市民に公開をして、そしてそれを見ていただくということ、そして、それによって日野市というものについての理解を深めていただく、ということが大事だと、こういうふうに考えております。

それで、資料館などをいろいろな点で議会などでも問題にされているのもその辺に理由があるんじゅないかと、こう思って

おりますし、さらに教育委員会としても、資料館までに至りませんけれども、できるだけの努力ということで今度、公民館の文化財の展示室でございますか、そういうようなものをつくっていただいて、そこでもって主として民俗文化財が中心になるかと思いますが、ときにはそういう埋蔵文化財も考えていきたい。

それから、消防署の裏のところにできました都の公団住宅がありますが、あそこからも住居址が出てきたんですが、あそこの住居址も残そうとしたんですけれども、それはいろいろな点でできなくって、あそこに碑をつくってございます。そういうようなことによって、市民の方々の御理解を深めていただく。それから、さらにいま計画して進めているのは、中央公園の住居址跡の復元というようなことで、できるだけ市民にそういうものを見ていただいて、そして愛護の精神というようなものを深めていただければありがたいと、こんなふうなことを行政としては考えているわけでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　生活環境部に関連します御質問が、四点あろうかと思います。

まず、農業近代化資金についての農業政策に生かされているかと、こういうことでございます。これは、いわゆる農業組合等が農業者に対しまして、長期にかつ低利な施設資金の融資をするために、国や都、市がこの利子を補給しておりまして、農業者の資本装備の高度化と経営化の近代化を図る、こういう目的のためにこの近代化の利子補給の制度が実施されているわけでございます。昨年の実績を申し上げますと、一応、借入総額が一億四千三百五十四万一千円、件数にしまして二百四十五件、そういうことの実績でございまして、相当大幅に近代化資金に寄与していると、そういうことでございます。なお、利率等につきましては、都、市、私とそういうような三分担の負担になってございます。昨年の実績を申し上げますと、年に八・五%のうちに都が三・五%、市が二%、個人が三%とこういうことで、利子をお互いに出し合って農機具等の購入費用に充てていると、そういうのが実態でございます。

それから、二の市営火葬場の施設改善整備でございますが、これらにつきましては、昨年の議会でも御指摘をいただいたところでございます。そういう意味合いにおきまして、今年度はマハヤナ協会と一応委託契約を結びまして、服装の点についても貸与の基準を決めまして、一応、現在の市営火葬場で使用しているような形の服装を統一しているわけでございます。ただ、夏等になりますと、非常に暑いというような関係で、それがたまたまそういうような形で服装が乱れていたと、こういうことだろうと思います。これらにつきましては、きようも協会の指導者を呼びまして、指導しているところでございます。

それから、総合防災訓練の作業着、防災服についてでございますが、これらにつきましては、消防委員の方々からも御指摘をいただいているところでございます。これらにつきまして、関連市のいろいろのあれを調査したり、あるいはその他のあれにつきまして、一応前向きに検討していきたい、とかように考えております。

それから、警戒線突破のパスポートにつきましては、現在、消防署で発行しているわけでございますけれども、消防署の方に協議いたしまして、ぜひ通行証が出るように申請をしたい、とかように考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは、最後に四番目に御質問いただきました農地の宅地並み課税関係について、お答えをさせていただきたいと思います。

御質問の趣旨は、農地課税について来期に向けてどう考えるか、という御質問で、大変むずかしい御質問でございます。御承知のように、この農地課税の問題につきましては、現在A、B農地に対しまして、課税をされております。あとC農地の問題とか、どういうふうに進めていくかというようなことにつきましては、御承知のように、いま国の方でこの問題を練っておる段階でございます。テレビ、新聞等で見ますと、宅地を容易に供給しようということで、そのためには農地課税を行い、しかし、その反面、譲渡所得については、緩和していこうとか、そういうようないろいろなことを言われているようでございますが、目下のところ、国の方針は出ておりません。

したがいまして、大変申しわけないことでございますが、来期に向けての考え方につきましては、ちょっと申し上げられない段階でございます。ついでございますので、A、B農地のことについて若干触れさせていただきますと、歴史的なことでございますが、四十八年からこの農地課税が行われておりまして、当市におきましては、五十年まで生産奨励金ということで、関係者に交付をいたしておりましたが、五十一年度には御承知のように条例改正、つまり附則の十三条第四項を定めまして、百分の百の還元をいたしておるのが現状でございます。現在各市の状況を見ますと、百分の百の減額をいたしておるところが、当市と青梅、清瀬の三市のようでございます。隣の八王子のごときは七〇%の減額だというような状況で、いま行われておると思います。大変恐縮でございますが、来期に向けての考え方は、はっきり申し上げられまそん。御了解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君。

○五番（川嶋　博君）　ただいま、何点かの回答をいただきました。市立病院の歯科の設置におきましても、いろいろ入院されている患者の方から、たとえば交通事故等で、歯とか、

外科とか、そういう患者の場合には、やはり歯科の方が後回しになり、やはり外科が治ってからということで、市立病院に歯科があった場合には、外科にかかりながら、歯科にもかかることもできる。非常に市民からも要望が強く出ております。また、歯科医の中にも障害者の方々のぜひ市立病院に歯科を設けて、そういう患者の方々にも対処してほしい、という意見も出ております。その点で早期に歯科の設置をお願いするものでございます。

また、埋蔵文化財に関連していますと、ただいま教育長の答弁の中に見ては、これは行政の立場から見た場合の答弁をいただきました。実際市民から見た場合には、やはり申請の窓口は、役所が一本で行っている。その中には行政の立場がありますので、埋蔵文化財の方法もあるし、開発行為要綱にも適応する、という問題がございます。一市民から見ますと、やはりなぜ許可がおりてるのにも一方ではおりないのだろう、やはりそういう点と、それから、埋蔵文化財の調査の方法にも私は問題があるのではないかと思います。やはり、これも期限が決められないという点も、一つの大きな問題ではあると思います。

また、日野の地域の開発する調査に当たる大学の先生方と、また、他市の調査する方々とは、やはりその地域が決められているために、他市から調査の先生方を呼んで調査をするということは、現在は行われてないそうなんですけれど、そういう点も問題があると思います。

それから、総合防災訓練、または防災服につきましても、非常線突破のパスポートも、ただいまの部長の答弁の中に早期に実施するという答弁をいただきましたので、これについても私たちも、いざ災害が発生したときも、先頭に立って十分な活動ができると思います。

それから、市営火葬場につきましても、部長の答弁の中にあるように、委託されているさきの作業をする方々の服装もきちっとしていただく、ということになりましたので、一日も早くそういう方々に実施をしていただきたいと思います。

最後に教育長に再質問いたしますけれど、調査の担当する方々はどのようにして、日野ならば日野の地域だけに調査を行うことになっているか、その点について再質問をいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　この遺跡の調査につきましては、この方法は学問的手法によるということが決められているものですから、どうしてもそういう専門家によって調査していただかなければならないということになっているわけです。それで、そうすると、ほかのだれでもいいんじゃないか、とこういうふうなのが、恐らく川嶋議員さんのお考えかと思いますが、その辺が大変むずかしい問題でございまして、おいそれといってどこどこというふうなわけにはなかなかいかないところに、いまの遺跡調査のこの体制の一つのむずかしさがあるわけでございますが、それに対して、しかし、ひとつ日野市に協力してくださるといういま先生もおられるので、それを中心にしての体制をいま整えつつあるわけでございます。そういうようなものができれば、やはりその地域の事情によく精通しておられるが、やはりずっと調査をしていただいた方がいいんじゃないかと、こんなふうに考えております。そういうことです。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君。

○五番（川嶋　博君）　以上前向きな答弁をいただきましたので、今後も行政として多くの市民から幅広い要望などにつきましては、積極的に対処していただきまして、市民が住みやすいように市政としても努力していただきたいと思います。これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって二の一、市民要望に対する行政の対応策を問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時二十二分休憩

午後　一時　十八分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

三の一、福祉の町づくりを進めるためについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔十四番議員登壇〕

○十四番（鈴木美奈子君）　福祉の町づくりを進めるためにと題しまして、一般質問をただいまより行います。

私は、この四年間の議会活動の中でも障害者問題をかなりやってきた、というふうに思っておりますけれども、その中では、障害者の要求の問題が主だったわけです。今回は、ぜひ市当局としても積極的に障害者対策を市独自でやっていただきたい。そういう観点で質問させていただきます。

また、もう一項につきましては、聴力障害者の問題がなかなか手話通訳を通じなければ言葉が理解できない、というそういう中で、聴力障害者の要求が市政の中でも、なかなか反映できない。そういう中で、私は、先般、聴力障害者の方々とお会いする中で要求を聞き、そして、それをぜひ実現させていくためにも、一般質問を行ってまいりたいと思います。

私は、ことしの夏、第十五回の全国障害者問題研究会に参加する機会を得まして、全国の北海道から九州まで、四千人を超える障害者の方々、また健常者の方と一緒に、本当にたくさんの問題が出され、障害者の社会参加の問題、また教育の問題、

働く保障の問題、こういうことについて、学んでまいりました。そういう意味でも、各地で行政として進んできた施策はたくさんございます。その点で、ぜひとも私は、国際障害者年の一年目の課題として、ぜひ市当局の積極的な御答弁をお願いしたいと思います。

まず最初は、聴力障害者に必要な、手書き電話を設置せよという問題です。聴力障害者の方は、電話をかけてももちろんお話しすることもできませんし、聞こえない。そういう中で、どういうふうにして障害者同士のコミュニケーションを図っているかといいますと、タクシーを使って、それぞれのところに連絡に行く。バスを使って行く。自転車に乗ってお話しに行く。けれども、大変危険なんです。後ろから自動車が来ても音が聞こえない、というそういう危険な中で、それぞれの団体の連絡を取り合っている。ですから、私はどうしても、この聴力障害者に必要な手書き電話を市役所の福祉部と、また会長さんのところと事務局長と、金額にすれば二百万にも満たない手がき電話が設置できるわけですから、これをぜひやっていただきたいと思います。

二つ目には、市長を先頭に、ぜひ庁内にプロジェクトチームをつくって、公共施設、また道路や公園、銀行、スーパー、それから駅です。こういうところにぜひ市の職員も一緒になって、点検活動をやっていただきたいわけです。実際に歩いてみなければ、これは机上プランだけでは、とても理解できないたくさんの問題がございます。私もこの庁内ですけれども、目をつぶって階段を点字ブロックを頼りに歩いて来ましたけれども、とてもこれは困難な状況が見られます。そういう点で、ぜひこれをつくって市独自で障害者団体に任せることなく、市の仕事としてやっていただきたいと思います。

三つ目には、福祉の町づくりのための環境整備要綱です。これは、どうしても障害者の方たちが、この日野市で、社会参加をするためにも、また住みよい町づくりをつくって、その中で日常生活を送る上では、どうしても必要な環境整備要綱です。共通事項としては、いままでもこの公共施設の中には、このたとえば市役所の中には、階段とか、スロープとか、トイレ、そういういろんなところについては、障害者が利用しやすいようになっておりますけれども、道路、また公園、註車場、並びに建物、これはすべて銀行、それから大手のスーパー、こういうところにもこれは当てはまるわけです。日野市がこういう要綱をつくりますと、民間がこの日野市内に施設を建てる場合には、この要綱に沿って障害者が使いやすい町、そして、また買物ができる、こういう町にもなってくると思いますので、福祉の町づくりのための環境整備要綱をつくっていただきたいと思います。

四つ目には、障害者福祉都市の指定を受ける考え、人口十万

人以上のところ、また以下のところは県などが指定しておりますけれども、人口十万以上の都市については、厚生省が指定を行っております。この指定を受けて、積極的に市としても、福祉対策をやっていただきたい、こういう点につきまして、以上四点まず最初に質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは、お答えを申し上げます。

最初の第一点目でございますけれど、聴力障害者に必要な手書き電話を設置せよ、という内容でございますが、この手書き電話は、最近発売されたもので、障害者にとっては大変便利なものであることは間違いはないというふうには感じておりますけれど、現在のところ、普及率はまだ大変低いものでございます。二十六市の中でございますけれど、武蔵野市が市役所、あるいは心身障害者福祉センター、聴覚障害者会長宅の三カ所に設置、あるいは保谷市におきましては、身体障害者相談員と市との間に設置している。二十六市の中ではこういう程度でございます。

ただいま、御質問にございましたとおり、日野市におきましても、福祉部、事務局長、あるいは会長のところへと、この設置を要望されているわけでございますが、私どもといたしましては、電話という総合関連性ですね、こういったことにつきまして、この利用効果の面、その設置の場所、普及度合いと申しますか、こういったものをいま少し研究する必要があるのではないか、というように思っております。それで、聴覚障害者の方は、確かにいろいろな不便を感じているわけでございますので、日野市といたしましては、聴覚障害者の生活の利便を図るということから、来年度につきましては、手話通訳者派遣事業、こういったものをいま聴覚障害者と市との間で協議中でございます。こういった一つの施策の実施の後にこの状況等を勘案いたしまして、将来に向かって検討をしていきたいというのが、御質問に対するお答えでございます。

それから二点目の問題でございますけれど　二点目は、ほかでございます。

三点目と四点目を私の方でお答えさせていただきます。環境整備要綱をつくれ、ということでございます。これにつきまして、私の方で二十六市の中を調べたわけでございますけれど、町田市にこの要綱がございます。町田市の場合は、市が独自に建築確認事務を扱っている。こういう中で、建築確認の際、協議する仕組みになっておりまして、連動性があるというふうになっているわけで、こういった面から、効果が上がっているというふうには聞いております。当市の場合は、御承知のとおり、この建築確認というものが、多摩西部建築事務所で行っている

わけでございますので、こういった面におきまして、スムーズにいくのかどうかと、こういう問題点があるのではないかというふうに考えるわけでございます。そういう中で、やはり御指摘もございますので、今後関係部課とも十分協議いたしまして、町田市の実態をやはり調査してみたい。そういう中で検討をしていきたい、とこのように考えているわけでございます。

それから、四点目の障害者福祉都市の指定への関係でございます。ただいま御質問の中にございましたとおり、厚生省の指定を受けるということでございます。いわゆる障害者の住みよい町づくりを推進するという事業で、障害者福祉都市推進事業補助要綱です。こういったものができているわけでございます。障害者の生活環境の改善、障害者福祉サービスの実施、心身障害児の早期療養の推進、市民啓発の各事業を総合的に実施する、こういうふうに要綱の中にうたっているわけでございますが、これを行うにつきましては、障害者の福祉都市推進協議会、これを設置しなければならない。そういう中におきまして、事業の現状の点検、事業計画の要するに策定ですね、こういったものなどを行わなければならない、こういう問題がございます。また、さらに、指定都市の枠も決められております。すぐに実現するというわけにはいかないかと思います。こういうことでございますが、いろいろの関係の部課との調整もございます。こういった話し合いも行っていきたい。そういう中から、都と協議を行っていきたい、というふうに考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　二点目の御質問に対して、お答えをいたします。

体に障害のある方と町とのかかわり合いを見詰め直すために、町の施設の総点検をするチームをつくれ、という趣旨の御質問だと思います。

確かに、町と障害のある方との関連が、断絶している部分があることは事実でございます。それらを点検するチームをつくるとなりますと、一課に、あるいは建設部だけ、あるいは都市整備部だけというようなわけにいきませんので、それぞれの部署にかかわるメンバーを集めて、いわゆるプロジェクトチームをつくる、という形になるかと思います。御提案の件につきましては、今後の課題として、十分検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（滝滝敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　国際障害者年ということで、私は大変期待をしておりましたけれども、いまの四点の回答については、全く期待はずれです。私は、本当に障害者の問題をもう少し市当局も積極的に受け、答えていただきたいと思うわけです。

一点目の聴力障害者の問題ですが、二十六市普及率が低いから、また効果がどうだかまだわからないのでという、そういうことでなくて、これをやっている市、確かに武蔵野と三鷹、そして、また山梨でもやっておりますし、いま、いろんな自治体でこれを積極的に取り入れて、障害者の方たちが、いつでも自分たちが希望するしゃべりたいことが、相手に伝わるということで、これを取り入れているわけです。武蔵野は来年度二台ふやすということで、百三十八万円の予算を組んでおります。また、三鷹でも三台設置することで、二百七十六万円、私は、これは先ほど部長の方から手話通訳の派遣の問題が出されました。確かに手話通訳の派遣は必要です。これこそ積極的にやらなければならないことですけれども、私は、これは同時にできる問題だと思うんです。私が聴力障害者の方とお話ししたときに、真っ先に言われることは、やはり言葉がなかなか相手に通じないということで、何かの会合をもつ連絡を取るのにわざわざタクシーに乗って時間をかけて、お金をかけて行かなければ連絡が取り合えない、というそういうことを本当に言われたわけです。ですから、私は、これはわずかな予算を組めば、すぐにできる内容だと思います。まだ効果がないとか、そういうことでなくて、いま積極的に、これは企業の名前ですから言えませんけれども、こういうふうにしてＰＲしているわけですね。これをぜひ市の方でも参考にやっていただきたいと思うわけです。

私ども議員団が、先日も三重県の津を視察してまいりましたときに、この実物を実際に見てまいりました。そういう中で、私は、これこそそんなにたくさんのお金をかけなくても、すぐにも聴力障害者の要求が解決できる、こういう中で私は今回取り上げたわけですから、もう一度積極的な回答をお願いしたいと思います。

次に、二点の庁内のプロジェクトチームの問題ですけれども、これも先進市の岸和田市、大阪の岸和田市では、障害者団体が真っ先に市内を二百ヵ所以上集めてパンフにして皆さんにお配りした。これでは庁内も負けていられないということで、庁内のこれは確かに一部だけではできない問題です。土木、建築、公園、福祉、社会教育、そして、また学校、企画こういうたくさんの課が必要ですけれども、私はこの課の方たちが一つに集まって、毎日やれというわけじゃないわけです。一ヵ月に何回か曜日を決めて、市内を歩くことがそんなに私はむずかしい問題ではないと思うわけです。この点についても、もう一度御回答をお願いしたいと思います。

三番目の、福祉の町づくりの環境整備要綱です。確かに、日野市にも五十三年の十一月に日野市住みよい町づくり指導要綱ができまして、この細則にも、公園の場合には、障害者が入れる入口をつくるようにとか、少し触れているだけで、私はこの指導要綱、これは確かに必要でございますけれども、これから

障害者がこの町の中で生きていくためには、障害者のためのこの指導要綱が必要なわけです。私は、岸和田市の福祉の職員の方から、これを送っていただきました。この中には、積極的に市長もあいさつを述べておりますし、そして、これを活用して、ハンディを負った人たちも、一緒に町の中に入っていい環境で過ごされるように、市民の皆さんとの交流をもちながらやっていこう、ということで、要綱がつくられて、これは、いまある指導要綱では、とても解決できない問題ですので、もし御必要であれば、私は、これをぜひお渡しいたしますので、これを参考にして、障害者対策を進めていただきたいと思いますが、これについては、市長の答弁をお願いいたします。

それから、四番目の障害者福祉都市の指定、これにつきましても、いまいろいろと困難な状況が出されております。でも、これは一つ一つやっていけば、いますぐ指定都市を受けなくても、何年か先には指定が受けられるわけです。五十五年度は、二十一市が障害者福祉都市に指定されました。その前に、二十市が指定されておりますので、私はこの三多摩だけでなくて、全国の先進的な自治体、そういうところを学んでいただいて、二十六市がこうだからでなくて、全国的な観点の中で、障害者の施策を前進させていただきたいと思うわけですが、この点についても、ぜひもう一度御回答をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは、第一点目でございますけれど、私の方でも、効果がないということを申し上げているんじゃなくて、この効果面で、その設置場所ですね、これが三カ所とかいろいろございますけれど、そういう程度でよろしいのかどうか、という問題があるわけです。そういう意味で、いろいろ検討も必要だ、ということでお答え申し上げているわけなんですけれど、言葉が足りなくて申しわけありません。そういうことでございますけれど、私の方といたしましても、先ほどお答え申し上げたとおり、まず一番手っ取り早い方法として、そういう全体的にいくには、やはり手話通訳の方の派遣、これがまず必要ではないかということで、お答え申し上げたわけでございますけれど、これにつきましても、できることならば、私どもあわせていきたい、というふうには考えておりますけれど、十分内部で協議いたしまして、できるだけそういう方向に進めるように努力していきたい、というふうに考えております。

それから、四点目の方でございますけれど、福祉都市の関係でございますけれど、全国では二十二、あるいは二十一ということでございますけれど、確かに東京都の場合には、五十六年度で四市ですね。こういう枠がございます。そのうち、これは二年の継続事業で行う、二年の事業でございますので、このうちすでに何市かが、三鷹、武蔵野、これはすでに継続して行われているというふうなもの、あるいは調布はすでに出ている。そういうような枠が、四市の中ではそういう枠が決められていると、こういうような状況でございますので、この辺につきましても、東京都と事前に協議していかなければ、来年度に向けてはできない。しかしながら、来年度についてのことにつきましては、すでにその枠が決められてしまっていると、こういうようなことでございますので、これにつきましても、今後十分事前に東京都とも折衝していきたい、このように考えているわけでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

プロジェクトチーム、つまり市民要望や、あるいは市の中にある行政課題その問題に応じまして、当市では、プロジェクトチームをいつでも編成して、その問題に対応しているわけです。当然、御質問の件につきましても、プロジェクトチームをつくって対応していく、という意味での検討ということでございます。このことにつきましては、これに似たようなケースとしまして、八王子市と日野市の境にあります更生園等の身体障害者の方々の要望等を実現するためにも、町歩きをしてみたりというような、すでに初歩的なことはやっておるわけでございますので、それらの組織拡充ということになると思いますが、たまたま今議会には、組織改正の条例も御提案申し上げております。そういう形の中で検討していきたいと、そういう意味でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、この地域社会のこの福祉というのは、やっぱり住民に根づいた形の福祉の風土づくりということが基本であると、このようにかねてから考えております。今回老人に対しまして、老人憲章等を制定しようというお願いをしておりますのも、その一環であるわけであります。いま、御提案で伺っておりますことは、比較的実施、実現のこの範囲に近いことだというふうに思っておりますので、十分検討をし、進めていきたい、このように考えます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　大分こう積極的になってきたようでございますが、私は、聴力障害者の手書き電話の件につきましては、もうすでにもし、市の方で電話をつけてくれることになったならば、ここここにつけていただきたい、こういうことを私は先日聞いてまいりました。聴覚障害者協会の会長の井沢さんのおうちと、事務局長のおうちと、それから福祉事務所、こういうところで三カ所にとりあえずつけていただければ、あとは私たちがそれを聞いた中で、すぐ連絡を取りたい、こういうふうに言われております。そして、除々に電話をいろいろな方々のところにつけていただきたいけれども、とり

あえず、三台はぜひここの場所に、ということを聞いておりますので、ぜひこれは十二月の補正予算、それにぜひ積極的に、本当にこれは私、健常者だからいつでも電話をかけられるんです、至急な用があるときにはすぐに電話をかけられますけれども、本当に聴力障害者の方たちは、日常の生活の中で、この音のない中で、大変苦労しているわけですね。ですから、私は決して自分のその成果とか、そういうことではなくて、障害者の方たちのためにも、ぜひこの電話を至急つけられるように要望したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、二番目の庁内の問題につきましても、私は要綱をつくる段階では、やはり市の職員が町を歩いて御自分で車いすに乗って、その目の高さで、たとえばダストボックスがどうなのか、私もこの点ではいろいろと学んでまいりましたけれども、いま障害者夫婦にある一つのところで、千葉の経験を聞いてきたんですけれども、住んでいるところから行動範囲、生活圏を車いすに乗って歩いてもらった。そういう中では、銀行もまたスーパーにもなかなか車いすでは入れない。そして、日常のダストボックスが高くて車いすで戸があけられないという、そういう、私たちが歩いてこの高さではいつでもダストボックスのふたをあけて、ごみを捨てられるわけですけれども、車いすの方は、それができないという、こういう状況もあります。ですから、私は、ぜひそういう中で歩いてみなければ、障害者のことは実際にわからない、ということを本当に思うわけです。ですから、調査の上で、ぜひ要綱づくりのこのためにも、先ほど積極的な回答が寄せられましたので、その点お願いしたいと思います。

また、福祉都市の指定の問題でも、いますぐはだめであるけれども、都に積極的に働きかけていきたい。こういう回答が寄せられましたので、ぜひこのことはお願いしたいと思います。また、福祉の町づくりのための環境整備要綱これにつきましても、岸和田の例、また、これは全国の自治体でかなりの市がこれをつくり、そして、この要綱のもとで、市の公共施設だけではなくて、たとえば民間の保育園を改築するとき、また幼稚園を改築するとき、スーパーや銀行がいろいろと改築するとき、この要綱に基づいて改築しているわけです。ですから、私はこれをぜひ障害者の社会参加の意味でも、このことを積極的に全国の自治体を調査して、その上で要綱をつくっていただきたいと思います。

回答が出ましたので、一般質問を終わらせていただきますけれども、私は、先般のテレビで二回目の放映だったわけですけれども、アメリカのベトナム作戦で、「枯れ葉作戦」というので、障害児が生れて、その姿がテレビに出されました。私は、本当に障害者は戦争によって引き起こされるという、こういうことを頭では理解し、確かにそうだというふうに思っておりますけれども、テレビを通じて、本当にかわいい額をした子供たちが、障害を持って、あの戦争によって障害を持ってきた子供が生れるという、こういうことを現実に目の前に見て、私は本当に障害者の運動というものは、平和を守る運動であるということをつくづく感じたわけです。そして、いま政府は、臨時行政調査会の答申に基づいて軍備を拡張し、その一方、いろいろの施策を自治体に押しつけ、行政改革をしようとしているわけです。お年寄りの医療費の有料化の問題や、また養護施設に入っている入所費、これも上げようとしたり、こういう中では、私たちはいま皆さんと一緒に、健常者も一緒に障害者の生活を守っていく、このことが必要であるかと思います。九月には日野市が出されました障害者対策協議会の設置ができ、そして九月には本答申が出される、というふうに聞いております。先日出されたのは、緊急を要する障害者の要求でしたけれども、ぜひともこれから出される答申については、市が積極的にこれを受けとめて、本当に障害者がこの日野市で住みよい環境を守って、そして住んでいかれる、こういう町をつくっていただきたいと思います。

先日、青年学級にお入りなっていたある二十三歳の青年が、お亡くなりになりましたけれども、この日野市に住んでいてよかった、ということを本当にお母様から言われたときに、私たちも、この日野市を障害者が安心して送れるこの市をつくるこ

とこそ、責任であるかと思います。ぜひとも視力障害者、また肢体障害者、聴力障害者、さまざまな障害を持つ方々の要求を、ぜひとも市が積極的に受けとめて、国際障害者年の幕あけの年のぜひこの一年でやっていただきたいことを要望いたしまして、簡単ですが質問を終わらさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって三の一、福祉の町づくりを進めるために関する質問を終わります。

四の一、生命の尊厳と行政についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔八番議員登壇〕

○八番（古賀俊昭君）　生命の尊厳と行政についての一般質問をさせていただくわけでありますが、議会に参画させていただきましてまだ日も浅い議員としまして、こうして初めて質問の機会を得ましたことを、ある程の感慨を持って登壇させていただいているところであります。私が信じ、そして、ぜひとも自治体の行政として取り組んでいただきたいことを、率直に述べさせていただきますので、何とぞ積極的かつ明確な御答弁をお聞かせくださいますよう、まずもってお願いを申し上げる次第であります。

それでは質問に入ります。

いま、世界で中絶見直しの動きが起こりつつありますが、わが国は優生保護法により、いまだに年間二百万もの胎児がやみ

からやみに葬られています。ことしの四月の二十四日、二十五の二日間、東京におきまして、生命の尊厳を考える国際会議というものが開かれました。この会議の趣旨とするところは、受胎の瞬間より生命が生じるのであって、またその命を保護しようとするもので、世界各国より、医師、助産婦、また専門家などが参加した生命尊重の国際会議であります。こうした国際会議が、日本で開かれましたのは初めてのことであります。この会議には、皆さんもよく御存じと思いますが、インドの修道女マザーテレサも出席をしております。マザーテレサは、裕福な農家に生れましたが、十八歳のときに、自分の一生を神にささげようと決心をしまして、シスターの道に進み、貧しい人々、そして見捨てられた人々に献身する日々を送り、その活動に対しまして、たしか一昨年であったと思いますが、ノーベル平和賞が賜られたのであります。このマザーテレサは、堕胎天国日本を批判して、次のように述べました。

日本は美しい国です。しかし、忘れないでください。赤ちゃんが殺されることがあるならば、その美しさは破壊されるかもしれません。中絶は平和を殺すものです。胎児を殺す人が、どうして他の人を生かし、愛することができましょうか。その人は、パンには飢えていないかもしれませんが、愛には飢えていることになります。と指摘したのであります。私はこの指摘を、日本人として大きく反省をしなければならない言葉だと思いますが、市長は、このマザーテレサの指摘について、どういう感想をお持ちになりますか、お尋ねをいたします。

市長に次にお尋ねしますが、先ほどお渡ししました植物の種子がございます。これは、私の小学校二年生になる子供が、理科の時間に使ったヒマワリの種であります。市長は、この種に命があると思われますか、それとも命はないと思われますか、お尋ねをいたします。これが二点目であります。

私は、当然命がある、あるからこの種を大地にまけばヒマワリの種が芽が出てきまして、そして花が咲くのだと思います。生きている種には、命があるのはあたりまえのことであります。それならば、母親の体内にいる赤ちゃんには、当然命があると考えるのがごく自然だと思います。しかし、私にはとうてい理解できないことなのですが、赤ちゃんの命は、出産をした時点から始まると主張する人たちもいて、胎児はまだ人間でないから、たとえ中絶をしても殺人にはならない、というふうに言うのであります。いままで単なる物体であった胎児が、母親の体外に出た瞬間に人間になるというのは、まるで手品のようなもので、私にはこの意見に賛同することはできません。信じることができないのであります。世界的に見て注目すべきは、物質文明の先端を行く、アメリカの動きであります。アメリカでは、三人の妊婦のうち、一人が中絶をし、しかも四分の一は中、高校生の少女だと言われております。胎児も生命があると主張する人たちが、この絶望的な状況を救おうと、熱心に活動いたしまして、レーガン大統領の支持も得て、今日有力な政治勢力にまでなっているのであります。レーガン大統領はこう述べています。

われわれの能力の限界から、生命がいつ始まるか決定できない現在、われわれは、彼らは　彼らというのは胎児のことです。彼らは生命のないものと考えよう、という基本的な立場をとり続けてきたが、いまやわれわれの社会の中のすべてのものは、彼らはすでに生命を持っている、と考え直すことを求められていると思う、ときわめて賢明なる考えをしていると私は思います。胎児のみならず、人間の生命がいつ始まったかがわからなくても、すでに生命を持っている命そのものなのであります。われわれはすでに人間なのであって、過去のいかなる時点をとってみても、われわれは常に人間なのだという以外にはない。もしそうなれば、人間以外のものから人間が生れた、というきわめておかしな結論になるのではないでしょうか。

そこで、さらに市長にお聞きいたしますが、市長は体内にいる赤ちゃん、つまり胎児を一個の生命としてお認めになられますか。それとも単なる肉のかたまりとして、物体にしかすぎないか、とお考えでしょうか。市長の生命観をお聞かせください。これは三点目の質問です。

それから四点目、念のためにお聞きいたしますが、市長が高くその理想を掲げておられます。「命と暮らしを守る」というスローガンがございます。大変りっぱな主張だと思いますが、この「命と暮らしを守る」の命の中に、胎児の生命は含まれるのかをお尋ねいたします。

次に、本日はお忙しいところ、市立病院の竹内先生にもおいでをいただいております。心から感謝を申し上げます。

市民の健康と生命をお預かりしている医療機関の責任者、というお立場でお答えをいただければ幸いでございます。昨年の六月であったと思いますが、週刊誌に京都府の舞鶴市で病院を開いておられます病院長さんが、四カ月の胎児の男女の性別を五秒ほどで判定できる判定紙を開発されたという記事を私は読みました。このことは、ますます堕胎を助長する結果にならないか、御専門の立場でお聞かせをいただきたいと思います。また、今日、日本は優生保護法が制定された当時のような、悲惨な飢えや貧困からは、ほど遠い豊かな社会になりながら、いまだに経済的理由の名のもとに、大量の合法的な殺人が行われているのであります。GNPが世界第二、いまやアメリカからも驚異の目で見られるほどの経済大国になりながら、そして、どのうちにもカラーテレビがある。そうしたものが行き渡りながら、八〇%以上の人たちが中流意識を持つ中で、出産率だけは急降下で低下の一途をたどっているのであります。この優生保護法を乱用し、仮に私腹を肥やしているドクターがあるとする

ならば、その専門家に対して、どうお考えになりますか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一点、中絶によります母体への影響は、大きいと言われますが、身体的後遺症はもちろんのこと、血を分けたわが子を葬ったという自責の念から、イデオロギー等の精神的な後遺症に悩まれる方も多いと聞きますが、その辺はいかがでございましょうか。お聞かせをいただければありがたいと思います。

それでは、現状はどうなっているかということを、よく御承知の前で、釈迦に説法でありますが、若干触れさせていただきたいと思います。

ここ昭和五十五年七月五日の朝日新聞があります。私は余り好きな新聞ではありませんが、この新聞に十代の妊娠中絶激増、千人中四・三人、実際は倍というリードで厚生省がまとめました優生保護統計が出ております。ちょっと読んでみますと「計画出産の普及で人工妊娠中絶が全国的に減少している中で、十代の少女の妊娠中絶だけが激増していることが厚生省統計情報部が四日まとめた五十四年の優生保護統計で明らかになった。中絶の件数も同世代の女性数に対する比率も史上最高を記録し、十五歳から十九歳の少女千人のうち四・三人も昨年一年間に中絶を経験していた。しかも、これは医師から届け出があった数で、実際は届け出数の二倍あるというのが常識だ」と書いてございます。この中絶の件数は、指定医が日本母性保護医協会の都道府県支部を通じて、都道府県知事に届けられたものをまとめたもの、実際には、違法中絶を隠したり、税対策などから届け出と同じ程度のもぐり中絶があると言われており、現実の中絶は、もっと高くなるというふうにこの記事には出ております。この記事は、つまり、中絶は減少しつつあるが、逆に十代の中絶の件数が急激にふえている。中絶経験者の低年齢化が顕著にあらわれていて、安易に中絶ができるという風潮が十代にまで影響を及ぼしているというふうに私は判断するのであります。重大なことは、十代の少女の中絶が激増しているということだと思います。私が、このテーマを質問に選びましたのも、この深刻なる事態を自治体としても見逃し、また傍観することは許されないだろう、と考えたからであります。先ほどの朝日新聞の記事にもありましたように、千人中四、三人とありましたから、実際は二倍から三倍としますと、千人中十人以上ということになります。果たしてこの生命軽視の原因は、一体どこにあるのだろうかと、私は思うわけであります。埼玉県のある町で、若い母親が子供をドラムかんにほうり込んで焼き殺す、という事件がありましたが、この事件に対し、東京の主婦たちによって、その母親を例によって守る会というのができたという事件がありました。母親は二十四時間の育児の拘束から解放される権利がある、というのが彼女の主張でありました。また、中絶

を禁止するための優生保護法の改正に反対する人たちは、子供を生むか、生まないかの選択の自由は女性に与えられた基本的人権であり、プライバシーの権利でもある、と述べております。これらの人たちによって、子捨てや人殺しも憲法上の権利ということなのでしょうか。基本的人権は、あくまでも生命の尊重の理念の上に立脚してこそ、意味を持つのではないでしょうか。また、ポルノ雑誌等のはんらんによって、青少年を取り巻く教育環境は、日々悪化の一途をたどるばかりであります。それが、いかに青少年を不良化、非行化に走らせているか、常軌を逸しているとしかいえない最近の性秩序の乱れ、そして、それらの風潮をあおり立てる数々の不健全な出版物、果たしてこれらの性情報のはんらんは、子供たちにどのような影響を与えているのか。また、警視庁の調べによりますと、近年とりわけ十四、五歳の少年少女によります性犯罪の件数が増加しており、内容も深刻化の傾向にあると犯罪白書には出ております。たとえ妊娠したとしても、ある額の金額を用意すれば、それで後片づけができる。殺人すれすれの行為でも、何ら法に触れないわけであります。各自治体では、これらの有害環境から青少年の保護を目的として、条例によりまして、その規制に乗り出してきているところも、多く見られるようになっております。しかしながら、表現の自由、営業の自由を盾にとっての反対に遭いまして、骨抜きも同然、有名無実になっているのが実情のようであります。たとえば、堀部政男という一橋大学の教授は、昭和五十二年五月二十五日国会の参考人として招かれまして、次のように論述をしております。

私も青少年に影響を与え、かつ非行に走らせるような低俗出版物の自動販売機を野放しにしておいてよい、というふうには考えていないわけでございます。しかし、たとえ悪影響があるといたしましても、法律がその観点からは安易な規制には多くの問題がある、というふうに考えるわけでございます。表現の自由、特にこういうポルノ雑誌的なもの、あるいはわいせつ文書なるものの表現は、表現の自由も憲法二十一条に保障されているということをいっているわけでございまして、法学会ではほぼ通説であるといってもいいのではないかと思われます。また、ポルノ雑誌と言われるものでも読者がいる、日本の憲法学説の多くにおきまして、読む権利、あるいは知る権利という観点から青少年に悪影響があるということで、規制を加えることによって、大人の読む権利を奪うことに対しましては、批判がございます。」と述べております。このように、いやでも青少年の目に触れるこの自動販売機の規制すら、憲法第二十一条の前に思うに任せないのが現状であります。憲法につきましての論争は、別の機会に私はしたいと思いますが、常々憲法を市政に生かそうと強く主張されております市長、何か私は釈然としないものを感じるのでありますが、市長のお考えをお聞かせく

ださい。とりあえず御答弁をお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　むずかしい質問をいただきましたが、質問の御趣旨がややわかってまいりました。この一番初めに、マザーテレサという方のお話がありまして、それを肯定するかどうか、とこういうことだったわけですが、どう思うかということだったわけですが、今日、生命科学が非常に発達をいたしまして、その学術の分野では人工生命すらできるようになりましたし、それから、遺伝、特に細胞核を使いまして、いろいろなその求める物質が、かなり製造できるようになったと、いろんなことが、生命科学として情報をわれわれも受けておるわけであります。私も、多少生物学を学んだ立場なもんですから、かなり関心を持っておるわけでありますが、このマザーテレサのお話は、まさにこれは一つの人道論、あるいはピューリタン的な宗教的な立場から言うと一番人間の大切なところがつかれてある、このように感じております。

それから、二番目にヒマワリの種をいただきまして、これに生命があるかということなんですが、これはしいなではなくて、実が入っておりますから、まさに生命がある、したがって大地にまけばりっぱなヒマワリとなって花を咲かせ、たくさんの実をつける、これはもうそのとおりだと思っております。

それから生命観ということで質問をいただきましたが、これは地球上にはその生命のあるいわゆる生物がいる。いままでの宇宙の中では、唯一かもしれません生命のある星だ、というふうに言われておりまして、その中で、またおのずから一つのこの生態系という秩序ができておりまして、したがって生命同士が、場合によりまして、食べたり、食べられたり、栄養になったり、それから栄養をとったり、これが生物態系の姿だ、というふうに言えるわけでありまして、自然というものは、そういうものであるというふうに思っております。

そこで、人間の問題になるわけでありますが、胎児の生命というのは、恐らく母体で受精をした瞬間において生命が発生をする。これが学問上の定説だと思っております。それで、やや行政に近い部分と関連づけますと、われわれの自治体であずかっておりますことは、多小優生保護的な指導といいましょうか、そういうことを保健婦によって行っております。それから、妊婦に対しましては、受胎後たしか二カ月ぐらいだと思いますが、妊産婦手帳というものをお渡しをいたしまして、そうして、生れるまで、また赤ちゃんが生れてから、これをその手帳によりまして、生命保護の行政を行っておる、こういうことであります。

続いて、いわゆる人工中絶でありますとか、そういうことに関しましては、ちょっと私どもの能力の範囲外のような感じがいたしますけれども、これは青少年に対しましては、正しい性教育を行う。それから、言われておりますところの生命の尊厳を損なわせるような、そういう悪い文化を、これを英知によって処理していくといいますか、そういうことが人間の一つの能力でなければならないと、このように考えます。したがいまして、主張されようとしていることとそう大差はない、と思っておりますが、また、そこにむずかしい面もだからあるわけでありまして、憲法を市政に生かそうは、私のまさに行政の中心的スローガンになるわけでありまして、そのこととちっともいまの憲法を市政に生かすことが、生命の尊厳を守ることときわめて正しくつながっていると、このように思っております。ただ環境浄化、特に何といいましょうか、青少年を損なわすような悪質な文化といえるようなものもあるわけでありますから、これは、やっぱり社会の健全さによって、良貨が悪貨を駆逐できるように、そういうことが私は可能でなければならない。それが浄化機能を持つ健全な社会だ、とこのように考えております。したがって、特にわが市の場合、もう一つは自然を大切にしよう、緑と清流を取り戻そうなんていう一つの政策もやっぱり自然浄化が環境浄化と関係がある。こういう精神的なつながりもはっきり言えるというふうに思っております。

余りうまい答弁はできませんが、私の生命感といいましょうか、伴う社会感は、そういうことであります。

「命と暮らしを守る」ということは、とりもなおさず、御質問では胎児の生命が含まれるか、ということでありますが、先ほど申し上げた回答に、もう含めておりますけれど、当然含まれる、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　病院長。

○病院長（竹内真純君）　お答えいたします。私のために時間を変更していただきまして、大変申しわけなく存じておりますが、やっと抜け出してまいりました。いまの御質問にお答えいたします。

まず第一点、去年の六月に京都の舞鶴の病院長が妊婦の、妊娠した場合に、それをきわめて早期に男女の別ができるということを判定された、というふうなことが新聞に出たとおっしゃっておりますが、私、残念ながらそれを読んでおりませんが、また、新聞というのは、なかなか早合点をいたしまして、こういうふうなアイディアがあって、こういうふうにやっている、というような研究者を見つけますと、すぐそこへ飛んで行って記事にする、というふうなことで、いろんな医学的な問題につきましても、相当まだまだ煮詰まってないものが出てくる場合が多いわけでありまして、私専門外でありますが、一応、医者として聞いております範囲では、そう簡単には見つからない、わからない、ということが現状だと思います。しかし、医学の進歩は非常に急速でありますので、近い将来、遠からずいまの

お話のように相当早期の期間、早期の時期と申しますか、まだ妊娠中絶ができる時期に、男女の別ができることになるということは、私は、はっきり申し上げられると思います。その時期はわかりません。ただ、それがよろしいかどうかということになりますというと、これは非常にむずかしい問題でございまして、私たち医者が、学問として研究していく場合には、そこまでものがいくと思いますが、それが社会に応用されると申しますか、下手に利用されるということになるというと、これは非常に大きな問題になる。いま質問者の方が御心配になっているのも、恐らくその点だと思います。男の子ならば育てよう、女ならばおろしてしまえ、こういうようなことが当然考えられると思いますので、きわめて危険なことでありまして、私は絶体にこれは学問的にはいきましても、実際には行うべきものではない。これはどこでどう規制するか、私一院長として申し上げられませんが、当然そうあるべきことだと私は思っております。

それから、優生保護法によります問題に二つございますが、一つは優生手術、一つは人工妊娠中絶、二つございますが、優生手術と申しますのは、これはいろいろ母体なり、父親の方なりに遺伝的ないろいろ問題の因子がございまして、そこから生れてくる子供には非常に不良と申しますと、性格的な不良でなくて、何といいますか、人間的なたとえば精神病患者というふうなものが起きる危険があるときには、これは優生手術、断種でございます。断種というのはいわゆる女性であれば卵巣を取るということではなくて、卵巣から卵管を通りまして子宮に来るまでの道中でそれを挫滅するなり何なりして、卵子が子宮に出てこないようにする、という手術を優生保護法上行っております。これは私どもの病院では現在までのところございません。これは当然問題がありますので、これはもっともっと大きな東京都、あるいは厚生省の方の審査委員会で検討いたしまして、当然これは行うべきかどうかということを検討した上で現在まで行われていると思います。私どもの病院にはございません。もう一点の人工妊娠中絶これがいま問題になっていることだと思いますが、これは私どもの医師としての解釈におきましては、その子供が生れた場合に、子供が不良ということではないにしても、母体に非常に大きな危険を及ぼす。たとえば具体的な例を申しますと慢性腎炎という患者がございますが、慢性腎炎というのは、妊娠をいたしますというと、非常に悪化する場合が多いのであります。そういう場合には、医師として、これは子供は生れる、子供は健康な子供が生れるかもしれないけれども、母体がだめになってしまうという危険があるというふうなとき、そういうふうな事例がありました場合に、これは一応人工妊娠中絶をいたします。これは当然東京都の方に届けを出す、ということになってやっておりまして、私どもの病院ではほとんどございませんが、調べましたところ、最近の資料だけでございます。

ますが、五十三年度、五十四年度には一例もございません。五十五年度に三件ございました。本年一件というふうな状態でありまして、私どもの方では、そういうことは一切、それに該当しないものは、優生保護法に該当しないものは一切行っておりませんし、また余り市立病院にはそういうことで来ないようであります。ただ、先ほどの御質問の中に、そういうことやっている医者はたくさんいるんじゃないか、というふうなお話でございましたが、私別に調査したわけじゃございませんし、日野市の中にどのくらいあるかわかりませんので、その点についてはお答えできませんが、一応、病院においてのいままでの実情は、そういうことでございます。

それから、後遺症、ですからその手術を行った場合に、母体に危険が及ぶということは、いわゆる後遺症として、腎臓がますます悪くなるというふうなこと、あるいは心臓疾患である女性が妊娠した場合には、当然、心臓に大きな負担がかかってまいりますので、後に後遺症という言葉が当たるかどうかわかりませんが、非常にその後の分娩後の母体が非常に危険に陥るというふうなことの場合に中絶をやる。よろしゅうございますか。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　どうも御丁寧なお答えありがとうございました。

市長のお答えで憲法と矛盾をすることはないんだというお話でしたが、現に表現の自由、営業の自由を盾にとりまして、日野の学校の近くにもたくさん自動販売機が置いてあるわけです。そういうものをやはり条例等でやろうと思っても、憲法にひっかかってできないということが現にあるわけですから、ひとつ有効な手だてがほかにあるのであれば、そういうものもお示しいただければありがたかったと思います。

いま私は、中絶手術がいかに殺人罪すれすれの行為であるかということを訴えてきました。

次に、厚生行政の責任者の方にお聞きしたいと思いますが、こうしたいわゆる堕胎防止のために、日野市としては具体的にどのような方策がなされているか、またなさねばならないか、ということをお考えになるかお聞きしたいと思います。私はたとえばこれは仮称でありますが受胎調節の実施指導、あるいは優生保護相談所の開設をここで提案をさせていただきたいと思いますが、御検討をぜひお願いしたいと思います。いかがか、行政担当の方にお聞きをしたいと思います。

それから、市長の先ほど掲げておられました「命と暮らしを守る」というスローガン、私もいいスローガンだと思いますし、いまこの命の中に胎児の生命も含まれている御回答でございましたので、私も心から賛意を示すものであります。私たちは、毎日の新聞やテレビで交通事故、あるいは自殺、そして、また殺人事件などの痛ましいニュースに接しない日はありません。

この市長が掲げておられますすばらしいスローガンである「命と暮らしを守る」ということを、さらに実のあるものにしていくためにも、このさまざまな現在の生命軽視の風潮を踏まえて、単に中絶の防止のみにとどまらないで、日野市全体に命を真に大切にする機運を盛り上げるために、たとえば生命尊重の都市宣言というような、一つの宣言のようなことをしてはどうかと思うのでありますが、市長、お取り上げをいただくお考えがおありか、御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　憲法を市政に生かすということを、私どもの行政の中心目標においておるということを申し上げておりますが、その憲法の中に私はりっぱに生命の尊重という思想は込められてあると思っております。なかんずく戦争をしない平和を守る、これぐらい人間の生命のために大切なことはないんではないかと、このように思っております。したがいまして、特に都市宣言をしなくても憲法を生かすということで、りっぱに御指摘の点は果たしていると、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　一点目の件につきましては、一応母子保健法という法律がございます。これは四十年の八月に法律第十四号で制定されてございます。これらに基づきます業務等の主体は、都道府県でございます。その条文の中に、第八条でございますが、市町村の協力事務、こういうことで都道府県のいわゆる保健衛生について一応協力しなさい、こういうような条文の定めがございます。それ等も含めまして、現在、日野市でやっております母子保健法に基づきますいろいろ施策がございます。

まず第一点目といたしましては、家庭訪問指導事業でございます。これは母子保健事業の一つといたしまして、新生児あるいは初産婦の健康を守り、健全な児童の育成と母体保護の目的から、出産後の家族計画等の相談を日野市を五地区に分けまして、委託した助産婦さんに家庭訪問を実際にしていただいて、いろいろそこで指導している。

それからもう一点は、母子健康相談でございます。これは、毎週火曜と金曜日に午後二時間程度、一応、本庁舎の一〇一会議室を解放いたしまして、妊産婦及び乳幼児の健康管理の指導あるいは家族計画、それから受胎調節、優生等の相談を保健婦が実施してございます。これにつきましては、異常に他市に比較いたしまして、他市では一カ月に母子保健健康相談は、先ほど申し上げたような形で、市町村の協力事務というような形で、一応毎月一、二回程度実施されてございますけれども、日野市の場合には、毎週二回、二時間ないし二時間半妊産婦等の保健相談にあずかっている、こういう実態でございます。

それから、優生保護法の関係でございますが、これは、昭和二十三年に優生保護法が施行されてございます。これらにつきましても、都道府県の事務でございます。それで都道府県の中に、一応、優生保護相談所を設けなさい、とそういう条文がございます。これについては、地域の保健所に設置、付置してもよい、とそういうような条文がございますので、日野保健所におきまして、一応それらの相談の事務を扱っている、そういう実態でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　市長に促がされたような気がするんでありますが、憲法を市政に生かそうということは、一つの政治の哲学にもかかわることでありますので、考えを異にする方も市民の中におられる場合が十分予想されるわけであります。生命の尊重を日野市として、宣言をするということは、たとえこれは宗教、あらゆる主義主張を超えて市民が心を一つにできるスローガンでもありますし、私は次元が若干違うのではないかと思うのでありますが、もう一度御検討いただくようなお考えが全くないのか、お聞かせをいただければ幸いです。市長お願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この生命の尊厳ということは、もうきわめて社会の哲学の中に一番重んぜられるべき、また宗教におきましても、あるいは道徳におきましても、これはもう多言を要しない一入一人の基本的な思想だというふうに考えております。したがって、どの点が矛盾するのかちょっとはっきりしないんですが、考え方は恐らく同じだ、とこのように思っております。したがいまして、言われますその行政施策としてのまだまだやらなきゃならんことはたくさんあるに違いない、とこう思っておりますが、これからの行政施策の中で、御指摘のようなことを十分明らかにしていきたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　私はよその市から日野市に来られた方が、こういう市庁舎に、たとえば生命尊重の都市宣言をしているんだということを、高々と掲示しておられましたならば、この日理市を訪れてこられた方の印象もまた違ってくる、と思うんです。ひとつ御検討をいただければ幸いだと思いますので、この件については終わります。

最後に、胎児十二週目になりますと、早くも生命体として、すべての器官が形成されて、活動を開始するそうであります。人間の命の尊さは、当然、物質的、経済的価値を超えたものであります。ところが、安易な気持ちで簡単に経済的理由によって殺してしまう、こんな矛盾が果たして許されるだろうか、というのが私の率直な気持ちなのであります。子供がちょっとしたか

ぜを　ひいても心配するのが親、特に母親の心情であると思います。それを、自分の子をおろしてしまってあたりまえと考えたり、ときには女の権利だ、またはそれが進歩的などと思っている人がいるとすれば、それは大変悲しいことだと思います。この問題の根本的な解決を図るには、数回廃案となりました優生保護法の改正ができるだけ早期に実現されることでありますが、日野市も、自治体といたしまして、可能な限りの行政措置をもって、この命にかかわるところの大切なこの問題に取り組んでいただけるよう、心からお願いを申し上げて私の質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって四の一、生命の尊厳と行政についてに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時三十二分散会

九月二十一日　　月曜日　（第四日）

昭和五十六年
第三回定例会

日野市議会会議録

第二十号

九月二十一日　月曜日　（第四日）

出席議員（二十五名）

一番	黒川重憲君	十六番	奥住芳雄君
二番	市川芳太郎君	十七番	石坂勝雄君
三番	秦正一君	十九番	林重義君
四番	飯山茂君	二十番	市川資信君
五番	川嶋博君	二十一番	島村孝志君
六番	中山基昭君	二十二番	大越久雄君
八番	古賀俊昭君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十二番	本間久君	二十七番	高橋通夫君
十三番	橋本文子君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君		

欠席議員（三名）

七番	大柄保君	二十六番	杉山寅三郎君
十八番	滝瀬敏朗君		

欠　員

十一番　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂　章君	都市整備部長	結城邦夫君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野　清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	五十嵐　隆君	書記	串田平和君
書記	栗原莞次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　柿崎洋子君

議事日程

昭和五十六年九月二十一日（月）
午前十時開議

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時十八分開議

○副議長（島村孝志君）　本日、議長が所用のため出席をしておりませんので、かわりまして副議長が本日の議長を務めさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十一名であります。

五の一、「市民要望にこたえた文化施設の前進を図るために――プラネタリウム館の実現などについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔十五番議員登壇〕

○十五番（板垣正男君）　市民要望にこたえた文化施設の前進を図るために、と題しまして一般質問を行っていきたいと思います。御承知のように、市民要望は大変多岐にわたっているのは当然でありますけれど、当面課せられた市政の課題は、さまざまな分野で緊急に求められているものも多いわけであります。私はそういうことを前提にしつつも、今回あえて、文化施設の部類に入ると思われるものを何点か取り上げまして、市側の今後の計画と、具体的な実現年度などのめどについて質問を行いたいと思います。市が実施いたしました市民の意識調査によりましても、図書館の分館設置、あるいはそのほか文化活動に関する施設や内容を望む要望は、大変高い割合を示しております。そこで市側も努力を行っているものと思われますけれど、たとえば今議会には市民会館の建設を行うべく、基本的な調査を行う予算を計上いたしました。長い間の市民の文化活動の拠点としての市民会館の建設を要望して久しいわけでありますけれど、ようやく具体的に予算化をかち取ってきたということではないかと思います。これについては、今年度はもちろんでありますけれど、来年度、そして再来年度と当然事業が継続していくものと思います。建設を行っていくその過程は、当然民主的な手続を踏むということが大切なわけでありますが、今回はその点には立ち入らないで、建設の完成年度はいつごろにめどを置いているのか、というようなことについて質問を行いたいと思います。

それから資料館でありますけれど、文化財の保存を唱える声は、これも最近とみに高まっております。しかし一方、行政の諸施策の推進の上で、思うようにいかないという問題も出ているようであります。それらの問題も含みつつ、資料館の建設を要望する議会での質問、要望、また理事者側の考え、こういったものも論議をされてまいりました。九月の補正予算には、公民館の一部を利用いたしまして、文化財の展示室を設ける、こういう予算も計上されております。当面の展示室を設ける上での施策かと思いますけれど、このままで資料館に取ってかわるということではないと判断しているわけであります。それでは資料館、あるいは博物館といったような声もあるわけでありま

すけれど、こういうものが、一体市の具体的な施策としてあらわれるのは大体どのころをめどにして、担当者なり市長はお考えになっておられるのかどうか。各地の遺跡の調査は進み、保存を必要とする遺物もたくさんあるわけであります。また民俗的なさまざまな、保存に値するような物件もあろうかと思います。こういうものの展示として、独自の資料館の建設は、私は大いに意義のあるものと、常々主張を行ってきておりましたけれど、具体的なめどというものについての考えをお聞かせいただきたいと思います。

もう一点は、五十五年度の予算にも計上されておりました、今年度引き続いて実施される予定になっております居住址の復元の課題であります。市役所前の中央公園の一画には、居住址の復元を図るべく場所が確保されております。この居住址の復元には、当然専門家の協力やまた参加が必要だと思います。そのために、市が独自で勝手につくってしまうというわけにいかないところに、若干のむずかしさがあるのではないかと判断しておりますけれど、この居住址の復元が一体いつごろ着手されるのか、現在のところわれわれにはかいもく見当がつかないわけでありますが、この辺の現状と、そして着手、完成のめどといったようなものについて説明をいただきたいと思います。これが大きな項目の一つ目の質問内容の具体項目であります。

質問の二つ目に、過去市議会に請願が提出されまして、議会でも全会一致採択済みのものの中に、第三小学校区、東光寺小学校区に文化施設をつくってほしいというものがありました。これはＰＴＡの方々や地域住民の方々の願いを込めての請願であったわけであります。議会も十二分に理解を示し、採択を行い、市側にその意思を伝えてあるわけでありますけれど、今日に至るまで、まだ具体的な計画立案が示されていないというのが実情ではないかと思います。そこで過去にも一般質問で何回か取り上げてまいりました。その中で明らかになっているのは、一つの案として、たとえば栄町に都営住宅を建設する予定がある、その際の用地を東京都から利用してもらってその活用を図るという考えであります。都営住宅の建設にも文化財の調査という問題があります。この調査が一向にめどが立たないということから、都営住宅の建設もおくれていると聞いておりますが、現在は一体どうなっているのか。東京都は急いで遺跡の調査を進めようとしているのか、それとも、現在落川に建設予定の都営住宅用地の遺跡調査が行われておりますが、これらとの関係で調査を行う計画にあるのかどうか、それが進まなければ文化施設の建設というのは具体的な検討に上がってこないのかどうか、この辺を明らかにしていただきたいと思います。

三点目に、サブタイトルでお示ししてありますように、プラネタリウム館の建設等について考えをお伺いしたいと思います。最近、人工衛星の土星撮影等によりましても、一層市民の天体

や科学に対する関心が高まっております。これからますますこうした科学に対する市民の関心やあるいは興味、そういったものも高まるものと思います。学校教育における科学に関する教育の内容の充実等も行われてくるんではないかと推察しておるわけでありますけれど、こういうものの市民の関心の高まりの中で、児童、生徒、一般市民を対象にしたプラネタリウム館の建設を行うべく、具体的な立案がなされてもよろしい時期に差しかかっている、このように思います。以上三点について質問いたしますので、担当者からの御答弁をお願いします。

○副議長（島村孝志君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　まず一点目の今後の文化施設建設の件についてお答えいたします。その中で、三番目に挙げられました公園跡地の居住址復元の問題につきましては、教育委員会の方にお願いすることになると思いますが、最初の二点についてまずお答えいたしたいと思います。

資料館、これは具体的にいつごろ取りかかる予定なのかということでございます。確かに、御質問の中にありましたとおり、今議会の予算の中で、公民館の展示室改良のような予算が計上されております。これは資料館に取ってかわるものではございません。あくまで、いま持っています保存資料の展示のための策でございます。私どもの公共施設整備計画の範囲内では、五十八年度あたりになってその立案が具体化できるというように、財政運営上からも推察しております。あえてここで具体的めどという御質問に答えるとすれば、五十八年度あたりから具体的なものが計上されるのではないか、そのようにお答えいたしたいと思います。

二点目の、三小、東光寺小学校区に文化施設、この問題につきましては、御質問の趣旨が、最終的に東京都の都営住宅の中での遺跡調査の進展いかんというような御質問でございますので、遺跡調査関係の方の方にお答え願いたいと思います。

三点目はプラネタリウムの件でございます。プラネタリウムにつきましては、企画でもすでに資料収集に入っております。いままで収集しました資料の範囲から考えましても、いろいろなプラネタリウムの設置形態があるようでございます。民間委託の形式、あるいは市がつくるもの、あるいは半官半民といったような形の中で運営されているもの等々がございます。目下企画では、これらの運営の形態の中での、どれが当市にとってより適合するものなのか、それらの検討を始めたいといたしております。ある意味では具体的になる一歩手前のところまで来ている、というようにお答え申してよろしいのではないかと思っております。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。第一点の中

央公園の住居址の復元の問題でございますが、これにつきましてはすでに予算も計上していただきましてありますし、現在学者といろいろ相談して、それの建設をできるだけ今年度中にこれをやるということで、仕事をいま進めさせていただいております。しかし、ただ単にあそこに昔のままの掘っ立て小屋をつくるということになりますと、かえって住居址を壊すというような面も出てきますし、それからそれの保存の問題などのいろいろな問題がありますので、かなりそれについては、ずっと持ちのいい形でそれをつくるということを、いま学者と相談しているわけでございます。

それから次に神鋼電機社宅の跡地の利用でございますけれども、それにつきましては、現在東京都では、落川の遺跡調査に全力投球をしているわけでございまして、それもなかなか予定どおり進展していない面もあるようでございますが、これに関しまして、それができてからというのが、大体都の遺跡調査の一つのスケジュールじゃないか、こんなふうに聞いております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　一点目の質問でありますが、資料館の建設については、五十八年度に具体的に取りかかるということであります。五十八年度に具体的に取りかかるという答弁は、議会では初めてかと思いますけれど、この年度が必ず実行されるように要望しておきたいと思います。

それから、私が質問しておるのは、かなり具体的に質問しているわけでありますから、もう少し具体的に答弁をいただきたい点に、たとえば遺跡の保存、居住址の復元の問題でありますが、掘っ立て小屋を建てればいいんだということではないんじゃないんですか。（「そうでないと言ってるわけです」と呼ぶ者あり）掘っ立て小屋をつくってくれとはだれも言ってないんです。教育長が居住址の復元を考える際、掘っ立て小屋をつくればいいのかどうかというようなことを考えているわけじゃないでしょう。そう考えたいわけですね。それはつくる限りにはちゃんとしたものをつくりたい、当然ですよ、それは。掘っ立て小屋をつくってくれという要望はだれもしていないわけであります。昨年から予算を計上して、今日に至るまで、どのような経過をたどっているのか、われわれには明らかになっていないわけです。学者等とよく相談して検討している、こういうことの答弁だけであれば、これは何も一般質問に立ってわざわざ聞くこともないと思うわけでありますから、どういう検討をいましているのか、いつごろ着手にかかるのか、あるいは年度内に大体上がるのか、あるいはさらに慎重協議を行って、まだまだ月日がかかるというようなことなのか、協議の進行状況、どの辺なのかということをお伺いしたいわけです。大体いつごろになったら着手できるんだ、完成はいつごろになる、というめどは全くないんですか。そういうことでなければ、その辺の説明をいただきたいわけであります。

それから市民会館の建設については何の答弁もなかったんじゃないんですか。答弁を大体落とすなんていうのは最低じゃないですか。質問した際、質問項目の答弁漏れがあったら、議長、ひとつ整理をして、必ず答弁ができるように、ひとつ議会の運営を図っていただきたい。その二点を第一番目の項目の質問で答弁をお願いいたします。

それから二点目の、三小、東光寺地区の文化施設の問題でありますが、これは、遺跡のことに関係するからそちらに答弁してほしいということにも関係するんですね。それはそれでよろしいんですが、しかし遺跡のことだけではないわけです。一体市はつくる気はあるのかどうかということから始まりまして、もしあるとするなら、どういうものを考えているのか、住民の要望するようなことに沿って企画立案の検討を行うということなのかどうかということがありますね。そのことが一つと、遺跡の調査の問題でも、いまの教育長の答弁ですと、これは落川の遺跡の調査を行ってる、これもなかなか予定どおりいっていないようですねということですね。いろいろ障害があって予定どおりいかない場合が多いようです。しかし――教育長も「しかし」と言ったんですから、私もしかしと質問したいんですが、落川の遺跡の調査が東京都は一体いつごろ完了させようとしているのか、その次に栄町の遺跡の調査を行うというんですか。東京都ははっきりそう言っているんですか。それに対して日野市は、ただ東京都のやるがままに任せておくということなのかどうかということがあるわけですね。企画の方では早くつくりたいんだ、来年でも予算化したいという考えがもしあるとすれば、遺跡の問題について何かやっぱり手を打たなきゃいけないんじゃないですか。まあこれは企画の方に聞いてみないとわかりませんが、もしそういうふうなことがあるとするならば、遺跡の調査の問題も、もう少し突っ込んだ検討を行うということが必要なんじゃないでしょうか。この辺の答弁もあわせていただきたいと思います。

それから三点目のプラネタリウム館の建設であります。これは市側から大変積極的と申しますか、前向きの答弁がありまして、すでに資料収集を始めているということであります。私も資料収集を始めたいんでありますけれど、ほぼ同時か、あるいは市の方が早いか、それはわかりませんが、仮に市の方が早いとしたら、私は大変結構なことではないかと思います。資料収集の段階ですから、場所をどこにするかとか、あるいは規模をどうするかという大切な問題が当然出てまいります。これらについての検討がまだなされていないのか、構想としてもあるのか、この辺はまだ先ほどの答弁だけでは不明確でありますが、仮に今年度ほぼ資料収集を終えたと、そしてどういう形態をも

検討して、ある程度の結論を得たといたしますと、来年度、初歩的な予算化というようなこともこちらとしては受け取ってよろしいかどうか、その辺を再度明らかにしていただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　第一番目の中央公園の遺跡の復元について申しますが、私は、ともすると掘っ立て小屋のようなものをつくって、そして、それが一番昔の形でございますから、そういうような形で復元というようなことも行われている場合もほかの例でもって見受けてるものですから、それではならないということで、より永久に保存できるような、遺跡を壊さないで、しかもその遺跡をある程度復元できる、そういうようなものをいま学者と相談をしまして、そしてそれなどについての連絡を取っているということでございますが、できるだけこれを急ぎまして、予算も組んであることでございますので、できるだけ早く、というのは今年度中ぐらいにぜひやってしまいたいなということを、いまその係の者と連絡を取りながらやってるわけでございますので、その辺はひとつ御了解いただきたい、こう思います。でき上がってくる形はどういう姿のものかということについても、いまその学者などと打ち合わせて、それで最終的にはある先生にお願いして、それの設計などをお願いしなきゃならん、それも近々中にそれをお願いしたい、こんなふうに考えております。

　それからもう一つの落川の問題でございますが、これは、ただ、落川の遺跡調査というようなものはいつ完了するか、予定では四年ぐらいということを一応言ってるんでございますが、これはその時期にできるかどうか。それと神鋼電機の住宅跡の遺跡調査と、それはどうなるのかということについては、話はしたことあるんですけれども、まだ都の方の遺跡調査では、それについての態勢というようなものをまだ確立していないというのが私がさっき申し上げた一つの意味でございますので、ひとつ御了解をいただきたい。そしてこれを一つの機会に、もう一回その辺については確かめてみたい、こう思っております。以上。

○副議長（島村孝志君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　答弁漏れ、失礼いたしました。市民会館につきましては、この九月、ここで皆様にお諮りいたします予算の中に基本設計を盛り込んであるのは御承知のとおりでございますが、五十七年度、来年度には実施設計に進みたい、そのように考えております。建設年数としては、三年間ぐらいをかけた形の中で建設するのが、財政的にも無理のないところではないかというような計画を持っております。公共下水道等の関連もございまして、資金運用の上からいきますと、六十年度あたりまでにぜひとも完成したいというのが財

政当局の計画でございます。

　それから東光寺、三小地区の公共施設の問題でございますが、これにつきましては、集会施設、あるいは学童クラブ、地区センター等の要望が出されていることをわれわれもよく存じております。ただ公共施設建設の場合について、何といっても問題になりますのは用地取得の問題でございます。図上で一応公平な配置、あるいはバランスのとれた配置等を勘案いたしましても、用地取得の難易のためにそれらがしばしば懸隔されることがございます。そういう点を考えますと、都営住宅関連以外に公共用地を求めるというその困難性につきましては、企画の方も非常に頭を抱えているところでございます。それらの問題がある程度目安がつきますれば、児童館等の設置は考えられるところと、そのように考えております。

　それからプラネタリウムの来年度予算化はどうかという御質問でございますが、これにつきましては、いま企画の方で一応プラネタリウムの設置の基本的な条件として考えられる部分として、児童館との併設ということを一応想定しております。それらから考えますと、本格的な児童館をというような発想の中で、プラネタリウムもその中にはめ込んでいく、いまのところの主流としてはそのような考えがございます。これも確定ではございませんので、今後の検討の中で、あるいは運営上の問題から別の形が出てくるかもしれませんが、いまのところはそのような形で考えております。そういうことから来年度の予算に計上できるかどうか、ここでいま明確にお答えすることはできない、そういうことでございます。

○副議長（島村孝志君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　かなり具体的な答弁になってまいりました。特に資料館の建設、それから居住址の復元、教育長、今年度中に何とか終えたいという答弁でありますので、ひとつ努力を続けていただきたいと思います。

　それから栄町の都営住宅の予定地、遺跡の調査、これは東京都の予定を待っておりますとかなり先になるということが言われているわけであります。いまの教育長の答弁でも、かなり先になるという予想が立つわけでありますが、この辺をどう調整していくかということがやっぱり一つの課題ではないかと思われます。企画財政部長の答弁でも、用地をどうするかということが、いろんな公共施設をつくる際の大きな課題になるわけでありますから、その辺の今後の市側の取り組みといいますか、東京都との詰めといいますか、こういうものが一つ課題にあると思います。

　三点目のプラネタリウム館の建設は、一つの案として、児童館に組み込むというのが示されました。これはあくまでも一つの案という前提での答弁でありましたが、これも一つの市側の考え、現時点での考えということで受けとめておきたいと思い

ます。

ここで市長に、これまでの質問と、各担当の答弁を踏まえて、総体的に見まして、私の質問に対する考え、お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の町づくりが、これまで人口急増対策に大きなエネルギーをとられて、そのために、本来の、人が生活をいたします文化の面でありますとか、あるいは子供に夢を持たせる、年寄りに生きがいをつくる、こういう面がどうしても手おくれになってる感じがいたします。そこで昨年、庁内の課長を対象に、一つの研修という形でいろいろの政策検討を行いました。その中に市民会館の問題、あるいは資料館の問題、あるいはいま話題に供されておりますプラネタリウムのこと、あるいは町づくりの中に、モール街をつくってそして商業関係の活気もいざないたい、いろいろな意見が出てまいりまして、大変よかったと思っております。これらのことを一つ一つ、できれば、一応市長選挙の公約にも掲げまして、今期中にある程度の仕事をいたしたい、このように考えております。したがいまして、いま一つの大きな、何か仕事をします際の隘路に、埋蔵文化財の調査という問題があります。これをどういうふうに判断するか、多少人の生活優先にするか、あるいはやっぱり歴史のあかしは大切だから、じっくり時間をかけて必要な態勢をつくって取り組んでいくか、こういうことが大いに何かにつけてかかわってまいります。今回の第一小学校の体育館の改築などは、その目前の大きな例にもなってきておるわけであります。資料関係の資料館ももちろん大切でありますが、しからばどこに場所を求めるかということになりますと、きわめてまだ不確定要素が多いわけでありまして、私は最小限使えるのは、もとの教育委員会の事務所のあった場所、つまりいまの埋蔵文化財の調査作業をやっておるところ、あそこを充てる以外に確定したところはない、このように内々考えております。したがいまして、いま年次をなかなか明らかにし得ないというのは、その文化財調査との関係が伴うので、したがって、いわゆる不確定要素といいましょうか、こういうものの範囲が、しかもそのウエートが高い、このことで悩んでおります。こういった矛盾をどのように処理していくか、このことが、特に私も議会の皆さんにも十分御相談をして、市の態度をひとつ決めたい、このようにも考えておるところであります。したがいまして、いまの質問の趣旨は、市民生活の中の特に文化面にもっと行政的な施設等によっての実現の姿を早く示せということですから、そのことについては全く同感のわけですけれど、やっぱりもう一つの前提になります埋蔵文化調査、このことが絶えずひっかかってきている、こういうことであります。いま早速できると思っておりますのは、少なくとも市民会館の場所は、この庁舎区域を使いますならば、すでに調査済みの場所ですから、大体プログラムを立てればそのように進行させ得ると思っております。それから旧庁舎部分の利用も、そういう意味では可能だと思っております。使用というよりも、旧庁舎部分の活用であります。これは可能であると思っております。それから、本格的な資料館というのは、これはやっぱり不燃性の建築物でなければいけませんので、安易な取り組みができない。したがってちょっと時期につきましては何とも言えない、こういうことにいまのところならざるを得ません。

それから三小、東光寺地域に文化施設、何ができるかということですが、これは仮に土地を確保するということができましても、都営住宅の建築の際に、幾分の割譲を願うという、こういう範囲でありますから、広場も欲しいといわれておりますし、そう何もかもできるはずはないと思っております。まあそういうことで、私も住宅局長に、一体東光寺の都有地は、住民の期待も大きいし、それからむしろ地域の繁栄のために早く建物を建ててほしい、こういう住民要求があるがどうなるのかと聞いてみたことがあります。やっぱり都も悩みは文化財調査だ、こういうふうに言っております。したがって、市にその文化財調査をする能力を早くつくるということが大切なわけで、そのことにかなり努力はいたしておりますけれど、学会の関係のなかなかむずかしい点がありまして思うようにならない、市の職員ですら、行政の指示に必ずしもまじめにと言いましょうか、指図にも従いかねる、こういうことがあるそうでありまして、こういう問題を処理していくことがきわめて大切である、このようにいまのところ考えております。したがってその施設をつくるということの前提の処理にいま大わらわである。内容は一向、遅々として進みません。そういう状況だものですから、市民に対しても期待に沿いかねる面も起きております。こういう、いまの質問に対しまして感想と、それからこれからの取り組みのひとつ前進を図らなきゃならない、こういうことを感じておるわけであります。まだ申し上げるべきことがありますけれど、決算委員会等の場でひとつお話をさせていただきたい、こう思っております。

○副議長（島村孝志君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　質問に対する現状と申しますか、都の関係、市側の検討の進行程度について大体わかったわけでありますが、私も意見をこの際少し述べさせていただきたいと思います。栄町の都営住宅の建設予定地は、御承知のように新しい埋立地での都営住宅の建設ではありません。これまで企業の社宅があり、二百世帯近い住民が住んでおりました。したがって、その周辺とのかかわりを持ち、一つの地域社会をつくっていたわけであります。ところがある日突然、社宅が全部移転したということになりまして、周辺への影響もさまざまな分野

にあるわけであります。そこで、私は一つ強調しておきたいことは、そういう周辺の地域住民とのかかわりがある日突然とだえるということになりますと、支障を来すものもあります。一般的な埋立地での都営住宅の建設とは違う条件にある。したがいまして、そういうことも十分考慮の中に入れて遺跡の調査や建設も進めなければならないものと考えているわけであります。このことは以前にも市長に質問し、こういった意見を私も述べておるのでありますけれど、東京都との折衝の中には、そういう点も十分考慮に入れて話し合いを詰めていただきたいと思います。

プラネタリウムのことでありますけれど、三多摩でもある市、何カ所かございますが、設置しているところがあります。全部の資料じゃございませんが、私が調べたところによりますと、利用者も大変多いということがございます。小学生、中学生の利用はもちろんでありますけれど、一般市民の利用もかなりの数に上っております。そして市外からの見学者等も含めますと、その市の人口の一三%の人たちが、このプラネタリウム館を利用していることがわかりました。これは決して少ない数字ではないと思います。それなりに市民から利用されているということがわかるわけであります。科学への興味や関心の高まりに合わせまして、こうした施設あるいはそれらに触れる場を施策として実行に移す、このことが私は求められているものと思いま

す。ぜひ今後の検討の進行を期待申し上げたいと思います。

今回の一般質問で、これまで議会で論議されてきたものが多いわけでありますが、進行状況や、あるいはそれらの施策の完成等、具体的な日時を明らかにさせていただきたかったために質問を行ったものであります。関係者の一層の努力を期待いたしまして質問を終わります。

○副議長（島村孝志君）　これをもって五の一、市民要望にこたえた文化施設の前進を図るために――プラネタリウム館の実現などに関する質問を終わります。

六の一、駅周辺などの放置自転車対策にレンタサイクル（貸自転車）方式を採用してはどうかについての通告質問者、本間久君の質問を許します。

〔十二番議員登壇〕

○十二番（本間　久君）　それでは通告質問でございます、いま議長から表題が読み上げられましたけれども、放置自転車対策の問題について質問し、さらにぜひひとつ御検討をいただきたいというふうに思います。これまで各議員からさまざまな形で放置自転車対策という問題につきまして取り上げられてまいりましたけれども、いずれにしましても、高速道路の下のところとか、あるいは駅周辺にしましても、平面においての管理方法とか、あるいはときには市側としましては、高齢者事業団等によっての自転車の整理を行っている現状ですけれども、ま

あ一口に言いまして、完全なる対策というものになっていないんじゃなかろうかというふうに思うわけであります。まさにそういった意味からいけば、現在はほとんどその対策に、これといった決定的な決め手がないというのが現状ではないかと思います。この放置自転車の問題に対しましては、たしか昭和五十六年の五月に国会において、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律が制定されて、それに沿って各公共団体でその条例等ができておりますけれども、いま非常に話題を呼んでいるのは、昨今の新聞を見ますと、国立の条例が一つあるわけでありますけれども、余り詳しくは内容は、読売新聞に載っておりますので報告いたしませんけれども、「お粗末な国立自転車条例、禁止区域に七百台、批判の声一般と」というような、こういう見出しの新聞、これが九月十九日に出ました。またその前に九月十一日には「自転車条例の効なし、再び歩道に数百台、甘かった撤去基準」というような形で載っております。いずれにしましても、この骨抜き条例のような形での条例は幾つかあるようでございますけれども、決定的な決め手というよりかも、むしろ自転車の撤去を主体としているような、あるいは登録制自転車と称しまして国立方式なんかやっておりますけれども、その効果が上がっていない。少し、二、三日実施されるとすぐあとまたもと通りになってしまっているというのが現状ではないかというふうに思います。先ほど申しました

ように、日野市の場合でも、たとえば豊田駅の南口の放置自転車の撤去作戦としまして、あるいは管理方法としまして、苦肉の策で恐らくありましょう、高速道路の下に自転車置き場が設置をされておりますけれども、これは利用者にとって非常に遠くに離れた場所であり、果たして好感を呼んでるかどうかということについては、利用者側に立ってみれば疑問であるし、あるいはその自転車が北口の方に回っているという、あるいは立正佼成会の前の方に回っているということも十分考えられるんですね。ですから北口が自転車の山ができて一向に減らないというのが、それを見ても明らかな事実じゃないかというふうに思うわけでありますけれども、一方自転車を利用してない市民から見れば、なるほどあそこの駅前は非常にきれいに整備をされているわけですね、南口は。ただし今度は逆にタクシーがわがもの顔にあそこを乗り回している、駐車場になっているというふうに思うわけであります。ですから非常に、自転車を利用する者、あるいは歩行者ですね、それとの感覚が、おのおのの立場によっては見方が違うわけでありますけれども、いずれにしても放置自転車として、あるいは自転車をあそこに、駅の周辺に乗り入れること自体が、ややもするとやはり撤去に遭ってしまう恐れがある。あるいは悪いとは知りながらやっぱり置いていくというような現状ではなかろうかというふうに思うし、決して悪意を持ってあそこに置いてるというようなことはない

と思うんですね、各駅に。そういう意味から、自転車の整備の関係について、あるいはこれからの条例とかあるいは施策としまして、いかに環境美化、それから自転車の整備を含めまして、どうしたら一体対策になっていくのかということを考えなきゃならないという、きわめて深刻な問題ではないかというふうに思います。たとえば、日野駅周辺の放置自転車の対策としては、国鉄用地の一部を利用して、いわゆる平面的な置き場をつくるということで決まっておるようでありますけれども、一体どれだけの台数がそこに収容可能なのか。行ってみると大した台数はあの敷地では収容可能ではなかろうかというふうに見分けることができる。また放置の山があっちこっちにできてしまう。しかもいわゆる栄町方面の方は利用しやすいけれども、そうでない旧日野市内の方々の利用価値というものが、非常に、信号等渡って右折をしなければならない、あるいは歩道の狭いところを歩かなきゃならないという形で、危険が伴うということで、これは撤去作戦の網にまたひっかかってしまうということで、そこを利用することがきわめて困難な状況に置かれてしまうというのが現在の状況ではなかろうかと、私はそういうふうに思います。それで、これは比較的善良なる市民でありましょうけれども、高幡不動の駅前にも一カ所ありますけれども、日野駅の近くにも一カ所、預かり所があります。私もかつて、十数年前は、八王子に勤務をしているころ、自転車屋さんへ毎月、たしか月決めとして三百数十円納めながら通勤をしていたということがありますけれども、いま大体月額二、三千円は取られるんじゃなかろうかというふうに思います。しかしまじめに預けてる人たちもいるということもよく承知をした上で検討しなければいけない、ちょっと買い物に行く程度のことであればいいけれども、通勤通学、いわゆる本来ならば自動車の運転をされる方であれば駐車場へ置かなければならない、料金は取られる、自転車は構わないということになってしまうと、若干そこで矛盾も感じるんじゃなかろうか。というのは、お互いに、通勤にしろ通学にしろ、自転車を利用することと、あるいは放置をしたままで置くことが、よかれとしないまでも、少なくても利便を感じ、利益になっているというふうに考えるならば、やはり自転車の問題につきましても、全くこれを、市が現在の対策の中ではできないんじゃなかろうかというふうに思うわけであります。何よりも放置自転車が多いことは障害者にとっても、あるいは一般歩行者にとってもきわめて危険な状態だし、あるいは火災の際についても重大な問題になるんではなかろうかというふうに思いますね。それで、先ほどの新聞もちょっと出ておりますけれども、国立市のような自転車条例に対してお粗末だとか、あるいは骨抜きだとかいうように書かれておりますけれども、近々これがまた撤去作戦の網にひっかかるようなことも書いてありますけれども、そういうようなことではイタチごっ

このやり方ではなかろうかというふうに思うわけであります。

そこで私は市当局としてぜひ考えていただきたいのが、表題にもありますように、いわゆる立体式の自転車置き場を設置することによって、よく銀行等で、カードを入れますとお金が出てくるように、自動販売機のように、自転車は登録制にしておけばその自転車が出てくるということで、そういう方式がすでに埼玉の上尾市で取り入れられているというような状況にもまなっているように聞いております。したがいまして、そういうような見地からいって、そういう方式をぜひ取り入れて、美観的にも、あるいは利用者にとっても非常に便利な方法、あるいは撤去作戦にひっかかったり、いたずらされたり、そういうことになってきますと、自転車もいまは二万円も三万円もしますから、そうしますとまさに心配事が多いようでありますから、そういうこともなくなるんじゃなかろうか。特に通勤通学者に対してはそういう方法をとっていかれたらどうかということから提案するわけでございますけれども、少なくともこの方式によりますと、約三十坪の土地に五百六十台の自転車が可能であるということになりますね。いまの平面的な立場でいきますと、これからやろうとするたとえば日野駅の周辺の土地利用ですね。国鉄用地の一部利用としての自転車置き場だと、これだけの台数はちょっと収容できないんじゃなかろうかというふうに思いますけれども、まあ、そのような形で、二階建てにするか三階建てにするか、それはそのときの自転車の状況によっても変わりますけれども、そういうような形で自転車が置ける。その自転車は、しかも規格の全部統一されている、同じ自転車である。したがって点検の整備が確実にできる。運営者の側にもあるいは手がかからず、二十四時間の無人化もできるというような形で、自転車置き場の設置をひとつ新方式でもって、恐らく特許だと思いますけれども、ある会社で開発をしているみたいです。こういうふうな新しいやり方も十分考えていく必要があるんじゃなかろうかというふうに思うわけであります。特にその際心配されるのが、自転車の出し入れは一体どうなるのかということでありますけれども、これはさっき言いましたように、カードによる登録制にしておきますから、まず銀行と同じように、あんなに待たずに、一分と待たずに自転車が出てきて、ラッシュ、あるいは盗難やあるいは撤去作戦の網にひっかからずに済む。安心して預けておくことができる。まさに採算が合うというふうに判断するわけであります。また同時に、先ほどもちょっと触れましたけれども、平面利用でないので、町の美観も快適であるし、歩行者あるいは障害者の通行の面から見ても非常に利便がある。こういう点から、各駅の周辺の高価な土地であっても、あるいは狭い土地であっても、そこを有効に利用することができ、かつ大量の自転車が収納することができる。そして先ほど言いましたように、ラッシュ時にも混乱を避けるシス

テムになるんじゃなかろうかということでありまして、こういった以上の方法につきまして、市当局が市営とするか、あるいは民間委託、民営とするか、その判断はいろいろとあるでありましょうけれども、いずれにしても無料の――無料といいますとちょっと公平の原則から若干外れるんじゃなかろうかと思いますので、もちろん預り所を契約している方々もいるわけですね。そういう面から、自転車の利用面からいきまして、かえって不平等になるというふうな考えから、市で行う場合は、たとえば五カ年計画で、普通の場合は二千円か三千円取れば採算が合うといわれておりますけれども、民営としたらそういうことでありますけれども、市でやる場合は、あるいは十年とか十五年とかいう形で見れば、かなり安い金額で月々契約ができるんじゃなかろうかというふうに思うわけであります。またこういった方式をいきなり採用ということに対しましても、市民から若干抵抗があるというふうにも私も思いますので、まずこの方式をやりつつ、さらに二百メートルあるいは三百メートル先には自転車が若干置けるような広場等も最初は必要ではなかろうかというふうに思います。徐々にそういう方向に切りかえていくということも考えていかなきゃならない。

もう一つは、これは通勤通学者のいまの対策でありますけれども、これからはそのほかに、やはりスーパーなど大企業、こういった不特定多数の方々が買い物に来る、あるいは集まる場所については、やはりその自転車の一時停止といいましょうか、路上停止があるわけでありますから、こういうところに対しましてはスーパーや商店に、明らかにその店にお客として買い物に来るというところは、その責任者と十分協議をして、やはり必ず設置場所を義務づけるということが必要じゃなかろうか、たとえばスーパーいなげや、あるいは京王だとか西友だとかそういうところがありますけれども、もう自転車の山ですね。歩行者は歩けませんし、よく皆さんが障害者、障害者と言いますけれども、やはり障害者にとっても非常に歩きにくい。交通規制だって、最近、残念なことに、これは余り規制も正しいとは思いませんけれども、いなげやさんの前なんかは非常に危ない。事故多発地域というような状況にもなりつつある。最近はもう警察官が見ても見ぬ振りしているような状況になってしまっているというのが、両面駐車しているんですね、両側。非常に危ないというようなこともありますので、その上自転車がさらに歩道に全部乗り上げている。しかも通勤も通学も含めて、いなげやさんへ買い物に来る方々も含めて、やはりかなりの台数があそこの周りにあるというふうに思います。かなり夜遅くなっても自転車やあるいはバイクがとまっている、あるいは車がとまっているという点も見られるところから、非常に危ない危険であるということから、私は少なくともあそこの、たとえばいなげやさんの方を例に出しましたけれども、二十四時間営業であれば、自転車のレンタサイクル方式にしてやれば、そういった弊害もなくなってくるんではなかろうかということで、ぜひひとつ御検討をいただきたい、こういうことで問題提起をするわけでございますので、その点も含めまして、十分これから市の方もひとつ、私たちもそうですけれども、勉強しながら、検討しながら、やはりよりよい方向をとっていく方がいいんじゃなかろうかと思いながら、まあ一つ問題提起を、質問という形でしたわけでございますけれども、その辺のひとつ御答弁を願いたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいま本間議員さんの御質問につきましてお答えいたします。駅前自転車の問題につきましては毎々御指摘を受け、これが解決のためには努力しているところでございますが、駅によっては実効ある対策が見当たらず、あったといたしましても、交渉の結果、遅々として成果が期待できず、また設置に反対の意見に押されて、いたずらに日時をふいにし苦慮しているところが実情でございます。しかし、この問題の対応には早急に措置する必要がありますので、私どもといたしましても種々調査検討を急いでおり、究極は用地の確保が第一であると考えております。各駅とも放置されている現状を見ますと、放置されている場所が駅から百メートル以内となっておりますが、駅にもよりますが、百メートル以内は土地利用がほぼ完了しており、また地価が高い場所であるため、用地の確保は困難であります。したがって、三百メートル以遠の場所を確保すべく考えております。

次に、ただいま提起されておりますこのレンタサイクル方式でございますけれども、この方式を武蔵野市が本年一月から採用しているということを聞きましたので、武蔵野市を調査してまいりました。武蔵野市では、建設省のモデルケースとして、平塚市と武蔵野市が実施したそうでございますが、国から千二百万、市が千八百万円補助いたしまして、さらにこの方式を採用しております石川島播磨工業があとを補助いたしまして、施設を設置したということでございます。なお、用地は国鉄の用地を借用しているということでございますが、この運用につきましては、財団法人自転車駐車場整備センターが当たっております。一月にオープンし、すでに八カ月を経過しておりますが、収容台数が五百台に対し、契約台数は六十五台ということで、またこの六十五台のほとんどが市外からの通勤者で、駅から事業所までの利用者ということでございます。利用率の低い原因は、すでに一般家庭に自転車が普及してきていること、利用時間帯が午前六時半から午後十時半で、日曜祭日は休みということも原因しているということでございました。いずれにいたしましても、このレンタサイクル方式も、ただいま御指摘の上

尾市方式はどういう方式か、この方式と違うかもしれませんけれども、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　よく武蔵野へ行かれて調査されたということで、御熱心なことにつきましては敬意を表する次第でありますけれども、武蔵野方式は確かに、いま部長が答弁をされるように、日曜、祭日が休みだ、大体十時までにおしまいだということになりますと、通勤者にとって、あるいは自転車利用をされ、また放置をされてる方にとって、非常に、昨今の生活上の、あるいは勤務と生活との関係からいきますと、その一日のサイクルの中での生活上から言いますと、非常に不備なんですね。そういうことでは利用者も利用しないわけですよ。恐らく日野でやっても同じ結果が出るし、どこでやっても同じ結果が出るでしょう。それも二十四時間運転をしなければならない。少なくとも終電の時間までは運転が、あるいはそのレンターサイクルのシステムが稼動していなければならんだろう。無人化もできることですから、これは二十四時間フルにできるという新しい方式が、いまこれから上尾で取り入れられる、開発事業計画の中でそれが実施されるというような状況もございますので、武蔵野とか平塚はもうすでに古いというふうに――古いというか、その考え方、あるいは運営の仕方に問題があるというふうに思うわけですね。それでは当然利用者も利用しないし、大体いまサラリーマンが、ちょっと東京、新宿方面へ勤めている方であれば、友だち同士との、あるいは会社のおつき合いとか、そういうことでもって、利用される人が――そういう方が自転車を利用しているんですね。そういうような方が帰られる時間というのは大体もう遅くなってしまうということで、ついつい自転車をほったらかしてタクシーで帰っちゃうということが多いように見えます。ですからそういうことを考えるならば、当然新しい方向で、コンピューターの時代ですから、そういうような方法も取り入れながら考えていけばいいんじゃなかろうか、そういうものを設置しながら、これは市が無料でやるかあるいは有料にするかの判断はまた別でございますけれども、そういう方法をとっていった方が、高齢者事業団を使い、かつまたしょっちゅう自転車が将棋倒しになってみたり、むちゃくちゃに自転車の上にまた自転車が乗っかってるというようなことの整理、こうしたものもなくなっていくし、非常に合理的であるというふうに判断をし提案をしたわけですけれども、ぜひ一度、この上尾の状況等も、私もそのうち視察に行きたいというふうに思いますけれども、それを行いつつ、ぜひひとつ取り入れるような、企画の方で御検討をされた方が、先ほど板垣議員が、あるいは市長の公約でも出ているように、モール街をつくるとか、あるいは商店街の整備をするとかいうようなことの繰り返しをしていたらこれはいけないし、撤去するなんていうことについても、最初は警察の方もあるいは協力してくれたかもしれないけれども、だんだんああやって自転車がふえていくと、今度は撤去した自転車をどこへ持っていくのかというようなことで、高速道路の下に持っていったり、あるいはどこかの市会議員のように、その自転車をちょっと失礼したら、それは遺失物どうのこうのということで問題になってみたり、そういうような形を、いずれにしても問題が出てきますので、そういうことも考えながら、ぜひひとつ関係者の中で話をしてもらいながら、町の美観、そしてこれからモール街を想定し、さらに通勤通学に便利でしかも安心して置ける方法、そして一般市民からも、公平なる立場での自転車置き場の設置を考えていってもらいたい、こういうことで、ひとつ企画財政部長は今後企画の方として――企画というのは結局市の根幹行政を決める頭脳の一画ですから、市長を補佐する意味での、そういう意味で、ひとつどういう考えでこれから検討していくかということの抱負を含めてお願いしたいと思います。市長でもいいですよ。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま企画をということですけれど、この自転車対策につきましては、建設部の管理課が主管をしておるたてまえになっておりまして、そしてそこに私も特命いたしまして対策を検討させておりますので、そちらの方のいとになりますと、当然自転車の問題の解決をしなければならないということになるわけですね。ですからそういう意味では、いままでの方式じゃなくて、新しい方式があるわけですから、あえて業者名は言いませんけれども、そういうような特許のやり方、あるいは新しい方法で、いわゆる放置自転車の対策を考えた方が賢明であろう、そういうことで問題提起をしたわけでありますので、あすからすぐしろというわけでもございませんし、十分検討に検討を重ねて、やはりそのような形でやっていけば幸いかというふうに思うわけです。特に国鉄用地、いま話も出ました、あるいは民間の土地の買収がなかなかむずかしいということも言いました。お金が高い。ですからそういう場合は、まあある意味では業者か何かに任して、あるいは委託先に任して土地の購入なんかさせてでも、話に聞きますと相当な費用を出しても、坪数が少なくて相当収容能力があるわけですから、できるというように私は思います。それか、民間でつくらせておいて、市がそれを補助するような形をとってもいいし、市がつくってもいいし、それは両面構わないと思いますけれども、あるいは土地を借りるなり何かしての方法もあろうかと思いますが、とにかく平面的な置き場だともう限界にきているというふうな形もあるし、やはり自転車を撤去されてしまうと、相当自転車が、先ほど言いましたように高価なものですから、非常に響くわけですよね。また買わなきゃならない。そんなこ

ま考え方を、なるべく実用価値ありと、こう見ておるわけであります。今日駅前に通勤通学用の自転車が放置される、いろんな意味で大きな社会問題にもなってまいっておりますが、多少群衆心理的な、お互いが、いいことではないということはわかっていながら、そのルールが、行政の対応が不十分なために守りがたい、こういうことにあると思っておりますので、何とかこれをルールづけたい、このようにいずこの役所も一生懸命になって考えております。いろんな対応の仕方がそれぞれあるわけでありますが、すでにこの問題が行政課題になりまして五、六年もたっておりますから、当然そろそろ住民の意識側にも、あるいは行政の対応側にも何らかのめどがついてこなければならない、こういう時期にあたっておると思っております。したがいまして、いま一般的に考えられておりますのは、やっぱり駅の間近は無理だ、したがって三百メートルぐらい外側に用地を確保する、こういう考え方が現実的であるというふうにいわれております。しかしながら、いろいろなアイデアも大いにあるわけでありまして、いま言われておりますレンターサイクル、これも一つのアイデアだというふうに伺っております。ただ日野市の場合は駅がたくさんありまして、そう一点集中というわけではないんですけれど、一番心配されますのが、やっぱり日野駅の周辺、豊田の北口、高幡の南北、南平もかなり自転車が集まっております。こういうことですから、国立のように一点集中対策ではやれないわけでありまして、特に日野駅を区画整理事業を終えまして、一応駅前広場の形ができたわけですけれど、残念ながら自転車対策がほとんど考慮されてない。したがって、仮におくればせであっても、特に新しく開きます西側に対しましては、何らかの措置をしなきゃならないということをいま課題にいたしております。そういうことでありますから、現実になるべく沿うような方式をつくり出していくために、いまの提案も十分一つのモデルケースといいましょうか、そういう意味での参考にもいたしたいと考えながら、すでに企画が取り組むまでもなく、いろんな意味で主管課が勉強しておりますので、それに沿っていきたい、こう思っております。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　大体市長の考え方はわかりましたけれども、建設部と企画とはそれぞれ名前のとおり部が違うわけでありまして、どちらかというと、現実的な面から執行するのが建設部であって、将来の計画までいろいろ考えるのが企画財政部だというふうに思って、いまちょっと言ってみたんですけれども、それは主管課はどっちでもかまいませんけれども、少なくとも三百メーター以上でないと、あるいは三百メーター内外でなければ土地が求められないという、こういうようなことの状況を考えて、いまこういう方式を私は提案申し上げたんですね。必ず市がやらなくても、委託に、あるいはその業者に

任せればそういう形にでき、その減価償却の関係を計算に入れながら市も検討していけば、比較的駅からすぐ近くの場所にも十分土地も求められるというふうに判断が立つわけです。日野駅のたとえば、今度新しくできるだろう自転車置き場、これを見ましても、きのうあたりもちょっと見てみましたけれども、ここじゃちょっとそう入らないなというのが実感でした。そういうことになるとまた路上駐車が必ず出てきます、歩道上の。もうイタチごっこで、結局それを制するのに大わらわしながら、まあ一応設置をしたというようなことの状況で終わってしまうんじゃなかろうか、というのが日野駅周辺の問題であります。豊田の問題につきましても、先ほど言いましたように、やはり設置はしたものの、その利用というものが非常にされていますけれども、逆に北口の方が量はちっとも減らないということが、これまたそういう平面的な自転車置き場の問題を考えつつやっているからどうしても土地が見つからないし、対策上困難を来してしまっている。見たところ幾つか空き地もあるようでございますので、そういったところを市が買収するなり、あるいは民間が買収するのはそれは自由でありますけれども、とにかく自転車が整理されればいいわけですから、市民の、なるべく受益者の負担がないような形をとっていき、しかも一般市民との公平さも考えてやらなければならないということから、通勤通学者はそういうレンター方式でもいいと思いますけれども、そうでない買い物客等の、このことについては、やはり商店なり、あるいは大スーパーの共同作戦、あるいは個々の大企業は——大型店舗ですね、そこに明らかに来るところについてはそこが責任を持つというふうにやっていけば、自転車置き場の、あるいは自転車の整備も十分可能である。ただ一分か二分買い物の時間にちょっと置いておく程度のやつは、私は別に構わないと思うんですね。そういうようなものは、やはり市民の、いままで日常ずっとやってきたことでありますからそれは構わないけれども、やはり余り長時間にわたって放置しておくような状態があってはまずいということから、通勤通学対策と商店などの買い物客対策等に、二通りに大体分けるとほぼ結論が出てくるんじゃなかろうか。したがって自転車の放置台数も減ってくるんではなかろうか。ですから一遍にやろうとしないで、徐々にやっていかないと、結局、せっかく自転車買っても、自分で悪いと知りつつ置きながらも撤去作戦にひっかかってしまうと、それだけマイナスになるわけだし、利用する方も、あるいは歩行者の方もいろいろ考えつつ、これからの御検討をお願いしたいし、そういうことも含めた上でのいい条例をつくっていくなりすると非常によろしいんじゃなかろうか。特に大型商店なんかについては、いなげやさんのあの前のような状態については、もう義務づけるというようなためにも、商店対策の一つの条例を考えてもいいんじゃなかろうか、こういうふうに思っている

わけであります。大体私の考え方はそういうことでありますけれども、特別押しつけでもございませんけれども、こういうような一つの方法をぜひひとつ考えていただきたいということを御提案申し上げ、できれば近々上尾市など、あるいはこの特許を持っているようなところなど十分ひとつ検討をしながら考えていかれた方が、私はよろしかろうということで問題提起をしたわけでございます。答えがなければそれで私の質問を終わりたいと思います。検討を十分されていかれるということで先ほど市長も言われましたので、そういうことで、ぜひひとつ関係部署におかれまして十分検討しながら、先に向かって進んでいってもらいたい。後になればなるほど土地の購入も大変になってくるわけですから、またイタチごっこの自転車撤去じゃ仕方がありませんので、ぜひひとつよろしくお願いしたいということで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。大変長時間御協力ありがとうございました。

○副議長（島村孝志君）　これをもって六の一、駅周辺などの放置自転車対策にレンタサイクル（貸自転車）方式を採用してはどうかに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（島村孝志君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時四十六分休憩

午後　一　時　十九　分再開

○副議長（島村孝志君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

六の二、校庭開放に伴うトイレの設置など、町の環境美化についての通告質問者、本間　久君の質問を許します。

〔十二番議員登壇〕

○十二番（本間　久君）　それでは校庭開放に伴うトイレの設置など町の環境美化ということにつきまして質問をしたいと思います。現在、学校の校庭開放が非常に進んで、市民のスポーツ、あるいは文化活動等も年々盛んになってきました。これも革新市政の成果の一つのあらわれではなかろうかというふうに思いますけれども、一方そうした校庭開放の中で非常に困っている面もあるわけであります。まあ、一方を立てれば一方がなかなか立たないというのが、同時に並行的にこれから質問する内容のことが行われてるかどうか、金銭的にもいままでは多少無理もあったかもしれませんけれども、まあ校庭開放、あるいは体育館の開放ということで、非常に市民の方々がそれを利用し、助かっている。健康づくりの面からいっても非常に役立っているということが大きく評価をされるわけでありますけれども、ちょっとわれわれがよく町で、その利用者から、市民

から、あるいはスポーツ団体から話がありますけれども、一番困ってるのが実はトイレの問題であるというふうに言われております。トイレを使うにも、学校の本校舎の方のトイレを使うか、あるいは変な話でございますけれども、そのすみでもってちょっと用を足してしまうというようなことで、非常に困っているというところが多々あるように見受けられます。そしてよくわれわれも、小中学校のプールでもって一浴びしたいなというふうに夏なども思いますけれども、そういった水泳なんかについては大人は入れないということでありますけれども、トイレなどは、そのプールのトイレを利用しているというようなことであれば、何もプールに入っても、トイレまで使用しているならば、大して医学的にかわりないんじゃないかというような面までありますので、ちょっとその辺の矛盾もありますけれども、いずれにしても、学校の校庭が開放され、市民の一つのスポーツ奨励と文化の奨励になっているということは、非常に喜ばしいことであるということから、ぜひ各学校において、水洗トイレを中心としまして、その設置をぜひお願いをしたいということが第一点の問題であります。

それから第二点目の問題としまして、これも同じく公衆トイレの問題ですけれども、各公園がございますけれども、公園全部にトイレ設置をしろとは言いませんけれども、いま幾つかの公園にトイレが設置をされておるようでございますけれども、これの清掃、あるいは管理面に対して、非常に一生懸命やってるんでしょうけれども、もちろん住民の方の協力もちょっと不備な点があって、非常に汚されている。あるいは非常に暗いということで、危険なところでもあるようにも聞いておりますので、その辺について、環境あるいは犯罪防止、防犯という立場から、公衆用トイレの場合はもっと明るくしてほしい。さらにトイレをふやしていってはどうなのか。幾ら近所の公園で遊んでいるからといっても、すぐ近くの人ばかりがその公園に来てるとは限っていないんですね。ちょっと離れていますと、なかなか昨今の家庭では、トイレを借りるにも共かせぎの家庭も多いせいもあって、借りにくいということもあって、子供さんたちもちょっと用を足してしまうというようなことも多々あるように見受けられますし、そうした面からいっても、校庭の開放と同じような考えを持って、ぜひここにも公衆トイレの設置と、あるいは管理、この面に十分配慮をしていただきたいという点が二点目であります。

それからもう一つは、全体的な町の環境美化という問題に触れますけれども、私はこの場では、いろいろありますけれども、一点だけ触れたいというように思います。これは一つの公衆道徳ではなかろうかというふうに思いますけれども、なかなかそうは言っても、私自身含めて、さほどなかなか守れないというのが現状の姿でありまして、またそれを規制をするということ

ができないのが、実は歩行者のたばこを――われわれもたばこ吸いますけれども、このたばこの吸いがらが非常に町の中ではんらんをしている、汚しているということから、私は少なくとも、たばこの吸いがら入れを町の要所要所に備えつけた方がいいんではなかろうかというふうにも思います。昔はよくモク拾いなんていいまして、たばこを拾って歩いた人もおるようでありますけれども、いまはそういうような時代じゃございませんし、少なくとも信号機だとか、あるいはちょっととまって、あるいはバス停など、ちょっと立ちどまるところですね、主に。そういったところに、あるいは人の集まるところ、ほんの一瞬のときでもたばこを吸いたがるというのが、実はスモーカーの実態なんですね。こういうような状況の中では、やはり市としても考えていかざるを得ないんじゃないかと思うし、またそのことの方がいいと思うし、わが党でも中国へ、あるいは朝鮮などを視察をしてきた方もおりますけれども、そういった中でも、このたばこの吸いがら入れというものは非常に必要であるというふうに痛感をいたし、ぜひ議会でもひとつ取り上げてみたらどうかと、こういうようなこともありましたものですから、あえて、小さな問題かもしれませんけれども、実はこのたばこの吸がら入れというのは重要な問題である。というのも、歩行禁煙を規制しない限り、それは規制はできないと思いますけれども、たばこの投げ捨てによる火災とかいろいろなものまでも発生する恐れがあるわけですから、ぜひひとつ……。たとえばの話ですけれども、主要な信号機のそばに置くとか、あるいは商店の前であれば商店に責任を持たせて置かせるとか、あるいはタクシー乗り場、バスの停留所に、ただ単にかんからがついてるんじゃなくて、やはりきちんとした吸いがら入れを備えつけるという方が私はいいんじゃなかろうか。よく新宿等で見ますけれども、信号機のそばにありますよね、幾つか。あれもやっぱりたばこを投げ捨てないように置いてあるんじゃなかろうかと思いますね。そういうようなことをぜひ考えていただきたいし、その設置あるいは管理につきましては、私はまあ失業対策の一環としてそれを回収する、管理する、あるいは高齢者事業団に委嘱するとかいうようなことも含めて考えていただければ、より環境の、あるいは美化運動の一つになるんじゃなかろうかというふうに思うわけですね。そういった意味から質問をするわけでありますので、そこら辺についてのお答えをまずいただきたいと思います。まず学校の校庭開放とトイレの設置状況の方からお答えをいただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。いま本間議員が質問されましたように、学校開放をする場合の一番基本的な条件の一つは、やはりトイレを整備することだ、こういうふうに考えております。それに対応して、どんなふうになっているかと申しますと、体育館のトイレ、あるいはプールのトイレ、そういうようなものを共通利用するという方針で来ております。しかし、どうしてもそういうようなものも使えない場合には、簡易トイレというものを一部設けたわけでございますけれども、簡易トイレは非常に傷みやすくて、しかも使用しにくくて非常に不潔な面がありますので、これにつきましては、一応無理をしてプールの方を改造して、そうしてそこのトイレを使う、こういうような方式で、現在では一校、八小を除きましては全部体育館、あるいはプールのトイレを使っております。しかしそのプールのトイレ、あるいは体育館のトイレにしましても、全部が水洗というわけにはいきません。現在古い学校などについては、そこでもやはりくみ取り式というようなものが行われているわけでございます。その数を申しますと、小学校では七校がプールでくみ取り式、それから体育館で六校がくみ取り式です。中学校については全部これは水洗ということになっております。したがって、今後、プールあるいは体育館も、これは平素、子供たちが日常の教育活動に使われる場合にも、やはり清潔上の問題、衛生上の問題から、水洗トイレの方がよりよいと、こんなふうに考えておりますので、今後その方向についての検討をしていかなければならん、こんなふうに考えております。以上。

○副議長（島村孝志君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　公園のトイレにつきましては、設置してある中央公園あるいは多摩平の中央公園ございますけれども、その他の公園につきましては、よく壊されるということでございますので、これの管理についても非常に頭を痛めているところでございます。できれば各公園に設置したいという考えはございますけれども、そうした事情から、現在のところは、現在設置してあるところのみということで、他に設置するという計画はございません。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　たばこの吸いがら入れの件の御質問でございます。これにつきましては、御指摘のように非常にいろいろ問題を含んでいるわけでございます。私も一応心配といいますか、その辺気がかりになりましたので、一応多摩平その他を見て回ったわけでございます。現在の状態では、バス停のところに吸いがら入れが設置されているところがございます。これはバス停のポールに取りつけてあるということです。それから地域によりましては、かんからですか、あれがバス停のポールの下に置いてありまして、その中に投げ捨ててあると、こういうような形で、それについてはおおむねいろいろ場所場所によりまして工夫された置き場があるようでございます。これはやはり、現在では清掃担当といたしましても、

これについての取りかかりはしてございません。それを見越しますと、一応バス停の近くにあるたばこ入れにつきましては、その地区の人が非常にきれいに清掃してそれでやっているということであると思います。まだこの辺につきましては調査が必要だと思いますけれども、いわゆる、自分たちの近くの町は自分たちがきれいにするんだというような機運が非常に高まっております。この機運を大切に見守っていきたいと思います。行政側といたしましては、一応専売公社で、毎年秋だと思いますけれども、美化運動の一環としまして、たばこの携帯用の吸いがら入れを駅頭等で配布しているわけでございます。これらについても、いろいろ数をふやしていくような形の方向づけを専売公社に申し入れをしていきたい、かように考えております。それからバス停のところに一応設置してございますので、これらのあれについてはあるところとないところとあるようでございますし、またあるところにつきましては、同じような形の吸いがら入れがあるようでございますので、これについてもやはり追跡をいたしまして調査してみたい、かように考えております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　それでは最後の方からいきたいと思いますけれども、吸いがら入れの設置ですけれども、いま伊藤部長が説明されたことは、「現在あるようでございます」と。それは市が、あるいはそこの会社がつけたんではなくて、むしろ住民の方が進んで、空きかん等ぶら下げてつけたり、あるいは石油かんの空きかんを切りぬきまして、そこに設置してあるというのが現状であると思いますね。少なくとも市内の各バス停は、ほとんどが京王帝都、都バスというような路線でありまして、私は少なくとも、このバス停における吸いがらの管理、あるいはたばこの吸いがら入れ設置、これ等は、当然バスの停留所で待って、その方がバスに乗れば利益になることでありますから、京王帝都なら京王帝都に、そういうことのきちんとした吸いがら入れを設置をさせる。私が言ってるのは、空きかんによる吸いがら入れではなくて、もう少しモダン的な、幾つも穴があいたような、中に水が入って、入れればすぐ消えるような、そういうような美的感覚を兼ねた吸いがら入れの設置が必要だろうというふうにも思われますし、また単なる企業だけに任せるということだけではなくて、市の側にも、やはり信号機を特に中心としまして、あるいは百メーター、百五十メーターおきに一カ所の割合ぐらいで、ちょっとしたモダンな灰皿を設置していくことによって、その環境美化という問題にもつながっていくんではなかろうか。したがって歩行者の喫煙、それによりましてたばこのなにを捨てる、あるいは足で踏みつぶすというような状況がかなりなくなっていくんではなかろうかというふうに思うんですね。われわれの心理として、そのほかの心理としましては、先ほど言いましたように、ちょっとの時間であってもたばこが吸いたくなる、あるいはもう少し待てば吸わなくてもいいものを吸うのが喫煙者の心理なんですね。その辺も考えながらいかなければ、いわゆる心理学上の問題でしょうけれども、そういうような状況も含めながら設置を考えていった方がいいんではなかろうかというふうに思いますね。その点について、市として、そういう町の環境美化、たばこの吸いがらを散らさないという観点から、そういう設置の方向を検討できるかどうか、ということについてお答えを願いたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　ここ数年来、数年といいますか、二、三年来に、一応愛煙家と愛煙被害というような形の中でいろいろ問題が提起されているところでございます。これらについては嫌煙運動ということと嫌煙権という形の中でいろいろ問題がございます。ですから喫煙される方につきましては、吸わない人の立場から見ますと、やはり一定の場所で吸っていただきたい、かような形の中で、いわゆるマナーの高揚といいますか、そういったもののあれも一つの一環の運動として感じるわけでございます。これらにつきましては、やはりいま信号機の件につきましても、いろいろ信号の問題につきましては、道路管理者等の問題も出てくると思います。これらについての取りかかりはしてございません。それを見越しますと、一応バス停の近くにあるたばこ入れにつきましては、その地区の人が非常にきれいに清掃してそれでやっているということであると思います。まだこの辺につきましては調査が必要だと思いますけれども、いわゆる、自分たちの近くの町は自分たちがきれいにするんだというような機運が非常に高まっております。この機運を大切に見守っていきたいと思います。行政側といたしましては、一応専売公社で、毎年秋だと思いますけれども、美化運動の一環としまして、たばこの携帯用の吸いがら入れを駅頭等で配布しているわけでございます。これらについても、いろいろ数をふやしていくような形の方向づけを専売公社に申し入れをしていきたい、かように考えております。それからバス停のところに一応設置してございますので、これらのあれについてはあるところとないところとあるようでございますし、またあるところにつきましては、同じような形の吸いがら入れがあるようでございますので、これについてもやはり追跡をいたしまして調査してみたい、かように考えております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　それでは最後の方からいきたいと思いますけれども、吸いがら入れの設置ですけれども、いま伊藤部長が説明されたことは、「現在あるようでございます」

の心理としましては、先ほど言いましたように、ちょっとの時間であってもたばこが吸いたくなる、あるいはもう少し待てば吸わなくてもいいものを吸うのが喫煙者の心理なんですね。その辺も考えながらいかなければ、いわゆる心理学上の問題でしょうけれども、そういうような状況も含めながら設置を考えていった方がいいんではなかろうかというふうに思いますね。その点について、市として、そういう町の環境美化、たばこの吸いがらを散らさないという観点から、そういう設置の方向を検討できるかどうか、ということについてお答えを願いたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　ここ数年来、数年といいますか、二、三年来に、一応愛煙家と愛煙被害というような形の中でいろいろ問題が提起されているところでございます。これらについては嫌煙運動ということと嫌煙権という形の中でいろいろ問題がございます。ですから喫煙される方につきましては、吸わない人の立場から見ますと、やはり一定の場所で吸っていただきたい、かような形の中で、いわゆるマナーの高揚といいますか、そういったもののあれも一つの一環の運動として感じるわけでございます。これらにつきましては、やはりいま信号機の件につきましても、いろいろ信号の問題につきましては、道路管理者等の問題も出てくると思います。これらについてもやはり了解づけが必要かと思いますけれども、これらについては、第一はやはり吸いがら入れがあるところで吸っていただきたいんだ、こういうことがお願いするところでございます。それでこれについては、私どもの方も広報等でＰＲをしまして、それでそういうような形のあれを醸成していきたい。なおこれらについても、もし事であるならば、やはり慎重な検討が必要かと思います。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　吸いがら入れのあるところで吸いなさいということになりますと、たとえばの話、市役所の入口に吸いがら入れがあるから、あそこで吸ったら人がたかっちゃいますよね、たばこというのは必ずしもそこの場所にとまって吸うばかりでなくて、やはり歩きながら吸いたいというのが愛煙家のあれだし、日野市なんかでも、たばこは日野市で買いましょうというような状況もありますし、それはひとつ……。これは条例化できたりなんかして、いわゆる規制はできないんですよね。歩行の喫煙はいけないと、歩行禁煙であるという規制は、条例によったり法律によったり定めることはできないと思うんですね。必ずしもたばこの吸いがら所があるところで吸いなさいというけれども、それじゃ逆に言えば、吸いがら入れを設置すればそこで吸えるわけですから、したがって吸いがら入れは必要であるという観点に、逆理論的に成り立つんじゃな

かろうか。ですから、どうしても、それはもう歩行喫煙しないように心がけているものの、やはりどうしても心理的に吸いたくなってしまうというのが、心理学上、あるいは心理的な状況であると思うんですね。これは吸わない人はそういう気持ちわからないかもしれませんけれども、圧倒的に吸う人の方が多いんですね。ですから、その辺を十分やっぱり考えて、設置をしていこうといった方が環境美化につながるんですね。幾らたばこは吸いがら入れのあるところで吸いましょう、これはあたりまえの話ですよ。それは公民館だとか市役所だとか、特定な場所においては吸いがら入れがあるからそこで吸うんであって、あるいは映画館だとか、それは公衆道徳としてそうやるんであって、しかし先ほどから言いますように、駅の周辺とか、あるいは商店街の周りとか、あるいは主要な信号のところとか、そういうところにはないわけですね、余り。ないわけですから、しかも市があれしているんではなくて、だれかが善意で取りつけるとか、あるいはタクシー会社なりバス会社が空きかんをぶら下げているとか、こういうふうな吸いがら入れだと、逆に言えば危い面もあるわけですね。ですからそういう面を考慮しつつ、やっぱり、ほかの町でもあるわけですから、あるんですね。探してみればわかりますけれども、ついさっき新宿という話も出しましたけれども、もうちょっとした町にはあるんですよ。あるいは主要な場所にあるところもあるんですね。ですから、日野市ができないということはまずないというふうに思いますね。おまえたちはたばこを吸うのはいけないんだということであれば、日野市はたばこ売らなきゃいいんであって、そういうことはできないわけですから、少なくとも、それがいけないと知りつつも、先ほどの話じゃありませんけれども、放置自転車じゃありませんけれども、いけないと知りつつもやっぱりたばこを吸うというのが現状でありますから、それはやっぱり…。一方ではなるべく歩行禁煙を奨励しながら、やっぱり設置はしておいた方が私はいいんじゃなかろうかと、こういうふうに思うわけでありますけれども、その点についてはそういう感覚を持ちませんか。

○副議長（島村孝志君）　答弁願います。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　一応、たばこの吸いがら入れの設置につきましては、先ほども経過を御説明したように、一応バス停のあれにつきましては非常に清潔に保たれているわけでございます。こういったことの中で、やはり行政が一つ設置いたしますと、その逆の形を私たちは非常に心配するわけでございます。いずれにしましても、これらの問題については美観上との兼ね合いもございますので、やはり慎重な検討をしていきたい、かように考えております。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　その逆な関係というのはどういうことですか。設置をした方がいいんでしょう。いいけれどもお金がかかるから大変だというならわかるんだけれども、考えさせてくださいというんだけれども、吸うなということですか、たばこを。では日野市でたばこを売らないということですか。伊藤部長はたばこ吸いますか。吸わないでしょう。（「吸いません」と呼ぶ者あり）じゃ、どうですか、企画財政部長、いきましょうか。そういう考え方は、そういう検討はどうでしょうか。

○副議長（島村孝志君）　答弁ございませんか。市長。

○市長（森田喜美男君）　いま御質問は、たしか環境美化という観点からの問題点の指摘の一つだと、こう思っております。そしてわれわれが一番環境の上で——これはいまの質問とは直接ではないかもしれませんが、空きかんを捨てられるということは、これは何とかしなきゃならん。いま七つの県知事の取り組みで、かなり厳しい条例化しようというところまで進んでおりますし、わが市でも主管課に指示いたしまして、これの基本的な条例化もひとつ検討しようということをいま取り組んでおります。

　たばこのことなんですが、大体、考え方といたしましては、原因者が責任をなるべく持つようにするということが行政の原則ということになります。ただし、公共用地にはそれなりのまた施設があり、設備が必要でありますから、そういう意味では、特に人の集まりの多いところ、そういうところには当然考えなければならない、こう思っております。したがいまして、のべつ何メートル置きにということではなくて、集まりの多いところ、そして人がいっときでもとどまる場所ということが一つの考えの基礎になろうかと思います。車にはちゃんと灰皿入れがありますから、車のためにはしようという考えはございません。そういう範囲の中で、特に公共施設には整った一つの配慮だと、このように考えております。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　実は市役所の周辺、これを見ましても、かなり、私たちよく、この議会の中途でも食事に行きますけれども、休憩時間に、その際でもかなり吸いがらが落ちているということは、やはりそれだけたばこを吸う人が多いんですよね。わざわざ市役所へ捨てに来る人はいないんですよ。携帯用のという話もありましたけれども、専売公社の、確かに出ていますよね。こんな小さなものでもってありますけれども、それを持って歩くという方はまず少ない。ポケットにいまいっぱい物を入れるという人たちは少ないわけですよね。おしゃれであればあるほどポケットに物を入れないというのがおしゃれだし、ポケットにふくらむように入ってるのは、まずそんな人いないと思いますし、ですからそういう意味からいきますと、仮にそういうものがあったとしても、それを利用している人も

確かにいると思いますけれども、いま市長が答えましたように、主要な場所におきましては、あるいは主要な信号機とか、そういったところには、私は設置をした方が望ましいんじゃなかろうかというふうに思うわけです。われわれもよく、ここに実はたばこもありますけれども、たばこをちょっと消しまして、このセロハンですか、この中に吸いがら入れておくこともあるんですよね。そういうこともやってますけれども、やはりそういうことばかりじゃなくて、やはりぽんと投げ捨てちゃうということもしばしば、自分を含めて、これは反省してますけれども、あるわけでございますね。皆さんもあると思いますけれども。それは率直に私は言うんですけれども、そういう面から言っても、ぜひ町の環境美化ということからいきまして、ぜひひとつ主要な場所、公園それからそうした運動場、あるいは信号機のそばなど、大衆が集まるような、あるいはある一定の距離、どうしてもこの辺に必要だなと考えるところには設置をしておいた方がいいだろう。だんだんそれが設置の状況を見て、吸いがら入れが余りたまらなくなってくるようだったら、その吸いがら入れを取ればいいわけですね。そういうような形で考えていった方が私は前向きだし、非常にいいんではなかろうかというふうにも思いますけれども、それは市がやるか、あるいは主要な場所についてはその管理者といいましょうか、バスなどについては京王なら京王がやるとか、そういうような形にさせていった方がいいというふうにも思うわけです。何でも自治会とかあるいは奇特な方にお任せをする、あるからいいんだというようなのは、やはりちょっといけないんじゃなかろうかというふうに思いますから、その点についてぜひひとつお願いをしたい、考えていただきたいということであります。いずれこういう問題については、全体的な町づくりの中で、あるいは他市でも徐々に行われてくるんじゃなかろうかと私は思いますよ。ですから、そのときになって、ああ、日野市ではまだやってないなということでなくて、進んでひとつやっていただきたいし、一方では歩行の禁煙なんかも奨励するのもよろしかろうと思いますけれども、それはなかなかむずかしい問題もありますので、そういうことから質問をしたわけであります。そういうことをぜひひとつ、一応考えてみていただきたいと思いますが、市長よろしゅうございますか。市長もよろしいと首振ったことでありますから、そういうことにしたいと思います。

それから、今度は校庭のトイレ及び公園のトイレの関係でありますけれども、特に校庭の、いま教育長が述べられましたけれども、くみ取り方式が主である、あるいはプールをみな使用しているということでありますね。先ほど言いましたように、プールというのは、これは小中学生は入れるのでありましょうけれども、大人が入れないわけなんです、プールの中には。入ってはいけないところに、なぜトイレだけは使用していいのかということをちょっと疑問を持つわけなんですね。なぜプールに入れないかというと、成人をプールに入れないということはいろいろな含みがあるでしょう。それは医学的にあると思うんですね。ですから入れないんだ。そうなれば、同じくトイレについても、やはり子供さんたちのみが使用しているプールにトイレを利用するということは、余り好ましくないということを思いますので、できる限り、プールとか、あるいは学校の中に入るんじゃなくて、これは施設管理上の問題も後々出てくる恐れもあるので、少なくとも校庭開放に伴って、トイレを適当な場所に設置をしてほしい、しかも水洗でと、これが質問の趣旨なんですね。

もう一つは、校庭開放に伴うトイレだけじゃなくて、河川敷のグラウンドが幾つかありますね。これにつきましても、実はトイレの設置がないんですね。ですから非常に困っているんですよね。これからスポーツをどんどんしなさい、しなさいと奨励しても、トイレもないんですね。水が飲みたくてもすぐそばで水も飲めないというんで、男性だったらちょっと用を足せますけれども、女性の場合だったらそうはいかないというのが実情なんですよ。ですからそういう意味から言っても、校庭開放とともに、あわせて河川敷のグラウンド、あるいはその他の必要なグラウンド、公園、こうしたところにも、きちんとトイレの設置が必要であると私は思いますので、また最近第四小学校のPTAの方々がたしか教育委員会に来たと思いますけれども、あるいは関係者に会ったと思いますけれども、いわゆるトイレをつくってほしいという要望が、単に四小だけではなくて、各小学校区、あるいは中学校区におきまして、そういう望んでいるお母さん方、あるいはスポーツ団体がたくさんいる。ほとんどである。全員だといっていいと思いますね。そういう意味からも、積極的なこの設置をぜひ行ってほしい、こういうふうに思いますけれども、この辺についての市長のスポーツ、あるいは文化の奨励、緑と文化の市民都市と、こういう立場からの観点で、ひとつ考え方を、決意のほどをお聞かせ願えれば幸いだと思いますけれども、いかがでしょう。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　学校開放に伴いまして、特にトイレの外からの使用ということはその基本である、ぜひ必要なことであるということにつきましては、先ほど教育長が答えております。そういう考え方に立ちまして、なるべく今後整備を進めていく、こういう考え方でおります。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君。

○十一番（本間　久君）　それではそういうことでありますので、私の質問の趣旨がわかっていただけたというふうに思いますし、また市長の方からいま答弁ありましたように、積極的に進めていくというお答えがありましたので、まあこのトイ

レの問題については、ぜひひとつ、校庭開放、及び河川敷のグラウド等におけるトイレの設置をお願いしたいと思います。

それでもう一つ、ちょっとこれは、あるいは蛇足になるかもしれませんけれども、最近河川敷のグラウンドが水に流されてしまって、多摩川の使用がなかなかできないということもあってか、各スポーツ団体が校庭を借りるのに競い合っている。ソフトボールのチーム、あるいは野球のチーム、そうした中には、前にももちょっと議席で問題にしたことありますけれども、自分の後援会でもないのに、ホームラン一本打てばビールを出すとか、あるいは何々杯といってカップを出すというような人たちが校庭を独占するまでいかないまでも、かなり競い合って借りてるというような話も聞いてるんですね。ですから、そういうような状況が果たしてあるのかどうなのか、ちょっとお聞きして、どの程度の考えを持っているのか、お聞きしたいと思っているんですけれども、教育長どうですか。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　ホームラン一本にビール一ダースとか、そういうような内容は恐らく、私自身はそういうようなものは把握しておりません。それからもう一つ、そういうような団体に優先的に校庭開放が行われるというようなことも、これは絶対にありません。御存じのように、毎月それを求める方々に夜集まっていただきまして、そこで抽せんをし、さらにその間でいろいろ融通し合って、不足の、足りない校庭開放を、少しでも円滑に使用できるように図っているわけでございますので、いま言ったようなことは絶対にございません。以上。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　実はあるんですよね。都会議員にも立候補したUという候補者、あるいはMという候補者、これらにつきましては、はっきり言いましてメダルまで出している。あるいはホームラン一本打ちますとビールを出している。あるいはカップを出している。こういうような状況の人たちが競い合っていることも耳に入れてなければうそなはずなんです。これは厳密に言えば、一方では公職選挙法違反と、こういうふうに思うわけですけれども、まあそれはまた別のところにおきまして……。校庭開放に伴いまして、やはりそうした、同じスポーツ団体であっても、たとえば日野市主催でもって市長杯とか教育長杯とか、こういうのは別としまして、公的なものでない、そのスポーツ団体――スポーツやる人には罪ありませんよ、もちろん。しかしそれをうまく利用しながら、そういうことをやってる団体が、校庭開放に伴って、その利用を争ってるというような状況もちょっと小耳に入れたりなんかしますので、その点について十分ひとつ配慮をしていただかないと、たとえば野球チームでやれば九人以上ですね。ソフトボールであってもそうでしょう。そうしますと、そのうちのだれかが借りれば、名義でもって借りれば幾らも独占できるわけですね。そういうようなことは、前にもテニスコートで問題ありましたけれども、ないようにしていただきたいし、あるいは学校の校庭で行われるそうしたものが、ある種の公職選挙法に違反するような形のプレイであってはならないと思いますので、その点についても十分配慮をしていただきたい。名前を挙げれば言えますけれども、あえて言いませんけれども、そういうことで十分注意をしていただかないといけない。むしろ市民スポーツを奨励する立場から私は言ってるわけであって、あるいはその方の、あるいはその方々の後援会であればこれは当然でやむを得ないことでありますけれども、そうでないのにそういうようなことがあるから、われわれの耳に入ってくるわけであります。そういうことで、なるべく市主催の行事なども行うようにして、市長杯を出したり教育長杯を出したりするのもいいと思いますよ。そういう形でスポーツを奨励しながら、そういうような一方づいたスポーツに善良なるスポーツ愛好者をひとつ巻き込まないでほしい、このような形であえて一言申し上げて、いままでの校庭に伴うトイレの設置、あるいは町の環境美化、たばこの吸いがら入れも含めましたけれども、ぜひひとつ前向きに御検討いただき、早急にひとつ、四小からももうＰＴＡの人たち困って来てるわけですから、ぜひひとつ設置してほしい。そのことを最後に申し述べましてこの質問を終わりたいと思います。以上です。

○副議長（島村孝志君）　これをもって六の二、校庭開放に伴うトイレの設置など、町の環境美化についてに関する質問を終わります。

続きまして一般質問、七の一、地震対策についての通告質問者、飯山　茂君の質問を許します。

〔四番議員登壇〕

○四番（飯山　茂君）　議長の許可を得ましたので、地震対策についてという通告質問をただいまより行わせていただきます。「大地震について」というりっぱなパンフレットがこの日野市から発行されております。発行年度が印刷はされておりませんから、いつ発行されたのかわかりませんが、いまから、多分、私の記憶では二、三年前だと思います。内容を見ますと、地震の心構え、日常ふだんの準備、もし地震が起きたら避難は徒歩でと、十幾つかに分かれて細かく印刷されております。大変結構なものだと私も思っております。そして最後のページに、「あなたの避難場所」として栄町下河川敷に始まり、日野自動車グラウンドまでの二十カ所の避難場所が印刷されております。学校、公園、所在地がたしかにわかりますが、河川敷、区画整理地などの九カ所はどこの場所にあるのかはっきりわかりません。たとえば河川敷といっても大変広い場所でございます。災害時には逆に危険な場所になる恐れがある河川敷の場所でござ

います。また神明上の区画整理地に最近は家も建ち始め、だんだん、区画整理地というだけでなく、避難場所ははっきり明示すべきだと思います。パンフレットの上では大変はっきり書きにくいと思いますが、指定した避難場所、現場に看板と標識を立てて、だれが見ても一目でわかるようにすべきだと思います。過日九月の一日に、日野市主催による防災訓練が旭が丘で行われましたが、大変大がかりな訓練で、市民に安心感を与えることができたことは、これひとえに森田市政の私は大きな前進だと確信しております。過日、秋田市へ行政視察に参りましたが、市役所の隣が市民グラウンドで、そこに大きく災害時の避難場所の掲示がされておりました。日野市におきましても、避難場所までの案内板、現場での看板には災害に対する心構え、準備などを一緒に書いてあれば、より一層の効果があると思います。この点どうお考えになっているのかお伺いいたしたいと思います。これが第一点目の質問ですが、次に、このパンフレットは大変よいものです。近いうちに再発行するお考えがありますか、お聞かせいただきたいと思います。

三点目として、去る七月の六日、第三小学校で避難訓練が行われ、大変父兄の方から評判がよかったということを聞いております。これは聞くところによりますと、学校と消防署、また地元の消防団が共同で実施したものだそうです。このような訓練は教育委員会の仕事として、市内の各学校で計画的に実施したら、より一層の効果が上がるものと思います。教育委員会としての考え方をお伺いしたい。

さらに緊急時の医療態勢はどうなっているかをお聞きしたいのですが、九月の一日の防災訓練におきましても、私どもが旭が丘で体験させていただきましたあの訓練を見ますと、消火、避難、あるいは医療、救護、こういう面で大変敏速的な対応がなされておりましたが、病院の事務長としては、現在の市立病院の患者、あるいは災害はいつやってくるかわかりませんけれども、昼間の外来、こういう方々の避難をどうお考えになっているか、まずこの点をお聞きしたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　飯山　茂君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　私に対する質問は三点ぐらいあったと思います。まず防災用のパンフレットでございますが、これについては市民便利帳の中に一応織り込みまして毎年発行しているわけでございます。それからそのほかに、一応関係各機関からいろいろパンフレットが市民にPR用として出てございます。ガス会社とか電報電話局ですか、それから警視庁、消防署等から、いろいろ地震に対する心構えにつきましてのいろいろなパンフレットが出てございまして、それらは全戸配布されていると思います。近ごろになりまして、宮城沖地震の関係と、大地震の関係が非常にクローズアップされまして、

一応市民の関心も高いわけでございます。なおこれらにつきましては、私どもも便利帳の中にまた引き続き、防災の関係のあれを挿入して全戸にPRしていきたい、かように考えてございます。

それから避難場所の件につきましては、先般の防災会議の席上で、一応避難場所の見直しが議題となってございます。これらにつきましては、防災会議の条例によりますと、防災に関する実務は防災会議が執行するというような取り決めがございます。現在事務段階で一応五カ所、五件ほどの用件を設定いたしまして、それでいま検討を加えて、消防署あるいは警察署ですか、これらに協議をしまして、最終段階を迎えてございます。近々のうちにまた防災会議で避難場所については一応変更するという方針でございます。

それから避難場所の標識等につきましては、一応いま申し上げたような形で避難場所の見直しがされてございます。ただそれとのダブりの関係もございますけれども、現在、五十五年度におきましては十基ほど設置いたしましてPRをしてございます。なお本年につきましては約二十基ぐらいを新設してございます。これは宝くじ協会というところから寄付を受けまして、それを新規の設置にPR用として避難場所の設置を計画しているところでございます。以上です。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　学校において子供たちを災害から守るということは非常に重要なことで、いつも細心の配慮をしているわけでございますが、まず何といっても命を安全に確保して、そしてそれを保護者の方へお渡しするということが、学校として一番大切な防災あるいは避難訓練である、こういうふうに考えております。それで訓練の中に、いまおっしゃったような地域の方々、あるいは消防署の方々、こういう方々との御協力をいただいて、よりその内容を実際的なものにしていくし、その避難の態度というものを子供たちが身につけさせていく上には大変大切なことじゃないか、こういうふうに思っておりますので、現在でも消防署などと連絡を取りながらやっている、あるいは地域の方々と連絡を取りながらやっている学校も、三小だけじゃなく、ほかにも一、二あるように聞いておりますけれども、今後そのようないいサンプルを各学校に示して、そうしてそのようなことについて、防災訓練をする場合にひとつ考えたらどうだということの指導をしたいと思います。なお、ちなみに、大体各学校とも年間の計画の中で六回ないし十回ぐらい防災訓練というのをやってるわけでございますので、そのどれかに、そういうようなものを一回ぐらい加味するということも大変大切なんじゃないか、こういうふうに思っております。なお最近、例の地震の予知ですか、科学的な予知の確率がかなり高まってきまして、警戒宣言というようなものが最近言われ

るようになってきております。そういうようなものに対応しようということで、教育委員会としても、各学校の現場と協力しながら、警戒宣言突発時の各校・園の対応についてというようなパンフレットをつくりまして、そういうようなことについての対応を一層実際的にできるようにしております。以上、つけ加えさせていただきました。以上。

○副議長（島村孝志君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　御質問の第四点目の、地震や災害が発生した場合におきますところの市立総合病院におきますところの患者等の避難誘導対策についてのお答えでございます。地震や災害が発生した場合には、まず職場におきますところの職員が一丸となりまして、病院におきますところの災害というものを最小限度に食いとめる必要があると思います。そのためには、地震に備えた予防対策、あるいは災害が発生した場合における、職員がいつでも敏感にこれに対応できるような、いわゆる防災計画というものが必要でございます。特に病院の場合には、入院患者あるいは通院患者、付添人等、非常に人の出入りの多いところでございます。そういう意味におきまして、病院におきましてはそのことを十二分に踏まえまして、市立総合病院の自衛消防組織、あるいは予防管理組織というものをつくりまして、これによりまして対応していきたいという考え方を持っております。つまり病院の院長が自衛消防の組織の隊長になりまして、さらにその下に事務長あるいは医局長あるいは外科医長等が副隊長になりまして、さらにまたその傘下に通報班あるいは消火班、物品搬出班、あるいはまた避難誘導班、救護班と、この五つの班が編成されております。そしてこの五つの班の中には病院の事務職員、看護婦、あるいはまた栄養課の職員、検査課の職員、あるいは作業員、こういったものがそれぞれの専門の班に編成されております。そこで一たん緩急があった場合には、この班の編成にそれぞれ参加いたしまして、病院の建物の被害の最小限の食いとめとあわせまして、院内におきますところの患者さん等の生命の安全を図っていくというふうにやっていく予定でございます。まず非常時に当たりましては、総合病院の中に中央事務室がございますけれども、この中央事務室が災害対策本部に当たります。そして院内の情報を正確に把握いたしまして、院内の災害発生状況に応じまして、院内放送を通しまして職員、あるいはまたそこにおりますところの患者さんに対しましての避難誘導等についての指示を与えるわけでございます。あわせまして消防署であるとか、あるいはまた警察であるとか、市役所等についても通報するというふうになっております。それから消火班でございますけれども、とにかく火災が発生した場合に一番大切なことは初期消火ということが問題になります。そこで病院には消火器とか消火栓とか、こういった消火設備がございますので、

そういったものをまず使いまして、火災を最小限度に食いとめるということでございます。そういった意味で消火班が作業に当たります。また、特に病院の場合ですと、いろいろと電機設備であるとか、あるいは酸素であるとかガスであるとか、こういった危険物がたくさんございますので、こういった危険物等の爆発であるとか、あるいは出火であるとか、こういったものにつきましても消火班が当たりまして、危険物の防災に当たるというふうになっております。それから物品の搬出の係でございますけれども、これにつきましては、物品の搬出班が重要書類であるとか、あるいは重要物件であるとか、こういったものを一応非常持ち出しをするというふうになるわけでございます。それから、特に大火災が発生した場合の安全対策といたしましては、特に今回の増改築工事の中で、各病室あるいは事務室、倉庫その他、病院の各施設の中にスプリンクラーを取りつけてございます。これが火災が発生した場合に、七十度以上になりますと自然にこのスプリンクラーが回りまして、大火災が未然に防げるというふうな形で整備されてございます。

それからただいま御質問にございました避難誘導の問題でございます。これにつきましては医師と看護婦が当たるわけでございますけれども、出火時の状況に応じまして、患者等の避難誘導に当たるわけでございますけれども、特に二階、三階には患者さん等の救出のための救命袋が用意されておりますので、この救命袋を伝わりまして避難所の方へ退避するということができます。それから各院内には避難通路もございますし、それから病院の東側と西側には非常階段がございます。そういうことで、それらの階段を伝わりまして、一たんの避難場所といたしましては、東側の駐車場がございます。それと、今度新しく病院の北側の方にも駐車場ができましたので、この二つの場所が避難するという場所になっております。なお、その場所におきまして身の危険を感じる場合には、最終的には多摩平の第一中央公園がございますけれども、そこが最終的な避難場所となっておりますので、そこへ避難誘導させるというふうにやる予定でございます。それから救護班につきましては、医員と看護婦が当たるわけでございますけれども、特に負傷者、あるいはまた被救護者の応急の救護を行う。こういう態勢で、病院におきますところの災害発生の態勢に一応当たっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　生活環境部長に再度質問したいんですが、このパンフレットについてはいま内容でお聞きしましたから了解しましたが、残る九カ所の災害の避難場所ですね。この辺をもう一度お聞かせいただきたいんですが。十一カ所はあるけれども、あとの九カ所についての標識をどう考えるかということですが、もう一度お聞かせいただきたいんですが。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。
○生活環境部長（伊藤正吉君）　現在避難場所につきましては、一応五つの観点から場所の適否につきまして、いま消防署と協議を終わりました。あと警察の方との協議も終わってるわけでございますが、これらにつきましては一応防災会議で承認されて、それが実際に生きてくるわけでございます。そういう意味合いの中で、変更のないところもございます。その変更のないところにつきましては、ことし、標識のないようなところを二十カ所ばかり、避難場所の表示を設置していきたい、こういう方針でございます。
○副議長（島村孝志君）　飯山　茂君。
○四番（飯山　茂君）　でもちょっとかみ合わないんだけれども、部長、いいですか。いま十一カ所あるんですよね、あと九カ所ないんですよ。その九カ所を、私は、たとえば、冒頭に話をしていましたように、河川敷にないわけですよね。そういうところをむしろどうするのかということをちょっとお聞きしたいんですよ。いま二十カ所あるうちの十一カ所はあるんですよ。たとえば中央公園の入口にはあるんですよ、りっぱなのが。ここは避難場所ですよと。あとの九カ所がないから、その辺をどうお考えですかということを聞いてるんですよ。それだけです。
○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。
○生活環境部長（伊藤正吉君）　年次計画をもちまして、早い年度に、一応避難場所の設置をしてまいりたいと、かように考えております。（「了解」と呼ぶ者あり）
○副議長（島村孝志君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　従来避難場所につきましては、よく河川敷、河原等が使われておりまして、しかもその距離が非常に長い。それから避難をしても、じゃあ何ができるかといいますと、ただ火災から遠いとかいうことでありまして、私はそれは本当の避難所ではない。避難所というのはやはり宿泊ができるとか炊き出しができるとか、水が心配がないとか、いろいろそういう基本的な条件がそろってなければいけないはずでありますから、したがって、それは恐らく適当なのは学校である。学校をフルに使うことによって、避難場所に対する態勢をつくろうということを、かれこれ二年になろうかと思っておりますけれど、諮問をしながら、いま一応一定の結論が出かかっております。学校、それからごく一部に、まだ、三カ所ほど、一時避難所として河原敷を使うところがあるわけでありますが、いずれやっぱり何といいましても、一たん状況が急を要する事態から、いよいよ救援の時期に入りますと、一定のそのような諸条件が必要でありますから、やはり学校を使うのが正しい、このように考えております。そういうことで、避難場所という標識も間もなく設置をする、そういう予定であります。ことし中にはできると思っております。
○副議長（島村孝志君）　飯山　茂君。
○四番（飯山　茂君）　いま大変、最後に私、市長に聞こうと思ったら、市長が親切に先に答弁していただいたんですが、市長の答弁はもう一回後にして、教育長に再質問したいんですが、教育長、先ほど、学校といろいろ相談をして、まあ、第三小学校でやったのは非常にいいと。だからそういうよかったと、暗に教育長も直接聞いたようなことじゃないような、見たようじゃないような答弁なんですよね。やはり教育長、学校ですから、最高責任者はやっぱり教育長ですから、学校の校長と教育長とはもちろん相談をされなくちゃならないと思うんです。こういうことがもし相談されてないとすると、過去二、三年、日野市の学校の落ちこぼれとか、教育の問題とかいろいろな問題出てきたと思うんです。こういうことは私はやっぱり一番大切だと思うので、先ほど教育長のお話の中に、どうも学校と教育長の間にみぞがあるように感じたんですが、そういうニュアンスなものですから、もう一度ひとつお聞きをしたいんですが。（「みぞじゃない、U字溝だよ」と呼ぶ者あり）いまあちらの方でU字溝とかみぞとか言っていますけれども、そういうことは別にして、いずれにしてももう少し学校と教育長とのコミュニケーションというんですか、連絡とか、そういうものが私なくちゃいけないんじゃないかと思うんですが、その辺ひとつお聞かせいただきたいんですが。
○副議長（島村孝志君）　教育長。
○教育長（倉又秀作君）　学校と教育委員会とのコミュニケーションは、これは大変密接にいってると私は確信しておりますが、ただ、ある程度、たとえば今度の防災訓練、避難訓練だろうと思いますが、それの訓練などで、三小が非常にうまくいったと、こういうようなことをまず先生方に理解してもらう、そういうことではこの次の校長会ぐらいに、あるいはその三小の校長も来ておりますから、そこでもって発表してもらいまして、そして今後それについて各学校が、その実情に応じてやはりやっていかなければならんし、それからいつでも消防署がすぐ来てくれるかどうかということもいろいろ問題があるわけですね。その辺のことを考えながら、実際に即して、そのようなものも一つのサンプルとして、ひとつ大いに参考にしていい態勢をつくりなさいということを私は要望したい、こう思っております。以上です。
○副議長（島村孝志君）　飯山　茂君。
○四番（飯山　茂君）　教育長ですね、大変申しわけないんですが、私がいま一般質問して大変よかったということなんですが、だから、いま飯山に聞いたから、じゃあ教育長が三小の校長を呼んで聞こうというんじゃなくて、少なくともこれ七月の六日にやられたんですよね。ですから、そういうみぞなり

U字溝なりが私は欠けてるんじゃないかと、こう言いたいんですよ。正直言いましてね。教育長、そういうことなんで、ひとつ、これは要望ですけれども、答え結構ですから、やはりパイプのつながりを十分ひとつしていただきたい。

病院事務長、大変結構なんですが、もちろんあれだけの病院ですから、火災に対する設備も当然でしょうし、それからもちろんいろいろありますけれども、私は地震が起きたらあの患者さんを一体どう扱うかということで、一番最後に避難所として、大きくなれば多摩平公園に収容するんだという答弁でございますので、了解しました。十分そういう面をやっていただきたいと思います。

最後に、いま市長から答弁をいただいたんですが、もう一度市長、ちょっとつけ加えていただきたいんですが、（「しつこい」と呼ぶ者あり）しつこくない。最後に市長のこれからの、なお一層の防災対策に対する所見をお伺いしたいと思うんですが。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどお答えしましたのは避難所の標識だけのことに関してお答えをしたわけでありまして、伊藤部長は消防水利のことを年次的にやる、これはわれわれの約束事になっておりますから、その点はそのように御理解をいただきたいと思っております。それから、防災対策ということは大変奥行きの深いことでありまして、考えれば考えるほどむずかしさが伴うわけであります。そしてまた考え直しますと、結局は平素のごく常識的な対策が基本であるということに戻ってまいる感じであります。したがいまして、いまお話のありました関係専門家がごくわかりよくまとめております「発生時の十のポイント」とか、こういう初期行動、あるいは伴いますところの初期活動というものがきわめて重要だということになってまいります。そこで、なるべくわかりいいパンフレットをつくって、そうしてもう本能的に、暗やみでも行動がとれるぐらいな、こういう常識化しておくことが一番基本であろう、このように考えております。後の質問の方もございますが、防災住民組織ということは、われわれもこれまで言葉にし、なるべくそういう組織化ができればというふうに考えておりますけれども、これは言うべくして、しかも非常に困難なことである。まあ時間が多少過ぎましたらそういう活動が可能になってまいりますが、一番初動の段階におきましては、何といいましてもやっぱり生命を守ってけがをしないようにしてもらう、これがもとでありますし、またそれは本人の行動以外には成り立たないわけであります。特に小さい赤ん坊でありますとか、あるいは病人でありますとか、寝たきりの人などにつきましては、介護の手段が用意されてなければなりませんが、普通の体の、自分で自分の行動がとれるという方には、やっぱりふだんに、どう

いうふうな避難をするかということで考えていただきたいと思っております。防災対策という言葉は、私はむしろ行政側が使う言葉であって、個人個人は避難対策で十分である、このように考えております。なお一歩進んで、消防団でありますとか、あるいは自治会組織でありますとか、もっと人のお世話のできる立場の方には、進んで防災組織に活動していただかなければなりませんが、ごく一般的な市民には、なるべくパニック状態を起こさないようにしておくということ。なおまた大きく、ふだんは何を心がけるべきかといいますと、やっぱり災害に強い町をつくるという都市計画そのものに根拠がなければならない、こう思います。水のことあるいは食料品のこと、医薬品特のこと、これらにつきましては、ある程度の市内の備蓄があるわけでありますから、これを活用できる道を開いておく、これが私の大まかな考え方でございます。またそういうことで部内を指導をし、組織化しようと考えております。

○副議長（島村孝志君）　これをもって七の一、地震対策に関する質問を終わります。

続きまして七の二、標識と看板の管理についての通告質問者、飯山　茂君の質問を許します。

○四番（飯山　茂君）　続いて標識と看板についての質問をさせていただきます。前段の避難場所の標識板は市の段階で解決できる問題であると思います。道路上にある各種の標識について、市の管理下でないものが多くあると思います。市内を見ますと、道路、電柱、防犯灯、交通標識や各種の看板が立てられております。「学校・幼稚園あり」「踏切あり」など警戒標識、「とまれ」「徐行」などの規制標識、それから指示標識、「通学路」「学校」などの標識等、数多くあります。それに加えて「徐行注意」「急カーブ注意」などの看板が立てられております。そこで、それぞれの標識の管理と監督についてはどこでするのか、この点を明快にお答えいただければ幸いだと思います。なお、「開店祝」「建て売り」関係の、俗に言う立て看板の管理はどこでやるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　飯山　茂君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。道路標識には道路法及び道路交通法等の規定で、公安委員会等道路管理者が設置する標識がございます。このうち道路管理者が設置する標識は、案内標識と警戒標識でございます。お尋ねの通学路標識は警戒標識とされ、道路管理者が設置することになっております。この通学路標識は、昭和四十二年に通学路法が制定されて以来設置が進められ、当市の場合、この十年間に約四百一本が設置されております。昭和四十六年当時の設置数は毎年十八本前後が設置されており、十年以上経過した標識は設置総数の一〇％程度となりますが、十年経過しますと風雨等によ

り損傷も目立ってまいりましたので、したがって、これらさびあるいは倒れている等の損傷の目立つ標識は、新設分とあわせて、年次的に逐次立てかえが必要となっておりますので、立てかえる方向で努力したいと思います。なお道路に立っております立て看板、電柱等に立てかけてあります立て看板につきましては、市の管理課が許可をして立てさせております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　ただいまの答弁を聞いていますと、ほとんどが公安委員会の答弁であるというように私は感じます。「急カーブ」あるいは「徐行」それから看板の下に市と警察の名前が書いてある、これは市かあるいは警察かどちらの管理になるのか伺いたい。また「通学路」それから「防火水利」と書いてある標識があり、これがきれいなものならいいんですが、雨風にさらされて真っ赤にさびております。赤さびた標識は目に見ても大変見にくい、いま部長が、徐々にかえていくんだというようなことですが、また通学の子供たちがふざけながら帰ってきて、うっかりその棒にさわると、さびてるから目にでも入ったら大変なことになるんじゃないかと、こう思います。また洋服なんか汚れて、赤さびですからなかなか落ちないんじゃないか、こう思うんですがね。いま伺っていますと、立てかえてるというんですが、私が日野市内を実は回ってみてるんですが、これが（写真を提示）これは教育長にも一緒に見ていただきたいんですが、これは学校の通学路の標識の看板なんですよ。それからこれは「防火水利」これも真っ赤にさびちゃってるんですよね。これも消火栓の上に「防火水利」とある。こういうふうにあるんですが、何か遠くじゃ見えないですからちょっと市長に見てもらって（市長に写真提示）こういうやつがたくさんあるんですよ。いま部長の話だと徐々にかえていくんだというんですが、全く日野市にたくさんそういうのがございますので、十分……。これは正直言いまして、子供がふざけてると目の中に入って、この間も困ったお母さんがいたんですよ。それで、幸いに、いいことに、土曜日にやって、土曜日の日は余り何でもなかった。痛い痛いという程度です。夜になってどうしてもしようがないというんで、さあ今度救急車探そうか何とか言ってるうちに、日野市に夜間診療があるというんで、非常にそういう面ではお母さん方が喜びましたけれど、そういう問題があるわけですよ。そういうものをひとつ十分管掌していただいて、立て直す方向をなお一層努めてもらいたいんですがね。いま建設部長は立てかえてるとおっしゃっても、なかなかいい言葉なんですけれども、実際に日野市全域見ますと、まだそういうのがたくさんあるんですよ。そういうことで、十分なるパトロールをやっていただいて、見ていただきたい、こう思うんですがね。時間もあれですから、最後にやっぱり教育の問題ですから、教育長、この辺をどうお考えになるのか、教育長にもう一度。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　通学路の標識などが少し古びているというもののあるのは、私も承知しておりまして、学校などとも、それからそういうようなもののある場合には、通学路の安全のためにも、いつも学校の先生方に、あるいは学校の校長に、その辺のひとつ点検は十分してくれと、こういうふうに言って、私たちそれを受けまして、そうして特にひどい場合、特にあそこ、われわれの通学路とは関係ありませんけれども、たとえば鏡がございますね。ああいうようなものが壊れてるような場合には、すぐにそれぞれの関係のところにお願いして、それを取りかえていただくとか、そういうような努力はしているわけでございますが、いま言われたような赤さびの標識というようなものについては、さらにこれを調べまして、そしてまた建設部の方へお願いしていきたい、こんなふうに思っています。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　防火水利の標識につきましては、一応立て看板の制度が変わりまして、今度消火栓の周りに黄色く縁取りするように変わりました。そういう意味合いにおきまして、非常に古いものにつきましては、順次市内をパトロールしまして除去していきたい、かように考えております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　いま教育長ね、私も注意して見てて承知をしているんだというんですが、これもう十年ぐらいたってるんですよ。教育長がここへ就任する前からずっと立ってるんです。それで見ておられるというのはちょっといただけないんですが。私もある議員さんみたいに余りしつこく言いませんけれどもね。（笑声）（「かなりしつこいぞ」「静粛に願います」と呼ぶ者あり）教育長、そういうことなんですよ。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　私の申したのは、こういうようなものがいまでもあるということを承知している、こういう意味でございますので、ひとつ誤解のないようにお願いしたいと思います。そういう意味で申し上げた、それについてこれからさらに対応していきたい、こういうことでございますので、よろしく。

○副議長（島村孝志君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　教育長のは了解しました。伊藤部長、いまの、確かに最近は「防火水利」のところには、確かに町を歩いても黄色くなっています。それはなかなか私は行政の中の前進の一つだと思っています。いまの標識について、やはり建設部長が答弁がありましたけれども、前向きに、交換なり

をするような形でするということを聞いてますけれども…。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　一応いま消防水利のあれを見たわけでございますが、これらにつきましては、下に、消火栓につきましては黄色い縁取り線に変わりました。そういう意味でこの看板は不要になるわけでございます。そういう意味で、非常に腐食の激しいところにつきましては一応取り除いていきたい、かように考えております。

○副議長（島村孝志君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　最後に市長にいまの総括まとめをお願いしたいんですが。（笑声）というのは、看板は取り外したというのは、看板取り外していないんですよね。これからやるんだと言ってるんだけれども、黄色い枠をやったら作業としては流れ作業のようなものですから、枠をやったらすぐ看板外すのが私は仕事だと思うんですよ。そういう面で、全体的には、今度私が質問したら、看板を外すんだなんて、看板外したとこないじゃないですか。ですから総括を市長にお願いしたい。市長いま首ひねってるからね（笑声）。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　通学路の標識でありますとか、あるいは消防水利の標識などが大変古くなって役をなしていない、かえって逆に市民に迷惑をかけておるということを知りまして、私も大変残念だったというふうに思っております。と申しますのは、恐らく、近ごろ通学路に対しましては、スクールゾーンとかいう、道路の入口にはみんな緑色の路面に色彩がつけて、色彩で標識されておりますし、それから消防水利にいたしましても、色彩によって標識するように変わってまいっております。その際に、そういう無用になったものを撤去するのが当然のわけですが、そこまで手が届いていない、つまり管理者が少し違うんではないかなど、このように伺っておりました。そこで、こういうそごによってかえって誤りが出てももちろんいけませんし、つまり前の古い町から都市になったという、そのテンポの速さが、そういうちぐはぐもまだ残しておる、こういうことでありますので、十分処理につきまして注意してまいりたい、このように考えます。

　もう一方の一般の看板につきましては、大変管理がむつかしいわけでありまして、言うなれば野方図の状態に、野放しの状態に放置してあるといわれてもこれは仕方がないと思っております。本来東京都がその管理当局であるわけですが、たとえば日野市に「緑と清流を」という大きな看板を出しましたものにつきましては、つまり形が大き過ぎて違法性があるので取ってほしい、こういうことが一度ありました。その理由が、他の看板を規制するために、つまり行政みずからが守ってほしいんだと、こういうことだったのですが、他を規制する相手の看板に

は何一つまだ改善策がとられておりません。そこで私はもう一遍「緑と清流」をひとつ掲げよう、このように担当者に指示をいたしております。そういうことを、つまり本来の市民意識に大変いい影響を与えてるものは取り下げて、そうしてモーテルや、何か変な看板は残っておる、こういうことでは世の中がよくなるはずがない、このように考えておりますので、そのあたりをひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（島村孝志君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　ありがとうございました。色彩管理の目で見る行政というんですかね、全くすばらしいと思います。いま市長初め各部長から適切なる御回答いただきましたことをありがたくお礼を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（島村孝志君）　これをもって七の二、標識と看板の管理についてに関する質問を終わります。

　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（島村孝志君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時五十三分休憩
午後三時二十四分再開

○副議長（島村孝志君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

　一般質問八の一、教育・福祉行政など施策の充実のため、五十七年度予算はより積極的な編成作業を実施せよについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔二十五番議員登壇〕

○二十五番（米沢照男君）　教育、福祉行政など施策の充実のため、五十七年度予算はより積極的な編成作業を実施せよと題しまして一般質問をいたします。私は先般の六月議会では、市長選挙が終わってから初めての議会であったということから、第三期革新日野市政が目指す施策の重点について一般質問を行いました。その質問を通じて、自民党政府と鈴木自公民都政による増税や各種公共料金の引き上げ、そして福祉や教育の切り下げなど、市民生活への犠牲と負担のしわ寄せによるきわめて深刻な実態を明らかにしながら、日野市政が革新自治体として、自民党の悪政から市民の命と暮らしを守る、その役割りが一層大きくなったことを、声を大にして強調をいたしました。その後の事態の成り行きは、御承知のように地方自治体にとって、私たち市民生活、とりわけ社会的に弱い立場にある人々にとって、きわめて厳しい情勢に直面していることはすでに周知のとおりであります。第二次臨時行政調査会の行政改革に関する第一次答申では、いままさに全国民的な大きな関心事となってお

りますけれども、この答申では、国の歩みの方向を変えるということを最大の眼目にいたしまして、第一に活力ある福祉社会の実現という名で国民への全面的なしわ寄せ、とりわけ福祉、教育行政での制度改悪が実施されようとしております。第二に国際社会への貢献の増大という名で、軍事力の飛躍的な増大を目指し、軍事大国への危険な方向がとられようとしております。そして第三に、簡素で効率的な政府という名で、国民へのサービス部門の縮小、公務員の削減、さらには大企業へのサービス拡大などがたくらまれております。第四に、地方行政の減量化という名で、地方自治体への過酷なしわ寄せ、自治権の破壊が強行されようとしております。しかも、こうした国の歩みの方向を変えるという企ては、憲法第九条の戦争の放棄を初め、基本的人権、生存権、地方自治権など、憲法の基本的原則をも真っ向から否定する、まさに恐るべき内容となっております。福祉行政では、年金、保険金の大幅な引き上げや、支給年齢の引き延ばし、老人医療の有料化、さらには児童手当の支給対象の圧縮などが対象として挙げられております。教育行政では、四十人学級制の凍結、教科書の有償化、私立大学への助成削減、さらには国立大学の学部、学科の整理、統廃合、奨学金への利子導入などが対象として挙げられております。そのほか公団家賃の値上げや生産者米価の引き上げ、さらには国鉄ローカル線の切り捨て等々、全く許すことのできない内容を含んでおります。国民生活破壊のにせの行革が、財界主導のもとに強行されようとしております。こうした厳しい情勢に直面している今日、十五万市民に責任を負う市長として、いわゆる臨調路線がもたらすであろう危険な方向と過酷な犠牲と負担をしわ寄せする、こうしたやり方にあくまでも市民の暮らしを守る立場から、新たな決意が要求されていると私は思います。そして広範な市民の期待にこたえた、適切な対応が求められていると考えております。革新日野市政の果たすべき役割り、責務はこれまで以上に重大であろうと私は考えます。以上のことをまず冒頭に強調しながら、具体的な質問に入ります。

この八年間、革新日野市政のもとで、心身障害者や老人、そして働く婦人や子供たちなど、社会的に弱い立場にある市民への福祉行政を初め、保健衛生、医療の充実、商工業、農業など産業の振興、さらには教育、文化、スポーツ行政の充実、緑と清流を取り戻す環境整備等々、市民の要求と期待にこたえて行政水準を着実に向上させてきたことは、すでに選挙の結果に示されております。多くの市民から一層期待が寄せられております。そして高い評価が下されていると私は考えております。すでに、これまでの八年間の革新市政のもとで、こうしたさまざまな施策が前進をし、具体的な行政水準の引き上げが行われてきたことは、私があえてここで強調するまでもないと思います。

そこでお聞きしたいわけでありますけれども、この八年間の施策を振り返って、森田市長の公約に照らして、現在までの行政の到達点、行政水準についてどのように認識をされておられるのか、福祉、教育、そして消費者行政について、それぞれの担当の立場から御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　お答え申し上げます。公約につきましては、私の感じでございますけれど、逐次実施しております。他市と比較いたしまして、平均的水準には達している、このように思っております。それぞれ各市の特徴がございますが、日野市は日野市としての特徴がございますけれど、あえて挙げればそのように私は感じているわけでございます。以上です。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　ただいまの御質問に対してお答えさせていただきます。公約に対してどの程度の水準にまで達しているかということについての評価、これはなかなかむずかしい問題だとは思います。しかし全般的に言えば、私はこちらへ勤めさせていただいてから七年余りになりますけれども、その間、教育に関しては一歩一歩やはり前進しているということは確信できるように思います。したがって、その外的条件を整えていただくということを踏まえて、私たち教育の内容をいかにして充実していくかということを、そういうことに努力してきているわけでございますが、そのことについては、いつも言いますように、手術は成功した、しかし病人は死んだというような形のないように努力しているわけでございますが、そのことなどについては、むしろそれを担当する教育委員会に対しての、むしろ皆さんの御批判を聞かせていただかなければならない、こんなふうに考えております。以上。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　消費者行政につきましては、五十四年以降につきまして、一応、消費者学園を五十五年度におきましては初めて計画したわけでございます。これが非常に好評でございまして、本年につきましては、大体消費者学園については二回ほど実施したい、こういうことで予算化をされているわけでございます。それから、特に消費者団体が提唱してございます合成洗剤の追放の関係、あるいはその他について、一応消費者学園の中でもそれらいろいろ検討している。それから出前映画会、あるいは消費者生活相談員という制度が昨年から実施されているわけでございますけれども、これらのあれにつきましても、前年より一歩進んだ形で消費者行政に取り組んでいるということが言えるかと思います。以上です。

○副議長（島村孝志君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　御質問の三点にかかわる全般的な財政面での実績についてお答えいたしたいと思います。確かに八年間には財政的にはいろいろなことがございました。なかんずく昭和五十年のオイルショックによる財政危機は、これは自治体の歴史上特筆すべきほどの財政危機でございました。当市におきましても、当初組みました予算を年度途中で一〇％削減、一〇％凍結というような非常手段をもって乗り越えた時期もございます。その後サンセット予算方式、あるいはゼロベース予算等々、財政を取り巻く環境といたしましては厳しいことの連続の中にありました。そういう厳しさを考えた上で、まあ自己評価といいますか、いたすならば、私は日野市の財政力の範囲内としては十分に市民の期待にこたえるよう努力している姿は出ていると、そのように感じております。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　私のこれからの質問は、かなり数字が出てまいります。そのために前もって御答弁をいただく担当者には資料を御提示してございますので、その資料を見ながら、ひとつ御答弁をいただくようにお願いをいたします。私はこの七月から八月にかけまして近隣四市、八王子、立川、府中、多摩この四市の行政調査を行いました。その結果をいまお手元に御提示いたしましたように、比較一覧表とグラフにいたしまして、見やすいようにしてまとめてみました。この資料をもとに、以下順を追って具体的な質問をいたしますので、積極的に受けとめて御答弁をいただきたいと思います。

　まず教育行政についてでありますけれども、小中学校の教材教務費の問題であります。資料を一見しておわかりのように、児童一人当たりの教材教具費、日野市は五千十八円であります。府中が七千八十九円、多摩が七千百二十八円、立川が八千三百六十七円、八王子が七千七百十二円、これは小学校の場合であります。中学校は、生徒一人当たりの教材教具費は、日野が六千六十九円、府中が一万三百八円、多摩が八千二百三十八円、立川が一万百八十八円、八王子が一万三百二十二円となっております。小学校ではトップは立川でありますけれども、その立川と比較して三千三百四十九円、中学校の場合ですと、八王子と比較して四千二百五十三円、それぞれ大差がついております。児童生徒それぞれ一人当たりの差がこれだけあるわけですから、教育行政の中身の問題として重視をせざるを得ません。この数値でも明らかなように、日野市の教材教具の充足率は周辺市と比較して残念ながら相当低い。したがって、学校現場での実態は、年度末になりますと、あれも足りないこれも足りない、こういった状態に置かれていると私は聞いております。水道の水の出が悪いとか、体育館のガラスにひびが入っている、予算が余ったらやろう、こういう問題とは性質の異なる問題であります。決して軽視のできない問題だと私は理解をしております。したがって、かけ声だけで行き届いた教育は実現できるものではありません。私はここで、教育基本法やあるいは教育行政の組織及び運営に関する法律を引用するまでもなく、必要な教育の諸条件をきちんと整えていく、これが教育長、教育委員会にとって必要不可欠の中心的課題であろうと思いますし、責務であろうと私は理解をいたしております。近隣四市との比較、これは五十四年度決算での比較でありますけれども、これほど大きな開きが生じてしまった。このことについて教育長、企画財政部長はどう考えておられるのか、その見解を伺いたいと思います。教材教具費の予算執行額を児童、生徒一人当たりで五十年度と五十四年度との比較をしてみますと、棒グラフで明らかに示されておりますように、小学校では五十年度五千二百八十一円であったものが、五十四年度では五千十八円と、実質五％ダウンをしております。中学校では五十年度七千五百七十五円から六千六十九円と、何と二〇％もダウンをしております。立川市を一つだけ例を引きますと、五十年度対比で、小学校が児童一人当たり五千百七十九円から六千四百三十四円と二四％アップをしております。中学校では生徒一人当たり五千五百十六円から七千十一円と、二八・五％アップされております。物価スライドも考慮しない、児童生徒の増加も勘案されない、こういうことでは、実質的にどんどんレベルがダウンしてしまうのはあたりまえであります。私は教育長、教育委員会、そして財政当局の、教育内容の充実という、教育の基本にかかわる重要問題に対する姿勢が問われる問題ではないかと思います。さらには、予算編成のあり方について、鋭く問われなければならない重要な問題だと理解をいたしております。こうした教材教具の実質的後退、レベルダウンに対して、教育長、企画財政部長はどう認識されているのか、何を考えているのか。私は五十七年度予算では、少なくともおくれを取り戻すために、大幅増額の計上をする必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

　次に、教育振興費の負担金補助及び交付金についてでありますが、具体的には父母負担軽減費についての質問であります。この父母負担軽減についての近隣市との比較についても、手元に提示した一覧表で一目瞭然でありますが、この資料について若干説明をいたしますと、これは五十四年度決算の比較で、小学校では児童一人当たり日野が四百二十八円、府中が九十六円、多摩が千五百八円、立川が二千百二十二円、八王子が四百三円。中学校では生徒一人当たり日野が九百八十円、府中が千九十円、多摩が五千八百九十三円、立川が六千四百四円、八王子が千五百十二円となっています。これを小中学校合算してみますと、児童生徒一人当たり立川が八千五百二十六円、多摩が七千四百一円、そして日野が千四百八円ですから、父母負担軽減につい

ては、金額に差があり過ぎて比較にならないというのが率直なところではないかと思います。父母負担軽減についてさらに突っ込んで比較検討してみますと、移動教室、修学旅行に対する補助では、日野は御承知のように、小学校、中学校とも一人二千五百円であります。多摩では小学校一人四千百円、中学校では一万六千九百円、立川が小学校六千五百円、中学校一万三千円となっています。そのほか各市の特徴点をピックアップしてみますと、府中では中学校生徒会、これはクラブ活動に対する補助でありますけれども、一人千百円、多摩では教科書指導書補助として教師に対して五十四年度八百二十一万円が支出をされております。立川では父母負担軽減教材費補助として、小学校一人千三百七十円、中学校一人二千七百三十円がそれぞれ支出をされております。以上、近隣市と比較してかなり差がある現状でありますけれども、さらに日野市の父母負担軽減の推移をたどってみますと、五十年度には父母負担軽減費として総額三千九万三千六百二十九円の予算執行がなされておりますけれども、これは児童一人当たり千七百九十一円という額になります。五十五年度では総額千五百九十六万五千五百円、児童一人当たり七百二十二円、五十年度対比では四〇%までダウンをしております。内容について簡単に触れますと、五十一年度に小中学校の入学祝品が、五十三年度には通学費の補助が、さらに五十四年度には小学校の五年生の移動教室補助、中学校の二年生の移動教室補助がそれぞれ相次いで廃止をされてきています。教育の切り捨てと言われてもやむを得ないような大幅後退であります。なぜこうした後退を続けなければならないのか、私は全く理解ができません。教育の私費負担軽減という、教育行政にとっても重要な課題であるこの問題に対して、教育長並びに企画財政部長はどう考えておられるのか、答弁をいただきたいと思います。

引き続き続けます。グラフにも示されておりますように、文部省の調査によりますと、小中学校児童生徒一人当たりの教育費における父母負担は、四十九年度には、小学生の場合四万八千九百七十三円、中学生の場合六万一千五百十五円であったものが、五十三年度では小学生が六万九千百十二円、中学生九万七千百四十円と大幅に増加をしてきております。それだけ家計へのしわ寄せがひどくなっている実態が数字の上にも示されておりますし、消費者物価指数も四十九年度を一〇〇として五十四年度には一三四・六と、年々上昇をしてきております。冒頭に私が強調しましたように、市民生活を取り巻く情勢はかつてなく厳しいものがあります。それだけに日野市の教育行政に寄せられている市民の期待は大きいと思いますし、その期待にこたえていかなければならないことは言うまでもないと思います。それは触れ合いと思いやりのある行き届いた教育、教育行政であろうと確信をいたしております。革新日野市政が当初から掲

げてまいりました十大基本政策の中にも、当然のこととして父母負担の軽減を図っていくということが明記をされています。父母負担が軽減されるどころか、逆に年々負担増加が進行している状態では、何としても是正を図っていかなければならないと思います。したがって、十二月の補正予算か、五十七年度予算で父母負担軽減費を大幅に増額すべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。答弁を願いたいと思います。

次に教育振興費の扶助費、就学援助について質問をいたします。御承知のように、就学援助は学校教育法第二十五条の、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」、こう規定をされておりますし、就学困難な児童及び生徒にかかわる就学援助についての国の援助に関する法律などによって、これまで援助が行われてきたわけでありますが、私の今回の質問の趣旨は、もっとやる気を出して、意欲的に、積極的に援助すべきではないか、こういう点であります。近隣各市との比較一覧表を見ていただければ明らかなように、扶助費、いわゆる就学援助費の予算執行額は、五十四年度決算で児童生徒一人当たりの額は、日野が千八百七十四円、府中が四千三百七十四円、多摩が八千四百三十一円、立川七千百三十二円、八王子三千六百四十円となっております。児童生徒一人当たりの就学援助費の予算執行額が、多摩市では日野市の四・五倍になっています。なぜ日野市だけがこんなに就学援助費の予算執行額が少ないのか、日野市だけは高額所得者が多いために、援助したくとも援助しようがない、こういうことなのか、決してそうではないと私は思います。この点についての教育長の答弁を求めます。就学援助の児童生徒一人当たりの額では、先ほど申し上げましたように、近隣五市の中では多摩が八千四百三十一円で予算執行額が最も多いわけでありますけれども、多摩市の場合、私の調査では、たとえば南諏訪小学校の全校児童の三五・二%が、西愛宕小学校では四七・三%が、中諏訪小学校では四一・八%がそれぞれ就学援助を受けております。多摩市ではなぜこんなに対象者が多いんでしょうか。就学援助に対する近隣各市の取り組みの状況につきましては、教育長もすでに承知しておられると思いますので、私がここで逐一披露するまでもないと思います。時間の制約もありますので割愛をしますけれども、具体的に私は提言をいたします。意欲的、積極的に受けとめていただきたいと思います。

私の提言は、まず第一に、教育援助に対する教育長、教育委員会の姿勢、考え方の問題であります。釈迦に説法かもしれませんけれども、義務教育はこれを無償とするという憲法の規定から言えば、すべての児童生徒の義務教育にかかわる経費の一切は公費で負担すべきであります。しかし、今日の国の教育行政の実態から見て、地方自治体が、教育委員会が、就学援助を

必要とする児童生徒のすべてを対象に、積極的に援助をしていくという姿勢が、決定的に不可欠の課題だと考えます。第二に、こうした基本的立場から就学援助の制度利用を積極的に呼びかけていく必要があると考えます。少なくとも座して待つという姿勢であってはならないと思います。就学援助を受けることが世間体が悪いとか、子供の教育にマイナスになるとかという保護者の側に消極的な考えにとらわれてしまっている、そういった雰囲気が存在している、申請書が出しにくい、こういうことも事実であります。しかし、だからといって、何らの対策も講じないまま、制度を利用しにくい状態を放置しているのは、教育長、教育委員会の責任であります。教育長、教育委員会の積極性に大いに期待するところであります。第三には、就学援助の認定基準を大幅に引き上げる、そして経済情勢からくる生活実態に即して対象者を広げていく必要があります。予算を増額しなければならないのは当然であります。言うまでもありません。第四に、就学援助率を他市並みに高めていくためには、いまよりももっと申請手続を、そして条件を保護者の立場に立って改善する必要があると考えます。以上具体的に提言をいたします。教育長の答弁をお願いをいたします。

次に、教育費についての最後の質問事項でありますけれども、社会教育、スポーツ振興について質問をいたします。社会教育と保健体育費の五十四年度決算による近隣各市との予算執行額を比べてみますと、資料で明らかなように、市民一人当たりの額は、日野が五千七百三十円、府中が九千八百七円、多摩が三万六千百十八円、立川が三万七千五百五円、八王子が千五百二十円となっております。これはそれぞれの市で、たとえば体育館を建設するとか、グラウンドを建設するとか、そういった年度には当然予算総額が多いわけですから、単純な比較はできないことは百も承知で質問をするわけでありますけれども、そういった建設事業の予算執行額を除いて、市民一人当たりの額をはじき出してみましても、少し日野市は予算執行額が少ない、こういう実態であります。体育指導委員の報酬では、総額で比較しまして、日野が四十二万二千円、府中が百七十九万四千円、多摩が百四十四万、立川が二百五十九万二千円、八王子が五百三十三万五千三百十円となっております。これは前々から、体育指導委員に対する待遇の問題、処遇の問題については、何回か議会の場でも指摘された点でありますけれども、この点についても来年度以降、教育委員会としてどう考えておられるのか、御答弁をいただきたいと思います。教育長、企画財政部長から御答弁をいただいたあと、もう一度再質問いたしますけれども、市長からの答弁はその後、総括的にお答えをいただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　ただいま数字を示されて、具体的に日野市の教育行政における状況をいろいろ御指摘いただいたわけでございますが、これは大変今後に生かしていかなきゃならん、こんなふうに思っております。それで、たとえば、これを他市と比較する場合に、これは事務局でも少し考えてもらったんですけれども、それによりますと、市によって予算の組み方がかなり違っているということもございまして、ある場合には、ここで示されるほど大きな数字の開きもない場合が少なくない、こういうふうに考えております。たとえば備品の購入でございますけれども、教材教具ですね、教材教具の問題は主として備品のところでございますけれども、備品の購入費というような形ではじき出していきますと、特に日野は高いというわけじゃありませんけれども、そう大きな落ち込みはない、こんなふうに考えております。それからもう一つ教材教具と連関して、消耗品の問題が一つあるわけでございますけれども、これにつきましても、この表の中で、たしかAとBというようなことがありますけれども、日野の場合は、ほかの市では教育振興費の中に全部含んでやってるんでございますけれども、日野の場合は、学校管理費の中の需用費の中に取り組んでやってるというようなこともございまして、ここで示されるほど大きな開きはない。しかし全体としては、ほかの市に比べて相当額の開きのあることは事実でございますが、ただこれにつきまして、日野市の場合は、消耗品を買う場合にいろいろ工夫をしまして、ただ幾ら幾ら学校へというお任せではなしに、庶務課の方である程度きめの細かい配慮をして、一括で購入する、そしてそれを各学校に必要に応じて配布していくと、こういうような形をとって、そこで節約をするというような、少し節減方策なども工夫しておりまして、さっき米沢議員が言われたように、消耗品が足りなくて教育活動に差し支えがあるというような声は、私たちは一応聞いていないんでございまして、そして、もしある事情によってそれが足りない場合には、いま言ったような、手持ちの購入したものをどんどん配給するということで、教育活動に対しては支障のないような配慮をしておりますが、しかしこれにつきましても、ゆとりのある方がよりよいという面も一面においてはありますので、来年度などについては、他の市の状況、あるいは都が持ってる一つの運営基準というようなものもございますので、その辺などをひとつ十分配慮しながら、予算をこれから市長部局の方にお願いしていきたい、こんなふうに考えております。

それから、その次の私費負担軽減の問題でございますけれども、この私費負担軽減が日野市が大きく落ち込んでいることについて、さっきお示しになったように、たとえば入学祝品、あるいは通学費、あるいは移動教室、こういうようなものについての補助を、従来やっていたのを確かに切ったことは事実ですが、これは、たとえば五十一年はオイルショックというような

ことに対応しての、全体としての削減というようなことから、卒業の方はひとつお祝いだけれども、入学祝品と比較した場合に、やっぱり卒業記念品の方が必要じゃないかというような結論になりまして、片一方だけを残して片一方をカットした、こういう形になります。五十四年度になりまして、五年の移動教室とか、あるいは中学の方の二年生の移動教室、こういうようなものについては、一応カットされましたけれども、これは補助金検討委員会というのが設置されまして、その答申をもとにして、やはりこれを廃止するという一つの意見が強くてその辺を廃止している、という形をとったわけでございます。

それから、その次の就学援助の問題でございますけれども、これにつきましては、確かに日野市は大変少ないんでございますけれども、これは基準が低いということではなしに、申請主義でございますので、申請する方が多摩市とかあるいは府中市とか、そのほかの市に比べて比較的少ないということが、こういう姿になってあらわれてきてるわけで、一人当たりにすれば恐らくほかの市とほとんど変わらない、あるいはそれより高いというような形になっているわけでございます。それで、なぜ低いのか、この辺に一つの問題があるということをいま御指摘になったのかと思いますが、これにつきましては、私たち、確かに一種のコンプレックスというようなものが父母とか子供の中にあるというようなこと、あるいはそういうようなものがあるからそうなるんだというようなことをこれは認める、あるいはそういうふうに甘んずるということは決していいことではないので、やはり積極的に、受ける権利といっては悪いんですけれども、受けることも一つの方法なんだという軽い気持ちで、やはりそういうようなものについても対応していく、こういう制度がある以上はそれに対応していく、というふうな雰囲気が学校の中にも出てこなきゃならんし、父母の間にも出てくることを考えているわけです。そういうことで、父母へのそういうようなものを知らせるためにも、いろいろ改良を加えまして、学校を通してまず全校の生徒にそういうものを配る。しかしその後、学校を通してでも結構ですけれども、同時に教育委員会へ直接おいでくださっても結構ですというような形をとりながら、父母のそういうものへのこだわりというようなものをできるだけ少なくしていただこう、という配慮をいまでもしております。それから教育委員会としても、決してそういうようなものをけしからんとか、あるいはそういうようなものはもらわない方がいいんだ、というような姿勢で対応は決してしているわけではございません。その点をひとつ御了解いただければ大変ありがたいと思います。それから今後とも、申請手続の簡素化というようなことについても、これからもう少し検討していきたい、こう思っておりますけれども、しかし、なかなかその手続の簡素化というのは、口では簡単でございますけれども、さ

あどうするかということになるといろいろの問題がありまして、また他市などの状況などを十分参照しながら、その辺の改善もひとつ加えていってみたい、こういうふうに思います。それから認定基準をどうするかということですけれども、日野市は確かに生活保護者の所得の一・五倍というのを一つの限度にしてやってるわけですけれども、市によってはその収入の一・八倍とか二倍とか、そういうようなものでやってる市もありますけれども、結論的には、日野市の方は他の市に比べて一・五倍というのは、実質的には最高に近い水準になっているということも御理解いただきたい、こういうふうに思います。

それから社会教育とか保健体育でございますけれども、これに関しましても、さっき申しました、米沢議員も申されましたように、その年によって建設をしたとか、あるいはその他いろいろな事情で大きくふくらんだり、あるいはそれがしぼんだりする、その上下があることは御存じのとおりでございますが、そういうものを抜きにして考えました、私たちの体育課で算定してくれた数字でございますけれども、それによりますと、市民一人当たりは、日野市では七百九十四円、それから府中市では九百五十円、多摩市はかなり大きくて千四百四十円、それから立川市は千百三十六円、八王子市が五百七十六円、こういうことで、下の方から二番目ぐらいでございますけれども、それでもそう全体の中で出てくるほどの数字で低くないということでございます。それで、なぜそんな低いんだろうかということを考えてみますと、一つは人件費ですね、体育指導などに関する人件費が低いということも一つありますが、しかしもう一方では、比較的施設が、やはり日野市の場合には、体育、社会教育、両方に関して施設が比較的少ないものですから、それの運営費とかあるいはそれの管理費とか、そういうようなものがどうしても他の市に比べて少ないということがあるわけで、活動そのものが、そのために非常に低下しているというふうには理解していないんでございますが、しかしこれもより多い方がいいに相違ありませんので、この辺などについては、今後社会教育の、あるいは社会体育の重要性に伴って、今後どのようにそれを重視していくか、それに対してさらにどれだけの費用がかかるかというようなことを積算して、五十七年度の予算などについては、その意見を十分市長部局の方へお願いしたい、こういうふうに考えております。どうも抜けたところもあるんじゃないかと思いますが、一応そんな回答をさせていただきました。

○副議長（島村孝志君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それでは御質問の点についてお答えいたしたいと思います。個々の項目につきましては、ただいま教育長の方から答弁がありました、そのような内容というふうに御理解いただいて結構だと思います。ただ私は、これら教育費全体について、本質的といいますか、一つの大き

な特徴としての御説明をいたしたいと思います。といいますのは、つい最近まで、いわゆる昭和五十五年まで、日野市は校舎づくり、いわゆる施設づくりに追われていたという一つの事実がございます。それを証拠立てるものとして、議員さんがお調べになった公債比率の表をごらんになれば、日野市の公債比率は断然高いわけでございます。そういう形の中で、つまり、いままでの日野市の教育は、量を賄うために努力してきたということを御理解いただきたいと思います。ここで学校建築のテンポも弱まりました。そういう、これからがまさに質の時代に日野市は差しかかるときだと私たちは考えております。そういう意味で申しますれば、五十七年度予算につきましては、当然質の向上という内容によって査定されなければならない、そのように考えております。ちなみに日野市の予算編成の一つの形としまして、経費を三分類いたします。ＡＢＣの三経費に分けます。Ｃというのは新規事業でございます。Ｂというのが委託事業のようなものです。Ａというのが経常事業でございます。教材費等はＡにランクされております。そのために前年実績の上に物価スライドの指数を掛けて算定していくという事務的な操作の中で行われてまいっております。そしてそのベースになりました前年度というのが、先ほどもちょっと私申し上げましたが、五十年、五十一年にかけてのオイルショックのときの一〇％切り捨て、凍結という、そういう措置の中でつくられたベースがあります。そのために他市より低いという傾向が出ていることは否めないと思います。なお、いまもちょっと申しましたとおり、質の時代の対応としての考えは財政当局は十分に持っているつもりでございますので、五十七年についてはこれらの点について十分勘案していきたい、そのように考えております。

それからもう一つの質問の中で、十二月補正ででもという御質問がございました。十二月補正のことをいまここで断言はできません。と申しますのは、十二月に上がってくる財源の関係がございます。財源の確保さえつけば十二月補正も否定するものではございません。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　教育水準の問題で、落ちるんじゃないか、こういうような御心配もありますけれども、それに関連して申し上げたいと思いますが、一つは、こういう財政上のかなり苦しい中ではございますけれども、日野市の場合には、恐らく、全国的にも大変珍しいんじゃないかと思うのは、各学校に研究委託として、授業研究の費用を計上していただいているということです。これは、授業というのは受験勉強のための授業じゃなくて、本当に学び方を身につける、あるいは自発的な活動を通してそれに参加する、というような授業を本当にやっていくにはどうするか、本当の意味の豊かな人間をつくるための、みずからをよく見詰める人間をつくるためにはどうするかというようなことを、やはり学校の教育、それも授業といってもただ教科だけではなくて、特別活動とか学校行事とか、そういう中でどう一体身につけさせていくのかというようなことについてのことを配慮しまして、ずっと各学校で、一人一人の先生がひとつ授業をやってごらんになったらどうですかという形で対応してやって、それがだんだん地についてきたというふうに考えておりますが、こういうようなことは、日野市も教育の内容について深い理解を市長部局が持ってくれている、こういうふうに考えております。

それからもう一つは、やはり幼児教育の一つの重要性というようなものから、現在幼保一元というんですか、本当の幼児の教育はどうあるべきかというのを、ただペーパープランじゃなしに、本当の、実際に即してのあり方を考えていこうというようなことで、現在市長部局などでも、これについての検討をしていただけるというようなことを見ましても、教育の内容などについても非常に深い理解を示してもらっているんじゃないか、こんなふうに思っております。以上つけ加えて申し上げます。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　私の限られた時間、五十五分までであります。いまの答弁、言いわけに次ぐ言いわけとしか私には聞こえないわけですけれども、教育長がそういう認識では、来年度以降の中身のある教育行政はとても期待できない。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）こう実感として言わざるを得ません。周辺市と比較してそう差はないんだという認識では、私は教育行政の中身を底上げすることはできないと思うんです。いかにも他市と日野市は予算の組み方が違うから、比較すればこうだけれども、実際はそんなに差はないんだよということを教育長言いたいんだろうと思うんです。私は七月の段階でこのグラフをつくってみました。大変な差です。たとえば教育振興費の中の需用費、小中学校で日野が児童一人当たり四百三十円、生徒一人当たり四百四十円なんです。府中や多摩や立川はそれこそ六千円も九千円も組んであるわけですね。なんでこんなに違うんだろうかということで、八月へ入ってもう一度私はこの表をつくってみたんです。そこで予算の組み方が若干違うなというのは私もわかりました。ですから、教育振興費のたとえば需用費とか消耗品費だけの比較ではこれは適切な比較じゃないということから、教育振興費と学校管理費、それぞれ別に需用費や、そしてその需用費の中身として消耗品費が計上されている。両方の消耗品費を足してそして比較してみないと、これは適切な比較ではないということで、実はこれ、つくり直した資料なんです。ですから、ここでも数字的にはっきりしてるじゃないですか、小学校の場合、児童一人当たりのいわゆる消耗品費、これは立川と比べれば三千円以上差がある。多摩や八王子、府中と比べて二千円以上も開きがある。中学校では四千円も開

きがあるわけですね、これは一人当たりですよ、そうして消耗品費が足らないという話は聞いたことないと言っていました。私はこの春聞いてるんです、直接。そこで調べてみる気になったわけですけれども、この一人当たりに対する教材教具費、消耗品費の少なさは、これははっきりしているんです。私のこのデータが間違ってるなら具体的に指摘してください。ですから、いろいろオイルショックの問題だとか学校建設の問題、いろいろ言われました。私もそんなことは百も承知で質問してるんです。しかし教育行政の中身の問題として、いかに、どういう事態になろうともこれだけは後退させてはならないという施策があると思うんです。私がいま指摘しているのはその分野ですよ。絶対に私は後退させてはならないそれぞれの施策だと思うんです。ですから、金があるとかないとかの問題じゃないと思うんですね。優先せざるを得ないでしょう。そのことを私は指摘をしたつもりであります。

そこで私の質問はまだまだたくさん残っています。この教育問題だけでやりとりできません、残念ながら。残りは十二月議会でやりますけれども、この教育の問題については、最後に市長から責任ある立場で、しっかりと受けとめた、積極的なひとつ答弁を期待したいわけでありますけれども、一つだけ、大変質問をはしょっちゃう形で残念なんですが、身近な問題、一つだけ伺っておきます。平山中学校の校舎、大変りっぱな学校が

建ち、完全給食も実施をされて、行き届いた教育を目指して授業が行われておりますが、京王線の騒音の問題、御承知かと思いますけれども、最近は間断なく電車が通過しております。そのたびに授業が事実上中断されるんです。私は少なくとも、過去に線路沿いで学校を建設した例があるし、その経験を踏まえて、当初からその騒音対策はとられてしかるべきだと思うんですけれども、残念ながらその騒音対策がとられずに開校され、今日授業が行われております。この騒音対策、授業に支障を来すわけですから、そう悠長には構えていられないと思うんですけれども、これに対して教育長、どうお考えですか。一点お伺いいたします。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　これについては方策を早急に実施しなければならん、こう思っております。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　企画財政部長、どうでしょうか。

○副議長（島村孝志君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　いま議員さんからの質問で、私は、そういう騒音問題があることを初めて知ったわけでございます。過去三沢中学というやはり京王線沿線の中学校を建設した経験がございます。そのときには防音林、あるいは防音壁等の、いわゆる電車騒音に対する配慮を設計段階からなされております。われわれの方でもその点について検討した記憶がございます。当然沿線に学校をつくる場合には、そのような配慮のもとに設計されているというふうに私は理解していましたが、いま聞きましたそういう状況であるという以上、それは早急に予算措置せざるを得ない、そのように考えております。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　時間の関係で福祉行政について質問をしたいと思います。日野市の福祉行政が自民党市政当時と比べて飛躍的に前進してきたことは、私が強調するまでもなく周知のとおりであります。市長選挙の際に私どもがまとめたパンフレットでも、革新日野市政八年間の百五十の実績ということで明らかにされておりますけれども、私がきょうこの場で、過去の実績については、時間の関係からあえて触れませんけれども、すでに提示をいたしました資料に基づいて何点か質問をいたします。まず老人福祉費の予算執行額でありますけれども、ごらんのように、他市との比較では、市民一人当たり日野が四千九十一円、府中が五千五百九十八円、多摩三千六百二十一円、立川五千八百三十八円、八王子四千五百九十八円となっております。かなり革新市政のもとで力を入れてきておりますけれども、近隣四市との比較では、決して飛び抜けて進んでいるとは言えないわけであります。これをさらに六十五歳以上の老人人口で一人当たりの額を出してみますと、日野が七万七千五百七十六円、府中が九万五百八十一円、多摩八万二千四百六十三円、以下省略しますけれども、そこに示されているとおりです。児童福祉費では、日野が市民一人当たり一万一千三百八十三円――全部言いません。省略します。多摩が二万三百十九円、それぞれ各市とも児童福祉費ではごらんのように日野市よりも多い状況にあります。私がここで申し上げたい点は、これまで八年間、福祉を充実をさせるということから、市民の要求にこたえ、積極的な施策を行ってきました。その点は、私だけでなく多くの市民が評価していると思います。しかし、かなりやってきたからということで、もし仮に一息入れるような状況がありますと、近隣市と比較してさらに差が出てしまう、こういうことです。したがって、これまでの八年間に力を入れてきた福祉行政は、引き続き力を抜くことなく前進を図っていく必要があるんだということを、私はここで強調したいわけであります。したがって、来年度、五十七年度の予算編成では、特に市民の声、市民の要求を積極的に福祉行政に反映させていくという立場から、積極的な予算編成が必要であろうと思います。この点についても、後で企画財政部長なり担当の福祉部長、あるいは市長から答弁をいただきたいと思います。

次に、学童保育に関連して、この機会に一点だけ確認しておきたい点があります。今回の近隣四市の行政調査によって明ら

かになったことは、予想に反して、学童保育を有料化をした、そしていまだに職員が長期臨時雇用の形態で事業が行われている、というところは一市もございませんでした。つまり日野市だけが有料化し、そして職員が臨時雇用のままであるという点であります。私は日野市の学童保育が有料化されたあの時点でも、法律的根拠について、予算委員会等々で再三質問をいたしました。疑問を提起をしてまいりましたけれども、いまもって釈然といたしません。そこで改めてこの機会にお伺いするわけでありますけれども、御承知のように、日野市の学童保育は五十四年度から有料化されてきております。この有料化は公共施設である児童館及び分館の光熱水費まで賄うという内容であります。学童保育事業の運営費として徴収をされているわけですが、いわゆる保護者負担金であります。この学童保育の保護者負担金を徴収している根拠は、法律的にも条例上も全くない。したがって、市民を代表する市議会での意思決定の場が与えられないまま、市当局の一方的な判断と責任において負担金の徴収が行われてきております。徴収された保護者負担金が、いまもって歳入では雑入扱いで処理せざるを得ない、こういう点を見ましても、この保護者負担金の徴収がいかに法律的に見て根拠が薄弱であるか、その不当性は明らかではないかと私は考えています。そこで福祉部長にお尋ねするわけでありますが、保護者負担金の法律的根拠はどこにあるのか、法律にもよらず、条例にもよらず、しかも市議会の意思決定にもよらずして、主権者たる市民への負担を実施できる裁量権が、果たして理事者、事務当局にあるのでしょうか。この点について御答弁をいただきたいと思います。市民が納得できる説明をいただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　最初の第一点目でございますけれど、確かに決算書、その資料をいただきまして、私どもこれを見たわけでございます。確かに決算上からいきまして、市民一人当たりから見ますと、日野市は、老人の例で申し上げますれば大変低いわけでございます。その他につきましてもそういうことが言えると思いますけれど、これにつきましては、やはり老人の対象人口といいますか、こういった基礎数値、こういったものも各市とも見なければなりません。そういう意味におきましては、先ほど米沢議員さんの方から、老人一人当たりの数値も挙げられました。そういうことでは私どもの方も理解するわけでございます。そういう中におきましては、確かに他市と比較して低い部分もございます。そういう意味におきましては、今後の予算編成ということでの御質問でございます。先ほど私の方も平均的な水準にいっているということを申し上げたわけでございますけれど、ただいまこういった比較の中から見れば、まだまだ市といたしましても拡充を図らなければならない、こういうふうな部分もございます。そういった面は理解しているわけでございますので、五十七年度以降につきましては、一歩一歩前進の方向で努力していきたい、このように思っております。

それから学童クラブの保護者負担金の法律的な根拠ということでございますけれど、根拠ということになりますと大変むずかしいわけでございますけれど、私どもといたしましては、東京都の指導に基づくことによりまして現在の徴収を行ってるわけでございます。この中の一部を読んでみますと、「おやつ代、児童に直接還元されるものの経費については保護者負担とするものではない、したがってその実費を徴収することは差し支えない」というふうなことで、一応指導を受けて、これに基づきまして市は雑入の方へとりあえず入れているというのが実態でございます。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　膨大なお調べになった資料、この資料を参考にさせていただきまして、五十七年度予算編成に役立てていきたい。私の方も前に資料をいただきまして、議員さんのお調べになった資料内容をかなり分析してあります。それらの点から今後の対応策を考えていきたい、そのように考えております。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　残念ながら時間があと十分きりありません。まだ消費者行政についても残っていますし、再質問、最後のまとめの意見など考えますと、あと一時間ぐらい欲しいところですけれども、これは、残された部分については十二月議会でやりたいと思います。

学童保育の負担金徴収の問題について一言だけ触れておきたいと思います。東京都の指導によって差し支えないんだと、こういうことで雑入扱いで、しかも条例もなしに、議会の意思決定もないまま、行政側の責任においてやってきている、私はこれは明らかに行き過ぎだというふうに判断をしております。私の手元に「条例と規則」という本があります。その写しがありますけれども、そこではこういうふうに書かれております。「真の意味での法治主義の原則を地方公共団体の行政の上においても貫こうとするのであるならば、憲法第九十三条第一項が、『地方公共団体にはその議事機関としての議会を設置する』と定めていることに照らし合わせてみても、少なくとも地方公共団体の住民などの権利、義務に関する一般準則は、その地方公共団体の住民を代表するものをもって構成される議会が制定する法規をもって定めなければならないということになるのである」と、こういうことで書かれています。これは解釈の分かれるところかもしれませんけれども、私は憲法を市政に生かすというスローガンを掲げている当市が、市民の代表である議会の

意思決定もないまま負担金を徴収するのは明らかに行き過ぎだ。こういうふうに判断をしております。時間の関係から一言だけこの点については触れておきます。

そこで、ひとつ市長の方から、これまでの質問のやりとりを通じての総括的な答弁をいただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　いま米沢議員の質問によりまして、われわれが一番自治体行政として力を入れて取り組んできております教育、あるいは福祉、あるいは市民生活、こういった面で、近隣の他市と数字的に比較して、かなりまだ懸隔がある、あるいは努力が不足しておる、ということを数字の上で具体的に示されて愕然としているという感じであります。年度予算の中の比率におきまして、特に教育費では、年度によりましては四〇％を超え、あるいは少なくも三五％前後は絶えず保ってまいっております。そのことから考えまして、決して教育に対する全般的な予算の配分がおくれているというふうには、実は考えておりませんでした。これまでほとんど毎年学校建設等がまたその中の大きな要素にもなっておるわけでありますから、一面率的なことだけでは必要な部分に必ずしも潤ってないといいましょうか、行き届いていない、こういうこともあろうかというふうに思っております。いずれにいたしましても、もう一度よく、せっかくいただいておりますこの貴重な数字の資料でありますから、よく分析をして、そうして比較も行い、また人口の急増とか学校建設とかいうのはわが市だけの事情ではなくて、南多摩各市もちろん共通であります。したがって、どのあたりに努力不足があるか、もう一遍よく数字の上でも検討をいたしたい、このように感じておるわけであります。数字に対しまして、何一ついま弁解がましいことを言う根拠もないと思っておりますから、謙虚に受けとめるということできょうはお許しを願いたい、このように思っております。

ただ、学童保育を一つの例にとって、行政の裁量権を逸脱をしていないかという指摘もありますが、仕事をするがいいのか、仕事をしない方がいいのか、ということを私は常に考えてみるわけでありますが、少なくとも住民要求には早く対応しなければならないところには、少々の不完全な部分があってもやっぱりやっていかなきゃならない。学童保育につきましては、特に法律上の根拠もないわけであります。しかし現実にはやっぱりやらなければなりませんので、むしろいまは数の方でその市民要求にこたえておる、こういうことであります。学校の給食費も必ずしも予算化によって議会の議決を経る、こういう手続ではなくて、まあ父兄、当事者との約束事で、ある程度の負担の均衡ということも、これも行政上必要だと、このように言わざるを得ないわけであります。御指摘の点につきましては、なお今後もっと根拠を明確にして、そして他市に、少なくも同じ条

件の中にある近隣市より水準が落ちるということではわが市としても大変不名誉なことだ、このように感じております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　時間がございませんので、最後意見を述べて終わりたいと思います。一々引用しませんけれども、民生費、衛生費、商工費、教育費等の伸び率という資料をお渡ししてあります。これは一番下に、五十年度対比でどれだけ予算執行額が伸びたのかという具体的な資料であります。これと各施策、たとえば社会福祉費だとか教育振興費だとか、全体の伸び率と比較してどうなのかという検討資料であります。これを一見しておわかりのように、主要な施策のほとんどといっていいくらい、一九二・二という予算執行額の伸び率と比較して、いずれもかなり低いところに位置しております。そういう点では重点を決めて、目的意識的に予算を組み、執行していく必要があると私は考えております。入るを図って出るを制するということは、かつて有山市長が再三強調されました。革新市政になってからも何回か強調されてきておりますけれども、これは健全財政のあるべき姿の一つを示したものだろうと思うんです。しかしこの運用は、あくまでも民主的に実践をされていかなければならないと思います。私は民主政治、民主的行政というのを、一口で言えば、市民が負担している税金を、市民の期待と要求に沿って正しく還元をしていくということだと理解をしております。健全な財政運営は、私がここで強調するまでもなく、あれも削りこれも削りして支出を抑える、財政にゆとりを持たせることではないと考えております。住民の福祉の向上を目指して、行政水準は絶対に後退をさせない、絶えず行政水準の向上を図っていく、そうして財政の建全性を保っていく、この基本的な立場を断固として貫いていく必要があると考えております。

時間の関係で、私は最後に一つだけ強調しておきたいと思います。五十年度との対比で、市税負担、五十年度は一世帯当たり十三万五千八百二円の税負担でありました。市税です。五十五年度は二十六万八千六百十三円、つまり五十年度対比で一九七・七の負担増加になっております。逆に私費負担の軽減費は、先ほど言ったように五十年度対比で四〇％というところまでダウンをしております。そしてさらにつけ加えれば、特別職の報酬は五十年度対比で五十五年度一七七であります。今度報酬の引き上げが追加議案として提出予定されておりますけれども、これがもし実施されれば、恐らく五十年度対比で倍の状況になるだろうと思います。したがって、私は先ほど申し上げましたように、市民が負担した税金を正しく市民に還元していく、こういう点からいって、私は市民感情からいっても、今回予定されている報酬の引き上げは、市民は決して歓迎しないであろう

し、私ども共産党市議団は、この報酬引き上げには断固反対であるということを最後に付言して、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　これをもって八の一、教育、福祉行政など施策の充実のため、五十七年度予算はより積極的な編成作業を実施せよに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時五十八分散会

九月二十二日　火曜日　（第五日）

昭和五十六年
第三回定例会

日野市議会会議録

第二十一号

九月二十二日　火曜日　（第五日）

出・席　議　員　（二十四名）

一番	黒川重憲君	十五番	板垣正男君
二番	市川芳太郎君	十六番	奥住芳雄君
三番	秦正一君	十七番	石坂勝雄君
四番	飯山茂君	十八番	滝瀬敏朗君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
九番	藤林理一郎君	二十三番	一ノ瀬隆君
十番	谷長一君	二十四番	竹ノ上武俊君
十二番	本間久君	二十五番	米沢照男君
十三番	橋本文子君	二十七番	高橋通夫君
十四番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君

欠席議員（四名）

八番	古賀俊昭君	二十六番	杉山寅三郎君
十九番	林重義君	二十八番	佐々木昭雄君

欠員

十一番　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	結城邦夫	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子　君

議事日程

昭和五十六年九月二十二日（火）

午前十時開議

一　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

午前十時十四分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十一名であります。

一般質問を行います。

九の一、市の大地震火災対策はこれでよいのかについての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

〔二十七番議員登壇〕

○二十七番（高橋通夫君）　市長並びに関係担当部長に質問しますが、明快なるところの御答弁を願いたいと思います。

昨日、飯山議員から、この地震火災に対しての質問がありましたので、重複を避けたいと思いますが、しかし確認の意味でダブるところがあるかもしれませんけれど、御容赦願いたいと思います。

昔からこわいものの代表として、また順位として、地震、雷、火事、おやじとかいうことが言われてますが、一説には「地震は雷、火事におやじは気をつけろ」ということだそうですが、これがいつの間にか「地震、雷、火事、おやじ」になってしまった、という説もあります。昔におきましては、この文明未開の時代においては、大地震、大洪水、あるいは山崩れ、大津波、大山火事、それらに対しては、これは大宇宙を支配する神のしわざであると恐れられていたわけですが、そうしてそうした人は、あしたに天を拝し地にひざまずいて、きょう一日が平和で無事であるということを祈り続けて、また夕べには無事の感謝をささげた。そうして生活していたということでございますが、そういう点から見ると、やはり地震は雷ということもうなづけるわけでございます。昔は、地震は大地の下で大きなナマズが暴れたとか、いうようなことを言われてますが、もういまは、小学校、中学校の生徒でもよく知っているわけですが、地震は、地球の内部の地殻の変動によって、ある部分が陥没して、そのときに震動が出る。その震動が地球の表面に伝わってくる現象が地震でございまして、地震はなぜこわいかと申しますと、一つには、地震が起きると、非常に広範囲の家がつぶれたり、人畜に大きな被害があるということでございます。ちょっとした火災であれば部分的でございますが、雷にしても部分的ですが、地震は、非常に広範囲においてそうした人畜に被害を与える、ということで恐れられているわけです。

二番目として、どうして恐ろしいかというと、地震がいつ起きるかわからない、ということでございます。現在の人知、科学の発達の程度では、地震がいつ起きるかというようなことは、まだはっきりしてないわけで、ときどき報告もありますが、まるで雲をつかむようなわけでございます。現在、人工衛星を打ち上げて、地球から他の天体に人間を運んだり、また、他の天体の撮影をしたり、いろいろそうした宇宙開発の研究が進んでおります。しかし、われわれ人類、人間自身が住んでいるこの

地球の内部の、どうなっているかということの研究が、まだ非常におくれているということは、残念なことでございます。

南米、地中海、あるいはそうした沿岸におきまして、火山国におきまして、しばしば大地震が起きて、その被害は非常に悲惨なものがございます。私は、世界の関係各国は、人類福祉のために、惜しみないところの予算をもって、この事業に取り組んで、そうして、そういうことを未然に防ぐようにしていただきたい。これは、五十年、百年を待たずして、地球の地殻の内部の研究が進んで、何月何日の何時ごろに何度ぐらいの地震がある、というような正確な予報ができる時代の来ることを、私は一日も早いということを心からお祈りしているわけでございます。

現在、日本において、地震研究家の周期説というのがありますね。それによりますと、約六十年に一回の地震が来ると言われております。そういうことから見まして、近くの例で申しますと、安政の大地震から大正十二年の大地震までは、約六十年でございます。それから、大正十二年から六十年となりますと、昭和五十七年が大体その年に当たるかと存じますが、そうした年の前後に大地震が起きるのではないかという、そうした可能性が多いとされているわけでございます。先年起きました新潟の大地震、伊豆の大地震、仙台の大地震等の被害にかんがみまして、関東地方の都府県においては、その防災対策に苦心しております実情でございます。

大正十二年の大地震が非常に被害が大きかったということは、地震だけでなく、地震と同時に大火災が発生したからでございます。さて、関東地方に起きた大正十二年のような大地震が起きた場合、わが日野市の大地震対策は、果たしてこれでよいのか、その点についてお尋ねするわけでございます。

まず最初に、先日われわれ議員に配付された、昭和五十六年八月一日現在作成の、非常配備態勢における職員招集計画表というのがあります。それは第一から第四までの非常配備態勢があるわけでございますが、第一非常配備態勢においては、三役、部課長、総務対策部二十二名、財政対策部七名、市民安全対策部九名、生活環境対策部五名、造成地等対策部十一名、建設十三名、福祉十六名、水道三名、教育七名、医療十一名、消防団四名、計百十一名ということになっておりますが、第二態勢におきましては、係長八十七名。第三配備態勢におきましては、六百六十四名。これにつきましては、区域がいろいろ分けてあります。栄町、新町三十六名、森町、横町、北原、金子橋、仲町、下町、今朝ヶ島、東町五十三名、それから万願寺、万願荘、下田、石田、新井、宮、上田六十四名、新井、石田、三沢――この新井は浅川の南側分だと思いますが、新井、石田、三沢、百草、落川、程久保、高幡、高幡台、百草台九十九名、南平、川辺堀之内、平山六十三名、豊田、東豊田、東平山、西平山百

名、日野台、多摩平九十一名、旭が丘三十一名、病院関係七十二名となっています。第四非常態勢におきましては、これは市外の居住者ということになっていますが、八王子市百七十四名、立川十五名、調布四名、国立九名、府中八名、昭島十二名、多摩市十六名、武蔵村山二名、町田五名、田無一名、福生十一名、小金井六名、東村山五名、稲城二名、秋川市十六名、小平四名、東大和一名、青梅十二名、三鷹六名、西多摩郡十七名、都内十五名、神奈川二十名、山梨十四名、病院関係四十名、計四百三十六名となってますが、この中におきまして、第一から第四までございますが、こうした非常配備態勢で、その一と二の相違ですね、これはどういう事態のときに発令するのか、そうしたり、これはだれが決めるのか、また、任務、権限はどうなっているか、その点をお尋ねします。

二番目として、第三非常配備態勢においては、総括責任者と責任者がありますが、その他にはないけれども、それはどういうわけか。

それから、自分の職場において遂行することが、地方公務員の務めでありますが、その本人の自宅の近くにおいて、火災が発生したというような場合は、そうした招集された職員はどうなるか。また、招集される職員に腕章等がもう渡されているかどうか。そういう点について最初に質問します。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　非常配備態勢の根拠でございますけれども、これにつきましては、第一次から第四次までございます。

第一次非常配備態勢につきましては、主に通信活動を中心といたしまして、災害の発生を防止するという準備の態勢が、第一次配備態勢でございます。

第二次配備態勢につきましては、おおむね十二時間後に災害が発生する恐れがあるというときと、それから局地の災害が発生したときに配備態勢がとられるわけでございます。

第三次配備態勢につきましては、市内の数ヵ所に災害が発生することが予想され、もしくは発生した場合に、この第三次の配備態勢がとられるわけでございます。

第四次配備態勢につきましては、災害が拡大いたしまして、第三次配備態勢で対処できない、こういう形の中で第四次配備態勢がとられるわけでございます。

それで、これらの招集につきましては、災害対策本部の条例によりますと、日野市長がその招集権者ということになるわけでございます。

それからその配備態勢に入りました任務等につきましては、一応、日野市の地域防災計画の中に、それぞれの班が編成してございます。それらの班には、大体部を単位にいたしまして、

たとえば総務部につきましては、災害対策班、あるいは庶務班、広報班、人事班、財務班、こういうふうな形で、各部単位ぐらいにいろいろの所管事項につきましての班の編成で、その所掌事務は、ここに書いてございます。これによりまして、その任務を遂行していく、そういうことでございます。第四次につきましては、責任者はございませんけれども、一応、第三次の態勢の中で、その所管は決まってございますので、その態勢の中に入るということで、特に明記はしてございません。

それから、自宅近くの火災につきまして、招集に応じられないというふうな形がございますけれども、やはりこれは、地方公務員というのは、全体の奉仕者ということの中で、やはり第一番目にこういう招集がかかった場合には、駆けつけるのが原則でございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　ただいまの回答で大体わかったんですが、駆けつけるということは、大変結構なことですが、駆けつけていて、そうした火災が発生したという通知があった場合、どういうふうにされるか。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　駆けつける際に、市内と市外ということが想像されるわけでございますけれども、直ちに市内の場合につきましては、最寄りのところから、本部の方に電話なり何なりで連絡しまして、その場で対処する、というふうな臨時応急ですか、そういう態勢もやはり考慮の中に入れなければいけない、と思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　私が質問しているのは、招集して市役所に来ていて、それで自宅の付近に火災が発生したということが市役所に入り、それが本人に伝えられた場合ですね。そうした場合、市ではその職員に対して、どういう処置をとられるか。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　配備態勢になりますと、全面的に本部長の指揮下に入りますので、本部長のやはり指示に従って行動していただく、そういうことになります。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　市長にお尋ねしますが、市長が総本部長で指揮をとっているときに、市長の近くで火災が起こった場合どうなさいますか。ちょっと……。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　責任者でありますから、責任者としての態度をとります。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　次に質問しますが、地震のために電話線が切れて、電話が不通になった場合、市では無線通信を利用するとか、あるいは自動車等で連絡する、ということになっているようですが、アマチュア無線会等の面と連絡はしてあると思いますが、具体的にはどういうことになっておるか、そうした点について御説明願いたい。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　一応、防災計画の中にそれぞれの所管事務で、その機関の長がございます。それらにつきましては、絶えず連絡を取っているわけでございます。

そのほかに市の態勢といたしましては、昨年度より防災無線機をキーステーションをつくりまして、それは順次いま拡張している。年次計画をもちまして、無線機を設置していく、そういう計画を持ってございます。現在、たしか五基程度防災無線機が設置されてございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　五基でもって、日野市全体に災害が起こった場合、市のすみずみまで各家庭に連絡がつくかどうか、その点について。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　広域な場合には、トランジスターラジオですか、電線等が倒壊してしまいますと、テレビは使えませんけれども、一応トランジスターラジオその他がそれにかわる、そういうことでございます。

それからこの防災無線につきましては、日野地域内のあれを、より細かに災害状況を把握する、そういうことで年次計画をもちまして防災無線を設置していく、そういう計画でございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　次が避難場所につきましては、昨日、飯山議員の方から質問があって大体わかったんですが、私が質問しようとした点は、市で河川敷を指定してありますが、そうした場合、大洪水が起きたときとか、あるいは水がたまっているときに災害が起きたとき、そうしたときは、ヘビが流れてきたりいろいろ危険があるんですけれど、市長が昨日のお話では、適当でない、学校というようなことがありましたので、了承したわけですが……。

非常時における食糧態勢でございますが、昨日、市長から食糧については心配ない、というようなお話があったんですが、しかしその貯蔵量とかそういうものについては大体市の方でどういうふうに把握されているか。

また、飲料水について、水道がとまっちゃって水が出ないというときに、各家庭にどういうふうな対策を持ってらえるか。

それから燃料です。都市ガスがとまっちゃったりした場合、プロパンガスによらなければならないんですが、用地等におい

て、そういうことについてどういう対策を持ってられるか。

火災が発生した場合、消防で消さなければならないわけですが、そうした消防水利の上で、水道が出ないということになると、たまっている水とか、あるいは用水とか、あるいはプールとかを使うわけですが、たとえば鹿島台とか三井団地の頂上方面に、そういうことのないようなところに火災が起きた場合、水利はどういうふうに考えていられるか。その点について御回答お願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　いわゆる大震災時におきます食糧の備蓄の関係でございますけれども、これは市内のお米屋さんが四十七店舗ございまして、それにつきまして、一応市と緊急の際には協力する、というような形で、委託契約書を取り交わしてございます。それで、おおむね三日分ぐらいはランニングストックしておく、そういう態勢でございます。

なお、スーパーでございますが、これらにつゆましても、応援協定を結んでございます。日用品につきまして、緊急の場合には協力していただく、そういうようなあれも結んでございます。

飲料水の件につきまして、水道部の所管になるわけでございますけれども、私の方の部といたしましても、ろ過器を購入してございます。これはプールとかそういうものにそのろ過器を入れますと、飲料に適するような操作をする器械でございますけれども、これを購入してございますので有事の際にはそれを利用する。

燃料対策につきましては、いろいろ関係の機関があるわけでございます。これはガス会社でございますけれども、ガス会社はガス会社のサイドで、一応防災計画にうたわれてございますけれども、その対応措置をとる。たとえば緊急重点地区を決めまして、そこへガスを配管するような形、そういった態勢をとっているわけでございます。プロパン地域につきましては、やはり初期のいわゆる市民の心構えが一番大事だ、そういうことの中で、地震に備えるテンポイントですか、こういったものは十分ＰＲしているわけでございますけれども、火を出さない、そういうことのあれがやっぱり初期については一番重大なことだと思います。これが不幸にしまして火災が延焼してまいりますと、結局、消防署でも手がつけられない、そういうような形でございますので、とにかく火を出さないということの中でＰＲをなおやって、こういう事態の出ないような形で対処していきたい、と考えております。

水利の問題につきましては、消火栓が一番基準としてあるわけでございます。そのほかに消防水利といたしましては、プールとか川、そういったものがいわゆる消防の水利としてございます。市内に相当数がございます。河川とか池、それからいま

高台という御指摘でございますが、これらにつきましては、貯水槽がやはり一番大事だと思います。これらにつきましても消防力の基準、あるいは消防署等の連絡を密にしながら消防力が比較的水準に達してない、そういうところには貯水槽を順次つくりまして、それでそれに対応していく。こういうことで現在も計画を持ってございますので、これらの計画を実施に移して、なるべくその貯水槽をつくっていく、そういう方向づけをしているところでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　食糧の点について、米とかパンとかめん類とか、そういうものは米屋さんが確保していると思いますけれど、野菜などについては、どういう計画をお持ちであるか。

それから先ほど山の上とか、そういうないところは貯水槽をつくるというような計画でありますけれど、あしたにも地震が来るかどうかわからないというときに、これからつくるというんで間に合うかどうか。そうした点で幾つぐらいつくる計画になっているか。いま、そういうないとこは何カ所ぐらいなっているか。

また、各市においては非常のときに対して、飲料水に対しても深井戸とか浅井戸、そういう検査等を行っているが、日野では市内にそうした井戸がどのくらいあるかとか、あるいはそうした水質検査等は済んでいるかどうか、そういう点についてお尋ねします。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　野菜等の対応につきましては、スーパーでも取り扱っているわけでございますけれども、やはり市民感情といたしましては、一たん有事の場合にはお互いに助け合うというような形の中で、恐らく近くの青果商ですか、これらについても協力を呼びかけていきたい、かように考えております。

貯水槽の件につきましては、いまちょっと手元に年次計画がございませんけれども、大体、毎年三基ないし五基ぐらいはつくっていきたい、こういう計画を持ってございます。

井戸の件につきましては、確かに市内には井戸が相当あるわけでございます。一応公害サイドで調査した井戸の数でございますけれども、約市内に百二十六本、これは工場の中も含めまして百二十六本ございます。一たん有事の場合には、それらの井戸の所有者についても協力を呼びかけていきたい、かように考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　先ほど、野菜はスーパーとかにある、というようなお話ですけれど、こういうときは、農協なり生産者の組合へ前もってこういう場合はこうしてもらいた

い、というようなことを契約しておいて、非常時の場合には野菜を出してもらうとか、そうした態勢がすでにできていなければならないと思うわけですが……。

次に交通等のことについてお尋ねしますが、地震によって電車もバスもとまってしまった、そういうようなときの職員の招集等は、まぁ車で来るとか、いろいろあるわけですけれど、そういうことはどういうふうにされる計画であるか。

なお、川嶋議員から先日お話があった立川、昭島、八王子等においては、議員の防災服とかそういうのを貸与しているとか、非常線の災害地の突破のパスポートを発行している、大変結構ですが、そういうことも非常に結構ですが、そういうことが間に合わない場合、われわれ市会議員に市会議員の腕章等を配付しておいて、非常の場合パッと出るようにしてもらうということを要望するわけです。

次に、非常時の場合の市の公共施設の業務はどうなるかということについてお尋ねしますが、市庁舎とか七生支所、多摩平支所等もございますが、そうしたときの非常の場合の重要書類の持ち出しとか保管とか、そういうことはすでに決まっておると思いますが、そういう点についてお尋ねいたします。

なお、電気もとまって自動信号等が作動しないというような場合、そういうときに、幼稚園とか保育園とか小学校の児童、園児の帰るときの指導はどうなっているか。そうした幼稚園等においても、すでにたびたびの待避訓練をやっていると思うんですけれど、そうした程度がどういうことになっているか。

なお、ごみ処理場において、機械の運転は続けるかどうか。

それからごみ処理の出先の運搬車、これはごみ処理も屎尿処理も同じですけれど、そうした機械の運転とか出先の運搬車に対して、どういう指令を出すか、そういう点についてお尋ねします。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　私どもの所管に属さないこともございますが、所管に属することについてお答えいたします。

大地震の場合には、九月一日に本庁の係長以上の職員につきまして、大地震の判定会議を招集された。こういうことの中で、一応招集訓練を実施したわけでございます。防災計画の中にもございますけれども、交通機関がとまった場合には、徒歩あるいは自転車、バイク、この辺のあれを、一応九月一日の場合には、原則として徒歩あるいは自転車ということで指定してございます。そういう形で来ていただく、そういう形になろうと思います。

それから、市立の幼稚園とか小中学校の防災訓練の実施状況でございますけれども、ことしにつきまして、消防署あるいは消防団に地域自治会等が中心になりまして、一応訓練を実施してございます。実績を申し上げますと、九月十五日現在で延べ百五十八回を実施してございます。この中で、約三万五千人ぐらいの人がその訓練に参加している。その中で、小中学校、これが延べ三十五件、約二万人。幼稚園が六園でございますけれども、七百名程度がいろいろの有事の際を想定いたしまして、一応、訓練に参加しているわけでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　累計というのは、いつからの累計であるか。

それからまだごみ処理場、屎尿処理場等の回答がないんで、お願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　一応、五十六年の一月から九月十五日現在でございます。

ごみ処理につきましては、大地震の警戒が発令された場合には、やはり実際に火を取り扱っているわけでございますので、その辺について埋火していく、そういう態勢でございます。

それから、ごみの運搬収集車が収集中にそういう地震が発生した場合には、道路の左側に寄りまして鎮静化を待つ、そういう態勢で、一時的にはそういう指導をしているところでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　それでは、次に病院、図書館、七生公会堂等について質問しますが、病院においては、患者の待避訓練等もやっていると思いますが、一番お聞きしたいということは、昨日飯山議員からも質問がありましたので、きょう質問したいということは、大地震で電気がとまって、これは夜と仮定しますが、そうした場合に、重症患者の大手術をやっているとか、あるいはまた分娩の進行中等において、どういう処置を病院でとられるか。

それから図書館、七生公会堂において、有料で借りて催しなり何なりやっている場合、ちょっと始めてそういう地震が来たような場合、あとは無料でやらせるかどうか。

それから火葬場において、火葬し始めて途中で地震が起きた場合、火をとめるかどうか、そういう点について。

○議長（滝瀬敏朗君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　地震等が発生いたしまして電気がとまった場合の処置でございますけれども、病院の中には現在自家発電機が二カ所ございます。電気がとまりますと、大体五十秒以内にこの自家発電機が動くことになっています。そういった中で、あるいは分娩とか大手術があった場合には、夜間、休日等につきましても、医師が待機しているわけでございますので、その自家発電機を利用いたしまして、手術とか、あるいは分娩に当たるということになります。以上でございま

す。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　図書館も無料で開放するかということでございますか。（「いやいや閉鎖するかどうかということです。無料というのは公会堂のことについてですよ」と呼ぶ者あり）それは、たてまえとしては、やはり閉鎖して帰っていただく、ということにしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　火葬場の埋火の関係でございますけれども、あすこの地域につきましては、周りが住宅が余り立て込んでございません。それで、途中のときには非常に判断が迷うわけでございますけれども、ケース・バイ・ケースで処理していきたいと思います。原則としては、やはり埋火という方向でいっております。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　ケース・バイ・ケースというんですけれど、ちょっとその前のことがはっきりわからなかったんですけれど、大きい声で……。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　火葬場のあります南側につきましては、墓地でございます。東側がちょっと距離がございまして、公園等がございます。そういった意味の背景も踏まえまして、一応火葬場の火葬中になった場合には、やはりそのときの状態によりまして、たとえば二時間かかるところを一時間半以上燃えていた、そういうような場合と、それから始めたと、そういうような場合には、やはりいろいろケースが違ってまいりますけれども、原則としては、埋火の方向で指導しているところでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　最後がわからないんだけれど、焼き終わるまでやるのかどうか、その点をちょっと。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　埋火ということですから、火を落とすということですね。ですからその状態にもよりますけれども、たとえば二時間かかるところを、一時間半燃えてた場合には、やはりこれは地震の揺れ等の中で一応それ相応についての対応を踏まえながらケース・バイ・ケースといいますか、一応埋火するか、あるいはそのまま継続するか、そのときの状況判断によってやる、そういう形で指導してます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　なるべくならば半焼けでなく、全部完了してもらいたいと思います。（笑声）

次に、大正十二年の大震災に遭ったとき、流言飛語があって、非常に人たちが人身の動揺をしているときに、流言飛語がある

と、次から次と付和雷同で、非常な惨事も引き起こすわけでして、大正十二年のときは、いわゆる朝鮮人騒ぎというのがあったんですけれど、そういうことについて、再びそういうことのないように情報――あのときは電話も切れちゃったし、ただ、次から次と伝わってくるそれを、本当のこととして、ああいうことが起こったと思うんですが、正しい情報を伝えて、そういうことのないようにしていただきたいと思います。

なお、いままでのうちにおいて、今後なすべき防火水槽とか、そうした点については、万遺漏なきを期して、こういうときがあった場合、適切な処置のとれることをお願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって九の一、市の大地震火災対策はこれでよいのかに関する質問を終わります。

十の一、豊田駅南口区画整理事業について、その後の進捗状況を示せについての通告質問者、大越久雄君の質問を許します。

〔二十二番議員登壇〕

○二十二番（大越久雄君）　豊田駅南口区画整理事業について、その後の進捗状況を示していただきたい、という通告質問をさせていただきます。

いままで、私もこれで三回目なんですけれども、この質問については…。なぜ質問するかということは、とにかく今回六千万円の調査委託料を組みまして、これを業者委託をしたという時点に立って、今後の進み方等についてお聞きしておきたいという関係から、通告した次第でございます。

いままで日野駅等の、神明上区画整理ですが、これはすべて区画整理方式で行ったために、日野の駅の周辺は、東の方の口は前よりも狭くなってしまった、という原因結果が起きております。西口におきましては、京王バス等がターミナルを持っておったために、それを駅前広場に併設をして、何とか駅前広場のかっこうをつくったということで、いまは立川や八王子、あるいは東京都内も行ってますけれども、これはすべて駅前の広場を確保していくためには、再開発手法を用いて行っていかなければ、その駅前地区の商店経営にしても、あるいは駅広、その他の公共的な機関についても、これはできないんです。こういう時点から、次の点を質問する次第でございます。

一点といたしましては、調査委託料を六千万円組みましたけれども、これについては、南口地域の整備委員会というものがございます。この委員会に、市は一回御説明に参りましたね。これのときに、A調査並びにB調査も含むんだというようなことで、若干御説明なさって、これはその調査については、業者に委託をして具体的に進めていくんだ、というような報告でございましたけれども、調査委託先等についてはどこに委託されたのか。

また、もう一点は委託の具体的な内容なんですけれども、た

だＡＢ調査というんですが、駅前とか、あれは全体の面はわかります。全体の面はわかりますけれども、駅前等については、再開発するのかどうかによって相当変化をする問題ですから、それらの案も具体的に調査委託の中に含まれて、一案とか二案とか三案とか四案というものが、あるかどうかについてお聞かせを願いたいと思うんです。

そして六千万円を組んだ内容ですが、当時説明した中では、区域の決定、それから事業認可までとる、というような六千万円の金額だというようなことであったかのように、予算特別委員会等には、説明なさったということですが、これはそうすると六千万円の内容で事業認可までの手続きをなさるのかどうか。それならば、いまの時点でいきますと、三月三十一日までにはとうてい、委託をした図面ができてくる程度でないかと思うんですが、今後の進め方等について、ひとつ明快にお示しを願いたいんです。

二点目といたしましては、駅前の問題についても「再開発手法という問題についてどうですか」ということを私が質問した際には、基本設計の中で、資金計画を含めながら、今後この問題については、十分検討をしていきますということで、この前の質問の際には答えられておりますけれども、これはやはり再開発手法というものは、昭和四十四年にこの法律ができました。これは四十四年につくられた法律で、この法律には、都市における土地の効率的な健全な高度利用と、都市機能の向上を図ることを目的としており、市街地を計画的に再開発するための法律である、ということでございます。これには、当然再開発というのは、減歩とか何とかという問題ばかりでないですから、当然、都市構造も完全につくり上げてやらなきゃいかん。区画整理でしたら、仮換地をして減歩をして、その近くにお店でも何でもかかった場合には、仮換地のとこへ移転させてやるというふうなことですけれども、商店形成から何から全部つくっていくのが都市再開発法ですから、そうした場合に、そういうことで実際しなければ、駅前の完全な駅前広場は確保もできないし、そして、あそこは商業地域ですから、高層ビル化になるでしょう。商店が、ただの単なる区画整理で駅前を行った場合には、現在の構造そのものであって、何らの変化もなく、若干の道路の広さが変わるとか、その程度にしか終わらないということではないかと思うんですが、これを再開発手法で現実にやる考えがあるのかどうか。これによっては、やはり商店街の方々も勉強をしたい。再開発法はどうだとか、あるいは区画整理法はどうだとか、ということについては、地域の商店街等もおっしゃっているようですから、今後どういうふうにこれらの団体あるいは住民に対して御説明をなされるか。説明しておいた方が、市としての基本的なものを持っていないで、ただＡ、Ｂ調査をした、こうだということだけでは、具体的に進めようとする際には、いろいろな諸問題が起きてくるんじゃないかと思いますので、質問をする次第でございます。

一応この二点について、最初に御答弁をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

ただいまの二点のうちの、まず一点目でございますが、六千万円の委託料を今回予算計上いたしまして、それで豊田南口の駅周辺の区画整理及び市街地再開発、そういった方向での調査に入ったわけでございますが、この調査は、まずＡ、Ｂ調査と申しまして、区画整理を行うに当たりまして、まずＡ調査、Ｂ調査、その後にＣ調査といった三段階にこの調査は分かれます。それで今回実施をいたしますのは、Ａ調査と、Ｂ調査の一部でございます。このＡ調査は、最終的には市街化予想図を作成いたしまして、これは今後の、住民に説明いたしますが、たたき台でございますが、そこまでつくり上げてまいります。それとＢ調査の一部でございますが、事業計画案の作成、それと権利書調査、こういったものが内容の中に含まれておるわけでございます。

したがいまして、六千万円で事業認可までやるのか、という御質問でございますけれども、事業認可までは、まだまだこれから先の話でございまして、今回つくりますのは、まず地域住民並びに権利者に対します説明用の資料でございます。これがもとになりまして、今後区画整理事業で実施する、こういうことの話し合いに入っていくわけでございます。そして住民並びに権利者の御同意が得られれば、そこで事業の認可手続が行われていくという段階に入っているわけでございます。

それで、この中で、当然、今後豊田駅前の広場の問題、街区の整備の問題というものが、当然考えられていくわけでございます。区画整理事業では、確かに面的な整備だけでございまして、一街区を形成するための事業化までは、踏み込まないわけでございます。したがいまして、駅周辺の市街地再開発をどうするか、といった点につきましても、この調査の中にそういった考え方を取り入れまして、今後につきましては、区画整理事業と市街地再開発事業、これを並行的に進めていこうといった考え方を持っております。

次が二点目の御質問でございますが、再開発手法でやっていくのか、ということでございますが、ただいま御説明申し上げましたように、再開発手法も当然取り入れていく、ということで進めております。それと、再開発手法につきましては、区画整理事業もそうでございますけれども、商店街の方々、それから権利者の方々、まだ内容について不十分な点があろうかと思います。それで、商店街の方々から近々勉強会をやりたい、それで市の方もいろいろ私どもも指導をしていただきたいんだ、それでよりよい市街地再開発といったもの、または区画整理事

業を進めていきたいので、御協力願いたいという要望もきておりますと、どうしても豊田では消費をしていかないという面に、この問題も、具体的には市が積極的に教え込んで相談をしていかないと、現実的にはこのA、B調査等ができた場合、今度はこういう方向で市は考えているんですがということで、御説明へ行った場合、それから説明して、今度それを了承するというまでには、やはり相当の期間を要するんじゃないかと思うんです。ですから、前もってこういう考えを持ってるんだということを、基本的に持っておるならば、具体的にその地域に対して、再開発なんていうものは、日野市で初めてですからね。初めてのものを具体的に実施していく場合には、地域によっては、場合によっては、具体的に行われた町田とか、あるいは都内でもあるでしょう。柏の方にもありますけれども、こういうところにそういう方々を実際に研修をさせるか、こういうことも起きてこなきゃいかんので、私は事前にもって、いま、そういう区画整理というものに対してさえまだ未知な方が、この前の南口整備委員会という委員の方の中にすら、区画整理そのものを、減歩というものはただで取られるとか、同じようにしか取られないんだとかというような、何だか、五十坪でも半分くらい取られるような感じを持っているような、そういう発言までいましている委員の方がいらっしゃるんですから、こういう委員の方に、区画整理というものはこういうもんだ、それから再開発というものはこういうもんだ、というようなことに対して相当勉強会をしなければ、そうして具体的には市の方針というのはこういうふうに持っている、町づくりの構造だか市街化予想図はつくるんでしょうが、予想図をつくっても、予想図をつくってからどの案でいいのか、ということに対して、こっちの方がいいとか、あっちの方がいいとかっていうことにぼくはなるんじゃないかと思って、そういう市が率直に、具体的にやろうということになったわけですから、それなら、その方向でぼくは進んでもらうように考えているので、事前にそうしていただきたいのですが、いかがですか。

それともう一つは、確かに地域の住民に対しても、学校の体育館で、二小の体育館でもやりましたね。確かに三百名くらい集まりまして、地域の方々は非常に関心を持っております。あのようなことを再三今後はやはり行っていくことも、予想図等ができました次第には、必要だろうと思うんですが、その点については、いかがでございましょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

第一点目の、市街地再開発を行うに当たっては、その前に十分な準備が必要ではなかろうか、ということでございますが、私どももそのとおりに考えてございます。市街地再開発手法を取り入れるためには、いろいろむずかしい問題がございます。

○二十二番（大越久雄君）　いま都市整備部長から、一部は区画整理で行うということはわかりますね。わかっていますけれども、その駅前の再開発も取り入れなきゃならんということになれば、再開発の法律の問題、それから再開発の組合の問題、あるいは指導の問題、資金的な問題、こういうものについては、やはり地域の関係者に対しては前もって説明――勉強をさせておかないと、相当この問題については、具体的には区画整理と違ってむずかしい面がたくさんあるわけですね。しかしこれ、地権者その他が一括して加われば仕事は早いわけですよね。結局、営業も仮営業させるような方法で、絶対的には現在の営業を停止させるようなことのないような、すべての具体的に再開発法の中には、細かく救済の道を開きながら将来の町づくりというものはできていますね。

それで、いま立川や八王子駅ビル等がどんどんできてしまうと、実際に南口はあのままの状態でいたら、だんだんと店はスプロール化してしまって、みんなどうしても新しい店、新しい店ということで、いまの交通事情が便利になってまいりますと、

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　いま都市整備部長から、一部は区画整理で行うということはわかりますね。わかっていますけれども、その駅前の再開発も取り入れなきゃならんということになれば、再開発の法律の問題、それから再開発の組合の問題、あるいは指導の問題、資金的な問題、こういうものについては、やはり地域の関係者に対しては前もって説明――勉強をさせておかないと、相当この問題については、具体的には区画整理と違ってむずかしい面がたくさんあるわけですね。しかしこれ、地権者その他が一括して加われば仕事は早いわけですよね。結局、営業も仮営業させるような方法で、絶対的には現在の営業を停止させるようなことのないような、すべての具体的に再開発法の中には、細かく救済の道を開きながら将来の町づくりというものはできていますね。

それで、いま立川や八王子駅ビル等がどんどんできてしまうと、実際に南口はあのままの状態でいたら、だんだんと店はスプロール化してしまって、みんなどうしても新しい店、新しい店ということで、いまの交通事情が便利になってまいりますと、どうしても豊田では消費をしていかないという面に、この問題も、具体的には市が積極的に教え込んで相談をしていかないと、現実的にはこのA、B調査等ができた場合、今度はこういう方向で市は考えているんですがということで、御説明へ行った場合、それから説明して、今度それを了承するというまでには、やはり相当の期間を要するんじゃないかと思うんです。ですから、前もってこういう考えを持ってるんだということを、基本的に持っておるならば、具体的にその地域に対して、再開発なんていうものは、日野市で初めてですからね。初めてのものを具体的に実施していく場合には、地域によっては、場合によっては、具体的に行われた町田とか、あるいは都内でもあるでしょう。柏の方にもありますけれども、こういうところにそういう方々を実際に研修をさせるか、こういうことも起きてこなきゃいかんので、私は事前にもって、いま、そういう区画整理というものに対してさえまだ未知な方が、この前の南口整備委員会という委員の方の中にすら、区画整理そのものを、減歩というものはただで取られるとか、同じようにしか取られないんだとかというような、何だか、五十坪でも半分くらい取られるような感じを持っているような、そういう発言までいましている委員の方がいらっしゃるんですから、こういう委員の方に、区画整理というものはこういうもんだ、それから再開発というものはこういうもんだ、というようなことに対して相当勉強会をしなければ、そうして具体的には市の方針というのはこういうふうに持っている、町づくりの構造だか市街化予想図はつくるんでしょうが、予想図をつくっても、予想図をつくってからどの案でいいのか、ということに対して、こっちの方がいいとか、あっちの方がいいとかっていうことにぼくはなるんじゃないかと思って、そういう市が率直に、具体的にやろうということになったわけですから、それなら、その方向でぼくは進んでもらうように考えているので、事前にそうしていただきたいのですが、いかがですか。

それともう一つは、確かに地域の住民に対しても、学校の体育館で、二小の体育館でもやりましたね。確かに三百名くらい集まりまして、地域の方々は非常に関心を持っております。あのようなことを再三今後はやはり行っていくことも、予想図等ができました次第には、必要だろうと思うんですが、その点については、いかがでございましょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

第一点目の、市街地再開発を行うに当たっては、その前に十分な準備が必要ではなかろうか、ということでございますが、私どももそのとおりに考えてございます。市街地再開発手法を取り入れるためには、いろいろむずかしい問題がございます。

また、この市街地再開発を行うのは、組合施行でもできるわけでございまして、組合施行でやっていくのか、市施行でやっていくのか、そういった点もあろうかと思いますし、資金計画をどうするか、こういうむずかしい難問題も抱えております。それで権利の返還等も普通の区画整理と違った、またむずかしさもあろうかと思います。そういう意味から、再開発手法で街区の整備を行うためには、十分な準備が必要なことは申すまでもございません。先生の御指摘のとおりでございます。

したがいまして、市といたしましても、この点についてはPRも十分いたしますし、また、話し合いも今後積極的に進めていく考えでおります。それと同時に、他市で行いました実態等もあわせ検討しながら、住民との間で話し合いを進めていきたい、というふうに考えます。

それから次の問題点でございますが、御指摘でございますが地域住民の説明会、これは一回行ったわけでございますが、今後、やるかということでございます。私どもといたしましては、現在つくっておりますA調査の結果たたき台が出た段階、またはそれ以後、こういった説明会は、継続して実施する考えでおります。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　市長に最後に質問したいと思うんですが、総括して。

一つには、再開発しますと、国、東京都並びに市、こうした機関からそれぞれの補助金を出されます。また、再開発の地域に関係する方々に対しては、それぞれの金融機関が保証をして、金融のあっせんをしていただく、こういう機関がこの再開発手法ですから、そんなにむずかしいといっても、やる気がありますれば、具体的には進むわけですから、その方針を市長は持っておるかどうか。きちっとやっぱり市が駅前についてはこうやるんだ、駅前以外についての区画整理手法でやるのは当然ですからわかります。そういう問題について、とやかく私は言うわけじゃございませんし、とにかくA、B調査をするについては、二・二・五から二・二・六までだ。こういうことに対しても、ある程度の試案的な発表はされているんですから、A、B調査をやるならば、区域の問題等についても、当然もう明快にされてもよろしいんじゃないかと私は思うんですけれどね。ですから市長のお考えは、駅前については、いま都市整備部長は再開発手法も併設をして、具体化も考えているんだというような答弁ですが、これに対して市長の考えはいかがでしょうか。

もう一つは、いまの開発整備準備会というものが市長の自主的な委任機関として地域から出ております。この機関に対しての今後のアドバイス等はどういうふうにお考えになっているか。私だけが地元で、こうしたことを非常に心配してこの準備会の方にもオブザーバーとして出席しておるんですけれども、これがもう明快じゃないんですよね。やはり地元のことですから、それぞれの知ったことに対しては、それぞれ報告をし、協力を得ていくというのがわれわれの任務であろうと思っているんですけれども、それらに対しても、余り関心がないようなんですが、この点についてお伺いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　関心がないというのはどういう意味だか、ちょっと私にはわかりませんが……。

豊田の都市整備をするに当たりまして、もう何年も前から、地元にそういった意識が高まることを期待をして、そしてパイプの役になられる方、あるいは相談相手になる方を、地元でひとつ選んでください、ということをやってまいりましたけれど、とうとう二年にわたって、そういう明確な姿は出てきませんでした。そこで、私の方で一歩踏み出して、地元で自治会あたりが一応推薦される方ということを、そういう方々に委嘱という形で、その役目をお願いをいたしております。そこで、あのままでは放置できないということは地元にもようやく理解されてきておりますから、ここで行政的な一歩踏み込んだ働きかけをしようと、このことは考えております。

ただ、いま問われておりますいわゆる駅前の部分の再開発ということは、一部にはそういうことを大変強く主張する方もありますけれど、全体の意識としては、まだ決してまとまるというような状況まではいっておりません。ですからその想定する範囲の中の、再開発を希望する方だけを換地の操作によりまして集める、ということを果たしてできるかどうか、そこに問題があろうと思っております。

それから豊田の南口の性格といたしまして、駅前のこの商店街というような形を形成したいわけですが、どれだけの一体購買力が集め得るか。つまり経済的に、あるいは経済立地的に、いわゆる再開発を施行するだけの、つまり経済的なメリットがあるか、ということがやっぱり伴ってまいります。そこで考えますのは、たとえば多摩ニュータウンに一番近い国鉄の駅は、これは豊田である。あるいは京王線と一番近い国鉄の駅は、日野市内では豊田である。こういう特徴がありますから、そういった交通路線もあわせ考えまして、特に市内でわれわれが取り扱い得ますことは、京王線との連絡であります。至近距離ではありませんから、その間をどういうふうにつなぐか、一種の市民のある部分にはモール街的な要素、ある部分には散策路的な要素、こういうことを加味いたしまして、そうして浅川にも橋をかけ連絡を図る、こういうことによって豊田の南口を魅力のある生かし方をすることは可能ではなかろうか。このことは一つ考えております。

そういうことの中で、地域の権利者、あるいは指導者的な立場の方々が、大いにやる意欲があるということがやっぱり大前提でありまして、行政指導で経済の保障までということはなかなか不可能なことですから、それらの両面を考えながら、新しい南豊田をつくることでありますから、ここにりっぱな将来の日野市の夢をつくっていく、このようにいま考えております。

したがいまして、まだまだ行う手続きはたくさんありますから、要は、何かもう大越議員の質問では、地元は整っているように言っておられますけれど、まだ決してそこまでいってない。そこに問題が残っておりますから、それをなるべく気持ちがまとまるように進めていこう、これがいまの現状の姿であります。

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　いや、私は地元の人が整っているということで言うわけじゃないんですよ。いま言うとおり、A、B調査等もするんで、その中には、やはりそういう基本的なものを持っておれば、それを説明――勉強させることによって地元の人たちがどっちがいいかということをこれから市長は選ぶための市街化予想図、案なるものをつくって住民に示した上で、今後はどちらでやろうかということは、そこで一番多い世論に従うという市長の考えは、十分私も知ってますよ。ですが、やはり駅広場というものなどをとる場合には、区画整理手法でやっておる場合には、いま言った日野駅のような状態になるんでないですか、ということからすると、どうしても、そういうものも加味することも必要じゃないか。

それから、一つは商店街形成をつくってあげる場合には、市街化再開発の場合には、店から何から全部つくるわけですね、新しく。高層化もするでしょうから。そういうものも違うし、区画整理の場合でしたらば、全部仮換地をしまして、そこへお店屋さんがそのままの状態で、新しくつくる場合には別でしょうけれども、新しくつくりかえない場合には、現状の店はそのまま残るわけです。最後まで終わっても。そういう取り扱いが違うだけで、そういう面等についてはやはりお考えがきちんとしたものを持っているなら前もって、持ってなかった場合としても、そういうものはそういう方法があるんだ、ということの勉強というものはしたい、というようなことを言っているんですから、そういうものの勉強は率先して、その方向がどっちがいいかということの場合に、すぐに取りつけるような方法を選ぶべきじゃないんですか、ということが私の質問で、誤解されては困るんで、そういう方向でこれから出されるんですから、その世論を喚起するための手段として、われわれとしても努力しなきゃ地元じゃいかない。そして反対運動を余り起こさないような方法に、市民が納得すれば反対運動がないんですが、知りませんとどうしても知らないものにはついてかないということで、いろいろ違いがありますよ。そのような関係で私は言ってるわけです。

ですから、私は何も市街地再開発をしなさいとか、あるいは区画整理手法でやりなさい、と限定したもので言ってるわけじゃなくて、そういう方法の違いがあることを十分説明をしていかなければ、これからA、B調査なるものをされてるそうですから、それに伴って、南口の開発は、日野市のシンボルとしての開発を、ぜひ革新市政の中で行ってもらいたい、というのが私の気分で、質問していることを十分理解していただきたいと思うんですけれどね。

いずれにしましても、今年度中にはA、B調査なる市街地予想図ができるそうですから、これに基づいて、区域決定その他までは云々ということでないそうですけれども、いずれにしましても、この予算の範囲内で、できることは早期実施をしていただきたいことを意見として申し上げまして、この問題についての質問を終わらせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十の一、豊田駅南口区画整理事業について、その後の進捗状況を示せに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時二十八分休憩

午後一時九分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。十の二、小中学校のクラス編成と教員配置についての通告質問者、大越久雄君の質問を許します。

〔二十二番議員登壇〕

○二十二番（大越久雄君）　教育長に質問します。一つには、小学校のクラス編成と教員配置についての通告質問を行います。

学校教育施行規則第二十条に、一学級の児童数の問題が決められております。これは「小学校の同学年の児童で編成する一学級の児童数は、法令の特例の定めのある場合を除き五十人以下を標準とする」、こういうことでございますが、東京都の公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、これは五十三年六月九日です。第三条に、各都道府県及び公立の小学校の一学級の児童数の基準は次の表ということですが、これについては、東京都におきましては四十五名、こういうクラスになっていますけれども、これについて五十五年の六月五日、法律改正しまして、文部省の初中局長通達で、今度編成を一学級の児童の数の標準を四十人に引き上げる。ただし、経過処置として六十六年の三月三十一日まで、生徒の数の推移及び学校施設の整備状況を考慮し、四十人に漸次近づけるものとし、毎年度政令で定める。こういうことでございますけれども、四十人学級を私は質問するんでなくて、現状のままの状態の中で質問をするわけです。

一つには、学区編成については、その年度の、四月六日ですか入学式、それを基準にしてクラス編成を決められておるそうです、学校に。これが東京都のあれで、もし四十五名といたしますと、九十一名生徒がその学年にいますと、三クラスになるわけですね。ところが年度の途中で四十五名以上増加をいたしても、東京都におきましては、クラスの編成がえもしないし、教員の配置もされないそうです。これがいまの東京都の教育委員会の考えだそうです。それで場合によっては、クラスがもし九十一名で三クラスあった、ただし途中においてこれが八十九名になったという場合でも先生を減らさないし、クラスを減らさないから、これと同等に扱って云々というようなことで、途中の変化については応じないそうです。これが東京都の教育委員会の方針だそうですけれども、ただしアパートとか、あるいはにわかに公団とか何かできた場合、公団などのような場合には多く生徒が来ますけれども、アパートなどを建築された場合には、そのクラスが五十人をオーバーする場合もあるだろうと思うんですが、その場合には、クラスの編成がえはしないのかどうか。いま四十六名程度では、五十人になるまでということで、クラス編成はされないそうですけれども、こういうクラス

が、日野の小学校にはぼくはたくさんあるんじゃないかと思うんですが、そういう四十五名をオーバーしたクラスが、各学校ごとに、どれくらい各学年ごとにあるか、具体的にお教え願いたいと思うんです。

はっきり言いまして、同じ学年ですと、一クラス程度でしょうけれども、六年生までございますと、六年までの間にそういう四十五名をオーバーしたクラスが幾つかありますと、その学校にはクラスは実際には三クラスないし四クラス増加を見なきゃいかんという、その場合でも、実際には学校の先生は一人も配置をしてくれない。それだけ労働強化にもなるし、また、いま四十人クラスにして行き届いた教育を行うというのが原則的な問題ですけれども、いま第二臨調の行革の問題では、この先生の数を四十人に近づけることを少し遠のかせようというようなことで、今度法案が提案されるそうですけれども、その間においても、四十五名をさらにオーバーをするということについては、教育上、余り芳しくないんじゃないかと思うんですが、その辺について具体的に教育長は、それならば非常勤講師か別な教師をその分だけ、一年間よこせというわけじゃないけれども、学校の要請によっては、配置をすべきじゃないかと思うんですが、その辺のことについてお伺いをいたします。

次に学校の建築の問題で、これは学校規模ということで、学校教育法施行規則第十七条に「小学校の学級数は十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし土地の状況その他により、特例の事情あるときはこの限りでない」こういうことにはなっておりますけれども、この前も一般質問で私もしましたけれども、第二小学校とか滝合小学校、これはもう二十四クラスないし二十七クラスになっているわけですよね。こういうクラス編成をするならば、こういうものがあって、用地取得その他の問題でということで、どれくらいほうっておくんですか。これについて教育長からひとつお答えを願いたいんです。

もう一点は、学校の職員の勤務時間の休暇に関する問題でございますけれども、学校の先生は、婦人の先生というのは、非常にこのごろ多くなっているわけですね。そうすると、どうしてもクラスが二十七クラスとか二十四クラス、そうした大きいクラスになると、その過半数が婦人教員であったという場合には、その年によっては育児を、四人もその学校で、生まれるというようなこともないとは限定はできないわけです。こういう場合には、育児時間というものが、十四条で明記されております。一日二回、それぞれ少なくとも三十分の育児時間を、一歳未満の場合には時間を利用してその育児時間を与えなければならない、ということになってるそうですけれども、現実にはなかなか学校ではその取り扱いが不可能である、ということを伺ったわけです。その場合には、やはり可能にせしめていく場合には、四人も三人もそういう事態が起きた場合には、時間講師

等を配置をしていただけませんか、というのが私の質問の内容です。そのような育児時間を与える場合には、時間講師を、そういうふうに四名も三名もいた場合にしてあげないと、やはりこういう法律があって、実際には最終的にそれをもっていくとか、朝早く自分の出勤前にそういう育児を完全にしてきなさいとか、こういう方向で学校側としては取り扱わなきゃならん、というようなことをお聞きしましたので、お伺いをする次第でございます。

あとは、市長が今回東京都に五十七年度の予算要求の中で、二十一学級から二十五学級の中で体育専科というものを予算要求しています。内容はわかりますが、実際には二十五から二十六になりますと、専科要員としてさらに一名の先生が受けられるわけです。これが先ほど言った四十五名クラスが超えた場合にクラス編成がえか、あるいはそうした途中においてクラスを増加することによって、起き得る学校があるわけです。そうすると、二十五から二十六になれば、さらに一名先生がふえるにもかかわらず、二十五クラスということであれば先生も少なくなってしまう。こういう微妙なとこがあるわけなんで、この辺のことについて明快なるお答えをいただき、ぜひ教育長としてこうした対応をしていただけるかどうか、お伺い申し上げます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　学級編成をする場合の児童生徒の数との関係については、さっき大越議員が言われたとおりの方向で実施しております。それでその結果、いつを基準にするかというと、これは始業式を一応基準にしまして、四月の七日あるいは八日、あるいは六日になるかもしれません。そのあたりを基準にしまして、そしてさっき言いました四十五名というものを単位にして、学級編成をやっているということでございますが、その場合に、途中で減った場合には、確かにかえって有利に、たとえば九十一名の場合には三クラスですから、したがって一クラスが三十名、三十一名というような常識的な配分がされるわけでございますから、そういう点では大変有利なんですが、そしてそれがたとえ三名減り五名減って八十何名になっても、やはりそういう形のクラス編成でやっていく。

それからもう一方においては、今度はふえていく場合ですね。九十二、九十三ぐらいはいいんですけれど、初め九十でスタートして九十三、九十四というふうになったときに、もう一つ学級をふやすようにしたらどうか、こういう御質問だと思いますが、これは法律とか、あるいは都の条例の中では認められておりません。そして一つは、なかなかそうした場合に教育的に配慮しましても、途中で学級を編成がえするということは、果たしていいのかどうかということもあります。そのようなことが

あって、実際は四十六名になっても、一クラスでもってやっているという場合も一、二の学校においてはありますけれども、これは、いまの日野市の場合には、余り多くありません。というのは、人口増がそう大きくなっておりません。ただしこの場合でも、さっきも申されたように、たとえば集団住宅が大きく出てきて、そして非常に多くの生徒が一学年、――学年ごとにこれは考えていきますから、学年に対して非常に生徒がふえていってしまうというようなことになれば、これはまた都といろいろ相談してみるということはありますけれども、いまのところは、そういう状況の学校はございませんものですから、さっきの条例とか法律とか、そういうようなものの中で対応していって、そう大きな混乱は起こっていない、こんなふうに私は考えております。

それからもう一つ、たとえば標準学級数というのは、十二ないし十八、これは全国的な規模でのことでございまして、これは学校というものの理想的なあり方から言えば、そのとおりだと思います。過大校というものは、行き届いた教育を行うという上では、必ずしも望ましいことではないということは、いま大越議員がおっしゃったとおりで、それについては、全く賛成でございます。しかし、こういうふうに、人口急増あるいは都市のような場合においては、そういうことを言っていると、これはむしろ学校建設というものがほとんど不可能になるもんですから、それでいつも申しますように、大都市あるいは衛星都市のような、こういう周辺の都市では、まぁ二十四学級ぐらいが適正で、それ以上になっても、少なくとも三十学級を超えない線で踏みとどまる、ということが現実的ではないだろうか。こういうふうな形で、いままでも学校建設などをずっとやっているわけです。しかし幸いにして、日野市の場合には、だんだん人口も鎮静してきましたし、学校も相当多くつくっていただいたものですから、二十七学級というような滝合小学校なんていうのは、やや過大の学校である、ということは事実です。滝合小学校はさらにふえていく可能性もあるんじゃないか、ということも予想されておりますので、それで二小というようなものと合わせて、これはまだ一〇〇%計画の図面にのってきたわけじゃありませんけれども、そういうようなこともひとつ配慮する、ということを市長部局とも御相談申し上げているわけでございます。

その次の育児時間の問題でございますけれども、これも確かにさっき大越議員が質問の中で申されましたように、そういう、たとえば一回で取る場合にはどうするか、あるいは二回で取る場合にはどうするか、あるいは始業というんですか、勤務時間の前の方で取るか、後半で取るか、そういうようなことについていろいろ細かい決まりが行われているわけでございますが、いずれにしましても、それについては、その育児時間を取る先

生の希望によってとっているわけでございますけれども、それは基本的には業務に差し支えないという範囲でひとつお取りくださいというのが、やっぱり規則の中にうたわれているわけでございます。そういうことで、この差し支えないということはどういうことかというと、これはいろいろ考え方によっては、ちょっとでも時間が少なくなるんだから差し支えがあるじゃないか、こういうことですけれども、大筋において、たとえば教育活動の一番中心である授業とか、そういうようなものに対して、差し支えがないというようなことを中心にして考えて、対応しているわけでございます。そしてそれの場合に、三人も四人も先生方にそういう場合にはかなりあくんだから、そこへ非常勤講師を置いたらどうだ、こういうおっしゃり方ですけれど、これは非常勤講師の場合は、都費でもって賄っております、一般的には。しかし、これについては、規則にないもんですから、これは都の方ではもちろんそういうものを保障してはくれません。そうすると、市でやるのがそれじゃいいのかということですが、私は、やはり学校の現実の姿から言いまして、あるいは生徒の立場から言って、細切れに先生がポツ、ポツ、ポツと入っていって、特に小学校のような全科を受け持っているようなこういう体制の中で、そういうふうなことをすることが果たして子供たちに行き届いた教育をするという立場、あるいは内容の充実した教育という立場、あるいは先生と生徒との心のつながりというようなものを大事にする教育という立場から言うと、果たしてどちらがいいんだろうかということに大きな疑問を持っておりまして、私はむしろそういうふうにして細切れに先生が出ていって教育をするということの方が、むしろマイナスじゃないだろうか。こういうふうに私は考えております。そんなような形から、いまのところはやはり学校全体として協力して、そういうもちろん支障というようなものはお互いに補い合って、そしてやっていくということが教育的にいってもいいことなんじゃないか。ただ、もしあれだったらそういう時間に先生方が育児休業というようなものもありますので、その辺の対応等を絡んで、どんなふうにするかというようなことは、またそれぞれ判断すべき問題であるように思っております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　いま答弁漏れがあるんですがね、一つはね。十九小学校があるわけですが、四十五人を四月六日以降、決定後に増加している学校が全然ないというわけじゃないと思うんですよ。だから学年ごとの何クラスくらいあるか、その年度当初に実際は一名でもオーバーしていればありがたいんですよね。そうすれば一クラスふえるんですが。ところが途中において、そのときは四十四名か四十五人ということで、目いっぱいの場合にはクラスふえませんから、途中でふえた学

校というのは、たくさんあると思うんですよね。それで校長会その他においても、そういう法律があるとか、あるいは規則があるからということで、そういうことを学校側では思ってても、現場サイドではなかなか話ができないというのが私は現状じゃないかと思って、それで質問をするんですから、やはりこれが東京都の教育委員会にやはり反映をし、そういう問題については、やはり対応するような努力を払ってもらわないと、具体的には現場が困るわけです。二十六になれば先生がさらに一名ふえるのに、それが二十五のために先生は減らされる。クラスはもっとふえてくるのに対して、途中においてはそれは、いろいろクラス編成がえというものに対して、児童に対する影響力というものはわかりますから、それを云々するんでなくて、やはりそれだけの労働時間のものもあったりなにかした場合には、別に産休の場合には、産休の先生というものはちゃんと張りつけるそうですけれども、その産休の先生が、もしほかに産休の関係のない場合には、その学校におることもできる、というふうな話も伺ってます。そうした先生を、そういう困っている学校には、いま十九もあるんですから、お手伝いに行くとかなにかできないんですか。学校では常勤というようなものにはできないんですか。そういうことかなにかによって、そういうクラスの関係の時間、担任の教師は――先生がいませんからね。その時間全部自分で、毎日毎日、上級になってくると――下級はみんな担任でするそうですけれども、三年以上になってくると、専門教師がいますからね。その時間だけ二時間でも三時間でも専門教師によって時間を浮かして、担任はその間いろいろなことをできることもあるでしょう、それは。育児の時間に充てられることもあるでしょうけれども、それができないわけですよね、二十五学級くらいのところは。そのような関係の問題がこうした問題として私は取り上げまして、言ってるんです。

それから教育長が先ほどの中で五十名をオーバーした場合はどうなんですか。五十名ずつもう二クラスあったとして、途中においてよそから来たために、転校してきた生徒がその学年に十名ばかりふえてしまった。九十人いっぱいだった。そうしたら五十名オーバーしたときは、どうするんですか。そういう場合でも五十名超してもやむを得ないんだということで、途中でクラス編成がえというものには、いろいろの生徒に対する影響力があるから、五十人をオーバーしても、法律では五十人と決まっているけれども、だから五十人までではがまんしろよ、ということで終わらせるんですか。その辺のことをひとつ、もう一回。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま、小学校、中学校で、一クラス四十五名以上になっているクラスは幾つあるか、ということについては、これは学校教育課ではきちっと把握しておるはずでございますので、それは後ほどお答えいたします。

それからもう一つの、五十名になったら一体どうなるんだ。五十名になるためには、たとえば四クラスの、しかも学年で考えて四クラスの生徒でしたら倍ですから、一クラスが五十名になるためには二十名ぐらいその学年にポッとふえてこないと、実際そういう状態が出てこないわけですね。ですからそういうようなことがもしあるとすれば、さっき私が申しましたように、途中で大きな集団住宅ができるというような場合に、そういうことが起こるかと思いますが、そういう場合には、あらかじめわかっておりますから、それについては、都とも十分打ち合わせてそういう場合にはどうするかということについては、実情に応じた対応をするということで、普通、何となしにふえてくるということでは、そういうことはまず起こり得ない、というふうに思っております。

それで、同時に五十人ぐらいに一クラスがなるとすれば、これはいま言ったように途中で変更するとしても、どちらが効果が大きいかと言えば、必要に応じては学年途中でも学級編成をし直さなきゃならん、という場合も起こってくる、こういうふうに思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　特定の場合においては、やはりクラスがえもあり得る場合もある、ということで解釈してよろしいわけですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ただ、問題点は、先ほど言いましたようにクラスの微妙な点にあった場合、こういうときにはやはり一名の専科要因として配置をされるようなものね、微妙なんです、それ。二クラスないし三クラスが実際には四月六日以前ならよかったんですが、その後に転校してきたということが、そういう学校があるわけなんですよね、具体的に。あるために、二十五という数字の中では専科要員が一人採れないわけですよ。今度、市長の方からは予算要求されていますから、これについては、二十五クラスまでの間でも体育専科というものを一名配置してくれ、ということで予算要求ありますから、これは市長の方で努力されると思いますが、ぜひやはりこういう現場の声を教育長としては聞いてやっていただきたいんです。それに対して、やはり労働強化にならないよう、また、目の行き届いた教育と非常に教育長は叫んでおるわけですから、やはり行き届いた教育をさせるための方向づけを都の教育委員会等に対しても声を大にして申し上げない限りにおいては、いつまでたっても内容と規則というものは改正されないわけで、規則というものは、改正するんですから。それで四十人学級ということをいま叫ばれているさなかで、法律も改正されたんですよね、具体的には。ただ、経過処置とか、あるいは今度臨時国会でやむを得ず財政需要を満たすというようなことで、いろいろと教育の予算とか福祉の予算を切り詰められる。

この中にこれ、当てはまってしまっている。当てはまる前に、四十五人ですらそういうとこが起きているわけですよね。ぼくたちは、四十五名はいつまでも遵守してくれているとばっかり思ってたんです。現場へ行って調べてみたところが、具体的には四十五名をオーバーしても中間の場合にはやむを得ないんだ、こういうことで先生の要員の張りつけも一名あるにかかわらず、クラス編成を途中でしないんだということから、その学校には先生の配置が少ないわけですよ。これが――何でも一名配置してくれと私は言ってるんじゃなくて、少なくとも、学校側からの要望があったら、時間外講師とか、あるいはそうした産休に、余ってきた教員とかそういうものをやはり配置をして、現場の声に対応していただけるように、というのが私の希望ですよ。また、学校側の希望ですよ。現場の希望ですよ。それを教育長は具体的に努力するお考えがあるかどうかを、ひとつお聞かせ願いたい。

あと、市長には、先ほど言いました学校法施行規則十七条の中で、確かに、この前も質問したんですが、ぜひ四十八年四月にやはりこうした過大校解消のために、いま努力中だというようなこの前の答弁でしたが、間に合うようにやっていただけるかどうか、ひとつお答えを願いたい。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　さっきも御質問の中でありましたけれども、たとえばクラス編成をするときに、生徒の数が非常に微妙な場合があります。たとえば九十名しかたまたまいなかったというようなのが、これ、ふえるのかどうかということについて、ふえることを予想して三クラスを編成しておきますと、これは大変先生の数に直接関係してくるわけでございます。その先生の給料というのは、御存じのように、国と都が半々で出しているわけで、これについての監査というのは、大変厳しいんでございます。もしそういうようなことがあると、結局それを返還を命ぜられて、クラスを減らせ、こういうふうにくるもんですから、その場合の対応の仕方などのむずかしさを考えると、そのときにおける人数を一応押さえてやらざるを得ない、ということがあるわけです。そういうようなことからくるいろいろな困難さがあります。かなり前でしたら少し山を張って、少しオーバーにクラス編成をしておいて――クラス編成というのは、生徒を少し水増ししてクラス編成をして、それもある程度通った時代があるんでございますけれども、だんだんそれがいま厳しくなってきている、というのが現実なんでございます。

しかし、それだからといって、じゃあ、そのような場合にどう対応するかということでございますけれども、いま私たちにできる一つの範囲というのは、やはり法律で決められている、あるいは条例で決められているその範囲で動かざるを得ない、ということもひとつ御理解いただいて、しかし同時に、そういうようなことが大変困っていることなんだという、たとえばクラス編成においてのその辺の弾力性は少し持てよ、というようなことを、これは何回となしに都の方へはわれわれ教育長会やなにかでも要求はしているんでございますけれど、それがなかなかいまのところでは、そうなってきていないというのが現実ですけれども、いま大越議員が言われるように、そういうようなことについて、もっと努力しろということについては、これは前々から努力していますけれども、一層そういうようなことについて、強くまた要求は申し出ていきたい、こういうふうに思っているわけです。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ゆとりある教育ということが、一方にたてまえとして言われながら、一方にはゆとりをなくする現実も、いまの教育長の答弁にも出ておるわけであります。多分、第二小学校並びに滝合小学校関係のことを、大越議員は言っておられるだろうと思いますが、われわれも、できるだけこの両校の過密状態を解決するために、中間的な場に一校新設をしたい、こういうことの念願並びに取り組みは行っております。これが果たしていつできるか、ということになりますと、まだ目安はなかなか立ちがたいというところであります。今後の努力の課題にしておるわけであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　教育長も市長も、確たる、こうしてあげますということにはならないわけですけれども、努力をしますという程度の答弁しかないんで、まぁ努力だけはしなけりゃどうしたって完成しないんで、現場の声をもっと聞いてあげられるような方向で、校長会あたりじゃ校長もなかなかそういうことは――規則とか法律とか条例とか、そういうものがあるためにこれはネックで、話されない現場の声を私は質問したんですから、その声を聞いてあげて、やはり上部機関に上げていけるものはぜひ上げていくように、これはしていただかなければなりませんので、そのことを要求いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十の二、小中学校のクラス編成と教育配置についてに関する質問を終わります。

十一の一、百草・落川（大栗幹線）地域の下水道建設の促進についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔二十四番議員登壇〕

○二十四番（竹ノ上武俊君）　百草、落川地域、いわゆる大栗幹線下水道の建設促進を願って質問をいたします。

去る九月十日は全国下水道促進デーでありました。日野市の下水道普及率は人口対比で約一二％であります。下水道普及率が低いままで時を過ごしてきた理由は、いろいろ歴史的にあると思います。しかし、何といっても市政施行の前後から人口急

増のみ図り、乱開発に任せるのみで、科学的な町づくり計画がなかったことに最大の原因がある、と言わなければならないと思います。幸い、ここのところ革新市政下になりまして、厳しい政治的な条件、財政的条件の中にもかかわらず、下水道計画がりっぱにでき上がり、事業認可から実施の段階に入ってまいりました。日野市の下水道計画は、既存のものを除いて、二つの方向で進行しようとしています。その一つは、多摩川右岸、浅川流域下水道であります。私は、この事業が一刻を争って進捗するように、強く望むものです。

本日は、もう一つの幹線下水路となる大栗川関連の百草、落川方面の下水道促進を願って、質問する次第であります。百草、落川地域が含まれているこの多摩川右岸、南多摩流域下水道の中で、日野市に関連のある大栗幹線は、昭和四十八年に工事がスタートしました。南多摩流域下水道に日野市の百草、落川地域を加えることが地形上いいということで、東京都でこれを加えることを決定してもらってきているわけであります。

さらに、私は数年前、市議会並びに担当者に対して、百草団地日本信販地域と落川の一部、これも加えるのが地形上、正しいということで提案をしてまいりました。そういう中で、対象面積を広げてもらったわけであります。南多摩流域下水道の大栗幹線で、日野市部分は百草団地や日本信販、そして落川の百草園住宅などを加えて、三十二ヘクタールほど広がりまして、二百三十二ヘクタールとか言われているその広さに、確定したわけであります。

この計画が一刻も早く促進するため、私ども共産党市議団は、住民の皆さんと協力して、国会への請願活動を行いました。党の国会議員団とも協力して、これが国会で採択をしていただいたわけであります。国会の場合には、請願採択イコール必ず予算化ということで、この辺が、日野市当局など地方自治体などと、若干請願の取り扱いが違うと思いますけれども、予算がつきました。そして現在、大栗幹線は計三百五十メートルであったと思いますけれども、その本管工事が、実現を現状でしてきているものでございます。

このような過程を経まして、私たち住民は、百草、落川地域はいろいろおくれた地域もあるけれども、下水道については日野市内では多摩平を除いて、他の地域よりも十年から十五年早く実現するといろいろ当局などからも聞かされまして、喜んで期待を大きくしていたのでございます。ところが最近の政府の動き、マスコミの報道などを見ますと、担当の部長や市長も御存じかと思いますが、自民党の行政改革という名前での、実は行政の改悪とも言うべき路線などが影響してまいりまして、三多摩の下水道の建設に大幅な暗い影がかかろうとしてきております。南多摩流域下水道についても、同じような状態だということであります。こういうことは、断じて許せない。直ちに私

は一般質問の通告をした次第でございます。そこで、このような事態の中で、私は市当局に対して、次の四点、答弁をお願いしたいと思います。

第一には、多摩川右岸、南多摩流域下水道大栗幹線の当初計画とそのおくれの状況は、具体的にはどうなっているか、という点でございます。

第二には、計画の大幅なおくれの原因は何であるのか。国庫補助や起債など、市としてとらえているものを示してもらいたい。

第三には、計画のおくれによって起こってくる日野市等の財政的負担の増や、あるいは将来の受益者負担の増、あるいは環境改善に当たっての支障などなど、マイナス面がどういう点にあらわれてくるか、ということでございます。

第四には、この大栗幹線を建設促進するに当たって、こういう状況下、市の方針、お考え、それからそういう運動の中で、大栗幹線の下水道が完成するのはどういう展望になってきているか、という点でございます。

以上四点について、まず御答弁をお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

まず第一点の、大栗川幹線の当初計画と現状はどうか、ということでございますが、大栗川幹線につきましては、先生からも御指摘がありましたように、計画当初よりも大幅なおくれを来してきておるわけでございます。それで、現在では処理場の中に低段のポンプ所、これは大栗川幹線のためのポンプ所でございますけれども、大栗川幹線、これは流末処理場の中では、非常に深くなってくる関係上、低段のポンプ場を設置して、ポンプアップいたしまして、処理施設の中に送り込む、こういうことでこのポンプ場を手がけておりまして、現在、その工事を行っております。

それと同時に、幹線関係でございますが、大栗川幹線につきましては、当初のルートが非常に設定するに当たりまして、困難を来しまして、そのために大幅なおくれを来したわけでございますけれども、現在では、この部分の方向が決定いたしまして、ルートが確定いたし、低段ポンプ場から上流部分に向かって、シールド工事が発進をしております。それで、このシールド工事の現状でございますが、現在では、約六百メーターの一次巻き、これはシールド工事の場合は、掘削していきまして、外をまずコンクリートで固め、その後、内部をコンクリートで固めていく、という一次巻き、二次巻きという作業があるわけでございますが、この一次巻き部分が、約六百メーターについて終わっております。それと、すでに二次巻き部分が終わった部分もございます。これは、先行的に施工を行っていった部分

でございますが、宝蔵橋、これは多摩市の和田の地区の中でございますが宝蔵橋付近、それと大栗川を横断いたします部分、ここのところは三百五十メーターすでに二次巻きが完了してございます。したがいまして、この両方を合わせますと、約一キロの一次巻き、二次巻きの工事が完了をしている、ということが言えると思います。残りの部分につきましては、一応、五十九年度までに大栗川の横断部分に、すでに施工してある部分に、接続される予定でございます。ここの部分を、新大栗橋という橋がかかってくるわけでございますが、そこまで、一応五十九年度までには完成はする予定でございます。そうしますと、日野市の一部分をここに接続することが可能になってくるわけでございます。その後、一の宮の交差点までこの大栗川幹線が延びてくるのは、当初の計画では、六十年度を予定しておったわけでございますが、ややおくれを来してきておりまして、六十年度以降という現在の計画で都の方では外部的にはそういうことで発表をしております。したがいまして、六十年度以降でないと、一の宮の交差点までは到達しないだろう、ということが言えるわけでございます。

二番目の質問に移りますけれども、おくれた原因は何か、ということでございますが、先ほど申し上げました、ルートの変更ということが大きなおくれの原因になっております。このルートは、当初考えられたのは、三つのルートがあったわけです。

一つは多摩川沿いに新大栗橋のところまで持ってくるルート、それからゴルフ場の下を貫通してくるルート、それからもう一つは、川崎街道の下を迂回してくるルート、このうちのどれをとるかといったことで、非常にその設定に難航をしておりました。最終的には多摩川寄りのゴルフ場の下を通過するということで、ゴルフ場との間の契約も終わり、ルートの決定がなされてきたわけでございます。こういうことで、そのルートの選定が非常にむずかしかった、ということが大きな原因となってきておるわけでございます。

三番目の質問でございますが、このおくれがどのようなマイナス面をもたらすか、こういうことでございますが、日野市といたしましては、これが一日も早く、一の宮の交差点のところまで延びてくれることが、望ましいわけでございます。それに合わせて、日野市の面的な整備も行って、当初計画の、六十年度にはつなげる予定がおくれてくるということで、日野市の多摩川沿いの地域、これは先ほど申し上げました、五十九年度までに面的な整備が完成し、供用開始が可能になるわけでございますが、そこの部分を除いた百草、落川地域、これはどうしても一の宮の交差点まで大栗幹線が延びてこなければ、設立が不可能でございますので、その公共下水道の整備の面で、当初、市が計画しておりますようなベースで、果たして国庫補助金がつくかどうか、といったことは疑問になってくるわけでございます。そういうことで、今後の公共下水道の施工上にこのおくれが響いてくるんではなかろうか。あわせて供用開始の時期がおくれてくる、こういったマイナス面が日野市の公共下水道では出てくる、ということが言えるかと思います。

四番目の質問でございますが、それでは市のこれに対する対策と申しますか、方針、それの展望はどうか、ということでございますが、市といたしましては、当初計画どおり進めてほしいということで、都、国に要望を出してございます。それと、特に大栗川幹線の一の宮の交差点までの工事については、最重点に施工をしていただきたいということで、今回の市長の都に対する要望の中にものせてございますし、今後も都、国の方に重点的に働きかけを行っていく予定でございます。展望といたしましては、国の方あるいは都で予算が取れれば、できるだけ計画に合わせて施工をしていきたい、ということを言っておりますので、それに合わせて私どもの方の公共下水道の整備も行っていきたい、というふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　ただいまの答弁について、再度お聞きしたいと思います。

第一点は、ただいま説明がございましたけれども、当初の大栗幹線に、日野市部分が供用開始をするという見通しですね、実際に日野市の住民が下水を流せるという予定の年度に比べて、年数でいけば何年間ぐらい当初計画とおくれることになるのか、それを簡明にちょっと教えてもらいたいと思います。市が東京都に要望したということですけれども、その文章の中にも、拝見させていただきますと載っておりますとおり、当初計画では、もう四、五年先には実際に使えるんだというようなことで、数年前に住民が理解していたというような、また、当局もそういう説明などがあったということになりますので、そういう年度から見て、何年間おくれているのか。実際の使用開始に各家庭から、あるいは共同汚水処理場から流し込めるという時期が何年間おくれるのかを、お答えをしていただきたいと思います。

それから第二の点で、ルートの変更がおくれの原因だ、ということですけれども、いままで関連の市などが東京都などに要望してきた中では、相当前からこのニュータウン計画に応じて、もうすでに稲城の南多摩処理場は四十五年か六年には稼働を始めていると思いますので、私はルートの問題というよりも、やはり国と都の財政の問題が大きなおくれの一つになっているんではないか、という気がするわけですけれども、この計画がおくれている原因は、ルートの変更だけでおくれていたのか、その辺をもう一度御答弁をいただきたいと思います。

それから第四として質問いたしました、都や国に対する働き

かけでございますけれども、要望した、という答弁でございました。しかし、もし要望したというのが、私ども議会にも示していただいた、昭和五十七年度の東京都に対する予算要望書という形で財政課長から出ておりますけれども、あの程度の文章だったのか、本当にいま部長が言われたように、具体的な場所を指摘して、ここは早急に工事を促進してくれ、という要望であったのか。さらに、それも何回も足を運んでこれは市全体でやってきているものなのかどうか、その辺をひとつもう一度詳しくお答えいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。当初計画から見て、何年ぐらいのおくれを来しているのか、といった御質問でございますが、南多摩の処理場の稼働が、御指摘のように四十六年の三月に運転を開始しております。通常の場合は、処理場の稼働に合わせて幹線も延ばしていって、ある程度の処理水を確保する、というのが通常のやり方でございます。この南多摩の処理場につきましては、四十六年に稼働をした時点では、ニュータウンの住居、それの建設の状況に合わせて乞田川幹線、これを最重点として延ばしていっておりました。したがいまして、大栗川幹線については、手がけなかったということではございませんが、部分的に先行投資を行っております。

そういう面から考えていきますと、大栗川幹線だけを考えた場合にはルートの決定、これに約三年かかっております。したがいまして、単純に考えて三年ないし四年のおくれがあるのではないかというふうに考えられます。

それから第二のルートの変更、ルートの設定、これがおくれの原因ではなくて、そのほかに国、都の財政的な問題があったのではなかろうか、という御質問でございますが、財政面ではございませんでした。あくまでもこのおくれが来したというのは、このルートをどう設定するかが問題であったわけでございます。今後、財政面の問題が、また別の角度から出る可能性はございますけれども、従来のおくれというのは、財政面よりもむしろルートのおくれである、これが主因であるということが言えるかと思います。

第三点でございますが、国、都の働きかけ、これについては市長要望のあの程度にとどめたのか、ということでございますが、私どもそれだけにとどまらずニュータウン協議会においても、働きかけを行っておりますし、個々、市が単独に国、都に働きかけております。今後も直接私どもの方といたしましても、都の方にまず最重点にこの要望をしていきたい、というふうに考えております。また、そういったふうに、いままでも実行をしてきております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　ただいまの答弁で、おくれの年数というのは、大体、現状で四年ぐらいということは、はっきりといたしました。この分については、住民の期待また日野市の健康な町づくりという点からも、このおくれを今後どうしても市の力、あるいは市民による都や国への働きかけ、こういう中で取り戻していかなければいけない、というふうに思います。私は部長の答弁に対して、またいろいろやり返したりする、という気持ちはもちろんありませんけれども、いままでの間に、昭和四十八年に大栗幹線の工事がスタートして、本管の工事が昭和五十四年までで、三百五十二メートルじゃなかったかと思うんです。それから、いま部長がシールド工法の一次巻きの工事は、二次巻きまで入れて千メートルぐらい進んでいるといいますけれども、去年の段階で、一次巻き部分が三百五十五メートルぐらいしか実際には終わっていないんじゃないか。これは東京都の担当者の答弁で、そういう回答をもらったことがあるんですけれども、そういう実態じゃないかと思うんです。それで、ルートのことも三年ぐらいいろいろ相談、研究されたんでしょうけれども、その本管の工事などが、昭和四十八年から五十四、五年あたり七、八年かけてわずか三百五十五メートルということになりますと、これを割りますと、一年に五十メートルぐらいしか進まないわけですよね。これで、財政の問題ではないんだということになると、非常にその計画が——私は計画と実態とがおかしいと思うわけです。

以前、私ども市議会で市当局からいただいた——公共下水道事業の事務委託に関する図面というのを一、二年前にいただきましたけれども、それによると、大栗二号幹線の方のこれは管でしょうかね、これが日野市に到着するのは、昭和五十五年、それから大栗三号幹線が百草団地から日本信販を下りまして、その下の川に達するのが昭和五十六年、こういうことで、そうなりますと、すでに共同汚水処理場などを使っているところは、これは土地買収が簡単にいけば、そのまま幹線がつながれば流せるというような事態も出てくるわけで、早くこの流域下水道が使えるようになるかというふうに思っていたわけです。ですから、そういう点で住民の人たちも困りまして、日野市民、多摩市民両方だったと思いますけれども、共同で国会への請願運動などが起こる、こういう実態になったわけですよね。その署名運動をされたのは、一の宮とか百草、落川の住民の方が多かったわけですけれども、やっぱりそういう実態から、これは答弁は要りませんけれども、私はやっぱり国、都の流域下水道に対する財政の投資の仕方といいますか、これが非常に遅々たるものであるということが、なかなか下水道が急速に発展しないという原因じゃないか、というふうに思うわけです。三多摩全体でも、下水道の普及率が平均で四七%ということでありますし、いま二十六市の中で、下水道が完成したのは三つの市だけ

という事態でありますので、やはり全体的には、私は国とか東京都が、もっと本腰を入れてこの問題に打ち込んでくれれば、下水道の建設促進ということは実現していくんじゃないか、というふうに思うわけです。

日野市部分が、大栗幹線に入っていくというのは、確かに計画の変更とか決定は――都市計画決定の変更が五十四年の八月九日ごろだったでしょうかね、日野市の正式の計画決定、それから事業の認可、あるいは多摩、稲城市との費用の分担の協定とか、いろんな問題はおくれてなったと思うんですけれども、少なくとも多摩市から稲城市に至る間については、私はそういう国・都の財政的な力の入れ方、これが少なかったんではないか、というふうに思うわけでございます。

最後の方に行きたいと思います。そういたしますと、汚水の方でいきますと、この計画の日野市側の大栗第二小分区というのが多摩川沿いにありますね。こっちの方と、それから日本信販の下の方に行く大栗第一小分区というんでしょうか、この百草団地、日本信販からその下の方に至る、この二カ所に分けまして、またその中心部分もありますけれど――中心部分についても同時で結構ですけれども、各家庭で実際に下水道の便宜にあずかれる、これは大体市としてはいつごろを見通していらっしゃるか、この点をお答えいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

多摩川寄りの方と、山寄りの日本信販寄りでございますが、そちらの方との供用開始の時期は大体いつごろか、といった御質問でございますが、先ほどもちょっと申し上げました、多摩川沿いの部分につきましては、これは面積として、約十一・六ヘクタールでございますが、ここの地域の汚水が、正式な公共下水道によって処理をされる、いわゆる供用開始がされるその時期は、五十九年でございます。これは先ほど申し上げましたように、大栗川幹線は、現在で一キロ完成をしております。確かに去年までは三百五十メーターであったんですけれども、その後、六百数十メーターが延びております。合わせて約一キロが完成しておるわけでございますが、この管が大栗川の現在施工してございます新大栗橋のところまで延びてまいりますと、これはずっとここまでのルートは、ゴルフ場の下をくぐってここまで到達するわけでございます。ここまで管が延びてまいりますと、すでに多摩市の中で、多摩市が施工をしております公共下水道、これがこのところまで、ここのところから上流部分――日野市の市境まで完了をしてございますので、日野市といたしましては今年度公共下水道の事業の認可、これは南多摩分、それから浅川処理区分、この二つの処理区の公共下水道の認可を今年度とる予定でございますが、とった後、来年度から面的な整備が正式にできるわけでございます。国の補助金を得ながら、来年度から公共下水道の着工を行ってまいりますが、五十九年度までに、この十一ヘクタールは一応完成をする予定でございます。

それと、山寄りの部分でございます。南多摩の処理区といたしまして二百三十二ヘクタール、現在認可をとってありますが、この二百三十二ヘクタールのうちの十一を除きました地域については、先ほど申し上げました一の宮の交差点まで大栗川幹線が延びてこないと、接続ができないわけでございます。それで現在の予定では、予算的な面もあって、当初よりおくれを来し、六十年度以降でないとここまで到達しない、ということが言われております。

したがいまして、これが六十年に来るのか、六十一年に来るのか、いまの段階で計画上はちょっと不明でございますけれども、いずれにしても、日野市の公共下水道は、認可をとり次第面的な整備に入りまして、一応予想としては、六十年度ないし六十一年度を目標に、二百三十二ヘクタールの全域にわたって整備を行っていこう、というふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　それでは最後に、市長に下水道建設促進の御決意を一言お聞きしたいと思います。

いろいろ新聞などにも報道されておりますように「道のり遠し、格差解消」、「伸び悩む多摩の下水道」などと新聞に報道されておりますけれども、こういう状況下で、今度行政改革ということで東京都段階の負担増分だけでも、来年度三百四十八億円というようなことが報道されております。また、神奈川県などは六百五十億円とか、各地域とも負担増がある、ということになりますと、ますます、あと四、五年先といわれているこの下水道の問題も、厳しい側面が出ると思うわけです。住民も、この問題についてはいろいろな住民運動がございますし、議会は議会として、三多摩上下水道の建設促進協議会などで、都や国、国会議員などへの働きかけをいろいろと強めているわけです。そういう中で、市長としては、いま部長が答弁した、少なくとも最も早い時期に実現するために、どういう御努力をする決意でいらっしゃるか、一言御答弁いただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　下水道の普及の仕事は、非常に多額の経費を要し、また、用地の確保等に時間を必要とする難事業であります。いま質問の大栗川幹線は、これは稲城市に所在する南多摩処理場に流し込む関係ですから、稲城市の事情があり、また、その間にはさまる多摩市の事情があり、日野市だけの意気込みでは、なかなかむずかしい状況がありました。特に三年間のおくれをとり、またルートを変えたということは、稲城市の用地確保の上のいろいろなトラブルがありまして、そ

うして、それに時間を要したということでありますから、余り、やいやいやかましく言うわけにもいきません。そこで、多摩市と共同の立場で稲城市にも礼を尽くし、よくお願いをいたしまして、少しずつ進展が見られておるわけであります。そういうことで、ルートの変更ということでやや見通しが立ってきた。これはまた稲城市の努力として、多摩、日野側としては評価をしなければならない、こういう関係であります。

それから、その他の流域下水道につきましては、ようやく秋川処理区も間もなく計画決定が行われる、という段階になりました。この間の新聞紙上にそのことが発表されております。

それから日野市内に予定されます浅川処理場関係につきましては、特に私は、下水道局長にもっとテンポを上げてほしい、ということを先だって直接に要請をいたしました。国といたしましては、どうも近ごろ下水道に対します熱意が、少し何といいましょうか、変化をしてきまして、現実に補助率等が大幅に下がってきた。これに対しましては、また新しい取り組みをお互いの関係市の中でやってまいらなければなりません。ようやく日野市全域につきまして、流域下水道計画といたしましては、年次あるいは財政のもとで、なかなか結論的なところまではまだ見通せませんが、大きく前進をした、このことが言えますので、後は鋭意住民の各位、それから議会の御支援、同調のもとに、この問題に他市とも関連をしながらがんばっていこうというのがいまの情勢であります。下水道こそ町づくりの根幹でありますので、今後とも大きい努力を払っていく、そういう段階であり、また、決意でなければならない、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十一の一、百草、落川（大栗幹線）地域の下水道建設の促進についてに関する質問を終わります。

十一の二、最近の米軍機異状騒音の規制対策についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　最近の米軍機の異状な騒音、これを緊急に規制してもらいたい、こういう住民要望に基づきまして質問をいたします。

日野市議会では、五十四年度だったと思いますけれども、市民の請願に基づきまして、満場一致で米軍機の爆音公害の規制ということを決定して、防衛庁、関係各官庁に意見書を出しました。また、横田基地の撤去などに関する、そういう議会での努力なども続けてきております。

ところが、最近アメリカがレーガン大統領になってから、私たちの市民一致した願いにもかかわらず、これに挑戦するかのように、日野市上空の爆音が、大変ひどくなってきております。市民の多くの方々から、米軍の横田基地は撤去できないのか、あるいはまた、米軍機の早朝、夜間の飛行は中止してもらいたい、そしてまた、特に低空飛行は危険で困る、やめてほしい、という声が高まっています。また、住宅地では、窓が、朝や深夜、急にガタガタ鳴って不気味である、また不安である、こういう声も最近数多く起こってきているわけです。以前からもそうでしたけれども、赤ちゃんが途中で飛び起きて泣き出す、テレビの電波が乱れて困る、授業中の先生の声が聞こえない、また住民がアメリカ大使館などに電話しても、夜間は応対してくれない、こういうような声が非常に多く起こってきているわけでございます。

特に最近は、共産党その他、国会での横田基地核兵器の持ち込みの事実も暴露、あるいはライシャワー発言などによりまして、核兵器を積んで日野市上空を通っているんではないか、事故が起きてからでは遅いので何とかしてほしい、こういう市民の声が出ております。日野市でもそうですけれども、多摩ニュータウンあたりでも、高層住宅の窓から首を出して「飛行するのをやめろ」と叫ぶ住民まで最近は出てきている、という実態なども聞いている次第でございます。特にことしは、二月、三月の韓国と米軍との合同演習のときとか、あるいは原子力空母が横須賀に入港したときとか、あるいは中近東でアメリカがいろいろの干渉を起こしたというようなときなどには、必ずといっていいように、深夜とか早朝、この爆音が低空なども含めまして、激しくなってきております。特にその航路というものについても、以前は一定していたようでございますけれども、日野市の旭が丘、平山から広がりまして、程久保、三沢、百草、多摩平、日野市全域にこの爆音が響いて、そして苦情がふえてきているという実態にあるわけです。

調べてみますと、ことし二月、三月でも、横田基地に核兵器を積める米軍機が、何回着陸したか、という調査をされた平和団体がございます。これによりますと、二月、三月だけでも千百六十一回着陸している。これがほとんどすべて日野市上空を通過している、というわけでございます。その機種についても、F4ファントム、F15イーグル、A6イントルーダー、A4Mスカイホークという核兵器を積む戦闘機、これらがしょっちゅう飛ぶわけでございます。また、輸送機はC5Aギャラクシー、C141スターリフター、C130ハーキュリーズ、こういうのが大型の、一部の人は旅客機かと思うような大型機が、これも日野市上空を飛んでいる。そしてまた、SH3Gシーキングという、これは核爆雷を積めるヘリコプターの大型機が、これも低空で日野市上空を飛び回っております。そして横須賀にエンタープライズその他入港した際には、A7コルセアという艦載機が、これも日野市上空を飛び回っている。この機種だけで二月、三月、横田基地で千百六十一回の離着陸を行っているわけでございます。年じゅう通っている機種としては、日野市などにも測定されていると思いますけれども、C5AギャラクシーやC141、

これは年間一万回横田基地を通って、その大部分は、日野市上空を通っております。これらはいずれも核兵器を積める飛行機で、米給油軍団ＭＡＣ（マック）というこういう軍団が、横田基地をターミナルにして、平気でわがもの顔に日野市の上空を飛んでいる、というわけであります。

こういう状況ですので、核兵器の事故が起こるんではないかというのを一番知っているのはアメリカ軍でございますので、ちゃんとアメリカ軍だけは逃げるように毎年一回ブロークンアローという核兵器の事故想定訓練をしている。これもいろいろの団体の調査で、事実が公表されておりますし、また、基地司令官もこれを認めたという新聞報道なども発表されているわけであります。

それに加えまして、近くは至近距離にある立川市にＣ１型機という米軍ではない、自衛隊の今度はジェット輸送機が離着陸するという計画もこの市議会でもしばしば取り上げられてまいりました。かてて加えまして、最近では自衛隊の航空機事故がふえております。去年は八件で数名の自衛隊員が死に、国民の生命財産を破壊しておりますが、ことしはすでにもう八件起こりまして、十数名の自衛隊員が死んで、また民家など国民の財産に大きな危害を加えている、こういう状態になってきております。マスコミなども異状騒音のときは取り上げる、というような状態になってきておりまして、市民の関心が高まってきているわけであります。そういう状況を踏まえまして、質問をしたいと思います。

第一点は、最近、市での爆音公害についての調査結果、これがあればその内容を簡潔に発表していただきたいと思います。

また、第二点目としては、日野市に対する市民の声、これは伝わってきているかどうか。また、それにはどういうふうに対応しているかという点であります。

第三点は、市として大使館や防衛庁、施設庁、こういうところに何らかの行動を最近行っているかどうか、この点でございます。

第四点は、市議会で立川基地の問題など、意見書を提案されておりましたが、市としては、今度の立川への大型輸送機日野市上空百メートル前後の超低空で離着陸していくという、この対策についてどう考えているか、また、対応しているかどうか。この点をお聞かせ願いたいと思います。

第五点目は、いいことではありませんけれども、現状下仕方がないということで、防音工事ということが公共建設物、民家の中で行われております。この防音工事の現状と、旭が丘地域だけではなく、他にこの対象地域を広げていく考え方、対策というものはないかどうか。

以上、この五点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　第一点目の、最近の爆音公害の測定でございます。これにつきましては、毎年六月から七月にかけまして一カ月間、日野市の旭が丘の地区センターを利用いたしまして、そこで防音の測定をしてございます。過去三年間を比較いたしますと、昨年に比較しましては若干飛来回数はふえてございます。時間帯につきましても、七時から十九時の間がふえている。それから十九時から二十二時、これが若干増でございます。その他につきましては、大体五十五年の横ばいというような形の飛来回数でございます。これらにつきましては、いろいろ資料をそろえまして、一応東京都の方に要請をしてございます。

二点から三点、五点に関連することでございます。これにつきましては、横田基地から離着陸します航空機の騒音につきましては、航空機の騒音に関する環境基準が四十八年の十二月に環境庁の告示第一五四号で告示されてございます。これによりまして、横田基地周辺におきます騒音の環境基準の地域類計が指定されました。日野市もその適用を受ける、こういう形になってございます。それを受けたというような形だと思いますが、先般、議員からも御質問ございましたように、防衛施設の周辺の生活環境の整備に関する法律が四十九年に法律第一〇一号で告示されてございます。それの一部改正が去年の九月に改正されてございます。これはホン――適当な言葉じゃないんですけれども、いわゆる音のホンでございますが、これが正確に言いますと、八十五ＷＥＣＰＮＬから八十に引き下げられた、こういうことが一つの進んだ形で周辺対策ということでなってございます。それで、この先ほど申し上げました環境基準につきましては、一応こういうことで対象地域も指定されましたので、これについての環境の基準の場合についても、日野市で各達成年間、これは環境基準によりますと最低が七十ホンという決めがございますけれども、これは民間の場合の音でございます。それに近づけるように市の方といたしましても関係機関――防衛庁、あるいは環境庁、横田基地に対しまして、それから東京都並びに関連の八王子とか立川、昭島、福生、武蔵村山、羽村町及び瑞穂町と協議いたしまして、横田基地の周辺の環境基準の達成期間を先ほど申しましたような公共用の飛行の場合に準じて確定するように、また、達成に至るまでの年次別の計画を明示するように、いま申し入れを行っておるところでございます。これにつきましては、一応日野市でもすでに旭が丘の一帯が八十五ＷＥＣＰＮＬですか、この目安を超えておりますので、これらにつきましては、早速地域指定がなされまして、現在、該当戸数が約三千世帯ぐらいあるわけでございますけれども、八月末現在では約二百五十世帯の改築工事の申し入れがなされてございます。これらにつきましては、先ほど申し上げたよう

な形で、順次七十五ないし七十ＷＥＣＰＮＬに拡大されるように私の方では東京都を通じまして、関係市町村からそういう要請をしてまいりたい、かように考えてございます。

それから立川基地のことにつきましては、一応先般も御質問いただいたわけでございますが、あくまでも防災ということで、年間たしか飛来回数が四十回程度だということで、それも訓練用のあれだというようなことで、特に市といたしましては、そのことにつきまして申し入れを行ってはございません。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　答弁がちょっとなかったんですけれども、市民の方から市に公害というような観点で、苦情や要望、そういうものがどういう状態にあるかということも後で答弁していただきたいと思います。

そうしますと、第一点のこの市での調査結果ですけれども、はっきりしたのは、やや一定の時間については、飛行回数がふえてきているということであります。昭和五十三年だったと思いますけれど、日野市の婦人団体の方々が何世帯かで系統的に調査したときには、午前五時から午後十一時から十二時に至るまで、いろんな爆音の記録というものが正式に出て、これは日野市議会にもその集計表が届けられたことがございます。私たち住民が感じているのは、日野市の調査でも若干出ているわけですけれども、やはり早朝、深夜、非常に異状な低空でときどき飛来してくるという点が、大変住民の不安になっているわけです。この点をとらえて、ひとつ日野市が関係機関にその実態を訴えていただきたい、というふうに思います。市民も、どこに異状騒音があったときに連絡すればいいかわからない、というような問題などもありますので、そういう点などについても、市の方でどこそこに連絡すればいいんだ、というようなことが明示できるような、そういう体制もひとつとっていただく必要があるのではないか、というふうに思うわけです。

私ども共産党では、この最近の異状騒音をとらえまして、住民の方から要望がございましたので、岩佐恵美衆議院議員と中谷都政対策委員長などが、八月二十八日防衛施設庁に参りまして、抗議をしてまいりました。防衛施設庁としては、これを取り上げまして、アメリカに伝えるという回答をしております。

しかし、そのほか、市民がなかなか個人で行く、あるいは抗議するというようなことはできませんので、爆音公害の調査をして、東京都に文章を出すという程度ではなく、いろいろともう少し住民が安心するような、市としての行動というものを考えていただきたいというふうに思うわけです。このことについて、再度答弁をいただきたいと思います。

それから騒音の大きさの問題ですけれども、防音工事については、その基準値が下がって、日野市の一定の地域も対象地域になったということを、いま答弁がございました。日野市のその爆音の調査測定結果というのから見まして、七十ホン、八十ホン、このホンという基準で見た場合に、地域別にそれ以上に出ているというような地域の調査はしているかどうか。その辺についても、お答えできればお答えをいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　測定の結果でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げたような形で、いま関係各庁に強力に申し入れを行っておる、そういうことでございます。

時間帯等につきましては、一応朝の九時から十一時までにつきましては、全体の二・三％程度でございます。二時から三時、四時、五時にかけましては各時間帯が二％台、そういうことで深夜につきましては、このようにデーターにはそう載ってございませんけれども、住民の方がいろいろ感じることもあるでしょうから、それについては、やっぱり意に沿うような形でそれについて関係市と協議しながら防衛施設庁の方に申し入れをしていきたい、かように考えております。（「場所というか、地域別について」と呼ぶ者あり）

一応環境基準の達成基準がホンとおっしゃいましたけれども、一応ホンということでお答えしますと、民間の飛行場を並みにしますと七十ホン以下にしなさい、ということの環境庁の基準がございますので、それらに達成するようになるべく早く年次計画を出してもらうように国の方に働きかけをしていきたい、と思います。なお、七十ホンということの範囲ですけれども、中央線が現在ございますけれども、中央線を大体真南に行った西側一帯が大体七十ホンになりますと、その地域に含まれる、そういうことでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　一点目、生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　市民の方からの苦情というような形で、実際に私の方には連絡が現在は来てございませんけれども、また担当の方に来ているかと思いますが、よく調査して、対応してみたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　市に対する住民の要望というのは、公害という観点では来てないか、と思うんですけれども、私が市当局に聞いたところでは、二つの住民団体から、横田基地の爆音の問題で要望が来ている、ということでございます。

また、市長の対話集会でも、平山地域で爆音がうるさい、というのが出ているということなんですね。市にはなかなか、市が飛行機を飛ばしているわけじゃありませんので、市に苦情を持ち込むということは少ないと思いますけれども、そういう形であっても、市にもいろんな形で応援してほしい、爆音を規制してほしい、という声が届いている。また、一番大きいのは、

これは請願が市議会にあったわけでございますので、そういう形できているわけです。それで私は、関係機関ということを部長がおっしゃっておりますけれども、明確にして防衛施設庁、アメリカ、総理大臣、こういうところに、基地のすぐ隣の市であるわけですので、昭島、福生、こういうところ以上に、あるいはそれに負けないひとつ働きかけというものをしていただきたい、と思うわけです。この点については、部長とともに、市長からも御答弁をいただきたいと思います。

もう一つは、この調査結果などについて、さまざまな立場から市民も関心がありますので、ときどき広報などで、こういうことをやっている、という実態を出していただくということが、必要じゃないかと思います。私は、日野市の広報で、八月十五日前後、戦争の問題で市民の手記などが載っておりますけれども、ただ戦争のときのことを思い出して反省する、ということだけにとどまらず、そのことは非常に重要ですけれども、現在、戦争と関係のあるこういうことが起こっているわけでございますので、そういう点についても、ひとつ広報での努力ということをしていただいたら、住民が助かるのではないかと思うわけです。

それから、これは市長でも部長でも結構ですけれども、立川基地の問題ですけれども、すでに自衛隊機が三十五機でしたか、ヘリコプターが離着陸して、これも非常に爆音公害で住民から苦情が出ております。それに加えて、今度来るC1型機というのは、市議会でもしばしば話題になりましたけれど、ジェットエンジンを二つ持った輸送機ですよね。これはYS11という形の自衛隊の輸送機にかわりまして、今度C1というのが主力輸送機になっているわけですので、私は、いま自衛隊がPRしているように、年間数十回というようなことではない、と思うわけです。そういう点で、防災基地といっても、防災という項目も入っているとは思いますけれども、やはり戦争との関係、横田基地でアメリカ軍を助ける、というような目的などが大部分である、というふうに聞いておりますので、そういう観点から、私は立川基地の問題についても、しかるべく関係機関に、日野市がいまから対応していかないと、事故が起こった後で抗議するというようなことでは、余りに市民に対して、市としても見通しのきかない無責任なことであった、ということになりかねませんので、いまのうちから、部長なり市長なり、こういう点については手を打っていただきたいと思います。

以上の点について、最後、御答弁をお願いしたいと思います。

市長でも……。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ことしは特にライシャワー発言に伴いまして、核の持ち込み、あるいは寄港というようなことが、特に論議が盛んになりました。その当時、関係市と連携をとりまして、外務省並びに防衛庁、その他関係当局に対しまして、抗議要請を文書をもって行いました。そのことは、広報にも、市民にこういうことを行ったということの意味で、たしか公表してお知らせをいたしております。

特に近年、日本の周辺並びに極東からマラッカ海峡あたりの範囲で、不穏な状況も幾多あるわけでありますから、なかなか市民の声が当局を動かし、あるいは相手側に伝わるには、大変迂遠ではございますが、安保体制の中といえども、やっぱり市民生活は守っていかなきゃならないという観点から、とるべき措置はとっていかなきゃならない、このようにも考えておるところであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　いま、市長から努力する姿勢というものが、示されました。しかし、いまの答弁の範囲では、私は、まだ日野市民の声を十分に市として反映して、行動しているという状況ではない、というふうに思うわけです。それで、二つの点を要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

その第一点は、やはり市長が革新市長会とか市長会、そういう規模で文書で要望するということは、非常に大きな力になると思いますけれども、それだけではなく、やはり立川基地、横田基地に接する日野市として市長自身が直接、単独ででも基地に行って責任者に要請するなり、あるいはアメリカの出先機関などに要請する、そういうことを私はする必要があるのではないかと思いますので、その線についても、今後、機会をとらえてひとつがんばっていただきたい、というふうに要望いたします。

もう一点は、航空機騒音の測定の場所ですけれども、これを若干日野市として広げていただきまして、各地域で非常に騒音の範囲が広がった、ということでございますので、この辺をまた機会をとらえて公害関係の方で測定をしていただきたい。そしてその結果については、先ほど部長が言われたような、さまざまな対応をしていただきたい、こういうふうに思う次第でございます。

そして、これは付帯的な希望ですけれども、防音工事についても範囲を広げ、そしてまた民家からアパート、マンション、団地、そういうところにも、一定のやはり騒音を防ぐ手段というものを制度化していく何らかの努力ということが当面必要ではないか、と思いますので、その辺も今後研究していただくように要望いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十一の二、最近の米軍機異状騒音の規制対策についてに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時五十二分休憩

午後三時二十九分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。十二の一、区画整理終了と日野駅についての通告質問者、大柄　保君の質問を許します。

〔七番議員登壇〕

○七番（大柄　保君）　議長からお許しがございましたので、七番の大柄　保でございます。

三点、通告をしてございます。簡単に質問をさせていただきます。

まず第一点といたしましては、区画整理の終了と日野駅についてということで表題質問のタイトルとして出しておきましたので、この点について、ぜひひとつ実のある御答弁をお願いをしたいと思います。いずれにしても、この問題につきましては、昭和四十七、八年当時でございますけれども、私ども議会の中にも、日野駅対策特別委員会の設置で、今後の日野駅の問題等についてはどういうふうな構想で行っていったらいいか、というふうなことだとか、委員の皆さんを含めて、国鉄に対して陳情をしたり、請願をしたりしてやってまいりました問題でございます。その後、交通対策特別委員会などにおいても、当然この問題が含まれまして、再三にわたって協議をされてきた問題でございますが、年を経まして、いまになったわけでございますけれども、神明上の区画整理も、もうあと数年のうちに終了するというふうな現在でございますけれども、この終了と駅の改良工事というふうなものは、当然区画整理から、日野駅の改良工事の問題等については別というふうなことで、いままでもやってまいりましたんですけれども、御案内のとおり、駅の前が二・二・四の開通だとか、旧甲州街道の第二踏切が閉鎖になるとか、年々皆さん方のお力によってきれいになっていくわけですけれども、そこで、日野駅は依然としてあのような状態で放置されるというふうなことは、これは市民の皆さんにとっても、市の理事者にとっても、議会の関係のある皆さんにとっても、大変忍びないことでございまして、そこで二・二・四を開通させるときに、将来日野駅はどういうふうになるのか、というふうなことで、設計の中に、将来線下駅にというのか、あるいはどういうふうに言うのか私も専門的なことはわかりませんけれども、ホームの中の線路の下に駅の本屋も入れてしまうんだ、というふうな構想があるやに、市長の方からもそういうお話がございましたし、また、当然議員の皆さん方も、恐らくそういうふうになるだろう、そこで国鉄と交渉をしていくんだ、

というふうなお考えはお持ちだったと思いますけれども、その問題等について、今後どうなるのか、これをお伺いをし……。

また、聞くところによると、ここで国鉄から幾つかの案が提案されて、周辺がきれいになるというふうなことで、国鉄もこのままほうっとくわけにはいかない、というふうなことだと思いますけれども、具体的な案としてはわかりませんけれども、まぁ、三つの案が提示されていると思います。できましたらば、その三つの案をこの議会に発表していただいて、その中のA案、C案、B案というのか、これをどういうふうに日野市としてはこれから先に国鉄と協議をしていくのか、ここをひとつお知らせをいただいておきたいと思うんです。すでに幾日か前ですけれども、国鉄西管理局の調査課から駅に参りまして、そのような調査もしていった、というふうなことですけれども、この点についてお伺いをしておきたいと思います。

いずれにいたしましても、立川の駅も、八王子の駅も、改良工事がいま行われておりますが、その中の日野駅でございます。あるいは国鉄から、大した、改良工事に莫大な費用をつぎ込んでも、余りメリットのないとこなんだ、というふうに思われかねないな、というふうに考えて、私も心配をして、今後どうなるのかということを、この議会で聞いておきたいということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　日野駅改良に関する御質問でございます。

国鉄と市当局との交渉経過などを御説明しながら、お答えにかえたいと思います。

五十六年の二月に、市長、議長、あるいは日野駅改良の陳情ということで、国鉄西局に出向いております。そのときは、国鉄の回答としては、改良の必要な駅が多く、計画的に進めたい、日野駅は、順位としては二十番目ぐらいになるだろう、早急にということになると、五番以内の駅が早急の順位の中に入るんであって、二十番という順位では、かなり遅くなる、というふうな、そのときの回答がございました。しかし、工事は工事として、工事計画とは別に、事務的に折衝を詰めていくことは、今後も続けていきたい、このように西鉄道管理局でも積極的な話し合いの感触を示しました。

次に、五十六年の五月二十五日に、国鉄の西局営業部長、次長、あるいは日野駅長が、市を訪ねてまいりまして、国鉄の、いわゆるいま議員さんの御質問になりました、A案、B案、C案なるものを提示してまいりました。市としては、部内検討をいたしました。そのA案、B案、C案というのは、簡単に言いますと、図面がなくて説明するのにちょっと、なんですが、いわゆる改札口の位置の問題で考えていただければ、よくわかる

と思うんですが、いまある甲州街道のガードがあります。そちらへ出る主要な出口をセットする方法、それから現在の出口を生かす方向、それから二・二・四の隧道部分の途中から改札口を設ける方法というような三案でございます。そして市といたしましては、いずれにいたしましても、その三案にこだわらずに、駅周辺の住民の方々が親しめるような形態での駅舎改良を考えてほしい、そういうような形で、現在、国鉄の方に申し込んであります。そしてそれとあわせて、ホームにおける風防の件についても、同時に考慮してほしい、そのような申し入れをしてございます。

駅周辺の住民の方々、あるいは身障者の方や住民の方々の親しみやすい駅、という表現は、実は案としてはA案という、議員さんが先ほどおっしゃいました、市長が前にも想定いたしておりましたようなコースの案というのは、一番お金がかかる改築になるわけです。当然、日野市の負担分を国鉄が要求する、という形の中で交渉は始まると思うんですが、一番かからないC案の方法ですと、わりあい負担分は少のうございますが、今度は付近住民の方々に親しめるかどうか、という問題では疑問が残ります。そのようなことのために、あくまで付近の住民の方々の利用しやすい駅、ということを中心に考えてほしい、というような形で要望してあるわけでございます。

六月の十日と二十三日に、内部検討会をしております。そのとき、いま私が申しましたような、結論を得ておるわけでございます。

それから七月一日に、今度は市としてのそういう形を口頭で国鉄当局に申し入れてあります。

その後、七月一日以降は国鉄との交渉はまだ持っておりません。ですから現在のところ、三案提示された中でややA案に近い線をベースとして、とにかく住民の方々に親しめる、親しみやすい駅舎づくりをという形で国鉄当局に申し入れしてある、それが現状でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　経過につきましてはわかりましたけれども、当初の市の構想ということだと、二・二・四のそのトンネルを抜く際に、将来線下駅にするような設計をしておくということと、それはできてるんですか、というふうな質問に対して、それは将来、駅は二・二・四の側に沿っていくような設計になっております、こういうふうな答弁があったわけなんですけれども、これ、どうなんですか、A案、B案、C案というふうなとこでいくと、それに沿った案というのは、この三つの案のどこに該当するか。どうも聞いてる議員の皆さん方も図面がないし、頭で現場の構想を描くだけであって、果たしてどれがA案であるか、どれがB案なのか、C案なのか、それと市民に親しまれる駅というふうなことですけれども、それをちょ

っとわからないわけなんですが、できましたらその図面等について御提示を願いたい、このように私は考えておるわけなんですけれども、その図面の提示、資料の提示ということはできないもんなんでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

国鉄が示しました案といいますのは、あくまで略図的な図面上での示し方でございます。言うなれば、口頭での説明というふうに近いような図面でございます。

このA案と申しますのは、二・二・四の隧道の途中から、あすこに予定して設計してありますその入り口となるべき予定の場所、それを生かした形での駅舎、いわゆる線下ホームといいますか、それを経て、上へ上がる形のものでございます。ただ、上へ上がる上がり方に、現在、日野駅が貨物の搬送に使った通路がふさいである部分があります。それを生かして使う方法と、反対側へ上がる方法とで、B案とA案の違いが出てくる、というような説明でございました。

私どもとしましては、先ほどもお答えしましたとおりでありますから、二・二・四の隧道を抜く際の予定の設計を生かす形、つまり、A案を基礎として、貨物の上げおろしに使いました現在ふさがれているその通路を使わずに、新たに駅を地下に設けるような構想で考えてほしい、ということを実は言っているわけですけれども、それが一番国鉄の言うのには、お金がかかる方法の方であります。国鉄はざっくばらんに言いまして、日野市さんの財政が、その負担が耐えられるか、というような、まぁこれは軽い話の中ですが、そんな声も出ております。しかし、そういう中で、私どもとしましては、あくまでA案を基調として、A案それのみではなくて、まだ国鉄の図面が固まった図面でございませんので、さらにつけ加えて付近住民の利便に役立つ部分を多く取り入れて、という条件をつけた、こういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　そうすると、当初から市の方の案というか、この区画整理の中の予算の中で、当然、将来日野の駅は、いま言うA案に沿ってやっていくんだというふうな、お金も区画整理の事業の中で二・二・四の設計費というふうなことも、当然含まれているんではないかな、このように考えるわけなんですけれども、そこで国鉄はいま赤字というか、積極的に地元の駅の改良工事に対して金を次ぎ込んでいかない、というふうなことがここに絡んできているんではないかな、このように考えております。

そこで市の方としては、何らかの方法でこの日野駅の改良工事に対しても、一般会計なりからの繰り出しというふうなことも、当然、議事録を見てみればわかりますけれども、幾らかは

持ち出さなきゃならないんじゃないか、というふうな答弁が私はあったと記憶をしておるんですけれども、現状の時点で、このA案に対して、市の方はA案でいってもらいたい、これは当然区画整理の中の設計の費用というふうなことも、くどくなりますけれどもありますので、私どもの方としても、やはりA案でいくんだというふうにいままで考えておりましたので、そこで、ここで初めて金のかからないB案とC案というものが出てきて、国鉄はなるべく、市の方でもお金の持ち出しが大変でしょう、このB案、C案ならば、何とか国鉄の方でめんどうを見て差し上げられるよ、というふうな考えが、話し合いの中で国鉄から受け取れたかどうか、その点をお伺いをしてみたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　議員さんのお察しのとおり、国鉄は赤字財政のために、本来新聞紙上等でも、駅舎改良あるいは路線改良のために、そこに所在する自治体に負担をしょわせることは違法ですらある、というふうな判例も出た、そういう中で、なおかつ地元負担を求めざるを得ない、というような説明をしておりました。B、C案ならば、国鉄サイドのみでという、そこまでは西鉄道局の責任者は言っておりませんので、その点につきましては、これから交渉していく形の中で、いろいろな受けとめ方ができるような段階になるのだと思っております。現在のところでは、まだそこのところのニュアンスは、はっきりつかみ取れるところまでは至っておりません。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　大体B案、C案でいけば、国鉄の方として費用の大半は恐らくこれからも持っていけるのかな、とそこまではっきり言わなかったけれども、といういま部長の方の答弁でございますが、確かに国鉄の方といたしましても、全面的にこの駅舎の改良工事についての費用の捻出というのは、まぁ無理じゃないか、私もこのように考えておるところでございますので、A案ならば、市の方からやはり何らかの金額の持ち出し、というふうなことになると思いますけれども――A案ならばですね。これから役所の中の内部調整と、それから国鉄との交渉等につきまして、たとえばA案でいった場合、この場合の費用の捻出というふうなお考えがあるかどうか、ここをもう一点お聞かせをしていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　議会の決議文とあわせて、市の要請文書を持ってまいりました際、国鉄当局には、市としても何らかの持ち合いというものは、これはしなければならない今日の事情である、ということは承知しておるというふうなことは、一応お話をいたしております。そうして、これからの課題

になるわけですが、仮に駅舎改造に日野市がある負担をするということでありますならば、私は、現在の駅舎部分の用地をいただく、ということで交渉を進めたい、このような考えでございます。当たってみないと何ともいまのところ言えませんけれど、そういうことが一つの妥当な交渉事ではなかろうか、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　いま市長の方の、本当にこれから国鉄に対しての交渉の条件というか、私は確かにこれはいいことだな、それをぜひ押し進めてもらいたいな、こういうふうに考えたわけなんですけれども、何せ国鉄でございますので、相手が……。とりあえずA案というものでいく場合は、恐らく市の持ち出し分というふうなこともたくさん持ち出さなきゃならない、このように考えておりますが、あと残りのB案、C案というふうなことで、もし日野市の方からそのような条件提示がなされたけれども、国鉄がノー、そんなことはだめですよ、と言った場合だと、今度はさりとてそれがだめなんだからあのままでほうっておくわけにはいかない、せっかく国鉄が出した残りのB案、C案というものもこれから先も検討していかなければならないと思うんですけれども、聞くところによると、国鉄西調査課が日野駅に調査に来たときに、この調査の場所が、現在の日野駅の改札口を入ってすぐ前に、今度はコーヒースタンドができておりますけれども、あれを取り壊して、昔あった東京型の階段をこの際生かして、西側に駅舎をつくって、そこで今度はほんとに国鉄さん奇抜なことを考えたなぁと私も思ったんですけれども、いまの旧駅を国鉄のスーパー形式にするんだ、というふうなことも私、耳にしたわけなんですが、なるほど赤字国鉄は、苦肉な策でもっていろんなことを考えるもんだな、地元にいて私たちもそこまでは考えられなかったけれども、これはりっぱなもんだわい、というふうに私も考えていたわけなんですけれども、できるものならば、せっかく区画整理の事業費の中から、このA案に該当するような設計図が出て、その設計どおりに二・二・四の下が仕事ができるようにできているんですから、その線で進んでもらいたいな、このように考えていますが、国鉄さん、これから市を交えて話し合いの中で、B案、C案というふうなことが浮上してくることは私は確実ではないかな、このように考えておるところでございますので、できたらば、ぜひA案でいってもらいたい。

　そこで今度は、先ほど市長もお話しになっておられましたけれども、あの駅舎がまだまだ使えますから、できるものならば土地をこっちへいただきたい、市民の資料館にでも使えるような体制で今後国鉄当局との交渉をしていってもらいたい、このように考えておりますが、これから先のいずれにしても問題でございますので、ぜひ市当局の皆さん方の対国鉄交渉を綿密に

立てて行っていってもらいたい、このように考えておるところでございます。

それから、市長の地域の対話集会の中でも話題となりました、駅周辺の自転車がかなり放置されておりますが、二・二・四が開通する、そこにも当然自転車もかなり入ってくるんじゃないかと思います。これら等含めまして、区画整理が終了ということと、日野駅の問題、周辺の問題というものが、まだ後々残ると思いますので、ぜひ市民の皆さんの要望に沿ったようなりっぱな日野駅改良というものをなし遂げてもらいたい、このように要望して、区画整理と日野駅についてというタイトルの質問を終わらせてもらいたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十二の一、区画整理終了と日野駅についてに関する質問を終わります。

十二の二、今後のごみ収集行政についての通告質問者、大柄保君の質問を許します。

○七番（大柄　保君）　二番目の、今後のごみ収集行政についてということで、質問をさせていただきます。

二十七・一一平方キロメートルの市内には、いまグリーンのダストボックスが、生ごみ用、オレンジボックスが危険物用というふうなことで、各所に配置をされておりまして、いま収集作業が行われておりますけれども、まだ一部、ポリ容器による収集が残っておりますが、この問題等について、今後ダストボックスによる収集に全面的に市内を切りかえるのか、あるいはそれを廃止をして、また元のようなポリ容器のごみ収集に切りかえるのか、どうもこの点がきょうの時点ではっきりしないわけでございます。

ということは、私も厚生委員会に所属をいたしておりまして、このごみ問題、いろいろ請願が出されたり、議員の皆さん方の質問なりで、担当部長等の答弁、大変御苦労をしていると思いますけれども、なかなか、いつになったらば集約というか、全部日野市のごみはこういうふうに収集をするんだ、という基本の姿勢が出ていない、このように私は強く考えたわけでございますので、この辺で何とか一つの線に沿って進む必要があるんではないか、このように考えました。あるところでは、ダストボックスで非常に衛生的にもよろしい、あるところではポリ容器で、そこにネコがかかり、犬がかかり、また、そのほかの子供のいたずら等でごみが散乱するというふうなところが、地域によっては放置されているわけであります。何といたしましても、この日野のごみの収集については、一つの線を出してクリーン日野なんだ、きれいな日野なんだ、というふうなことにしていった方が、私はいいんではないか。これはもうみんなが思うところであると思います。

また、いま一つ聞くところによると、ダストボックスが狭い道路に配置してあると、今度は交通の便の悪さから――狭いから、道が。警察署あたりの撤去命令が出ているというふうにも聞いております。さて、その撤去命令が出たところでは、いままでダストボックスで非常にきれいにしておったけれども、今度はポリに切りかえたというふうなことだと、ポリ容器を買う資金も、これは各自治会の負担になるのか、あるいは個人的な負担になるのか、それすらいまのところ決まっていない、というふうな本当に、大変御無礼でございますが、このごみ収集行政に対しまして、お粗末だというふうに私は考えておりますので、ぜひ今後のごみを収集するについては、きょう、あす、このように切りかえます、ということでなくても結構だと思いますが、これから先、市のごみ収集行政に対する基本の姿勢を、この議会でお知らせをしておいてもらいたい。このように考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　ごみ収集の件についての御質問でございますが、現在ボックスとポリ容器を並行で収集をしているわけでございますが、ダストボックス地域につきましては、約市内の七〇％が、ダストボックスで収集されております。あと残りの三〇％がポリ容器で収集されているわけでございます。ダストボックスにつきましては、十五世帯に一つ、ポリ容器については各戸、こういうことでサービスの違いは歴然と出ていくわけでございます。それで、このダストボックスの設置につきましても、十年の歴史がございます。発足当時につきましてと現在の情勢では、相当変わってきているところがございます。たとえば、道路の交通事情、あるいはダストボックスを収集しますクレーン車の入手難、いろいろなものがここで出てきているわけでございます。これらにつきましても、いろいろやはり検討していかなきゃいけない。実際にダストボックスがいいということであっても、クレーン車が購入できなければ、結局それについては収集できない。そういう形で、現在事務担当では、将来は、行く行くはやはりポリ容器の形で基本的には考えを持って、その方向についていわゆるクレーン車でない収集方法、パックマスターといいますか、これで収集できる方法をやはりやらざるを得ないだろう、そういうことで、いま事務担当ではやっているわけでございます。

ただ、クレーン車につきましては、現在市内に十七台のクレーン車が購入してございますので、これら等の償却年数との見合いも含めまして、交通事情とかその他の諸般の事情で、非常にダストボックスが収集しにくいというような時点から、順次やはり改めていかなければいけないんじゃないか、そういうことで一応基本的には考え等、持っておるわけでございます。ただ、議員さんがおっしゃるような形で、短兵急に結論を出しますと、いろいろまた問題が出てくるというような形の中で、前回私どもの方でもことしの三月でしたか、自治会長の研修会等

にも実態を、いわゆるボックスとごみ収集の形の実態をお話し申し上げて御理解をいただきたい、そういうような形で問題は提起してあるわけでございます。ただこの場合に、いわゆるいま申し上げているのは、収集段階の問題でございますから、実際に収集して焼却の炉に入りますとやはりダストボックスで収集された場合には、非常に炉のためにも、いわゆる償却年数を短くするというあれが実際に科学的に実証されてございます。と申しますのは、一応ごみの焼却炉につきましては、乾燥、燃焼、後燃というような形でその炉ができているわけでございます。ダストボックスの場合には、乾燥の段階でほとんど燃えるものは燃えてしまう、それで後の燃焼過程では、ほとんど台所のごみ、そういうものは一カ所に集まってしまう、そういう形でごみ質に非常に影響してまいります。

それに引きかえまして、ポリ容器につきましては、非常に圧力でごみ等が収集されるわけでございます。そうしますと、燃えやすい紙、あるいはその他のダンボール箱とか、そういうものが台所のごみの湿気を適当に紙類が吸収しまして、非常に、それが焼却炉に入りますと乾燥の型でも大体同じようなペースでいき、また燃焼、後燃というような形で非常に炉のためにもよろしい、そういうふうなあれも出てございます。その他につきましては、二十四時間体制の問題につきましては、議会の御理解をいただきまして、九月から発足してございますので、その点については、焼却炉は年間を通しまして、年末年始、あるいは祭日を除きまして、一年じゅう火は絶やさないわけでございますので、それについては、非常に効率的に燃えているわけでございます。

そういったポリ容器とダストボックス容器のいろいろの問題点が、出てきているわけでございます。これはやはりそういう形では、一応先ほど申し上げたような形でクレーン車の償却年数、そういったもののかみ合いの中で、なるべくその日常の悪いところから順次ポリ容器に切りかえていきたいと、基本的な姿勢は持ってございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　そうなると、将来はポリ容器に切りかえていく、全市的にポリ容器、このように私は解釈をいたしますが、今回の補正予算の中にも、ダストボックスの費用というふうなことで組んでございますけれども、ダストボックスを配置をされているところは非常に、先ほども申しましたけれども、いろいろな面から整理がついたり、あるいは不衛生でなかったり、確かにきれいなごみの捨て方というふうなことでやっておるんですけれども、現在ダストボックスが配置されていない、たとえば旧日野市内だとか、あるいはこの神明上の周辺だとか、あるいは高幡、百草、日野市全域を見れば、かなりそういう場所があると思います。そうすると、いままでの行政の

中で、ダストボックスは十五世帯に一個、ポリ容器ならば二軒に一個というふうなことで、端的に言わせていただければ、ダストボックスは市費で配置をしてもらって、きれいな生活環境が保たれておるけれども、今度はダストボックスの配置されていないポリ容器というふうなところでの収集との差が、当然、私は出てきているんじゃないかな、このように考えているところでございますけれども、これらの問題等についても、やはり十四万市民でございますので、やはり私は、平等な立場で日常の市民生活を送ってもらうのがこれは当然の住民の権利だ、このように考えておるところでございますが、どうなんでしょうか。ポリ容器でごみの収集を行っているところに対しましての、市からの幾らかの補助というか、そのようなもののお考えがあるかどうか、この点もお聞かせをしていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま、ごみ収集のことで、いろいろと御質問をいただいたわけでありますが、ダストボックスの功罪といいましょうか、いい点、悪い点、これはかなりはっきりしてまいりました。そうして結論から申しますと、収集車はすぐではありませんが、将来パックマスター方式に切りかえよう、こういう考え方が、われわれの頭としては、必然的に出てくるようであります。

そこで、いま言われております、じゃぁボックスはどうするんだ、ということなんですが、もちろん一気にそういう方式に切りかえることも、これもまたむずかしいことでありますから、相当な年限をかけまして、そうして住民の方々と十分理解を詰めながら逐次、古い――何ていうんですか、かえていこうと思っております。

それで、要するにパックマスター方式というのは、手作業ではありますけれど、一番きめ細かにサービスの行き届く方法でもあります。クレーン車方式は、一見、機械力でいいように見えますけれど、四トン車を使ってそれに入ります容積というのは、また、目方としては、二トン車と全く同じ程度でありますから、二トン車で小回りのきく車によって、手の行き届いたサービスをする、こういうことにするのが妥当だろう、こういうのがいまの結論であります。

ですけれど、じゃぁどのようなごみの出し方をしてもらうかということは、私は、当分ボックスが壊れない限りは、いまのボックスを使っていけばいいと思っております。ただ、その中に袋に入れた形で、つまりあり合わせのいろいろな袋がいまありますから、袋へ入れた形で水を切って出してもらう。それから場所によりましては、ポリバケツで出るところもありましょうけれど、形としては、要するに袋出しをして、また置いてもらう、こういうことにやりたい、こういうふうに考えております。

そこで、それらの切りかえは、恐らく数年間時間を要する、

と思っておりますから、話のつくところから了解づくでやっていく、ということでなければなりません。そして、今回組織改正ということで、特に清掃部を部制にするという意味は、そのあたりにもあるわけでありまして、一方の収集をして集めました衛生処理場の処理、つまり工場的な処理は、かなり設備が整いまして、これはかなり効果的にできております。ただし、清掃サービスということは、これはもう永久の仕事でありますから（「そのとおり」と呼ぶ者あり）、これをもう一つ、その清掃部の組織の中に、住民サービスを受け持つ組織を設けまして、そしてそういう地元との細かい協議、理解を担当する、こういうふうにしていきたいと思っております。

したがいまして、相当な期間を要するとは思いますが、サービスに、要するに出されたごみは収集をするということのサービスにおきましては、全市全く公平共通である、このような状態をつくり出したい、このように考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　いま、市長の今後のごみ収集に対する考え方は、わかりました。わかりましたけれども、私が聞いてるのは、現在までポリ容器でいたところと、それからダストボックスを使って収集作業をしてもらっていたところと、これとの格差が当然いままでの間に生まれてきておるんじゃないか、このように考えたんで、前のことは、さかのぼってどうこう言いませんけれども、これからダストボックスを漸次ポリに切りかえていくんだ、というふうなときに、市としての何らかの補助だとか、そういうふうなものをお考えでございましょうか、こういうふうに私は聞いたんですけれども、いかがなんでしょうかね。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　袋出しと言っておるわけでありまして、ポリは出される側の御都合で、ポリを使う場合もある、というふうになるわけでありまして（「ポリでなくたっていいんだよ」と呼ぶ者あり）公平ということは、要するにごみを取り去るということで公平なサービスをしておる。いままでのボックスの使い方は、つまり収集上利便がある、ということで設置したわけですが、あちこちで交通の問題、あるいは事故の問題、それからボックスのつまり功罪がはっきりした、ということはそのあたりでありまして、しかしながら、ボックスはやっぱりしばらくは使うべきだ、と思っております。ボックスの構造を多少改めまして、要するに、いま持ち上げてクレーン車で底を上げて、ごみを車の中に移しておりますのを、今度手作業でやる。それから将来ボックスも網製か何かの形で、つまりいろんなところに置いても差し支えない形のものを、いろいろな形でつくることは可能である、このように思っておりますので、犬やネコに対します、つまり乱雑にならない、そういうことも

やっていかなければならない、このように考えます。

したがって、ポリ容器は使う側の便利の問題だ、このようにひとつ考えていきたいわけです。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　このごみが、取ってもらうというふうなときから、私どもの方、あるいはまた市内全部で、最初はポリ容器というふうなことでやっておりましたので、私も、ポリ、ポリというふうなことで、固執をしておりましたけれども、いま市長の言う袋収集方式、というふうなことだということですね。袋出しというふうなことが、ここで決まったというか、市長のこれからの行政方針として、いまわかったわけなんですけれども、それら等に対しても、やはりこれからまた先に、市によっては、自分で全部その袋を買うのか、あるいは幾らか補助をして、市の方から、たとえば役所の売店に来て買えば、あるいはお米屋さんに行って買えば、というふうなことになると思いますので、いずれにしても、いままでの格差といったら、大変これは語弊がありますけれども、全部が全部そういうふうなことに切りかえるんだ、というふうなことを仮定をして、これから先にたとえ一円でも、あるいは一円五十銭でも結構だから、市の方の袋に対する補助を与えてやれたら、全部が、いままでの格差が解消され、また、市の行政――ごみに対しては、日野市はこういうふうにやっているんだよ、というふうになると思いますので、ぜひその点等も御配慮いただきまして、お願いをして、要望をして終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十二の二、今後のごみ収集行政についてに関する質問を終わります。

十二の三、病院事務取り扱いについての通告質問者、大柄保君の質問を許します。

○七番（大柄　保君）　三番目でございますけれども、病院の事務取り扱いについて、ということで通告をいたしておきましたので、ぜひ御回答をお願いを申し上げたいと思います。

御存じのとおり、いま、車が大変多い今日でございまして、市内では、きょうもいまの時点で、あるいはどこかで、交通事故が起きているかもわかりません。これらの交通事故、即大きな事故は、これは当然なこと、小さな事故でも、人身事故というふうなことならば、病院というふうなことが即つながってくると思いますが、私どもの総合病院で、これらの患者の扱い件数は、年間を通じてで結構でございますので、どのくらいあるのか、この点をお伺いをしておきたいと思います。

また、大きな人身事故でもって入院の際、自動車の強制保険だとか、あるいは対人の保険だとかで支払う患者の方があると思いますけれども、この取り扱い等についてお伺いをしておきたいと思います。

そして、いま一点でございますけれども、国民健康保険は、

交通事故には対象外なんだ、というふうなことを聞いておりますけれども、この国民健康保険を、交通事故の際には使えないものなのかどうか、この点について、お伺いをしておきたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　お答えをいたします。

第一点目の、総合病院におきますところの患者の件数でございますけれども、昭和五十五年度の件数でお答えいたしますけれども、昭和五十五年度におきますところの、市立総合病院におきましての交通事故の患者は、入院患者につきまして、おおよそでございますけれども、五十件でございます。それから外来患者につきましては、これまた概数でございますけれども、三百件の取り扱いをしておる、ということでございます。

第二点目の、入院等についての患者に対しましての、いわゆる強制保険の扱いの問題でございます。入院患者また外来患者につきましても、御承知のとおり交通事故があった場合には、原則といたしまして、一般の保険というものは適用されません。そういった意味で、交通事故の場合には、第三者行為によりますところの強制保険というところに、必ず運転者は入らなきゃならん、という義務がございますので、そういった中で強制保険なり、あるいはまた任意保険という形の中で入院費用なり、あるいは外来費用をいただいておる、というのが現状でございます。

第三点目の、いわゆる国民健康保険に入っておる者が、交通事故に遭った場合に、国民健康保険等の適用が受けられるかどうか、ということにつきましてのお答えでございます。これにつきましては、担当部が市民部の保険年金課でございますので、そちらの方に問い合わせたわけでございますけれども、結論を申し上げますと、交通事故に遭った場合に、国民健康保険に加入している者が遭った場合には、国民健康保険の方から保険金がおりる、ということでございます。これにつきましては、本人の場合、家族の場合は、一応七割の費用を一時的に国保の方で立てかえるわけでございます。その立てかえた後におきまして、一応国保の方から加害者が加入しておりますところの保険会社に対しまして、請求をいたしまして、そして補てんをする、ということでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　いま、三点の質問をいたしましたけれども、これに対しての答弁でございます。確かに国民健康保険が交通事故には使えないんだ、というふうなことで、患者としても一蹴を病院側でされる、というふうなことだと、私どもも素人ですし、市民の方ならば、当然、そのような知識があればいいけれどもないような場合がありますので、その点、安心したわけなんです。

一つ、具体的な例を申し上げまして、聞いていただきたいと思います。これは二月の出来事でございますが、ある市民の方が、あるハイヤー会社の車に乗りまして、あるところで、ある車と接触をしたというふうなことで、それで総合病院の皆さん方にお世話になった、というふうな事実があります。そしてそのハイヤー会社と、それから接触をした会社の車との両者運転者の話し合いの中で、そして総合病院にお世話になった。それから費用については対人の強制保険でやるからひとつ心配をしないように、というふうなことで、入院をなさっておったんだそうでございますが、たまたま七月、気分もええというふうなところで、家の方に帰った。後は通院だということだそうですが、病院にいる間は、やはり病院の事務取り扱いの中から、各保険会社に対して指導というか、このようになさったらば、うちの方では病院入院治療費はいただけますから、というふうなことで、安心をしてお帰りになったんだそうですが、さあ、いざ、あと通院費となると、御自分で支払ってもらいたいんだ、そしてあと保険会社の方と話し合いをしながら、一たん前払いを病院側にしておいてもらって、後から保険会社の方から、あなたの方は請求をすれば同じことになるんだ、というふうな取り扱いを、市立総合病院でなされた、というふうな事実があるんですけれども、それら等についておわかりでしたら、ひとつお知らせをいただきたい。どうしてそういうふうなことになるのか。

○議長（滝瀬敏朗君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　お答えをいたします。

交通事故の患者といえども、原則といたしまして病院にかかった費用につきましては、一応患者さんから直接その費用を徴収する、という大原則があるわけでございます。ただ、御承知のとおり交通事故にかかった場合には、一般の保険は原則として適用されませんで、第三者行為による交通事故ということになりますので、したがいまして、一般的にはいわゆる加害者が入っていますところの強制保険なり、あるいは任意保険の方から費用を徴収する、ということになっているわけでございます。

ただ、加害者が保険会社に代金等を請求する場合には、御承知のとおり、一たんは被害者に対しまして加害者がその費用を負担する、ということになるわけでございますが、その入院費用等が、非常に日数もかかり費用がかさむという場合におきまして、加害者が立てかえる能力がない、こういう場合が出てくるわけでございます。そういう場合におきましては、いわゆる特例といたしまして、被害者の方から直接——被害者が、加害者が加入している保険会社に対しまして請求することができる、という特例があるわけでございまして、病院の方でも、しばしばそういう事件に遭遇するわけでございますが、どうしてもそういう場合には加害者にかわりまして、あるいは被害者にかわ

りまして、病院側の方としまして、直接代理請求を依頼を受けて、しかる後におきまして保険会社の方からそれに要する入院費用を徴収する、という特例がございます。これはかなり特例でございます。

そこで、いまおっしゃった退院後におきますところのいわゆる扱いの問題が、御質問に出たわけでございますけれども、入院患者の場合ですと、御承知のとおりその入院の費用につきましては、使用条例に基づきまして十日ごとに一応徴収するという、こういう条例がございます。ただ、通院患者の場合ですと、これは通院にかかったその都度、その治療費を払わなきゃならんという、こういうふうな原則がございます。それともう一つ、わりあい通院費用の場合ですと、入院費用と比べまして、費用は比較的入院患者と比べてみて少ないもんでございます。それともう一つは、通院患者の場合ですと、非常に件数が多うございます。大体、市立総合病院で現在扱っていますところの通院患者数は、一日四百六十ないしは五百件ということで、非常に件数が多いわけでございます。そういう意味で、通院患者に対しましてはその都度、一応費用を徴収してもらう、というふうになると思います。そういうことで、現在扱っているわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　ありがとうございました。いずれにしても入院の場合、あるいは通院の場合等を分けて、よく詳しく答弁をしてもらったんですが、通院の場合は本人が立てかえて交通事故の場合も払っていただく原則があるというふうなことですから、原則というのは原則ですから、これは曲げられないと思います。それでこの市民としては、やはり一日六千円だ、一回のたんびに七千円だというふうなことで払っておられた、というふうなことですが、それが原則ということになれば、当然自分のことですから、自分で支払わなければならない立場でしょうけれども、これが、まぁ大変御無礼な言い方かもしれないけれども、要するにお金がいっぱいある人だとか、あすも困ってる人だとか、いろいろあるわけなんですね。そしてその後者の方の、お金が大変に困るんだというふうな人の場合は、やはり血も涙もなく、これを原則に従っておやりになるのかどうか。これは私は非常に心配をしたわけなんですが、まぁ原則、法にも涙ありと、こういうふうなこともよく言われておりますから、あるいはその事情を話せば病院の事務として何とかそこには抜ける道が――失礼、抜け道というか何というか、それがあるのかな、こういうふうに考えたので、それを質問したんですが、そういうことはないんだ、と言ってしまえばもうそれでおしまいでございますので、この質問を続けていってもしようがないので、この点で終わらせてもらって……。まぁ、交通事故がないようにこれは市民の皆さんが気をつけなければならない、このように考えて質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十二の三、病院事務取り扱いについてに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時三十三分散会

九月二十四日

木曜日

（第六日）

昭和五十六年
第三回定例会

日野市議会会議録

第二十二号

九月二十四日　木曜日　（第六日）

出席議員（二十八名）

一番	黒川重憲君	十六番	奥住芳雄君
二番	市川芳太郎君	十七番	石坂勝雄君
三番	秦正一君	十八番	滝瀬敏朗君
四番	飯山茂君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
八番	古賀俊昭君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十二番	本間久君	二十六番	杉山寅三郎君
十三番	橋本文子君	二十七番	高橋通夫君
十四番	鈴木美奈子君	二十八番	佐々木昭雄君
十五番	板垣正男君	二十九番	正国務君

欠席議員（なし）

欠　　員

十一番　　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	結城邦夫君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	栗原莞次君	書記	串田平和君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　塩崎真知子君

議事日程

昭和五十六年九月二十四日（木）

午前十時開議

一　一般質問

（請願上程）

二　請願第五六―二六号　新田堀用水路改修工事に関する請願

三　請願第五六―二七号　通行規制等設定に関する請願

四　請願第五六―二八号　老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願

五　請願第五六―二九号　高幡不動駅裏側の用水路上に自転車置き場設置に関する請願

六　請願第五六―三〇号　高幡不動駅周辺の自転車置き場異常事態早期解決を願う請願

七　請願第五六―三一号　豊田駅南口下排水路設置に関する請願

八　請願第五六―三二号　郵便貯金問題に関する陳情

本日の会議に付した事件

日程第一から第八まで

午前十時九分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十名であります。

一般質問を行います。

十三の一、心身障害児の統合教育と、障害者の社会参加についての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（橋本文子君）　おはようございます。それでは、通告に基づきまして心身障害児の統合教育と、障害者の社会参加ということで質問をさせていただきたいと思います。

統合教育につきましては、学校教育の視点から、そして障害者の社会参加ということにつきましては、主として心障者――心の障害、心障者のために働く場を保障してくださいという就労の角度からのお伺いをいたしますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

本年は国連が定めた国際障害者年であり、心身に障害を持った方たちが社会生活を営んでいかれる上で、人間としての基本的な権利が保障されて、ごく当り前の暮らしができるように、この日野市の行政がより一層前進されることを願って、このテーマを取り上げたわけでございます。そこで初めに障害児の統合教育についてでございますが、すでに前年度の三月の定例会におきまして、社会党の一ノ瀬　隆議員によって、障害者が排除されない学校づくりをと題して、問題提起がなされております。しかし、実際には、まだまだ障害児に対する対応が、父母の声などから十分でないように見受けられますので、あえて今回、再び私の方から質問をさせていただくことにいたしました。

近年、障害児教育のあり方につきましては、日教組の教研集会の障害児部会の論争に代表されますように、分離方式か、あるいはまた統合方式からの激しい論議の繰り返しがあります。明治五年以来進められてまいりましたわが国の学校制度は、その百年有余の歴史を刻む中で一貫して能力主義的な教育に終止してまいりました。その象徴的な例として、当初の小学校例の中に次の様な規定があります。

一、ふうてん、不具、廃疾の児童は就学免除できる。

一、病弱なる児童は就学猶予できる。

一、家庭困難なるものの児童は前二項に同じ。

このような表現の仕方で書かれているものですが、就学免除、就学猶予という親切そうな言い回しをしながら、事実上はふうてん、不具、廃疾などという差別用語で、小学校の教育現場から障害児を締め出して家庭の奥座敷にとじ込めてしまう、という最も劣悪な状態の分離方式を選択してきたわけでございます。ちなみに手近の口語辞典を開いてみました。ふうてんというところには気違い、精神病と書かれてありました。不具というところでは完全に備わっていないこと、かたわ、かたわ者と書い

てありました。癈疾のところでは治らないかたわになる病気、不治の病気で不具となったこと、このような差別が堂々とまかり通り、障害児の基本的な人権が無視されて、一人前の人間として認めてもらえなかったというのが、戦前の教育のあり方でした。そして、いまから十年前の第二十三回中央教育審議会答申は、通常の学校教育の指導方法や就学形態には適応できないさまざまな心身に障害を持つ者に対し、それにふさわしい特殊教育の機会を確保するとうたい上げて、能力競争の手足まといになる障害児を、合法的に排除する方向を打ち出しています。これでは、明治以来進められてきたやり方と、全く変わりありません。一方、昭和五十四年四月一日から始められた養護学校の義務化は多くの障害児たちを特殊学級から養護学級へとかなりの圧力を持って転校させる結果を生んでしまいました。その後はさらに普通学級から特殊学級へと軽度の障害児まで隔離教育の対象として組み込まれ始めております。障害児にとって最も大切なことは、いわゆる健常児との間に溝をつくらないで、人間的な交流ができることではないでしょうか。そのために必要な社会性を育てようとするならば、何といっとも、可能な限り健常児とともに生活をしたり健常児とともに学び合う統合教育でなければならないと思います。そこで、私は障害という言葉の意味を従来の枠組みを取り払って、改めて考え直してみる必要があるのではないか、といま考えています。一般に、私たちが障害者という言葉を使うときには、目や耳が不自由であるとか、あるいは手や足などが麻痺をしている人などの身体の障害者と、程度種類はともかくとして、いわゆる知恵遅れと呼ばれている障害者、その両方を指していると思います。そして、こういう場合の健常者の人たちは、障害者問題は自分を除外した他人のこと、つまり人ごととしてしか考えていないと思うのです。先般、私は大阪の豊中市、吹田市、箕面市の三市を訪ねまして、障害児教育の視察を行ってまいりました。議会の事務局を通して、行政調査報告書を皆様にお届けしているとおりでございます。そこでは、障害者の定義を心臓病とか腎臓病まで枠を広げて、どの市で共通理解をしているようでした。だからこそ障害者を特別視するのではなく、どんなに重度の障害を持っていようと、基本的にはすべての子供を地域の学校へということで、親や現場の教師は無論のこと、校長も行政も一体となって、統合教育の実践が円満に進められておりました。今日まで、十年という年月の積み重ねをしてこられたそうでございます。一方、耳や口が不自由な方々のために、手話の運動をしておられます永六輔さん、この方もたくさんの障害者とていねいなお付合いをしているうちに障害者の意味をいろいろ考えてみるようになられたそうです。つまり、私などもそうですが、近視や乱視のためにめがねをかけている人はやはり目の不自由な障害者ではないか、人前で思ったことを堂々としゃべれないのは内気という障害を持っているのではないか、だとすれば障害を持っている人を特殊な人間として扱うこと自体、とてもおかしなことだと気付かれ、その後は差別することの矛盾を折にふれて訴え続けておられるそうでございます。こうして考えてまいりますと、いかなる障害を持った子供であろうとも、地域社会の中で暮らしていく権利、そして家庭から一番近い地域の中の学校で近所の友だちと一緒に学び合う権利があるのではないでしょうか。またそうすることが一番自然なあるべき姿だと思います。ですから少なくとも、親が希望する場合、親の希望を最優先する形で小中学校の入学を許可しなければならないのではないかと私は考えております。

そこで質問に入らせていただきますが、障害児に対して普通学級より養護学校の方がふさわしい、そしてまたその方が幸せなんだと分離方式を押し進めてこられた教育委員会から、なぜそのような断定がおできになるのか、御答弁をいただきたいと思います。そして普通学級では不可能だけれども、養護学校でならできるという障害児教育の中身について具体的に教えてください。それらの分離方式によって障害児を立派に指導してくださるというのでしたそのことをしっかりと保障してくださるのでしょうか。今後この日野市の中で障害児教育をどのような方式で取り組んでいこうと思っておられるのか、障害児も健常児もともに学び合う統合教育についての御見解はどうなのか、教育長から御答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　ただいま橋本議員から障害児の教育に対して大変温かい思いやりのある心から、いろいろの御意見をいただきまして大変教えられるところが多いと思います。それで、質問に対しまして、分離教育の方がいいんだという断定ということでございますけれども、これはなかなかむずかしいんでございまして、じゃ統合教育がそれでいいのかと、こういうことに対してもこれもまたなかなか断定できない。むしろその辺のところがですね、障害児教育っていうようなものが全義務制になりまして、全員が学ぶ権利を保障するということになってからの歴史は大変浅いものでございますので、それへの対応をどうするかということについて中身、内容についてはまだ不完全なことが多々あるということは否定できません。しかし、ただ統合教育か、あるいは分離教育かと、こういう二つの形で、対応していくという論理の立て方というものには、実際、その子供たちの立場をとってみた場合にですね、果してそれがいいのかどうかということは一つの大きな問題点だと私は考えております。というのはですね、御存知のように障害児というものはですね、普通の子供よりも非常にこの、その種類においても、あるいはその程度においても大変この差がありま

す。したがってある意味から言うと一人一人が大変こう個性的であるというふうにとらえるのが私は実際の障害児をとらえる一つの姿じゃないかと、あるいはそういうふうにとらえるのがいいんじゃないかと、で、これは決して差別すると言うんではありません。それはその子供一人一人がですね、やはり自分なりの、これは能力主義ということじゃなくてそれぞれ自分の持っている力をですね、どういうふうにしていったら少しでもこう伸ばしていけるかということを考えた場合に、私はやはりこのそれぞれのこの能力に応じて非常にこう行き届いた教育をしていかなければならんと、その場合に統合教育という形で一つのクラスに入れてですね、それについていわゆる普通学級に入れて、そして対応することが果してその子供が伸びることになっていくんだろうかと。もちろん社会生活というようなことにおいての問題点は一つあるかと思いますし、あるいは健常児の子供たちが障害児に対してのいろいろな思いやりとか、そういうようなものへの心を養っていくということにおいてはかなり大きな意味を持つと思いますが、しかしまたその障害児その人自身にですね、とって考えてみた場合に、そのことが果して幸わせなのかどうかということもこれは基本において考えてみなければならん問題のような気がいたします。したがって日野市ではですね、いわゆるそういう障害を持つお子さんの早期発見、それからそれに対して早期対応しようというような姿勢がずっという問題のあるお子さんについてはすべて特殊学級へやるとか、あるいは都のですね、養護学校の方へやってしまおうとそういうようなことは決してやっているわけじゃなくて親ごさんともですね、十分相談してそしてそのお子さんをどうすればいいかっていうようなことで話を十分し合った上で、それぞれの就学のですね、障害児ではないかと言われるような人でもじゃ一つ普通学級でもってやってみたらどうだろうかと言うんで普通学級の方へ、入学さしている場合もあります。したがってさっき申しましたように私たちは統合教育だとか、あるいは分離教育だとかと、そういう観点じゃなくってそのお子さんをですね、どうすれば一番いい教育が行われていくのかという基本でもってこの考えていることは私たちの心障児教育に対する基本的な姿勢でございます。そのように入れてきた障害児につきましてはですね、普通学級で入ればですね、四十五人がこの前も出ましたけど四十五人が一学級でございますが、心障児の場合はですね、十二人をもって一学級と、こういうふうにしておりましてやはり一人一人のお子さんに対して行き届いた教育をするにはできるだけその指導する人が多い方がいいわけでございまして、で、それについてのいろいろの問題がそういうふうにしてですね、やっているわけで、したがってその中身はどうなのかと言われるとこれは教育の中身っていうのはなかなかむずかしいんですとありまして、たとえば希望の家というようなものがつくられているというようなことも、これは日野市の一つのそういうものの対応のし方じゃないだろうかと。それからまた、私たちもですねただその就学をする場合に就学相談というのをやっておりますけれどもこの就学相談もただ義務的にやっているんじゃなくて、いまいったようなところとか、あるいはこの幼稚園などでもですね、社会生活がある程度できる子供については一つ入れていって、そしてその子供の将来はどういう方向でさらに教育していった方がいいのかと、いうことなどについてはですね、真剣に取り組んでいるつもりでございます。そういうような形でありまして、したがってその就学相談においてはもちろんその専門家がおりまして、しかもそれもその時だけ一回、二回じゃなくて一年間、あるいは二年間にわたってその子供と接してきて、あるいは観察した結果として最終的にはどちらへ行ったらいいのかというようなことを決めているわけで、ただ単に機械的に便宜的にですね、区別してるんじゃなくてむしろそのお子さんのことを考えた場合にどうなんだという観点から対応しているということは一つ認めていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、障害児のですね、教育ですけれども私たちその就学相談においてそれじゃ全部そういう気のある者が——気があるって言ったら大変言葉としては不適当かと思いますが、そうけれども、先生方がいまその心身障害児を教育するのにどんなふうにしたらいいかっていうようなことを毎月一回ぐらいずつ先生方が自分の実践を持ち寄って、そして研究を進めてよりよいその教育の中身をですね、探究しながらしかもそれを実践しているということを一つ御理解をいただきたいと、こんなふうに考えております。教育委員の基本的な姿勢というのはそのいま申しましたところで一つ御理解いただきたいとこう思います。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　橋本文子君。

○十三番（橋本文子君）　大変模範的な回答と言いますか、でも私にはとても理解できないと言うか、納得できない答弁でございました。たとえばいまここに「窓ぎわのトットちゃん」という本があります。お読みになった方たくさんいらっしゃると思います。これは黒柳徹子さんが御自分の小学校時代の体験を書かれたものです。一部を、ほんの一部を読ませていただきます。彼女が一年生の時のこれは様子です。教室の中での出来事です。一時間目に机のパタパタをかなりやると——パタパタって言うのは……。もう一つ前をいきましょうか。トットちゃんは公立の学校を退学させられましたね、皆さん御存知のとおりです。トットちゃんというのは徹子さんのことです。で、それから私立の学校へお母さんと一緒に行くんですがその退学の理由がここに出ているわけです。「まず、授業中に、机

のフタを百べんくらい開けたり閉めたりするんです」――これは担任の言葉ですね。そこで私が、「用事がないのに、開けたり閉めたりしてはいけません」と申しますと、おたくのお嬢さんは、ノートから、筆箱、教科書、全部を机の中にしまって、ひとつひとつ取り出すんです。例えば書き取りをするとしますね。するとお嬢さんは、まずフタを開けて、ノートを取り出した、と思うが早いか、パタンーとフタを閉めてしまいます。そして、すぐにまた開けて頭を中につっこんで筆箱から〝ア〟と書くための鉛筆を出すと、いそいで閉めて、〝ア〟と書きます。ところがうまく書けなかったり、間違えたりしますね。そうすると、フタを開けて、また頭をつっこんで、ケシゴムを出し、閉めると、いそいでケシゴムを使い、次に、すごい早さで開けて、ケシゴムをしまって、フタを閉めてしまいます。で、すぐ、また開けるので見てますと、〝ア〟ひとつだけを書いて、道具をひとつひとつ全部しまうんです。鉛筆をしまい、閉めて、また開けてノートをしまい……というふうに。そして、次の〝イ〟のときに、また、ノートから始まって、鉛筆、ケシゴム…そのたびに、私の目の前で、目まぐるしく、机のフタが開いたり閉まったり。私、目がまわるんです。でも、一応、用事があるんですから、『いけない』とは申せませんけど…」こういう担任の言葉があります。それから続いてさらに一時間目に机のパタパタをかなりやると、それ以降は机を離れて窓の所に立って外を見ている、そこで、静かにしていてくれるのなら、立っていてもいい、と先生が思った矢先に突然、トットちゃんは、大きい声で、「チンドン屋さーん」と叫んだ。だいたい、この教室の窓というのが、トットちゃんにとっては幸福なことに、先生にとっては不幸なことに、一階にあり、しかも通りは目の前だった。そして境といえば、低い、いけ垣があるだけだったから、トットちゃんは、簡単に、通りを歩いている人と、話が出来るわけだったのだ。さて、通りかかったチンドン屋さんは、呼ばれたから教室の下まで来る、するとトットちゃんは、うれしそうに、クラス中のみんなに呼びかけた。「来たわよー」勉強してたクラスの子供は、全員、その声で窓のところに、つめかけて、口々に叫ぶ。「チンドン屋さーん」すると、トットちゃんはチンドン屋さんに頼む。「ねえ、ちょっとだけ、やってみて」学校のそばを通るときは、音をおさえめにしているチンドン屋さんも、せっかく頼みだからというので盛大に始める。クラリネットや鉦やタイコや、三味線で。その間、先生がどうしてるか、といえば、一段落つくまで、ひとり教壇で、じーっと待ってるしかない。（この一曲が終わるまでの辛抱なんだから）と自分にいいきかせながら。こういう具合に黒柳徹子さんはまさに私たちの常識から言えば型破りの小学生だったわけです。さしずめいま私たちがじっと目をつぶって考えてみてみましても、こういう子供が教室の中にいたとしてやっぱり障害者問題だとか、

知恵が遅れている人は、遅れている子供はこういう普通の学級じゃない、ほかの方が幸せなんだと考えるような人たちにとっては、大変個性の強い邪魔になる存在ではないかと思います。先ほど教育長も種類、程度はともかく一人一人は個性的なものだとおっしゃいました。私もそう思います。それは障害児だけではなくって健常児と言われる子供だってこのように、ひょっとしたら頭のこちこちの教師だったら健常児の中には邪魔になるから置いとけないということで、実際には追い出されてしまったわけです。そしてどうでしょう。いま黒柳徹子さんは皆さん御存知のとおりに至るところで大変評判がよくて、マスコミ関係でも女性たちからは毎年そのナンバーワンの、評判が一番いいということでナンバーワンの席を五年間位保っていらっしゃると伺っているんですが、この時閉め出した先生、やっぱり特殊児童扱いしたわけなんです。幼児期や小学校一年生の時期に果してどれだけその子供の中身が本当に私たちにわかるんでしょうか。それは偉い心理学者もいるでしょう。大変経験をつまれた学校の先生もいらっしゃいます。けれども私は基本的にたとえば先ほど早期発見とか早期対応という言葉を使われましたが、幼児期にその子供の中身を本当に知ることができる人間が、人間が人間をとことん評価するということがどれだけできるか、大変疑問に思っています。そのいい例がこの黒柳徹子さんの例であろうかと思い、きょうはこの本を持って来たわけでございますが、じゃ一歩そこのところを譲るとしましても、いま日野市の中で、教育長の言葉にもありましたように、就学相談と称して、障害を持ったお子さんたち、そのお子さんたちの御両親が、教育委員会から呼び出され、相談を受けているわけですね。その相談の中身、中身に至るまでにすでに私は一つおかしいなと思うのは普通、障害を持っている御両親っていうのは、そうでなくっても人に迷惑かけるんじゃないだろうか、うちの子は少し個性が強いから皆さんの中で十分交っていけるだろうかという不安を持っていらっしゃるわけです。そういう親ごさんを呼び出されて、前にはずっと心理学者、教師、何ですか先生方、十人ぐらいも、あるいは十人を越える人数で対応なさるっていうことを伺っております。そういう場に普通の、ごく普通の家庭にいらっしゃるお母さんが呼び出されて、本当に自分の気持が表現できるかどうか、自分の思っていることの本当に十分の一も言えないじゃないでしょうか。私のような図々しい人間でも多分十人も前にずらっと偉い肩書きの先生が並ばれて、その前に呼び出されてお宅のお子さんは障害持っていらっしゃいますよ、お宅のお子さん養護学校行った方がいいですよ、あるいは特殊学校行きですよって言われた時、果していや、私はやっぱり普通の学校へ入れたいんですって、堂々と言えるかなあっと思ったら大変そういう状況でさえ心配になります。そこへ持って来ていろいろと決めつけをなさるわけですからね、親

ごさんは普通学級へ入れてほしい、せめて一年でも試してみてほしい。控え目におっしゃるでしょう。これに対してどうしても受け入れられないっていう時には、一回だけではなく二回、三回、四回、五回といく度もその相談が繰り返されてているそうです。そして、その相談だけではなくって家にいる時に、お母さんが家にいる時に大変親切そうなやさしいお声の方が、親切そうなと私はあえて申し上げます。電話で何回でもかけて、あなたのお子さんはやっぱり普通学級はあきらめた方がいいですよ、その方がお幸せですよ、その方がよりあなたのお子さん伸ばしてあげますよという形で、圧力が加えられているというお訴えがたくさんのお母さんから出ています。そして、そういうお母さんたちには子供の気持を全くわかってやれない、だめな親だと、レッテルを張られているそうでございますが、私はこういう相談の形自体もおかしいと思うと同時に、本当にそのお子さん、その御家庭のことを心配して下さるならばもっとリラックスできるような雰囲気での就学相談があってしかるべきだと思います。そして本当にその子供の幸せを願って下さるならば、お母さんたちが一番よくわかっているはずです。他人よりも一番よくわかっているはずです。六年間夜となく昼となくその子を育ててきた母親であるはずです。その願いをまずは最優先して下さるのが教育委員会のあり方ではないでしょうか。まずは、親ごさんが願っていることを最優先してあげて下さい。私はそのことをぜひとも、きょうはこの場でお願いしたくて、きょうという日を待っていたわけでございますが、もう一回教育長の方からの御答弁をお願いいたしたいと思います。就学相談は、何を根拠にその相談の対象児を選び出されているのか。このことが一点ですね。本当に幼児期にそのお子さんの遠い未来のことまで、将来のことまで、教育委員会ですべてお見通しになれるのかどうか。そして、これは要望でございますが、両親がどうしても普通学級へと願われた場合に、その両親の希望を最も優先してその願いを達成させてあげてほしい。この要望に対して、教育委員会は今後、今年度すでにもう始っていると思います。来年度入学の五十七年入学のお子さんに対しては、これから集中的に就学相談が行われるはずでございます。もうすでに始っているとも聞いております。そういうどうしてもと、親が願った場合に教育委員会では、文句なくその親ごさんの希望を取り入れて下さるのかどうか、この三点を御答弁願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　一つはですね、就学相談のあり方についていろいろ私から言えばかなり誤解があるなっていう感じを持ちます。というのは私もですね、実際、就学相談の日にはですね、すべてに参加しているというわけじゃありませんけれども、何回となしに参加しております。そしてそこへ

来られる場合にはですね、もちろんお子さんとお父さんやお母さんといろいろ御相談申し上げているんであってその場合のあれはただですね、こっちの方がいいんだぞと、だからこれにしろというような形で対応はその先生もしておられません。これはさっき私が申しましたような立場から、どうしたらそのお子さんによりよい教育の機会をお与えできるかということを中心にしての、一つのこれはやはり教育論としての一つの考えがありますので、そういうような立場からどうでしょうかというような形で御相談申し上げているわけで、で、事実その答えの一つになりますけれども、御父母がですね、どうしてもということなら、じゃひとつ試みにこちらの普通学級へひとつ入ってやっていただきましょうかということに結論づけているお子さんも何人かはございます。しかし、お父さんやお母さんがそういうことなら一つこちらの方でやはり特殊学級の方で教育を受けた方がいいと思いますのでと、そういうことで心から賛成して行かれる方もおられます。それが一つの私は相談だと、こんなふうに思っております。

それから、将来までこの、見通し、その将来のすべてを見通して判断できるかと、これはまず私たちも人間でございますし、神さまでありませんので、その判断というものは非常にむずかしいし、まず、できるかって言われればそこまでは自信がありませんと答えざるを得ないと思います。ただしかし、そういうことのために非常に努力をし、いろいろな人たちの知恵を出し合ってそれに対応していくということもひとつ御理解いただかないと、教育というもの自身がひとつの成立していかないんじゃないかと、こんなふうに私は思っております。そういうことでございますので、就学相談やなんかの根拠でございますが、これはあの一応就学相談というようなものについては、これは法律で一応決めた線でもってそういうことを行っているわけでございます。これは就学相談と言わないで就学指導と言うのが恐らく法的な意味ではそういう言葉を使っていると思いますが、私たちはあえて、これを就学指導と言わないでですね、就学相談というような名前で対応しているということも御理解いただければ私たちの気持がですね、わかっていただけるんじゃないかとこんなふうに思っております。決してその圧力でですね、こうしろああしろというようなことを言っているわけじゃありませんし、それから早くからそういうようなものをどういうふうにして心障者を、じゃより出して、選び出してそして相談をするのかということですが、これはやはりその愛の手帳というようなものを持ってるお子さんもおりますし、それからさらに保健所などでもですね、ある程度把握しております。それからさらに申しました希望の家などに行っておられる方、あるいはさっき言いました幼稚園などでもですね、ある程度その一つの介助員というようなものを設けておりますけれども、その幼稚

園の場合と学校の場合と幾分この教育の内容っていうようなもの、形式がどうしても違ってくるわけでございます。遊びを中心とする幼稚園と、それからそれよりやや知的な活動っていうようなものが、ある程度一つの中心に置かれてくる学校というようなものでは違いがあるわけでございますが、そういうようなことに対しての問題などから見てですね、幼稚園などでもそういう方についてはできるだけ対応しようと、それはしかし、できればそれから普通学級の方へですね、行ければこれにこしたことはことはありません。しかし、やっているうちにやはりこれは、ということはお父さんやお母さんもその中でむしろ理解を深めていただいた面もあります。そういうようなことをしながらできるだけ父母の御要望、あるいは御理解ですね、御理解と御要望を十分尊重しながら対応しておりますし、今後もさらに不足な点があればその辺についての対応をより一層深めていきたいとそういうふうに思っております。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　橋本文子君。

○十三番（橋本文子君）　何だかまだすっきりしないんですよね。この問題にばっかりにもかかっていられない状況ですから、もうあまり多くは言いませんが、少なくとも今年度相談をされている市立の幼稚園では四名、保育園では八名と伺っておりますが、まだ私立の幼稚園などを加えるとこれ以上になると思いますが、この方々の相談に関しては、まず親ごさんのお気持を最優先していただく、このことをぜひとも要望しておきたいと思います。私が先般豊中市に参りました時、全障連という障害者の方々の集まりがありましたのでその集まりにも個人的に出させていただきましたが、そこの分科会の席上で尼ヶ崎市の一人の自閉症児を持つ小学校二年生の男のお子さんを持つお父さん――ラーメン屋さんでした。忙しい中をラーメン屋さんのその衣服のままで会場に出ておられましたが、そのお父さんが御自分のお子さんについてこういう訴えをなさいました。「家の子は原子爆弾よう作れへんで、家の子は戦争よう仕掛けへんで。それなのに何で差別されなあかんねん」お父さんの涙ながらの訴えでした。私はいま思い出すだけでも泣けてまいります。どんなに障害があっても一緒に世の中を生きていこうや、一緒に暮らしていこうや、これが私たち、いわゆる五体一応満足と言われている健常者のかける言葉ではないでしょうか。特別のところに取り出して垣根の向こうに押しやってその子供たちのことを健常者は理解することができるでしょうか。一緒に学び合って一緒に暮らし合って一緒にいて初めて障害者は社会に参加することができるんだし、そしてまた私たちも障害者のことを、障害児のことを理解できるのではないでしょうか。小さい時から小学生の時から、幼稚園のときから、あるいは地域の中から本当に一緒に暮らしていかなければ障害児の問題はむしろ私たちの側を障害者にしてしまう、そういう断定す

ら私はしたいと思います。障害児を排除する人間こそ心の障害者だと私は思います。

　市長にはもう一点の質問が終わって総合的に御答弁をいただきたいと思いますので、それでは続きまして障害者の社会参加の問題について質問をさせていただきます。

　今日、障害児・者をかかえておられる多くの親ごさんたちが一番心を痛めておりますのは自分が死んでしまったあとこの子はどうやって生きていくのだろうかという点についてだと思います。もし、私が障害児をかかえている親だったらと考えてみるだけで本当に御家族のつらさがよくわかります。そんな思いもありまして、いてもたってもいられない気持で町田市の授産センターをお尋ねしたことがございます。ことしの四月の半ば頃だったと思いますが、四人の友人と私五人がちょうどその頃できたばかりの新しい授産センターへお邪魔をいたしました。そのセンターは一階が知恵遅れの方々の作業所になっておりました。二階の部分にはお年寄の方々の作業所がつくられておりましたが、きょうは質問のテーマに沿いまして、一階の部分についてだけ触れてみたいと思います。そこでは知恵遅れと言われる方々が石こうの粉を計り、水でこねて型枠に流して固め渇いたら枠を取り外してきれいに磨き上げて色つけをし、さらにはかび止めのニスをかけてことしのえとであるところの鳥の置き物を作っておられました。作業はそれぞれ粉をこねる人、型枠に流し込む人、磨く人など持ち場を分担する形の流れ作業の方式で進められておりましたが、でき上がった製品は大変すばらしいものでした。それにもまして感銘を受けましたのは、仕事に取り組んでいらっしゃる皆さんのお顔の表情がとても明るいことでした。生き生きとした笑顔に私は言いようのない感動を覚えたほどです。どんなに重度の障害者であっても生きていくためには働きたい、働きたいと願っている場合に、その働く場を最低限保障していくことが完全参加と平等を具現化する近道であると私は考えます。わが国では身体障害者雇用促進法によって身障者の雇用についてはある一定の枠の範囲で、企業責任が義務づけられておりますが、この法律では、身体の障害者はある程度就職の可能性があるでしょう。ですが、この場合も実際問題としては労働省の調査を見ましても、雇用率は充足されていないというのが現状です。つまり義務づけられてるその一定の枠を満たすかわりに、言葉は何て言うんでしょう。罰金を払う形でその責任を果しておられる会社が多いということですから、大変悲しい現状だと思っております。まして知恵遅れと言われる人々については、学校は卒業したけれど、働く場所がどこにもない、その重荷が家族の上にずっしりと背負わされてしまうわけです。私たちが障害者の福祉を考える時に、与える側と与えられる側、つまり恵んだり恵まれたりというそういう感覚で取り組む限り障害者の幸は永遠に訪れないのではない

でしょうか。みんなが自分自身の問題として障害者問題は自分の問題である。そういうふうな考え方で臨まない限り、本当に望まれる姿、あるべき姿の福祉行政にはなっていかないような気がいたします。いま健常だと思って何気なく過ごしている人でも、だんだん年をとります。年をとれば目も不自由になります。耳も不自由になってまいります。それだって障害です。あるいはまた足腰が弱くなって一人では歩けないという状態になるかも通れません。八代英太さんのようにある日突然車椅子のお世話にならなくては町にも出られないという状況が自分には絶対来ないのだと確信を持って言える人がいらっしゃるでしょうか。現在、日野市民の中で知恵遅れと言われている方々については民間の共同作業所だけではカバーしきれないために、八王子に十数名、青梅その他の市などへもいく人か通所しながら働いておられると聞いておりますが、これらの施設もほとんど満杯に近い状態だそうでございます。このままで行きますと、学校は卒業した、しかしどこにも行き場がない。そういう在宅の障害者がどんどん増加してしまい、社会参加を目指してがんばろうとしていらっしゃる障害者を再び家庭の中に閉じ込めてしまうという結果になりかねないと思います。そこでお尋ねをいたしますが、早急に市立の授産センターのような施設を作って、知恵遅れの方々の働く場を保障していこうというお考えがあるのかどうか、もちろん名称につきましては授産センターという名前を使わなければならないというわけではありません。さらには急に働くと言っても訓練をしてからでないと無理であるという方々に対しては、職業訓練を行うために設備を十分にして提供して下さろうという意志がおありかどうか、担当部長からの方のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　特に心の方の関係で御質問かと思いますけれど、確かにおっしゃられたとおり身体障害者につきましてはですね、身体障害者雇用促進法というものがございますが、精神薄弱者の方につきましては、法的な保障も現在のところないわけでございます。そういう中でいま御質問でもいろいろお話がございましたけれど、一口に身体障害者、精神薄弱者と言ってもですね、これは先ほどの教育委員会に御質問の件の中で教育長がお答え申し上げていることとある面では重複する面もあるわけでございますけれど、いわゆる障害の種類ですね、まあこういったもの、あるいは制度、部分、内容等大きな開きがございます。が、こういう中で一律、画一に対処できないところに大きな問題があるというようなことで、就労問題もですね、大きく前進しない、こういう状況が特に精神の場合にはあるわけでございます。市の方からもですね、他の施設にもそれぞれ入っている方がございますけれど、その数もいま議員さんがおっしゃられたとおり限りがありまして数もですね、総体的には三十五人程度、こういうふうな状況でございます。それから日野の共同作業所に通所している方が現在二十名、こういうことでございますから五十五人程度の方がですね、これは身体共同作業所の場合には、軽身体障害者の方も含まれるわけでございますけれど、五十五人程度であると、これも議員さんがおっしゃられたとおりだというふうに思っております。そこで早急に授産センターを作る考えということでございますけれども、私どもも五十三年ですか、五十三年の十月にですね、就学問題につきまして、これは日野市の身体障害者相談員、精神薄弱者相談員連絡協議会と市がですね、民生委員さんの協力を得まして、その実態調査を行ったわけでございますけれど、この結果からもですね、私どもも理解ができる面があるわけでございます。それにつきましてはですね、現在の共同作業所、こういったものをですね、拡充してほしいと、こういうふうな調査の結果がですね、出ておるわけでございます。こういう中で現在の国際障害者年ということで、国際障害者対策協議会でただいまですね、中間答申に続きまして各障害者の意見を吸収してですね、長期構想である本答申に向けてその作業に入っているわけでございます。御指摘の件ですね、論議に入っているわけでございます。今後これらその答申の意向をですね、十分踏まえて積極的に努力していきたいというふうには考えているわけでございます。

それから二点目のですね、職業訓練を行うための設備の件でございますけれど、これにつきましてはですね、労働者関係の行政部内に入って来るわけでございますけれど、これにつきましては、やはり日野市でこれを作るということにつきましてはですね、いまのところやはり困難ではないかというふうには考えているわけでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　橋本文子君。

○十三番（橋本文子君）　実態調査などすでになさっておられるそうで、作業所の拡充を願われる、現在ある作業所の拡充を皆さん願っておられるというお話でございますが、私のお聞きした範囲では、あそこでは限界がある。どうしても市が本腰を入れてこのことについては取り組んでほしい、こういう要望の方がほとんどでございます。ですからいま精力的な作業に入っていらっしゃるというところを信頼いたしまして、より一層その作業が前進されるよう鋭意努力をなさっていただきたい、こういう要望をいたしますと同時に、ついこの前の日曜日、あるお母さんからいただいたお電話のことを一つだけ御報告しておきます。十九歳の知恵遅れの息子さんを持っておられる方です。三月に、ことしの三月に八王子の養護学校を、高等部を卒業されたそうでございます。四月から七月の二日まである民間の商店で働かせていただいた。しかし、二日限りでもう来なくていいと事実上の解雇ですね。そういう申し入れをいただき

いま家にいらっしゃるそうです。その御家庭は母子家庭ですからお母さんが職場で働いています。その息子さんは働きたくて働きたくてしょうがないんです。毎日毎日お母さんの職場まで足を運んで「お母さん、働くとこ見つかったか、おれ働きたいよ、まだか」こういう矢のような催足をされるそうでございます。私はそのお電話をいただいた時に市に本当にそういう作業する場があれば、この息子さんはお母さんの職場に邪魔をして「まだか、まだか」と心を痛めなくても喜んで働いていただけるのになあ。町田市のこと、あるいは豊中市のことをふうっと思い浮かべました。あるよその市議会議員の方ですが、私がこのたび心障児と心障者の一般質問をすると伝えましたら、手紙をくださいましてその手紙の一番最後のところに朝日歌壇に載っていた歌を書いてくださいました。皆さんもお聞きいただきたいと思います。〃マヒの子も三十路に近くわが胸は冬の泉と枯れて久しき〃〃マヒの子も三十路に近くわが胸は冬の泉と枯れて久しき〃朝日歌壇でことしの二月八日に載ったものです。大森輝子さんというお母さんの歌です。そしてこの手紙を下さった市会議員の方は一般質問で子供たちと母親たちにかわって訴えて下さい。何回でも訴えて下さい、こういう励ましの言葉も書いて下さったことをお伝えしておきます。このうたのようなお母さんが一人でもいなくなる日を願ってこの日野市の福祉行政が大きく前進できますように私はきょうこの場から強く要望を申し上げて最後に市長から以上、もろもろの私の意見、あるいは質問、あるいは担当部長、教育長からいただいた御答弁など踏まえましての御答弁、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　障害者あるいは障害児に対します自治体行政のあるべき姿ということを指摘をされたというふうに聞くわけでありますが、いま最後に言われましたように、何回も訴えていただくということは、私どもとして福祉の風土づくりを地域社会にしたい、という立場から考えますと、いつも関心を高めるという意味でいいお考えだというふうにお聞きいたしました。そして本来、人間は平等でなければなりませんし、それから人権はお互いに尊重されなければならない基本の問題でございます。ただ障害児の際に、よく言われますその、つまり差別をすることがあってはならないということは大切なことでありますけど、特に教育の場合はあるいは一般福祉におきましても、いかにその方の生きる根拠を支えるか、あるいは生きがいをつくり出す何らかを行政という形で整えていくかということになるわけであります。差別をつくらないという考え方は基本的に大切だと思いますけど、しかしその向き向きの施策がそれが差別だと言われるんでは、また大変残念だといいことにならざるを得ない側面があるわけであります。養護学

校も決してその人を差別するためにつくられているもんではありませんが、考え方によって一般校と違うではないかと言われれば差別だということにもやむを得ない面があります。ですからそういうことを私は越えて、かかわる方は一生懸命にその人の生きる根拠を支えたり、あるいは生きがいをつくるにはどうすればいいかということを相談をする立場が教育指導の立場であり、あるいは教育の機会を提供したり、また終えた方に対しましても社会的な役割を何らかの方法でつくり出していく、それが言われるところの授産所であったりするものだと考えるわけであります。レベルレベルがございまして、私は基本的には憲法の理念、それから法の定めるところ、いわゆる社会保障ということで、その基本的な生活の根拠は保障すべきであると、このように考えます。それからその上に、ただ何か生きているしるし、あるいは生きている人との触れ合い、こういうことがなくてはなりませんのが、それが授産施設でありいろいろな社会的な触れ合いの場をつくり出すことだと、このように考えたいわけであります。授産施設をつくって、いまのこの生産性を競う社会構造の中で、何か生活の根拠ができるなんてことを期待すること自体無理だと私は思います。そうしていま私どもも具体的に多少提言をしております。たとえば市の木になっておりますかしの木をひとつどんぐりを拾うとこから始めて、苗を育ててある程度まで育てて下さるようなことをやっていただければ、それを市が買い上げる形と言いましょうか、そういうことでひとつの町づくりの一役を買っていただけるんではないでしょうか。あるいはいま小学校の子供たちの扁平足の心配がいろいろ言われておりますが、たとえばぞうりのようなものをつくって、そうしてそれをやはり市が買い上げて、買い上げてって言いましょうか、引き取りまして、そうしてそれを子供たちにプールサイドでありますとか、あるいは何かの機会に履いて扁平足と言いますか、足の裏を鍛えると言いましょうか、そういうことも可能ではないでしょうか。いろいろいま提言をしておりますので恐らくそのうちに何らかの取り組みが出て来るだろうと思っております。それからそれにはもちろん集って作業する場所が必要ですからこれにつきましてのいわゆる作業所は、いまはもちろん不十分にすでになっておりますから、別の方法で場所も設置したい、こういう考えも持っております。たまたま国際障害者年対策協議会という特に身障者のことについて、当事者でありましたりまた理解の深い方々等、行政がいま話し合いをしておりますから、そうその突然日野市で目覚ましいというようにはできないかも知れませんけど一歩一歩地についた前進をすることは私は可能であるし、みんながその気がおありだとこのように思っております。したがいまして、提言として言われる御趣旨はよく理解いたします。今後とも一層このお互いに行政が励み合う意味で市民の皆さんとも交流をいたしたい

と、このように考えます。いま格別の御答弁というわけにはなってないかも知れませんけど、精神的には相通ずるものがお互いにあるんだということは確認できるというふうに思っております。以上のようにお答えをさしていただきます。（「いい答弁だ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　橋本文子君。

○十三番（橋本文子君）　精神的には市長も同じだということでございますので、トップの方があのようにおっしゃるのですから、私はそこのところを信頼して、今後一層市長が障害者のために、あるいは障害児のために心を砕いて行政を前進させてくださることを心からお願いをしておきたいと思います（「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十三の一、心身障害児統合教育と障害者の社会参加についてに関する質問を終わります。

十三の二、市立の小・中学校の通学区域の適正化についての通告質問者橋本文子君の質問を許します。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（橋本文子君）　それでは続きまして第二番目の市立の小・中学校の通学区域の適正化について質問をさせていただきます。前回の六月の定例会の時に、大越久雄議員の質問に答えられて教育長が次のようなことをおっしゃっておられます。最近は児童数もかなり増加が鎮静しております。あるところにおいてはむしろ減少してしまっている。こういうようなことがありますので、これについての学区などを考えることによって、児童の通学の便とか、あるいはさっき申しました学校の適正規模とか、こういうようなものを配慮しながら学区の再検討をしていきたい。議事録のとおりでございます。そこで私が今回この通学区について、御質問をする気になりましたのは、市内の至るところの友人たちが、学区について大変不満を持っているんでございます。例を申し上げますと、たとえば新町一丁目、この地図でもちょっと小さいから見えにくいでしょうか。この三小の学区、頭の部分のような鳥の格好をしたみたいなこの三小の学区、頭の部分の新町一丁目の人は、東光寺を見ながら三小に通うわけです。そして、このしっぽの部分に当たる日野台五丁目の子供さんたちは、やはりこんなに近くに六小があって三小に通っているわけです。あるいは旭が丘の一丁目の人もむしろ旭が丘の小学校よりは六小の方がいいとおっしゃいます。これは学区をつくる時に、私もちょうど六小の父母でしたから教育長の説明を一回だけ聞いたことがありますが、六小の図書室のあの会場に来られて、六小の父母を集められて説明されました。旭が丘という町名がつくから一丁目の人も旭小へ行ってほしい、こういうことだったんです。私はおかしいなと思いながらその時、半分納得したようなしないような形で

終わったわけですが、ふたを開けてみましたら旭が丘二丁目は旭が丘と名がついたって六小に残っております。そのほか中学校に関して申しますと、七生のすぐ中学のそばの方が二中まで山を登って通っているわけです。七生ならほんの七、八分です。二中でしたら四十分もかかってしまいます。中学生の足で四十分です。これは距離だけの問題ではありません。今回、このつまり泉地区、該当する方々から学区を見直してほしいという請願が出ておりますが、この地域の方々に理由を伺ってみますと、この泉地区全部の人たちがまず七生を希望していること。これはアンケートの結果だそうです。それから通学の距離に対してはさっき申し上げた状態ですが、さらに困ったことには環境の点で大変不安があるんだそうです。ちょうどあそこに緑地の部分がありますから大変さびしい道です。そこに痴漢が出没をしたり、あるいはまた踏切をわたったり、こういう状態であるために子供たちは帰りを急ぐあまり、クラブ活動も十分にできない。クラブ活動した場合には親が迎えに行かなきゃいけない、中学生になって親が子供を迎えに行く、学校へ迎えに行くっていうの異常ですね。で、このことを一度教育委員会の方へ聞くところによりますと、要望書を出されたと聞いておりますがこの点について教育長は御存知かどうか。それからその要望書に対して、教育委員会の側では痴漢の問題は警察の管轄だということで、かなり冷たく突き離されたというふうに伺うんですが、本当にそういうふうなことおっしゃったんでしょうか。いろんな学区の不満が出て来る中でまだまだあります。三沢に行きたいのに三中に行かなきゃいけないという西部住宅の方々もあります。これも三沢に行けば七、八分、三中に行けば四十分ということです。私はそこに住んでいないからわかりませんが、そこに住んでいるお母さんから伺った話です。こういうもろもろのことを考えてみますと、やはり学区をもうそろそろ人口の増加が鎮静してきたので、教育長のおっしゃっているとおりです。見直してみるおつもりはないかどうか、あるいはいままでは考えてなかったけれどもそういうことなら考えざるを得ないじゃないかといま思い始められたかどうか、そのあたりのお気持を教育長から伺わせて下さい。

○議長（滝瀬敏朗君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　確かに学区を決める場合はですね、必ずしも理想的に区切れないという事情がございます。これは一つは新設校、母体校というようなもののある程度適正規模というようなものを考えることと、それからその場所がですね、必ずしも理想の場所に学校が設置できないと、これは用地の関係でございますが、そういうようなことがありますのでいま言われたようないろいろな御不満というようなものが一部残るっていうことはやむを得ないけれども、やはりそういう事

情を理解していただきながら、やはり学区っていうものを決めてきたわけです。したがってそういうような状況の上にさらに人口っていうような、いま御指摘がありましたように人口もある程度非常に動いている時代においてあるところが不便だからと言って、学区を云々するということはかえって混乱をもたらすんじゃないか、こういうふうに思っておりますが、しかし、さっき中学校の方はまだ子供の数はふえておりますけれども、小学校の方はやや減り、あるいは横ばい、もしくは減ると。しかしまた一方においてはある地区ではまだふえていると、こういうような状況がございますので、この状況を見ながらですね、やはり全市的なその学区の見直しっていうようなものをやはり検討しなきゃならんということは教育委員会は前から考えておるわけでございまして、ただその時期がいつなのかとこう言われると、いますぐいついつというわけにはいきませんけれども、そのためには、ある時期になったら検討委員会のようなものをつくってですね、そして皆さんの意見を十分聞きながら理想的な学区というものをつくっていきたいと、こういうふうに考えております。しかし、同時にですね、かなりたとえばいま二中のことなどが出ましたですけれども、これなどについてもいままでは七生中学がですね、非常にこの過密していましてプレハブなどをつくっている一方、二中の方がですね、むしろあいているというような事情もございましたので、これについては一つがまんしていただきたいと。それからさっき警察の云々というような、冷たいということありますけれどもそういうようなことは私たちはやっているつもりはありませんけれども、そういうことも、ふうに誤解をされないような対応はやはり精神誠意してかなきゃならんと、こういうふうに考えております。そういう意味でいま言ったような状況のもとで、学区の手直しはですね、この適正規模というようなものを一応ですね、一応乱さないような形があれば部分的にはですね、手直しをするということも考えなきゃならんし、そういうようなことを私たちは現に考えているわけです。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　橋本文子君。

○十三番（橋本文子君）　ある地区ではまだまだふえるっていまもおっしゃいましたが、それも私もわかります。たとえば西平山のようなところではまだこれから大変流動的だっていうこともよくわかります。しかし、ここに全く該当しないような地域では、もうそこは一応置いておいて手直しをするということも考えられていいんじゃないかと思うんです。いま適正規模という言葉もございましたが、たとえば三中の生徒は五月一日現在で一千百四十四名、二十七クラスです。そして三沢中学の場合は、六百四十八名十五クラスです。約半分ですね。ですからこの三中の方から三沢に行きたいとおっしゃる、多い方から少ない方へ行きたいとおっしゃる。むしろ適正化されてよろしいんじゃないですか。そういう意味では二中から七生へ行きたいとおっしゃる場合にも、同じく五月一日現在で二中の生徒が八百六名、七生の生徒が六百五十六名です。多い方から少ない方へいらっしゃりたいというのですから、より規模が平均化されていくという意味で、私は父母の意見と要望とその学校の生徒の適正な人数ということとマッチするので、そんなにゆっくりと待っている必要はないと思うわけです。それはもう小学校についても言えます。東光寺などは五百七十五名ですから三小から、いま三小は七百七十八名、何か少しふえて八百越えているそうですが、そこから五百七十五の少ない方へ行きたいとおっしゃるんですね。みんな父母から出ている意見は多い方から少ない方へとおっしゃっているのがほとんどなんです。だったらもうここで待っている必要ないんじゃないか、人口の増加率を見ましても、高幡の皆さん御存知でしょうか。バス停のすぐそばに大きな一番大きなひときわそびえ立っている住宅、一階が商店になっていて上が住宅になっている建物がありますね。あれができた頃がちょうど四十六年頃だと思うんですが、人口の前年比の伸び率、この年が一一・二〇％でピークの感じがします。そこまで除々に、除々でもないですか、四十一年に一度ピークがありますので二度目のピークを迎えてその後は四十七年、四十八年、四十九年と一年ごとに伸び率が減って五十六年度では一・一七％、つまり十年前から見れば十分の一になっているわけです。もうそろそろ教育長もおっしゃっているように、見直してもいい時期じゃないかというふうに私は考えているわけです。ですから平山はともかく、西平山はともかく特に泉地区の場合はアンケートまで取られて、しかも全世帯の人が要望しておられる。そうしてほしいと願っておられる。だとしたら全体が見直しできないとしたらせめてここの地域だけでも何とかやっていただけないだろうか、このあたりもう一度御答弁をちょうだいしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。時間がありませんので簡明に願います。

○教育長（倉又秀作君）　さっきも申しましたように、そういう部分的な調整は一つしますとこういうふうに言っているわけでございますから。

○議長（滝瀬敏朗君）　橋本文子君。

○十三番（橋本文子君）　部分的な調整をして下さるそうですが、時期が問題なんですね。やはりこれだけの要望が出ているということは、早急に対処していただく、ゆっくりと考えるじゃなくってもう皆さんが全員そろっているわけですからね。反対者が半数いるっていうなら話は別です。皆さんが望んでいらっしゃるんです。どうぞ教育委員会の御理解のある御判断と御決断を心から要望いたしまして、この通学区域の適正化についての私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十三の二、市立小・中学校の適正通学区の適正化についてに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後　一時　十二分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。

十四の一、市民に時を知らせるチャイムを復活する考えはないかについての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔九番議員登壇〕

○九番（藤林理一郎君）　ただいま議長さんより標題についての市民に時を知らせるチャイムを復活するお考えはないか、これについて質問さしていただきます。

このことについていく人かの議員さんが先輩方が触れてあるそうでございますけれども、多少は重複するかわかりませんけどもひとつ御了承願いたいと思います。日野駅の方から見ますと山の上でございます。そのところに忠霊塔もございます。その中に公園、これも区画整理の施行に伴って公園が設置されていると、そのところにチャイム塔と言って昭和三十六年頃に設置したそうでございます。その後十何年間、それが市民に時を知らせ、本当に市民の方々がやっぱり何ですね、親しみを持たれていたように記憶がございます。それが時たま最近になって、鳴りやんだ、また鳴らしてないと、いうようなことがございまして、それについて私、質問をするわけでございますけれども、そのチャイム塔の高さがまあ二十五メートルぐらいあるそうです。過日、忠霊塔の慰霊祭の時に私、実はながめてみますとまだまだくさってもおりませんし、これから何年でももですね、手入れさえすれば使えるというふうに考えましてそれを復活する気持がないかというようなことでこれから二、三お尋ねいたします。

あのチャイム塔は実は三十六年に建設されたそうでございます。その後ですね、日野市の神明上区画整理によりまして、いつの間にかそれが鳴らなくなった、というふうに私も記憶しておりますし、あの周辺の方もそういうふうなことで、あれが鳴っておる時には非常に市民の方々たちが親しみを持って朝の六時、お昼、そうして夕方または夜遅くというような知らせがありまして、非常にその当時、親しみを持っていたわけです。そこでですね、あの周辺の方たちからそれを一度藤林聞いてみないかというような、要望がございまして、そこでですね、旧庁舎当時はそれを鳴らしておいて、そしていま現在のこの神明上の新庁舎になりかわると同時に鳴らなくなった。これはですね、どういうような理由があって鳴らさなくなったのか、または、必要がないということで鳴らさなくなったのか、これが一点でございます。

そうしましてこれについてのですね、その当時、費用でございますけれども、その当時はどのくらいの費用がかかってそれをお作りになったか、これを一点。

そうしまして近いうちにですね、新聞、テレビ等で実は東海地方あたりには、巨大な地震があるというようなことを口ぐせのようにいま現在言われております。そこでですね、私、または市民の方たちの考え方といたしましては、これを何かの形でですね、復活させていただきまして時を皆さんに知らせることじゃなしに、緊急時に応じてですね、それを何かの形で市民に情報等を知らせるような方法をお考えになってみたことがあるのかないものか、これをですね、一点聞かせていただきます。

それと、これについて非行防止のために非常に役立っているということがですね、実は西多摩方面で言われております。これはなぜかと言うと、午前中の六時頃、お昼、夕方、夜遅くですね、時たま子供さんたちが山に入りまして遊んでいたところが時間がわからなくなって、すでに夕方になって日が暮れて帰りの道も方向がわからなくなったと、こういうようなことも聞かされております。そこで、このチャイムというものは必要であるということも、私また市民の方たちの中から声が出ております。そうしましてですね、過日、旭が丘地域において総合防災訓練を行った時に、私見学いたしました。その時にですね、第一番に感じたことは市民に安全を考え、情報網としてですね、チャイムの機械ですね、復活させていただいてそして緊急時に備えるというようなことをですね、担当部長または市長なりがそういうようなお考えがあるのかないのか、それを一つお尋ねしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　第一点のですね、どんな理由で中止になっているかと、それから費用等と今後の対策についてお答え申し上げたいと思います。

御質問がございましたように、この愛の鐘と呼んでおったわけでございますけれども、昭和三十六年の十一月にですね、日野の五八〇六番地、ここにですね、チャイム塔ができたわけでございます。それでこれを中止しましたのが四十九年、十四年ばかり鳴ったわけでございます。四十九年にですね、神明上の土地区画整理事業との係りでですね、旧庁舎の方からこの五八〇六番地に至るまでのですね、電柱等がですね、移動しました。その時にですね、電線を切断したままとなったのが四十九年でございます。それで市の方でですね、中止を決定しましたのが

五十一年の九月でございます。正式にですね、決裁として愛の鐘の中止を措置しておるわけでございますけれども、これは一時的にですね、要するに契約を、東電との契約を解除するという意味での中止でございます。途中の電柱と言いますのは、東京電力とですね、緊急用の要するに電灯線に共架するというふうなことでですね、緊急用として許可をもらっているものでございますので、緊急用ということで日野消防署長と東電との間の契約というふうなことで、この愛の鐘のですね、配線が行われているわけでございます。そういうようなことでございますので、消防署長の方から区画整理の問題と絡んで中止になっておるんだけれども、東電との契約があるのでですね、一時契約を解除するという形になりまして、そういう結論でですね、要するに中断という形になっておるものでございます。具体的には周辺の方々からですね、やはり騒音という問題等も提起されておったようでございます。それらを踏まえまして、一時的な中止というふうなことになったわけでございます。

それで費用の面でございますけれども、費用の面につきましては、昭和三十六年に当時のお金で約六十万というお金でこのチャイム塔とそれからアンプですか、実際に音を発しますところのアンプとかそれからチャイム塔の上につきますところのラッパ、そういうものを含めまして、六十万円ででき上がっておるわけでございます。

今後の問題につきましてはですね、一時中止という形になっております。そういう形でございますのでですね、内部でですね、十分検討しましてですね、方向づけを行いたいと、あるいは防災課の中でですね、やはり市民に対する防災連絡というふうなこと等もですね、いろいろ研究されておるようでございますので、それらとも合わしてですね、愛の鐘の問題については周辺のですね、騒音の問題等もありますので検討の上で結論を出していきたいと、このように考えておるわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）　費用の点は了解いたしました。六十万円ということですね。それで切断された理由は、消防署と東電とのいきさつがあって区画整理、そういうものがあってですね、切断されたという答弁でございます。これはですね、了解いたします。ただし、これについてもう一度ですね、内部で検討してみておられるようですけれども、できましたらこれをひとつ復活するようにお願いしたいと、こういうふうに考えております。そこでもう一つですね、七生地区、それから多摩平地区、それに現在の私いま通っている矢ノ山ですか、このへんのとこの忠霊塔の近くにある鉄塔ですね、これを利用して復活していただきたい。こういうようなことでですね、各地域に非行の防止化、または防災についての地域の緊急時に対しての連絡方法、こういうふうにですね、考えていただきまして、

これもただ単にですね、チャイム塔で鳴らしているっていうことだけじゃなしに、何かいまいい機械があるそうでございます。チャイム塔でですね、チャイムを鳴らしながらまたは、緊急時に応じてこの電気に応じて一般の市民にも緊急時にお知らせできるいい機械があるそうでございます。そういうようなものもですね、七生地区、それから多摩平地区そして現在私、お願いしている三カ所ぐらいはですね、ぜひやっていただきたいということでございます。それについてですね、この三カ所、または二カ所でございますけれどもこれをやっていただけるかどうか、これも、もう一度繰り返してお聞きいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　愛の鐘をですね、再建するということだけ考えましても、再建でございますのでこの五八

○六番地だけでですね、現状では、そこだけ再建すれば足りるというものではなかろうと考えております。やはり御要望がありましたように市内全域というものについてもですね、やはり考えていかなきゃならん。それからなおさら災害というものを考えた上でのですね、情報伝達方式ということになりますと、やはり隅々まで伝達し切れる、要するにあと二つぐらいのですね、地域はですね、当然選定していかないとですね、漏れが出て来るんではないかというふうに考えておるもんですから、先ほど申し上げましたように、十分検討さしていただきたいと、それから公害防災の課とも十分協議していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）　何かはっきりしたような答弁がなされておりませんけども、これは各学校のですね、敷地を利用して鉄塔は私は建てられるんじゃないかなと思います。隅っこでいくらも坪数にしてはいくらもなくて済むと思います。だからぜひこれを計画を立てていただきまして、復活をしてもらいたいと、こういうふうに要望いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十四の一、市民に時を知らせるチャイムを復活させる考えはないかに関する質問を終わります。

十五の一、合成洗剤追放への取り組みを怠るなに関する通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　合成洗剤追放について再び質問いたします。

もう一年たちました。昨年の九月定例会、私は合成洗剤追放を目指して、と題しまして質問いたしました。滋賀県の条例制定がきっかけとなって合成洗剤追放の運動が急速に進んだ。しかし、多くの自治体の組り取みが有リンのみを対象としている。

無リンであっても合成洗剤にかわりはなく、特に人体への有害性こそ合成洗剤追放の原点である。危険の最たるもの合成洗剤に比べて、これにかわるものとして石けんの無害性、安全性、経済性はもはや常識である。すべての合成洗剤を追放し、石けんへの全面切換がどうしても必要であることを主張いたしました。そして最後に初めて中学校の給食を行うことになった新設の平山中学校は、合成洗剤用でない石けん用の給食施設をつくるという市長から画期的な答弁をいただいたのでした。間もなくして日野市消費者団体連絡協議会から請願が出され、私の質問を受けて平山中学に続いて次以降に実施する中学の給食施設も石けん用をと要望し、平山中についての前向きの姿勢を高く評価していました。皆様方の机の上に黄色い表紙の日野市消費者団体連絡会の定期総会報告書が置かれていると思います。若干時期が外れてしまいましたが、余分に印刷したらしく産業経済課に眠っていましたのをもらって来て皆様方に御配付申し上げたものであります。この報告書の二十二ページをお開きいただければ幸いです。先ほど市長からの画期的な答弁と申しましたが、その時の議事録を掲載さしていただいています。ついでですが、その直後に出された請願は、その内容が十六、十七ページに載っています。二十二ページ議事録抜粋のまん中よりちょっと下に載っています。

市長（森田喜美男君）　石けん用にするように指示したいと思います。この一行なのです。時の消費者団体連絡会の会長、久万さんを初め多くの傍聴が来ておりましたが、皆して喜びに沸いたのでした。さすがは革新の市長だと高く評価したのであります。時がたち翌四月となり、平山中学校は開校し、日野市で初めて中学校の給食が開始されました。ところがです。あれほど高く評価した石けんへの切換が行われず、相変らず合成洗剤が給食の食器の洗浄に使用されているというのです。なぜなんです。私はお人よしです。そして人をだますよりだまされるのをよしとしています。しかし、この神聖なる議場で相手がどんな議員であれだますことは、うそをつくことは許されないことです。「指示したいと思います」指示をしますと言わなかったからいいのか。思っただけだからあとで気がかわったと言うのか。実際に指示したのかしなかったのか。教育委員会は市長の指示に従ったのか、従わなかったのか、薬剤師会の言うことをいつまでも固執し、合成洗剤ナチュラル・ルナ・ボニートに絶対無害だから市長が何と言おうと、言うことを聞かなかったと言うのか。教育長がやると言ってできなくなることはあるだろう。金は市長が握っているのだから。しかし、市長がやると言ってできないことはないはずです。隣の八王子を初め多くの市で実現していることなんですから。できなかった理由を明確にお答え願いたい。合わせて議場での発言がそのとおりいかなかった時には、当然この議場で訂正、もしくは撤回の発言をすべきではないのか。今日まで一年間それがなかったのはなぜなのか、合せてお答え願いたい。

以上のことについてのみ簡潔にお答えください。余分な説明はかえってわかりにくくなります。それ以外のこと、今後のことはまたあとで質問いたします。お願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。確かに九月の議会でそういう問答のあったことは私もその場に出席しておりましたからよくわきまえております。それでなぜその時のことをそのまま尊重してやらなかったのかと、このことについて相談したのか、しなかったのかと、こういうことでございますけれども、やはりそういう指示したいと思いますということについては、もちろん私たちも市長部局とお話したんですけれども、市長ともお話したんですけども、私たちの見解としてはですね、御存じのようにそれまでずっと使用している洗剤は合成洗剤ではあるけれども、しかしその安全性は極めて高いということが各方面から立証されているわけですし、そしてもし平山中学からそれをやるということになると、ほかの小学校、現在やっている、それに対するいろいろな影響力というようなものもありますし、そうするとそれの改造をどんなふうにするかというようなこともありますので、非常に困難であるというようなことを申し上げてしばらく時間を貸していただいて、一応無害であるですね、洗剤を従来どおり使わしていただくと、こういうことで平山中学については、従来どおり合成洗剤、しかし無リン性の非常に安全度の高いそれを使わしていただいているということでございますので御了解をいただきたい。

（「あと一つの質問。なぜ訂正しなかったのか、議場で」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま言ったような理由で従来のものを使用させていただきます。以上。（「議場でいつか訂正したんですか。そのことです。しなくていいんですか」と呼ぶ者あり）その答弁につきましてはですね、私が申したわけではございません。私たちは実際的にはそういうふうにしてやってきたという事実を申し上げたのです。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いまの御質問、いつも議場でより前進するための市政上のいろいろな話を伺いまして、つとめてそれを実現するようにお互い努力をしておるわけでありまして、そういう状況と特別食い違いがあるという多分御指摘だと思いますが、この努力目標ということと、それから現実ということが必ずしも一致できないことも多々あるわけでありまして、それを何か議場の発言に対して裏切ったとか、そういうふ

うには私どもは考えておりません。努力目標は明らかに掲げてそれに一歩一歩近づきたいと、これが執行機関と議決機関の関係であると、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　私は単なる努力目標だとは市長の発言を聞いておりません。指示するということですから当然できるものと私のみならず多くの市民がそう感じたのでありまして、私は先ほどそういう立場から申し上げたのであります。私は先ほど申し上げた黄色い報告書に載っている市長の答弁を得て、商団連の人たちやその他、合成洗剤追放に関心のある人々と一緒に喜び合いました。しかし、すでに昨年十二月定例会頃雲行きの怪しさを感じました。それで教育委員会体育課建設部建築課などへの折衝、助言を試みたのです。だがそこに誠意も積極性も全く感じなかったのであります。ただ一人産業経済課消費者担当にその熱意を見るのみでありました。非常に残念です。私は市長の与党という立場からこれ以上の責任追及はやめなければならないと思います。したがいまして、これからのことについて発言したいと思います。

　前回の教育長のお答え、ただいまの答弁でもそれを繰り返したようですけれども、現在学校給食に使っている洗剤、ナチュラル・ルナ・ボニートは有害ではなく無害であり安全だということでした。この私の質問に対する教育長の答弁を聞いて、消費者団体連絡会議はこれにはなはだ疑問を感じ、この洗剤について川崎市衛生研究所の小林　勇氏に分析を依頼したのです。その分析結果は先ほどのこの黄色い報告書の十八ページに載っていますので御覧いただきたいと思います。驚くなかれ、無リンもだめと言われているこの時代にリンが入っているんです。総リン酸塩Ｐ２Ｏ５二％とあります。そして合成洗剤であるＰ４活性物質が入っていて明らかに有害であります。薬剤師会にいつまでも義理立てする必要はないと思います。私は前回から申し上げています。石けんは無害だ。そして石けん以外に無害なものはない、この前提から考えて下さい。教育委員会は薬剤師会に石けん以外に適当な洗剤の選択を依頼したのですから、もともと無理な注文だったと言えます。石けん以外に無害なものはないというのに、石けん以外に何か捜せと言ったって有害なものしか持って来られませんよ。そもそも教育委員会が間違った選択をしているんだと思います。聞くところによると、体育課主催で学校給食の調理員研修をやり、その中でか業者もリンが入っている合成洗剤であるということを認めているということです。いまでも教育委員会は現行の洗剤は安全だと考えているんでしょうか。先ほどの分析結果をどう考えるのでしょうか。これを信用しないのだとしたら教育委員会独自で、誰にも信頼される方法で分析するなどして安全性を確めるべきではないでしょうか。ここで現行の洗剤に対してどう考えているか教

育長に再びお聞きしたいと思います。またその後の保育園、市立病院の給食の洗剤はどうなっているか、今後どう考えるかを合せてお聞きしておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。いま分折されたこの結果などもですね、ひとつ大いに私たち参考にさしてもらう、と言うのは大変不勉強と言われるかも知れませんけれども、私はいままでは少なくともこれが出るまではですね、これ自身もまたいろいろ検討さしていただきますけども、これが出るまではですね、別にその義理立てするとか、何とかそういうことでは決してないんでございまして、やはりいま使っているものは、果して有害であるか無害であるかということで検討をしてもらって、その結果として無害であるという、それから洗浄力もいわゆる有リンの洗剤に比べると落ちますけれども、かなり高い洗浄力を持っているということでいままでずっと利用さしていただいたし、平山中学校の場合もその基本線で対応してきたわけでございますが、今後こういうような問題が非常に学問が進むに従って明らかになってくればそれを当然われわれは踏まえてそれに対応するような方法をとっていかなければならんと、こういうふうに考えておりますが、ただこの石けん洗剤、これは無害であるということは、あるんでしょうけれどもそこからくるいろいろな問題がありまして、たとえばいまの設備ではなかなか水では落ちにくいと、そうするとお湯を使わなきゃならんというようなことになると、その設備をどうするかということ、それからさらにですね、この洗浄力が低下してくるということによって、いわゆるその日用のこの衛生面ですね、たとえば油やなんかをどういうふうにしてとるかというようなそういうような面も一つ係ってくるわけでございます。そういうようなこと。それからそれをさらにやろうとすると労働力というものをかなり強化しなきゃならないというようなこともありますが、しかしいま言ったようにこのわれわれが使っているこれがそのリンを含まれているとか、そういうことがはっきりすればですね、当然これに対しては早急に対応していくっていうのが私たちの一つの責任じゃないかと、そんなふうには思っております。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　市立総合病院におきますところの給食洗剤の関係でございますけれども、大変不勉強で申しわけございません。そのへんの状況よく確認しておりませんので大変恐縮でございますけれども後ほど調べましてお答えさしてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　保育園の関係でございますけれど、先般の御質問の中では、いわゆる石けんとですね、合

成洗剤の併用ということでお答え申し上げているわけですけれど、これを使用の方法でございますけれど一日置きにですね、これを使用しているということでございます。それでもちろん合成洗剤につきましては、無リンのものを使っているわけでございますけれど、これはハイソープ七十という洗剤でございます。この使用につきましてはですね、当然日本食品衛生協会等の試験等も受けて、リンにつきましてはですね、検出がされないというふうな一つの証明書等もいただいた中で使用しているわけでございますけれど、そういう中におきましてもですね、いろいろな問題もございますので石けんの併用を行っていると、もちろんこれにつきましてはですね、当然人員体制可能な範囲という問題からですね、こういうことで行っているわけでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　病院事務長から現状は把握していないということですけれども、この給食の洗剤という問題は非常に大きな問題でありますし、事務長はかわったばかりだからわからないっていうことはいいとしても、全体的な市長、部長の間でそれはわからないんでしょうか。わかったら合成洗剤を使っているのか石けんに切り換えたのか、それだけのことですからお答えしていただきたいと思いますけれども。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　総務部の契約係という担当の中でお答え申し上げるわけでございますけれども、契約の方でですね、やはり一括購入というふうな方法等でですね、保育園だとか、あるいは病院とか、そういうところのですね、洗剤の購入等も一部行っておるわけでございます。その中では先ほどですね、福祉部長の方からお答えがございましたように、東京都のですね、やはり検査等の方向でですね、無リンの要するに合成洗剤というものについての安全性というものが確認されているという前提の上にも立っておりますし、市自体の、やはり食品協会の方へ委託した検査結果というものに沿いまして、この無リンの合成洗剤の購入を一括して行っているというふうないまのところの状況になっておるわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　保育園の前進は評価したいと思います。現在一日置きだということですけれども、早く連日続けてやっていくようにしていただきたいと思います。

病院については、前事務長より改築時に考えるということだったのでありますけれども、石けん切換がまだ実現されてないということで非常に残念であります。今後の検討前進をお願いしておきます。

さて、学校給食ですが、平山中学はだめとなったら今後給食を実施させる中学、古い順で一中と聞いています。いま。ここ

でぜひ石けん用施設を実現してほしいと思います。古けんは無害であるが設備には金がかかる。人員も多く必要かも知れない。しかし、生徒の健康は何ものにも変えられないものです。校舎の構造上から一中への給食設備は金がかかるとも聞きました。だとしたら、他の中学へ変更してこの際、まず石けんの施設をつくってみたらとも考えられますがどうでしょうか。新しく給食設備をつくる中学校のそれを石けん用にするという答弁をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　その方向でまた検討というと怒られるかも知れませんけれども、その方向で十分検討してみたいとこう思っています。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　一度はやると言ったことです。全精力を傾けて実現させるよう強く要望しております。

市の職員組合も合成洗剤追放委員会をつくり、この問題に熱心に取り組んでいると聞きます。八王子を初め多くの市が市職の活動で石けんへの切換が成就したようです。一九七四年、現場の理解がないまま石けんへの切換を行ったという苦い経験から現場の人々一人一人が認識を変えていく必要があるということです。市も教育委員会も職員組合と十分な意思疎通を図ってこの問題を前進させていただきたいと思います。千葉県安孫子市は無リンを含めて合成洗剤全面禁止、石けんをフル活用しようという画期的な合成洗剤追放条例をつくり、今月から実施したと聞きました。日野市ではこの点どうなのか。合成洗剤追放のポスターを作るということで今回の補正予算が計上されているようです。市長の前向きな姿勢が見受けられますが、これらを含めて市長の今後の取り組みの決意などをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　合成洗剤の追放という課題につきましては、特に消費者運動をされている方々から強く求められておりますし、一ノ瀬議員からの提言もすでに何回か聞いておるところであります。そして、最近特に滋賀県を中心といたします琵琶湖の浄化のための洗剤追放県民運動と言いましょうか、そういう事例もだんだんと世間の風潮に対します大きな喚気の役になっておるわけであります。それから河川を浄化しなければならない。また合わせて近海のその赤潮の発生でありますとか、青潮の発生でありますとか、こういうことも合わせて大きな環境問題でありますからして、当然日本では環境庁を中心にいろいろな検討も行われていることをよく存じております。そういうその環境汚染ということには、確かに有リン洗剤はもとより、石けんと言えどもかなり汚染の役割を果していることはいなめない事実だと思いますが、洗剤つまり物を洗う、

まあ浄化する、これも国民、市民の生活の上でなるべく利便で安価で、そういうことが求められる、それに対して供給側が大量に宣伝をこめていま市民生活に当てておると、こういう状況であります。もっと本来公衆衛生的な立場から、あるいは薬剤や物質を特に健康に対する有害性があれば、もっと強い、いわゆる法律的はこの規制が出て来なければならない。こういう性質のものでなければならないと思っております。そういうことに国民の世論を喚気して政府を動かすというのが消費者運動の一部、一部と言うよりも理由はあると思っておりますから、自治体が先鞭をつけるということも大いに意味があるはずであります。昨年だったと思いますが、そのことの指摘に対しまして庁内に特に庁内速報、庁内ニュースによって各部署はそれについての点検を行えということも指示いたしました。その後、市では用品会計という、物をかなりまとめて買う仕組がありますので、その用品会計で洗剤を求める際に、しっかりした分析まで行って、そうして有害性のないものを採用するようにということも指示をいたしております。最近の私どもの内部の庁議と言う、部長会議がありますが、そこでもこのことをこれからどういうふうに取り組んでいくかということも検討につきまして指示をやっております。要するにそれでは無害なものをいかに、少なくとも有害でないものをいかに調達するかと、これがまた大切なことになりますから今後の物品調達につきましては、よほど第三者的なこの立証のできるそういう方法をとりたい、このようにも思っております。もし、消費者団体が市に特に進められるならば、消費者団体を納入相手にしてもいいというぐらいにも考えるわけであります。しかしそういうことは恐らくできないだろうと、一方にはこれも検討せざるを得ません。それからこれは行政ばかりの、あるいは行政施設の問題ばかりではなくて、市民生活にも大きく係っている問題ですから、ポスターとかいろいろな方法によってPRはいたしますけで、もっと自治体に言うよりも本当に絶対的なこの立証されておる根拠があるならば、政府にもっと強くやるべきことではないか、このようにも思うわけでありまして、業界とそれから消費者、この関係の有害性、あるいは流通経済性、これらについてもっとわれわれも広い知識を持たなきゃならないと、このように考えているところであります。したがって何か一ノ瀬議員は絶対的な立場でお立ちになっておるが、われわれはまだ、相対的な立場に立って物を考えているということでございますので、そのあたり多少の相違があることもわかるわけであります。以上であります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十五の一、合成洗剤追放の取り組みを怠るなに関する質問を終わります。

十五の二、障害者雇用の拡大のためについての通告質問者一ノ瀬　逢君の質問を許します。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　続いて障害者雇用の拡大のためにと題して質問さしていただきます。私ども社会党は障害者の完全参加と平等を実現に向けて差別、撤廃を目指してこの国際障害者年を取り組んでいます。重点行動目標として障害者雇用の拡大、共同教育、保育の促進、移動の自由の保障などを定め、取り組みを強めているところであります。私はここに示した三つの重点目標のうち移動の自由の保障について昨年の十二月、共同教育の促進についてはことしの三月定例会に取り上げ質問しました。六月定例会の中のガイドヘルパーは前者に包括されると思います。今回は残された一つ、障害者雇用の拡大を主題にし、前段に他の二つのそれ以降の状況も含めた質問をさせていただきます。

まず、障害者の移動の自由の保障の一つとしての障害者が外出しやすい町づくりですが、私がお願いした光の家と豊田駅の間についての視力障害者対策は、格段の進歩を示しました。歩道との段差の改良、教習所上の防護壁の改善、駅前タクシー乗場、バス乗場までの点字ブロックの敷設など、主に都への折衝があったと思いますが、ありがとうございました。また、まだ実施されていない要望もできるだけ早くお願いしておきます。また、多摩更生園からの道路についても車椅子で無理なく歩ける道路が一刻も早くでき上がるようお願いしておきます。私がこれらの質問の中に愛のシグナルというのがある。これによって障害者が外出した場合、非常に助かると思われるので考えるべきだと発言しました。これと同じような趣旨だと思いますが、いま黄色いハンカチ運動が広がっていることが社会新報などによって報じられています。広島の橋本さんという女性の障害者が提唱したもので、運動始めて四カ月たちましたが、いまではボランティア、自治体の福祉行政関係者などからハンカチの送付依頼が相次いでいるということです。障害者が町に出て自由に行動するには、まだまだ健常者の手助けが必要だ。橋本さんはそこで、〃手を貸して下さい〃　と書かれた三十四センチ四方の黄色いハンカチを作り、助けを必要とする時にこのハンカチを振って助けを求めることを提唱したのです。こういった方法は視力障害者、言語障害者に特に有力な方法だということです。障害者を助けてやりたいと思っていながらなかなかできないでいる人が、手助けに踏み切れるというのが大きな利点であります。日野市でもこの黄色いハンカチ運動にのっていただきたいと思います。金はあまりかからないと思います。障害者の共同教育については、午前中橋本議員も発言されました。このたび教育評論家の金沢嘉一さん、先ほども話に出ました放送タレントの永六輔さんらの呼びかけで「障害児を普通学校へ全国連絡会」が発足いたしました。私も一早く入会しました。そして、三月定例会の私の質問の議事録のコピーも送付し、会の皆さんに読ん

でいただきました。一昨日会報第一号が届きました。障害者も健常者もともに学べ、発達し得るこの教育方針こそ完全参加と平等実現のための有力なものであり、私たちは今後も障害者を排除しない学校づくりのために活動していきたいと考えています。私たちの目指す方向とは逆に、親の希望も聞かず障害者は養護学校へ、養護学級へ進めようとする姿勢がちらほら映ります。もうすでにその児童のチェックが開始されたと聞きます。残念でなりません。全盲の障害児が健常児と一緒に学び大きな成果を上げているケースがいくつもあるのです。

さて、本来の障害者の雇用拡大に入りたいと思います。一昨日の読売新聞に、「障害者採用の門拡大、一般と別枠で」の記事がありました。武蔵村山市の職員採用の募集を今度から別枠で行い、障害者に門戸を開こうというものです。これは多摩地区では多摩市に次いで二番目とありました。日野市だってやっているはずだと考え不思議に思いました。障害者対策にも従来より力を入れてきた日野市ですので、市職員として法定雇用率ははるかに上回る障害者を採用していると思います。しかし、まだまだ採用の余地はある。障害者の働ける場所はあると考えます。身体障害者雇用促進法により決められた障害者雇用率に達しない場合の企業への罰金が一人三万円だったのが、四月から四万円になるということです。一万円上がったとはいえ、障害者を雇わないでこれで処理する安易な方向へ流れることは変らないと思います。一けたも二けたも多い罰金にするなど、何らかの方法で実際に障害者を雇用させる必要があると思います。日理市内の企業の雇用率はどうなっているのでしょう。市としてそれを調べ、市内の障害者を積極的に雇用させるよう働きかけることはできないでしょうか。ここでまず質問いたします。お答えいただいた上で続けたいと思います。

質問一、障害者の外出しやすい町づくりについて最近行った施策、実現したものは何かありますか。

二、ガイドヘルパー実現のための検討状況をお聞かせ下さい。

三、黄色いハンカチ運動を市で行う考えはございませんか。

四、親の強い希望から、普通学校に行かれた障害者のその後の状況をお聞かせ下さい。

五、日野市職員として採用している障害者雇用率は何%になりますか。

六、新聞記事に関連して障害者募集について御説明願います。

七、市で採用した障害者の障害の種類、その程度についてお聞かせ下さい。

八、市における障害者採用について、今後の見通し、方針などをお聞かせ下さい。

九、市内の企業の障害者雇用率についてわかっていたらお聞かせ下さい。もし、不明でしたらそれを明かにする努力をする気持がございますか。

質問十、市内の企業の雇用率が低かったら障害者を採用するよう要請する考えはございますか。

以上、十点を質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　お答えが前後になろうかと思いますけれども、まず、六番、七番、八番、九番、十番につきまして私の方からお答え申し上げたいと思います。

武蔵村山市でここでですね、特段の新聞発表があったわけでございますけれども、日野市におきましては六月、八月にかけまして障害者のですね、採用を実施いたしておるわけでございます。それで四名をですね、採用いたしました。で、その仕事の内容でございますけれども、一名につきましては清掃課のですね、計量の係でございます。それから、四名のうち三名が男でございまして、一名が女性でございます。で、この女性につきましては、公民館の中でのですね、事務的な補助に採用しておるわけでございます。それからさっき言いましたもう一名の男性につきましては清掃課のですね、計量の事務ということでございます。それからあと二名でございますけれども、その二名につきましては、一名がですね、本庁舎の当直員でございます。玄関の入口のところで当直員と、こういうものでございます。それから最後の一名でございますけれども、これにつきましては図書館のですね、やはり事務的な内部事務の補助と、こういうことで四名を採用しまして日野市の場合には法定の雇用数がですね、一・九の雇用率でございますので、十七名でございます。これに対しまして十八名を採用しておると、こういうふうな状況でございます。それで全体としてのですね、障害の程度でございますけれども、肢体不自由児、あるいは上下の肢体の神経性マヒとこういうふうな重症の方もおります。それで従来十四名のですね、障害者でございましたけれども、ここで四名を加えまして法定雇用数をですね、達成しなきゃならんということで、本年ですね、四名のですね、特別な、要するに別口のですね、採用の決定を行ったわけでございます。今後につきましては、なお一層こういう努力を積み重ねていく必要があるんじゃないだろうかと、現状の中では現在の職場環境の中でですね、採用できる職種の中からですね、四名を採用してきたわけでございますけれども、今後につきましては、やはり職場環境になじめるような、要するに環境の改善と、障害者の使える要するに事務器等の導入とか、そういうようなことでなければ拡大できないじゃないだろうかと。それから給与系体のですね、やはり固定的な考え方から離れましてやはり給与制度の改善等もですね、これと一緒に行いませんとですね、職場の問題等もいろいろ出て来るわけでございますので、それらを改善していかない限り大幅なですね、障害者の雇用拡大というものは現状

では問題点が出て来るということで、現状で可能な限りのこういう採用でございます。

それから、市内の企業のですね、の雇用達成率がわかるかということでございますけれども、これにつきましては、一切ですね、秘密ということじゃございませんけれども、罰金制度を取っているものですから、公表されておりません。要するに日野市という限定した中でもですね、企業名を挙げても発表してはいただけません。ここに東京都全体という形では発表していただけるわけなんです。東京都全般ということになりますと、どこどこの要する電機会社だとか、あるいはフイルム会社とかというふうな特定できませんので、こういう大きな発表はできます。この中で見ますと東京都はですね、一・九を上回って二でございます。区は一・八四でございます。一・九にちょっと足らないということ。市は一・六ということで一・九から大幅にですね、官庁の雇用、達成率から見ますと大幅に下がっております。町村の場合には一・二四と、こういう状況でございます。それから民間の都内の企業でございますけれども、百人以下の企業におきましては雇用率は一・三三ということで、企業の一・五より多少下がっているということ。それから三百人未満の企業におきましては一・一六と、こういうことでございます。三百人以上の企業になりますと、〇・八程度の雇用率でございます。中小企業より大事業の方がはるかにですね、雇用率は下回っていると、こういうことでございます。労働省の方ではこれ以上ですね、特定できる要するに雇用率の発表は罰金制度をとっているということで、公表してないということでございますので、日野市内のですね、企業についてですね、どこの会社が身体障害者を何名採用し、雇用率はいくらであるというふうな発表はですね、こちらからも今度の質問を踏まえて要請したわけでございますけれども不可能でございました。いま発表したもの以上のものはいただけなかったわけでございます。あといろいろとですね、日本全国を見ますと、それぞれの企業でいろいろ努力しているようでございます。それから身障者を一人採用するにはですね、やはり三割以上の労働、要するに環境を整備のための三割以上の出費があるというふうな問題等もあるので伸び悩んでいるではないのかと思います。市の方としては直接的な要請は考えておりませんけれども、やはり雇用喚気のですね、広報等はですね、ある程度行政体としてやっていく必要があるというふうには考えておりますけれども、直接的なですね、企業に対する働きかけはいまのところ考えておりません。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは二点目と三点目ですね、お答え申し上げます。

最初のガイドヘルパーの関係でございますけれど、いわゆるその制度化ということで六月の議会に御質問いただいたわけでございます。結論申し上げますとですね、いまのところ市としては制度化の考えはございません。これにつきましてはですね、現在せっかくボランティアセンターという組織がございます。現実におっしゃるとおりのですね、事業等も実施しておりますので、この充実を図っていくということで、現在、社協なりとですね、協議を行っているという段階でございます。この時も市長の方からもお話がございましたけれど、交通費等ですね、実費的なもの、こういったものをやはりどうするかということでいろいろ現在、協議を行っているわけでございます。

それから黄色いハンカチの件でございますが、確かに御指摘のように私も初めて伺いましたのでこれにつきましては十分検討をしていきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。養護学校へいやいややっている子供のその後の教育の状況と。（「普通学校へやってる、三人だが行かせましたね。」と呼ぶ者あり）その後についてはですね、子供によってはやはりもう一回、特殊学級へ戻った方がいいんじゃないかというような子供もおりますし、それからまあ何とかいまのところはついていけるけれども二年たち三年たって上級生になっていけばですね、果してこれは同じように普通学級の中でやっていくことがいいかどうかと、このへんについてはまだはっきりした判断ができないという子供もいるというふうに聞いております。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　移動の自由の保障ということで道路の段差解消あるいは歩道の整備ということで現在、歩道についての整備を実施しておりますが、程久保のところにあります、程久保あれ何号線ですかあの歩道につきましては、現在ブロックになっておりますところを舗装に今年度全部完了するよう努力しております。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　私たち社会党は障害者雇用の拡大について、社会参加の基本は、労働参加であるとの見地に立って働く意志のあるすべての障害者に対し、就労の機会と雇用の場を保障すべきあると考えています。市の職員としての障害者の採用を多くの雇用者の見本となるよう持って行き、合わせて市内企業を指導し、障害者がどこでも働けるような日野市をつくるために努力してほしいと思います。そこで私は身体障害者雇用促進法によって義務づけられた身障者雇用率を充足しているからいい、これをはるかにオーバーしているからいいと単に考えては困ると申し上げたいんです。たとえば視力障害者です。視力障害者の立場になって考えさせていただきます。視力障害者、特に全盲の人は雇用促進法が障害の種類ごとに雇

用率を定めていないということもあって、非常に厳しい状況です。雇用率の充足はどんな障害者でもいいことになっているので、他の障害者は採用しても視力障害者はお断りというケースが多く視力障害者はいまもって伝統的な、あんま、はり、灸の三療が唯一の職業となっている状況であります。市の職員として採用する場合でも、単に障害者ならいいと考えるのではなく、他の一般の企業ではなかなか採用してくれない障害者、たとえば全盲の神力障害者を採用することを考えるべきだと思います。三日前、東京太田区の視覚障害者労働問題協議会事務局に問い合わせて視力障害者の雇用状態を聞きました。東京都の職員として七名、神奈川県の職員として三名か四名、そして東京の区と市の職員では品川区の一名だけでした。品川区の全盲の境栄三さんは心身障害者福祉会館職員として働いています。この視労協事務局は日野市がかつて電話交換手に視力障害者を採用するために努力されたことを知っていました。現在、市立総合病院には弱視者がマッサージ師として雇用されていると聞きます。これこそ全盲の障害者でもできると思います。視力障害者を市の職員として採用する考えをお聞かせいただきたい。総務部長と病院事務長にお聞きします。また、これは都の教育委員会の採用が前提になることですが、障害者、特に全盲の視力障害者を日野市の学校の教師に採用することができ得るかどうかを教育長にもお聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　先ほど申し上げたわけでございますけれども、一・九の雇用率にですね、市全体が達してない一・六というふうな状況の中でこれを達成したからいいというふうな考えだけでですね、肯定化しているわけではございません。今後ともですね、やはり努力をしていきたいというふうな考え方に立っておるわけでございます。たださっき申し上げましたように今後、やはり雇用していくということになりますと、職場環境の改善だとかですね、あるいは改善事務器の導入だとか、いろんな手だてを必要とするというふうに考えておるわけでございます。新庁舎にですね、新庁舎を使い始める際にもですね、電話交換手、いまお話がございました採用等をですね、計画したわけでございますけれども、全盲の方の場合には、やはり電話交換機をですね、別な電話交換機なリシステムのものにしないと採用できないというふうなことで、大変なですね、お気の毒なことをしたわけでございます。われわれの方のですね、こういう事務改善の必要だということを不承知なものでございますので大変失礼なことをしたわけで、全盲の方の採用というのは見合わした形になっておるわけでございますけれども、今後そういう面でですね、やはりさっき申しましたように新しい事務器なり、職場環境の改善というものをしない限りですね、採用というのはなかなかむずかしい状態でございま

すので積極的にそのへんの改善をしながらですね、障害者の雇用というものに努力していきたいと、このように考えているわけでございます。おおせのとおり確かにですね、障害者の中でもですね、全く耳の聞こえない方とか、あるいは視力に障害のある方についてはですね、雇用の条件が非常に厳しいというふうなことよくわかりますので、そういう努力を積み重ねていきたいと、こう考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　日野市立総合病院におきますところの、視力障害者の雇用の問題であります。そのお答えでございますけれども現在、日野市立総合病院の中には御承知のとおり、整形外科がございます。そういうことで整形外科の中に機能回復、いわゆるリハビリテーションを採用しています関係上、障害者としてマッサージ師を二名採用しているわけでございます。このマッサージ師につきましては身体障害者雇用促進法の精神にのっとりまして、二人とも弱視者でございますけれども一人は昭和四十四年に、もう一人は昭和四十九年に採用しておるということで現在その整形外科医の補助者としてのマッサージ師という仕事を担当しているわけでございます。そこで全盲の採用の問題かどうかということでございますけれども、御案内のとおり非常に病院におきますところの医業収益に占める人権費が非常に高うございます。そういった意味にお

きまして、病院の基本方針の中では極力職員の採用を抑えているということでございます。それからいわゆる身体障害者促進法に基づきますところの雇用率が確か一・九%というふうになっていると思いますけれども、現在百六十名中二名弱視者がおるわけでございますので一応最低線は確保しているわけでございます。ただ、いわゆる整形外科の場合は内科の患者につきまして入院患者、あるいはまた外来患者が非常に多うございますので、将来の段階におきまして、あるいはまたそういうマッサージ師等の採用が必要になってくるじゃなかろうかと思いますけれども、その際には一応視力障害者につきましての採用は検討する余地があると思います。ただ全盲となりますと、結局そこに働いておりますリハビリテーションのマッサージ師というのは、整形外科の指示を受けまして患者さんを扱う、あるいはまた医療機械を扱う。時にはまたカルテにもいろんな事項を記入すると、こういうふうな問題がございますので、いわゆる全盲の採用につきましては慎重を要する点があるんじゃないかとこういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　その全盲の人をですね、都の方で採用するように合格さしているかどうか、これは現実に私、知りません。しかし、一般的に言ってですね、教師という職業については全盲の方っていうのはやはり適していないんじ

ゃないかと、こういうふうに思います。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　時間がなくなって急がなければなりませんけれども、いま教育長が全盲の教師は無理だということですけれども、全盲でもって立派に教師をやっている例もあります。そういった点について申し上げたいんですけれども、時間の関係で省かせていただきます。今後十分そういった点も勉強して都で採用されたならば、率先して日野市も教師として採用していただくことをお願いしておきます。

　さらに質問を続けます。企業に対して市の力で障害者雇用を図らせることは非常にむずかしいと思います。ここに一つの妙案があります。今回もまたあしたの総務委員会で審議されるでありましょう請負契約の案件があります。このような時に前もって行われる業者の指名の時の条件に身障者雇用率の達成を加えるということです。雇用率を達成せず金でもって済ましているような不真面目な業者には指名しないということです。これは私ども社会党の方針でもあります。これについてどう思うかお答え願います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　指名の際と言うんですけれども、建築とか建設業会というのは固定的なですね、職員というのはですね、普通の製造業だとかサービス業と違いまして、固定的な社員というものを、そう大きくかかえこまない状態でございます。仕事の契約の状態によってですね、あるいは要するに作業員というものがですね、確保されるというふうな状態でございますのでですね、切札的なことにはちょっとむずかしいんではないかと思います。それで東京都の中でのですね、この指数を申し上げますと、農林漁業関係では雇用率は〇・七五でございます。建設業は達成率がですね、一・五でございますけれども約その半分の〇・八五と、それから卸、小売、こういうある程度社員を固定的に使っているところでも〇・五八、金融、保険、不動産は〇・六六、こういうふうな状態でございますので、建設業それ自体、これは大きな建設業を指すんでしょうけども、にしてもそう高くないし、それじゃそれよりもはるかに大ぜいの職員をかかえこんでいる業種においてもですね、これと飛び離れていい雇用率を達成しているというふうなわけでもないわけでございます。それで雇用率を達成しない企業が非常にふらちだというふうな点、そう簡単に解釈もできないんではないかと。さっきも申し上げましたけれども、やはり身障者を雇用するにはですね、やはり職場環境の改善というふうなもの、そういうもの等で三割以上のですね、設備投資増になるんだという。それからデパートなんかですと、お客さんと直接面するところには出さないで、要するにそれ以外のところのですね、縁の下の力持ちみたいな仕事をやっていただくんだけれども、

やはりそこにつきましても労働が厳しいとか、あるいは市長も申しておるわけですけれども、大変企業活動が厳しい状態と、そういうものの中からですね、組立作業等で多くですね、要するに障害者雇用が進みつつあるというふうな理解等も進んでおるようでございます。そういうふうなことでございますので、やはりさっき申し上げましたように地道なですね、広報活動等でですね、進めていくほかないんではないだろうかと、企業は企業としてのですね、やはり厳しさの中から出て来るですね、壁に突き当たった問題等もあるんではないだろうかと、こういうふうに考えておるわけでございまして、直接お話のございました建設業界に対するですね、指名競争入札の際の問題としてはちょっと条件としては、われわれの方としてはちょっと問題じゃないかと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　ただいまの提案は日本社会党の考えですので、それを踏まえて今後検討していっていただきたいと思います。

　最後に共同作業所について質問をいたします。国際障害者年日野市対策協議会の中間答申には共同作業所については触れられていない。きょう本答申をまとめる会議があるようですがその中で、内容を福祉、就労、医療などに分けられているようですけれども、共同作業所は就労の中に入れられず、福祉の項目で若干触れられるだけらしいと共同作業所関係者は寂しがっていました。それでは障害者の働く場としての位置づけがないというのです。障害者の共同作業所もしくは福祉作業所は障害のため一般会社に就職のむずかしい人、就職に困まっている人が毎日自宅から通い、仕事をする施設とされています。仕事をしながら社会生活に必要な作業知識や技能意欲、生活態度を身につけるよう指導し、自立への援助を行うところであります。したがって自宅にいた障害者が、この作業所へ通いやがて一般企業へと就職できるのが考えられる道であります。もちろんその中にはそのまま続けて作業所へ通う人もいるとは思います。できるだけ一般に就職できるように持って行きたいのがこの作業所だと思います。障害者の雇用拡大を考えるために、置き去りにすることのできないものであると考え、ここに取り上げました。現在のように障害者の就労が困難な状態のもとではこのような作業所に働くことを希望するすべての障害者を収容するだけの規模を持ち内容のあるものが必要であると考えます。日野共同作業所関係者は五十人の障害者が働ける鉄筋二階建、もちろんエレベータづきのものがいいと考えている。夢見ているといった方がいいかも知れません。現状は一度改善が行われはしましたが、まだまだ狭い木造の古い建物の中に二十人の障害者がいます。若干のボランティアの出入はあるものの職員は二人です。隣の八王子市にある都立の福祉作業所は、鉄筋コンクリ

ート二階建、定員六十人で職員は十五人います。大きな差があります。日野の場合は無許可の共同所業所なのでしかたがないのでしょうか。御承知のようにこの作業所の運営は非常に苦しいのです。その打開のために毎日チャリティバザーや市民へのカンパの要請を行っています。私もこの作業所の運営確保のためのこの行事には毎回共産党の鈴木議員と一緒に社会党を代表して、実行委員会に参加し、でき得る限り努力しているところです。現在の無認可の状態を脱皮して、法人化など公的に認められるものへ進めたい。そしてできれば日野市立の作業所へと持って行きたい。このため市の努力を私からもお願いしておきます。先ほど、橋本議員への市長の答弁で、一歩一歩地に即した前進は可能だと申されました。共同作業所の前進を心から期待いたします。ここで共同作業所の関係者と話し合っている中で出てきた素朴な質問を一つだけ聞かせていただきます。現在、障害者が乗れるように改良した自動車に乗る障害者に対しガソリン代が補助されています。ところが改良はしないがノークラッチで何とか乗っている作業所の障害者にはこの補助がない。いまや改良済みの自動車も市販されているということです。何とか同じように補助をしてほしいということです。この点を質問しておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　ガソリンの補助につきましては、五十三年の四月から実施しているわけでございますけれど、これにつきましても月二十五リットルというふうに限られたリットルで行っているわけでございます。ただいまの作業所の方の関係で補助が出ないというふうなことを伺っておりますけれど、これにつきましてもですね、私の方も十分ちょっと調査いたしましてその結果に基づきましてですね、またこれをその取り扱いを決めていきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　検討して障害者の希望をぜひ入れていっていただきたいようお願いしておきます。

最後に、障害者の雇用拡大全般についての市長のお考えがあればお聞かせいただき終わりたいと思いますけれども時間がありませんので、これで終わらせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十五の二、障害者の雇用の拡大のために関する質問を終わります。

十五の三、平和を守るために、核廃絶のために市も努力をについての通告質問者一ノ瀬　隆君の質問を許します。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　平和を守るために、核廃絶のために市もできる限りの努力をすべきだと考え質問をいたします。

長崎県　早市の行政視察と並行して、原爆が投下されてから三十六年たった八月六日の広島、八月九日の長崎へ行ってまいりました。被爆三十六周年、原水爆禁止大会三多摩代表派遣団に加わり、はからずもその副団長にさせられていました。初めて広島、そして長崎に行き改めて原爆の悲惨さ恐しさ、戦争の残虐性そして平和の尊さを感じました。この三多摩派遣団顧問として、多忙の中をやりくりし、核廃絶を目指し、平和を守るためにこの行動に参加した森田市長をたたえたいと思います。

いま世界は核戦争の危険が人類の危機が高まりつつあります。いまこそ戦争に反対し、核をなくし平和を守らなければならない時です。平和を守ることは生活を守ることのあらゆる基本であります。森田市長は緑と清流を取り戻し、いかに立派な日野市をつくっても戦争が起こればそれまでです。原水爆が落ちれば何もかも無に期すところです。戦争、核のことは国政の問題であると逃げてはいられない。戦争によって市民の生活が破壊されるとなれば政府のやることを黙って見ているわけにはいかないのであります。市政の中でき得るあらゆる施策を講じて反戦平和のために努力することこそ市民のための市政であると思います。いままで日野市が、反核、反戦平和のためにとった施策は何であったか。私の記憶ではまず先ほど申し上げた市長が原水爆禁止一九八一年世界大会に出席したことがあります。立派なことです。毎年八月十五日広報で「尊い平和を守るために語りつごう戦争の体験を」ということでテーマ「戦争と私」の市民の投稿を掲載しております。森田市長が入っている東京都革新市長会では、核の疑惑壊滅を非核三原則の堅持等に関する決議をことしの六月一日づけで鈴木内閣総理大臣に申し入れています。また市議会では一昨年十二月に原子爆弾被爆者に対する援護法制定促進に関する意見書を全会一致で可決しています。これ以外にも日野市政の中での反戦、平和、反核の施策が講じられてきていると思います。これらにどんなものがあるか、そしてますます危機的な状況の中でどんな方針でこのことに当たっていくかをお聞かせいただきたいと思います。時間の関係上、簡潔にお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問でございますが、政府あるいは鈴木総理も非核三原則は堅持するということを言明しておられますから、国民こぞってこの基本姿勢を守ることが当然だと思っております。したがいまして、私どももできる限りそのための努力をしていくと、これこそ日野市民のまた悲願でもあろうと、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　三多摩内の各市もそれぞれ核をなくし、平和を守るために努力しています。保谷市では

毎年原子爆禁止市民行事を行っています。原爆の写真展を二週間市役所で行い、広島、長崎の原爆の記録とアニメーション、市民集会を行い、そして市民代表二人を広島へ派遣しています。田無市では戦争を伝えるということで、毎年写真と資料を展示、記録映画の上映会、講演会、座談会を行っている。内容をまとめてパンフレットも出している。町田市はこの九月三日、「平和と民主主義を考える」と題した講演を行っている。武蔵野市では八月十五日を中心に七日間「戦争と平和を考える」と題した市民講座を行っています。昭島市では八月十五日、映画と講演の集いを開き、戦争の風化を払拭しています。原水禁三多摩派遣団を送るために、原爆患者援護のために三多摩労協が各市各議会へ毎年カンパの要請を行っているようです。核戦争の危機の高まりを感じてか、各市とも昨年より増額してくれたそうです。ところが日野市の議会だけが前回より減額したということです。森田市長が顧問で行くんだから日野市からはとの期待は裏切られたようです。ぜひ来年はそんなことのないよう、議長交際費から出すのだったらこんな有意義な金こそ十分出せるように、交際費を増額してほしいと思います。

ことしは国際障害者年、障害者の重要な目的の一つに反戦平和の必要性を強調するチャンスだということがあります。それは多くの障害者が戦争の大きな犠牲者であるからです。ここに一冊の本があります。「もう一つの太平洋戦争」車椅子作家の仁木悦子さんを代表とする障害者の太平洋戦争を記録する会の編集したものです。障害者があの太平洋戦争でいかに苦しんだか、その体験文を集めたものです。市政図書室を通じて市立図書館から借りたものです。体験文は迫力のあるものばかりです。カリエスで療養中の体なのに軍事強練まがいの体操をやらされ、鉄棒から落ちたため、カリエスが悪化し、以降十九年間寝た切りだったという現在五十歳の男性、障害のために不自由な体で家族におぶわれて空襲のさなかを逃げ回ったという体験、沖縄の戦いの時、防空豪に避難していたところを日本兵士に拳銃を突きつけられて追い出され、そのために砲爆撃で負傷して障害者になったという女性の手記、これは戦争の残酷さが見事描かれています。仁木悦子さんは文集の最後でこう言っています。「いまさらのように痛感させられたことは、戦争がいかに巨大な悪であり、いかに非人間的なものであるかという事実であった」。私も障害者をやっかい者とし、非国民とさげすみ、国家の役に立たないごくつぶしとののしる戦争を決して許してはならないと思いました。私はこのすばらしい本を図書館から借りただけでは満足せず、私の多くの知人に読んでもらうためさっそく本屋に注文しました。「もう一つの太平洋戦争」立風書房九百八十円です。皆様にもぜひお読みいただきたいと思います。図書館でもすべての分館に購入し、一人でも多くの市民に読んでもらえるよう、広報にも紹介したらと思います。これらのことについて感想も含めて教育長から答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　戦争を否定するということは、これはもう誰もがですね、皆持っていることでございます。その気持をいかにしてこう本当のものにして力強いものにして、ただ口先だけじゃなくて、本当にこういうようなものを守っていくものにするにはどうするかということが一つの教育の大きな課題だと、こう思っております。以上。

本のことにつきましては、図書館長にそういうような意見があったということを伝えて善処するように言います。以上。

議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　どうもありがとうございました。核をなくし、戦争に絶体反対し、平和を守るため市政の中でも奮闘していただくことを心より期待して質問を終わります。長時間ありがとうございました。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十五の三、平和を守るために、核廃絶のために市も努力をに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　よって暫時休憩いたします。

午後二時五十二分休憩

午後三時三十四分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

十六の一、再び市民総合運動場と市営球場の設置計画及び市民文化分館の建設の見通しについて問うについての通告質問者、秦　正一君の質問を許します。

〔三番議員登壇〕

○三番（秦　正一君）　再び市民総合運動場と市営球場の設置及び市民文化会館の建設の見通しについて一般質問をさしていただきます。

この件については、過去何回か取り上げてきた問題ですが、今回は特にいままでの総ざらいをかねて質問したいと思います。申すまでもなく、日野市は新興都市として急速に発展し、来たっております。そのために生活基盤の整備や公共施設、特に学校建設等に追われてなかなか体育館や文化会館等の施設に手が届かなかったということが実情だと思います。市民要望の強いこのような施策も行政側の努力によりまして、数年前から前進を開始始めたわけであります。過去を思えば、有山市長の当時はこのような施設建設を訴えても夢物語であったわけでありま

す。それから十数年経過した今日、やっと近隣内並みの体育文化施設の活用ができるようになったわけでございます。市民の健康増進、青少年の健全育成の面で大きな役割を果たすことは間違いないと思います。日野市は他市にない特徴のある進んだ点は持っておりますが、前述の点については事実だということは間違いないと思います。本題の質問を三つに大別して総合運動場、市営球場、文化会館の順を追って取り上げてみたいと思います。

いよいよ農林省蚕糸試験場桑園跡地利用について、市として計画を打ち出していますが、昭和五十七年度より用地買収に入ることになっておりますが、国との折衝はどのように進んでいるか、資金繰りについてはどのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。農林省跡地九・五ヘクタールの利用計画としての運動公園の計画図が提示されてましたが、その内容についてお伺いしたいと思います。

二・二・十一号線の南側に南北に三百メートルのトラック運動場、左側に遊び場、右側にトイレ、註車場となっていますが、日野市としての総合運動場を設置するには、この農林省跡地以外には適当な場所はないわけで、その点、特に頭に入れてですね、みた時、この計画図で果してよいかどうか、非常に疑問があるのであります。まず、多目的に利用できるようにするべきだと思います。陸上競技の一切の種目が消化できる施設、それから特に盛んになっている、またサッカー人口もふえているサッカー競技場がこのスペースの中に確保すべきだと思いますが、これは最小限の五十ヤード、百ヤードのものだと思いますがこの図面の中にある点線の部分が恐らくサッカー競技場じゃないかとこのように思います。これは標準型以下のですね、最小の広さと、このように受け止められます。そこで少なくとも標準型、七十メートル掛ける百五メートルぐらいの競技場が必要じゃないかと、このように考えられます。さらにこのトラックは三百メートルの公認の運動場として計画していると思いますが、この公認した場合のですね、メリットはどのような点にあるのかお伺いします。

それから次にテニス、バスケットボール、バレー、卓球、バトミントン等の室内競技の場としての体育館の建設は将来どのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。

次に、駐車場は図面で見る限りにおいては三十台ぐらいですが、これは日野市全域からの市民が利用する集まる場なので、年に一度の体育祭、体育の日、こういった時には少なくとも百台以上の車が確保できるようにすべきではないかと思いますが、その点についてはどうかお伺いします。

次に、大きい二といたしまして東光寺の河川敷計画についてお伺いします。この地域は日野市の西北の端に位置して、市民の利用の面からは、使いにくい点はあると思いますが、ここを

思い切って野球場専用の場としたらどうかと考えるものです。何面かの野球場を作ってそのうちの一面を市営球場として機能させ、スタンドも設けてプロ野球の二軍やノンプロ、高校の野球の試合ぐらいは開催できるようにすべきだと思いますが、その点はどうか。そこで提防の築造について八王子地域においてはだいぶ進んではおりますが、日野市の分はかなり遅れております。このような面で建設省との折衝、話し合いはどのように進んでいるかお伺いします。また、いつ頃この造成がされる計画を持っているか、さらにこの利用計画についてお考えをお伺いします。

次に、大きな三といたしまして文化会館ですが、今回補正予算にも計上されていますが、五十八年から六十年の間の建設に入るわけですが、この場合の資金面ですね、基金も設けておりますが、資金繰りを含めて心配ないかどうかお伺いしたいと思います。特に設計に入る前に具体的な内容について特別委員会も設置されております。この委員会の意向を考慮することでしょうが、日野市の将来の二十万都市を配慮した場合、最低固定席千二百席は必要だと思いますが、スペースの関係上、なかなかむずかしい点はあろうかと思いますが、何とか実現してもらいたい、このことを要望し、また意向もお伺いします。概略以上の点についてのまず、答弁をお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　秦　正一君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

私の方からまず第一点目の農林省跡地の総合運動場の点と、東光寺の河川敷の提防の築造の計画、見通し、この二点についてお答お申し上げます。まず第一点の、総合運動公園として農林省跡地九・五ヘクタール、ここに総合運動公園をつくる予定で現在、私どもの方で基本設計を今年度中に完成させるための現在発注の準備を行っております。この中で御指摘の運動公園、これは二・二・十一の南側に約四・一ヘクタールの面積を利用いたしましてトラック等をつくる予定でございます。ここのトラックの大きさでございますけれども、現在考えておりますのは、三百メーターのトラックを持つ競技施設をつくる予定で考えております。この三百メートルのトラックと言いますのは、一応公認の第三種の大きさに当たるものでございます。近隣都市で見ますと八王子市の富士森公園が第三種のグラウンドになっております。それから近くでは実践の女子大のグラウンド、これも第三種になっております。したがいまして、大体これと同じくらいの大きさのトラックを持った運動施設をつくる予定で現在準備を進めておるところでございます。通常の都の大会等で行われております陸上競技におきましては、ほとんどが第三種のグラウンドを使用して記録等の確認等も行っているようでございます。したがいまして、三百メートルのトラックをつ

くれば、公認の施設として認められる施設になろうかと思います。ここの二・二・十一の南側の敷地でございますと、第三種の施設といたしまして、第三種は四百メータまたは三百メータのトラックを有することというふうになっておりまして、四百とれればよろしいんでございますけれども、現在の私どもの検討段階では四百ではちょっと無理があろうかと思っております。これも今後基本設計をいたす段階で十分また検討もしていきたいというふうに考えております。

それから二番目の御質問でございます。サッカーができるような施設をということでございます。御指摘のように標準のサッカーグラウンドは七十メータ掛ける百五メータの大きさが必要でございます。これはこの標準型のサッカーグラウンドをつくるといたしますと、先ほど申し上げました第三種の中の四百メータのトラックの中でなければちょっと無理かと思います。国際試合なんかはこの標準型を使っておるようでございますが、一般的に各市の体育団体等が行っておりますのは、陸連で一応公認という形で認めております最小限度の、これメータで申し上げますと四十五メータの九十一メータこれが最低限のものでございます。これは三百メータのトラックの中に十分入るというふうに考えられております。このへんも今後の設計の段階でサッカー施設としては入ることは入るんでございますが、標準にするか、または最小型になるのかそのへんの検討も合せて進めていきたいというふうに考えております。

それから三点目の御質問の公認のトラックを持った場合のメリットということでございますが、公認のトラックでありますと、そこで行われます陸上競技の記録というものが正式に公認記録として陸連で認められるものになってまいります。この公認トラックでございますが、これは毎年陸連の方に申請をして認定を受けるということになっております。したがいまして一回受ければ、将来永久に受けなくていいというものではございません。毎年更新をしていく形になっております。したがいまして、市でつくりますこの施設は一応はこの公認を受け得る施設でございますので、今後公認を取るか取らないか、そういった点については十分今後もその必要に応じて検討をしていきたいというふうに考えております。

それから四点目の室内競技場、これにつきましては企画財政部長の方からお願いしたいと思います。

最後の駐車場の問題でございますが、現在一応考えられておりますのは三十台前後のものでございますが、これを百台程度にという御要望でございます。私ども極力スペースをつくりまして、駐車設備を併設していきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、基本設計ができる段階でそういったものは明らかになって来ようかと思います。できるだけ多くの車を収容するように努力をしていきたいというふうに考えております。

ます。

それから、第二点目の東光寺の河川敷の利用計画、その中の第一点目の堤防の築造の見通しでございます。この見通しにつきましては、京浜工事事務所の方と従来から打ち合せをし、また早期実現をお願いしているところでございますが、本年度五十六年度に東光寺のところの築堤が百四十メータぐらい終わる予定でございます。今後引き続き百四十メータ前後ぐらいは毎年実施をしていきたいという計画を京浜工事事務所の方で持ってございます。五十六年度、ことし百四十メートルを含めまして上流部分にまだ五百メータぐらいが残っております。したがいまして、今後、ことしのペースで進んでいった場合には、五十九年度ぐらいまでには一応完了する予定ではなかろうかと考えております。できるだけ早くこの築堤ができますように、私ども今後京浜事務所等にも働きかけを行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　第一点目の農林省跡地の大蔵省との交渉内容、あるいはその用地確保の資金繰りについての御質問にお答えいたします。国との交渉につきましては現在、つい八月下旬にも関東財務局に行ってまいりましたが、ただいまあの敷地の中にあります用水路と赤道の整理、まず買収前にそれらの整理をするという、そういう話し合いの段階にいま至っております。新聞でかねて発表になりましたとおり、あの土地につきましては四・一ヘクタールを運動公園とし、あとの利用については留保地とするという中央審の決定をみております。残地の中の七千平米は学校用地ということになっております。それら全体を一気に買収するという計画ではありません。利用する部分から買収していくというような計画で資金投入をしたいというように大蔵省とは話し合っております。そのために東京都の地方課とも交渉いたしまして、総額にいたしますと七十数億の財投になりますのでいわゆる国有地買収のための特別会計設置というようなことも考えて、財政運営の手だてを考えているところでございます。

それからもう一点目の将来の室内競技場をつくる考えがあるかという問題でございますが、これは現在運動圏として決まっています四・一ヘクタールの残地、五・四ヘクタールばかりあるわけですが、その留保地の中に体育館をセットしたいという構想はあります。ただしその体育館をセットする場所、それから学校用地との相関関係がございます。それらの関係でいささか学校用地が流動的要素がございますので、それらが固まり次第、確定的な計画にあげたいとこのように考えております。

次に、大きな二点目の二番目の東光寺河川敷地の問題でございます。造成の時期と利用計画についてでございますが、造成の時期につきましては、六月の補正予算でこの測量費を計上さ

せていただいております。その予算にしたがいまして、ただいま測量のための業者委託の前段の、という事務の段階にあります。測量した結果によりましてそれらの敷地の利用計画が確定するわけでございますが、現在のところは当初の目的としてはソフトボールの野球場を主体として考えるというこの線に沿って計画されております。

次に、大きな三番目の文化会館の問題でございます。文化会館の建設資金繰りの御質問でございます。御質問の中でもおっしゃられておりましたように、市民会館の建設基金がございます。現在で三億三千、約三億三千万の積立がございます。これらに合わせまして来年度中にもさらに積立てまして一応自己資金でも着手できる範囲内の基礎固めをしたい、このように考えております。五十八年度からの着工を予定いたしますと、そのくらいのペースで基金を蓄えないと困難になると思われますので、一応財政運営としてはそのようなことを考えております。

それから二点目の、収容人員を千二百席最低限という御希望でございます。私どもが考えておりますのも市長初め千二百席程度ということで考えております。この議会に補正予算としてお願いしてあります基本設計の金額算定の基礎になりましているのも六千五百平米程度のものを考えるという枠内での予算でございます。千二百席以上ということは考えられませんが、千二百は守りたいと。公式としてはたぶん日照の関係等から、あるいは位置、すでにこの庁舎をつくりました時に想定されておりました文化会館の位置を生かして使いたいというのが現在のところの構想でございます。その構造の枠内ですと、日照の関係等ございますので、もう少し日月等詰めないとはっきりした線が出ませんので、それらは基本設計の進行段階に合わせて特別委員会の方にも御報告申し上げ、お知恵を拝借したいとそのように考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　秦　正一君。

○三番（秦　正一君）　どうもありがとうございました。一応再度質問いたしますけど、公認のトラック、三百メートルの公認のトラックだということでいま答弁あったわけですけど、公認のトラックにした場合ですね、非常に許可条件がなかなか厳しいと思いますね。さらにじゃあ毎年更新しなければならないという。金もかかるわけです。ですから公認されたトラックをつくってもその公認を持った人でないとですね、記録は認められないわけだと思うんですよね。かってに市民の中の人が審判を務めても、それは公認としての記録はならないし、メリットとしては非常に少ないんじゃないかと思うんですね。むしろ市民が誰でも使えるように朝晩においてもかなりジョギングしている子供さん、または中年、お年寄の方もいます。そういった人たちがどんどん使えるようなそういう運動場として、またトラックとそれから運動場の分離帯、これはやはり段差を設けると思うんですよ。公認の場合には。そうなった場合には非常に使いにくいと。市民の運動会をやる場合にも自治会なりまた会社なり、そういう場合でも自由に三面ぐらい使えて運動会ができるという方法もできるし、むしろ公認をするよりは、公認のグラウンドを作るよりはそういう形の方がいいんではないかということを提言しておきます。

体育館の方は将来考えるということなのでこの際、関連して質問いたしますが、南平体育館の建設がされまして、その時に教育長にも質問しておりますが、体育の指導員ですね、これを配置するようにということで、その後指導員も置いていないように聞いておりますが、社会教育の充実を図る上においても非常に大事なことじゃないかと思います。で、いま、私立の幼稚園、それから保育園、こういったところにおいてもですね、週に何回か体育の大学の専門の学校を出た方ですね、体育の。そういった指導員の方が一応体育の指導に当たっております。これは幼児期のですね、やはり体育機能、機敏さ、一切そういった面でですね、将来の人間形成がなされていくというまで言われているわけです。したがいましてやっぱり体育の面においては非常にその重要な課題じゃないかとこのように思います。特に社会教育の面においてはその体育指導、こういったものが大きな市としての教育の一環ではないかと、このように思うわけで、そのへんについて体育指導員に対してはどういうふうな考えを持っているか、教育長にお伺いしたいと思います。

それから駐車場については配慮するということで了解いたします。

それから東光寺の河川敷の利用ですが、これはいま答弁がありまして、まあ確定的ではないでしょうけど、ソフトボールを計画しているということで非常に残念だと思うんです。いま河川敷にグラウンドは三面ぐらい、軟式の野球場がありますけど、あれは仮のものじゃないかと思うんですね。トイレもないし、水道もないし、本当にもう草野球がそこ行ってですね、試合をやってはおりますけど、本当の完全なその球場じゃないんですよ。それをその日野市の球場だというふうに思っていればこれは大きな間違いじゃないかと思うんです。したがって、私は東光寺の地域は、これは確かに遠いことは遠いと思います。しかし野球をやる青少年、またはおとなにしても、これ行くことだけでですね、かなりのまた運動にもなるわけです。それで周辺はあんまり人家もないし、危険性もない、そういった面からこの地を野球場に専用地域にしたらどうかということを提言したわけです。少なくても、日野には高校もあります。また会社もあるわけです。また、そういう野球やる人口もふえているわけです。そういった面で公式戦ぐらいできるようなですね、そういう場は一つぐらいあってもいいと思うんです。その点についての再度考え方をですね、お聞かせ願いたいと思います。以上、

あんまり長くなるもんで、概略以上の点をお伺いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　体育指導員のことについてお答えいたします。御存知のように、南平体育館ていうのはですね、日野市で初めて生まれた唯一のですね、市民の体育館になっております。初めてでございますので、できるだけですね、市民の人に気楽に使っていただくということがかえって市民のそういうスポーツに対する関心を深めていただけるんじゃないかということで、むしろ一般市民にできるだけある一定のそのきまりはありますけれども、できるだけその門を開いて、そして市民にできるだけ対応してやるということが、その段階としては必要だったんじゃないかと、そういうことでその体育指導員というようなものを設けることによって、かえって固苦しくなるんじゃないかというのが一つの考えでいままでずっとその方向で来たわけでございます。しかしスポーツにとってはですね、技術の向上っていうようなことも一つの励みになるし、またスポーツを盛んにしていく上には、どうしても不可決のことだと、こういうふうに思うことはいま議員の言われた考えと全く一致するわけでございます。そうするとその二つの面をどういうふうにしていま、このマッチさしているかと言いますと、その技術の向上の方につきましては、できるだけですね、地域住民の方々の要望に応じて教育委員会が主催をしまして、スポーツ教室っていうのを開いております。そのスポーツ教室の指導に当たって下さる方は、スポーツ体育指導員というような方が当たって下さっている場合が多いわけです。その場所としてはですね、もちろん学校を使ったりその他の場所を使いますけれども、また南平体育館というようなものをいろいろな面で活用していただきながら技術の向上に当たってもらっていると、こういうことでスポーツ指導員というようなものを不必要だとは考えませんけれども、いまの段階ではそういう形でもって運用さしていただいていると、こういうことでございます。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いまの教育長の答弁で一応終わっておりますが、体育指導員につきましては、これは専門、専門によりまして、つまり正職員で設置するということにこだわらず、なるべく専門家を機会、機会にお呼びできるようなそういうやり方をとっていったらどうかと、このように考えております。

それから東光寺の河川敷球場のことでありますが、これは面積が約八千坪というふうに予想されております。いま一番われわれが急いで都にお願いをしておりますのが、谷地川を早く本流までつなぐと言いますか、川を要するに開削をすることとなんですが、そのことが終わりませんと堤防に着工ができません。それから堤防に着工いたしませんといわゆる廃川敷が生じてまいりません。そこで、なるべく早く谷地川を多摩川の本流に押し出してもらってそうして堤防の位置を決めていくと言いましょうか、工事ができるようにしていくと、それによって生じます面積が約八千坪と予定をしておるわけであります。ただしその際、その一応堤外地になるわけでありますけど、やはり、行政的には河川敷扱い、つまり河川敷扱いのままで堤外地として市が無償で借り受けると、こういう約束です。それを廃川処分をいたしますと、むしろ旧所有者が権利が浮上して来るというようなこともありますので、河川敷のままで借りようということです。で、河川敷のままで借りるということになりますと、そうその大きな構築物等を設けるということも困難になるわけでありますけど、なるべく話し合いによりまして、関係当局の了解を得ながら、せっかくの場所でありますし、本物に近いものにしていきたい。球場のみならず、できればほかのものも多少併設をしたいと、このように考えております。秦議員がお話になっておられます球場と言うのがまあ硬式ボールであるのか、あるいは軟式であるのか、本格的ないわゆる規格に合う球場ということになりますと、さっきのグラウンドと同じで、多少やかましいことになるかも知れませんが、日野市民がいわゆる野球でスポーツをすると、こういう意味合いにはなるべく合致できる程度のものにはしたいと。したがって、硬球の場合でも軟球の場合でも軟球と言うよりも何と言うんですかね、硬式と軟式ですか、これはともにやれるような球場がつくれるんではなかろうかと、このように考えております。もう少し先になりませんと、そのあたりがはっきり、つまり関係当局との協議が進めないわけでありますけど、それらのことも含めまして急ぎたいというふうに考えておりますが、当局のテンポはかなり遅々としたものだというふうに受け取っておりますので、もっと大きい運動を行いまして促進をぜひ強化したいと、このように願っているところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　秦　正一君。

○三番（秦　正一君）　だいぶ体育に関する認識が変わってきたようですからこのへんで質問を終わりますけれども、旭が丘の六四ブロック、ここにある若草グラウンド、これは現在多摩平以西の方が小学生、中学生、だいぶ利用しております。非常に利用価値のあるところだし、市の直接の管理ではないですけど、遊休地を利用してやっているわけですけれど、大いにこういった点もですね、将来市民が使えるような形でですね、残してもらいたいということを要望しておきます。いろいろ申し上げたんですけど、農林省跡地利用計画にしても、東光寺の河川敷の利用にしても、何かと問題を提起してまことに恐縮とは思いますが、私は市民の立場で、市民の健康増進、または青少年の健全育成、こういった面から、またさらには日野市の発展のために、そういった面からいろいろ問題提起したわけで、

この点を何とか配慮して、効果的な利用計画をするようにお願いいたします。質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十六の一、再び市民総合運動場と市営球場の設置計画及び市民文化会館の建設の見通しについて問うに関する質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより請願第五六－二六号、新田堀用水路改修工事に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配布しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。

請願第五六－二六号、新田堀用水路改修工事に関する請願の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより請願第五六－二七号、通行規制等設定に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配布しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。

請願第五六－二七号、通行規制等設定に関する請願の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより請願第五六－二八号、老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対し、お年寄りの健康と医療を守る請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配布しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。

請願第五六－二八号、老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対し、お年寄りの健康と医療を守る請願の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより請願第五六－二九号、高幡不動駅裏側の用水路上に自転車置き場設置に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配布しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。

請願第五六－二九号、高幡不動駅裏側の用水路上に自転車置き場設置に関する請願の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより請願第五六－三〇号、高幡不動駅周辺の自転車置き場異常事態早期解決を願う請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配布しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。

請願第五六－三〇号、高幡不動駅周辺の自転車置き場異常事態早期解決を願う請願の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより請願第五六－三一号、豊田駅南口下排水路設置に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配布しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。

請願第五六－三一号、豊田駅南口下排水路設置に関する請願の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより請願第五六－三二号、郵便貯金問題に関する陳情の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配布しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。

請願第五六－三二号、郵便貯金問題に関する陳情の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時　十六分休憩

午後四時五十四分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後四時五十五分休憩

午後十時三十一分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後十時三十二分散会

九月二十九日　火曜日（第七日）

昭和五十六年
第三回定例会

日野市議会会議録

第二十三号

九月二十九日　火曜日　（第七日）

出席議員（二十七名）

一番	黒川重憲君	十六番	奥住芳雄君
二番	市川芳太郎君	十七番	石坂勝雄君
三番	秦正一君	十八番	滝瀬敏朗君
四番	飯山茂君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十一番	島村孝志君
六番	中山基昭君	二十二番	大越久雄君
七番	大柄保君	二十三番	一ノ瀬隆君
八番	古賀俊昭君	二十四番	竹ノ上武俊君
九番	藤林理一郎君	二十五番	米沢照男君
十番	谷長一君	二十六番	杉山寅三郎君
十二番	本間久君	二十七番	高橋通夫君
十三番	橋本文子君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君		

欠席議員（一名）

二十番	市川資信君

欠　員

十一番　　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂　章君	都市整備部長	結城邦夫君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野　清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	五十嵐　隆君	書記	串田平和君
書記	栗原莞次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　柿崎洋子君

議事日程

昭和五十六年九月二十九日（火）

午前十時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

一　議案第九〇号　日野市衛生処理場浄化槽汚泥処理施設建設工事請負契約の締結について

二　議案第九一号　日野市立日野第一小学校体育館改築工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第一から第二まで

午後一時五十五分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十七名であります。

これより議案第九〇号、日野市衛生処理場浄化槽汚泥処理施設建設工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（本間　久君）　それではお手元にございます議案九〇号であります日野市衛生処理場浄化槽汚泥処理施設建設工事請負契約の締結についてでございますけれども、九月の二十五日、総務委員会を開催いたしました。種々議論を重ねてまいりましたけれども、お手元に配付されております議案のとおり、七億五百万円で富士電機製造株式会社が落札をし、契約の翌日から昭和五十八年七月三十一日までの三年間をもちまして工事にかかる。最初は、五十六年度は一〇％、五十七年度は二年目になるわけですけれども六〇％、五十八年度は三〇％行う。こういうことで、これまでいろいろと議論を呼んでまいりましたこの汚泥処理施設の建設でございますけれども、全会一致で可決をいたしましたことを御報告いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　私は、議案の上程のときに申し上げておきました経緯の中で、お聞きしたいと思うんですが、この汚泥処理場の施設は、昨年二回出て、日の目を見なかったという経緯の中で、いわゆる入札の建設業者なり入札価格、こういうものは、昨年の一回目の価格、二回目の価格、今回の価格というようなことの中で、もっと何か経過措置を資料なりすべきではないか、さもなきゃ、そういうことを踏まえて、総務委員会の審査状況を、いま少し委員長から報告をしてもらいたい、ということをまず総務委員長にお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　ただいまの石坂議員の質問でありますけれども、総務委員会の中でも、第一回目の当初、希釈曝気方式が四社ということであったにもかかわらず、二回目、三回目と会を重ねるごとにふえてきたということは、一体どういうことなのか、ということも指摘がございました。そういう状況の中でございますけれども、また同時に、最初の第一回目、第二回目と比べて、落札金額、こういった点についても、いろいろと種々触れてまいりましたけれども、何せ指名競争入札、あるいは設計変更、こういうような状況を踏まえて、最終的にはこういう形で落札をした、というふうな議論がありました。途中、当初の富士電機が落札をした、しかし不祥事が発生をして、途中指名停止といいましょうか、東京都でいう行政処分の話も出ました。こういう話も出ましたけれども、四月の十

八日には、都のその行政処分が解けているというふうなことから、この入札に加えたということで、この七社の中で、それぞれ指名を競ってこういう落札をした。その間、確かにこの会社名の中に、いままで一回目、あるいは二回目、漏れてる会社はありますけれども、栗田工業、こういったところで埼玉県で課長の不祥事件があったとか、あるいは新潟鉄工は今回指名参加を申し出てない。こういう立場から、この七社の中には入ってないということも議論をされ、また報告がありましたので、それらを含めまして検討した結果、ただいま御報告しましたように、全会一致でもって可決を見た、こういうことであります。もし技術的な、あるいはそれ以上の深い説明につきましては、担当部の方から答弁をさせたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　委員長の報告というか、御説明で大体了とするんですが、一点、できますれば理事者に伺いたいのは、一回落札をした業者が辞退して、二回目のときには違う業者がやった。こういう経緯のものを、いまの競争入札制度の中では、われわれが見ると、何となく価格等についても納得しがたいものがあるけれど、これはやはりそれなりの業者がやることで、理事者なり何かに私は云々する考え方は毛頭ありません。ただ、できればこういう経緯のものは、ある程度の議会側との了解の中で、好ましいことではないけれども、むしろ指名随契というようなことをした方がフェアーではないか、こういうふうに私は考えるんですが、その辺のことを、今回全然考えなかったか。むしろ、こういう既定の事実のような結果になるんであるなら、指名随契の方がむしろフェアーではないか、こういうふうに考えられるんですが、意見を踏まえて、できますれば理事者の答弁を願いたいと思いますが。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　特殊な工法、あるいは特殊な工事につきまして、時により、専門とする業者、あるいはパテント等を持っている業者、こういう条件もあるわけでありますから、ことによりましたら、そういう詰め方の指名随契ということもあり得る、と思っております。ただ、私どもの場合は、なるべく、この程度の仕事でありましたならば、仕事のできる業者も複数の形でありますし、したがって、当初からある条件の中でしぼりながら、やっぱり競争の原理というものをフェアーに取り入れる、その仕組みの方を選んだということでございます。したがいまして、いま御指摘のことにつきましては、今後十分検討しながら取り組んでいく、このようにお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　契約案件でございますけれども、契約そのものというより、工事終了後の問題について、

一点質問したいと思います。共同の汚水処理場の住民負担軽減ということでは、補助金を出すことによって税金を還元するのが当面いい方法ではないか、という考え方を持っておりますけれども、市がこういう汚泥処理工場をつくって、そして住民負担を軽減するんだ、という面を強調されておりますので、それもまあ一方法かとは思うわけです。そこで、昭和五十八年七月三十一日にこれが完成する、ということになっております。実際に、集団的な共同汚水処理工場の汚泥が、この工場に搬入される時期の見通しについて、いつごろから実際それが実現するかということを一点お聞かせ願いたいと思います。

それから次の点は、審議していなければ、担当の部長からでもお答えいただければと思いますけれど、この工場の完成と並行して、公団とか公社、管理組合、あるいは関係の業者、こういう方々と市との話し合いといいますか、交渉、そういうものは大体いつごろから始めるか、問題点などはないかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　一点目でございますが、工期につきましては、五十八年の七月三十一日が工期になってございます。これから一応いろいろテストをするわけでございます。その日程につきましては、ちょっといま定かではございませんけれども、一応、海洋投棄というような形の中で、処理されている面もございますので、その辺につきましては、日程をなるべく詰めまして、受け入れ方を進めていきたい、かように考えております。

それから、完成後の業者の交渉につきましても、御契約の決定をいただきましたらば、そのときに、こういう形のあれがあるということで、前もって業者の方にも予告しておきたい、かように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　わかりました。それでは一点、要望だけしておきたいと思います。いま海洋投棄などをしている汚泥の運搬業者などが、日野市になって、距離が近くなる、そういうために収入が減る、というような問題などがもし起こったりして、この業者との間で、市とかそういう管理組合とか、いろんなところとの関係で、収入補償してくれとか、営業補償してくれとかいうような問題などが起こったりして、こういう施設の使用開始がひとつおくれることがないように、問題点が起こらないように、早目早目とひとつ関係機関同士で話し合いを進めていただいて、一刻も早く住民が喜ぶようにしていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　この項につきまして、第一回においては、そのときに参加した業者以外にはこの方面の業

者はないんだ、という説明があったんだけれど、その後また業者がいろいろ出てきたということは、どういうことであるか。それから第二回目のときは、高くなった理由として、設計の変更があったという説明があったんだけれど、第三回目においては、そうした設計に変更があったかどうか。それから先ほど委員長が言われた五十六年度の一〇%、五十七年度に六〇%、五十八年度に三〇%というんだけれども、大体工事においては、一〇%はどういう程度の、基礎工事の程度であるか。それから六〇%ということは、大体工程でいってどういうものが大体できるときが六〇%で、あとの三〇%はどうか。そういう点と、こういう工事は前に、あと追加等があった場合があるんだけれども、そういうことはないか。あとの整備工事等もこれは含まれているんだかどうか、そういう点が協議されたかどうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　いまの高橋議員の質問、なかなか的を射ていると思いますけれども、そういう議論も十分重ねてきました。その結果決まりましたので、私の方から説明をしてもいいんですけれども、その辺ちょっと間違うといけませんので、担当部長の方から直接御答弁させますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　第一点につきまして、お話し申し上げたいと思います。第一点でございますけれども、第一回のときは、八社から参考見積もりというふうな形で仕様をとったわけでございます。その中で、希釈曝気方式というふうなことで、日野市の求める仕様で提出してまいりましたのが、四社でございます。第一回については、そういう御説明申し上げていると思います。それで第一回目は、御承知のようなことで事態が発生しまして、第二回目は五社を指名しておるわけでございます。その際に、おっしゃるとおり、水処理業界というものにつきまして、そう広い業界ではございませんので、大体第一回の八社とか、その中からの四社、あるいは二回目の五社ですか、それ以外にも業者はいろいろとございますけれども、要するに、建設とか取り扱いの、工事として取り扱っている業者というのは、実績の面からそう多くないわけでございます。そういう面から、大体二回目のときはこう申し上げてるわけでございます。大体これ以上の業者がない、という表現を申し上げてるわけでございますけれども、いろいろ業界としての業者はおりますけれども、さっき言いましたように、実績のある業者というのは、第二回のときの指名申し上げました五社、大体その辺じゃないか、というふうなことを申し上げているわけでございます。今回の指名は、一回目の四社と二回目の五社というものの中から指名してきた、そういう経過のものでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　一回目と二回目の際には、相当設計変更したわけでございます。二回目と三回目につきましては、ほとんど二回目の工事に、そう変更ございません。

それから二点目の年度割りの工事でございますけれども、五十六年度につきましては、大体土木建築工事が半分以上でございます。八割ぐらいでございます。これが一〇%分でございます。それから五十七年度の六〇%に相当しますのは、機械工事、あるいは電気計装工事が、そのほとんどでございます。それから最終年度におきましては、それらの一応の仕上げ、そういう内容になってございます。現在のところは追加工事ということは考えてございません。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九〇号、日野市衛生処理場浄化槽汚泥処理施設建設工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第九一号、日野市立日野第一小学校体育館改築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（本間　久君）　それでは続きまして。お手元に、別紙にございます議案第九一号の、日野市立日野第一小学校体育館改築工事請負契約の締結について御報告を申し上げます。これも同じく九月二十五日の総務委員会で種々検討をいたしました。いろいろと心配されてるのが御存じのとおり、遺跡の問題でございました。そこで、当初教育長の方からも答弁がございましたけれども、すでにその二十五日の総務委員会の際には、二、三日うちにはめどがつく、ということの報告がございまして、その後教育委員会、教育長の方にお伺いしたところ、十月いっぱいには決まるということでございますので、いますでに始めておりますので、当初柱の部分だけというような話もありましたけれども、全体的に何か調査をしているそうでございますので、十月末日にはそれが全部結論が出る、ということで工事ができる、こういうような方向でございます。したがいまして、それらを含めまして、二十五日の際には、まあ工期の問題、あるいは市内の業者の問題含めた問題などを議論いたしましたけれども、結局、三月の卒業式に間に合わせる、

こういうような状況の中で、この八社が選ばれて、大木建設株式会社が一億一千五百万円をもちまして指名競争入札によって落札をした、ということでございまして、これも工期は契約の翌日から昭和五十七年三月三十一日まで、こういうようなことでございますので、総務委員会としましては、これまた全会一致をもちまして可決を見たところであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九一号、日野市立日野第一小学校体育館改築工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時十九分散会

十月七日　水曜日　（第八日）

昭和五十六年
第三回定例会

日野市議会会議録

第二十四号

十月七日　水曜日　（第八日）

出席議員（二十八名）

一番	黒川重憲	君
二番	市川芳太郎	君
三番	秦正一	君
四番	飯山茂	君
五番	川嶋博	君
六番	中山基昭	君
七番	大柄保	君
八番	古賀俊昭	君
九番	藤林理一郎	君
十番	谷長一	君
十二番	本間久	君
十三番	橋本文子	君
十四番	鈴木美奈子	君
十五番	板垣正男	君
十六番	奥住芳雄	君
十七番	石坂勝雄	君
十八番	滝瀬敏朗	君
十九番	林重義	君
二十番	市川資信	君
二十一番	島村孝志	君
二十二番	大越久雄	君
二十三番	一ノ瀬隆	君
二十四番	竹ノ上武俊	君
二十五番	米沢照男	君
二十六番	杉山寅三郎	君
二十七番	高橋通夫	君
二十八番	佐々木昭雄	君
二十九番	正国務	君

欠席議員（なし）

欠　員

十一番　　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	結城邦夫	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子　君

昭和五十六年十月七日（水）

午前十時開議

（議案審査報告）

（総務委員会）

一　議案第五五号　日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定について

二　議案第六九号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三　議案第九二号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について

（総務・文教・厚生・都市整備産業建設委員会）

四　議案第七八号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について（第三号）

（厚生委員会）

五　議案第七〇号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

六　議案第七二号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について

七　議案第七三号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

八　議案第七四号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について

九　議案第七五号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について

一〇　議案第七六号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について

一一　議案第七七号　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について

一二　議案第九三号　日野市老人憲章の制定について

一三　議案第七九号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号）

一四　議案第八二号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第一号）

一五　議案第八三号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第一号）

（都市整備産業建設委員会）

一六　議　案　第　七一号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
一七　議　案　第　八五号　市道路線の一部廃止について
一八　議　案　第　八六号　日野都市計画土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
一九　議　案　第　八七号　日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について
二〇　議　案　第　八八号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について
二一　議　案　第　八〇号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号）
二二　議　案　第　八一号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）
二三　議　案　第　八四号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第一号）
二四　議　案　第　六四号　（一般会計決算特別委員会）
　　昭和五十五年度日野市一般会計決算の認定について
二五　議　案　第　六二号　（特別会計決算特別委員会）
　　昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
二六　議　案　第　六三号　昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について
二七　議　案　第　六五号　昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
二八　議　案　第　六六号　昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について
二九　議　案　第　六七号　昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
三〇　議　案　第　六八号　昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
（請願審査報告）　（総　務　委　員　会）
三一　請願第五六－一〇号　市民ギャラリー早期開設を要求する請願
三二　請願第五六－一一号　市民ギャラリー早期開設のための請願
三三　請願第五六－二一号　（文　教　委　員　会）
　　日野市中央市民文化会館建設促進に関する請願

三四　請願第五四－三〇号　（総　務　委　員　会）
　　韓国の自主的平和統一に関する請願
三五　請願第五六－三二号　郵便貯金問題に関する陳情
（文　教　委　員　会）
三六　請願第五五－二三号　南平地区に幼児教育施設を早期に建設せられたく請願
三七　請願第五五－二八号　（ソフトボール）運動場増設に関する請願（三項）
三八　請願第五五－三二号　市立第五幼稚園の二年保育を早期実施するための請願
三九　請願第五六－一三号　通学路整備に関する請願
四〇　請願第五六－一八号　新井橋際河川敷を避難場所及びソフトボール諸運動場設置に関する請願
四一　請願第五六－二二号　図書館分室新設に関する請願
四二　請願第五六－二四号　中学校区変更に関する請願
四三　請願第五六－二五号　心障学校（中学）設置に関する請願
（厚　生　委　員　会）
四四　請願第五五－　七号　日野市の保育行政の充実を求める請願（二項）
四五　請願第五五－二〇号　違法開発行為についての請願
四六　請願第五五－三一号　日野市立じゅんとく学童クラブの移転計画及びグラウンド返還についての請願
四七　請願第五五－三三号　公共施設における合成洗剤使用中止に関する請願
四八　請願第五五－三五号　グリーンボックスに関する請願
四九　請願第五六－一四号　日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願
五〇　請願第五六－一六号　給水本管の口径変更に関する請願
五一　請願第五一－二三号　地区センター早期建設を願う請願
五二　請願第五六－二八号　老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願

（都市整備産業建設委員会）
五三　請願第五三－五八号　流域下水道事業建設計画に反対する請願
五四　請願第五四－　三号　用途地域線引き見直しに関する陳情
五五　請願第五四－　五号　学庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願
五六　請願第五四－三四号　一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願
五七　請願第五四－四六号　一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情
五八　請願第五五－一二号　住宅環境保全に関する請願
五九　請願第五五－二四号　「用途地域等の変更市案」に都道百七十三号線沿いの南平一部区域を近隣商業地域として盛り込むことに関する請願
六〇　請願第五五－二九号　みなみが丘住宅南側斜面の管理に関する請願
六一　請願第五五－三〇号　用水の架橋反対に関する陳情
六二　請願第五六－二〇号　「程久保六六二番地地域山林緑地保存」に関する請願
六三　請願第五六－二六号　新田堀用水路改修工事に関する請願
六四　請願第五六－二七号　通行規制等設定に関する請願
六五　請願第五六－二九号　高幡不動駅裏側の用水路上に自転車置き場設置に関する請願
六六　請願第五六－三〇号　高幡不動駅周辺の自転車置き場異常事態早期解決を願う請願
六七　請願第五六－三一号　豊田駅南口下排水路設置に関する請願
（継続審査議決）
六八　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
六九　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件
七〇　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件
七一　ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件
七二　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
（請　願　上　程）
七三　請願第五六－三三号　日野台五丁目の幹線道路の公道化に関する請願
（議　案　上　程）
七四　議　案　第　九四号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
七五　議　案　第　九五号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
七六　議　案　第　九六号　日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
七七　議　案　第　九七号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
七八　議員提出議案第二一号　水道料金値上げに反対する意見書
七九　議員提出議案第二二号　国民健康保険制度の地方自治体負担増に反対する意見書
八〇　議員提出議案第二三号　立川基地跡地から伸長する幅員四十米道路計画の白紙撤回を求める意見書
八一　議員提出議案第二四号　国民本位の行政改革を要求する意見書
八二　議員提出議案第二五号　平和と安全を守るための自衛隊に関する意見書

追加日程
一　会期の延長

本日の会議に付した事件
日程第一から第七三及び追加日程第一まで

午前十時三十八分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

これより議案第五五号、日野電子計算組織の運営に関する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（本間　久君）　それでは議案でございます五五号、日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定についての総務委員会の報告を行いたいと思います。

この問題につきましては、すでに昭和五十五年九月十二日に提出されまして以来、継続審査となっていたものであります。その主な問題につきましては、電子計算機の組織の条例ということよりも、むしろプライバシー保護条例にすべきであるという意見も強く、また、文書上の表現の問題からいきまして、種々意見を交わしてまいりました。そこで、最終的にはお手元に配付されておりますような状況で、結論を言いますと、これがまず題名から少し変えまして、日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定について、という題でございましたけれども、この題名を「日野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」という点について、改めてまいりました。

その中で、特に第一条の「目的」でございますけれども、この目的につきましても、従来の申請前の原案であります目的の一条の中で、特に「効率的行政事務の運営を図るとともに」というふうなくだりがございますけれども、その部分等を削除をいたしまして、「この条例は、電子計算組織の運営に当たり、市民の個人的秘密を保護することを目的とする」、いわゆる俗に言うプライバシー保護条例というふうに変えたわけであります。

第二条につきましては、修正前と全く同じであります。

また、第三条におきましても若干修正をいたしまして、お手元に配られておりますように、その審議会の内容でございますけれども、「電子計算組織を適正に管理運営するため市長の諮問機関として、日野市電子計算組織運営審議会（以下「審議会」という。）を置く」というふうに改めました。改めた部分につきましては、その修正前と修正後のところを見ていただけば結構だと思います。

また、二項の一、二、三ございますけれども、この問題につきましては、すでに委員会の審議の経過の中で、理事者の方から若干、途中で差しかえのような話がございました。それは、それらも含めまして審議をしました結果、お手元に配られているような一、二、三項を織り込んだものであります。

また、そのほか詳しく上段に修正後の内容が加えられております。そういう内容になっておりますので、よろしく御審議の

ほどお願いしたい。

特にまた第六条に対しても、「事故の防止」という題でございましたけれども、これを「運営・管理」というふうに改めました。これもお手元に配られているとおりの内容で修正をいたしましたので、よろしくお願いをしたいというふうに思うわけであります。

また、七条におきましても、上段に書かれておりますように、七条の二項になりますか、「執行するため必要にして最少限度のものとする」というところがございますけれども、この部分につきましても同じく修正前の内容と比較していただければ、若干文章を変えたというところもございますので、その点も含めて御審議をお願いしたいというふうに思います。

そういうふうな経験を経てきまして、九月二十五日の総務委員会におきまして、一年ぶりで、この電子計算機の組織の問題につきましては解決を見たわけでございますけれども、先ほど言いましたように、何といっても組織の運営の問題ではなくて、むしろ個人のプライバシー保護条例に直すべきであるということが、その趣旨であります。そしてこの総務委員会は、総務委員長あてに各委員からお手元に配られていますように、川嶋委員、黒川委員、藤林委員、島村委員、米沢委員から出ました。そして最後に、九月二十五日の総務委員会につきましては、全会一致で可決を見たわけでございます。（「全会一致じゃないよ」と呼ぶ者あり）以上、報告いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　ただいま委員長が報告された電子計算組織運営に関する五五号の条例というのは、一年余りも総務委員会で慎重に審議されて、しかも今回の修正を見ると、総務委員会の委員の皆さんが修正されたということは、かなり格調高いものであると私は理解するが、提案された理事者側、運営の根本に置かれたのか。いわゆる今度の修正された総務委員会の委員の方々が出された修正案を見ると、個人の秘密の方というのが重点を置かれた、題名まで変わったという点を見て、提案者である市長の方は、審査の段階でどういうような提案者としてお考えがあったか、その辺の審査の状況をもう少し御報告願いたいと思います。（「議会の行き過ぎだ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　それでは御説明しますけれども、これは私が総務委員長になる以前からの懸案事項でございましたけれども、この件につきまして、実は委員会の内容を市長の方にも逐次報告をしながらきたわけでございますけれども、委員会として、あるいは議会として修正をされるならばいたし方ない、こういうふうな状況でございました。そして総

務委員会としても、やはり現状、すでにもう電子計算機が各課におきましても御承知のとおり使われておりますし、委託もされているというような状況の中で、条例化はやはりする必要があるだろうというようなことの中から審議をしてまいりまして、その結果、組織の運営ということよりかも、むしろいま表題で変えましたように保護条例、プライバシーを守る問題が先に立たなきゃおかしいだろう。そのためにそれをもってしてやはり個人同士の秘密が守られて、なおかつスムーズな電算組織の運営ができるということを目的にした方がよかろうということで、結論を得たわけでありまして、市長部局の方からはさしたる、この問題につきましてどうしてもこれでしてほしいという、言ってみれば修正を反対されるような異論はないように見えましたので、私たち総務委員会としましても、一応皆さんに諮りまして、全会一致という形をとりながら（「全会一致じゃないよ。はっきりしろ、はっきり」と呼ぶ者あり）これを決めたわけであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　総務委員長の答弁を聞いていると、理事者はそれでは題名まで変わっても、議会の総務委員会でそういうことでされるならよろしいんだと。つけ加えますが、わが方の新政クラブでも提案者に藤林理一郎君がなっておるんで、私も会派の責任者としてあんまり根幹に触れるようなことを言うのはどうかと思うんですが、ただ、こういう市長側が出したプライバシー条例というか、こういう問題を議会側が題名からかなり根幹に触れる問題を変えた場合に、理事者の——いま、後ろの方で何か言われているようですが、提案権というこの問題も自分は多少考慮しなきゃならんじゃないかということの中で、こういう種の問題は理事者も本当は提案を引っ込める、いわゆる撤回をするという中で、それこそ学識経験者か何か網羅してこういう問題を根本から練り直して再提案とするような、理事者には、じゃ意思がなかったと確認してよろしいですか。その辺の問題と、後ろの方からもいま委員さんから全会一致ではないというようなこと、その辺も踏まえていま少し総務委員長の報告を願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　お答えいたします。

それにつきましては、いま石坂議員の言われる内容につきましては、再三、理事者の方に対しましては引っ込める気持ちはないのか、あるいは出し直すつもりはないのかということで、これまでの前回の委員長時代からもそういう声がありまして、それはそれなりに市長の方に伝わってきたわけでありますけれども、引っ込めたり何かするあれはないと。委員会で、あるいは議会で修正されるならば仕方がない、こういうことでございますし、われわれの方としましても、そういうことも踏まえま

しても、そういうことも踏まえまして審議をした。

それからもう一つ、いま全会一致でないということでありますけれども、確かにこれは、全部でもって委員会は八名構成であります。しかし八名構成でありますけれども、当時、総務委員長の私あてに出されました提出者であります川嶋議員を筆頭としまして、黒川議員、藤林議員、島村議員、米沢議員が出されました。恐らく議長は、当然議事を裁く意味からここには名前をとらなかったというふうに思いますけれども、同じ会派であります藤林議員が副委員長でありますけれども、賛同していただいた。それで、ここには杉山議員は載っておりませんけれども、二十五日の採決の際は、異論がなく全会一致ということで決定したわけです。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　長くなるんで一言。後の意見の場で少し言わせていただきたいと思うんですが……。

じゃ、理事者の方は、議会が、確認の意味ですけれど、今後こういう問題がこれを一つの契機に出るんではないか、というふうに自分は予想されるんですよね。そういう中で、市長にちょっと、委員長に答弁というのはむずかしいかもしれませんけれど……。こういう、市長は一回提案したもんだから議会が修正されるならいかように、というような態度だ、というのが委員長の報告のようですが、そうなると、今後こういう問題、こういうことがあり得ると私は考えられるわけです。その点に提案者側の提案権と議決権という立場の中で、市長のお考えを若干聞きたい。こう思って、市長のお答えを願いたいと思うんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この議案につきましては、総務委員会に付託されて以来、いろいろ御苦労をおかけしたと思っております。

表現のニュアンスの差といいましょうか、つまり電算組織を設定したいという今後の取り組みにつきまして、あわせて個人情報の秘密保護をしなきゃならない、こういう二面の要素があるわけであります。その表現を　私どもといたしましては電算機設置という表題に重きを置いたということ。したがいまして、いろいろ議論をしていただきましたが、より内容的にわかりがいいということであるならば、私どもはそれで結構だ、このように思っております。

今後、たとえば情報公開の条例等を制定するということになりますと、あわせてそのプライバシー保護のことも伴うわけでありますが、少なくもこの電算機の組織設置におきまして、一応の歯どめをかけておくということが大切であるということがこの条例の趣旨でございますので、議会で修正をされるということも、市民によりわかりがいいという趣旨であるならば結構である、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　この条文の十三条にかかわるところで、一つ質問しておきたいと思います。

委託をした場合、委託先の管理監督を市が行う、こういう規定になっておりますね。個人情報の秘密を守るということのために、市が行うべきことはここに明記されてあるわけです。しかし、委託先で事故が起きたという場合は、これは管理監督が行き届かなかった市の責任ということに、この条文から言えばなるわけですね。委託先の問題については問われないということになっております。

そこで、最近、新聞などでも伝えられておりますように、大阪の八尾市では、委託先の事故の問題についてもはっきりと罰則規定を設ける、というようなことまで条文にうたっておるのができた、というようなことも伝えられておりますが、そうして、この委託先の事故の問題について委員会では論議があったのかどうか。あるいは市側の答弁、考え等はあったかどうか。その点、一つお伺いしておきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　ただいまの板垣議員の質問でありますけれども、その部分につきましては、細部にわたってそういったトラブル、事故の問題について、あるいは秘密漏洩、そういった問題についてどうするかという議論につきましては、深く突っ込んで検討といいますか、それはしませんでしたが、当然のことながら、これは板垣議員の言われるように、市側も、あるいは受け取る方も、委託される側も、当然これは機密保護を守らなきゃならないということは、これは憲法上の常識ではなかろうかというふうに思われますけれども、その点について、もしそのような答弁であると不満でありましたら、理事者の方から直接答えてもらう、その方が適切だろうと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　委託契約の中で明らかにしていきたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は一部修正であります。

初めに修正部分について採決いたします。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五五号、日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定の件は、委員長報告のとおり修正可決されました。

これより議案第六九号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第九二号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（本間　久君）　それではまず初めに六九号でございます。日野市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員会報告を行いたいと思います。

これは、やはりお手元にすでに配付され、この付託前にも説明がありましたように、新旧対照表をごらんになっていただきますとおり、いままで医師の手当が、院長、副院長、医長、医員という形でそれぞれ表示されておりますけれども、現行の額よりかもそれぞれ五万円アップをしたということであります。したがいまして、院長は月額十三万から十八万に、副院長が十二万五千円から十七万五千円に、医長が十二万から十七万へと、また、医員につきましては十一万が十六万にということであります。これらにつきましては、すでに青梅と、あるいは町田などと比較して大体五万円ぐらい低かったというふうなことがございましたので、これを引き上げたということであります。これも恐らくすでに資料として配られているものと思いますけれども、そういうふうな実情の中から、このアップにつきましては――改正につきましては、適当だろうということから、総務委員会としましては、全会一致をもちまして本議案を可決をしたわけであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　いま委員長、何か稲城なり青梅なり町田なりの他市の資料は、これは配られているんですか。ちょっと自分の質問は、総務委員会ではそういう資料に基づいて検討されたかということが一点、他市との比較ですね、他市の公立の病院。

それからそれに加えて都立の病院等のそういう給与というか、手当の問題を御検討されたか。その辺の確認をひとつお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　医師の手当の比較につきましては、総務委員会に向けまして資料が出されました。その比較が青梅市、町田市、稲城市でございました。それの中で議論を進めてまいりましたけれども、都立の病院との関係につきましての比較は、別段これといってされませんでしたけれども、この三市に比べて非常に安いというふうなことから、あるいは人員も少ない中で御苦労されているというような点も含めまして、改正に対します結論を出したわけでありまして、この三市と日野市の比較を主に中心としまして行ったわけであります。

大体そのようなことで、先ほど言いましたように、五万円それぞれアップをしたということであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　意見のところで言うほどの問題でもないんですが、総務委員会でそういう資料が出たんなら、全議員にもこれはもう配付すべきだということをひとつ要求、お願いをしておきます。

それから、せっかくの市立病院が増改築されて近く竣工されるという中で、日野の公立病院が二十年間の歴史の中で、要は問題は内容の設備と、それに従事するお医者さんなり看護技術者の質の問題になるんではないか、それからまた確保の問題になるんではないか、こういう点から、その他市なり、東京都までの多少資料を、私、委員長の方からこういう契機に配付するようにお願いしたいと思うんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　申しわけございません。資料の配付がおくれまして、御審議に差しさわりが出るというふうなことになりまして、申しわけございません。早速にでもお配り申し上げたいと思います。内容については、委員長の申すように、給与においては格差はございません。手当について五万程度の差がある、そういうことでございます。

それから補足でございますけれども、各市とも給与のあり方については都立病院を一つの目標といいますか、参考としております。初任給の調整手当というふうなもの等もございます。これらを踏まえて都立の給与のあり方ということも十分参考にしております。資料で早速でもお配り申し上げたいと思います。資料のおくれたことについて陳謝申し上げる次第でございます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　それでは大変あれですけれども、九二号の点について触れたいというふうに思います。

これは日野市組織条例の一部を改正する条例の制定でございます。

ますけれども、お手元に配付されておりますように、結論を言いますと、いままで清掃課と称しておりましたけれども、一部ふやしまして清掃部とする。そしてまたその各部の職務分掌が若干それぞれ変わっておるわけであります。これにつきましても、新旧の対照表をよくごらんいただければわかるかというふうに思いますけれども、特に総務委員会の中でいろいろと議論となりましたのは、第二条にあります企画財政部の中に、三項にあります「広報及び広聴に関すること」、あるいはまた、いままで総務部の中に広報課が、いわゆる市民相談室といいましょうか、あったというふうなことでありますけれども、それらを含めまして議論をしてまいりましたけれども、それにつきましても、立案の際、市民の声を反映させたいという立場から、広報課を企画財政部の中に入れたというふうな説明もございました。

また、生活環境部の中に在来清掃課があったわけでありますけれども、これはさらに清掃事業をより市民サイドに立って進めていくという立場から、清掃部として一部ふやしたということでございます。これにつきましても、すでに総務委員会におきまして日野市組織機構図という一つの案が提示をされまして、それを見ながら検討したわけでありますけれども、最終的には一部二課七係がふえたということであります。そして、現在、これが認められますと、十一部四十六課百五係ということでありましたして、できれば教育委員会におきましても今後次長制度を取り入れていきたい。そうしますと、十二部ということになるわけでありまして、他市におかれましても、もうすでに教育委員会などは次長が置かれているところが圧倒的に多いということで、教育行政をさらに進める意味からもそうする考えがあるということのようであります。

そして総務委員会としましては、これらを踏まえまして種々検討しました結果、全会一致をもちましてこの議案を可決をしたわけであります。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は原案可決であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六九号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第九二号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第七八号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。

本件については四常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（本間　久君）　それでは昭和五十六年度日野市一般会計補正予算に関しまして、総務委員会に付託された部分についての報告を行います。

この補正予算につきましても、上程される前に本会議で理事者側の方からそれぞれ説明がありましたとおり、歳入歳出それぞれ補正額が二億三千二百八十四万四千円を追加しまして、二百七億九千三十九万八千円となったわけであります。そこで総務委員会がこの歳入に当たりまして、まず全会一致をもちましてこれも可決をしたわけであります。

あと、総務委員会に関係する部分でございますけれども、総務委員会に付託されました、いま述べましたように、収入――収入の中で特に市税、あるいは国庫支出金、あるいは都の支出金、これを審議いたしまして、その内容の中にもこれまた付託される前に説明がありましたような状況で、ほとんどその内容が支出金と学校建設を中心とするもの、あるいは学校建設防音工事、あるいは旭が丘等の増築――保育園の増築ですね、あるいは平山保育園の改修工事、こういうものとか、あるいは老人家庭事業援助費の増額、こういうものも含めまして行ったわけであります。それが収入でございまして、支出につきましても、総務委員会としましてそれぞれ審議いたしましたけれども、総務委員会関係につきましては、全会一致をもちまして可決をしたという次第でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員長の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）　議案第七八号、五十六年度日野市一般会計補正予算歳出のうち教育費に関しまして、文教委員会の審査報告を申し上げます。

今回の補正額は三千四百七十三万一千円でございます。主なものといたしましては、第一小学校の屋内運動場の開設用備品、旭が丘小学校の併行防音工事費、私立幼稚園の保護者補助金並びに中央公民館の展示室設置などでございます。委員会といたしましては、慎重審議の結果、全会一致原案を可決いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　それでは五十六年度日野市一般会計補正予算の第三号、厚生委員会に付託されました民生費、衛生費、消防費につきまして報告させていただきます。

民生費の社会福祉費につきましては、身体障害者等の条例改正に伴いまして不足分の計上が主なものでございます。

老人福祉費につきましては、国の単価改正によりまして賃金の増加分の計上が主な内容でございます。

次に、児童福祉費につきましては、五十七年度開設を予定いたしまして、仮称三沢児童館の調査設計委託料四百二万二千円で、これらの建設予定地につきましては、第八小学校の校地内に鉄筋の二階建てを建設いたしたい、ということで検討中の予算の内容でございます。

次に、学童クラブの新設費の千三百四十万円につきましては、昭和五十七年度の四月一日を開設予定といたしまして、新都市建設公社用地を借用いたしまして、平家建ての九十九・三七平米を新設いたしたい、この工事費でございます。

次に、衛生費につきましては、百日ぜきの予防接種用のワクチンの三百八本分の計上と、火葬場の待合室の清掃委託料、これらと、処理場の二十四時間操業に伴いまして、備品、消耗品の費用の計上が主でございます。

なお、市内配置分の補充用といたしまして、ダストボックスを購入する費用が計上されております。

次に、消防費につきましては、消防団員に対しましての防災意識の向上を目指しまして、七生公会堂におきまして防災の講演会を実施いたしたいということで、これらの費用が計上されております。

以上、厚生委員会といたしまして審査の結果、原案を可決することに決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　都市整備産業建設委員会に付託されました補正予算の歳出のうち、農業費、商工費、土木費について審査報告をいたします。

農業費については、ハウス等の消毒による公害から守るために、新しく病虫害に対する動力散粉機、ハウスの外からできるものの補助事業でございます。

商工費は、特段ございません。

土木費でございますが、そのうちの三の道路新設改良費でございますが、主なものは南平二十号線の測量、それから工事請負費の中で新町・日野台地域、要するに高速道路の側道の舗装

新設等でございます。

それから橋梁新設改良費ですが、この中の負担金、補助及び交付金でございますが、特にこれは中程久保橋の架橋工事の負担金でございます。

それから河川新設改良費でございますが、平山橋を中心といたしました浅川親水公園（仮称）の測量委託費でございます。

それから住宅管理費でございます。市営住宅――長山住宅の三棟分の外壁の補修でございます。

以上、慎重審査の結果、全会一致原案可決と決しました。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。本間久君。

○十二番（本間　久君）　土木費の、これは五十九、六十ページになろうかと思いますけれども、ここで千九百五十四万円ばかり修善費が組まれておりますけれども、何か聞くところによりますと、一部モルタルがはげて子供さんが軽傷を負ったというようなことがあったそうでありますけれども、この辺についての議論はどうされたのかということで、まず質問をしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備産業建設委員長。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　お答えいたします。

いま、外壁が落ちて子供さんが負傷したというようなことは、委員会では別段話も出なかったと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　それは話が出なかったとするならば、その辺の追及をちょっとわが党の方から委員も出ておりますので、審議は本来ならばそこですべきだったということでありますけれども、後でまさかと思いましたので、その時点ではちょっと気がつきませんでした。そして、それは委員会には責任はないというふうに思いますけれども、そういう意味で聞いていただきたいと思いますけれども……。

この種の修繕費、これは一体市営住宅をいまどのような形で建設をしてきたのか。そのモルタルがはげてくるような状態がどういう部分に一体、起きているのか。どこまでこの修繕をするのか。全部するのか、一部の予算なのか、こういうことが主であります。

また同時に、できればそれら工事、あるいは市営住宅に限らずそうした工事に対しまして、保証といいますか、責任年限といいましょうか、これは一体どのぐらいになっているのかということを、むしろ理事者側の方からちょっと御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　四点ほどあろうかと思いま

す。モルタルが崩落しまして子供がけがをしたということにつきましては、八月四日でございます。長山住宅の三号棟、三つ棟がございますけれども、その三号棟の一番東寄りでございます、三号棟でございますので。それの一階で、テラスの廊下の上の内側のモルタルでございます。外側じゃなく内側のモルタルが一部落っこちまして、ちょうどそのテラスの上に乗っかって子供が遊んでまして、そのひざに当たったわけでございます。それで篠原　稔さんというのがお父さんで、豊君というのが子供でございます。ちょっとかすり傷を負ったというふうな状態でございます。これが、モルタルが崩落して起きた事故ということ。

それで、どのように建設されたかといいますと、三号棟は四十八年に完成しております。一号棟というのは公団のような階段式ですね。階段の両側に玄関がある、こういう方式なんですけれども、二号棟、三号棟は長屋のように長く連なって、それを廊下でつないでいるという廊下式の形式なんですけれども、そういうもので四十八年に完成している、こういうものでございます。

それから責任の問題でございますけれども、責任の問題については、この業者と四十七年に契約を締結する際には、目的物の引き渡し後の乙という業者の責任でございます。これについては、コンクリートづくり、あるいは金属づくり、石づくりに注入しまして、亀裂によって崩落事故が起きないというふうなものにしたい、こういうふうなことで、一号棟から三号棟までの三つの長山市営住宅にかかわる費用でございます。

それから、この責任を問えるかどうかと。五年、あるいは重大な瑕疵ということについては、管財課だけの考え方なりではいきませんので、建設部と協議をしております。その分については建設部長の方からお答えを願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　土木費、住宅費の市営住宅修繕費でございますが、これはただいま総務部長がお答えいたしましたように、長山市営住宅の修繕費でございます。三棟ございますが、この三棟の外壁モルタルにつきまして、剝離、崩落ということで今後心配が予想されますので、全面的に調査し、危険な個所につきましては修繕をしたいというふうに考えております。

なお、五十年以前までにできたコンクリートづくりのモルタル塗りにつきましては、すでに老朽化ということで崩落が心配されております。これにつきましてもその都度修繕をするわけでございますが、今回、特に市営住宅ということではっきり修繕料として補正をするものでございます。

なお、契約によりますコンクリートづくり保証期間五年間ということで、五年間は経過しておりますので、施工業者に対するこういうものについては五年間の瑕疵責任がある、こういう契約を結んでおります。それから重大な瑕疵がある場合には、この五年が十年ということになるんだ、こういうことに相なっているわけでございます。四十八年に完成しておりますので、九年ほどたっておるわけでございますので、五年というふうなことの中では、やはり責任、要するに引き渡しを受けた後の責任という問題については、瑕疵責任は問えないというふうに考えておるわけでございます。

最近、モルタルについての崩れ落ちるという事故が、あちこちで起きているわけでございます。都営の住宅の中でも神田の昌平橋だとか、あるいはあっちこっちのよその学校のモルタルが落ちてるとか、そういう事故が起きておるわけでございますので、管理責任という市の方の立場としては、厳重なチェックをしておるわけでございます。外壁についてはふだんのチェックをしております。それから設備的なものについては、月必ず共同施設等についてはチェックしておるわけでございますけれども、今度の場合は内側ということで、思わないところで崩落事故が起きたということで、落ちそうなものについては全部点検済みで、あと落ちないような状態ということにしてあるわけでございますけれども、万全を期すということで、モルタルでございますので、外壁、内壁、多少とも亀裂が生じておりますので、この亀裂に千九百五十四万という費用は、接着剤を強力

る責任の追及ということは考えておりません。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　説明につきまして責任範囲の年数はわかりますけれども、実際、一号棟から三号棟まで修繕をするということでございますけれども、赤松部長の説明によりますと、何か三号棟のモルタルがそういうことになって、あと一、二号棟の関係については、どの程度そういう亀裂、あるいは危険が今度予測されるのか。あるいはそういう検査をすべてやったのかというふうにも思うわけであります。

というのは、私、年限が切れてるからということで、その部分についてはそうかもしれませんけれども、これは一つ私は重大な過失のおそれがあるというふうに見なければなりません。というのは、たかがモルタルというふうに思うかもしれませんけれども、実はその内部から、あるいは全体の工事そのものが、部分に対して一度再検査をする必要があるんでなかろうか、というふうにも感じるわけであります。というのは過去、私が厚生委員のころにも指摘をして、予算を一部予備費に回させたことがありましたけれども、湯沢会館の建設の際、Aという会社がそれをやりましたけれども、その後、雨漏りが激しくなり非常に使用上困難を来したということで、予算を計上されてまいりました。そのときにも問題にしたのは、実際それらの問題については当然業者が責任を持ってやるべきものを、市がその責

任でやる必要はないということから尋ねたところ、その業者が倒産をしちゃってるんだ。しからばそれに対して保証会社があるだろうということで、Bといういわゆる八王子の業者がそれを請け負って修繕をした、こういうふうないきさつがあるわけであります。ましてやこの市営住宅、あるいはこれらの問題につきまして、よく市内業者の育成強化というようなこともわれわれは承るわけでありますけれども、やはりそうした問題も含めて考えるときに、非常に私は、こうした単なる予算を組んだからいいということだけでは済まされないような気もします。

聞くところによりますと、一号棟、二号棟は加園建設が行った、三号棟につきましては東京建設が行ったというふうに聞いております。したがいまして、これらの問題について、市側としては、やはり確かに保証の年限は、あるいは責任の年限は過ぎてるかもしれませんけれども、その部分につきましては、全体的なものからいくとやはり若干今後の問題もありましょうし、その保証と、あるいは責任年限とはまた切り離しながら市営住宅を先ほど言いましたように、根本的にその内容――中身を、建造物の強度を、安定度を。検査をする必要があるというふうに思うわけでありまして、その辺の考えについてどのように住民に安心感を与えられるのか。ややもすると、また今度崩れ落ちはしないかという心配まで恐らくあるんじゃなかろうか、というふうに想像をするわけでありますけれども、その辺のことについて、市側として業者との関係、あるいは市民との対応についてどのように今後市民に安心感を、まあ納得のいく、居住者に対する考え方があるのかというふうに尋ねたいわけでありますけれども、それらについて、できれば市長の方から答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　工事を発注いたします際、整った仕様書、設計書が当然伴うわけでありまして、また、業者の選定につきましては、能力ありということで、ランク、ランクによって行う慣例になっております。そうして、なるべく能力が伴えば市内業者にもその工事を提供することである程度の業者育成になる、こういう配慮も伴っておるわけであります。今回の、これまでもちょいちょいはもちろんあったことですが、今回はどうも共通して、ちょうどその設計上のその部分について上塗りが肉離れをしておる、はだ離れというんでしょうか、そういうことがありますので、もう一遍この点はよく突っ込んで調べてみなきゃならない、このように考えております。

とりあえず、住んでおる方に事故があったりしてはいけませんので、応急の修繕をいたしたい。これが今回の予算の計上であります。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　あんまりすっきりしないんです

けれども、市が最大限検査をしながら努力をするということであれば仕方がありませんけれども、実際、私が考えるには、少なくとも多摩平団地、あるいは百草台団地、高幡台団地、公団施行がそれぞれありましたけれども、その他にも建て売りやたくさんの業者が、あるいは公団が住宅を建てておりますけれども、わずか八年ぐらいでそのような事故が、あるいは崩れ落ちるようなことがあった経緯はちょっと聞いておりませんけれども、確かに保証期間五年間ということではありましょうけれども、私は少なくても市内のそういった工事を見て、あるいは建造物を見た際に、十年足らずでこのような事故が起きるということはまずないというふうに思いますけれども、これらを含めまして、やはり私はかなりの問題点を、市として考えなきゃいかぬだろう。必ずしも、いろいろ東京都が出しましたランクづけによって恐らく入札をしてやったんでしょうけれども、いろいろと確かに市内業者の育成強化ということもある意味でわかりますけれども、こういうような実態が出てきたならば、保証期間が過ぎてしまえばいいんだということであれば、われわれが時計を買ったり、テレビ買ったり、ラジオ買ったり、あるいはステレオを買ったりというようなことと全く同じであります。

したがいまして、市及び市内業者、特に業者との関係におきましては、保証期間が五年間ということで、わずか三年それを過ぎているわけですけれども、三年にまだ満たないわけですかね――三年以上たっているわけですか、そういうふうな状況の中で、その亀裂やあるいは亀裂ならともかくモルタルが落ちてくるようなことがあれば、これは重大な過失の容疑がある。したがいまして、もう少し徹底的にやる必要があるだろう。その場合、この千九百五十四万の修繕費で間に合うかどうかというような状況も生まれてきやせんかということを心配し、また、昨今問題になっております地震の際、そういった耐久性の問題につきましてもかなり疑問がわいてくるわけであります。

そういう点から、その辺についての、私は一つのこれは提案になろうかと思いますけれども、そうした業者との市との関係の中で、保証年限は過ぎているけれども、折半と言わないけれども、多少保証させていくというふうな状況がなければうそではなかろうかと思いますけれども、その点について、建設部長なり、あるいは市長としてどのように考えているか、御答弁願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　五十年以前の設計仕様によります外壁のモルタル塗装でございますが、これは多かれ少なかれ建物によっては剝離崩落の損傷が出ているようでございます。五十年以降につきましては、打ちっ放しの吹きつけということで、そういう心配がないという工法で建設されておりますけれども、以前の建物についてはそういうことでございます

ので、今回この心配されております修繕料によってこれを調査し、調査いたしますにも足場をかけなければなりませんので－一応心配されておりますので、これを足場をかけて調査し、危険な個所を修繕するということでございますが、もし調査して心配なければ、接着剤を注入というような修繕はいたしません。したがいまして、保証期間の問題もございますので、今後の保証問題については、私の方といたしましては、このままで予算を執行させていただくということで進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　最後に質問になろうかと思いますけれども、どうも納得がいかないわけでありますけれども、私は、いま部長の答弁でいきますと、年限を過ぎればそんなようなところもあるというふうな内容にも聞こえますけれども、私は、少なくともこの予算の中で接着剤なり何かを注入することによって防ぐとかいうことじゃ、もたないんじゃなかろうか、それは二、三年たつとまた同じようなことが起こり得るんじゃなかろうか、というふうにも疑問視するわけでありますけれども、そういう状況の中で、少なくとも先ほど例を挙げました幾つかの団地とか建物を見ましても、まずそういうこともない。私もかつて処理場の建設や、あるいはその他の中で、そういったいわば建設関係の直接現場で作業をしてまいりました。昔は、一時アルバイトでやってきましたけれども、まず市の方の側の予算の関係で薄く塗らなきゃならなかったのか、あるいは薄くしなければもうからなかったのかというふうな状況もあるんです、実は。そういうふうな状況の中で、私は少なくともどっか、いずれにしてもどっちかに設計あるいはその仕様書、あるいは監督上のことも含めて、市なり業者なりのそれぞれに、やはり安かろう悪かろうというふうなところもあったり、あるいは指名競争入札による弊害が生まれてきているというふうなことも含めて、考えなきゃならない重大な問題でなかろうかというふうに思うわけであります。

　というのは、市営住宅は至るところにあるわけですけれども、最近も川原付住宅もりっぱに建ってまいりますけれども、そうなると、建設をされた市営住宅なんかでは、少なくともあすこは大丈夫か、ここは大丈夫かという疑問もわいてくるわけです。そういう意味からいっても、長山市営住宅四十八年、わずかまだ八年しかたっておらないような現状の中で、そのような問題が起きてくるということになりますと、全市営住宅を点検する必要があるだろうというふうにも思われてきます。

　また同時に、先ほど言いましたように、業者につきましても十分これにつきましては、加園建設が一、二号棟を建てた、東京建設が三号棟を建てたという話を聞いておりますけれども、これについて、加園建設の一、二号棟の関係についてはどの程

度の状況なのか。あるいはどちらがどのようにどのくらい早く、遅く建ったのかということにつきましても、若干御説明を受けながら、最後にちょっとまた一分程度意見を言わせていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　一号棟から三号棟でございますけれども、一号棟は四十六年の三月に完成しておるわけです。それから二号棟は翌年の四十七年三月でございます。それから三号棟がさらに一年置きまして四十八年の二月というふうに、一年間隔で一号棟から三号棟まで建っている、こういうふうな状況でございます。

　それから一号から二号はおっしゃるとおり昭島の加園建設でございます。三号棟は市内の東京建設工業、こういうふうな施工になっておるわけでございます。

　亀裂の状態でございますけれども、さっき申し上げましたように、一号棟は公団と同じように階段式でございます。階段の両わきに玄関がある。二号棟と三号棟は長い廊下式で、各玄関に入っていく。こういうふうなことで、二号棟と三号棟を比較してみました。事故が起きましたので建設課長と私と即刻飛んでいきまして、剝離しそうなものについては一部たたき落としました。二号棟につきましても、たたき落とした部分がございます。三号棟と同じでございます。それから二号棟、三号棟も廊下式なんですけれども、やはりモルタルの雪も当たらない、雨もしみ込まないという状態の中で、崩落が起きたわけでございまして、そこのところがちょっとわれわれの方も問題にしておるわけなんですけれども、いずれにしろ加園も東京建設も同じように亀裂というか、空きが出ちゃてはがれちゃっているという状況は同じでございます。たたきますと、密着してますとはね返った音が出るわけなんですけれども、ポコンポコンという音の状態でございます。そういうひどいところは、たたき落としたわけでございます。

　そういうようなことで、市営住宅全般について、高幡住宅も同様でございますけれども、点検しました。あっちこっち、モルタルでございますので亀裂が入っております。崩落しそうなところについては、さっき申し上げましたように、一部たたき落としたところもございますし、それから今後は修繕において、亀裂分については強い接着を行いたい、こういうふうな考え方でございます。

　それから、モルタルでございますので、本体のコンクリートといろんな温度差によって伸縮度が違うというふうな状況の中で、長年の中には亀裂が生じ、剝離が生ずる、こういうふうな技術的な問題等、建設でいろいろ検討してもらったわけでございます。それから密着させるコンクリート本体についての下地のつくり方もなかなかつくりがたい、木造モルタルのような下

地のつくり方ができないというふうな問題等も、技術的にございます。大体、昭和四十五年から五十年ごろはやった方式で、その後、いろんな反省がございまして、今日で　モルタルなんていうものは市営住宅の場合でも使ってないわけでございます。そういうふうな四十五年あたりから五十年にかけての工法でございまして、その工法を採用したこと自体については、やはり市自体の設計にも問題があるわけなんですけれども、さっき言いました温度差による伸縮度の違いというふうなことからいって、モルタルそれ自体の持つ要するに問題点でございますので、責任はそう強く建設部としては追及できないんだという建設課の意見等もありますので、今日の市費による修繕費の計上となったわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　それでは簡単に意見を言いますけれども……。

どうしてもこういう問題につきましては、確かに先ほど言いましたように、責任の限度、範囲――年度と言いましょうか、あろうかと思いますけれども、やはりそれは先ほど言いましたように、物品を販売したり何かするというふうな状況と同じように物を考えてちゃいけないし、その責任の間は全くできた当時と同じである、その後についての故障が起きた場合、あるいは今回のようにそういうふうに亀裂が生じたり、あるいは崩れ落ちたりというようなことがあった場合、やはり少なくともその会社、請け負ったところとも十分相談をしながら、やはり解決をしていかなきゃいけないんではなかろうかというふうにも思うわけでありまして、少なくともこの市営住宅の修繕費につきまして、私はそういうようなことであればやむを得ないのかなというふうにも思いますけれども、その反面、先ほど言いましたような非常に心配されることが考えられるわけでありますので、この市営住宅の設計に当たったところ、あるいは請け負った業者、さらにはこれを検査したもの、こうしたものを含めまして、十分今後検討を重ねていただいて、そして再びこのようなことが起きない、もし、ちょっと大きなかけらが頭上に落ちてきたならば、あるいは生命を失ったかもしれないというふうな場合も考えられますので、十分この点については肝に銘じながら、今後の市営住宅建設や、あるいは市のこれからできるであろう市民会館の建設とか、そういう意味で、公共施設の建設に向けても十分配慮しながら、天井が落っこってきたり、あるいはコンクリートが落っこちたりしないように、それ以前に修繕があるならば、私から言わせれば少なくともそういう事故が起きる前に気がつき、そして修繕をする。こういう方法をとっていくべきではなかろうかと思いますんで、十分その点については含みおきながら、今後の工事、あるいは補修、改善工事に対しまして、努力をしてもらいたいということであります。

以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君。

○五番（川嶋　博君）　旭が丘二丁目市営長山住宅のモルタルのはがれによる子供さんの人身事故が起きたということの連絡をいただきまして、質問するところでしたけれど、本間議員が質問されてダブりますので、また、理事者側も安全対策も十分に行うということを説明を聞きましたので、質問を省略いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって都市整備産業建設委員会関係の審査報告を終わります。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七八号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後　一時五十　分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第七〇号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第七二号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第七三号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第七四号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第七五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定、議案第七六号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第七七号、災害弔慰金支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（佐々木照雄君）　それでは厚生委員会に付託されました七議案につきまして、順次御報告をさせていただきます。

まず議案第七〇号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正に伴いまして、国民健康保険税の減税の特例によりまして、昭和五十六年度分の国民健康保険条例に絡みまして、いままで二十二万円であったものを二十三万円に改正するという内容でございます。委員会で審査の結果、原案を可決いたしました。

続きまして議案第七二号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本件は地区センター二館を追加するものでございまして、一つは日野台一丁目地区センター、これは開発行為に伴いまして土地を財団法人電気通信共済会、この会社側が建物と備品を交通公社の総合開発株式会社からそれぞれ寄付を受けたものでございまして、敷地は百九十六・〇五平米でございます。建物につきましては木造平家建てでございまして、床面積は一〇五・九九平米でございます。施設の内容につきましては、和室が二つ、八畳と六畳でございまして、そのほか集会室。五十六年の七月二十六日に開所式を行いまして、八月一日から適用するものでございます。

いま一つにつきましては、落川地区センター、これは日野療護園の一角で、敷地は二百八十五・五平米でございます。建物は鉄筋コンクリートの二階建てで、延べ床面積が百九十四・五六平米でございます。施設の内容につきましては、一階に談話室、二階が和室、三室でございます。この施設は、日野療護園建設に当たりまして、地元の住民要望を都と市と地元の代表三者で協議をいたしまして、設置したものでございます。建物は全額都の負担でございまして、用地は二分の一の減額によりまして市が購入したものでございます。五十六年の八月二十九日に開所式を行いまして、九月一日から適用する内容でございます。

委員会で審査いたしました結果、原案を可決いたしました。

続きまして議案第七三号、日野市心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本議案は、都の制度改正によりまして手当の引き上げと、これにあわせた市の単独制度の手当の引き上げによる改正であります。それで第三条の一号は都の制度でございますが、月額七千五百円を八千円に引き上げる。第二号及び第三号につきましては、これは市の制度でございますが、第二号の難病手当を月額五千五百円から六千円に、また第三号の精薄身障の関係を月額三千五百円から四千円に、それぞれ十月から引き上げる内容でございます。委員会で原案を可決いたしました。

続きまして議案第七四号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定でございます。本議案は、六十五歳以上の寝たきり老人に対する福祉手当の都の制度の改正によりまして、月額一万二千五百円を十月から一万三千五百円に引き上げる改正でございます。これも審査の結果、原案を委員会といたしまして可決いたしました。

続きまして議案第七五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本議案は、東京都が利根川系の水道工事に伴いまして、送水管設置のためにいままでの敷地を利用いたしましたので、所有者から他の用地の提供がございまして、都が工事費四百五十万円を全額負担いたしまして、五十六年六月、面積千九百五十五平米を完成いたしましたので、位置の変更を条例改正する内容でございます。委員会では原案を可決いたしました。

続きまして議案第七六号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本議案は、東京都の児童育成手当の改正に伴いまして、市条例の一部を改正し、それぞれ五百円ずつ増額いたしまして、十月一日から適用するものでございまして、全額都が負担する内容でございます。委員会といたしまして、原案を可決いたしました。

続きまして議案第七七号、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、今回の改正では災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する法律及び政令の一部改正によるものでございまして、第五条の災害弔慰金の額が、世帯主が死亡の場合、最高二百万円から三百万円に、その他が死亡した場合、百万円から百五十万円に引き上げるものでものでございます。なお、第十条の災害援護資金の貸付限度額が、それぞれ被害程度によりまして最高百三十万円から百八十万円に引き上げる内容でございます。

また、第十条に、特別の事情によりましてその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合に、通常の限度額を超えまして貸し付けを行うことができる、という条文がつけ加わった内容でございます。この適用は、災害救助法が適用された場合にのみこの条例が適用されるものでございまして、昭和五十五年十二月十四日から適用というようなことでございます。委員会で慎重審査の結果、原案を可決いたしました。

以上、七議案につきまして報告を終わらせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本七件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本七件について採決いたします。本七件に対する委員長報告は原案可決であります。本七件は委員長報告のとおり

決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七〇号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第七二号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第七三号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第七四号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第七五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定、議案第七六号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第七七号、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第九三号、日野市老人憲章の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（佐々木照雄君）　御報告申し上げます。

議案第九三号、日野市老人憲章の制定につきましては、委員会といたしまして慎重に審査をいたした結果、継続ということに意見一致を見ました。

内容につきましては、この老人憲章についての議会への議決を要する法的根拠、あるいはまた、いままでのここまできた経緯、それからいま一つは各市の状況の資料要求、これらの点を理事者側にお願いしまして、これらの解明をしてから再度委員会で検討するというような内容でございますので、継続審査ということにいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　私はこの老人憲章が上程されましたときに、市長に対しまして、この老人憲章を制定するということは、老人を敬い、そして感謝し、そして老人の健康を願うという意味で、大変すばらしい提案であるということは認めた上で、せっかくおつくりになるのでありますから、日本語としてもう少し推敲を重ねたらいかがでしょうか、というお話をさせていただいたわけであります。そういう討議もなされたのではないかとは思うんですが、この老人憲章に決まる予定であったものが、去る九月十五日の日野市の五十六年度敬老大会の会場に大書されて張り出されていたわけであります。その席上、市長は祝辞の中で、今回の議会においてこの老人憲章を決めようと思っているというような旨の発言が、たしかあったように私は記憶をいたしております。御老人のそういう憲章を定めるに際して、こういう審議の過程を経るのは当然だと思いますが、あらかじめ市長の方で会場に提示をされたことの真意を、まずもって伺いたいと思います。

それから、この憲章をこういうように定める場合は、当然議会ないしはまたそれに準ずるような機関で当然議論をされるべきだと思いますが、そういう機会も全くないまま、突然九月十五日の第四中学校の講堂に張り出されたわけであります。当日、披露されましたとき、老人の方たくさんお見えでございましたので、こういう憲章が決まるんだということを当然お考えになったはずであります。それが決まらなかったということでありますので、市長の私は勇み足といいますか、せっかくそういうものをお示しして決定に至らなかったわけでありますので、そういう感がぬぐえないのではないかと思うんでありますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおり、九月は敬老行事の多い月であります。そこで、かねてこの議案の提案のときに申し上げましたとおり、高齢者社会、あるいは高齢者時代を迎えるに当たりまして、地域社会としての一つの住民の約束時をつくっておきたい。そしてそれをなるべく事前に住民参加でありますとか、そういう手順も大切なわけでありますが、本来はお年寄りに市民の側から一つの約束事としてプレゼントする、こういう性質が取りも直さず憲章の趣旨であります。

したがいまして、ちょうど議会開会の直前の敬老の日でありますし、草案としてこのようなことを議会に提案をし、日野市民としての約束事をつくりたいという考えを持っております。こういう御紹介は、決して私としては特別勇み足だというふうには考えておりませんでした。しかしながら、より広範な市民参加を得た上で、そうして高齢者に対します市民の心構えを約束としてお贈りするということでありますわけですから、十分な論議もされることも大いに結構だ、このように思っております。

ただ、この憲章というふうな精神的約束事は、これはわれわれの行政機関として公示することによっても可能だというふうになっておりますけれど、でき得べくばやはり議会の御審議も経て、そうしてりっぱに条例として制定されるということが、その精神のたてまえから言いまして望ましい、このように考えております。私が付託委員会に出て少し積極的に説明、あるいはお願いをしたいと思っておりましたが、議案が多くて十分に時間もないということで、休会中に審議されるんだと聞いておりますから、一期だけはそのようにお預けをしたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　御老人の方に対するプレゼントの意味もあるというお話でありましたので、当然それを示されて受けられる側の方たちは、そういうものがつくられるということをあの場で認識をされたと思うんであります。公示でも可

能だということがありましたが、市長は住民参加、百人委員会ですか、そういう住民参加の原則を常々強調しておられますので、議会で審議をしたということは当然だと思うんでありますが、やはり憲章というのは一つの公文でありますので、これをあらかじめ掲示されたということは、やはり問題があったのではないかと思います。市長の指示で掲示が行われたかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　草案ということをはっきり書いて、掲示をいたしました。もっとできれば、何ていいましょうか、せっかくの敬老の日でありますから、ビラ風なものでもつくったらということを初め考えておりましたけれど　あくまでまだ草案の段階ですから、控え目に草案ということを明記して、そうしてかけた、こういうことであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　よく私どもは特許出願中とか実用新案出願中というような言葉をよく見るときがあるんでありますが、それは出願中でありまして、あくまでもまだ決定されたものではないんです。ですから、プレゼントをするおつもりがあるならば、確定的なそういう状況の中で当然おやりになった方がよかったのじゃないかと思います。入浴券とか、また理髪の無料券をお配りになるということも確かに大切な老人福祉の行政の一つでありますが、やはりそういうことをお示しになってそれができなかったということに、一つのやはり御老人に対する思いやり、若干欠けていたのではないかと思うんでありますが、あくまでも勇み足でなかったかとお考えでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　提案をきっかけに、また市民にもだんだん知られてくると思いますから、そういう意味で一つの評価が出てくるだろうと、このように思っております。

したがって、大変いいことだと言われる――議会でもそう言われたというふうに聞いておりますので、恐らくそのようにお決めいただけるものだ、このように期待いたしております。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

本間　久君。

○十二番（本間　久君）　うちの方は、厚生委員が社会党・革新クラブとしましては出しておりませんので、お聞きしたいんですけれども、なぜこの老人憲章が継続となったのか、その辺の経緯といいましょうか、御説明を願いたいというふうに思うわけであります。その意味がわからないわけです。確かに本会議の付託される以前に、古賀議員からもいまのような発言もありましたけれども、委員会としましてどういう部分について問題があるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたい。

私たちは、それぞれ表現方法というのはいろいろあるだろう、

これは千差万別でありますけれども、非常にいい憲章であるというふうに思って、各老人のそういった集会なんかにつきましても草案としまして市長が掲げた、非常にりっぱなことだというふうに評価をしているわけですけれども、その辺の経過をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　厚生委員長。

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　お答えいたします。

先ほど、理由につきましては三点を挙げて説明した経過でございます。以上でございます。（「よし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は閉会中の継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九三号、日野市老人憲章の制定の件は、閉会中の継続審査とされました。

これより議案第七九号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）、議案第八二号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）、議案第八三号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第一号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　それでは厚生委員会に付託されました三議案につきまして、御報告申し上げます。

まず議案第七九号、五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第二号につきまして、御報告申し上げます。今回の補正につきましては、歳入で前年度繰越金が二百九十万二千円を計上してございまして、歳出につきまして職員二名と国保運営協議会委員十二名の税の関係、並びに国保の運営状況につきまして先進市を研修視察いたしたい、こういうことで旅費の計上を見ております。

次に、昭和五十五年度分の国庫支出金の精算に伴いまして、二百六十二万五千円が返還金として計上をされております。このような内容でございまして、委員会では審査の結果、原案を可決いたしました。

続きまして議案第八二号、昭和五十六年度日野市立総合病院

会計補正予算第一号につきまして、御報告いたします。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出では、外来収益で当初、一日当たり四百五十名を見込んでおりましたが、いままでの実績によりまして患者数が一日平均四百六十一名と増加いたしましたので、一千万円の補正を行う内容になっております。

なお、外科医長等三名の退職者の退職給与費に充当支出するという支出の内容でございます。

資本的収入及び支出につきましては、病院の増改築工事に伴いまして器械等購入費が一千三十万円、企業債を増額いたしまして、なお一般会計から三千九百五十五万三千円を繰り入れまして、四千九百八十五万三千円を補正するものでございます。支出では、病院の増改築工事の一部追加工事分、外部の塗装工事とか、あるいは配管工事等、医療器械の購入費等に充当する内容でございます。

なお、補正額の差額の二百七十万円につきましては、内部留保資金を充当するものでございます。よって器械器具購入では起債額を一千三十万円増額いたしまして、一時借入金を五千万円増額して、一億五千万円と限度額を補正する内容でございます。委員会で審査の結果、原案を可決いたしました。

続きまして議案第八三号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第一号につきまして、御報告申し上げます。

今回の補正につきましては、水道事業の委託金六十万円を増額するものでございまして、内容といたしましては、漏水修理工事待機料といたしまして支出するものでございます。これは職員の勤務時間外におきまして、指定工事店十二店に対しまして月額五万円を支払う委託料でございます。委員会といたしまして、審査の結果、原案を可決いたしました。以上、三議案についての御報告を終わらせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は、原案可決であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七九号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）、議案第八二号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）、議案第八三号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第一号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第七一号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第八五号、市道路線の一部廃止、議案第八六号、日野都市計画土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結、議案第八七号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結、議案第八八号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　審査報告をいたします。

議案第七一号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例の改正は、関係官庁よりの指導により、字句の一部を改正と、ビニールハウス等の園芸施設共済の発足に伴う条例の改正でございます。慎重審査の結果、全会一致可決といたしました。よろしくお願いをいたします。

続きまして議案の第八五号、市道路線の一部廃止についてでございます。この議案は程久保の一一八の六、権現堂線でございます。東京都の水道の多摩中部配水池の構築のために、この路線を廃止するものでございます。当委員会も全会一致、原案どおり可決いたしました。よろしくお願いをいたします。

引き続きまして議案の第八六号、日野都市計画土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についての議案でございます。本議案は、日野都市計画土地区画整理事業の間の日野都市計画のとこへ「事業」と捜入することでございます。それと、いままで平山台、それから神明上というふうになっておりました区画整理地域を、神明上、万願寺というふうに入れかえる議案でございます。慎重審査の結果、全会一致原案どおり可決いたしました。よろしくお願いをいたします。

続きまして議案の第八八号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価についてでございます。これは先ほどございました新しく園芸施設の共済が発足いたしますので、これに伴う賦課でございます。慎重審査の結果、全会一致可決いたしました。よろしくお願いをいたします。

議案の第八七号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結についてでございます。本議案は、万願寺区画整理の業務について新都市建設公社に委託するものでございます。契約金額が七十八億五千万円でございます。慎重審査の結果、全会一致原案どおり可決いたしました。以上で

ございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本五件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本五件について採決いたします。本五件に対する委員長報告は原案可決であります。本五件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七一号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第八五号、市道路線の一部廃止について、議案第八六号、日野都市計画土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第八七号、日野都市計画事業万願寺土地区画整備事業に関する業務委託契約の締結について、議案第八八号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第八〇号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）、議案第八一号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）、議案第八四号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　日野市都市計画事業特別会計補正予算第二号の審査報告をいたします。

この補正額は七千九百十万三千円でございます。

歳入につきましては、主なものが繰越金を充当させております。

支出につきましては、今度新しく許可されます西平山地区の区画整理の調査費でございます。面積が六十ヘクタールとのことでございます。

あと、工事費でございますが、整地費でございます。神明上の埋立工事に使われるものでございます。

それから補償費でございますが、これは一・三・二関係の補償でございます。

あと、事業費の中で区画整理事業業務でございますが、これは新都市建設公社に委託するものでございます。

以上、主なものでございます。慎重審査の結果、全会一致原案どおり可決いたしました。よろしくお願いをいたします。

続きまして、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算第一号でございます。これは先ほどからの議案の中にございましたとおり、新しく園芸施設の共済が開始されますので、これらに伴います一部の補正でございます。

慎重審査の結果、全会一致可決いたしました。よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は、原案可決であります。本三件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八〇号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）、議案第八一号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）、議案第八四号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）の件を一括議題といたします。

これより議案第六四号、昭和五十五年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計決算特別委員長登壇〕

○一般会計決算特別委員長（中山基昭君）　昭和五十五年度一般会計決算特別委員会の審査を報告申し上げます。

特に本年度の特徴といたしましては、委員の定数が十三名で構成をされ、また、例年十二月定例会に提案をされておりました議案でありますが、これまで議会からの強い希望と、さらに予算第二号でございます。この補正額は一千百六十一万四千円でございます。

歳入につきましては、一般会計からの繰り入れでございます。

歳出の方の主なもので、総務費の方でございますが、これは八月一日付で二名の職員が増員になった分の被服等の手当でございます。

それから上田排水区樋管基本設計というのがございます。これは委託料でございますが、これは万願寺の区画整理に関連いたしまして、新井橋の上流のかすみ堤付近に樋管をつくる基本的な設計の費用でございます。

それから維持管理費でございます。これは多摩平の処理場の汚泥が予定より大分増加しましたので、これの処理のために追加いたすものでございます。以上が歳出でございます。

これも慎重審査の結果、全会一致原案どおり可決をいたしました。よろしくお願いをいたします。

続きまして、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第一号でございます。これは先ほどからの議案の中にございましたとおり、新しく園芸施設の共済が開始されますので、これらに伴います一部の補正でございます。

慎重審査の結果、全会一致可決いたしました。よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なけ

は理事者側の努力によって、今九月の定例会に提案されたものでであります。関係者各位に、改めて敬意をあらわすところでございます。

委員会は九月三十日、十月一日、二日の三日間にわたり、慎重な審議を経まして、全会一致によりまして原案を認定であります。一般会計決算額は、歳入歳出予算現額二百二十四億六千四百八十九万八千円に対し、収入済額二百二十四億百四十万千百七十二円、支出済額は二百十八億四百九十六万七千二十二円であります。歳入歳出の差引額五億九千六百四十三万四千百五十円が、繰越明許も含めまして翌年への繰越額になります。

次に、質疑におきます主な内容について申し上げてまいります。歳入の全般につきましては、市税の不納額は昨年より増加してきておるが、税の公平の原則、そうした面からも、関係者の特段の努力が必要とされるのではないか、ということでございます。

また、固定資産税における個人、法人別にこれまでどのように推移をしてきておるか。あるいは屋外広告物等の取り締まり強化対策、さらには開発指導要綱に基づく行政協力費の納付状況などについての質疑と、また、地方交付税の不交付団体としての受けとめ、あるいは今後の動向などについての質疑が、あるいは指摘が行われました。

歳出につきましては、各款、項にわたり多くの質疑がなされました。ここでは、細部につきましては省略をさせていただき、これからの課題とされるものについて幾つか触れてまいりたいというふうに思います。

国鉄、私鉄などの駅周辺の放置自転車対策、これは大変緊急的な課題であり、関係の交通機関等の協力を得て、置き場の推進を図ることが必要とされるのではないか。

旧市役所から庁舎までの連絡便を、七生支所までの運行の延長がこれまで望まれてきておるが、早期にその実現を図ってほしい。

住民健康診断は大変重要であり、しかも受診希望者も大変多くなってきておる。もっと事業の内容の改善と充実を図るための努力をしてほしい。

さらには、国際障害者年にも当たり、身障職員の雇用等をもっと積極的にできないか。

災害時における被災者に対し、市営住宅に緊急的に入居できるような対応が必要ではないか。

道路の補修整備等に特定の事業や営業、こういうふうな形の中で、ややもすると、占有化されるところも見受けられるのではないか。こうした実態等を十分把握しながら、補修などについての協力を要請することができないかどうか、この点についてもひとつ検討をしてほしいというふうなことでございます。

加えまして教育費でございますが、これは歳出全体の約三〇

%、六十七億以上が執行される、大きな一つの事業になるわけでございます。これらの内容は、主なものといたしましては、義務教育費としての小、中学校の新設あるいは整備等を初め、幼児教育あるいは社会教育などに充当をされている内容でございます。特に委員会での質疑の論点は、社会的にも共通の課題としてその対応を真剣に迫られております青少年の非行化と、問題行動についてでございます。これらにつきまして、具体的な例示によって教育委員会あるいは学校の姿勢、対応等について、かなりの長時間にわたっての論議が行われました。こうした論議の経過からも、青少年の健全な育成のために、教育委員会、学校、父兄等が日常的に施策を深め合うことも大変大事ではないかというふうに考えられます。あわせて青少年の育成費、あるいはこの保健体育費などにつきましては、施策への重点的な対応、こういうことが望まれるのじゃないか、というふうに思います。

そのほか、障害者学級の現状と今後のあり方、あるいは高幡図書館の内容の充実、遺跡調査のおくれと今後の対策などについて、質疑、あるいは疑問点等の解明、指摘が行われました。

なお、総括的なそれぞれの意見等につきましては、この本会議の場において行われることになりますが、この九月定例会での決算の審議の意味と、あるいは委員会での審議経過、指摘事項などについて、次年度の予算の編成、執行に十分反映をされることを要請いたしまして、委員会の報告を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　三十八、三十九ページの歳入のところですが、自衛官の募集事務委託金というのが出ております。これは項の三、都委託金、目の一、総務費委託金として自衛官募集三万六千円という額が、決算書には出ております。ところが五十五年度の当初の予算の説明書には、この項目が出ていないわけでありますが、財政担当の方にお聞きいたしますが、特別な何か意図、理由、お考えがあるのか、お聞かせをお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　特別な意図ではございません。額が決定しないので、当初予算には計上しなかっただけでございます。

議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

八番（古賀俊昭君）　立川市、それから八王子市の他市の例は必ずしも参考にならないかもわかりませんが、見てみますと、当初予算の説明書にきちんと出ているわけであります。最初から確実に見込まれる収入でありますので、私は記載すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。
○企画財政部長（生野　清君）　年度、年度によりまして、額が決定している場合と、してない場合とあるわけでございます。ちなみに五十五年度におきましては、私、記憶にちょっと不確かな面がございますけれども、国の方の補助要綱等の変更がございまして、それに伴って都の方の負担金等が変動する、というふうな事情がありまして、その形の中でいわゆる主管課の方からの歳入が見込めないという、そういう状況の中だったので計上しなかったということです。
　あくまで、この額が決定して計上した方がより正確であるという、それだけの理由でございます。
○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。
○八番（古賀俊昭君）　自衛官の募集業務は、自衛隊法の九十七条、それから地方自治法の四十八条に基づいて自治体が行っている業務であります。先ほど申しましたように、同じ五十五年度の予算で、他市の場合は掲載があるわけでございますが、来年度、昭和五十七年度の当初予算説明書には、この募集事務費の計上はお考えになりますか、いかがでしょうか。
○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。
○企画財政部長（生野　清君）　額が確定いたしましたら、当然計上いたします。
議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。
○八番（古賀俊昭君）　自衛隊のことでありますので、ちょっとついでに市長にお尋ねいたしますが、日野市で仮に大規模な災害等が発生いたしました場合、市民の生命や財産が危機に瀕した場合、自衛隊の派遣を要請される可能性はありますか、いかがでしょうか。（「右翼の談合反対」と呼ぶ者あり）
○議長（滝瀬敏朗君）　御静粛に願います。市長。
○市長（森田喜美男君）　これは都知事を通じて行うことになると思っております。
○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。
○八番（古賀俊昭君）　都知事を通じて市長からそういう要請をなさることもあり得る、という解釈でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）
○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。
なければこれをもって質疑を終結いたします。
　委員長報告について御意見があれば承ります。黒川重憲君。
〔一番議員登壇〕
○一番（黒川重憲君）　公明党を代表いたしまして、昭和五十五年度一般会計決算の意見を述べさせていただきます。
　十八億二千四万円の市税の伸びに見られるように、本年度実質収支五億七千七百万、恵まれた財政基盤のもとに、十四万市民のために堅実な運営が、財政の効率化がなされたものと判断し、私ども公明党は、賛成の意見を表したいと思います。

　昭和五十五年度は、健康的な文化都市の創造を基本に、町づくりの基礎をつくる。教育、文化、スポーツの発展を図る。命と暮らしを守る。市民自治の振興を図る等、これらを柱として進んでまいりました。
　福祉関係におきましては、平山小、第二小学校、東光寺小の学童クラブの設置や、これらの充実を図り、あるいはゲートボールコートの造成復旧を通じて、老人のいきがい、健康づくりを推進してまいりました。
　教育面では、義務教育施設の整備及び学校施設の新増築等を行ってまいりました。すなわち南平小学校、百草小学校の増築平山中学校の新築が挙げられます。この平山中学校には、長年訴え、要望し続けてまいりました中学校給食の実現を見たのであります。
　また、児童の厚生面での安全確保のために、五十二年度から取り組んでまいりました地上式貯水槽の設置も、大きな成果をおさめました。
　市民の住みよい環境づくりの面では、都市基盤の整備を中心として生活環境の充実に取り組んでまいりました。多摩川や浅川への排水工事、あるいは多摩平六丁目の抜本的な浸水対策として、黒川都市下水路の事業が四カ年目の起年度としてスタートしたことも特筆できるものと思われます。また、川原付市営住宅の建てかえや、耐震用貯水槽等の設置を行った防災対策面でも、高く評価をいたしたいと思います。今後、さらになお一層の住みよい町づくりと市民要望にこたえるために、何点かの要望を付しておきたいと思います。
　まず第一点目は、公債費の五十五年度決算額は十八億一千四百六十二万四千円でございます。対前年比一億四千百二十九万円の増となっております。歳出総額に占める割合は八・三二%と、なお上昇傾向にあること、財政の将来見直しの中で今後十分に検討をされんことを望むものであります。
　第二点目には、青少年の非行化防止策に対してでございます。各学校における問題は、最近とみに急増をしております。教育長を初めとして真剣に、積極的になお一層の努力を払われんことを強く要望するものであります。
　第三点目には、中学校の完全給食は地域的に不公平の生じないよう、全校の実施を速やかに実現でき得るよう望むものであります。
　四点目には、市民文化会館の建設、あるいは桑園跡地のスポーツ施設公園等、文化的な施策の一段の充実を図れんことを望んでおきたいと思います。
　以上、四点の意見、要望を付して公明党の意見とさせていただきます。
○議長（滝瀬敏朗君）　奥住芳雄君。
〔十六番議員登壇〕

○十六番（奥住芳雄君）　昭和五十五年度日野市一般会計決算の認定について、新政クラブを代表して一言御意見を申し上げます。

まず歳入についてですが、税金の公平な負担という意味からも、市民税の滞納が六・九八％、三億三千万もあります。これが取り立てをもっと厳しくすべきである。また、努力を重ねて少しでも滞納を減少させるのが責務であると思います。

また、市内至るところで増築が行われているが、調査課税業務が非常におくれており、これも積極的に当然やるべきであると思います。

次に歳出でございますが、全般的に言えることは、目、節の流用が多過ぎるのではないか、ということでございます。当初予算の組み方を研究すべきであると思います。報償費のうち、いろいろの監視員等をお願いし謝金を支払っているが、これらからの監視、連絡が少ないことも問題であります。やたら税金のばらまきにならないように留意すべきであると思います。

また、土木、建築、物品購入等においても、もっと市内業者の育成を図るべきであります。

教育についてでございますが、市長、教育長を初めとし、教育行政はもっと確固たる信念を持ってやるべきであると思います。小、中学校の建設は、たまたま土地が手に入ればどこでも構わずつくればよいというものではない、その地域の周囲を見てもっと努力すべきであると思います。大坂上中学校、三沢台小学校等の通学区域についても、多くの反対があったので、どうもそのためであると申し上げておきます。また、たび重なる中学校生徒の不祥事は今回の決算委員会でも大きな問題となり、今後ともゆゆしき課題であります。これらのことはただ生徒だけのことではなく、先生、父母にも反省すべきことが多いと思いますが、特に行政の任に当たっている市長、教育長等に重大な責任があると思われます。申すまでもなくわが国は自由主義国家で、憲法で守られた法治国であります。しかし、教育の場に立つ先生や公務員が、違法ストや、革命的な政党の候補者の選挙運動とおぼしき行為を平然と行っている現状では、子供たちの非行もとめようがないと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）こうした先生や、子供たちの非行化をなくするためには、市長、教育長を先頭に断固たる決意を持って、真に市民のために憲法を市政に生かしていただくことを強く要望し、賛成の立場に立っての意見といたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

〔十二番議員登壇〕

○十二番（本間　久君）　それでは昭和五十五年度の一般会計における決算の認定をし、また、これにつきましての社会党革新クラブを代表しての意見としたいと思います。

非常に昨今の政治情勢が厳しい状況にもかかわらず、いわば自民党政治あるいは自民党都政の中で、厳しい教育あるいは福祉行政の切り捨ての中で、しっかりと革新日野市政を守り、また同時に市民生活を守ってこられた市長を初めとする理事者側に対しまして、深く敬意を表するものであります。

主要な施策の成果については、すでに報告がありましたとおり、町づくりの基盤、基礎をつくる、教育文化、スポーツの発展を図る、あるいは命と暮らしを守る、さらに市民自治の振興を図る、これら四つの柱をして健康的な文化都市の創造を基本とした市政を貫いてこられたことは、まことにその功績は大であろうかと思います。

すべて私たちが常々社会党としまして、あるいは革新クラブとしまして、その生活環境の整備は追求してきました。昭和五十一年から下水道元年としまして調査会ができて、今日まで下水道事業が進捗状況を進めてくる中で、特に浅川の北の第一排水区、あるいは浅川南の第四排水区、または多摩川の第二排水区の管渠の埋設、あるいは多摩平六丁目の水の対策、そして黒川都市下水路の事業の初年度のスタートを切ったということは、きわめて住民に立脚した非常に雨水排水対策で悩んでいる住民を救ってきた、この抜本的な対策は評価に値するものであります。

そのほか、住みよい町づくり要綱を設置する中で、神明上の区画整理事業の促進、あるいは整理、あるいは万願寺区画整理事業を進める中で、川原付の市営住宅の建てかえを行ってまいりました。また、さらには緑を確保するために公園をつくり、あるいは緑地園の用地を買収して、それらをもとに緑化月間を設けるなどして、きわめて市民に対しましても啓蒙あるいは実践活動を展開してきた、その功績も大であると思われます。

また、さらには交通安全対策につきましても、事故防止のために特に通学路なんかを中心としましたその防御策を行ってきたということは、評価に値するものであります。

そうした状況の中でも、さらに成人の死亡の原因でありますがん、いわゆる胃がん、子宮がん等を中心としました住民健診をさらに進めてきた。あるいはこの年に準夜の診療事業の充実に緊急医療体制の整備と、市民生活の安全を図ってきたということは、これまたきわめて評価に値するものであります。

さらには弱者救済のために福祉政策の前進としまして、ほんとにここに書かれておりますように、だれもが人間らしく幸せに暮らせる町を目指して、その施策を行ってきた。

特に私たちは、市の方針であります。われわれの考えでもあります。一つの小学校に一学童クラブ、あるいは二つの小学校を含めまして一つの児童館、こういうふうな方針に沿いまして、学童クラブを四小、あるいは八小に建設をし、さらに二小学童クラブ、東光寺その他の学童クラブの充実を図ってきている。こういう点につきまして評価をしなければならず、また、保育園に対します就園児の補助等も行ってまいりました。さらに幼

稚園なんかにつきましても、同じようにしっかりとした市の考えを持ちつつ、父母負担の軽減に努力をされてきた、そうした意味は非常に大きいというふうに思います。

また、われわれはこの五十四年に五十五年度に対します予算案を出しましたけれども、その施策のほとんどが実施をされているということは、まことに感謝にたえないというふうに思いますけれども、そういう中でも特に、先ほど公明党の黒川議員の方から言いましたように、高齢者事業団に対する助成、あるいは最近非常にはやっておりますゲートボールによるお年寄りの健康づくり、これらにつきまして、しっかりとして定着をし始めるそのスタートを切ったということは、きわめてこれまた評価に値するものであります。

また、社会福祉の事業としましては、特に中小商店に対する問題、生活つなぎ資金の貸し付け、あるいは住宅の改良資金の融資、あるいは心身障害者の福祉手当、またはわれわれの予算要求でもはっきりと明記しましたように、福祉タクシーの補助金の制度、これらにつきまして社会的な弱者を救済するという、きわめて当然ながらにしてなかなかできなかったことをやり遂げてきた、これらにつきましても、これまた評価をするものであります。

また、平山中学校を初めとしまして、南平、百草台小学校の買収、新築、こういうものも行ってきた、これまた教育環境の整備拡充に努めてきたことは、きわめて評価をしなければなりません。

そのほか私学の負担の軽減を図ったり、あるいは青少年、青年教育、あるいは成人教育の各種の市民講座を設けながら、市民にこたえてきた。

また、社会体育につきましても学校開放が年々と盛んに行われるようになってきた。また、南平体育館の運用を通じて市民のスポーツ振興を図ることができた、こういうことでありまして、また同時に、子供の夢でもありました駒形の渡しを設置してきた、これまた一つの評価ではなかろうかと思います。

また、一方では市民自治意識を高めるために、市民自治学園をつくるなどして市民の市政に参加の道を大きく切り開いてきた、こういうことに対しまして敬意を表するものであります。

そして最後に、われわれとしましての意見を申すならば、これも委員会の中でも申してきましたけれども、現在、固定資産税、特に増改築の部分についての無届けな部分がかなり多いんでなかろうか。そういったところにつきましては、十分調査をして速やかにその対策を行うべきである。

また、よく道路をわが物顔に不法占拠をするなどしている業者があるわけですけれども、これらによる道路の破損、あるいは側溝の破損、これらにつきましては、十分業者に責任を負わせるような態度であってほしい。

あるいはまた、心身障害児童の入学、いわば就学児の健診でありますけれども、就学相談をよくひとつ持ちつつ、ほんとに親の気持ちになってこれからもできれば数多くの方々が一般学級に、学校に入れるように、努力をお願いをしたい。

また同時に、これは教育問題でありますけれど、やはり二十小学校が開くところによりますと昭和五十九年度に開校になってしまうんではなかろうかという心配が出てきておりますので、早く用地買収に切りをつけて一日も早く第一小学校の過大、過密、第四小学校の過大、過密校をなくしてほしいということであります。

また同時に、二十二小学校につきましても同じくその建設を急いでほしい。

また同時に、三中を中心としていま児童数が大変多くなりましたので、この付近に第九番目の日野市の中学校を建設し、さらに三番目の高等学校の建設に向けて、さらに突き進んでほしいということであります。

あわせてお願いすることは、この際、中学校を含めた学区の見直しをぜひひとつお願いをしたい。こういうことを含めまして日本社会党、また革新クラブを代表しての意見といたしたいと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

〔二十四番議員登壇〕

○二十四番（竹ノ上武俊君）　私は共産党市議団を代表して、昭和五十五年度日野市一般会計歳入歳出決算に対する意見を申し上げます。

まず、私たちの要望を受け入れ、いままで十二月議会に提案されていた決算を、今回初めて九月議会で審議できるよう、作業を急いでいただいた新しい監査委員並びに市当局の努力を評価するものでございます。審議の結果をことしの十二月補正予算、また来年度の、新年度予算編成に完全に生かすことができるわけであります。市当局のより一層の努力をお願いします。

さきに開かれました三日間にわたる決算特別委員会におきまして、歳入歳出の両面についてそれぞれ総額約二百十八億円でありましたが、私どもはその決算結果を了として、認定する立場を表明しました。今本会議におきましても、結論を同じくするものであります。

委員会においては、約七十件の質疑や要望が出されました。そのうち約三十件は私が行ったものであり（笑声）、そのほか板垣議員も貴重な発言をされました。（発言する者多し）委員会の発言をぜひ尊重して、市当局が十二月補正予算や来年度新予算で生かしていただきたいと思っております。

したがいまして、ここでは再度強調したい点についてのみ述べておきます。

去年の三月定例議会冒頭、市長は八項目からなる基本的政策

の実現を強調されました。私どももこれを支持しましたので、それらの執行結果はどうであったのかという見方で判断してまいらなければなりません。

まず第一は、幼児、老人、障害者、障害児に対する地域福祉、地域保健医療体制の確立はどうであったかということであります。在宅寝たきり老人の訪問看護制度のスタート、貸しおむつやゲートボールの施策の前進、また地域保健協議会の継続、難病検診への援助など、新しい施策の前進をするとともに、いままでの福祉の制度を守り抜いてきております。このように評価できる点とともに、意見を申し上げたいと思います。

その一つは、住民健診の問題でございます。さらなる拡大と改善、そしてまた七生地域に総合病院の設置など、今後へのより大きな努力を要望するものであります。また、国際障害者年に当たり、市独自の施策を関係団体や住民と協議する中で、大いに充実していただきたいと思います。

第二は、子供たちのための施策を強化するとの方針でした。この点では歯科保健の実施、学童クラブを平山小、二小、東光寺小学校区に新設して、全小学校区への目標で前進をいたしております。しかし、高幡保育園の改築に当たっては、私が、よく住民や父母と話し合って事を進めるようにと本会議などで提言したにもかかわらず、市当局は話し合うつもりはないなどと答弁しておられました。ところが、あのように住民や父母から市に対し強い苦情が寄せられたのであります。事が起こってから話し合われたが、事態はスムーズにいかなかったわけであります。今後とも市民参加について、市長以下全職員がさらに民主主義を貫かれるよう、要望するものであります。

また、公立幼稚園の保育料引き上げや学童クラブ父母負担有料化が、私どもの反対にもかかわらず行われました。増収分をすべて父母と子供たちに還元されるよう、強くお願いしておきます。また、より一層幼児教育と保育に当たっては、父母会とか関係者との対話を重視されるよう要求します。

また、この十二月補正予算を含めて、市議会で満場一致請願が採択されました、私立幼稚園幼児サークルの三歳児に対しての市独自の上積み、三多摩ほとんどの全市が実現しておりますので、父母負担の軽減措置を、一刻も早く実行していただきたいと思います。また、同じく全会一致採択されております。三沢台小学校区の学童クラブの設置も急いでいただきたいと思います。

第三は、勤労青少年の対策を進めるということでございました。日野市勤労者互助会の発足を図る準備、こういう点では進んでおります。しかしこの面では、特に中小企業の労働者を中心として、自治体での把握、対策はまだ十分ではございません。今後の努力に強い期待を持つものであります。

第四は、農業、中小企業、小売業対策、そして消費者運動への

の援助であります。名称は変わりましたけれども、朝市が定着してきていること、あるいは鳥害防止策の実施、また、消費者生活相談員の設置などが行われてまいりました。私は中小零細業者への融資制度について、一言しておきたいと思います。それは、緊急融資制度がせっかく発足しているにもかかわらず、利用がほとんどできない状態にあることでございます。市当局は、口を開けば、返済能力のない業者が多いので困ると言われております。しかし現今の、特に零細業者の苦しい経営の実態から見て、もっともっと利用したい人は多いわけであり、制度上の改善を強く望むものであります。

第五は、緑地を守り公害を規制しながら公園、道路、交通網の整理をし、あわせて公共下水道を進める町づくりの課題でございました。五十五年度は、これらのことに力が入っております。日野緑地の買収、既設公園の設備の改善、緑化月間の諸行事、工場排水の調査、対震用貯水槽五基の設置などが進められてまいりました。また、歩道など交通安全対策、舗装、側溝の新設、街路灯増設も進められました。さらにまた、下水道管渠の埋設、多摩平六丁目の抜本的浸水対策、南多摩流域下水道に続きまして浅川流域下水道の事業認可などと進んでおります。また、川原付の市営住宅の建てかえも実現しました。

残されている大きな問題は、自転車置き場の解決のことであります。日野駅などを初め、市内各駅の早急な完全解決を望みます。自転車置き場については、市独自の努力とともに、たとえば高幡不動駅などについては、京王ストアやハイマートビルの持ち主にも大きな責任があります。テナントではなく、大型店舗を設置した当事者にも、一端の責任を持っていただくよう、市で接触、交渉されるよう強く提案をいたします。

さらには、市営住宅の建設促進とともに、災害に遭った家庭や障害者の家庭など、特別な事情を持つ家庭を市営住宅で救済するため、資格の緩和など図るべきであると思います。

また、町づくりの点では、川崎街道などを初めとする、狭さからくる交通の障害、この安全対策や市役所連絡便の延長、市内循環バスの実現なども急いでいただきたいものと思います。

第六は、教育に関することでございます。いろいろの会派からも出されましたように、平山中の建設、そしてこれは日野市始まって以来の中学校完全給食の準備、そして三沢台小の完成、こういうことなどが実現してまいりました。また、各小中学校を見ますと、たとえば百草台小を例にとりますと、五十五年度から五十六年度、体育館の暗幕をつけかえる、校庭や土手下の側溝をふたかけをする、砂場の砂を入れかえる、鉄棒をつくり直す、階段の滑りどめをよくする、廊下の掲示板を新調する、給食用のリフトを改善して事故を防ぐ、こういうようにきめの細かい設備などが改善をされてきております。また、教職員のまじめな努力で教育内容についても見るべき前進面なども出て

おります。

しかし、そういう評価される反面、父母の私費負担の軽減についての後退している面もございます。また、他市に比べて就学援助事業が前進しておりません。このような点から、今後さらに一層父母の私費負担の軽減、また就学援助をたくさんの家庭で受けられるよう、いろいろの手だてをとっていただきたいと思います。そして東京都と協力して都立高校の誘致、この一刻も早い実現もお願いを申し上げます。また、共に既設中学校の完全給食、これも急いでいただきたいものとお願いする次第でございます。

第七は、文化・スポーツ活動を盛んにするための条件づくりでございました。駒形の渡しを行うとか、少年野球場の建設をするとか、ユニークなものがいろいろとございました。しかし、まだこの点では大きくおくれている点がございます。私は今決算に関連しては、特にお願いしたい点は、一つは学校開放の際の問題でございます。ソフトボールなどの試合をしたときに、球が過って窓ガラスに当たって割れたとき、自己負担の弁償となっております。これは悪意があってやったものではございませんので、今後、何とか市の負担で安心してソフトボールの試合ができるように改善をしていただきたいと思います。そのほか市民文化会館の建設の促進、あるいは婦人センター、あるいは桑園跡地の運動場の問題、ゲートボールの増設、グラウンドの公私にわたる開放などなど方針を出されておりますので、五十五年度できなかった点を急いで実現していただきたいと思う次第でございます。

第八は、最後に財源対策のことを市長は提案されております。過去は日野市内の大企業、法人市民税について、これを超過負担を行うなどして十億近い増収を実現したり、また、道路公団から迷惑料をいただいて日野市にその支出金を出させるなど、いろいろと前進面がございました。しかし、最近この面での変化が起こっておりません。どうか今後とも大企業の固定資産税などをもっともっと適正に超過課税できるように、努力をしていただきたいと思います。

五十五年度決算に当たりましても、固定資産税など法人よりも個人の固定資産税の収入の方が倍にふえてきている、比率としては倍加してきている状況でございますので、大企業に対する課税については、もっと粘り強く研究対策を打っていただきたいと思います。

また、日野市の公債、これが百八十八億円になっており、一市民あたり十万余円でございます。自民党政府のように七十万円というような、めちゃくちゃな赤字公債の状態ではもちろんございません。地方自治の中で、健全な中ではございますが、今後とも適正な運用をお願い申し上げるものでございます。

また、積立金の問題が、もう一つ問題がございます。積立金

の中には八種類ございますが、その合計が日野市では約三十五億円になってきております。もちろん必要な積み立てもございますが、住民要求が強い中、一刻も急いで実現しなければならない施策には、この財源を使っていただき、積立金がいたずらにふえる、あるいはまた東京都の補助金カットの肩がわりをする、そういうことに使われないように注意して運営していただきたいと思います。

また、決算書の中で、学童保育の有料化の収入のところが、雑入という形で処理をされております。これは適正ではないと考えますので、この収入の項目ももっと明らかにし、そして入ってきた分がちゃんと学童クラブに還元されるよう、決算書など項目の確定も検討していただきたいと思います。

今後、特に望むことは、自民党政府のにせ行政改革、臨調路線によりまして、日野市に対しても人口急増地用の小中学校への補助金、あるいは消防署に対する補助金、あるいは福祉、こういうものに対する補助金が次々とカットが予測されております。こういう点で、東京都や政府に対して強力に日野市当局ががんばって、そのような補助金カットがないようにしていただくようお願いをします。

また、さらに政府に対しては、地方交付税をもっともっと地方自治体に回すようにする運動を続けていただきまして、日野市の財政がより一層健全になるように努力をお願いする次第でございます。

全体として言えることは、市長が去年の三月五日、この本会議場で申し上げられましたように、公正、民主、市民参加、市民サービス、こういう点を貫いた決算内容でございました。特に日野市の行政を広報活動を行うとか、あるいは市民要覧を発行するとか、対話集会をたくさん行うなどして、行政を市民に徹底していく努力もなされております。

しかし、市民の側から見ますと、市民参加については、まだまだ不十分だという声もございます。特に監査意見書で指摘されましたように、憲法を市政に生かすというスローガンにもかかわらず、憲法記念行事の予算が余ってしまう状態であるとかいう問題などもございます。そしてまた、一般質問で、米沢議員が詳しく三多摩各市と比較した数字で示しましたように、革新市政といえども、マンネリ化していけば、他市に比べて後退する問題も出てくる恐れがございます。

私は、本日、与党ではございますが、あえて今後努力しなければいけない点についての意見を述べまして、決算認定の立場から、発言した次第でございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六四号、昭和五十五年度日野市一般会計決算の認定の件は認定されました。

これより議案第六二号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第六三号、昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第六五号、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第六六号、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第六七号、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第六八号、昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長登壇〕

○特別会計決算特別委員長（佐々木昭雄君）　それでは御指名によりまして、特別会計決算特別委員会に付託されました六議案につきまして、審査報告を申し上げます。

まず議案第六二号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計決算の認定につきましてを御報告申し上げます。

五十五年度の事業収益決算額は、十四億六千六百六万五千円で、このうち医業収益は、十一億五百十八万二千円で、全体の七五・三八％となっております。医業外収益の主なものは、他会計の補助金が一億九千五百万、負担金及び交付金が七千四百二十三万円、都の補助金が六千三百二十二万六千円でございます。事業費用につきましては十四億五千五百四十九万八千円で、このうち人件費が九億六千七百十四万円でございます。六六・四五％を占めております。次いで、薬品を含む材料費が二一・六九％となっております。

資本的収入及び支出では、収入につきましては、一般会計より出資金が二千万円、企業債が三千百四十万円、支出では、病院の増改築事業に伴う費用といたしまして二億九千八百六十九万四千円、並びに医療器械の購入費が二千三百万六千円、及び企業債の償還金といたしまして八百四十一万三千円が主なものでございます。支出が収入を上回る二億七千八百七十一万三千円につきましては、内部留保資金を三千八百二十一万三千円補てんをいたしまして、なお不足する二億四千五十万円につきましては、企業債をもって措置するようになっております。

委員会といたしましていろいろ審議いたしましたが、市民の健康管理並びに今後の医療行政、あるいは医師の確保、駐車場

の問題等が委員の中から質疑なされまして、十分これらを審議の結果、原案を可決いたしました。

続きまして議案第六三号、昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定の件でございますが、五十五年度の歳入決算額は千六百十一万一千九百六十九円で、支出決算額一千六百十万五千四百四十八円でございます。五十五年度の農作物共済加入状況につきましては、水稲が三百九十七戸、陸稲が十二戸、麦が十七戸でございます。家畜共済につきましては、五戸が加入しておるような状態でございまして、業務勘定につきましては、職員の人件費並びに事務の運営費が内容でございます。委員会といたしましては、原案を可決いたしました。

続きまして議案第六五号、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定につきましては、五十五年度における歳入決算額は二十一億八千五百六万円で、歳出決算額は二十一億七千四百十五万一千円で、差引残高一千九十万八千円が翌年度の繰越金となっております。

歳入につきましては、被保険者数が二万九千八百五十二人で、前年対比一・六％増でございます。世帯数につきましては一万一千八百六十三軒と、四・五％の増となっております。保険税の収納率は九一・四八％でございます。不納欠損額が七十七万八千百四十円出されておりますけれども、この内容につきましては三百四十三件ございますが、その中で住居不明が二百十三件、生活困窮者五十八件、生保が三十件、その他となっております。

滞納の徴収率につきましては、二十六市中二位というような成績で、職員の努力が認められております。

歳出につきましては、執行率九九・八％で、前年対比一七・二九％の増となっております。内容につきましては、保険給付費が全体の九六・三三％の割合となっております。高額療養費も前年対比三六・六％の増加となっております。

なお、助産費、葬祭費につきましては、五十五年の十二月条例改正に伴いまして、助産費で二百七十三件、前年対比一・一％の増、葬祭費につきましては二百十六件、七・四％の増加となっております。各委員からは二十三区の保険税の格差、あるいは最高限度額の見直し、あるいはまた今後の見通し等につきまして、質疑がなされました。委員会といたしましては原案を可決いたしました。

続きまして議案第六六号、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定につきまして、御報告申し上げます。昭和五十五年度における歳入決算額は十億七千六百九十二万七千円で、歳出決算額十億百七万三千円、この差引残高七千五百八十五万四千円を翌年度へ繰り越しとなっております。

歳入につきましては一般会計繰入金で、神明上の区画整理事業費繰入金総額二十七億二千六百五十二万六千円のうち、五十

五年度分として四億四千七百六万円が歳入となっております。万願寺の区画整理事業の市負担金が十八億円の初年度分といたしまして、三千七百八十三万九千円が主なものでございます。

国庫支出金といたしましては、工事費一億七千九百万円と換地諸費等事務費二千六百万円に対しまして、これらの三分の二が補助金といたしまして来ております。都からはこの総体事業費の三分の一が六千七百万円となっておりますけれども、これが都からの補助金となっております。

諸収入の保留地処分金は、神明上の十区画を処分いたしまして、この処分面積が千五百七平米となっております。

歳出につきまして主なものは負担金で、平山、下耕地土地区画整理事業へ五千万円、これは平山中学校建設に伴います負担金でございます。神明上につきましては、事業年度が延びましたために水道管の布設工事負担金といたしまして、工事費では新都市建設公社へ委託金、並びに換地処分に伴う測量及び調査といたしまして支出したものでございます。

次の工事請負費につきましては、駅周辺の街路の植栽と、それから保留地の整地工事が主な費用でございますが、遺跡の調査のために整地工事が大変おくれまして、このために不用額が二千四百十五万二千五百八円出しております。

万願寺の区画整理事業費につきましては、事業認可が当初十月を予定しておりましたが、一月十八日に認可になりまして、事業認可がおくれましたために、全体的な不用額が出ているような経緯でございます。委員会で慎重審議いたしました結果、原案を可決いたしております。

続きまして議案第六七号、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計決算の認定につきまして、御報告いたします。

本案は、昭和五十五年度における歳入決算額九億二千八百六十二万九千円で、歳出決算額九億二千六百四十七万円で、この差し引き残額二百十五万九千円が翌年度繰り越しとなっております。

歳入決算につきましては、主なものは五十五年度の黒川都市下水路管渠埋設事業によりまして、都の支出金が加わっております。

歳出の決算額につきましては、下水道建設費の三億八千五百二十六万七千六百二十四円で、浸水対策事業といたしまして、雨水管の埋設を平山、西平山、南平、日野駅西側の工事を施工したものでございます。多摩平の処理場費につきましては、一億二千七百五十九万四千円で、前年度より九百六十三万四千円の増加となっておりますが、これは主といたしまして工事請負費の場内配電盤の整備等が主な費用の内容となっております。

都市下水路費につきましては三億六千九百九十八万九千円でございますが、これは昭和五十五年度より黒川都市下水路事業を着手いたしました関係で、昭和五十八年度までの四カ年事業となっております。主といたしまして黒川下水路事業関係と、多摩平六丁目の管渠の埋設に使用した支出の内容でございます。

委員会といたしまして審査の結果、原案を可決いたしました。

続きまして議案第六八号、昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について御報告申し上げます。

本案は、日野市受託水道事業特別会計でございまして、本会計は東京都から交付を受けまして単年度で精算をいたしておりますために、差し引き残額はございません。

歳出入決算額は七億四千六百六万九千円でございます。この内容は都の委託金が主なものでございまして、これに下水道使用料徴収事務委託金千二十五万四千円がございます。

決算の内容につきましては、特に問題となる質疑もございませんでしたが、今回、都議会に提案されております水道料金の値上げ問題につきまして、市の理事者に対しまして今回の値上げに当たっての市長の見解等の質疑が多く出されました。これらの審議の過程を経まして、委員会といたしまして原案を可決いたしました。

以上、付託されました六議案についての報告を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本六件について採決いたします。本六件に対する委員長報告は認定であります。本六件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六二号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第六三号、昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第六五号、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第六六号、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第六七号、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第六八号、昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定の件は認定されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時三十九分休憩

午後四時　六分再開

休憩前に引き続き会議を開きま

す。

これより請願第五六ー一〇号、市民ギャラリー早期開設を要求する請願、請願第五六ー一二号、市民ギャラリー早期開設のための請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（本間　久君）　総務委員会に付託されました請願第五六ー一〇号、市民ギャラリー早期開設を要求する請願、及び請願第五六ー一二号、市民ギャラリー早期開設のための請願、この請願につきましては、昭和五十六年三月九日及び三月十日に、それぞれ藤井　豊さん、あるいは逸見　敏さんを代表とする方々から請願が出されていたわけでございます。

総務委員会としまして、これまでの経緯を十分慎重審議をしてまいりました結果、結論としましては、全会一致をもちましてこの請願を採択としたわけでございます。お手元に配付を恐らくされているでありましょう意見書をつけ、採択をするものであります。「市民ギャラリー早期開設に関する請願五六ー一〇号、同一二号採択に当たっての意見書」ということで、「標記の請願について、総務委員会は全会一致で採択としたが、「住みよい町づくり要綱」を今後ともさらに遵守し、行政協力に支障なきよう、なお一層の努力をされたい」、こういうことをもちまして、ぜひひとつ理事者側も今後さらに努力を重ねて、あの丹野マンションのような実例を残さないように努力をしていただきたい、というような内容でございますので、よろしく御審議のほどをお願いしたいと存じます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○二十番（市川資信君）　一、二点ちょっとお尋ねいたします。

このギャラリー問題については、市民の間からも大変、われわれの本来審議する意図と違ったように解釈されておったわけです。したがいまして、本日の各朝刊等にも載っておるんでございますが、いわゆるその丹野マンション、調布市においてやはり指導要綱を無視して、十一階建てを十二階建てにした。さらに行政協力費も応じてない、と大きく記事に取り上げられておるわけです。恐らく丹野建設の社長にしてみれば、これは端を発したのは、そもそも武蔵野でございましたが、日野に来て、さらに調布へ行った。こういう悪徳業者が日野市で甘い汁を吸ったといって、調布でさらにその輪を広げようとしておる。それで調布市では、私はりっぱだと思うのは、仮処分申請をして

工事停止命令を出しております。私はそういう業者にはやはり断を下すというか、そういうことが行政として今後指導要綱を生かすには必要だったんではなかろうか。かように思うのです。

御質問したい一点は、委員会において販売価格が実際に二千万前後で販売された。日野市で受け取った金額は、三千三百万、その価格の矛盾差というものはどうなったのか、それが一点。

それから、今後、指導要綱に――ここに意見書はついているんですけれども、いわゆる丹野マンションは特別扱いになったわけです。特例扱いというのは、私どもの常識的な感じでは福祉に対する、あるいは教育に対するものに対しては特例扱いだろう。こういうふうな解釈が一般的ではないかと思う。これを特例扱いにしたことについての、委員会の意見交換はどうだったのか。さらに、今後のその指導要綱を、特例を、私どもは少なくとも教育、福祉、それに準ずるものは特例扱いにする、というようなところまで要綱の改正をしたらどうだ、こういうようなことも話し合っております。その点についての、委員会の意見をお聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　ただいま市川議員からの質問でありますけれども、御承知の方も多いかもしれませんけれども、すでに丹野マンションの、あるいはこの市民ギャラリーの開設に当たって、昨年来からの、いろいろ理事者側から提案された、議案にもなった問題であります。したがって、その議案のときにも、あるいは請願の審査する過程の中でも、やはり物納ではなくて行政協力費という形をおさめさせるというのが大方の意見であり、恐らくそれには論をまたないとは思いますけれども、結局いろいろ審議を経過の中でもって、どうしても裁判をやっていくという状況になってきますと、武蔵野の実例もあるように、きわめてむずかしいし、むしろ裁判で負けたらなおさら指導要綱が守られなくなってしまうということで、物納であるけれどもそれを市側が一応特例で取った。指導要綱の四十条に沿って取ったということは、それなりの成果ではなかろうかという意見もあるし、あるいはその反面、どうしてもやはり守らせなきゃいかんというような意見もこれまでありましたけれども、少なくても最終的にはそういったもろもろのいろいろな異論もあったり、あるいは意見もございましたけれども、意見書を先ほど読み上げましたような形で、今後このような問題が多発しないように、行政協力として、なお一層その指導要綱を、町づくり要綱を守らせる、こういうような意味を含めまして、全会一致で採択をした、こういう経緯でございます。

その他の詳しい金銭的な問題だとか御質問がございましたら、ひとつ理事者の方に答弁を願いたいというふうに思います。

それでは金額の点でございますけれども、市川議員の方から

二千万とかいう話が出ましたけれども、一貫して市側のあれは行政協力費でありました三千二百万程度ですね、それに匹敵する三千三百万相当の物件であるということから、これを含めて了解をした、こういうことであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　いま委員長の説明でおおむね理解できるんですけれども、余りこれ以上私は、もっとさらに聞きたいですけれども、これをしつこく質問すると、またギャラリーに反対だというふうにも取られかねないんで（「そうじゃないか」と呼ぶ者あり）やめますけれども、少なくとも私は要望というんでしょうか、意見で申し上げたいんですけれども、この特例扱いという、いわゆる法律には必ずどこかに抜け道ができている。この抜け道を悪く使えば、幾らでも悪く使える。これではまじめな業者が泣かされて、いいかげんな業者だけがはびこっている。私は、やはりそういった面では、要綱にもきちっとした条文というものを設ける必要があるんじゃないか。少なくとも今後の日野市に第二の丹野、第三の丹野が来ないような、やらないようなシステムを、行政としても姿勢を正してやっていただきたい、とこういうことを要望しておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　私は、いわゆるこの市民ギャラリーと呼ばれるような文化施設が日野市にできることは、大

賛成であります。そのことをまず申し上げて、もっと別な角度、いわゆる請願というものの事務的な取り扱いに関して、ちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

五十五年度の事務報告の五百七十一ページを見ますと、五四ー六として一たん提出されました本請願、文章は請願で言いますと五六ー一二に当たるものですが、取り下げが一度されております。その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　取り下げはありません でしたけれども……。何か、ミスでそうなっているのかどうかわかりませんけれども、取り下げはありません。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　事務報告の請願の処理状況を示しております五百十七ページに、この逸見さんという方ですか、お出しになりました市民ギャラリー早期開設のための請願というのが、取り下げという記載があるんですが、その請願が取り下げられた理由をお聞かせいただきたいと思います。これは総務委員会に付託されたものですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　それにつきましては、私が総務委員長になりましてからすでにこれが出されたわけでありますけれども、少なくても取り下げということは一度もなかったよ

うに記憶してますし、それ以前の問題につきましては、事務局の方からちょっと答弁をさせますので、事務局。

○議長（滝瀬敏朗君）　それではちょっと調べさせますので、このまま暫時休憩いたします。

午後四時二十　分休憩
午後四時二十三分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　再開をいたします。

それでは議会事務局次長の方から報告をいたさせます。

○議会事務局次長（朝倉敏夫君）　ただいまの件につきまして、当初五十六年二月二十七日に受け付けまして、それが五六ー四号であります。それから三月五日に上程前に請願者より取り下げ願いが出まして、それを承認したということであります。以上であります。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　紹介議員がおられたはずでありますので、その紹介議員の方のお名前を教えてください。

○議長（滝瀬敏朗君）　議会事務局次長。

○議会事務局次長（朝倉敏夫君）　紹介議員につきましては、本間議員、米沢議員、中山基昭議員、以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　本間議員――委員長も紹介議員の一人だったそうですが、取り下げられたいきさつを、当然紹介しておられるんですから御存じじゃないかと思いますが、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　それでは私の方から言いますけれども、実は三月十日付になっております五六ー一二号、この件につきましては、私が総務委員長になったために紹介議員の本間　久の部分を一ノ瀬　隆、こういうふうに直ってるはずであります。

それからもう一つは、いろいろと紹介議員あるいは委員の中から審議中といいましょうか、の中で、あるいは各会派の中で、文中にいろいろと問題の部分があるということから文章をあえて――それでもいいんですけれども、結局請願者に了解を得て文章を若干直してもらった、こういう点で日付が若干ずれたということであって、取り下げの経過はありません。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　請願者の了解を得てという、いま委員長からお話がありましたが、逸見さん外四千八百八十五名という請願者の方の署名があったというふうに、この事務報告からは読み取れますが、その四千八百八十五名の請願者の方の了解を得られたんですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　その点につきましては、

正確には逸見　敏さん外五千百八名になっております。それから、いま、古賀議員の質問でありますけれども、その文中の部分につきましては、われわれよりかむしろそれは請願代表者と請願者との関係でありまして、われわれが関知する問題ではない、こういうことです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　私はこの市民ギャラリーの、先ほど申しましたように開設に関しまして反対をしているのではありません。こういう請願の取り扱いについて（「こじつけるな」と呼ぶ者あり）こじつけではありません。私はそういう一つの取り扱いの経過について、この指導要綱もそうでありますが、ずさんな点といったら言葉は悪いかもわかりませんが、ちょっとその事務報告を見ましたときに感じましたので、お聞きをしている次第であります。

それでは三月五日に取り下げられて、内部で、事務報告の記載は、じゃ、間違いですか、取り下げてないとすれば。じゃ、取り下げという取り扱いは実際はなかったんですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　議会事務局次長。

○議会事務局次長（朝倉敏夫君）　請願の取り下げにつきましては、上程前と上程後があります。上程前ですから議長の許可を得て取り下げは許可した、そういうことであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　文章が一部削除されて出されたということだと、いま思ったんですが、その請願の文章、どういう文章が削除されたのか、差し支えなければお聞かせをいただきたいと思います。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　ただいま請願の総務委員会付託部分についての委員長報告がなされているわけですけれども、古賀議員の質問は、それ以前の、いわゆる議運の中でどこに付託しようかという議論をしている段階までの経過の部分だと思うんです。したがって、当然このことは会派の中で消化をされていることだと思いますし、総務委員会報告の中で質問を出すのは若干、場が違うんではないか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）こんなふうに思いますので、ひとつ議長の方でよろしくお取り計らい願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　若干、場が違うかもわかりませんが、やはり納得のいくまで御説明をいただきたいというのが私の率直な気持ちでありますので、重ねてお聞きいたしますが、文章の内容、たとえば変更があった場合に、それを従来取り下げられた請願書の署名に、そのまま了解を得ることなくその文章を再び、改めて五六ー一二として出された場合、厳密に言ってこういう請願の提出の仕方というのは有効であるかどうかということをちょっと疑問に感ずるわけです。削除された文章に関して共感をお示しになって署名された方もあったかもわかりません。

ですから、取り下げが三月五日ですから、次に提出されました三月の十日まで五日間でありますので、その間に請願署名者の方の了解を得られるということは物理的にいって不可能だと思いますので、削除された文章があるということを知らないで請願署名者の方は今日に至っておられるんじゃないかなと思うわけです。ですから、そういう点、やっぱり一つのルールと取り決めによってこういうものは取り扱っていくわけでありますので、その辺の手続が問題でなかったのかということを教えていただきたいわけであります。（発言する者多し）

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。静粛に願います。

○総務委員長（本間　久君）　その部分につきましては、あえて私の方からほんとは答弁するゆえんではありませんけれども、あえて言うならば、その文章は、もし市民ギャラリーがそこに開設をできなくてキャバレーやパチンコなどが建ってしまったら非常に困るというくだりの文章なんです。そういう文章でありますから、そういうことではちょっと困るんだというものがありましたもんですから、未然に議員間で話し合いながら請願代表者にその旨伝えまして、それで後は請願代表者と今度は請願者との関係は、これは請願代表者が責任を持ってやったことでありますし、また、同時にやはりいままでの文章よりさらに――その文章の方がほんとはきついわけですけれども、むしろやわらかくなったということをひとつ評価をしていただきたい、こう思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　じゃ、このほかにもいろいろこれからも請願出る場合があると思いますが、仮に文章、文言に手直しをする場合、ある程度の範囲であれば請願署名者に了解をとらなくても、そのまま請願というのは文章を変えた場合でも有効になるということかどうか、事務処理上の一つの考え方として、もし事務当局のお考えがお聞きできれば幸いです。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　この意見書が出されているわけなんですね。それで総務委員会は全会一致で採択した、ここまではいいんですね。がしかし、「この住みよい町づくり要綱を今後ともさらに遵守し」ここなんです、「行政協力に支障なきよう一層の努力をされたい」というんですけれども、この「住みよい町づくり要綱を今後ともさらに遵守し」というのは、過去にこの要綱をやはり守らなかったことがあるのかどうかということです。それで、いわゆる要綱というものは、法または条例の不備な点を補足する、そのような役目を私は果たしている

のではないかと思うんです。

それですから、やはり日野市にとりましてはこれはもう条例に等しいんだ、そのように解釈してもいいんじゃないかと思うんです。それらを類推して考えてみますと、この「町づくり要綱を今後ともさらに遵守し」というところを、どういうわけで「さらに遵守し」ということにしたかどうかということ、私は総務委員ではありませんのでお伺いいたします。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　この意見書でありますけれども、「住みよい町づくり要綱を今後とも」というふうにあえて強調した、「さらに遵守し」という言葉をつけ加えたということにおきましては、皆さん方議員さんが審議をしてくる、あるいは重大な関心を持って煮詰める中で、町づくり要綱を、この指導要綱をやはり遵守するのは、基本的にはいわゆる行政協力費を支払うことである。どうしても無理な場合は、四十条適用というようなこともございましたけれども、あくまで基本は、行政協力費を納めるということが基本でありますから、それを今後ともさらに遵守をしてほしい、守ってほしい、こういうことの意味の強調でありまして、これは文章のごろ的な問題はそれぞれ差によって違うかもしれませんけれども、一応持ち回り審議の結果、これで了とするということでありますので、報告したわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　基本的な行政協力費だということになりますと、そうしますと、一体どのようにこれを解釈したらいいかということになると思うんです。そこいらは総務委員会で慎重に審議されたと思いますけれども、その点をお伺いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　先ほど来から言っていますように、細かく話せば大変長時間にわたっての審議でございますけれども、どの議員もギャラリーそのものに開設に反対するものではないんだ、いわばこの指導要綱を守るにはどうしたらいいのかということで、叱咤激励を含めながらの審議であったというふうに私は記憶しておりますし、そのように議事を進めてまいりました。

したがいまして、いろいろと問題がある点につきましては、御指摘や意見として述べてもらうことにしまして、一応総務委員会としましては、このような形で谷議員も所属する会派の代表の方も賛成をしておられますから、あとはひとつ内部調整でお願いしたいと思います。（発言する者多し）

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　このギャラリーに反対すると私はいうことじゃないんです。どうしてかと言えば、私はギャラリーの開設については賛成しているんですよ、はっきり言って。これは、保守の中でも私は賛成しているんですよ、最初から。それで一体、開設に反対といって、そんなように甘ったるいことでこの審議がなされた。私は決して反対じゃないんですよ。やはりだれだって開設ということを考えてやっていると思うんです。

それでこれを見ると、いわゆるこの「住みよい町づくり要綱」たるものが、私は破られているかのごとく感じるわけなんです、「遵守」ということになっていますと。そこいらを一体、だれだってこんなギャラリーなんかに反対する人はいませんよ。私の考えとしたらですよ。そこいらで、中には反対する人がいるかもしれませんけれど、私は反対じゃないんですよ。それでここいらを、どうもこの町づくり要綱に対して私は疑問を感じるわけです、これを見ますと。確かに開設ということで審議を進めたということはわかるんですよ、開設ということで。がしかし、その反面、このような意見書たるものは、確かに内部調整ということになるとこれはまた問題があるかもわかりませんけれども、私は意見として申し上げますけれども、この住みよい町づくり要綱、こういうのは今後当然遵守しなければならないものだし、これはもう行政を行う上において。そこいらをひとつ、私は意見も含めてこれは市長に、今後この町づくり要綱を「遵守し」というところをひとつ考えられて答弁を願いたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

（「市長に答弁をお伺いしているんですけれど」と呼ぶ者あり）

市長、答弁。

○市長（森田喜美男君）　住みよい町づくり指導要綱は、これはもちろん厳正に守らなければなりません。しかし、これまた行政の範囲の中で市民の利益により大きく寄与することは私は支障ない、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　この住みよい町づくり要綱は、いわゆる公共の福祉の発展、これを願ってつくられたものだと私はいつも考えているんです。そんなことを自分なりに考えてみますと、これはもう「さらに遵守し」なんていうことは、私は要らないと思うんですよ。守るのが当然なんです。それですから、そこいらを委員長としてもよくもっと勉強して、しっかりやってもらいたいと思うんです。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　すごく誤解をしていると思います。いままでも守っているけれども、今後ともさらに守ってほしい、こういう意味ですよ。ここで文法的な解釈を、その辺はよく、間違わないようにひとつお願いしたいと思います。賢明なる谷議員からそのような発言を聞くとは思いません

でした。（「一言多いわよ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　委員長、このギャラリーの総務委員会の、これは永久保存するものだんですか。それともメモですか。メモですかと聞いているんです。それとも、あるいは永久保存ですかと聞いているんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　これにつきましては、当然、いま報告してるわけですから、会議録に一応署名議員も決まっておりますし、十分記録され、それを市長に対しまして出したものでありますから、あてにですね、当然理事者が、あるいは担当者が守ってもらうということであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　総務委員会と、こう書いてあるんですが、少なくともその後に日野市長、森田喜美男殿と書いてあるんですから、総務委員会の列記して――総務委員長以下委員、ということでなけりゃ私、この紙では通用しないんじゃないかと思うんですよ。その辺をどうですかと……。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　それにつきましては、昭和五十六年九月二十五日日野市議会総務委員会と入っておりますれば、当然そのメンバーはわかるわけでありますから、あえてそこに入れなかったということであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　少なくとも意見書を出そうというのに名前を出してないで、昭和何年何月が入っているからわかるんだ、こういう文句じゃいけないんですよ、少なくとも。委員長ね。（「それは皆さんに参考にやっているんですから」と呼ぶ者あり）いや、参考であろうと、少なくともそういう公文書である以上は出すんですから。少なくとも各議員に出すんですから、これじゃやっぱりぼくは通用しないと思ってるんですよ。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　これにつきましては、皆さんのお手元に配ったのは、きょうの報告に対しまして、こういう意見書を出したということで皆さん方に参考にしてもらうということで出したわけでありまして、全部に配らなきゃいけないという総務委員会の決定はございませんので、市長にこれを十分伝えるという方法をとってほしいということでやったわけでありますから、あえて本会議で皆さん方にお配りし、そのとおり読み上げて、そしてその内容をよく市長部局が今後、行政の中に生かしてもらう、こういうことで十分議事録にも記載されているわけですから、その辺をひとつ理解願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　わかりました。ですけれど、総務委員会と書いてあるんですから、総務委員会の権威が全くこれでは失われてしまって、森田喜美男殿では、私はないと言ってるんですよ。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　先ほど委員長報告の中に、これは過去にもその点の論議はなされていたんですが、この丹野建設というのは武蔵野でも問題を起こして係争中だということで、そういうことをやっているといろんなことで長引くというような形を、いわゆる委員長報告でされるということより、当事者である市長がそれは言われることだと私は思うんですけれど、実際問題として、これは委員長にお聞きするのが妥当かどうかはわかりませんが、審議の過程でありましたら、今後こういう問題というのは非常に社会情勢の厳しい中で、業者というのもがめつくなってきている中で、こういう問題を町づくり要綱というものを遵守しなきゃならんという付帯意見が書かれている中で、しかし建築基準法とかそういう法との兼ね合いの中で、私は非常に厳しい社会情勢の中で、そういう点は、この要綱をどう法律との緩和の中でやっていかれるかというようなことが出られたかどうか。さもなければ市長の今後のいわゆる強い決意というか、町づくり要綱に対する決意というか、その辺のことの何か市長の答弁が、いわゆる総務委員会の審議の中でなされたかどうか、一点だけお聞きしておかないと、今後に何かこの付帯意見ではちょっと生ぬるいというような感じがするもんですから、伺いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（本間　久君）　石坂議員の質問でございますけれども、新政会の方々の中からもやはりいま石坂議員が発言されたような、心配されてたようなことが次々と出されました。各議員からも出されております。そうした中で、このような意見書をつけての採択と相なった。あとはひとつ、詳しいことは市長の方に聞いていただきたいと思います。（「市長の構えを聞きたいね。大変だと思います、実際は。」と呼ぶ者あり）

○諫長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　開発指導要綱というのはいま日本の三大都市圏といいましょうか、その地域の自治体約三百の市町村がそれぞれ持って、自分たちの町の予測しない乱開発、あるいは後々に問題を残す開発や建築、これを防止しておる大きな防波堤になっております。したがって、いまお互いの自治体で大切なのは、どこからもそれを破らせない、こういう構えであります。法律的にこれを論議しますと、法的にはかなり弱い面を持っております。

しかしながら、これは市民の利益を守るということ、あるいは自治体の将来を荒らされないように守るということで、大変意味が深いわけでありますから、そういう意味で厳正に強い姿勢で守っていかなきゃなりません。しかし本件の場合は、別段長期にわたるから日野市が損失をこうむるなんていうことはありません。ただ問題は、水を出すか出さないかというそれだけの、当面しぼればそのことの争いでありますから、これは給水地域で水を出さなかった場合には、これは明らかに敗訴になるという、こういう懸念もあるわけであります。

したがって、いろんな意味で議会の全員協議会にも二回御報告をしながらこういう一つの経路をたどってきた、こういうことでありますから、別段、何ていいますか、非常に要綱が無視されたことだというふうには考えてなかったわけでありますが、いろいろ説明不十分もありまして御迷惑をかけたというふうに思っております。

今後とも一層正しい姿勢をもって日野市の利益、市民の公共の福祉のためになすべきことを正確に履行していきたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　市長も固い決意があられるようですから、要綱を遵守、それこそするようにがんばってもらいたいと思います。終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　私はこの請願の署名運動に直接取り組んだ一人として、また、請願の紹介議員として、さらにはこの請願を審査した総務委員の一人として、一言意見を述べておきたいと思います。

それは、いま委員長から報告のあった付帯意見についてでありますけれども、市民ギャラリーの開設、それをぜひ一日も早く開設してほしい、もう一度予算化を図って市民のためにギャラリーを利用できるようにしてほしい、こういう素朴な要求、請願であります。

したがって、その請願に対して要綱まで立ち至って意見を付していくというのは、ちょっと議会側として行き過ぎではないかという考えを持っております。もちろんこの住みよい町づくりの要綱は、言うまでもなく自民党政府が乱開発を野放しにする、あるいは建築公害を野放しにする、そういう無法状態の中で、地方自治体がみずからを守る手段として要綱によってやらざるを得ない。そういう中で今度のような問題が起きたわけでありますけれども、しかし要綱というのは、御承知のように議会に諮って、それが実施されるわけでありません。つまり執行権の範囲の中でそれが決められ、そしてその責任において行われてきている。こういうことからいけば、事実経過が示すように、これは要綱に基づいて行政協力費を出させる、それが現物であるか、現金であるか、これは相手の出方いかんでもありますし、またケース・バイ・ケースで処理しなければならない、こういうものだろうと思うんです。

したがって、今後にわたって要綱に基づいて一つの方向を決めてしまうというか、手を縛るというか、そういう付帯意見は、明らかに執行権、議決権との関係からいって私は行き過ぎだ、こう思うんです。したがって、私は総務委員会の中でも、この付帯意見については反対という態度を表明してきたわけでありますけれども、以上、具体的には二点にわたって意見を述べておきたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は採択であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－一〇号、市民ギャラリー早期開設を要求する請願、請願第五六－一二号、市民ギャラリー早期開設のための請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

これより請願第五六－二一号、日野市中央市民文化会館建設促進に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）　文教委員会の審査報告を申し上げます。

この請願は、日野市中央市民文化会館建設促進に関する請願でございます。請願代表は日野市豊田二－五五－三、日野市文化協会会長丸山さん外千五百十二名の方から出された請願で、日野市の市民文化会館の建設を一日も早く建ててほしいという、こういう内容の趣旨でございます。

私ども文教委員会といたしまして、今回の補正予算の中にも市民会館の建設基本設計及び日影図作成の予算が組まれておりますし、また、審議の過程の中で、庁舎の横を予定地として最高千二百の席を設けること、また、単独施設か多目的施設にするかなど庁内でも検討がされており、かなり具体化されている中で全会一致採択といたしました。よろしくお願いを申し上げ

ます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－二一号、日野市中央市民文化会館建設促進に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五四－三〇号、韓国の自主的平和統一に関する請願、請願第五六－三二号、郵便貯金問題に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本二件については総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五五－七号、日野市の保育行政の充実を求める請願（二項）、請願第五五－二〇号、違法開発行為についての請願、請願第五五－三一号、日野市立じゅんとく学童クラブの移転計画及びグラウンド返還についての請願、請願第五五－三三号、公共施設における合成洗剤使用中止に関する請願、請願第五五－三五号、グリーンボックスに関する請願、請願第五六－一四号、日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願、請願第五六－一六号、給水本管の口径変更に関する請願、請願第五六－二三号、地区センター早期建設を願う請願、請願第五六－二八号、老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本九件については厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出にとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三－五八号、流域下水道事業建設計画に反対する請願、請願第五四－三号、用途地域線引き見直しに関する陳情、請願第五四－五号、家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願、請願第五四－三四号、一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願、請願第五四－四六号、一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情、請願第五五－一二号、住宅環境保全に関する請願、請願第五五－二四号、「用途地域等の変更市案」に都道百七十三号線沿いの南平一部区域を近隣商業地域として盛り込むことに関する請願、請願第五五－二九号、みなみが丘住宅南側斜面の管理に関する請願、請願第五五－三〇号、用水の架橋反対に関する陳情、請願第五六－二〇号、「程久保六六二番地地域山林緑地保存」に関する請願、請願第五六－二六号、新田堀用水路改修工事に関する請願、請願第五六－二七号、通行規制等設定に関する請願、請願第五六－二九号、高幡不動駅裏側の用水路上に自転車置き場設置に関する請願、請願第五六－三〇

号、高幡不動駅周辺の自転車置き場異常事態早期解決を願う請願、請願第五六－三一号、豊田駅南口下排水路設置に関する請願の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本十五件については、都市整備産業建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。都市整備産業建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって都市整備産業建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第六八、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第六九、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より高幡踏切対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第七〇、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第七一、ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

ごみ問題対策特別委員長よりごみ問題対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第七二、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より市民会館建設対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五六－三三号、日野台五丁目の幹線道路の公道化に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六－三三号、日野台五丁目の幹線道路の公道化に関する請願の件は、都市整備産業建設委員会に付託し、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後　五時　三分休憩

午後十一時五十一分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってこの際会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を十月八日まで、一日間延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会期は十月八日まで、一日間延長することに決しました。

お諮りいたします。十月八日の会議は議事の都合により特に午前零時に繰り上げて開くことにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって十月八日の開議時間は午前零時に繰り上げることに決定いたしました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後十一時五十三分延会

十月八日　木曜日（第九日）

昭和五十六年
第三回定例会

日野市議会会議録

第二十四号

十月八日　木曜日　（第九日）

出席議員（二十八名）

一番	黒川重憲	君
二番	市川芳太郎	君
三番	秦正一	君
四番	飯山茂	君
五番	川嶋博	君
六番	中山基昭	君
七番	大柄保	君
八番	古賀俊昭	君
九番	藤林理一郎	君
十番	谷長一	君
十二番	本間久	君
十三番	橋本文子	君
十四番	鈴木美奈子	君
十五番	板垣正男	君
十六番	奥住芳雄	君
十七番	石坂勝雄	君
十八番	滝瀬敏朗	君
十九番	林重義	君
二十番	市川資信	君
二十一番	島村孝志	君
二十二番	大越久雄	君
二十三番	一ノ瀬隆	君
二十四番	竹ノ上武俊	君
二十五番	米沢照男	君
二十六番	杉山寅三郎	君
二十七番	高橋通夫	君
二十八番	佐々木昭雄	君
二十九番	正国務	君

欠席議員（なし）

欠　　員

十一番　　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	結城邦夫君
収入役	成井正夫君	幅祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	五十嵐隆君	書記	串田平和君
書記	栗原莞次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和五十六年十月八日（木）

午前零時開議

（議案上程）

一　議案第九四号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

二　議案第九五号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三　議案第九六号　日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

四　議案第九七号　日野市特別職の職員で　常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

五　議員提出議案第二一号　水道料金値上げに反対する意見書

六　議員提出議案第二二号　国民健康保険制度の地方自治体負担増に反対する意見書

七　議員提出議案第二三号　立川基地跡地から伸長する幅員四十米道路計画の白紙撤回を求める意見書

八　議員提出議案第二四号　国民本位の行政改革を要求する意見書

九　議員提出議案第二五号　平和と安全を守るための自衛隊に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第一から第四まで

午前零時開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

これより議案第九四号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第九五号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第九六号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第九四号、議案第九五号、議案第九六号の三議案についての説明を申し上げます。

まず、議案第九四号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本年九月十六日、日野市特別職報酬等審議会から「日野市特別職報酬等の額について改定することが望ましい」との答申があったので、答申どおり報酬の引き上げを行いたいので、条例の一部改正をお願いするものであります。

改正内容は、議長が現行月額三十四万五千円を三十七万円に、副議長が現行月額三十一万円を三十三万五千円に、常任委員長が現行月額三十万円を三十二万五千円に、議員が現行月額二十九万五千円を三十二万円に、それぞれ改定するものであります。

議案第九五号についての提案理由を申し上げます。本議案は、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案第九四号同様、日野市特別職報酬等審議会の答申どおり報酬の引き上げを行いたいので、条例の一部改正をお願いするものであります。

改正内容は、市長が現行月額六十三万円を六十七万円に、助役が現行月額五十三万五千円を五十六万七千円に、収入役が現行月額五十万円を五十三万円に改定するものであります。

次に、議案第九六号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正内容は、教育長現行月額五十万円を五十三万円に改定するものであります。

なお、三議案についての詳細は、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　まず九四号議案でございますけれども、議案内容につきましては理事者から提案のございました内容どおりでございますので、省略させていただきたいと思います。

報酬審議会の審議状況でございます。これをかいつまんで御説明申し上げたいと思います。報酬審議会は、八月十一日に招集されまして、市長から日野市の特別職の報酬についての見直しの諮問をなしたわけでございます。審議会は、前後六回にわたって開催されたわけでございます。いま申し上げましたように八月十一日、八月十八日、八月二十八日、九月に入りまして九月四日、九月十二日、九月十六日に答申が出されたわけでございます。

審議の内容につきましては答申書の一ページ、二ページにわたりまして、広範な審議がなされたわけでございます。それらの骨子でございますけれども、九四号議案の議員報酬につきましては、議員は非常勤の特別職でございますけれども、その職責には非常に重要性を増しつつある。今日の活動状況を見ますと、行政需要の増大と多様化により、重要施策の審議とか日常的な調査研究に専念する度合いが増加の一途をたどり、その職責は常勤的な専門職の傾向を深めている。こういう状況の中から報酬の見直しをいたすべきではないだろうか。

それで、見直しの大体考え方でございますけれども、ことしの八月七日に国家公務員の給与の人事院勧告が、五・二三%の勧告があったわけでございますけれども、これに国家公務員の定昇分を加えますと、合計しまして七・三九%というふうな状況でございます。これらも勘案すると同時に、日野市と同様の人口だとかあるいは財政規模の市を横にらみした中での決定が、先ほど理事者から報告されたような議案の内容に相なったわけでございます。このような経過の中から、九四号議案についての引き上げの答申があり、提案となった内容のものでございます。

九五号議案について説明申し上げますと、九四号と同様の審議過程なり結論なりを得まして、日野市の市長等の三役の給与の引き上げ、というふうな内容になったわけでございます。議案の内容につきましては、理事者から提案のあったとおりでございます。

教育長につきましては、答申というものの中に含まれておるわけじゃございませんけれども、収入役の報酬に準ずる、こういうふうな取り扱いということに相なっておるわけでございまして、議案の内容につきましては、先ほど理事者から説明した内容が九六号議案でございます。

以上、三案についての説明でございます。よろしく御審議を賜りたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本三件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　日本共産党市議団を代表いたしまして、この三議案に対しましての意見を申し上げたいと思います。

議案の第九四号、日野市議会議員の報酬の引き上げと、九五号の日野市長の給与の引上げ、また九六号の教育長の給与の引き上げに対しましては、議運の中でも、また代表者会議の中でも、日本共産党は委員会に付託して、十分審議するように申し述べてまいりましたが、それが意見の一致を見なかったこと、ほんとに残念に思います。

九四号の議案、議員の報酬をとってみましても、共産党議員団は、前回の一般質問の中でも米沢議員が反対の態度を表明しておりますが、今回の議員の報酬の引き上げにより、約年間一千三百万円の財源が必要とされます。この日野市でも、五年間に市税の市民負担や特別職の報酬が約五倍になっているのに対して、教育費の市費負担軽減費や教材、教具費などが非常に大幅にダウンしている。こういう中で、東京都は水道料金の値上げ、国保料の値上げなど、また、国でも財界が進める臨調答申により、行政改革によって老人医療費の有料化、また保育所建設のストップ、保育料の値上げ、教科書の無料化を有料にする動きや、また中小企業対策の予算の大幅削減など、子供からお年寄りまで、市民の生活の上に大変大きな影響が来ようとしております。また、自治体財政を圧迫する上でも、大きな影響が出てくるわけでございます。

こういうときに、今回の報酬の引き上げが、答申が出されたから、委員会に付託することなく、黙ってそれを受ければいいという、こういうことを言った会派の議員もおりますけれども、議会は議会の立場で総務委員会に付託して、市民の前にこの実情を明らかにし、ガラス張りの中で慎重に審議することが当然である、と思うわけです。日本共産党は、そういう中で九四、九五、九六議案に対しては、総務委員会に付託し、十分審議することを主張いたします。

また、審議抜きで本会議で即決するという、こういうやり方には、断固反対でございます。

また、この後上程されます九七号議案については、一言意見を申し上げておきますと、これは各種の分野で、市民の生活と直接関係のあるところでございますので、この問題については、もっと充実した活動を保障するためにも、即決については賛成したいと思います。

以上述べまして、日本共産党を代表しての意見を申し上げました。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。
○七番（大柄　保君）　ただいまの議案になっております三役並びに議員、教育長、この報酬値上げの問題でございますけれども、ただいま市長の提案並びに助役の説明、並びに担当総務部長の説明等にあったとおり、この答申がなされるまで、六回のりっぱな審議委員さんの皆さん方の御苦労を煩わせまして、この答申が基調になされたものと私は考えております。
　そこで、この報酬審議会委員会のメンバー、大変御無礼ですがメンバーと申し上げさせていただきますけれども、これは各政党の代表の皆さん方、それから各会派の推薦の皆さん方というふうに、そうそうたるメンバーの皆さん方が、これでよしとして答申をなさった、というふうに私は考えておるところでございます。残念ながら私ども民社党の方からは、この審議会の委員の中には加わっておりませんけれども、これらの皆さん方が、大変御苦労なさって答申をしたものであります。それが市長に対して答申をされた、ということからかんがみまして、あえて総務委員会で再審議をなさい、これは結構だと思いますけれども、私はこの際、総務委員会に付託をする必要はない、このように考えて、ただいま意見を述べさせていただきます。終わります。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）
○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君。
○二十五番（米沢照男君）　ただいまの大柄議員の発言中、報酬等審議会委員の中に、各政党代表による議員が構成委員として含まれているかのような発言がありました。そこで、あえて市長にお伺いするわけですけれども、市長が委嘱しているこれら審議会委員の中に、政党代表と言える委員がいるのかどうか、確認の意味で御答弁をいただきたいと思います。
○議長（滝瀬敏朗君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　政党代表という立場の方は、おいでになりません。私が責任を持って委嘱を申し上げておる方々であります。
○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。本三件は委員会付託をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
○議長（滝瀬敏朗君）　挙手少数であります。よって委員会付託を省略することに決しました。
　これより討論に入ります。
　原案反対者の発言を求めます。板垣正男君。
○十五番（板垣正男君）　ただいま議題になっております議案の第九四号、九五号、九六号、そして九七号のうち、議員あるいは市長と教育長、この三つの議案につきましては、私は、市議団を代表いたしまして、値上げの反対の立場での意見を述べさせていただきたいと思います。
　これまで何回か報酬の値上げの問題については、論議が行われてまいりました。いまも委員会の付託、議会での慎重審議を求めるわが党の鈴木議員の意見も、少数で否決ということになったわけでありますけれど、なぜ、われわれが議会の立場で慎重審議を求めるのか。これは一つに、いま地方自治体が大変な事態に立ち至ろうとしているからであります。自治体が大変な事態に立ち至ろうとすることは、住民や市民の生活が、また大変なことになるということにもなっているからであります。
　御承知のように、財界や政府自民党が、国民総がまんを強いる行政改革を強行しようとしております。いま臨時国会も開かれておりますし、関連する三十六の法案を一括して特別委員会で審議するという、国会の機能を形骸化させるようなことも強行されております。その内容も、多くの新聞等でも伝えられておりますし、われわれはこれまで議会でも明らかにしてまいりました。行政改革というもとで、早くも市民生活に具体的に経営や生活を圧迫するような事態が生じております。
　市内の、ある洋服店を経営されている市民の方にお伺いしますと、洋服地の値上がりが、今月に入っただけでも二倍になった、こう嘆いております。これまで一反当たり五、六万円で買えたものが、いまでは十数万円に値上がりしたと言っております。この先、洋服店の経営、あるいは生活をどういうふうにして成り立たせるか、お先真っ暗だと私たちに訴えております。
　政府は、五年連続で減税をやらない、こういう方針を明らかにしております。来年の実質情勢は三兆円になると伝えられておりますし、福祉の関係、教育の関係だけでも二兆円、合わせて五兆円の負担が国民にかかってくる、こういうふうに試算されております。老人医療の無料化の問題でも、国より進んだ自治体は、それをやめなさい、こういうことを言っておりますし、教育の問題でも、四十人学級は一時ストップ、こういう方針を打ち出しているわけであります。これらは、全部国民の負担となってかかってくることは明瞭であります。さらに政府は、人事院勧告の実施すらも完全に行わない、ということを言っております。
　この答申書の中にも述べられておりますように、ことしの人事院勧告は、給与の値上げ分だけで五・二三％、これすらも完全実施しない。しかもそれだけではありません。公務員の定数を減らす、こういうことを言っているわけであります。地方自治体に対しては、国にならってもらわなければ困る、こういう方針のもとで、地方自治体の公務員の削減、給与の抑制等も強行しようとしております。こういうふうに、財界や、あるいは軍事予算を生み出すために財源を確保するために、国民に対する負担を強いてくるわけでありますから、国民が当然批判や反発するのは当たり前であります。ですから、こうした国民の反発を、少しでもかわそうとして、政府は欺瞞的な側面を持つ閣僚の一時給与の返上、というようなこともうたってあるわけで

あります。ですから、こうした国民の生活や実態を考えるなら ば、政府自身でさえ、欺瞞的な側面を持ちつつも閣僚は給与の一部を返上する、こういうことまで言い出しているわけであります。そういうときに当たって、地方自治体が、ほんとに住民の暮らしを守る、住民の生活を守る、そのために市や議会が一体となって、いまこそ努力をしなければならないときではないでしょうか。

ですから、私たちはこういう時期に議員、あるいは市長、助役、収入役、教育長、これらの歳費の値上げは適切ではない、このように判断をしているわけであります。報酬等の審議会で、いろいろと論議があった中で、市民要望の点はどうなったんだ、ということが論議されたそうであります。これまでの審議会になかったほど、こうした市民要望が、熱を込められて論議されたそうではありませんか。循環バスの問題、旧七生地域での病院の設立、あるいは地域的な細かい諸要求が、まだまだ山積しております。われわれは、こうした市民要望にこたえるべく、一層の努力が市民から求められている、このように判断をするわけであります。

議会でも再三明らかにしておりますように、議員の報酬は、この五年間二倍になりました。その一方で教育の問題、あるいは福祉の施策などで停滞や、あるいは一部後退をする、こういうことも指摘されているわけであります。先ほど鈴木議員が明らかにいたしましたように、議員の報酬分の年間の経費は、一千三百万円だといわれております。これらの経費を、市民要望に振り向けるということを、勇気を持って行うならば、施策の前進を勝ち取れることは、多く言うまでもないことであります。私たちは、やみくもにただ反対だ、ということを言っているわけではありません。市民要望にこたえるべく、われわれの努力と、そして政府や、あるいは都政からの地方自治体の圧迫を何としてもはね返す、こういうことのために、いま真っ先にわれわれが先頭に立ってやらなければならない、こう考えるからであります。

最後に一つだけつけ加えておきますけれど、反対してももらうんではないかということを、よく言う人々がおります。私たちは、返上することも一向に構いません。しかし、いま返上するという制度は、ないわけであります。増税に私たちは反対です。だからといって、税金を払わないということは、やってないわけであります。制度上の問題から来ることの解決は、やはり制度的に解決しなければならないわけでありますから、一部ささやかれている、反対してもらうというようなことは、全く根拠がない。ただ単なる反共的な攻撃しかない、このように私たちは考えているわけであります。議員の歳費については、これまでたびたび明らかにしてきておりますように、党が管理を行い、そして議員活動がより活発に展開され、議会報告その他、

市民に議会での活動が還元される、このことのためにわれわれ議員の一部が使われていることも、再度明らかにさせておきたいと思います。

先日、多摩市で議員報酬が否決された、というニュースが走っております。日野の議会におきましても、いま私が申し上げましたようなことを十分踏まえ、全会一致、これから賛成しようとしている人たちも含めて、この報酬等の値上げを反対され、きっぱりとした態度をとられることを、強く望むものであります。私たちは、今議会における議員の態度は、必ず五カ月後に迫った市議選において市民の審判が下される、こう確信いたしておるものであります。

このことを最後につけ加えて、終わるつもりでありましたけれど、先ほどの大柄議員の発言と、それから議事進行での米沢議員の発言につけ加えまして、一言だけ述べておきたいと思いますが、答申が出された日付は、ちょうど議会の開会日だそうであります。議会の開会日に間に合わせた、といった方が適切かもしれないのでありますけれど、短い期間での審議員の精力的な審議があったとしても、なお十分市民の生活実態、市の財政状況、あるいは市民感情等々を踏まえた審議がなされたかどうか、この点の疑問が残るわけであります。そのことをつけ加えまして、本議案に対する反対の意見といたします。

そして九七号の非常勤の報酬等の値上げの問題について（「論議してないんだよ」と呼ぶ者あり）私たちは賛成する立場でございます。現行、かなり低いという部分もありますし、それぞれ各委員の委嘱された任務が十分果たせる、そのことのために、こうした報酬面からの保障は必要だと考えております。そういうことから、九七号議案については賛成だという立場を明らかにいたしまして、意見を終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　次に、原案賛成者の発言を求めます。本間　久君。

○十二番（本間　久君）　日本社会党及び革新クラブ並びにこの九四号、九五号、九六号に賛成をされる会派並びに議員を代表いたしまして、一言賛成をしたいと存じます。

ただいま反対の方の御意見を拝聴していますと、まことしやかに聞こえますけれども（「事実だ」と呼ぶ者あり）私は前段の杯垣議員の発言のように、行政改革の問題につきましては十分理解はできますし、今後もその行政改革の中身が、反国民的な問題もあろうし、さまざまな問題を抱えているということであり、かつまた市財政におきましても、市民生活を守る立場からも、きわめて難問かというふうに存じますけれども、これらは、十分これからも国会等でも審議をされていく、あるいは地方自治体の関係でも審議をされていくような状況を踏まえているというふうに思うわけであります。ましてや、この報酬審議会の答申をめぐる問題でありますけれども、これは在来から議

員が議員立法として、あるいは直接自分たちで報酬を決める、いわばお手盛りというような形をとるということは適当ではない、という立場から、自分たち議員の報酬につきましては、「報酬審議会」という一つの制度をつくって、そこに市長から学識経験者並びに先ほど大柄議員も言われましたような形で賢明なる、あるいは良識ある市民の方々が集まって、いままでは第四回目ぐらいで済んだそうでありますけれども、今度は六回をかけた。その六回も、ある会派の推薦をされる方がなかなか出席が悪い、こういう立場から人をかえて行ったというために一、二回延びたというふうにも聞いております。

そういう状況の中で、全員が一致をして、いわゆるわれわれが選びました、市長から委嘱を受けました審議員すべてが賛同して決められたというふうに聞いているわけであります。なるほど、いま共産党さんの話を聞きますと、自分たちの議員歳費につきましては党が管理をするということをお聞きしてびっくりしたわけでありますけれども、少なくとも議員報酬、あるいは労働者の賃金、そうしたものは個人に支払われるべきものであって、個人がその党なりあるいはその組織なりに納めるのが当然である、というふうに私は思いますけれども、いまのところ共産党の市議団の諸君の状況を見ますと、それは残念なことに、本人が直接受け取るんでなくて、党の専従者がその都度委任状を持ってこられる、というふうな状況も聞いております。

本来ですと、このようなことがあるところは、非常に問題があるんでなかろうか、というふうに思います。

そこで、その本題でありますけれども、実は昭和五十年に、米沢総務委員長時代でありました。当時、副委員長が吉富繁枝さん、並びにこうした議長が加わりまして、当時、また佐々木副議長、並びに鈴木美奈子議員、あるいは高橋通夫議員、並びに滝瀬政吉議員、そして私が加わった総務委員会でありますけれども、そこでこの報酬問題について審議をしたことがあります。そしたら、そのわれわれの主張は、あくまでもこれからは議員が専門職でやっていかなければならず、また、どんな人でも、あるいはどんな貧乏人でも、議会へ堂々と胸を張って出ていける、あるいは立候補できる、こういう立場をとっていくためには、その十分たる保障が必要である、適切なる保障が必要である。こういう立場から、物を申しているときに、当時鈴木美奈子議員はそのとき、われわれの歳費は専念活動に使うんだ、こういうふうな発言がありました。私は、それはそれなりで結構だと思いますけれども、少なくとも、共産党さんは党からお金をいただいている、党の管理である、あるいはその他の政党もそういうところがあるかもしれませんけれども、少なくてもそれはそれでもって自由でありますけれども（「これは関係ないでしょ」と呼ぶ者あり）、少なくとも、歳費でもって十分生活のできるようなことでなければ、これから民主的な議会に出

てこられるような方々が非常に減ってしまうだろう、有能な人があっても、その方が出られないだろう、こういうふうに思います。

たとえば、現在公務員で相当な地位のところにいる、あるいは社会的にかなりの地位の方がいる、その方が議員に出たい、あるいは一方では非常にお金がなくて困っている人でも、有能な方が議員に出たいというときに、報酬がある程度決められていない、こういうことになってきますと、非常な問題が起こるんではなかろうか。かすみを食って生きていけ、あるいは議員活動をやっていけ、ということに私はないかねないというふうに思うわけであります。もちろんその上げ額が妥当でなければ、私もこうした発言をしませんけれども、少なくとも、今日の経済情勢なり、あるいは答申を受けた市長部局は、十分審議を得る中で、その答申を妥当と認め、現在の市財政の中で、十分議員が活動するには、この程度はやむを得ないというふうに判断をしたために、この答申を踏まえて提案をされた、というふうに理解をしているわけであります。そういう意味からいきましても、この答申の中身を見ましても、先ほど赤松部長もその説明をされましたように、きわめてその職務の内容は、年々増大する行政上への速やかな対応、あるいは住民要望を取り入れた施策の実施に当たって、指導性、的確な判断力等が要求され、その行動は常に市民の注視の中にあり、市民の要望にこたえるべきその職責は、まことに重大なものです、こういうふうにも言われておるわけであります。そして、この行政に対する需要にこたえるためには、どうしても議員が私は少なくともこれからは専門職の議員も多く入れていかなきゃならない、そういう迎え入れる場でなければならないと思います。兼職は兼職で、それなりの理由があるでしょうけれども、私はそういう先ほど言いましたように、少なくとも、だれでも議員に資格はなれる、得る、または議員に出て活躍ができる十分な保障、いわば生活保障がされなければいけないというふうに思うわけであります。したがいまして、どこの政党から出ようが、たとえば社会党や共産党から出ようが、あるいは自民党から出ようが、その議員の生活、すなわちそれはあくまでも政党の議員じゃない。政党だけの議員でなくて、市民全体をやはり大事にする、意見を反映する議会の場ですから、その活動を保障するためには、どうしてもそれ相当の対応が必要だろうということから、この付帯意見でも見られますように、社会経済情勢を十分に反映したものであるべきものである、というふうにも書かれております。そしてこの本審議会でも論議されたとこであり、現在の給与並びに報酬のあり方について、今後検討を加え、十分配慮されることを期待します。このようにも書かれておるわけであります。

確かに日野市は十四万五千有余を抱える人口になりました。間もなく十五万にならんといたしておりますけれども、同じく

お隣りの立川市におきましても、すでに、いままでは日野市の方が約一千名ばかり少なかったんでありますけれど、ここ二、三年の間に追い越しましたところ、立川の方は例をとりますと三十六名の議員定数、日野は三十六名の幅を持っていながらも三十名で活動している。こういうことからいきましても、私は少なくともそこで相当議員定数も抑える中で、理事者が奪闘されている議員諸君のそうした活動に対して、十分保障すべきである、というふうに思うわけであります。ですから私は市民の前に対して堂々と胸を張ってこれだけの賃金で、失礼、これだけの報酬をいただいている。あるいはまた、私は報酬と言いたくないんです。実は賃金と言いたいくらいです。やはりそういうような状況の中で、少なくともこの答申が全市民から見て、私も市民と何回も会いましたけれども、確かに反対する人もいるかもしれません。しかし、一般的には、いま二十九万五千円であらますけれども、四十万も五十万ももらってるというような雰囲気の人もいます。そのために、私は給料袋をちゃんと見せております。そしてその中でも、少なくとも税金をここから幾ら引かれ、どうなっていくんだと聞くと、ううん、こんなに安いのかという人もいるくらいな状況であります。十分議員活動を保障するためには、繰り返すようでありますけれども、やはり公民権の行使をする場からも、絶対にある意味での報酬の値上げは仕方がない。いま発言がありましたように、それでは報酬の値上げに対しまして反対だ、ということもございましたけれども、反対をするならば、それでは凍結すればいいじゃないかというようなことに対しては、いま法律がそう定めてない、こういうふうに言われますけれども、それは十分考えれば別な方法は私はあるんではなかろうか、というふうに思うわけでありますけれども、報酬が多数で決まるということがわかっている、したがって反対をした。反対して、それをもらいに行く、それはないでしょう。私たちは、こういうような形では（「必ずしも社会党の言うことがずいぶん違うぞ」と呼ぶ者あり）自分たちの、いわゆる財政事情の関係から市民生活を取り上げながら、いかにもそれでは余りにもかっこうよ過ぎる、というふうに私は思うわけであります。

そうした意味から、少なくとも、今日の状況の中でも十分この審議会はそうした財政事情なんかも考慮し、あるいは市民意なんかも考慮しながら、これだけの報酬の値上げをされたということに対しましては、その根底は別といたしましても、少なくとも、この審議に参加された各委員の方々、ほんとに真剣に審議をされたというふうに私は理解をいたしますし、りっぱな方々が皆さん入っているわけでありますね。しかも全会一致ということでありますので、少なくとも、自分の報酬は自分たちで決められない、あるいは、私も総務委員長をやっておりますけれども、少なくとも、総務委員会なり、あるいは議会でこれを決めるということになりますと、やはりお手盛りの域を脱しないということにもなりかねません。したがいまして、そういう場合には、公聴会に匹敵するこの答申を審議された報酬審議会等のこの改定問題につきましても、十分そういうことを考慮に入れながら私は賛成をしなければならない、というふうに思うわけであります。

また、私は当然胸を張ってこの答申を受けとめ、そしていま板垣議員から言われましたが、来年の、五カ月後には市議選が迫っているから、それに対しても云々という発言も出ましたけれども、そのような形では宣伝の仕方、私はきわめて不当であると言わざるを得ません。したがいまして、少なくとも、どこかの国で、あるいはフランスだったと思いますけれども、労働者が議会に出ていって、なかなかその生活が苦しいということから、議員の報酬を上げるべきだということで、ストライキを打ったという話まで聞いております。このような形で、いかに議会を民主的に、かつまた市民の声を反映させるためには、日常活動が必要か、こういうことでありますけれども、今後はこの報酬値上げに伴い、議員おのおのが、さらに奮闘して議会活動並びに市民活動を通じながら、市民の声を議会に代弁すべき努力をすべきである。私はこういう立場から、賛成の意を表するものであります。

以上をもちまして、代表しましてこの三件の議案に対しましては、賛成を表明するものであります。以上であります。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　ただいまの発言中、事実誤認があるようですので確認の意味で総務部長に質問いたしますけれども、本間議員の発言中、ある審議員が欠席をしたかのごとき発言がありました。これは全くの事実誤認であります。名誉のために、あえて確認したいと思いますけれども、市長から委嘱を受けたある委員が、自分の仕事の日程からいって、どうしても審議会に出席することができない、こういうことから、当初から辞職といいますか、辞任を申し出ておりました。したがって、審議会に欠席をしていたという指摘は、事実誤認であると私は思いますが、この点について総務部長、いかがですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　私の方からお答えといいますか、確認といいますか――お答え申し上げたいと思います。

さっき申し上げましたように、前後六回にわたって開催されたわけでございます。その前に、委嘱を申し上げるいろいろと話し合いをしたわけでございますけれども、いま米沢議員からお話がありますように、五年ほど続けて報酬審議会をやっている、というふうなことで、かわった方にというふうな、個人のお話がございました。けれど、続けてことしだけやってい

ただく、かわった方をおいそれと見つけるということも早急にはできない、というふうなことで、続けてやっていただくことになったわけでございますけれども、会社の方がいろいろ多忙のようでございました。それよりも日程につきましては、ある集会の司会者を急にやらなきゃならなくなった、というふうな都合もございました。それから尼崎に急に出張しなきゃならん、というふうな日程等の狂いが出てきまして、やむを得ず欠席されるというふうな、その場に至っての日程の急激な変更等で、中途まで御出席が不可能だった、というふうなこと等もございました。そういう状況でございます。（「ほんとのことを言いなさい、遠慮することは要らない。真実を言いたまえ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　いま指摘されている委員が、当初から、仕事の日程から見て、審議会に出席できない、したがって辞任をしたい、委嘱を返上したい、こういう意思表示が当初からされていたわけですから、したがって、いま話のあったように欠席ではないと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　当初、さっき申し上げましたように、五回も続けてやってるというふうなことでかえてほしい――もちろんそのかえてほしいという中には、仕事上なかなか多忙で勤めがたい、というふうな要素もあったかと思いますけれども、さっき申し上げましたように、急にかわりの方を見つけるということもむずかしいというふうなこと等で、続けてやっていただく、ということになったわけでございます。

ですから、当初からやはり非常に日程が詰まっているという中で、固辞される意思はあったわけでございますけれども、お引き受けいただいた。それで途中からどうしても、実際にその審議会を開催し、日程を踏んでくる中で、要するに仕事の都合がつかない、というふうな途中の段階で、はっきりした、どうしてもやめたい、という意思表示があった、こういう経過でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより本三件について採決いたします。本三件は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（滝瀬敏朗君）　挙手多数であります。よって議案第九四号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第九五号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第九六号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第九七号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第九七号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市特別職の職員のうち教育委員会委員、選挙管理委員会委員など非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細は担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　九七号について御説明申し上げたいと思います。

九七号につきましては、理事者から説明がございましたように、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正でございます。議案の内容としましては、この種の特別職は四十七の職ランクに分かれておるわけでございます。それで新旧の対照表の方で御説明申し上げますと、四十七全部にわたって御説明申し上げにくうございますので、一部を御説明申し上げますと、教育委員会におきましては、教育委員会の委員長は月額八万五千円であるものを九万二千円にする、こういうものでございます。

それから同じ月額でございましても、一枚めくっていただきまして、真ん中ほどに保育園医――保育園の医者がございます。これにつきましては、二万五百円であるものを二万一千八百円にする、こういうものでございます。

それから日額で取り扱っている委員につきましては、二枚目の固定資産の評価審査委員会の委員、これを例で申し上げますと、日額いままで六千五百円であるものを七千円に引き上げる、こういう内容のものでございます。この引き上げにつきましては、報酬審議会の答申の骨子に沿いまして決定しておるわけでございます。その決定に際しましては、日野市と大体匹敵するところの都下十七市のこの種の特別職の報酬の平均というものを横にらみしまして、決定しておるわけでございます。大体国家公務員の人事院勧告等、定昇を含めた七・三九というふうな一応の引き上げ額に相なっておるわけでございます。もちろん数字の多少の四捨五入等の関係はございますけれども、概略としまして、その程度の引き上げ額になり、十七市平均額等にさや寄せしている、というふうな状況でございます。そういう内容の引き上げでございますので、よろしく御審議を賜りたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なけ

午前零時五十分休憩
後再会に至らず閉会

ればこれをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九七号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十六年九月　日

日野市議会議長　滝瀬敏朗

日野市議会副議長　島村孝志

署名議員　板垣正男

〃　奥住芳雄

日野市立図書館
☎81－7354
13 68 153